海陽町地域防災計画

令和６年３月

海陽町防災会議

全 編 目 次

第１編　共通対策編　目次

第１章　総則

第１節　計画の概要 …… １-１
第２節　海陽町の地勢・地質と気候・気象 …… １-３
第３節　地域特性に配慮した防災対策の推進 …… １-１５
第４節　防災関係機関及び住民の責務と処理すべき事務あるいは業務の大綱 …… １-１９

第２章　災害予防

第１節　防災知識の普及・啓発・教育 …… １-２７
第２節　防災訓練計画 …… １-３２
第３節　緊急輸送路等の確保 …… １-３６
第４節　自主防災組織の育成 …… １-３９
第５節　ボランティア受入体制の整備 …… １-４５
第６節　企業防災の促進 …… １-４９
第７節　住民等の避難対策 …… １-５１
第８節　避難行動要支援者等への支援対策の充実 …… １-５５
第９節　帰宅困難者対策 …… １-６４
第10節　広域応援・受援体制の整備 …… １-６７
第11節　情報通信機器等の整備及び災害時の情報提供 …… １-７０
第12節　防災拠点施設等の整備 …… １-７３
第13節　物資等備蓄体制及び輸送・供給体制の整備 …… １-７５
第14節　孤立集落対策 …… １-７８
第15節　大規模停電・通信障害への備え …… １-８０
第16節　災害廃棄物処理体制の整備 …… １-８２
第17節　事前復興の取組 …… １-８３

第３章　災害応急対策

第１節　災害応急対策の内容 …… １-８５
第２節　災害対応体制の設置計画 …… １-８８
第３節　情報通信 …… １-１０３

第４節　災害情報の収集・伝達……1-113
第５節　災害の広報……1-120
第６節　自衛隊災害派遣要請……1-123
第７節　防災関係機関応援要請……1-127
第８節　災害救助法の適用……1-133
第９節　避難対策の実施……1-136
第10節　交通確保対策……1-150
第11節　緊急輸送対策……1-154
第12節　消防防災ヘリコプター等の運航……1-156
第13節　消火活動等の実施……1-158
第14節　水防活動……1-163
第15節　被災建築物・被災宅地の安全対策……1-167
第16節　救出・救助対策……1-169
第17節　医療救護活動……1-172
第18節　飲料水・食料・物資等の供給……1-178
第19節　保健衛生・防疫、遺体の火葬等……1-187
第20節　要配慮者への支援対策の実施……1-199
第21節　動物救済対策……1-202
第22節　災害廃棄物の処理……1-204
第23節　住宅の確保……1-207
第24節　障害物の除去……1-212
第25節　労務需給計画……1-214
第26節　ボランティア活動の支援……1-216
第27節　義援金・義援物資の受入れと配分……1-219
第28節　公共土木施設等の応急対策……1-221
第29節　教育対策……1-235

第４章　災害復旧・復興

第１節　復旧・復興の基本方針……1-239
第２節　公共施設災害復旧事業計画……1-240
第３節　災害復旧事業にともなう財政援助と助成……1-241
第４節　被災者の生活再建等の支援……1-243
第５節　計画的復興……1-257

第２編　南海トラフ地震対策編　目次

第１章　総則

第１節　計画の概要 …… 2-1
第２節　被害の履歴 …… 2-2
第３節　被害想定 …… 2-8
第４節　防災・減災対策の推進 …… 2-18
第５節　震災対応のチェックリスト …… 2-19

第２章　災害予防

第１節　建築物等の耐震化 …… 2-33
第２節　都市防災機能の強化 …… 2-40
第３節　地盤災害予防対策 …… 2-42
第４節　津波災害予防対策 …… 2-45
第５節　水道施設の整備 …… 2-53
第６節　危険物等の災害予防対策 …… 2-55
第７節　避難対策の充実 …… 2-58
第８節　火災予防対策 …… 2-71
第９節　海陽町業務継続計画（ＢＣＰ） …… 2-77
第10節　企業の事業継続計画（ＢＣＰ） …… 2-78
第11節　地震防災緊急事業五箇年計画の推進 …… 2-80
第12節　地震災害に関する調査研究 …… 2-82

第３章　災害応急対策

第１節　南海トラフ地震臨時情報に伴う対応 …… 2-84
第２節　東海地震の警戒宣言に伴う対応 …… 2-95

第４章　推進計画

第１節　総則 …… 2-97
第２節　災害対策本部等の設置他 …… 2-99
第３節　地震発生時の応急対策等 …… 2-100
第４節　関係者との連携協力の確保 …… 2-103
第５節　津波からの防護、及び円滑な避難の確保に関する事項 …… 2-104

第６節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画……２-１１４
第７節　防災訓練計画……２-１１５
第８節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画……２-１１６
第９節　津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項……２-１１７

第３編　活断層周辺の地震対策編　目次

第１章　総則

第１節　計画の概要 …… 3-1
第２節　被害想定 …… 3-2

第２章　災害予防

第１節　活断層変位による災害予防対策 …… 3-7
第２節　その他予防対策 …… 3-9

第４編　風水害対策編　目次

第１章　総則 4-1

第２章　災害予防

第１節　気象業務の整備 4-2
第２節　水害予防対策 4-15
第３節　風害予防対策 4-20
第４節　高潮・浸水等予防対策 4-24
第５節　土砂災害等予防対策 4-28
第６節　建築物災害予防対策 4-37
第７節　雪害予防対策 4-39

第３章　災害応急対策

第１節　豪雨災害への対応 4-40
第２節　水防活動の実施 4-41
第３節　土地改良区等における災害応急対策 4-42

第５編　大規模事故等災害対策編　目次

総則 …… 5-1

第１部　海上災害対策 …… 5-2

第１章　災害予防

第１節　本町の概況 …… 5-3
第２節　情報の充実 …… 5-4
第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策と災害復旧への備え …… 5-5

第２章　災害応急対策

第１節　発災直後の情報収集・連絡と通信の確保 …… 5-8
第２節　活動体制の確立 …… 5-10
第３節　捜索、救助・救急、消火活動 …… 5-10
第４節　緊急輸送のための交通確保、緊急輸送活動 …… 5-11
第５節　関係者等への的確な情報伝達 …… 5-11

第３章　災害復旧計画 …… 5-12

第２部　鉄道災害対策 …… 5-13

第１章　災害予防

第１節　本町の概況 …… 5-14
第２節　災害復旧への備え …… 5-15

第２章　災害応急対策

第１節　発災直後の情報収集・連絡 …… 5-17
第２節　活動体制の確立 …… 5-18

第３節　救助・救急、医療、消火活動 5-１８
第４節　避難指示等 5-１９
第５節　緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 5-１９
第６節　関係者等への的確な情報伝達 5-１９
第７節　防疫と遺体の処理 5-２０

第３章　災害復旧計画

第１節　応急工事資材の確保 5-２１
第２節　災害復旧計画及び実施 5-２１

第３部　道路災害対策

5-２２

第１章　災害予防

第１節　本町の概況 5-２３
第２節　道路交通安全確保のための情報 5-２４
第３節　道路施設等の管理と整備 5-２５
第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策と災害復旧への備え 5-２５
第５節　防災知識の普及 5-２７
第６節　再発防止対策 5-２７

第２章　災害応急対策

第１節　発災直後の情報収集・連絡 5-２８
第２節　活動体制の確立 5-２８
第３節　救助・救急、医療、消火活動 5-２９
第４節　緊急輸送のための交通確保、緊急輸送活動 5-３０
第５節　危険物等の流出に対する応急対策 5-３０
第６節　道路施設・交通安全施設の応急復旧 5-３０
第７節　関係者等への的確な情報伝達 5-３０
第８節　防疫と遺体の処理 5-３１

第３章　災害復旧計画

第１節　応急工事資材の確保 5-３２
第２節　災害復旧計画及び実施 5-３２

第４部　危険物等災害対策 5-33

第１章　災害予防

第１節　本町の概況 5-34
第２節　危険物等関係施設の安全性確保 5-35
第３節　災害応急対策、災害復旧への備え 5-36
第４節　石油類等危険物施設 5-38
第５節　一般高圧ガス 5-38
第６節　毒劇物取扱施設等 5-38
第７節　放射線使用施設等 5-39
第８節　複合災害予防対策 5-39

第２章　災害応急対策

第１節　発災直後の情報収集・連絡と通信の確保 5-40
第２節　活動体制の確立 5-41
第３節　石油類等危険物施設の事故応急対策 5-41
第４節　一般高圧ガス等の事故応急対策 5-42
第５節　毒劇物取扱施設等の事故応急対策 5-42
第６節　放射線使用施設等の事故応急対策 5-43
第７節　救助・救急、医療、消火活動 5-44
第８節　緊急輸送のための交通確保 5-44
第９節　危険物等の大量流出に対する応急対策 5-44
第10節　施設、設備の応急復旧活動 5-44
第11節　関係者等への的確な情報伝達 5-45
第12節　防疫と遺体の処理 5-45

第３章　災害復旧計画 5-46

第５部　大規模な火事災害対策 5-47

第１章　災害予防

第１節　本町の概況 5-48

第２節　災害に強いまちづくり……5-48
第３節　大規模火災防止の情報充実……5-49
第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策と災害復旧への備え……5-49

第２章　災害応急対策

第１節　発災直後の情報収集・連絡……5-51
第２節　活動体制の確立……5-51
第３節　消火活動……5-52
第４節　緊急輸送のための交通確保……5-52
第５節　施設・設備の応急復旧活動……5-52
第６節　関係者等への的確な情報伝達……5-52
第７節　防疫と遺体の処理……5-53

第３章　災害復旧計画

……5-54

第６部　林野火災対策

……5-55

第１章　災害予防

第１節　本町の概況……5-56
第２節　林野火災に強い地域づくり……5-56
第３節　情報の充実……5-57
第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策と災害復旧への備え……5-57
第５節　防災知識の普及等……5-58

第２章　災害応急対策

第１節　発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保……5-59
第２節　活動体制の確立……5-59
第３節　消火活動……5-60
第４節　緊急輸送のための交通確保、緊急輸送活動……5-61
第５節　施設・設備の応急復旧活動……5-61
第６節　関係者等への的確な情報伝達……5-61
第７節　二次災害の防止活動……5-62
第８節　防疫と遺体の処理……5-62

第３章　災害復旧計画

第１節　復旧対策……5-63
第２節　実施計画……5-63

第７部　原子力災害対策……5-64

第１章　総則

第１節　計画の目的……5-65
第２節　計画の性格……5-65
第３節　災害の想定……5-66

第２章　事前対策

第１節　情報の収集と連絡体制の整備……5-67
第２節　事前対策の整備……5-67
第３節　広域避難対策……5-68
第４節　住民等への的確な情報伝達体制の整備……5-69
第５節　原子力防災に関する住民等への知識の普及と啓発……5-69

第３章　緊急事態応急対策

第１節　基本方針……5-70
第２節　情報の収集・連絡体制の整備等……5-70
第３節　緊急事態応急体制の確立……5-71
第４節　住民等への的確な情報伝達活動……5-72
第５節　広域避難対策……5-72

第４章　中長期対策

第１節　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表……5-73
第２節　各種制限措置の解除……5-73
第３節　住民等への的確な情報伝達活動……5-73
第４節　風評被害等の影響の軽減……5-73
第５節　避難者の生活支援継続と長期化への対応……5-74

第６編　海陽町水防計画　目次

第１章　総則

第１節　目的 …… 6-1
第２節　内容 …… 6-1
第３節　用語の定義 …… 6-2
第４節　水防の責任と義務 …… 6-4
第５節　水防計画の策定及び変更 …… 6-5
第６節　津波における留意事項 …… 6-5
第７節　安全配慮 …… 6-6

第２章　水防体制

第１節　水防本部の設置 …… 6-7
第２節　水防本部の組織等 …… 6-7

第３章　水防危険箇所

第１節　重要水防区域等 …… 6-8
第２節　重要水防区域設定の基準 …… 6-9
第３節　重要水防区域一覧 …… 6-11

第４章　水防施設

第１節　水防倉庫及び備蓄資材の状況 …… 6-12
第２節　水防資材の調達 …… 6-12
第３節　重要な水門・樋門、排水機場 …… 6-13

第５章　予報及び警報

第１節　気象庁が行う予報及び警報 …… 6-14
第２節　水位情報・水防警報等 …… 6-15
第３節　水防信号 …… 6-20

第６章　水防活動

第１節　観測及び通報……6-21
第２節　樋門・排水機場等の操作……6-22
第３節　監視及び警戒……6-23
第４節　水防団の出動体制……6-24
第５節　水防作業……6-25
第６節　決壊・漏水等の通報及びその後の措置並びに避難のための立ち退き……6-33

第７章　通信連絡体制

第１節　徳島県総合情報通信ネットワークシステム……6-35
第２節　非常通話及び電報……6-35
第３節　水防に関する予報及び警報の通信連絡……6-35

第８章　協力及び応援

第１節　高知県東洋町との応援協定……6-36
第２節　応援及び相互協力……6-36
第３節　水防連絡会議……6-37

第９章　水防費用

第１節　費用負担……6-38
第２節　損失補償……6-38
第３節　災害補償……6-38

第１０章　水防報告及び記録

第１節　てん末書……6-39
第２節　水防記録……6-40

第１１章　水防訓練

第１節　水防訓練……6-41
第２節　災害通信連絡及び情報伝達訓練……6-41

第１編

共通対策編

第１編　共通対策編　目次

第１章　総則

第１節　計画の概要 …… １-１
第２節　海陽町の地勢・地質と気候・気象 …… １-３
第３節　地域特性に配慮した防災対策の推進 …… １-１５
第４節　防災関係機関及び住民の責務と処理すべき事務あるいは業務の大綱 …… １-１９

第２章　災害予防

第１節　防災知識の普及・啓発・教育 …… １-２７
第２節　防災訓練計画 …… １-３２
第３節　緊急輸送路等の確保 …… １-３６
第４節　自主防災組織の育成 …… １-３９
第５節　ボランティア受入体制の整備 …… １-４５
第６節　企業防災の促進 …… １-４９
第７節　住民等の避難対策 …… １-５１
第８節　避難行動要支援者等への支援対策の充実 …… １-５５
第９節　帰宅困難者対策 …… １-６４
第10節　広域応援・受援体制の整備 …… １-６７
第11節　情報通信機器等の整備及び災害時の情報提供 …… １-７０
第12節　防災拠点施設等の整備 …… １-７３
第13節　物資等備蓄体制及び輸送・供給体制の整備 …… １-７５
第14節　孤立集落対策 …… １-７８
第15節　大規模停電・通信障害への備え …… １-８０
第16節　災害廃棄物処理体制の整備 …… １-８２
第17節　事前復興の取組 …… １-８３

第３章　災害応急対策

第１節　災害応急対策の内容 …… １-８５
第２節　災害対応体制の設置計画 …… １-８８
第３節　情報通信 …… １-１０３
第４節　災害情報の収集・伝達 …… １-１１３
第５節　災害の広報 …… １-１２０
第６節　自衛隊災害派遣要請 …… １-１２３

第７節　防災関係機関応援要請 1-127
第８節　災害救助法の適用 1-133
第９節　避難対策の実施 1-136
第10節　交通確保対策 1-150
第11節　緊急輸送対策 1-154
第12節　消防防災ヘリコプター等の運航 1-156
第13節　消火活動等の実施 1-158
第14節　水防活動 1-163
第15節　被災建築物・被災宅地の安全対策 1-167
第16節　救出・救助対策 1-169
第17節　医療救護活動 1-172
第18節　飲料水・食料・物資等の供給 1-178
第19節　保健衛生・防疫、遺体の火葬等 1-187
第20節　要配慮者への支援対策の実施 1-199
第21節　動物救済対策 1-202
第22節　災害廃棄物の処理 1-204
第23節　住宅の確保 1-207
第24節　障害物の除去 1-212
第25節　労務需給計画 1-214
第26節　ボランティア活動の支援 1-216
第27節　義援金・義援物資の受入れと配分 1-219
第28節　公共土木施設等の応急対策 1-221
第29節　教育対策 1-235

第４章　災害復旧・復興

第１節　復旧・復興の基本方針 1-239
第２節　公共施設災害復旧事業計画 1-240
第３節　災害復旧事業にともなう財政援助と助成 1-241
第４節　被災者の生活再建等の支援 1-243
第５節　計画的復興 1-257

第１章　総則

第１節　計画の概要

第１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条の規定をもとに、海陽町（以下「本町」という。）の地域に係る災害対策に関し、以下の事項について定め、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、本町域ならびに住民の生命・身体と財産を保護することを目的とする。

（１）本町の地域に係る防災に関し、本町及び本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱
（２）本町の地域に係る防災施設の新設または改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
（３）情報の収集及び伝達、災害に関する予報または警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
（４）上記に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
（５）その他必要な計画

第２　計画の構成

海陽町地域防災計画（以下「本計画」という。）は、近年の社会経済の変化や、本町において過去に発生した災害被害の教訓を生かし、初動及び情報収集の体制、交通・輸送・救助・救援・医療救護・避難所運営・広域救援及びボランティアの受入体制、公共施設やライフライン等の整備や、災害に強いまちづくり等の視点を踏まえ、今後予想される南海トラフ巨大地震等の地震・津波災害、風水害、その他大規模災害に備えるため、以下に示す各編で構成する。

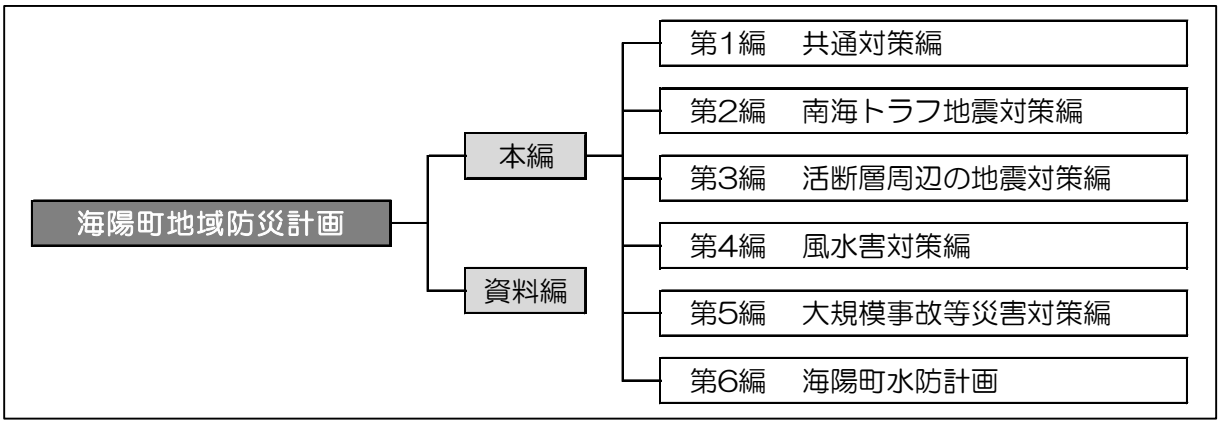

本計画の編構成

このうち、「共通対策編」は、本町内の災害全般に関して共通の指針及び対策を定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「南海トラフ地震対策編」、「活断層周辺の地震対策編」、「風水害対策編」、「大規模事故等災害対策編」、「海陽町水防計画」に定めるところによるものとする。

第３　計画の修正

昨今の想定外ともいえる異常な天然現象の対処においては、必要があると認めるとき、防災会議に諮り、すみやかに修正する。

第４　他の計画との整合性

本計画は、本町地域の災害対策に関する総合的・基本的な性格を有しているため、県が策定した『徳島県地域防災計画』や『徳島県水防計画』あるいは、指定行政機関や指定公共機関が作成した各防災業務計画等との整合を図る。

第５　計画の習熟等

本計画は、本町職員及び防災関係施設の管理者、その他防災関係機関に周知し、これら関係者は、平時において訓練その他の方法により、この計画の習熟に努め、広く住民への周知を図るとともに、各担当部局で実施する個別計画の作成・推進を行う。

第６　共通対策編の構成

共通対策編の構成は、以下のとおりとする。

共通対策編の構成

構成	記　述　内　容
第1章　総則	計画の目的、構成、本町の地勢・地質及び気象状況を記し、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、町内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が災害に対して処理すべき基本的な事務または業務の大綱を定める。
第2章　災害予防	災害の発生を未然に防止し、または災害が発生した場合にその災害を最小限に止めるため、防災組織の整備や震災に強いまちづくりなど平常時に措置すべき事項についての基本的な計画を定める。
第3章　災害応急対策	災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害による被害を防御し、災害の拡大を防止するための応急的に実施すべき対策の基本的な計画を定める。
第4章　災害復旧・復興	災害復旧・復興の実施にあたっての基本的な方針を定める。

第２節　海陽町の地勢・地質と気候・気象

第１　概要

海陽町は徳島県の東南端に位置し、東西２４㎞、南北２２㎞、総面積 327.67km^2 に及ぶ広大な面積を有しており、その９割は山地によって占められている。

地形は四国山地の支脈である貧田丸（標高 1,018m）、湯桶丸（標高 1,372m）、鰻轟山（標高 1,046m）等、海抜１千ｍ級の山が連なり海部山脈の源をなしている。海部川（全長 36,327m）が町の南北を縦断し、北に伊勢田川（全長 6,660m）、南に宍喰川（全長 11,127ｍ）が流れて、いずれも太平洋に注いでいる。

また、東端に県下最大の汽水池である海老ヶ池と、海岸に大松原があり宍喰川付近には、水床湾があり大小数多くの島々が浮かび景勝地をなしている。

人口（令和５年３月末現在）は 8,578 人（男性 4,087 人、女性 4,491 人）で、人口密度は 26.1 人／km^2 である。

本町内には幹線道路として国道５５号、国道１９３号等が走行し、隣接する牟岐町、那賀町、高知県東洋町を結んでいるほか、鉄道路線として、ＪＲ牟岐線（※注１）、阿佐東線（※注２）が運行しており、本町の公共交通を担っている。

また、国道５５号の代替機能を有する地域高規格道路（※注３）として、阿南安芸自動車道（※注４）の整備が進められており、本町においても、浸水区域の迂回ルートとして、県道芥附海部線の整備を行う等、災害に強い道路整備を推進している。

※注１　ＪＲ牟岐線
本町の停車駅は、鯖瀬駅・浅川駅・阿波海南駅・海部駅の４駅があり、通勤・通学の乗降客が主体となって利用されている。

※注２　阿佐東線
本町から高知県東洋町にかけて位置する総延長 8.5ｋｍの鉄道路線であり、令和３年より DMV（デュアル・モード・ビークル）による運行が開始され、これまでの鉄道区間に加え、町内外の停留所間の道路でも運行している。
本町に本社を置く第三セクター鉄道事業者である「阿佐海岸鉄道㈱」が運営している。

※注３　地域高規格道路
２車線以上を確保し、自動車専用道路と同等の規格を有し、60 ㎞/h 以上の速度規定のある地域構造強化を計った高速交通網。

※注４　阿南安芸自動車道
徳島県阿南市を起点とし高知県安芸市を終点とする地域高規格道路であり、県内では日和佐道路が全線開通されているほか、桑野道路、福井道路の整備事業が進んでおり、本町においても、平成３１年度に海部野根道路が事業化されている。

海老ヶ池（南西端より撮影）

浅川湾網代崎の内側にある、周囲約４km の汽水湖。県下最大の湖であり、四国地方で唯一の天然湖である。北の端が浅川湾と通じているため、淡水・海水が入り交じっており、魚の種類が多い。

宍喰浦の化石漣痕

宍喰浦にある国指定の天然記念物。約 4,000 万年前の海底で、水流によって運ばれた砂の層の表面がうね状になり、その後固結し出来た漣痕が、海洋プレートに押され陸側に傾き崖になった。

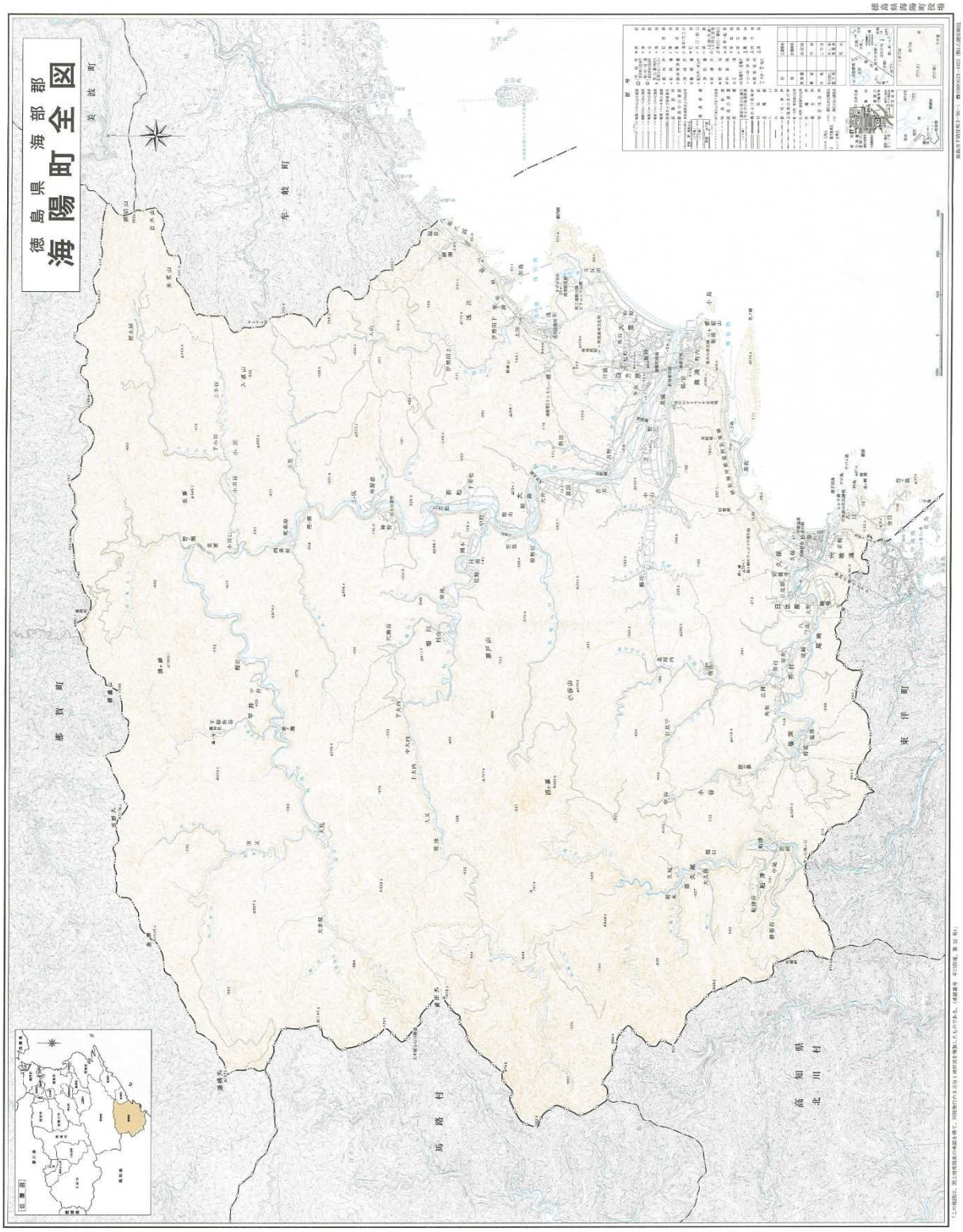
徳島県 海部郡
海陽町全図
牟岐町
美波町
那賀町
東洋町
高知県
北川村
馬路村

第２　自然条件

１．河川

（１）海部川

湯桶丸の東側を水源とし、北東流の後、南流に変わり奥浦で太平洋に注ぐ、二級河川である。流域面積は約 206km^2 であり、県下で２番目に大きな流域面積である。善蔵川、母川、相川等の支川があり、約９割が山間部を流れている。

（２）宍喰川

小谷中川付近を水源とし、尾崎地区で支川である広岡川及び坂瀬川と合流し、平野部を貫通し太平洋に注ぐ、二級河川である。流域は宍喰地区全域の約 40%を占める。

（３）伊勢田川

入道山を水源とし、海陽町内を流れ浅川湾に注ぐ、延長 6.6km の二級河川である。

（４）野根川

高知県境に近い貧田丸を水源とし、本町西部の山中から高知県東洋町を南進後、東洋町野根で太平洋に注ぐ、二級河川である。

（５）その他河川

鯖瀬川、浦上川等、海沿いの平野部を流れる小規模河川もいくつか見られるが、多くの河川は、海部川や宍喰川の水系として、山間部を流れている。

なお町内の主要な山岳・河川の詳細は、資料編 No.１に参照した。

２．地質

（１）概要

徳島県の地質構造は、中央構造線（※注１）、御荷鉾構造線（※注２）、仏像構造線（※注３）の大断層によって、北方より和泉層群（※注４）、三波川帯（※注５）、四万十帯（※注６～１０）の地層に区分される。

本町は西南日本の太平洋側に広く分布する四万十帯に属し、本地域は安芸構造線と呼ばれる断層破砕帯を境として、その北側に分布する北帯（白亜系）の日野谷層群（※注１１）と、南側に分布する南帯（第三系）の室戸半島層群（※注１４）とに区分される。

※注１　中央構造線
西南日本を内帯と外帯に区分する我が国第一級の大断層。徳島県では阿讃山麓沿いに連なり、三好市（池田町・三野町）、美馬市美馬町、阿波市阿波町等で露頭している。第４紀更新世（２００万年前）以降も活動したとされる活断層である。

※注２　御荷鉾構造線
三波川帯南縁から秩父帯北縁にかけて、緑色の塩基性片岩が分布している。原岩は、塩基性溶岩や火成砕屑岩類で、海底堆積作用で枕状溶岩も観察される。

※注３　仏像構造線
高知県土佐市の地名「仏像」を模式地とした大断層。秩父帯中の三宝山帯南帯と四万十帯北帯との境界をなす逆断層で、三宝山帯が四万十帯の上に乗り上げるような構造となっている。断層面の上を上盤、下の方を下盤というが、上盤が下方に移動しているのを正断層、上盤が上方に移動しているのを逆断層という。なお、逆断層のうち断層面の傾斜角が４５°以下のものを衝上断層と呼ぶ。

※注４　和泉層群
中央構造線以北に分布する西南日本内帯の礫岩・砂岩・泥岩等の堆積岩で構成された地層群。

※注５　三波川帯
低温高圧型の広域変成岩分布域をいい、三波川結晶片岩層を主体としている。結晶片岩は、緑色片岩・黒色片岩・石英片岩等であるが、緑色片岩（～緑泥片岩）は、阿波の青石としての石材利用がある。

※注６　四万十帯
砂岩・泥岩等のタービダイト層（※注７）を主体に、緑色岩類・チャート等の岩塊を覆ったメランジェ層（※注８）を特徴とした堆積岩が主体となる。

※注７　タービダイト層
海底に沈積した砂や泥が、海底地震等で移動するときは非常に密度の大きい流れとなるが、このときの乱泥流堆積をタービダイトという。
また時間推移とともに、流れが停止すると、粒子は大→小の順で堆積固化し、礫岩→砂岩→泥岩のような級化層理面が形成される。

※注８　メランジェ層
フランス語の混合を意味し、時には径数ｋｍにも達する岩塊が泥岩基質（マトリックス）中に包含されている岩層をいう。なお発音の違いで、メランジュを日本名とする学者もいる。
後述する蛮岩（子持岩）も、メランジェである。

※注９　付加帯
四国地方は、ユーラシアプレート（大陸プレート）に乗った形で存在する。プレートテクトニクス（※注１０）により、フィリピン海プレート（海洋プレート）が南海トラフに沈み込むとき、フィリピン海プレートに乗っていた堆積物はユーラシアプレートに付加されるが、この堆積物が付加帯である。

※注10　プレートテクトニクス
大陸移動説や海洋底拡大説から発展してきた学説のプレート（板）とテクトニクス（構造）の造語。プレートは、対流するマントルに乗って動いているとされ、プレート同士が相互に影響しあって、地震や火山噴火を起こす等の地学現象が生じているとされる。
海洋プレートがマントルに沈み込む場所を海溝というが、四国沖のこの海溝が南海トラフである。

※注11　日野谷層群（四万十帯北帯）
安芸構造線に接する部分は泥岩層であり、細粒赤色凝灰岩及び酸性凝灰岩を挟んでいる。その北側には砂岩互層または、砂岩泥岩互層が重なる。砂岩互層は厚さ数ｍから２０ｍの礫岩層を挟む。

※注12　安芸構造線
四万十帯を北帯と南帯に区分する断層で、漁梁瀬ダムより小谷北西、そして母川のやや北方を富田南方へと延び、その後北東方向熟田、浅川北方から牟岐町へと延びている。
明瞭な露頭は北河内地区がよく知られており、衝上断層となって、ケルンコルやケルンバット（※注１３）を形成している。

※注13　ケルンバット
断層によって分離された丘陵地をいうが、ケルンコルと対語で表現される。

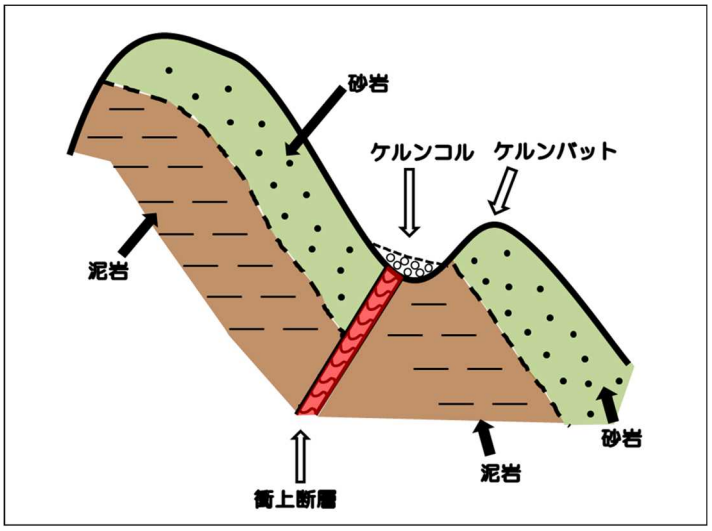

ケルンコルとケルンバット

※注14　室戸半島層群（四万十帯南帯）
四万十帯南帯に属し、砂岩・泥岩の分布比率によって岩相が異なる第三紀（２６０万年前～6,600 万年前）の地学的には比較的新しい地層。安芸構造線の南側に分布しており、那佐断層により南北二帯に分けられる。

《本町地質構造の補足説明》

次頁の図中に表示したリニアメントは、『[新編] 日本の活断層 ― 分布図と資料、活断層研究会編．東京大学出版会．1991 年 12 月』によるもので、Lini１～Lini７が記されている。

なお、このリニアメントとは、空中写真等で地表に表われる直線的な地形の特徴（線状構造）をいい、侵食・堆積等のほか、断層や節理（割れ目）の地下地質構造を反映したものがある。

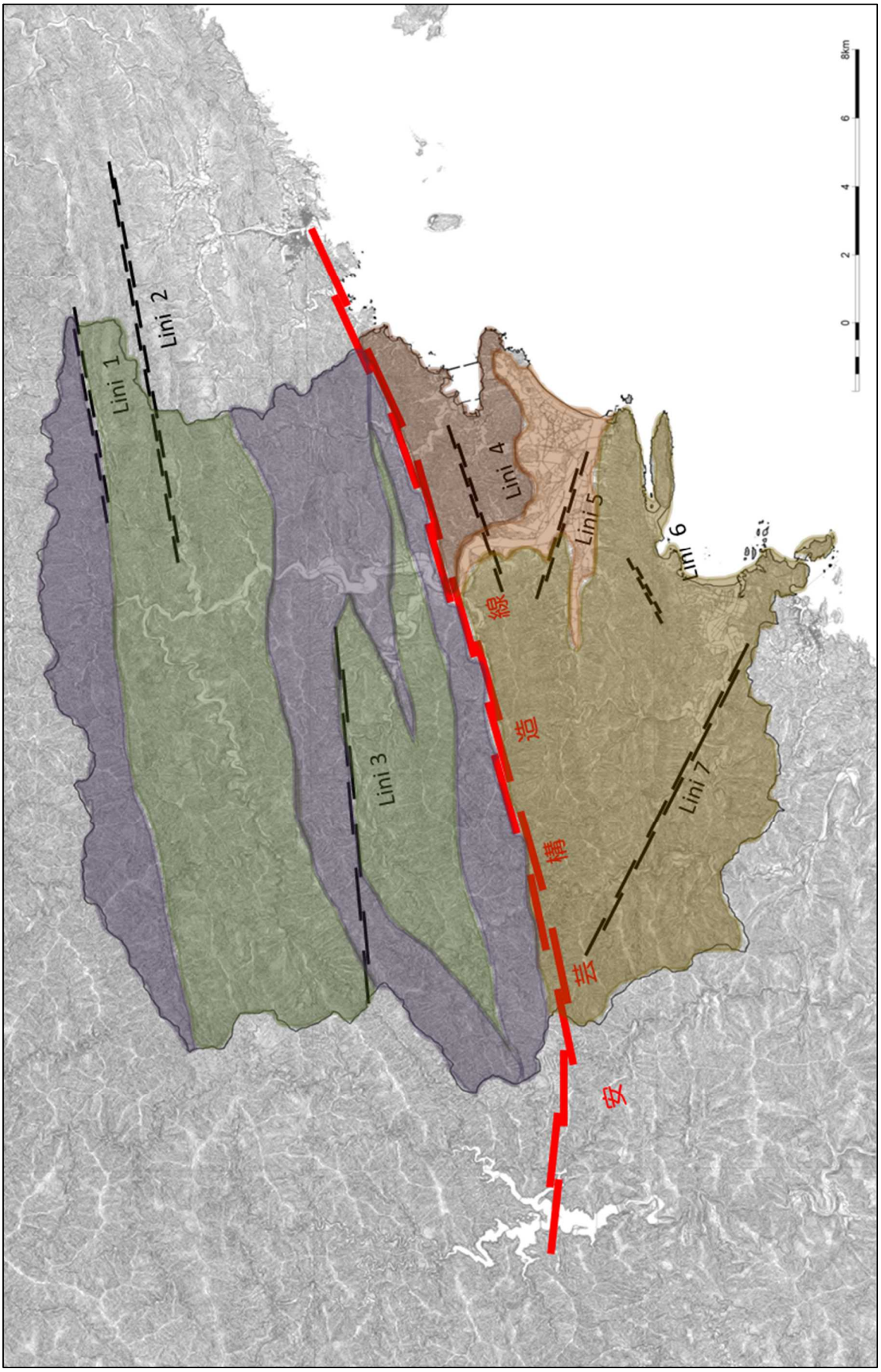

本町の地質構造

（２）第４紀層

地質年代でいう更新世～現世（２５８万年前～）に形成された未固結堆積物で、洪積層（※注１）と沖積層（※注２）に区分される。

本町においては、洪積層は、海部川・宍喰川・野根川流域各所の段丘等に分布しており、沖積層は、海部川・伊勢田川・宍喰川の各河川下流の平野や、市街地周辺等に分布している。

※注１　洪積層
沖積層より古い時代に堆積した地層であり、固結するまでには至っていない泥・砂・礫等で構成され、水はけが良く、比較的強固な特徴がある。主に丘陵地や台地に分布している。

※注２　沖積層
約２万年前の更新世末期以降に堆積した地層に相当し、形成年代が若く、締め固まっていないため、洪積層に比べて軟弱である。主に低地や平坦な地形に分布している。

３．気候・気象

（１）気候

徳島県は、剣山に代表される四国山地によって、北部は瀬戸内気候、南部は太平洋型気候となるが、本町は後者の太平洋型気候の分布域で、地形上、太平洋から南風で運ばれた水蒸気が四国山地（及びその他の山嶺）にぶつかるため、降水量は非常に多く、台風時には大雨になりやすい。

近年は、地球規模での温暖化による影響で、異常気象は増加傾向にあり、今後も増加していくと予測されている。本町も過去において、豪雨による家屋等の浸水被害などを経験してきたことから、防災対策においては、これらのことも十分に考慮した計画が必要となる。

（２）気象

本町は、温暖多雨の西南暖地型気候であり、夏は高温・多湿で、冬は暖かくなっている。降雨日数も多く、年間降水量は約 3,000mm を超え、高温・多湿・多雨となっている。

次頁の表は、徳島地方気象台が管理する地点「海陽」の気象観測資料であるが、当データからも本町周辺が温暖多雨であることが分かる。

地点「海陽」の平成２５年～令和４年（１０年間）月別平均気象観測資料

月	平均気温（℃）	降水量計（mm）	平均風速（m/s）
1月	6.2	89.0	1.1
2月	7.1	117.3	1.3
3月	10.9	192.7	1.4
4月	15.0	276.4	1.5
5月	19.0	286.0	1.4
6月	22.3	404.2	1.2
7月	26.2	413.6	1.4
8月	27.4	341.9	1.5
9月	24.2	441.4	1.3
10月	19.5	278.3	1.3
11月	13.9	146.0	1.0
12月	8.4	106.8	1.1
	（平均）16.7	（合計）3,093.1	（平均）1.3

（参照）気象庁ホームページの統計資料

第２　社会条件

１．人口の推移

海陽町は平成１８年３月に海南町、海部町、宍喰町の３町合併によって新町が誕生した。

令和５年３月現在において、人口 8,578 人、世帯数 4,493 世帯、６５歳以上人口は 4,017 人で約４７％となっている。平成１８年３月と比較すると、人口は 3,512 人の減少、世帯数及び６５歳以上人口も減少しているが、人口に対する比率はともに上昇しており、人口減少、核家族化、少子高齢化が急速に進んでいる。

また、世帯数の減少割合より、人口減少の割合が高いことから、高齢者の独居家庭が増加していると考えられる。

世帯・人口の推移

年　次	世帯数		人　口			人口増減数
	世帯	増減数	総数	男	女	
平成31年度	4,644	―	9,383	4,421	4,962	―
令和２年度	4,609	▲ 35	9,142	4,330	4,814	▲ 241
令和３年度	4,555	▲ 54	8,912	4,220	4,962	▲ 230
令和４年度	4,466	▲ 89	8,688	4,136	4,552	▲ 224
令和５年度	4,493	27	8,578	4,087	4,491	▲ 110

※　各年次の３月末日現在の集計結果

人口動態

年　次	自然動態			社会動態		
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減
平成31年（令和元年）	30	186	▲ 156	264	311	▲ 47
令和２年	31	193	▲ 162	197	278	▲ 81
令和３年	33	174	▲ 141	220	268	▲ 48
令和４年	28	166	▲ 138	275	253	22
令和５年	25	212	▲ 187	243	293	▲ 50

２．土地利用状況及び産業別人口

土地利用は山林、田が主体であるが、産業別就業人口に占める、第１次産業の割合は低い。

今後は、本町まちづくりの課題である「自然環境の保全」及び「活力ある産業振興」を推進するとともに、第１次産業の活性化にも努める。

土地利用状況

種類	面積（m^2）	種類	面積（m^2）
田	7,792,184	宅地（一般住宅用地）	629,918
畑	2,193,935	宅地（非住宅用地）	443,860
山林	72,472,885	その他	1,274,507
宅地（小規模住宅用地）	896,543	合計	85,703,832

（参照）「令和4年度 市町村税務統計書」徳島県

産業別就業人口

産業区分		就業人口(人)	比率(%)
第１次産業	農業	326	8.2%
	林業	72	1.8%
	漁業	215	5.4%
	第１次産業　合計	613	15.4%
第２次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	3	0.1%
	建設業	346	8.7%
	製造業	623	15.6%
	第２次産業　合計	972	24.4%

第３次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	19	0.5%
	情報通信業	9	0.2%
	運輸業、郵便業	130	3.3%
	卸売業、小売業	537	13.5%
	金融業、保険業	45	1.1%
	不動産業、物品賃貸業	14	0.4%
	学術研究、専門・技術サービス業	40	1.0%
	宿泊業、飲食サービス業	255	6.4%
	生活関連サービス業、娯楽業	118	3.0%
	教育、学習支援業	176	4.4%
	医療、福祉	626	15.7%
	複合サービス事業	82	2.1%
	サービス業（他に分類されないもの）	179	4.5%
	公務（他に分類されるものを除く）	162	4.1%
	第３次産業　合計	2,392	60.1%
分類不能の産業		6	0.2%
海陽町　就業人口　合計		3,983	

（令和２年度国勢調査結果）

第３　過去の災害

１．風水害

本町に被害をもたらした主な風水害（平成２５年以降）は、以下のとおりである。

主な風水害被害（平成２５年以降）

年月日	災害の原因	被害状況
平成25年 9月29日～9月30日	台風17号	9月30日に四国の南海上から和歌山県潮岬付近を通過した台風17号により、本町では最大瞬間風速33.5m/sを観測した。また、暴風に伴い倒壊・折損した樹木が高圧線に接触や断線による停電が町内の広範囲で発生した。
平成26年 8月1日～8月6日	台風12号 （熱帯低気圧）	8月1日から8月6日かけて、東シナ海を北上した台風12号から変わった熱帯低気圧の影響により、大気の状態が不安定になったことで、本町を含む県内各地で激しい雨が断続的に降り大雨となった。本町では、降り始めの8月1日12時から、6日24時までの総降水量は664.0mmを観測した。被害状況は、住家の半壊が1棟、床上浸水が93棟、床下浸水が253棟、崖崩れが2箇所、土石流が3箇所で発生するなど、町内各地で被害が発生した。

平成26年 8月7日～8月10日	台風11号	8月10日に高知県安芸市に上陸した台風11号により、本町では、8月8日～10日にかけて340.0mm以上の総降水量を観測した。これにより、床上浸水が1棟、床下浸水が18棟の被害が発生した。
平成27年 9月24日～9月25日	大雨	9月24日から翌25日にかけて、暖かく湿った空気が流れ込んだため、本町を含む県南部に局地的に非常に激しい雨が降った。本町では、9月23日23時～25日3時の総降水量は396.0mmを観測した。また、床上浸水が4棟、床下浸水が40棟の被害が発生した。
令和2年 1月27日～1月28日	大雨	1月27日から28日にかけて、南から暖かく湿った空気が流れ込んだため、本町を含む県南部を中心に暴風となり、局地的に雷をともなう猛烈な雨が降った。28日には本町で83.0mmの日降水量を観測し、1月として観測史上1位の値を更新した。翌28日も38.0mmの日最大1時間降水量を観測し、1月として観測史上1位の値を更新した。この大雨により、町内で床下浸水が10棟発生したほか、土砂の流出で、久尾地区では13世帯が一時孤立状態となった。
令和3年 9月8日	線状降水帯	徳島県南部に暖かく湿って空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となったことで線状降水帯が発生し、徳島県では顕著な大雨に関する情報が発表された。本町では、1時間雨量が120mm、24時間雨量が483.5mmを観測し、いずれも本町での観測史上最大値を記録した。床上浸水が18戸、床下浸水が58戸と家屋の浸水被害も発生した。

（参照）徳島地方気象台、徳島県発表資料等

２．林野火災

平成１４年以降で住民避難勧告が発令された大規模な林野火災は、全国１４件で、本県では発生していない。

ただ、その規模は、３０ｈａ～４１０ｈａと広範囲に及び、避難勧告者も岐阜の山火事（平成１４年４月５日～６日）では、3,613 人であった。

本町は、山林が主体の地勢ゆえ、改めて予防対策の重要性が理解されるところである。

昭和４５年以降の大規模林野火災（焼損面積１０ha 以上）

昭和45年以降の 大規模林野火災 （焼損面積10ha以上）	発生年月日	焼 損 面 積	被害額 （千円）	災害救助法 適用市町村
宍喰町林野火災	S46.2.5～6	16.00 ｈａ	４００	
海南町林野火災	S49.1.12	45.00 ｈａ	50,000	
海南町林野火災	S55.2.13～14	58.40 ｈａ	48,942	
宍喰町林野火災	S63.12.15～16	60.00 ｈａ	35,000	

（参照）「徳島県地域防災計画.平成２６年８月.徳島県」

第３節　地域特性に配慮した防災対策の推進

第１　計画づくりの視点

１．地域特性

本町の地域特性を見ると、四国山地に連なる山間地、海部山地から流れ出る海部川とその支流及び伊勢田川沿いの谷底平野、海部川河口付近・伊勢田川河口付近並びに浅川付近の沖積地、宍喰川下流の平野、太平洋に面する海岸地帯より構成され、降雨量が多く、台風・豪雨等の影響を受けやすい自然環境を有している。

また、中心市街地においては、家屋の密集地や老朽化といった課題を抱えているほか、中山間地における集落の散在、河川流域に集中した集落など防災的観点からも多くの配慮を要する都市計画構造を有している。本町のこうした防災的特性を考慮し、各種災害の危険性を的確に把握し、地域特性に応じた適切な防災対策の推進と住民の安全・安心を守ることは、本町の基本的な責務であり、防災関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて万全を期さなければならない。

自然災害の定義

我が国の法律では、『**自然災害**』は、暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波・噴火、その他の異常な自然現象により生じる被害と定義される（被災者生活再建支援法「第２条」、平成２３年８月、法律第１００号）。また、ユネスコの地球科学プログラムにおける『**自然災害―ナチュラル・ディザスター**』は、ナチュラルハザード（自然現象）の結果または影響で、社会生活の持続可能性が崩壊したり、経済的・社会的発展が混乱することとされている。

２．地域特性に配慮した計画作成

本町は「中山間部」、「河川流域部」、「市街地部」、「臨海部」と、地形条件や土地利用機能、人口集中地等で、防災対応が異なった地域特性を有している。

したがって、地域防災計画の推進にあたっては、災害特性を考慮したものとする。

地域特性による災害区分

人口及び世帯数：令和５年３月現在

区　　分	予想される災害	地区名	人　口	世帯数
山間地防災型	土砂災害 林野火災 洪水災害	熟田	53	25
		平井	48	28
		相川	265	138
		小川	153	86
		塩深	48	25
		小谷	22	17
		船津	37	26
		久尾	19	12
河川流域防災型	土砂災害 浸水・洪水災害	吉野	125	74
		多良	142	72
		神野	101	47
		若松	54	33
		高園	241	122
		野江	147	74
		吉田	40	26
		芝	71	39
		中山	80	44
		櫛川	106	57
		富田	30	18
		大井	194	156
		日比原	228	100
		尾崎	65	29
		芥附	58	27
		広岡	40	17
		角坂	58	31
市街地防災型	浸水・洪水災害 都市災害 危険物施設等災害	四方原	749	365
		奥浦	458	245
臨海部防災型	土砂災害 高潮・台風被害 危険物施設等災害	浅川	811	455
		大里	1,906	935
		鞆浦	435	238
		宍喰浦	1,167	629
		久保	499	243
		竹ヶ島	128	60
		合計	8,578	4,493

３．要配慮者と避難行動要支援者

近年の急激な高齢化や国際化、さらには地域住民のライフスタイルの変化等に伴い、発災時には高齢者、傷病者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等、災害対応能力の弱い要配慮者の犠牲が多くなっている。

要配慮者は、自力による避難が困難であったり、災害情報の伝達に配慮すべき点があること等から、津波や土砂災害の情報伝達や避難対策等が重要となる。

特に、津波により避難が必要となることが想定される地域においては、津波からの逃げ遅れ等による被害を防ぐため、要配慮者の避難が的確に行えるような対策が必要となる。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

なお、『避難行動要支援者』（※注）対策にあっては、作成している名簿を定期的に、修正・更新し、発災時の的確な避難支援実施に取組む必要がある。

※注　避難行動要支援者
『災害が発生し、または発生するおそれのある場合に、自ら避難することが著しく困難で、避難確保に特に支援を要する者』をいう。平成２５年６月の災害対策基本法の一部改正によって、規定された。

４．集落の孤立化対策

山間地防災型区域の集落は、山間部や谷あいに沿った交通アクセスのため、土砂災害による交通ルートの途絶で孤立化する可能性が高い。また、臨海部であっても、竹ヶ島橋や海上ルートが不通となった場合、竹ヶ島漁業集落も、同様の事態が想定される。

したがって、主要交通路の防災対策推進や情報伝達手段の確保を図るとともに、避難所施設と食料品備蓄対策整備を図る必要がある。

５．総合的・効果的な施策展開

災害に強いまちづくりにあっては、防災空間の整備や市街地の面的整備、住居を含む構築物等の耐震対策等のハード面での対応に加えて、地域住民の自主防災活動等での自助・共助に立ったソフト面からの取組も求められる。

したがって、多様な行政領域の取組を適切に組合わせて、ムダのない経済的な施策展開が必要となる。

第２　計画の目標

１．基本目標

本計画は、地域特性に配慮した防災対策を推進するため、『第２次海陽町総合計画』（平成３０年３月）及び『第２次海陽町地域強靭化計画』（令和４年３月）で示された各基本目標等を踏襲する。

第２次海陽町総合計画　基本目標

基本目標１　はぐくむまち
基本目標２　にぎわうまち
基本目標３　すみよいまち

※上記基本目標のうち、基本目標３「すみよいまち」で掲げられている「方針１　安心・安全に暮らすことができる（防災、防犯）」は、特に本計画との関連性が高い施策が示されている。

第２次海陽町地域強靭化計画　基本目標

（１）人命の保護が最大限図られる
（２）町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受ける維持される
（３）町民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
（４）迅速な復旧・復興を可能とする

２．重点目標

上記基本目標のもとで、重点目標は以下の施策を展開する。

（１）共に助け合い、安全・安心を目指すまちづくり

大規模災害時には本町行政の対応だけでは限界があり、行政・住民・事業所等のあらゆる人々がそれぞれの自覚のもとに、共に協力し、安全・安心なまちづくりを推進する。

したがって、住民や事業所の潜在防災力活性化に努め、あらゆる階層を対象とした、系統的で効果的な防災訓練、防災教育を行う。

（２）人に優しく、災害に強いまちづくり

防災拠点となる公共施設の耐震診断・改修や、防災基盤の整備・充実のほか、路上障害物の除去や、ユニバーサルデザイン（※注）を取り入れた避難ルート案内の明示化等、要配慮者の視点に立った施策実施に努め、人に優しく災害に強いまちづくりを目指す。

※注　ユニバーサルデザイン
「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように作られたデザイン。

（３）自然と共生した防災まちづくり

本町の自然特性や土地利用特性を考慮し、生態系を守り、自然環境の保全にも配慮した防災対策の推進を図る。

第４節　防災関係機関及び住民の責務と処理すべき事務あるいは業務の大綱

第１　防災関係機関と住民の活動

１．海陽町

本町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、本町の地域ならびに地域住民の生命・身体、及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関・徳島県・指定公共機関・指定地方公共機関、及び他の市町村の協力を得て、防災活動を実施する。

２．指定地方行政機関

徳島県区域を管轄する指定地方行政機関は、徳島県の区域ならびに地域住民の生命・身体、及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施する。

また、徳島県及び本町の活動を円滑に行うための勧告・指導・助言等の措置をとる。

３．徳島県

徳島県は、徳島県の地域ならびに地域住民の生命・身体、及び財産を災害から保護するため、災害が本町域を超えて広域にわたるとき、また災害の規模が本町で処理することが不適当と認められるとき、あるいは災害活動内容において統一的処理を必要とするとき、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、各機関及び地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

４．指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自らの機関内での防災活動を実施するとともに、本町の防災活動が円滑に行動できるように、その業務に協力する。

５．公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を実施するとともに、本町及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

６．災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の供給または提供を業とする者

災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の供給または提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、本町、徳島県及び各防災関係機関の防災活動に協力する。

７．住民

「自らの命は、自らが守る」という自助の精神こそが防災の基本であり、住民はこの自覚を持ち、平時から災害に備えた対策を講じておくことが重要である。「私達の地域は、私達で守る」共助の心で、防災まちづくりの輪を広げ、本計画の目標を推進させるためには、発災時の対処法を再考すべきである。

直前にその危険が迫るまで、危機的状況を認めようとしない**「正常化の偏見」**をなくし、本町、徳島県、その他防災関係機関が実施する各種防災活動にも積極的に参加・協力するという意識のもと、自主防災活動を実施することが住民に課せられた責務といえる。

第２　各機関の事務と業務の大綱

１．海陽町

- ◆ 海陽町防災会議に関する事務
- ◆ 防災対策組織の整備
- ◆ 防災訓練の実施
- ◆ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- ◆ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- ◆ 町内の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- ◆ 住民等に対する災害広報
- ◆ 警報の伝達及び避難の指示
- ◆ 消防・水防その他の応急措置
- ◆ 被災者の救難・救助、その他の保護
- ◆ 被災児童・生徒の応急教育
- ◆ 食料・医薬品、その他の物資確保
- ◆ 清掃・防疫、その他の保健衛生
- ◆ 緊急輸送等の確保
- ◆ 町内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導
- ◆ 地区防災計画に関する事項
- ◆ ボランティアに関する事項
- ◆ 災害復旧の実施
- ◆ その他災害発生の防御、または拡大防止のための措置

２．徳島県

- ◆ 徳島県防災会議に関する事務
- ◆ 防災組織の整備
- ◆ 防災訓練の実施
- ◆ 防災に関する物資及び資材の備蓄・整備及び点検
- ◆ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- ◆ 徳島県地域の災害に関する情報の収集・伝達及び被害調査
- ◆ 住民等に対する災害広報
- ◆ 警報の伝達、及び避難の指示
- ◆ 消防・水防、その他の応急措置
- ◆ 被災者の救難・救助、その他の保護
- ◆ 災害を受けた児童・生徒の応急教育
- ◆ 食料・医薬品、その他の物資確保
- ◆ 施設及び設備の応急復旧
- ◆ 清掃・防疫、その他の保健衛生に関する事項
- ◆ 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持
- ◆ 緊急輸送等の確保
- ◆ 災害復旧の実施
- ◆ 海陽町等各関係機関との防災に関する連絡事項
- ◆ ボランティアに関する事項
- ◆ 公共的団体及び住民防災組織の育成指導
- ◆ その他災害発生の防御または拡大防止のための措置

３．徳島県警察（牟岐警察署）

- ◆ 警戒区域の設定、及び避難の指示・誘導
- ◆ 負傷者の救出・救護
- ◆ 交通規制及び緊急輸送路の確保
- ◆ 行方不明者の捜索、死体検視及び身元確認
- ◆ 犯罪の予防・検挙、及び広報に関する事項

４．自衛隊

（１）陸上自衛隊第１４旅団及び自衛隊徳島地方協力本部

- ◆ 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
- ◆ 海陽町が実施する防災訓練への協力
- ◆ 災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、遭難者の捜索救助、水防活動、消防活動、道路・水路の啓開、応急医療救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯・給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去）
- ◆ 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

（２）海上自衛隊徳島教育航空群及び海上自衛隊第２４航空隊

- ◆ 情報収集
- ◆ 主として航空機による人命救助
- ◆ 救援物資の空輸
- ◆ その他災害対策

５．海部消防組合

- ◆ 火災予防・災害予防、及びその指導
- ◆ 災害時における傷病者の応急手当、及び救急搬送
- ◆ 消火に関する事項

６．指定地方行政機関

（１）四国財務局徳島財務事務所

- ◆ 公共土木施設及び農林水産業施設の災害復旧事業費の検査立会
- ◆ 地方公共団体に対する災害融資
- ◆ 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
- ◆ 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置

（２）中国四国農政局

- ◆ 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地・農業用施設等の防護
- ◆ 農地保全施設、または農業用水利施設の維持管理の指導
- ◆ 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導
- ◆ 農作物・農地・農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給、及び病害虫防除所・家畜保健衛生所の被害状況把握
- ◆ 農地・農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援
- ◆ 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫の資金等融資に関する指導
- ◆ 応急用食料・物資の供給に関する支援

（３）徳島労働局

- ◆ 工場・事業場における労働災害の防止
- ◆ 被災者に対する早期再就職のあっ旋等
- ◆ 雇用保険の失業等給付及び労災保険給付等

（４）四国地方整備局

ア．徳島河川国道事務所（日和佐国道出張所）

◆　国道５５号の直轄区間の整備と維持管理
◆　国道５５号の直轄区間の災害復旧

イ．小松島港湾・空港整備事務所

◆　港湾施設の整備と防災管理
◆　港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導
◆　海上の流出油等に対する防除措置
◆　港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
◆　国有港湾施設・海岸保全施設の災害復旧
◆　海上における緊急輸送の確保

７．徳島地方気象台

◆　気象・地象・地動及び水象の観測及びその成果の収集・発表
◆　業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める
◆　気象・地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う
◆　海陽町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
◆　海陽町、あるいは他の防災関係機関と連携しての防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動

８．徳島海上保安部（美波分室）

◆　海上災害の予防
◆　災害情報の収集・連絡
◆　海上災害に関する警報等の伝達・警戒及び事故情報の提供
◆　海上における救助・救急及び消火活動
◆　海上交通の安全確保
◆　人員・物資等の緊急輸送
◆　海上における治安、社会秩序の維持
◆　危険物等の海上流出対策及び危険物積載船舶に対する保安措置

９．指定公共機関

（１）日本赤十字社徳島県支部

◆　救護班の編成、医療及び助産等の救護の実施
◆　災害救助の協力奉仕団への連絡調整
◆　義援金品の募集配分
◆　ボランティア活動体制の整備

（２）日本放送協会徳島放送局
- ◆ 住民に対する防災知識の普及、及び警報等の周知徹底
- ◆ 社会事業団体等による義援金品の募集協力

（３）四国旅客鉄道株式会社徳島保線区
- ◆ 鉄道施設等の保全
- ◆ 救助物資及び避難者の輸送の協力
- ◆ 災害時における旅客の安全確保

（４）西日本電信電話株式会社徳島支店及び株式会社ＮＴＴドコモ四国支社徳島支店、ＫＤＤＩ株式会社四国総支社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
- ◆ 電気通信施設の整備
- ◆ 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
- ◆ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

（５）四国電力株式会社徳島支店及び四国電力送配電株式会社徳島支社
- ◆ 電力施設等の防災管理
- ◆ 電力供給
- ◆ 被害施設の応急対策及び災害復旧

（６）日本郵便株式会社四国支社
- ◆ 郵便業務の確保、及び郵便局の窓口業務の維持
- ◆ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- ◆ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ◆ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- ◆ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等に付加される寄付金の配分

（７）日本通運株式会社徳島支店、四国福山通運株式会社徳島支店、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社徳島主管支店、四国西濃運輸株式会社徳島支店
- ◆ 貨物自動車等による救助物資の輸送協力

10．指定地方公共機関

（１）四国放送株式会社、一般社団法人徳島新聞社及び株式会社エフエム徳島
- ◆ 住民に対する重要な情報の周知と防災知識の普及
- ◆ 社会事業団体等による義援金品の募集協力

（２）一般社団法人徳島県バス協会
- ◆ バスによる避難者の輸送の協力
- ◆ バスによる徳島県災害ボランティアセンターの活動等に従事する者の搬送

（３）一般社団法人徳島県トラック協会及び徳島通運株式会社
- ◆ 貨物自動車等による救助物資の輸送の協力

（４）四国ガス株式会社徳島支店
- ◆ ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策

（５）一般社団法人徳島県エルピーガス協会
- ◆ ＬＰガス施設の防災対策及び災害時における供給対策

（６）土地改良区
- ◆ 農業用施設の整備及び管理
- ◆ たん水の防排除施設の整備及び活動
- ◆ 地震発生後の農業用ダム・農業用ため池の緊急点検

（７）阿佐海岸鉄道株式会社
- ◆ 鉄道施設等の保全
- ◆ 救助物資及び避難者の輸送の協力
- ◆ 災害時における旅客の安全確保

（８）一般社団法人徳島県医師会、海部郡医師会
- ◆ 救護班の編成、医療・助産の救護実施

（９）社会福祉法人徳島県社会福祉協議会、海陽町社会福祉協議会
- ◆ ボランティア活動体制の整備
- ◆ 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付

（10）公益社団法人徳島県看護協会
- ◆ 災害時における医療救護の実施
- ◆ 避難所における避難者の健康対策

（11）一般社団法人徳島県助産師会
- ◆ 災害時における妊産褥婦・新生児・乳幼児の保健指導と助産の実施
- ◆ 避難所における避難者の健康対策

（12）一般社団法人徳島県歯科医師会
- ◆ 災害時における歯科医療救護の実施
- ◆ 避難所における被災者の災害歯科保健医療
- ◆ 遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力

（13）一般社団法人徳島県建設業協会
- ◆ 災害時における公共施設への応急対策業務への協力に関すること
- ◆ 災害時における道路啓開の実施に関すること

11．町内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

（１）社会福祉関係施設
- ◆ 要配慮者の受入れ等、救護及び保護対策についての協力

（２）海陽町消防団
- ◆ 町内の災害に関する情報収集
- ◆ 初期消火、救急及び救護
- ◆ 避難誘導に関する事項
- ◆ その他保有装備を活用した災害応急対策の実施

（３）町内の自主防災組織
- ◆ 地域住民に対する防災意識の普及
- ◆ 防災資機（器）材の備蓄
- ◆ 防災訓練の実施
- ◆ 災害時の避難行動、救出・救護活動等に対する計画の策定
- ◆ 地域の被害拡大の防止
- ◆ 各種情報の伝達及び避難生活の維持
- ◆ 本町が行う防災活動及び災害復旧活動についての協力

（４）町内の産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会）
- ◆ 防災意識の普及
- ◆ 防災資機（器）材の備蓄
- ◆ 防災訓練の実施
- ◆ 災害時の避難行動、救出・救護活動等に対する計画の策定
- ◆ 被害拡大の防止
- ◆ 各種情報の伝達
- ◆ 本町が行う防災活動及び災害復旧活動についての協力
- ◆ 事業継続計画（ＢＣＰ）の策定

第２章　災害予防

第１節　防災知識の普及・啓発・教育

【建設防災課、教育委員会】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 住民に対する防災知識の普及啓発……本節第３
□ 児童・生徒に対する防災教育……本節第４
□ 職員等（本町職員、消防団、防災上重要な施設の職員等）に対する防災教育……本節第２

第１　趣旨

大規模災害による被害を最小限に止めるためには、行政の的確な対応はもとより、住民一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らの身を守り、地域の人々が協力しあってお互いに助け合うという意識と行動が不可欠である。

防災対策をより一層効果的に行うためには、住民をあげての取組みが重要であり、自主防災組織間の連携を図るほか、町内事業所等の自衛消防組織等と協力して自らの災害に対する対応力の向上に努め、住民や事業所等に防災知識を普及・啓発していく必要がある。

防災関係機関の職員においては、災害対策を推進する立場にあり、災害予防・対策に関する高度な見識・技術を身につけられるような防災教育活動を実践しなければならない。

なお防災知識の普及にあっては、避難行動要支援者を含む要配慮者への対処にも配慮し、男女共同参画の立場に立った防災体制の確立を図る。また、災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

さらに、南海トラフ巨大地震などの大規模災害から迅速かつ円滑に復旧・復興するためには、住民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政など、復興を担う関係者における被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、被災前からの復興に向けた様々な「準備」や「実践」である「事前復興」に、平時から取り組んでおくことが極めて重要である。こうしたことから、「海陽町事前復興計画」に基づき、平時から「事前復興」の視点を取り入れた防災知識の普及・啓発・教育に努めるものとする。

第２　町職員に対する防災教育

１．概要

本町は、災害時における職員の適正な判断力を養い、各機関における防災体制を確立し、防災活動を円滑に実施するため、職員に対する防災教育の徹底に努める。

また、国、徳島県、関西広域連合が実施する専門的な研修を活用し、防災担当職員の災害対応能力向上を図る。

２．教育の内容

- ◆ 海陽町地域防災計画及びこれらにともなう各機関の防災体制と職員がはたす役割
- ◆ 災害発生の原因・対策等の科学的・専門的知識
- ◆ 過去の主な被害事例
- ◆ 防災関係法令の運用
- ◆ 南海トラフ地震に関する事項
  - ・ 南海トラフ地震にともない発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
  - ・ 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
  - ・ 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
  - ・ 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
  - ・ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
  - ・ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- ◆ 土木・建築その他災害対策に必要な技術

３．教育の方法

- ◆ 講習会、研修会の実施
- ◆ 防災活動の手引き等印刷物の配布
- ◆ 視察、現地調査等の実施

第３　住民に対する防災知識の普及

１．概要

本町は、過去の災害事例や貴重な教訓・各種調査結果を踏まえて、災害の発生時期及び種類に応じた災害時の心得、被害予防対策等の記事を広報誌に掲載するほか、広報パンフレット等の適宜配布、防災フォーラム開催等で、住民の防災意識高揚を図り、防災知識の普及・啓発に努める。

２．普及・啓発の内容

- ◆ 海陽町地域防災計画の要旨、及び当計画に基づく関係各機関の防災体制
- ◆ 簡単な気象知識（昨今の異常気象等）
- ◆ ５段階の警戒レベルに対応した避難情報、防災気象情報等と住民がとるべき行動
- ◆ 災害危険箇所
- ◆ 過去の主な被害事例
- ◆ 災害対策の現状
- ◆ 災害時における応急措置と心得

- ◆ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等を含めた適切な避難場所の選択、避難経路、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、その他避難対策に関する知識
- ◆ 住民が実施しうる応急手当、１週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱・懐中電灯・ラジオ・乾電池、マスク、消毒液等）の準備
- ◆ 自動車へのこまめな満タン給油、フル充電
- ◆ 自主防災組織への参加
- ◆ 地震、津波及び風水害に関する一般的知識
- ◆ 地震保険制度及び保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ◆ 南海トラフ地震に関する事項
  - ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
  - ・ 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
  - ・ 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
  - ・ 正確な情報の入手方法
  - ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
  - ・ 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
  - ・ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
  - ・ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
  - ・ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- ◆ 「平時の延長が災害時にも役に立つ」考え方

３．普及の方法

- ◆ テレビ・ラジオ及び新聞の利用
- ◆ 広報紙・広報車の利用
- ◆ 映画・ビデオ等による普及
- ◆ パンフレットの利用
- ◆ 防災マップの配布
- ◆ 講習会・講演会等の開催及び訓練の実施
- ◆ インターネットや携帯電話の利用

第４　学校における児童・生徒への防災教育

本町は、児童生徒の発達段階、地域の実態等に応じ、学校教育を通じて、災害に対する科学的な知見の習得、自主防災思想のかん養、災害予防措置及び避難の方法の習得に必要な防災教育の充実を図る。

１．避難行動の啓発

災害時における危険認識のため、自然災害等の危険に際し、自らの命を守り抜くための主体的な避難行動啓発を行う。

２．正しい知識の習得

自然災害発生の原因や、災害時の関係機関の役割あるいは応急手当等、自然災害に関する正しい知識習得に努める。

３．社会貢献

災害時に支援者となる役割がはたせ、今後の未来が担える情操教育を心がける。

４．避難訓練

防災教育実施後に、大規模災害を想定した避難訓練を行うが、実施にあたっては、校区の自主防災組織、防災関係機関とＰＴＡ関係者（保護者含む）の協力も考慮する。

第５　防災上重要な施設管理者に対する防災教育

病院・スーパーマーケット等の不特定多数の者が出入りする施設や、危険物を取扱う施設等、防災上重要な施設の管理者は、防災機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて、職員の防災意識の高揚を図り、避難、出火防止、初期消火等災害時における的確な行動力を養い、自衛消防組織整備に努める。

第６　災害教訓の伝承

本町は、過去に発生した大規模災害の教訓等を後世に語り継ぐため、災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集整理し、一般公開するとともに、適切な保管管理に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味について、正しく後世に伝えていくよう努める。

『阿波国宍喰浦 地震・津波の記録 震潮記、平成１８年６月、田井久左衛門著・田井晴代訳』は、伝承すべき災害教訓の一例であるが、今後も次表のような伝承の素材追求を図る。

伝承の素材

（ａ）文献調査・史実
既往災害履歴のデータや伝説あるいはことわざ

（ｂ）災害時の痕跡
災害があったことを示す崩壊跡や土木遺構の痕跡

（ｃ）人々の心理・行動
災害を受けた者、あるいは災害対策従事者からの聞き込み（語り部創出）

第２節　防災訓練計画

【各課、各班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 本町が実施する各種防災訓練 ..... **本節第２、第３**

第１　趣旨

防災の基本は、平時からの備えと心構えにあり、とりわけ防災訓練は被害の軽減を図るうえでも、特に重要である。

このことから、南海トラフ地震や活断層地震、風水害、大規模事故災害等に対する本町での災害対策本部運営機能の向上、あるいは関係機関や自主防災組織との協調体制の更なる構築強化を目的として、以下のような各種防災訓練を実施する。

なお、津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、最も早い津波の到達予測時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めるものとする。

住民はこれらの訓練に積極的に参加し、的確な災害対応を会得する必要がある。

また、訓練終了後はその検証（反省会）を行い、実施した防災対策の課題抽出とともに、次回の訓練では改善措置を実践する。

第２　総合防災訓練

１．総合防災訓練

住民の防災意識の高揚、地域防災力向上と防災関係機関相互の連携強化、及び冷静な災害対応能力を高めるため、住民と防災関係機関その他自主防災組織等団体の協力を得て、徳島県や他市町村と連携した防災訓練を年に１回、実践訓練として実施する。

訓練内容は、地域特性による災害区分（山間地防災、河川流域防災、市街地防災、臨海部防災）を踏まえるとともに、複合災害も考慮した上で、以下の訓練項目が考えられる。

訓練項目

- ◆ 動員及び災害対策本部設置・運営
- ◆ 交通規制及び交通整理
- ◆ 避難準備及び避難誘導、避難所の設置運営
- ◆ 救出・救助、救護・応急医療
- ◆ 各種火災消火
- ◆ 道路復旧、障害物除去
- ◆ 緊急物資輸送
- ◆ 地震津波情報等災害情報の収集伝達
- ◆ 流出油等防除
- ◆ ライフライン復旧
- ◆ 緊急地震速報対応訓練

※その他、災害時に起こり得る被害を想定し、幅広い種目について実施する。

２．防災訓練時の交通規制

徳島県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、地域住民の協力を得て、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域または道路を指定して、歩行者や車両の道路走行を禁止または制限する。

３．図上訓練

すみやかな職員初動体制の確立を目指して、災害対策本部及び支部を運営する職員の熟度向上（組織体制、災害対応能力等の向上）、及び円滑な運営の検証と運営上の課題を明らかにする。

また、課題抽出後は、その反省点を踏まえ、改善策を講じた再訓練を実施するが、当訓練においては、複合災害も考慮した図上訓練とする。

４．情報伝達訓練

津波警報等または南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

第３　個別防災訓練

本町は徳島県や他市町村等と連携し、以下の防災訓練を、計画的、継続的に実施する。

防災訓練プラン

区　分		実施主体	実施期間	実施場所	実施方法・内容等
総合防災訓練	総合防災訓練	町・県・関係機関	適切な時期	災害の恐れのある場所あるいは訓練効果のある場所	地域防災力向上と防災関係機関相互の町民参加型訓練、災害時の総合的応急対策活動
	図上訓練	町・県・関係機関	台風時期あるいは最も効果のある時期	災害対策本部・支部設置場所	職員の初動体制確立と組織体制・災害対応への円滑な運営と改善措置の課題抽出
個別防災訓練	水防訓練	水防管理団体・関係機関	水害が予想される時期	水害が予想される場所	各種観測、通報、輸送、工法、水門・樋門等の操作、避難実施訓練
	消防訓練	消防本部・関係機関	冬季の乾燥時期	住宅密集地	非常参集、通信連絡、火災防御技術、救助訓練
	避難、救助・救護訓練	町・県・関係機関	適切な時期	適切な場所	学校、病院、集会所等の建造物内の人命保護の避難誘導体制確立の訓練
	非常通信訓練	町・県・関係機関	適切な時期	災害対策本部・支部設置場所	徳島地区非常通信協議会に所属する各無線局が参加する非常通信に関する訓練
	災害情報連絡訓練	町・県・関係機関	適切な時期	災害対策本部・支部設置場所	有線通信系の途絶等に対処するための衛星携帯電話の利用や町内アマチュア無線局の協力による実践的訓練
	職員参集訓練	町・関係機関	適切な時期（勤務時間内・時間外）	災害対策本部・支部設置場所 避難施設設置場所	動員配備計画に基づく職員の参集訓練

１．水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、昨今の異常気象による水害を想定し、本町と防災関係機関が協力し、以下の水防訓練を行う。

訓練項目

- ◆ 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- ◆ 通報（水防団の動員、居住者の応援）
- ◆ 輸送（資材、器材、人員）
- ◆ 工法（各水防工法 ※注）
- ◆ 水門、樋門等の操作
- ◆ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

※水防工法の種類は、第６編「海陽町水防計画」に参照した。

２．消防訓練

発災時における災害の規模や災害事象に応じた円滑な消防活動を実施するために、非常参集・通信連絡・火災防御技術等の訓練を実施する。

３．避難、救助・救護訓練

避難その他救助・救護活動の円滑な遂行を図るため、水防・消防等の災害防護活動との併用も考慮し、医療関係機関との連携のもとで、応急救護訓練、応急手当・救命処置訓練を行う。

さらに、避難行動要支援者を含む要配慮者を対象とし、トリアージも考慮した避難訓練シミュレーションや移送訓練によって、すみやかな避難誘導体制の確立を図る。

なお、学校・病院・社会福祉施設等の管理者に対しては、児童・生徒、施設利用者等の人命を保護するための避難訓練実施を指導する。

４．非常通信訓練

災害時には、有線通信系の途絶や混線が予想され、無線設備にも被害を被ることが考えられる。

このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するために、徳島県非常通信協議会に所属する各無線局と連携し、定期的に非常時の通信訓練を実施する。

５．災害情報連絡訓練

災害時において、本町（災害対策本部）と町の出先機関との災害情報連絡の的確かつすみやかな実施を図るため、災害情報連絡訓練を実施する。

特に、有線通信系の途絶または利用が困難となることを想定し、県総合情報通信ネットワークの衛星電話や衛星携帯電話の利用、町内のアマチュア無線局の協力を募る等、実践的な訓練を行う。

６．職員参集訓練

災害時において、すみやかな応急対策を実施するために、動員配備計画のもとに、勤務時間内と勤務時間外の２区分で、職員参集訓練を行う。

第４　連携訓練

災害発生時、本町は徳島県災害対策本部等の各関係機関と密に連携して災害応急対策にあたる必要がある。

このため、本町は、確実な初動体制の更なる強化を図るため、関係機関と連携した初動対応訓練をＤＸの活用などにより積極的に実施し、災害対応力の強化に努める。

第３節　緊急輸送路等の確保

【建設防災課、産業振興課】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 本町内の緊急輸送路……本節第２・１
□ 緊急輸送体制の整備……本節２・２、第３、第４、第５
□ 地域内輸送拠点……本節第６

第１　趣旨

人命の救助や生活物資・資機（器）材等の広域的な緊急輸送を行うため、本町では以下の緊急輸送路を指定する。

指定された緊急輸送路の管理者は、最新の国の基準や点検要領によって、災害に対する防災点検を行い、必要とされる整備を順次実施するとともに、被災箇所の優先復旧を図るため、必要な資機（器）材の確保等早期復旧に必要な対策を事前に検討しておく。

また、事業中の緊急輸送路については、最新の基準に基づいた事業促進に努めるとともに、緊急輸送路を保全対象に含む、対策事業の整備促進を図る。

なお、輸送路は陸・海・空にわたる多ルート化が必要であり、このことを考慮した総合ネットワーク整備に努める。

第２　緊急輸送路の指定

１．徳島県指定緊急輸送道路

徳島県指定の第１次～３次緊急輸送道路（※注）は、以下のとおりである。

徳島県指定緊急輸送道路

区　分	路　線　名		区　間
第1次 緊急輸送道路	国道55号	国直轄	徳島市～海部郡海陽町　高知県境
	阿南安芸自動車道	〃	国道55号（美波町）～ 海部ＩＣ（仮称）＜計画中＞
	国道55号 海部野根道路	〃	海部ＩＣ（仮称）～ 高知県境＜事業中＞
第2次 緊急輸送道路	国道193号	県管理	町道海南柿谷線（海陽町）～ 国道55号（海陽町）
	浅川港線	〃	全線（海陽町）
	県道301号（久尾宍喰浦線）	〃	海陽町宍喰庁舎～ 国道55号（海陽町） 宍喰地区地域防災公園（仮称） ～ 海陽町宍喰庁舎
	町道浅川川東線（海陽町）	町管理	浅川港線（海陽町）～ まぜのおか
	町道四方原五反田線（海陽町）	〃	国道55号（海陽町）～ 町道浅川川東線（海陽町）
	海陽町道海南病院前線	〃	町道四方原五反田線 ～ 海陽町国民健康保険海南病院
	海陽町道海南柿谷線	〃	国道193号 ～ 町道神野グランド前線
	海陽町道神野グランド前線	〃	町道海南柿谷線 ～ 川上農村公園
	海陽町道浅川公園線	〃	町道浅川川東線 ～ まぜのおか まぜのおか ～ 南阿波ピクニック公園
	海陽町道川東縦貫線	〃	国道55号 ～ 徳島県立海部高等学校
	三浦臨港道路	県管理	臨港道路（浅川港線～浅川港）
第3次 緊急輸送道路	国道193号	県管理	町道平谷大殿線（那賀町） ～ 町道海南柿谷線

※注１　第１次緊急輸送道路
広域的な輸送に必要な主要幹線道路及び重要港湾・空港等を接続する幹線道路

※注２　第２次緊急輸送道路
県内の防災活動の拠点である徳島県庁、各総合県民局、東部県土整備局、警察、市町村役場、地域の医療拠点及び広域避難場所等の主要施設と第１次緊急輸送道路を接続する幹線道路

※注３　第３次緊急輸送道路
第１次、第２次緊急輸送道路を補完し、ネットワークを構築する路線

２．本町の緊急輸送ネットワーク整備

本町は、本町内の防災活動拠点や輸送拠点及び防災備蓄拠点等を結ぶ道路網整備に努め、信頼性の高い緊急輸送ネットワーク構築を図る。

第３　港湾

救助活動を行うための拠点港湾として、浅川港が指定されている。

拠点港湾

漁港名	種　別	管理者
浅川港	地方港湾	徳島県

浅川港は、震災後の船舶による緊急物資の受入れや、避難者の輸送等を行う防災拠点として機能するよう、北側、南側、湾口に防波堤が整備されている。

なお、徳島海上保安部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される地域から、安全な海域へ船舶を待避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、必要な防災措置を実施する必要がある。

第４　鉄道

鉄道事業者は、列車の安全確保に必要な路線及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し、管区内施設の維持改良に努め、大規模災害に対処できるよう、次の体制整備が必要である。

体制整備

- ◆ 施設の耐震性強化
- ◆ 地震計の整備
- ◆ 情報連絡設備の整備
- ◆ 復旧体制の整備
- ◆ 津波の来襲により、浸水の可能性が高いと予想される区間等の運行停止、その他運行上の措置
- ◆ 乗客や駅舎等に滞在する者の避難誘導計画

また、災害時の交通機能を維持するため、ＤＭＶ（デュアル・モード・ビークル）が機能するよう、運行事業者との連携強化を図る。

第５　民間事業者との連携

本町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

第６　緊急輸送活動

本町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾等の輸送施設及びまぜのおか、南部防災館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、徳島県及び国と連携の上これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、徳島県が開設する広域物資輸送拠点、本町が開設する地域内輸送拠点（南部防災館）を経て、各避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

第７　緊急通行車両の確認手続き

警察本部は、災害時における確認事務の省力化・効率化を図るため、緊急通行車両の確認制度を運用しており、本町は民間事業者等に対して当該制度の周知を行うとともに、災害時の本町使用車両も当該制度を積極的に利用する。

第４節　自主防災組織の育成

【建設防災課】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 自助・共助における防災活動の推進……本節第１
□ 自助における防災対策……本節第２
□ 自主防災組織の意義……本節第１
□ 自主防災組織の組織率向上……本節第１
□ 自主防災組織の規模……本節第１
□ 自主防災組織の育成……本節第２
□ 自主防災組織の編成……本節第５
□ 自主防災組織の防災計画……本節第４
□ 地区防災計画の位置づけ……本節第３
□ 関係団体との協調……本節第６、第７

第１　趣旨

災害対策は、住民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がその役割分担を理解して、かつその役割を確実に推進するとともに、発災時には連携体制のもとで対応することにより、被害軽減が図られる。

本町は、徳島県及び国と連携し、地域住民、事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。）が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後に避難所の運営の手助けを行うことなど、「自助・共助」に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう、住民の防災意識の向上のための取組に努めるものとする。

大規模災害ともなれば、被害は甚大で、行政側だけでの応急対策活動では支障をきたすこともある。

したがって、被害を最小限にとどめ、災害の拡大防止を図るとともに、被災者を救出救護するには、地域住民の連帯感と共助の精神が何よりも重要となる。

以上を考慮し、本町は地域ごとに組織される自主防災組織の促進努力によって、組織率は１００％を維持している。

自主防災組織表（令和６年１月）

自主防災組織数	組織構成員数	組織構成世帯数	組織率
85団体	8,578人	4,493世帯	100%

第２　自助における防災対策

住民は、自分や家族の命を守るための事前の備えとして、各家庭において次の項目等を話し合いまたは事前に準備・確認しておくなど、各家庭における災害時の対策について計画しておくことが望ましい。

- ◆ 耐震改修、耐震シェルター設置、家具・ブロック塀等の転倒防止など住宅の耐震対策
- ◆ 備蓄、非常持出品の準備
- ◆ 警報発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- ◆ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ◆ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ◆ 様々な条件下（家庭内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- ◆ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ◆ 災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）

第３　地区防災計画の作成

『地区防災計画』は、地域コミュニティにおける共助を強化し、地域の防災力を向上させることを目的として、地域住民の自発的な防災活動を取りまとめた計画であり、本町では、地域住民等と連携し、地区防災計画の作成支援に努める。地域コミュニティにおける共助を強化し、地域の防災力を向上させることを目的として、地域住民の自発的な防災活動を取りまとめた計画であり、本町では、地域住民等と連携し、地区防災計画の作成支援に努める。

なお、本町の各地区において作成されている地区防災計画の一覧は、資料編 No.34 を参照とする。

１．規定方法

- ◆ 海陽町防災会議が地域住民等の意向を踏まえ、地域コミュニティにおける防災活動計画を、地区防災計画として海陽町地域防災計画に規定する。
- ◆ 地域住民等が地区防災計画の素案を作成し、海陽町防災会議に提案を行い、その提案を受けて海陽町防災会議が、海陽町地域防災計画に地区防災計画を規定する。

２．内容

地区防災計画は、内閣府の『地区防災計画ガイドライン』（平成２６年３月）、徳島県の『徳島県地区防災計画策定マニュアル』（令和５年３月）を参考とし、次の項目例を中心に作成することが望まれる。

地区防災計画の構成例

１．計画の対象地区範囲

２．基本的な考え方
（１）基本方針（目的）
（２）活動目標
（３）長期的な活動計画

３．地区の特性
（１）自然特性
（２）社会特性
（３）防災マップ

４．防災活動の内容
（１）防災活動の体制（班編成）
（２）平常時の活動
（３）発災直前の活動
（４）災害時の活動
（５）復旧・復興期の活動
（６）市町村等、消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携

５．実践と検証
（１）防災訓練の実施・ 検証
（２）防災意識の普及啓発
（３）計画の見直し

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第４　自主防災組織の活動マニュアル作成

本町は、地域住民が効果的な防災活動を行えるよう、地区防災計画のほか、自主防災組織による以下の項目等についての防災マニュアル作成支援に努める。

平時の活動

- ◆ 日頃の備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及
- ◆ 情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難等の防災訓練
- ◆ 初期消火、救出・救護用の防災資機材の備蓄・管理
- ◆ 家庭及び地域における防災点検
- ◆ 地域における高齢者、身体障がい者、外国人等の要配慮者の把握
- ◆ 危険な場所、避難場所、避難経路及び避難方法の情報を掲載した防災マップの作成及び住民等への周知

災害時の活動

- ◆ 正確な情報の収集及び伝達
- ◆ 出火防止、初期消火の実施
- ◆ 避難誘導及び率先避難
- ◆ 避難場所の開錠・開設、避難者の登録またはその協力
- ◆ 高齢者、身体障がい者等の避難行動要支援者の安否確認
- ◆ 救出・救護の実施
- ◆ 炊出し等の給食及び給水の実施及び協力
- ◆ 救援物資の配分及び避難所の運営に対する協力

第５　自主防災組織構成への展開

徳島県では、平成２０年１月に県民防災力の強化推進施策の一環として、『徳島県自主防災組織連絡会』が構築された。

したがって、上記連絡会との連携を重ねながら、さらに防災計画上の機能性・利便性を考慮し、組織活動の活性化を図る組織編成も必要である。

次に、消防庁の『自主防災組織の手引 ― コミュニティと安心・安全なまちづくり』（令和５年３月）を参考とした組織構成（案）を記した。

自主防災組織と同組織本部編成（案）

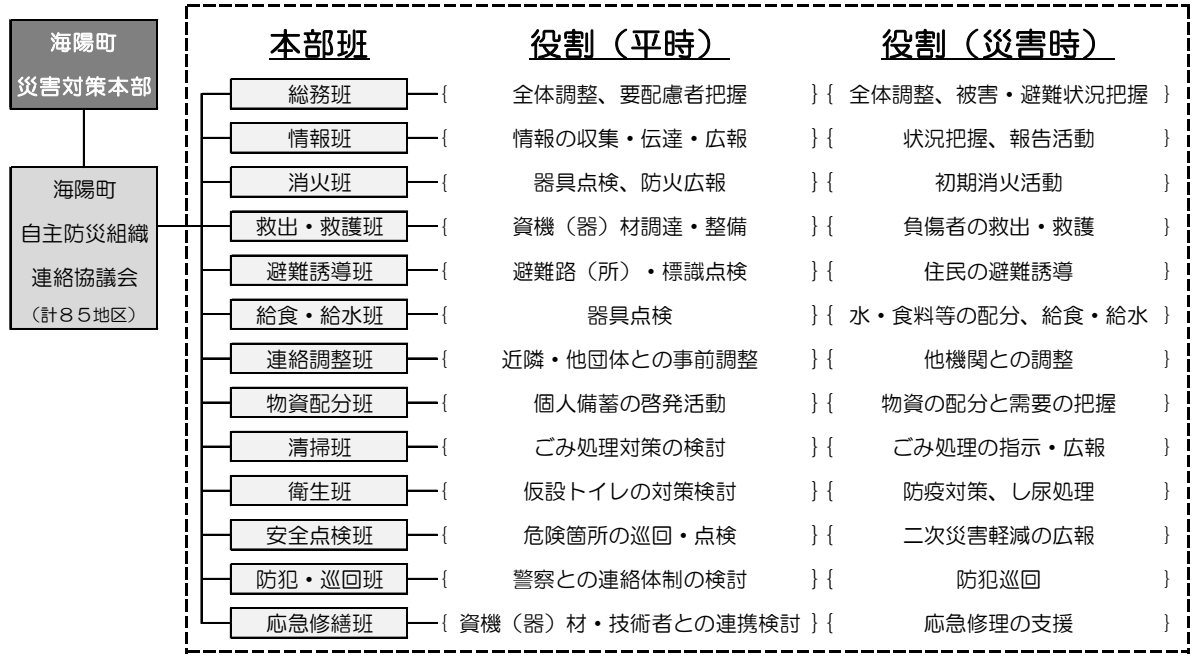

※注　自主防災組織名は以下のとおり（詳細は資料編参照）
平井地区、小川、神野、若松、大内、村山・穴瀬谷、室津・柱野地、岡本、中野、笹草、松原、五反田、四方原、浜崎、中小路、飯持、吉野、熟田、前田、多良、鯖瀬、伊勢田上、伊勢田下、粟ノ浦、大田、イナ中、イナ東、イナ西、浦上、浜、東、西、東浜、東上町、南町、仲町、高北、住吉、山下、下町、上町、西横、大西、新町、脇ノ宮、那佐、下高園、高園、野江、芝、中山、櫛川、吉田、富田、大井、姫・熊山、角坂、正梶南、安養寺、正梶弁天町Ｂ、正梶北、宍喰浦西中、宍喰浦浜北Ｂ、那佐、竹ヶ島、広岡、船津、猪鼻小谷、大野、宍喰浦西北、金目、正梶団地、窪、久尾、塩深、尾崎、宍喰浦西南、芥附、日比宇小谷東、馳馬、那佐西、正梶弁天町Ａ、浜南、浜北Ａ、日比原

第６　自主防災活動の推進

１．自主防災組織育成・活性化の支援

本町は、自主防災組織の育成・活性化を支援するため、防災訓練や各種行事の開催、啓発資料の作成配布等を通じて自主防災組織の結成に向け啓発を行うとともに、リーダー養成のための研修会や資機材整備などによりその活動を支援し、育成強化に努める。その際、障がい者、高齢者等の要配慮者や、女性の参画の促進に努めるものとする。

２．地域コミュニティにおける防災活動

本町は、地域コミュニティを住民の防災運動にとり、最も重要な啓発対象と捉え、自主防災組織はもとより、未組織の地域住民や企業に対しても、防災教育の普及に努め、地域コミュニティ構成員が自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加し、ボランティアや地域の各種団体等とネットワークをつくり、その連携の中で自主的な防災活動ができるよう、指導助言など支援に努める。

第７　事業所あるいは施設等の自衛消防隊

１．組織等

多数の者が出入りする事業所、あるいは施設等においては、防火管理者が主体となり、自衛消防隊の育成・指導によって、職員の防災対策推進を図る。

また、事業者は発災時の初動対応として、防火管理者の指揮のもと、来所者や事業所職員、及び周辺の地域住民の安全確保を図るため、区域内の自主防災組織と連携し、災害情報の収集・伝達、初期消火、避難情報、避難誘導、救出・救護等に積極的な支援を図る必要がある。

なお、事業所を含め、地域周辺で帰宅困難者（※注）等が発生しているときは、当該困難者に災害情報、連絡手段、一次避難場所等の情報提供や支援も必要となる。

※注　帰宅困難者について
詳細は、本章第８節「帰宅困難者等対策」に参照した。

２．危険物取扱い施設あるいは高圧ガス取扱い施設等の自衛消防隊

危険物施設を持つ施設管理者は、予防規定及び自衛消防隊組織の具体化に加え、自主的な防災組織の充実を図る必要がある。

また、高圧ガスは爆発性・可燃性・毒性等の特性があり、一般的な消防活動では困難な事態になることも想定される。

したがって、専門的知識を有する関係業界との協調のもと、確実な防災体制の確立が必要である。

３．各防災組織相互の協調

住区別に組織された自主防災組織内で、事業所の自衛消防隊が存在するときは、住民組織と事業所組織の連携を促進させる調整協議会開催によって、相互協調を図る。

防災組織の相互協調

第５節　ボランティア受入体制の整備

【長寿福祉人権課】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ ボランティアの受入体制の整備……本節第２
□ ＮＰＯ・ボランティア等との連携……本節第２～第６

第１　趣旨

兵庫県南部地震（平成７年１月１７日発生）や、東北地方太平洋沖地震（平成２３年３月１１日発生）等の近年の大規模災害においては、行政や防災関係機関のみでの災害対応の限界が指摘されるとともに、災害ボランティアの多彩な活動・活躍が注目された。

このため、被災者に対する救援活動が広範囲で、かつ長期に渡る場合等に重要な役割を担う災害ボランティアについて、本町は海陽町社会福祉協議会を主体に、徳島県災害ボランティア連絡会（日本赤十字社徳島県支部、徳島県社会福祉協議会やボランティア団体等）との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ、ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を推進する。

第２　ボランティア受入体制等の整備

ＮＰＯや組織化された専門ボランティアグループのみならず、未組織の一般ボランティアや地域外のボランティアが本町内で自主防災組織と円滑な支援活動を展開するには、『徳島県災害ボランティア活動支援方針』（平成２５年３月）を参考とした受入体制整備が必要となる。

このため、本町及び海陽町社会福祉協議会はボランティアコーディネーターやボランティアリーダーの育成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、災害時におけるボランティア活動の調整、ボランティア活動拠点の機能整備、受入訓練の実施、関連組織間とボランティア間での情報交換対応、地元住民との理解周知等を記した『ボランティア災害活動マニュアル』作成に努める。

徳島県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会 災害時協定（平成２０年１月協定）

徳島県社会福祉協議会及び県内市町村社協が、日頃からネットワーク構築や連携を図り、災害が発生した時に協力し相互支援の精神に基づき救援活動を円滑に実施する。

徳島県災害ボランティア連絡会（平成２０年３月設立）

ボランティア関係団体及び県による組織で、ボランティア相互の連携・協力の促進を図り、災害時におけるボランティア活動の迅速かつ円滑な体制の確立に寄与している。

第３　災害ボランティアセンター

災害時においてボランティア活動の支援拠点となる災害ボランティアセンターを海陽町社会福祉協議会（海陽町役場 海部庁舎内）に設置するものとし、平常時から拠点機能の整備に努めるものとする。

なお、災害の規模により同所での設置が困難となった場合は、海陽町社会福祉協議会等、関係機関との調整の上、設置場所を決定するものとする。

第４　情報共有会議の整備・強化

本町及び海陽町社会福祉協議会は、災害ボランティアの活動環境として、日本赤十字社その他ＮＰＯ・ボランティア等と連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動拠点の機能、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第５　災害廃棄物等に係る連絡体制の構築

本町及び海陽町社会福祉協議会は、ＮＰＯ等関係団体との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への一次仮置き場の状況及び災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第６　専門ボランティアの活動への支援等

本町は、医療や救護・救助あるいは被災後の各種対応に必要な専門知識や特殊な技術を有するボランティア活動支援の整備に努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むほか、特に被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士等の確保のため、有資格者を把握し、登録制度を取入れる等の効果的な基盤づくりに努める。

また、被害認定調査を行う専門職員の育成を図り、専門ボランティアとの協働も考慮の対象とする。

なお、専門ボランティアの組織状況は以下のとおりである。（記載の業務には有償のものを含む。）

１．被災建築物応急危険度判定士

大規模災害時において、被災建築物の危険度を求め、居住可能か否かのトリアージ判定を行うエキスパート。

２．被災宅地危険度判定士

大規模災害時において、宅地災害が発生した場合、宅地の被害状況や危険度判定を行い、二次災害を軽減・防止するエキスパート。

３．防災エキスパート

大規模災害時において、自宅周辺の公共土木施設被災状況を伝達するとともに、被災箇所の状況把握や復旧に関する助言を行う。徳島県職員（県土整備部）ＯＢで組織される。

４．徳島県砂防ボランティア協会

二次的な土砂災害発生防止のための情報提供・助言、土砂災害警戒区域等や土砂災害防止施設の点検及び土砂災害防止に関する普及啓発支援を行う。

５．山地防災ヘルパー

山地災害や治山施設の被災状況把握、二次災害の予測通報を行う。

６．徳島県技術士会

大規模災害時において、すみやかな応急対策や安全対策を実施するための被害状況調査や技術的助言を行う。

７．プレストレスト・コンクリート建設業協会四国支部、及び日本橋梁建設協会

大規模災害発生時に、緊急輸送道路確保のための資機（器）材、技術者等の支援を行う。

８．一般社団法人 徳島県建設業協会

大規模災害時において、被害状況等の情報提供、公共土木施設の応急対策、資機（器）材、技術者等の支援を行う。

９．一般社団法人 徳島県設備業協会

大規模災害時において、資機（器）材、技術者等の支援を行う。

第７　ボランティア災害活動マニュアル作成上の留意点

１．マニュアル作成の前提

災害時のボランティアニーズや活動には、以下のような特徴がある。

- ◆ 緊急性と公益性が高い。
- ◆ ニーズが多くかつ膨大となることがあるが、時間経過とともにニーズは変化する。
- ◆ 被災地が混乱し、的確な情報収集が困難なことが多い。
- ◆ 一般ボランティアの場合、特定地域に集中しやすい。

したがって、このようなことを踏まえ、受入体制整備と環境整備の構築を図る必要がある。

２．応急対策時のボランティア活動

発災直後は危険性も高く、医療関係者以外では専門ボランティアに限定することが必要である。

配慮者のうち、避難行動要支援者への対処は、福祉ボランティアの活動分野といえる。

なお、生活支援期においては、避難所関連と在宅関連に区分した整備体制が望ましい。

３．体制の確立

大規模災害では、現地本部と救援本部を設置し、救援の機能分担を図ることも必要となる。

４．復興期のボランティア活動

被災地での復旧活動が進み、住民生活が落ち着く頃には、救援主体を地元に移行させる必要がある。

したがって、円滑な引継ぎが行われるように、記録の保管・管理を進めていかなければならない。

第６節　企業防災の促進

【産業振興課】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 企業の事業継続計画策定の支援……本節第１～第２
□ 中小企業等の事業継続力強化計画策定の支援……本節第３

第１　趣旨

事業継続計画（ＢＣＰ－Business Continuity Plan）は、発災時に可能な限り重要な業務を継続させ、事業の早期操業を回復させるとともに、中断にともなう顧客取引の喪失やマーケットシェアの低下、あるいは企業評価低下等のリスクから企業を守る計画である。

したがって、本町では町内企業を対象として、講習会や広報の実施により、ＢＣＰ策定の重要性・必要性の情報提供を行い、実施企業増加の推進を図る。

第２　企業の事業継続計画

上記趣旨から、本町では企業のＢＣＰ策定支援を推進し、『防災まちづくり』に努めるが、この策定指針となる項目例は、以下のとおりとなる。

項目例

１．序章
（１）適用範囲
　　本計画が扱う業務
（２）目的
　　主な業務と時間軸についての目標
（３）想定
　　想定される状況
（４）方法
　　業務を復旧させるために役立つ復旧計画の概要

２．緊急時対応計画
（１）避難方法
（２）連絡方法

３．事業継続計画
（１）役割と職務
（２）計画の実施
（３）事業継続における必要な人員と物資
（４）機能復旧の手順

４．復旧計画
（１）役割と職務
（２）計画の実施
（３）復旧における必要な人員と物資
（４）復旧施設への帰還手続き

５．維持管理計画
（１）質の維持
（２）図上訓練の実施

第３　中小企業等の防災・減災対策の促進

本町及び海陽町商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第４　外出を控えさせるための措置

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における避難・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第７節　住民等の避難対策

【建設防災課、行革政策課、子どもあゆみ保健課、長寿福祉人権課、住民環境課、教育委員会】

第１　趣旨

本町は、災害時に住民の生命、身体の安全を確保するため、あらかじめ避難所及び避難路の選定、避難計画の作成等を行い、総合的、計画的な避難対策の推進を図るものとする。

また、徳島県及び関係機関は、本町が取組む避難対策について、必要に応じて支援を行う。

第２　避難情報の発令体制の構築

本町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した『避難情報に関するガイドライン』及び県が策定した『徳島県豪雨災害時避難行動促進指針』に沿って、津波、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にする。

なお、避難指示等を発令する際に、国または徳島県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第３　避難誘導体制の整備

本町は、住民が的確に避難行動を取ることができるよう、避難誘導体制の整備に努める。

- ◆ 本町は、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- ◆ 本町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
- ◆ 本町は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等に対して避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、日頃から指定緊急避難場所や避難路と併せて住民への周知徹底に努めるものとする。
- ◆ 本町は、被害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

◆ 本町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、河川の氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞の発生を招くなど、却って危険を伴うおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国土交通省及び徳島県は、これらの基準及び対象範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

第４　避難場所について

１．指定緊急避難場所の指定

本町は、防災施設の整備状況、地形、地質等を総合的に勘案し、また、災害時における住民等の円滑かつ迅速な避難のため、政令で定める基準に適合する施設または場所を管理者の同意を得た上で、災害の種別に応じて、緊急避難場所をあらかじめ指定する。

なお、本町の指定緊急避難場所一覧（緊急地震・津波避難場所一覧）は、資料編 No.16 を参照とする。（地震、津波時以外の災害に対する指定緊急避難場所は、それぞれの災害種別の指定避難所が兼ねる）

２．指定緊急避難場所に関する事項

◆ 本町は、指定緊急避難場所を指定したときは、徳島県に通知するとともに、公示する。
◆ 指定緊急避難場所の管理者は、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするとき、または廃止するときは、本町に届出する。
◆ 本町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、または政令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取消し、徳島県に通知するとともに、公示を行う。
◆ 本町は、地域の実情等について勘案しながら、あらかじめホームレスを受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第５　避難所について

１．指定避難所の指定

本町は、円滑な救援・救護活動を行うため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害を踏まえ、政令で定める基準に適合する施設を管理者の同意を得た上で指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、各施設では、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえるものとする。

なお、本町の指定避難所一覧は、資料編 No.17 を参照とする。

２．指定避難所に関する事項

- ◆ 本町は、指定避難所を指定したときは、徳島県に通知するとともに、指定避難所の場所、収容人数等について公示する。
- ◆ 指定避難所の管理者は、改築等により指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするとき、または廃止使用とするときは、本町に届出する。
- ◆ 本町は、指定避難所が廃止されたり、または政令で定める基準に適合しなくなったと認める時は、指定を取消、徳島県に通知するとともに、公示を行う。
- ◆ 本町は、指定避難所となる施設について、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大も図るものとする。
- ◆ 本町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

第６　避難所の運営

１．避難所の運営・管理方針

本町は、令和２年９月に改定した『避難所運営マニュアル』を用いた避難所運営訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及啓発や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、地域の実情等について勘案しながら、あらかじめホームレスを受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

２．避難所における感染症対策

本町は、自主防災組織等と連携し、感染症対策を踏まえた実践的な避難所運営訓練の実施等に努めるものとする。

３．ペットの同行避難対策

本町及び徳島県は、徳島県の『災害時のペット対策ガイドライン』（令和４年３月改訂）の内容に基づき、平常時から、関係団体との連携体制を整備しておくとともに、飼い主責任による避難所へのペットの同行避難を推進するため、受入体制の整備と併せて、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等についての普及啓発を行うものとする。

第７　避難場所等の周知徹底

本町は、住民が的確に避難行動を取ることができるよう、避難場所等の周知を行う。

- ◆ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当であることを日ごろから住民等へ周知徹底するよう努める。
- ◆ 本町は、災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定緊急避難場所の所在地、避難路、避難情報の入手・伝達方法及び心得等の災害に関する情報を防災マップ等により住民にあらかじめ周知徹底させておくものとする。
- ◆ 本町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。
- ◆ 本町は、災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

第８節　避難行動要支援者等への支援対策の充実

【長寿福祉人権課、建設防災課】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 避難行動要支援者への支援体制の整備……本節第２
□ 避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導……本節第５
□ 社会福祉施設等の整備……本節第４
□ 要配慮者利用施設の非常災害に関する具体的計画作成の支援……本節第４
□ 水防法または津波防災地域づくり法に基づく浸水想定区域内（津波浸水想定区域内）の社会福祉施設、学校、医療施設その他主として要配慮者が利用する施設のうち、浸水時に当該施設利用者の円滑な避難を確保する必要があると認められる場合、施設の名称及び所在地……資料編 No.18、19
□ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域内または土砂災害特別警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他主として要配慮者が利用する施設のうち、急傾斜地の崩壊等の際に当該施設利用者の円滑な避難を確保する必要があると認められる場合、施設の名称及び所在地……資料編 No.19
□ 外国人に対する防災対策の啓発……本節第６
□ 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策……本節第７

第１　趣旨

災害が発生した場合、避難行動要支援者（※注）を含む、災害対応能力の弱い要配慮者の犠牲が多くなることの懸念がある。

災害時要配慮者は、自力による避難が困難であったり、災害時の情報伝達に配慮すべき点が多々あることから、浸水や土砂災害等に関する情報伝達や避難対策等が重要となる。

このため、次による各種対策を実施し、要配慮者に対する安全確保を図るものとする。その際、要配慮者の特性に十分配慮するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

※注　避難行動要支援者
災害対策基本法の一部改正（平成２５年法律第５４号、平成２５年６月１日公布）によって、災害時要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難確保のために、特に支援を要する者をいう。

第２　避難行動要支援者への支援体制の確保

１．避難行動要支援者支援マニュアル作成

本町は、避難行動要支援者支援マニュアルの整備促進に努める。

要配慮者（徳島県の『災害時要援護者支援対策マニュアル』（平成２６年１月））

高齢者（ひとりぐらし高齢者、ねたきり高齢者、認知症高齢者）、身体障がい者（児）（視覚、聴覚平衡、音声言語、肢体不自由、内部障がい）、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病患者、妊産婦、外国人（災害発生時）　等

２．避難行動要支援者に関する情報の把握・共有

本町は、関係部局と連携のもと、民生（児童）委員、自主防災組織等の協力を得て、平時より避難行動要支援者に関する情報を集約し、避難行動要支援者名簿を、関係担当部局で共有し、必要に応じて更新する。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

３．避難行動要支援者への対策

（１）避難行動要支援者の範囲

本町の避難行動要支援者名簿の対象者は、災害が発生した際に、自力や家族の支援だけでは避難ができず、地域の人たちなどの助けを必要とする在宅で生活している者を対象とし、避難行動要支援者名簿の更新と被災時のすみやかな運用が図られるシステム構築・情報共有管理を、行政機関個人情報保護法等に基づき実施する。

避難行動要支援者の範囲

- ◆ 介護保険における要介護認定を受けており、要介護３～５の者
- ◆ 身体障がい者手帳の交付を受けており、障がいの程度が１級または２級（総合等級）の第１種の者（ただし、心臓機能障がいまたはじん臓機能障がいのみで該当する者を除く）
- ◆ 療育手帳の交付を受けており、障がいの程度がＡ１またはＡ２の判定の者
- ◆ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が１級・２級の者
- ◆ 生活支援を受けている難病患者
- ◆ 前各号に準じる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる者

（２）避難行動要支援者名簿の記載事項

災害対策基本法一部改正（法第４９条の１０の第２項）規定の内容により、名簿の記載事項を以下のとおりとする。

避難行動要支援者名簿の記載事項

- ◆ 氏名
- ◆ 生年月日
- ◆ 性別
- ◆ 住所または居所
- ◆ 電話番号その他連絡先
- ◆ 避難支援を必要とする事由
- ◆ その他、避難支援策の実施に必要な事項

（３）名簿のバックアップと情報管理

災害時に本町の行政機能が著しく低下することを考慮し、クラウドでのデータ管理や他自治体との連携等により避難行動要支援者名簿のバックアップ体制構築を推進する。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加えて、紙媒体での最新の情報保管を考慮する。

（４）名簿の更新

転入・転居・死亡時には、すみやかに名簿登録・削除等の更新を行い、避難支援等関係者とも共有する。

なお、一定期間ごとに登録名簿をチェックし、名簿情報を最新の状態に保つ。

（５）名簿の共有者と情報管理

災害対策基本法一部改正（法第４９条の１１の第２項及び法第４９条の１２）規定の内容により、名簿の共有者と共有者の情報管理手段を以下のとおりとする。

なお、避難支援等関係者への名簿情報の提供は、事前に要支援者の同意を得た上で、避難支援等に必要な限度で行う。

名簿の共有者と情報管理

＜名簿の共有者＞

- ◆ 消防機関
- ◆ 県警察
- ◆ 民生（児童）委員
- ◆ 社会福祉協議会
- ◆ 自主防災組織
- ◆ その他の避難支援等の実施に携わる関係者

＜情報管理手段＞

- ◆ 施錠可能な場所での保管
- ◆ 名簿の必要以上の複製禁止
- ◆ 名簿を取り扱う者の限定
- ◆ 名簿情報の取扱状況（定期的な報告）
- ◆ 個人情報の取扱いに関する研修実施

（６）名簿の活用

名簿使用は、以下の目的以外に活用しないことを厳守する。

名簿の活用

- ◆ 避難のための情報手段
- ◆ 要支援者の避難支援
- ◆ 要支援者の安否確認
- ◆ 避難時以降の要支援者に対する対応措置
- ◆ 医療・助産、あるいは福祉への支援
- ◆ 保健衛生、防疫、遺体の埋・火葬に係る対応
- ◆ 被災後の避難所、在宅避難での安全・安心な生活の確保

（７）個別避難計画

ア．個別避難計画の作成

本町は、関係部局と連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生（児童）委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう努める。

イ．情報の提供

本町は、消防機関、警察、民生（児童）委員、海陽町社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意がある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

（８）避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、津波浸水予測時間等を考慮し、避難の目安となる基準を設けるなど、支援時の安全確保についてのルールを決め、関係者間での周知を図る。

避難行動支援者は、各地域自治会・各自主防災組織等からのボランティア応募が主体となるが、要支援者一人に対し、二人程度の支援者が望ましい。

高齢化が進む本町ではあるが、要支援者・健常者の区分がなく、「災害に立ち向かう」ことをスローガンに、地域住民全てが助かる心意気で、今一度保健・福祉への共助力を高める必要がある。

４．支援体制の整備

本町は、個別避難計画の作成の有無に関わらず、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、各関係機関等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努めるものとする。

第３　福祉避難所

福祉避難所は、発災時に一般の避難所での生活に支障をきたす障がい者等の要配慮者を受け入れるため、特別の配慮がなされた避難所であり、本町指定の二次避難所での生活が困難と判断される場合に、必要性の高い者から優先的に移る施設をいう。

１．福祉避難所の対象となる者の概数の把握

本町は、福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料として、避難行動要支援者名簿等から福祉避難所の対象となる者の概数を把握するよう努めるものとする。

２．福祉避難所の指定

本町は、社会福祉施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所（二次的な避難施設）の事前の指定に努めるものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

指定にあたっては、民間の福祉施設のほか、町有施設、宿泊施設等の活用を図り、福祉避難所の確保に努めるとともに、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとする。また、事前の受入対象者を特定して公示する制度を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

なお、本町内の福祉避難所は、以下のとおりである。

福祉避難所（令和６年３月現在）

名　　称	住　　所	電　　話 （0884）
海部郡特別養護老人ホーム事務組合　海南荘	大里字松原３３番地３	73-2626
グループホーム　まぜの里	大里字吉尾１１０番地４	74-3470
海陽町地域子育て支援センター　あのね	奥浦字新町４４	74-3112
介護老人保健施設　ジャンボ緑風会	久保字板取２４３番地３１０	76-3888
グループホーム　ぽかぽか	久保字板取１２番地１	74-6201

３．福祉避難所のマンパワー、設備・器具等の確保

本町は、関係機関等の協力を得て、福祉避難所の運営人員等の確保に努めるとともに、設備・器具等についても不足に備えた調達・確保に努めるものとする。

４．福祉避難所の周知

本町は、福祉避難所に関する指定状況や役割について、広く住民に周知するよう努める。

特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対する周知に努めるものとする。

５．福祉避難所の運営

本町は、「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針」及び「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対策編）」等を参考にマニュアルを作成の上、訓練等を通じて社会福祉施設等の関係者に対して必要な知識等の普及啓発を行い、感染症対策を踏まえた円滑な福祉避難所の開設及び運営体制の構築に努める。

第４　社会福祉施設等対策

１．社会福祉施設の安全確保等

社会福祉施設等の利用者の大半は、ねたきり高齢者や障がい者、傷病者等の要配慮者であることから、施設管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の立地条件を踏まえた対策を講じる必要がある。また、スプリンクラー設備や火災報知設備等の消防用設備についても整備が求められる。

本町は、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に存在する社会福祉施設等保全のため、治水、治山、砂防、地すべり、急傾斜、地震、津波の各防災対策事業推進を図るとともに、施設管理者への周知、講習会の推進等に努める。

２．避難計画の整備

資料編（No.18、19）に名称及び所在地を定められた、社会福祉施設、学校、医療施設その他主として要配慮者が利用する施設等の管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項を定めた避難計画を作成・公表するとともに、本町に報告を行うものとする。

このため、本町は対象となる施設に対して、計画作成を促すとともに、具体的な支援策を検討していく。

３．防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、各種調査結果や浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の立地条件などを踏まえて、災害の防止や災害時におけるすみやかで的確な対応を行うため、あらかじめ自衛消防組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化する必要がある。

また、必要に応じ、関係機関との連携のもとに、施設相互間や地域住民、自主防災組織等と利用者の実態に応じた協力が得られるような体制作りが求められる。

４．防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、防災に関する基礎的知識や災害時の初動対応等への理解・習熟を図るため、職員への防災教育を実施するとともに、避難計画の策定他、防災訓練を実施する。

特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、居室の配置に配慮するとともに、夜間を想定した防災訓練や浸水想定区域等、地域の特性に配慮した防災訓練も考慮する。

５．防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は、発災時に備え、食料、生活必需品、防災資機（器）材等の備蓄に努める。

第５　在宅者対策

１．防災知識の普及・啓発

本町は、要配慮者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける等、防災知識の普及・啓発に努める。

なお、防災訓練等の実施にあっては、要配慮者の特性に配慮した支援体制の整備に努める。

２．避難誘導・救出・救護体制の確立

本町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導・救出・救護するため、徳島県が作成した『避難行動要支援者支援（災害時要援護者支援対策）マニュアル』により、平常時より自主防災組織や民生（児童）委員等と連携して避難行動要支援者の状況を把握し、その名簿を整備するなど、実態把握に努める。

把握した情報については、個人情報等の保護に十分配慮しつつ、関係機関において共有するとともに、支援の必要性の高い者から優先的、重点的に、各避難行動要支援者の個別避難計画の作成及び活用を図る。

また、本町は、より一層の防災知識の普及・啓発を図り、住民全体で防災に取り組む土壌の育成に努めるとともに、自主防災組織の育成について促進を図るものとする。

３．的確な情報伝達活動

本町は、災害時要配慮者等の的確な伝達手段を図るため、要配慮者一人ひとりの適切な伝達手段を検討し、民生委員・児童委員や地域住民等の連携による伝達等、多様な伝達手段の整備に努める。

必要とされる福祉関係のマンパワー

手話通訳者、介護福祉士、介護支援専門員、
高齢者ホームヘルパー等、通訳ボランティア　など

第６　外国人等に対する防災対策

発災時の被害を可能な限り少なくするためには、言語・生活習慣・防災意識の異なる情報弱者となりがちな外国人等も、防災に関する予備知識を得ていることが必要で、またすみやかに的確な情報も得られるように配慮する。

外国人等に対する防災対策として、以下のようなものが考えられる。

１．防災知識の普及啓発

本町は、外国人向けの外国版の防災に関するパンフレットを作成・配布するとともに、各種機関で入手できるようにするなど、防災に関する知識の普及啓発に努める。

また、在住外国人に対して、防災教育（イベント）や防災訓練への参加を推進するよう努める。

２．避難施設案内板の外国語併記等の推進

避難マップや避難場所、避難路等の案内板について、外国人にもわかりやすいシンボル化や外国語の併記などを図るよう努める。

３．的確な情報伝達の環境整備等

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人では、行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえる必要がある。本町は、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努めるものとする。

第７　男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

本町は、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、避難行動要支援者の避難誘導や避難所の運営等において、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した防災対策に努めるものとする。

第９節　帰宅困難者対策

【建設防災課】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 帰宅困難者への情報提供体制の整備 ..... **本節**
□ 帰宅支援の協力体制の整備 ..... **本節**

第１　趣旨

災害時には、多数の旅行者や、遠距離通勤者等が帰宅困難となる恐れがあり、避難及び帰宅の支援を行う必要がある。

本町はこのような人々に対し、以下の体制整備を図る。

第２　帰宅困難者に対する防災対策

１．定義

帰宅困難者とは、以下のとおりで定義される。

（１）従来の定義

発災時に、帰宅先までの距離が１０ｋｍ以内ならば帰宅可能者となり、１０ｋｍ～２０ｋｍでは、１ｋｍ遠くなるたびに帰宅可能者は１０％ずつ減少し、２０ｋｍ以上では全員が帰宅困難者となる。

＜例＞１００人の事業所職員のうち、１０ｋｍ以内は５０人、１１ｋｍは２０人、１５ｋｍが２０人、２０ｋｍ以上が１０人とすると、

２０×１／１０＋２０×５／１０＋１０＝２２人が帰宅困難者となる。

（２）係数からの算定

帰宅困難率（％）＝（０．０２１８×帰宅距離）×１００

上述の例からすると、

０．０２１８（１０×５０＋１１×２０＋１５×２０＋２０×１０）≒２７％

０．２７×１００＝２７人が帰宅困難者となる。

２．検討事項

検討事項は、首都直下型地震帰宅困難者等対策協議会（平成２３年９月．内閣府及び東京都）の基本方針を準用する。

基本方針

- ◆ 一斉帰宅の抑制
- ◆ 一時滞在施設等の確保
- ◆ 帰宅困難者への適切な情報提供手段
- ◆ 駅周辺等、混雑が予想される箇所での混乱防止
- ◆ 徒歩帰宅者の支援
- ◆ 要支援者への配慮

３．災害時帰宅困難者支援ステーション

徳島県が関西広域連合と共同して進めている災害時帰宅困難者対策で、大規模災害が発生し、交通が途絶えたときに、帰宅支援時の利便性向上を図ったコンビニエンスストアやファミリーレストラン等の協力店をいう。協力店は、店舗にステッカー掲出により当該取組の周知及び防災に対する意識啓発を図る。

また、大規模災害が発生し、交通が途絶えた場合に、帰宅困難者支援「協力店」のステッカーを表示したそれぞれの店舗において、帰宅困難者に対し、次のような支援を可能な範囲で行う。

支援内容

- ◆ テレビやラジオで収集した被災情報の提供
- ◆ 水道水・トイレ等の提供
- ◆ 休息スペースの提供
- ◆ 地域の避難所情報の提供

第３　住民への普及啓発

本町は、住民に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、安否確認手段、帰宅困難となった場合の避難場所、関西広域連合の共同事業である前述の「災害時帰宅支援ステーション」等について対応策の普及啓発に努めるものとする。

第４　企業等への普及啓発

本町は、企業等に対して従業員等を一定期間事業所内に留めおくことができるよう、必要な物資の備蓄等の促進について、普及啓発に努めるものとする。

第５　帰宅困難者の発生を想定した訓練等

本町各事業所、あるいは不特定多数の入場者が出入りする施設管理者は、以下のような帰宅訓練実施が望ましい。

訓練項目

- ◆ 職員あるいは顧客の混乱防止・誘導訓練
- ◆ 被災情報の収集・伝達訓練
- ◆ 安否確認及び情報発信訓練
- ◆ 徒歩帰宅訓練

第６　安否確認手段の支援

本町は、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル「１７１」、災害用伝言板「ｗｅｂ１７１」、携帯電話の「災害用伝言板」及び「災害用音声お届けサービス」、すだちくんメール等）の普及啓発に努める。

第１０節　広域応援・受援体制の整備

【建設防災課】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 他市町村等からの応援・救援に係る体制の整備……**本節第２、第３**
□ 県外市町村との災害時応援協定締結の促進……**本節第２、第３**

第１　趣旨

大規模災害が発生した場合の災害応急対策を円滑に実施するため、国が策定した『地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン』等に沿って、体制の見直し等を行うとともに、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、実効性の確保を図り、広域的な応援・受援体制を確立しておくものとする。

第２　応援・受援体制の整備

１．応援体制の整備

本町は、他市町村から災害応急対策における応急要請があった場合、すみやかに応援が可能となるよう、事前に派遣職員の編成、携行資機（器）材、使用車両、応援の手順等整備に努める。

他市町村へ職員を派遣する場合、地域や災害の特性を考慮した職員の選定に努めるものとする。

また、訓練等を通じて、「応急対策職員派遣制度」及び「徳島県災害マネジメント総括支援員制度」を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行えるよう技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

２．受援体制の整備

円滑に他の市町村、国、徳島県、防災関係機関等から応援を受けることができるよう、受援のための体制や役割分担、具体的な活動拠点、連絡・要請手順、対象業務等について取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整え、実効性の確保に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

３．広域避難体制の整備

本町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、南部圏域大規模氾濫減災協議会など、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。

第３　市町村間の相互協定

本町では、「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定」（平成２５年４月締結）に基づき、災害時の必要な情報の共有を図るとともに、県外の市町村とも相互協定を結んでいる。

今後も的確かつすみやかな応援・受援体制が図られるよう、相互応援協定の追加整備に努めるとともに、「徳島県広域避難ガイドライン」に沿って、必要な措置を検討しておくものとする。

なお、本町が締結している県内外の市町村との応援協定については、資料編 No.65 を参照とする。

第４　消防機関の相互応援

本町では、「徳島県広域消防相互応援協定書」（平成１９年４月締結）、「徳島県市町村消防相互応援協定」（平成１０年４月締結）等の大規模災害に備えた消防機関協力が結ばれているが、今後も消防広域応援の協定追加等により、派遣要請システム整備、応援情報リスト構築で、消防広域応援体制の整備を図る。

なお、本町が関連する消防相互応援協定については、資料編 No.65 を参照とする。

第５　徳島県及び徳島県警察

１．徳島県

徳島県知事は、県内消防力をもって対処できない災害では、消防組織法第４４条第１項の規定により、消防庁長官に対し、災害発生市町村の消防の応援等（緊急消防援助隊の応援、『大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱』に定める広域航空消防応援隊）を要請する。

なお、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱 第７章 大規模地震発生時における迅速出動基準」または「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」に定める地震等の発生時は、徳島県からの要請を待たずに緊急援助隊が出動することとなっており、本町も受援体制の強化を図る必要がある。

２．徳島県警察

徳島県警察は、大規模災害時の広域的な出動と災害警備活動に対し、即応部隊と一般部隊を以下のとおり編成し、広域的応援体制の整備を図っている。

（１）即応部隊（災害警備活動にあたる部隊）

- ◆ 広域緊急救助隊（警備部隊、交通部隊、刑事部隊）
- ◆ 緊急災害警備隊
- ◆ 広域警察航空隊

（２）一般部隊（災害への対応が長期にわたり必要となる場合に派遣する部隊）

- ◆ 特別警備部隊
- ◆ 特別生活安全部隊
- ◆ 特別自動車警ら部隊
- ◆ 特別機動捜査部隊
- ◆ 身元確認支援部隊
- ◆ 特別交通部隊

第１１節　情報通信機器等の整備及び災害時の情報提供

【建設防災課】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 防災通信設備の整備……本節
□ 地域コミュニティ等との連携方法……本節第２

第１　趣旨

本町及び各関係機関は、災害時における情報通信の重要性を考慮し、情報通信施設の耐震性強化及び停電対策、危険分散、通信路の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等、情報通信体制の整備促進に努める。

さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

また、障がいの種類及び程度に応じて、障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

さらに、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

第２　情報通信体制の整備

１．総合情報通信ネットワークシステムの整備

徳島県では、平成９年度より県防災行政無線地上系システムと衛星通信システムが導入されており、県内市町村と全国の地方公共団体間で、防災情報と行政情報の伝達機能を有するネットワークが構築されている。

したがって、今後は当システムの適正な運用・管理に努めるとともに、災害時のフル活用に努める。

２．各無線施設等の整備・充実

本町は、自局の無線施設・設備の定期的な点検整備、及び要員の確保と応急用資機（器）材の確保充実を図り、災害時での通信手段の確保に努める。

なお、アマチュア無線局の協力体制の整備を促進し、多重通信体制の整備を図る。

衛星携帯電話備付施設及び地区一覧

海南庁舎	海部庁舎	宍喰庁舎	浅川漁村センター	川上集会所	海南文化村	海南病院
3台	1台	1台	1台	1台	1台	1台
海陽中学校	宍喰中学校	海南小学校	海部小学校	宍喰小学校	平井地区	王余魚谷地区
1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台
大比地区	大内皆津地区	久尾地区	船津地区	小谷地区	樫木屋地区	村山地区
1台	1台	1台	1台	1台	1台	1台
皆ノ瀬地区	寒ヶ瀬地区	鞆浦東町地区	海部那佐地区	宍喰那佐地区	竹ヶ島地区	
1台	1台	1台	1台	1台	1台	合計２９台

３．全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の整備

気象庁から伝達される特別警報や緊急地震速報（平成１９年１０月１日運用開始）等の気象関係情報、国から発信される有事関係情報は、人工衛星（スーパーバードＢ２）より、対象地域の地方公共団体に送信され、市町村の防災行政無線を自動起動するシステムとなっている。

本町は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

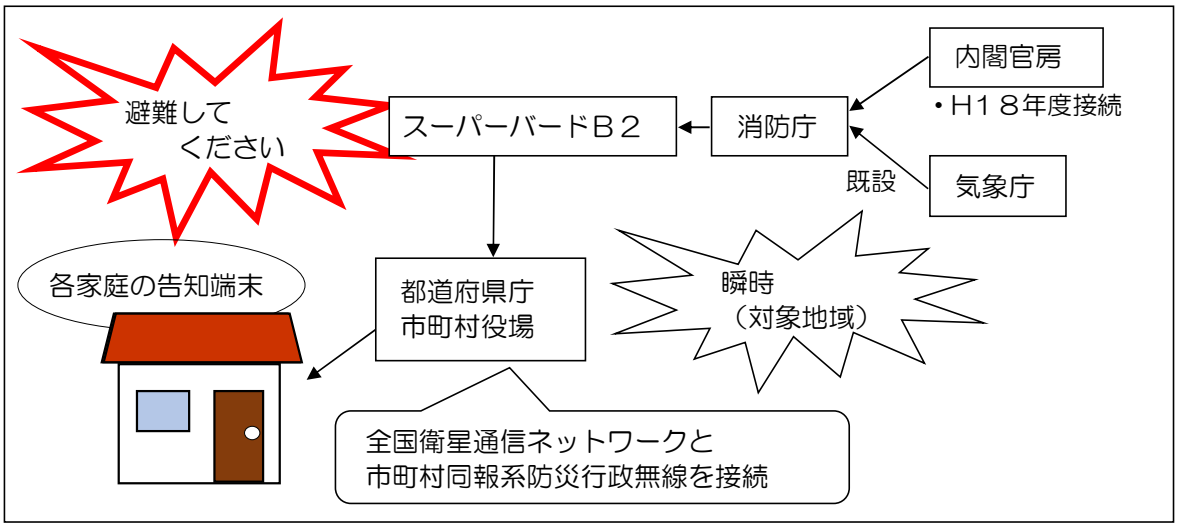

Ｊ－ＡＬＥＲＴについて

４．Ｌアラート（災害情報共有システム）による情報伝達体制等の整備・充実

本町は、Ｌアラート（災害情報共有システム）を活用した警報等の情報伝達体制等の整備に努める。

また、本町、徳島県及びライフライン事業者は、Ｌアラートで発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

５．エリアメール・緊急速報メールの活用

本町及び徳島県は、住民に災害情報を伝達するため、携帯電話のエリアメール・緊急速報メールの活用を進める。

６．各種データの整備保全

本町及び徳島県は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）をしておくものとする。

７．地域コミュニティ等との連携

本町及び徳島県は、自主防災組織や住民等にわかりやすく十分伝わるような情報提供に努めるとともに、地域コミュニティ等と連携するなど、工夫を凝らして情報提供に努めるものとする。

第３　防災情報システムの充実

徳島県は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、気象情報や災害情報等、総合的な防災情報等が共有できる「災害時情報共有システム」を円滑に運用するとともに、防災関連情報のデータベース化等を図っている。

本町も、徳島県など防災関係機関との防災情報の共有化を進めることにより、災害対応の初動時における情報収集・伝達機能を強化し、機能の充実に努める。

（図の出典：徳島県地域防災計画）

災害時情報共有システムのイメージ

第１２節　防災拠点施設等の整備

【各課各班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 防災拠点施設の整備……本節

第１　趣旨

本町は、防災中枢機能となる施設・設備の充実を図り、災害に対する安全性確保や総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備を推進するため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム活用や自家発電設備の整備等、燃料の備蓄を考慮する。

その際、物資供給が困難な場合を想定し、食料・飲料水・燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、衛星携帯電話等の非常用通信手段確保や、代替施設の選定等のバックアップ対策も配慮する。

第２　防災拠点

防災拠点とは、広義には避難場所や防災倉庫・救援物資集積場所、応急復旧活動の拠点、防災活動の本部施設をいい、その役割と規模によって、以下の分類がなされる。

１．コミュニティ防災拠点

地域住民の自主防災活動や緊急避難地を活用する自治会単位での拠点となる。

（自主防災組織数→８５）

２．地域防災拠点

市町村が実施する活動拠点で、短中期の避難地及びコミュニティ防災拠点の補完を行う拠点となる。

（コミュニティセンター数→７、公民館数→５、竹ヶ島は生活改善センター）

３．広域防災拠点

広域応援のベースキャンプや緊急物資の配給基地を持つ都道府県の管轄区域に数箇所設置される拠点をいう。

『徳島県広域防災活動計画』（平成３１年１月）では、県下の市町村を６ブロックに分け、活動の地域区分を設定しているが、本町は南部Ⅱ地域（牟岐町、美波町、海陽町）に属し、防衛省、消防庁の広域応援部隊配分が計画されており、拠点となる災害対策本部及び支部が設置される海南・海部・宍喰の各庁舎及び、それら庁舎の代替施設である、まぜのおか体育館等の整備向上に努める必要がある。

４．防災公園

平常時は、災害時は住民を守るため、防災拠点や避難場所といった様々な役割を発揮する機能を持つ拠点施設となる。

本町では、現在宍喰地区の津波浸水想定区域外となる場所において、「宍喰地区地域防災公園」の整備に取り組んでいる。

５．防災拠点自動車駐車場

災害時において、広域災害応急対策の拠点となる防災機能を有する「道の駅」や高速道路のサービスエリア・パーキングエリアの自動車駐車場について、国土交通大臣が指定する駐車場をいう。

本町では、「道の駅 宍喰温泉」の駐車場が指定されており、国及び徳島県とともに、防災機能の強化に努める。

第３　災害拠点病院等の整備

災害拠点病院は、災害時に重篤な救急患者の救命医療を行うための病院で、重篤患者の受入れ及び広域搬送、自己完結型の医療救護チームの派遣、地域医療機関への応急用資機（器）材の貸し出し等の機能を有する。

南部保健医療圏に属する本町では、海陽町国民健康保険海南病院が指定されている。

なお、災害拠点病院を含む徳島県の救急病院等一覧を、資料編 No.23 に示した。

第４　拠点避難所の選定・整備

１．拠点避難所の役割

拠点避難所は、周辺の避難所が被災した場合の代替施設や物資の集配拠点等として、一定の地域をカバー（支援）する地域の拠点となるほか、避難の長期化に伴う、各避難所の集約先としての役割も担う。

また、拠点避難所への避難所集約は、対象避難所の収容者数の推移等を考慮し、段階的に実施する。

２．拠点避難所（案）の選定

本町では、多数の避難者発生や、避難が長期化する可能性が高い災害として、洪水・地震・崖崩れ等・津波・大規模火災を想定し、これらの災害時における拠点避難所を、以下のとおり選定した。

なお、本町の拠点避難所を含む指定避難所一覧を、資料編 No.17 に示した。

第１３節　物資等備蓄体制及び輸送・供給体制の整備

【建設防災課、上下水道課】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 給水体制の整備 本節第２
□ 備蓄の現況　食料等備蓄 ..... 資料編 No.31
□ 備蓄の現況　医薬品等備蓄 ..... 資料編 No.31

第１　趣旨

大規模災害時は、多くの被災者が生じるため、防災対応機関の対応にも限界がある。

したがって、本町住民は、各家庭や近隣住民、自主防災組織間で、平時から防災意識の高揚に努め、災害時には『自らの命は自らが守る』ことを基本理念とし、救援体制が運営されるまでは、自らの生活維持のための食料・飲料水他非常用生活物資の確保に努めることが重要である。

本町は、『徳島県広域防災活動計画』（平成３１年１月）及び『徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第１次）』（平成２５年７月 徳島県公表）、『徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第２次）』（平成２５年１１月 徳島県公表）に記述されているように、南海トラフ地震発生後、緊急輸送路として指定されている国道５５号が、山腹崩壊や津波漂流物等の障害物で、地震発生後概ね１日は通行不可、国道１９３号も多くの箇所で土砂崩れ等が発生し通行不能になる可能性が高い。

また、海からの救助も海上漂流物等の影響で、船舶通行も早期には困難となる。

このため本町は自ら備蓄することの必要性を住民に周知徹底する。

なお、内閣府の『南海トラフ巨大地震対策の最終報告』（平成２５年５月発表）では、各家庭に１週間程度の備蓄を求めている。

約１週間分の備蓄例（１人分）

アルファ米１１食、発熱剤付き食品４食、パンの缶詰め３食、袋入り保存パン２食、
レトルト食品３食、飲料水２１リットル、乾電池４本、携帯電話充電器１台、
カセットコンロ１台、カセットボンベ３本、簡易トイレの袋（２０枚入り）２箱　等

一方、家屋倒壊等で備蓄物資が使用できなくなった被災者には、食料や飲料水、あるいは生活必需品等の供給を実施する必要があり、本町では必要とされる応急物資の備蓄確保に努める。

なお、発災直後に必要となる最低限の物資（投光器、テント、医薬品、防水シート、毛布等）の備蓄・調達体制を確保するとともに、避難所等における燃料や車両、ヘリコプター燃料の確保ルートも確立させておく。

また、救援物資の集積拠点を選定しておき、大量の物資の仕分けや避難所への輸送等について、民間物流事業者と連携するなど体制整備に努めるものとする。

本町の物資集積拠点（案）

名　称	住　所	備　考
海陽中学校体育館	大里字松原３４－８３	
海南文化村	四方原字杉谷７３	・洪水被害想定区域
野江町民体育館	野江字西ノ内１９－１	・拠点避難所と併用 ・洪水被害想定区域
選定の理由 ・海陽町の各ヘリポート緊急発着場に近く、物資集配上の利便性が高い。 ・災害区分別による被害想定で、被害想定区域外の場合が多く、比較的安全性が高い。		

第２　食料の備蓄整備

基本的に住民は発災初期の避難生活のための食料の備蓄を平常時から行っておく努力が求められる。

本町は、家屋倒壊等で備蓄食料の確保ができなかったり災者の生活確保のための備蓄食料の整備に努めるとともに、県内外の市町村や関係機関、民間等との応援協定等を活用し、確保手段の多様化を図るものとする。

第３　給水体制の整備

１．運搬給水

本町は、災害時において飲料水供給が確保できるように、浄水器の配備、給水タンク・ポリタンクの確保、応急配管・応急用資機（器）材、塩素殺菌用薬品、残留塩素濃度測定機器等の備蓄増強を図る。

また、事前に避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等重要な施設の運搬給水先を定めておくとともに、近隣市町村からの応援給水がある場合を考慮し、運搬先での受入れ体制整備を図る。

２．拠点給水

上述の運搬給水では供給可能な水量に限界があり、時間経過にともなって生活用水も必要となる。

したがって、避難所や浄水場、配水池、消火栓設置場所に給水拠点を配置する。

第４　生活必需品等の備蓄整備

本町は、生活必需品等の備蓄を更に充実させる。また、民間流通業者との物資協定を結び、安定した物資確保体制の整備に努めるものとする。

また、住民は災害時に備え、生活に必要な非常持ち出し品及び災害対応活動に活用できるよう備えておく必要があるため、周知を図る。

第５　救助救命及び水防に必要な備蓄資機（器）材

災害救助・救命資機（器）材については、基本的に消防、徳島県警察を中心に整備が進められているが、これらの機関で保有することが困難なものは、本町が整備・備蓄を行う。

また、初動対応で必要となる輸送関係車両や重機等は、民間からの応援調達を考慮した協定書締結で対応する。

また、水防管理団体は、重要水防区域内堤防延長 1,000m～2,000m毎に１棟の割合で、面積３３m^2の水防倉庫を設置し、水防資機（器）材の整備に努める。

第６　医薬品の備蓄

大規模災害発生時に必要な医薬品・衛生材料をすみやかに供給するため、海部郡医師会及び医療関係団体と協力して、医薬品等の備蓄に努めているが、今後は防災拠点等の備蓄（倉庫備蓄）、流通在庫の備蓄（ランニング備蓄）も考慮し、医療救護整備を図る。

災害時に必要となる救急医療品（仮）

診断識別連絡用具（聴診器・血圧計・記録用紙）、蘇生吸引用具（手動式蘇生機・吸引器他）、外科用具（外科ハサミ・ピンセット他）、注射用具（注射器・注射針他）、衛生材料用具（包帯・三角巾他）、医薬品（ボスミン注・ブドウ糖他）、発電機、処置用ライト

ランニング備蓄医薬品

鎮痛剤、シップ剤、外皮用軟骨、感冒剤、止しゃ剤、整腸剤、糖尿病薬、輸液、脱脂綿、ガーゼ、包帯、絆創膏、他

第７　物資調達・輸送調整等支援システム等の活用

本町は、備蓄する物資等の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、国、徳島県、他市町村及び防災関係機関等と情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

第１４節　孤立集落対策

【各課各班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 孤立予想集落の特定……本節第２
□ 災害に強い情報通信設備（衛生携帯電話等）の孤立予想集落への配備……本節第３
□ 孤立予想集落周辺のヘリコプター離着陸場の決定また把握……本節第３
□ その他必要な事項……本節

第１　趣旨

孤立集落とは、中山間地域や沿岸地域等の集落で、人の移動・物資の流通が困難となって、住民生活が困難もしくは不可能になった集落をいうが、その発生原因は以下のとおりである。

孤立集落となる要因

- ◆ 地震・風水害等にともなう土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- ◆ 地震・風水害等にともなう土砂崩れ、落石等のおそれがある箇所に対する事前通行止め
- ◆ 津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積等

南海トラフ巨大地震発生時には、基幹道路の国道５５号及び１９３号が交通途絶状態となり、本町そのものが孤立状態となることも想定されるものの、町内防災拠点施設との通信等の遮断で、町内間での孤立化が想定される区域住民の安全確保を図る必要がある。

第２　孤立化集落の把握

１．孤立化のおそれのある集落

（１）交通アクセスに障害が予想される集落

- ◆ 集落につながる道路で、迂回路がない
- ◆ 集落につながる道路で、冠水・落石・崩壊等の発生が予想される土砂災害危険箇所がある
- ◆ 集落につながる道路で、橋梁等の長寿命化対策が施工されていない

（２）通信手段の途絶による集落

- ◆ 空中線の遮断等で、通信手段が途絶する
- ◆ 多様な通信手段が確保されていない。

２．離島集落

本町は、竹ヶ島漁業集落があり、発災時には常に孤立化の可能性が高い。

第３　孤立化の未然防止対策

１．本町の対応

（１）体制の整備、意識の高揚等

孤立化のおそれがある集落は、自治会長等の代表者を災害情報連絡員として任命する等、防災情報提供体制の整備を図るとともに、自主防災組織の育成・強化で、集落内の共助体制の高揚を図る。

また、「命を守る共助の精神」によって、町民が支え合う活動を促進する。

（２）通信手段の確保

集落内の指定避難所で、非常時での外部との通信確保が可能となるよう、衛星携帯電話等の配備に努めるとともに、当設備配備場所あるいは機器使用方法を住民に周知する。

また、集落内のアマチュア無線使用者を調査し、使用者同意のもとで連携を図る。

（３）ヘリコプター離着陸場の確保

集落内で救出・救護に要する緊急ヘリポート用地を確保する。

また、ヘリコプター離着陸場が確保できていない場合も、平時から候補地を選定しておく。なお、本町の災害対策用ヘリコプター降着場一覧は、本編 第３章 第６節「自衛隊災害派遣要請」を参照とする。

２．電気通信事業者及び道路管理者への対応

集落内の指定避難所（通信基地となる施設）は、一般加入電話を災害時優先電話として指定するとともに、衛星固定電話・衛星携帯電話の地区内配置を検討する。

孤立化のおそれのある集落では、危険箇所の補強等、防災対策事業が重要で、港湾、海岸、道路等の整備については、徳島県との定期的な情報交換を実施する。

本町内で想定される孤立集落

農　　村	漁　　村
大比、寒ヶ瀬、平井、皆ノ瀬、樫木屋、小川口、下小谷、上小谷、村山、大内、櫛川、姫能山、芥附、角坂、塩深、小谷東、小谷西、船津、久尾 **計１９個所**	鞆浦、竹ヶ島 **計２個所**

第１５節　大規模停電・通信障害への備え

【各課各班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 大規模停電に備えた対策の強化……本節

第１　趣旨

大規模災害の発生による大規模停電や通信障害に備え、対策を事前に検討しておく必要がある。本町は、各種対策を実施し、大規模停電・通信障害発生時の被害の軽減に努めるものとする。

第２　知識の普及・啓発

本町は、あらゆる機会を通じて、住民等に対し大規模停電・通信障害に備えて以下のような知識の普及・啓発に努めるものとする。

◆　大規模停電・通信障害発生時の状況や注意点等の基本的な知識
◆　必要に応じ、非常用発電機や充電器等の非常用電源の確保
◆　ＡＴＭやクレジットカード等が使用できないことを想定した現金等の準備

第３　事前予防のための取組

本町は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、徳島県、電気事業者及び電気通信事業者と相互の連携の拡大に努めるものとする。

第４　業務の継続に向けた取組

本町は、大規模停電時にも業務が継続できるよう、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、ＬＰガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等、平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。

また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後７２時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

第５　非常用電源等のリスト化

本町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

第６　訓練の実施

本町は、関係機関等と連携し、大規模停電を想定した訓練を行うよう努めるものとする。

第１６節　災害廃棄物処理体制の整備

【建設防災課、住民環境課】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 災害廃棄物処理体制の整備 ..... 本節

第１　趣旨

本町は、今後発生する自然災害（地震、津波、豪雨等）への平時の備え、さらに災害時に発生する廃棄物（避難所ごみ等を含む）を適切かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、計画を定めるとともに必要な体制を整備する。

第２　災害廃棄物処理計画

本町は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針や徳島県が定める災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、『海陽町災害廃棄物処理計画』を策定している。同計画では、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方、住民等への啓発広報等について定めている。

第３　関係機関等との連携

１．処理体制

本町は徳島県と連携して、平時より関係団体と緊密に連携し、円滑な処理体制の構築に努める。

２．情報の周知

本町は、国及び徳島県と連携して、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D．Ｗａｓｔｅ－Ｎｅｔ）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等について、ホームページで公開する等、周知に努めるものとする。

第１７節　事前復興の取組

【各課各班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 事前復興の取組 ..... 本節

第１　趣旨

本町は、今後想定される大規模自然災害に対し、早期の復興を実現するために、あらかじめ必要となる取組について整理を行い、本町の復興を担う行政・住民・関係機関等で共有することにより、平時からの防災・減災の取組、また、被災後の復興に向けた事前の準備を協働で実践・推進していくことを目的として『海陽町事前復興計画』を策定している。

第２　事前復興の取組

海陽町事前復興計画では、以下に示す５つの復興まちづくりの目標を実現するため、様々な取組を位置付けている。そのなかでも重点的に検討・推進する取組を重点施策として設定している。

復興まちづくりの目標

分　野	目　標
すまいの再建	多様な災害に対応し、迅速なすまいの応急対策と 地域間連携による住宅再建
暮らしの再建	町民・事業者の生活再建・雇用の維持に向けた 支援・情報提供・サービスの復興
安全・安心な地域づくり	関係機関・民間事業者等と連携した早期の復旧・ 復興事業の推進
産業・経済の復興	農業漁業を中心とした被害の低減と迅速な災害復旧
コミュニティの復興	地域コミュニティの維持・連携による復興まちづくり

重点施策

【重点１】災害がれき処理や遺体安置所の候補地選定
【重点２】応急仮設住宅地の候補地選定と供給計画
【重点３】移転事業に係る開発候補地選定や受入れ集落との連携
【重点４】県との連携や民間事業者との協定による災害時の輸送等の確保
【重点５】エネルギーの地産地消とインフラ事業者との事前調整
【重点６】地域間の支えあいと避難・生活再建に向けた人的交流の促進

第３　外部支援者との連携

大規模災害からの迅速な復興には、被災地内の主体間の連携、協働に加え、被災地外からの外部支援者との連携が重要である。外部からの支援は、フェーズ毎に幅広い領域にわたるとともに、その担い手も、個人ボランティアから企業・団体、専門性を有する職能集団や研究機関まで多岐にわたる。

復興期における円滑な支援の受入れを確実なものとするため、被災前から受援体制を構築しておくとともに、協定を締結しておくなど、平時から「顔の見える」関係をあらかじめ築いておくことが重要であり、こうした関係の構築も重要な事前復興の取組である。

なお、応急対策時の受援体制等については、本編 第３章 第７節「防災関係機関応援要請」に示した。

第４　フェーズフリーの取組

本町は、フェーズフリーについて検討を行い、今後の施策等に反映させる。

※　フェーズフリー
「日常時（平常時）」や「非常時（災害等）」などの「フェーズ（局面）」に関わらず、「日常時（平常時）」に役立つものがそのまま「非常時」に活用できるという考え方をいう。

第３章　災害応急対策

第１節　災害応急対策の内容

【各課各班】

第１　災害応急対策に備えて

本町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めること等により、災害対応の各段階（準備・初動・応急・復旧）に応じた災害応急対策作業の優先順位を理解するとともに、災害の進捗状況等を考慮して行動する。

第２　対策の内容

災害時の各段階において、優先的に実行または着手すべき主な業務を時系列毎に示す。ただし、災害の状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意する。

１．地震・津波及び気象警報発表時（初動体制確立時の災害発生に備えた警戒）

（１）津波、気象等に関する情報（特別警報・警報・注意報）の伝達、避難

（２）防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外発生の場合）

（３）災害対策本部の設置検討、防災関係機関の指揮体制確立

（４）被害情報の収集

（５）水防警報の発令検討、河川等の警戒監視を強化

（６）住民避難情報の発令

◆　高齢者等避難

- 避難所の開設準備（施設の応急危険度判定の優先実施、管理・運営担当職員の派遣）
- 避難行動要支援者（要配慮者）の所在確認、避難所等への移動
- 一般住民の避難準備
- 児童生徒等の安全確保

◆　避難指示

- 一般住民の立退き避難または屋内安全確保、避難所への収容
- 避難所備蓄物資による対応
- 避難者の状況把握（避難者リスト作成準備）

◆ 緊急安全確保
- 住民の緊急安全確保

２．地震・津波・台風等による災害発生初動対応時（情報収集時の１時間）
（１）防災関係機関職員の非常参集
（２）災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立、初回本部会議開催
（３）水防活動等被害拡大防止活動の実施
（４）自衛隊等の出動準備要請、派遣要請
（５）公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
（６）広域的な応援の要請

３．災害発生当日中（被災者支援の２４時間）
（１）被害情報の収集・報告と住民への広報
（２）応援要員の受援体制の確立
（３）被災地外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び医療救護班等、災害医療支援チームへの対応
（４）緊急物資輸送用車両の確保
（５）緊急輸送道路の啓開
（６）交通規制の実施
（７）本町内の被害状況の把握
（８）被災地への救護所の設置
（９）ライフライン、公共土木施設等の被害状況調査と応急措置
（10）帰宅困難者対策
（11）災害救助法の適用
（12）通信途絶地域への仮設通信設備設置
（13）避難所の開設（施設の応急危険度判定の優先実施、管理・運営担当職員の派遣）
（14）避難所での避難者リスト作成及び食料等必要量の把握
（15）各種施設の被災状況把握
（16）避難所等での仮設トイレの設置
（17）避難所等での食料・生活必需品の輸送
（18）避難所での要配慮者の支援対策の実施
（19）遺体の一時安置場所確保
（20）避難所外避難者の状況把握
（21）被災建築物応急危険度判定
（22）報道機関との伝達体制

４．災害発生後１日～３日（本格的被災者支援）
（１）ボランティアセンターの設置
（２）ボランティアの受入れ
（３）義援金の受付・受入れ
（４）救援物資の受入、仕分け、配分
（５）学校施設の応急復旧、応急教育の実施
（６）疫学調査、健康診断、被災地への防疫処理
（７）災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）への対応

５．災害発生後３日～１週間（応急復旧時）
（１）公営住宅等の提供
（２）被災住宅の応急修理
（３）被災者の心のケア
（４）遺体の検視、身元確認、火葬
（５）生活ごみ、し尿収集
（６）災害廃棄物の処理検討
（７）応急仮設住宅建設候補地の選定

６．災害発生後１週間～１ヶ月（本格的応急復旧）
（１）応急仮設住宅の建設
（２）学校教育の再開
（３）義援金の配分
（４）被災者生活再建支援法の適用
（５）災害廃棄物処理
（６）相談窓口の設置

第２節　災害対応体制の設置計画

【各課各班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 災害対策本部の設置基準 …… 本節第３の１
□ 災害対策本部の業務内容 …… 本節第４の１
□ 災害対策本部の組織、運営 …… 本節第３の３
□ 町長に事故があった場合の対応 …… 本節第３の２
□ 職員動員の内容 …… 本節第４の２
□ 職員動員の基準 …… 本節第４の１
□ 伝達方法 …… 本節第５の３
□ その他必要な事項 …… 本節

第１　趣旨

本町内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合、円滑かつすみやかな災害応急対策を実施するためには、必要とされる職員を配備する必要がある。

この災害対策活動においては、災害対策本部設置をはじめ、発生した各種の内容に応じ、組織編成にあたるが、各職員は役割分担を十分に理解し、対策活動の流れにも熟知していなければならない。

災害対策本部設置の認識

- ◆ 災害対策本部設置（廃止）基準を全職員が認識する
- ◆ 意思決定者不在時の対応を明確にし、すみやかに災害対策本部を設置する
- ◆ 災害対策本部が本庁舎内に設置できない場合の代替設置を的確に行う

１．関係法律との関係

本町は、災害対策基本法第１０条の他、各種法律にしたがい、災害応急対策を総合的・計画的に処理し、すみやかな運用実施に努める。

２．相互協力

災害対策基本法第５条（市町村の責務）、第６条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第７条（住民等の責務）、及び第５４条（発見者の通報義務等）の規定により、本町・関係機関・住民は相互に協力する責務がある。

したがって、本計画の運用においても、関係機関、公共的団体及び住民を含めた相互協力により処理し、関係機関や関係者は、確実に各々に課せられた責務を果たす必要がある。

第２　活動体制

本町に災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合において、災害対策を総合的かつすみやかに行うため必要があると認めるとき、町長が災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

また、徳島県では、災害対策本部と災害対策支部の組織編成となっており、津波警報のみの発表では、警戒本部と南部支部が設置されることから、「南部支部」設置時には、同支部との連携を図る。

なお、海陽町水防本部設置後に海陽町災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部が総括し、災害対策本部設置前、あるいは設置されずに実施する応急対策も災害対策設置と同様の処理を行う。

第３　海陽町災害対策本部

１．災害対策本部の設置及び閉鎖

（１）設置

本町で、大規模災害が発生し、または発生のおそれが生じると予想され、本町が災害応急対策を総合的かつ円滑に行う必要があると認めるとき、町長はおおむね以下の基準をもって、災害対策本部を設置する。

◆　自動設置

- 町内で震度５弱以上の地震が発生したとき
- 徳島県沿岸に津波警報・大津波警報が発表されたとき
- 大雨特別警報が発表されたとき
- 顕著な大雨に関する情報（線状降水帯）が発表されたとき
- 海陽町の３時間雨量が 90 ㎜を超えるとき
- 海部川の水位が指定水位の 5.1ｍを超えるとき
- 宍喰川の水位が指定水位の 2.6ｍを超えるとき

◆　判断設置

- 事態が切迫し、危険性が大で第２次配備では処理しかねると認められるとき
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（状況により災害対策本部・支部設置（第３次配備）への移行が必要と判断されたとき）
- その他の状況により、町長が必要と認めたとき
- 全河川において、河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認したとき

（２）閉鎖

本部長（町長）は、災害の危険がなくなり、または災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を閉鎖する。

（３）報告

町長は、災害対策本部を設置または閉鎖したときは、その旨を徳島県その他防災関係機関へ報告する。

２．災害対策本部の組織

（１）意思決定者と設営場所

災害対策本部の組織・運営、及び分掌事務等については、海陽町災害対策本部条例に基づくものとし、災害対策本部長は町長とする。

また、災害対策本部長不在時は、以下の順位で本部長の職務を代理する。

災害対策本部長の代理者優先順位

順位	代理者	事由
１	副本部長（副町長）	災害対策本部長が不在のとき
２	災害対策本部員 （優先順位はあらかじめ指定した順）	災害対策本部長及び副本部長が不在のとき
３	参集した職員で最年長の職員	上記１、２の代理者すべてが不在のとき

なお、災害対策本部及び支部の設置場所と、これらの庁舎が被災し、使用することができないときの代替施設は、それぞれ以下のとおりとする。

災害対策本部・支部の設置場所

	設置場所	左記施設が使用できない場合の代替施設 （数字は優先順位）
災害対策本部	海南庁舎	①まぜのおか
支部	海部庁舎	①海南庁舎、②まぜのおか
	宍喰庁舎	①宍喰中学校

（２）組織

災害対策本部の組織図を以下に示す。

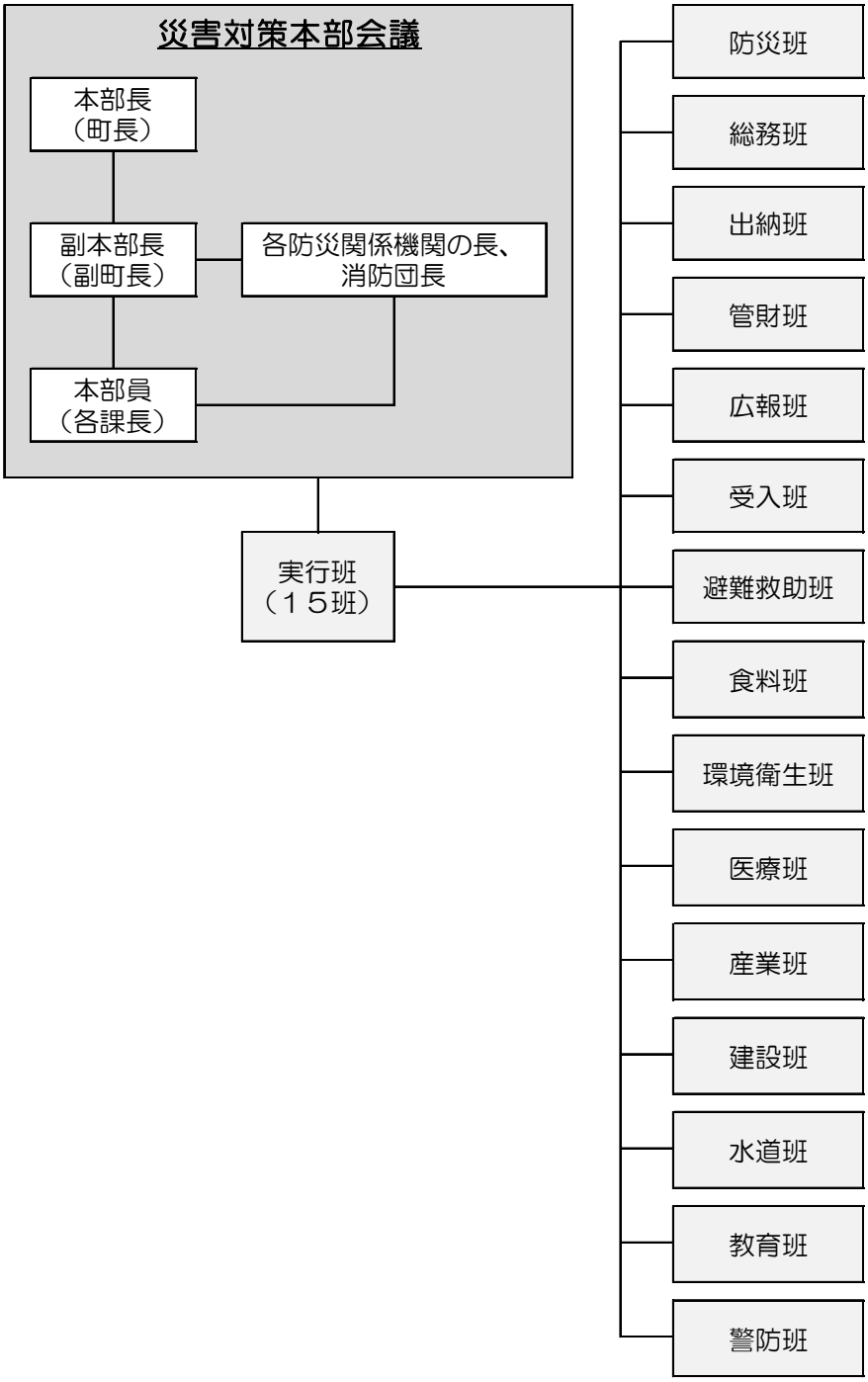

災害対策本部組織図

（３）本部会議の設置

本部長は、災害応急対策に必要な指示または各部門の総合調整を行うため、本部会議を開催する。

（３）本部会議の設置

本部長は、災害応急対策に必要な指示または各部門の総合調整を行うため、本部会議を開催する。

（４）現地災害対策本部の設置、閉鎖

《設置》

本部長は、大規模または激甚な災害が発生した場合に、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

このとき、現地災害対策本部の所管区域、設置箇所、配備職員は、災害対策本部長が決定する。

なお、名称は『海陽町〇〇地区現地災害対策本部』とし、現地災害対策本部長を置く。

《閉鎖》

現地災害対策本部長が担当区域内の災害応急対策がほぼ完了したと判断した場合、その旨を災害対策本部長に連絡し、災害対策本部長が閉鎖を決定する。

３．災害対策本部設置のフロー

災害対策本部（準備本部・警戒本部含む）設置フローは、以下の手順により実施する。

① 庁舎内にいる来庁者及び職員の安全を確認し、来庁者を安全な場所へ誘導する（勤務時間内）。

↓

② 負傷者を確認し、職員による応急措置や病院への搬送を行う。

↓

③ 庁舎の被害状況（建物・室内・電気・水道・通信機器）の把握、火気・危険物の点検を実施する。電気や通信等、早急に機能回復が必要なものは業者に修理依頼する。

↓

④ 本部長の判断により、災害対策警戒本部あるいは災害対策本部を本部室に設定する。（海南庁舎あるいは、まぜのおか体育館）

↓

⑤ 徳島県との通信手段を確保し、災害対策本部の設置報告を行う。

↓

⑥ 本部室にテレビ・パソコンを準備し、インターネットで防災関係機関や報道機関からの情報確保体制をとる。なお報道機関には、記者会見の実施を伝えるが、広報責任者は、取材ルールの取決めを行う必要がある。

↓

⑦ 本部室に管内図（広域図）、災害状況掲示板等を準備する。

↓

⑧ 応急対策に従事する職員の食料・飲料水の調達、仮眠所の確保を行う。

災害対策本部設置のフロー

連絡先（徳島県）

徳島県 危機管理環境部	１．災害時情報共有システム起動　　必要事項入力送信 ２．災害時情報共有システム不能時 （１）ＮＴＴ回線 電話　088-621-2716　　FAX　088-621-2987 （２）徳島県ネットワーク無線 電話　7-088-621-9500　　FAX　7-088-621-9366
徳島県 南部総合県民局 地域創生防災部	（１）ＮＴＴ回線 電話　0884-74-7273　　FAX　0884-77-3851 （２）総合情報通信ネットワークシステム 電話　0884-74-7411　　FAX　0884-74-7455

第４　配備動員体制

１．配備動員体制

配備動員体制は、次の３区分とする。

配備動員体制（風水害時）

<table>
<tr><th>配備区分</th><th>配備時期</th><th colspan="3">配備要員</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第１次配備

（警戒体制）</td><td rowspan="2">・大雨強風等による相当な災害の発生が予想されるとき
・台風が接近するおそれがあるとき
・高潮注意報（警報切り替えの可能性）が発表されたとき
・海部川（多良観測局）の水位が指定水位の2.7ｍを超えるとき
・宍喰川（日比原観測局）の水位が指定水位の2.1ｍを超えるとき
・その他の河川で河川氾濫のおそれがあるとき
・大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が予測されるとき
・その他の状況により、町長が必要と認めたとき</td><td>【海南庁舎】</td><td>【海部庁舎】</td><td>【宍喰庁舎】</td></tr>
<tr><td>参事
建設防災課員
総務課長
建設防災課員</td><td>子どもあゆみ保健課長
長寿福祉人権課長
※配備計画による</td><td>庁舎長
観光交流課長
上下水道課長
※配備計画による</td></tr>
<tr><td colspan="3">※状況に応じ、第2次配備職員から人選し増員の可能性あり</td></tr>
<tr><td>第２次配備

（災害警戒本部
・支部設置）</td><td>・暴風・大雨・洪水・高潮警報が発表されたとき
・台風が徳島県を通過することが確実とされたとき
・海部川（多良観測局）の水位が指定水位の3.3ｍを超えるとき
・宍喰川（日比原観測局）の水位が指定水位の2.3ｍを超えるとき
・その他の河川で危険水位を超え河川氾濫のおそれがあるとき
・全河川において、河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水　等）を確認したとき
・大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が発生したとき、または特に　大きな被害が予測されるとき
・その他の状況により、町長が必要と認めたとき</td><td colspan="3">第１次配備要員

○　町長、副町長、教育長
○　配備職員（1班～3班のうち）
※状況に応じ、海南機動分団・宍喰第6分団を招集の可能性あり</td></tr>
<tr><td>第３次配備

（災害対策本部
・支部設置）</td><td>＜自動設置＞
・大雨特別警報が発表されたとき
・顕著な大雨に関する情報（線状降水帯）が発表されたとき
・海部川（多良観測局）の水位が指定水位の5.1ｍを超えるとき
・宍喰川（日比原観測局）の水位が指定水位の2.6ｍを超えるとき

＜判断設置＞
・災害対策本部が設置されたとき
※事態が切迫し、危険性が大で第２次配備では処理しかねると認められるとき
・全河川において、河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模　漏水等）を確認したとき
・その他の状況により、町長が必要と認めたとき</td><td colspan="3">第１次配備要員
第２次配備要員

○　全職員
（配備班以外の職員については住居地に近い庁舎に参集、海部地域居住者は海南庁舎に参集）</td></tr>
</table>

※ 上記の配備動員体制については、状況により対応する。
※ 職員配備については上記を基本とし、天候・災害等の状況により建設防災課長が指示する。
※ 警報（波浪を除く）発令時は、第２次配備（災害警戒本部）となるため、配備職員は各庁舎、施設に参集する。参集後、状況判断のうえ役場待機、自宅待機等の対応を協議する。なお、 参集できない場合は、建設防災課まで連絡する。
※ 海南病院、教育委員会等庁舎外に勤務する職員については、それぞれの長の判断で対応する。
※ 職員は、危機管理の意識を持って対応・行動する。

配備動員体制（地震・津波発生時）

<table>
<tr><th>配備区分</th><th>配備時期</th><th>配備内容</th><th colspan="3">配備要員</th></tr>
<tr><td rowspan="3">第１次配備

（警戒体制）</td><td rowspan="3">・町内に震度4の地震が発生したとき
※震度3の地震が発生した場合でも、状況により参集する
・牟岐町・美波町・那賀町・阿南市で震度4以上の地震が発生したとき
・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき
・その他の状況により、町長が必要と認めたとき</td><td rowspan="3">・配備につく建設防災課職員は、原則として通常の勤務場所において、被害情報等の収集を行う
・被害情報収集等を円滑に行なえる職員を配備し、状況に応じて速やかに第２号配備体制に移行できる体制をとるものとする</td><td>【海南庁舎】</td><td>【海部庁舎】</td><td>【宍喰庁舎】</td></tr>
<tr><td>参事
建設防災課長
総務課長
建設防災課員</td><td>子どもあゆみ保健課長
長寿福祉人権課長
※配備計画による</td><td>庁舎長
観光交流課長
上下水道課長
※配備計画による</td></tr>
<tr><td colspan="3">※状況に応じ、第2次配備職員から人選し増員の可能性あり</td></tr>
<tr><td>第２次配備

（災害警戒本部
・支部設置）</td><td>・町内に震度5弱の地震が発生したとき
・徳島県沿岸に津波注意報が発令されたとき
・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
※状況により、災害対策本部・支部設置（第３次配備）に移行する
・その他の状況により、町長が必要と認めたとき</td><td>・配備につく職員は、本部長の指示に従い、被害情報等の収集を行うと同時に、各部の出動準備及び避難所の受入体制を整える
・被害・被災者の状況により第３号配備体制の決定、職員の要請を行う</td><td colspan="3">第１次配備要員

○　町長、副町長、教育長
○　配備職員（1班～3班のうち）
※状況に応じ、海南機動分団・宍喰第6分団を招集の可能性あり</td></tr>
<tr><td>第３次配備

（災害対策本部
・支部設置）</td><td>＜自動設置＞
・町内に震度５強以上の地震が発生したとき
・徳島県沿岸に津波警報・大津波警報が発令されたとき

＜判断設置＞
・災害対策本部が設置されたとき
※事態が切迫し、危険性が大で第２次配備では処理しかねると認められるとき
・その他の状況により、町長が必要と認めたとき</td><td>・災害対策本部を設置し、全職員が各部の担当業務の実施にあたる</td><td colspan="3">第１次配備要員
第２次配備要員

○　全職員
（住居地に近い庁舎に参集、海部地域居住者は海南庁舎に参集）</td></tr>
</table>

※ 上記の配備動員体制については、状況により対応する。
※ 第2次配備であっても、被害等の状況により、全職員配備とする場合がある。
　ただし、津波浸水の影響など十分に考慮し、個々の職員が安全を 確保・確認した上で参集する。
※ 海南病院、教育委員会等庁舎外に勤務する職員については、建設防災課長と協議の上、それぞれの長の判断で対応する。
※ 職員は、危機管理の意識を持って対応・行動する。

配備要員

種別			警戒体制（第１次配備）	災害警戒本部・支部（第２次配備）	災害対策本部・支部（第３次配備）
部	班	責任者			
				町長	町長
				副町長	副町長
				教育長	教育長
			参事	参事	参事
総務部	防災班	建設防災課長	建設防災課長 建設防災課員	建設防災課長（建設班と兼務） 建設防災課員（建設班と兼務）	建設防災課長（建設班と兼務） 建設防災課員（建設班と兼務）
	総務班	総務課長 議会事務局	総務課長	総務課長 議会事務局長	総務課長 議会事務局長 総務課員
	出納班	税務出納課長		税務出納課長（受入班と兼務）	税務出納課長（受入班と兼務） 税務出納課員（受入班と兼務）
	管財班	行革政策課長		行革政策課長（広報班と兼務）	行革政策課長（広報班と兼務） 行革政策課員（広報班と兼務）
	広報班	行革政策課長		行革政策課長（管財班と兼務）	行革政策課長（管財班と兼務） 行革政策課員（管財班と兼務）
	受入班	税務出納課長		税務出納課長（出納班と兼務）	税務出納課長（出納班と兼務） 税務出納課員（出納班と兼務）
保健福祉部	避難救助班	子どもあゆみ保健課長 長寿福祉人権課長	子どもあゆみ保健課長 長寿福祉人権課長	子どもあゆみ保健課長（食料班と兼務） 長寿福祉人権課長（食料班と兼務）	子どもあゆみ保健課長（食料班と兼務） 長寿福祉人権課長（食料班と兼務） 子どもあゆみ保健課員（食料班と兼務） 長寿福祉人権課員（食料班と兼務）
	食料班	子どもあゆみ保健課長 長寿福祉人権課長	子どもあゆみ保健課長 長寿福祉人権課長	子どもあゆみ保健課長（食料班と兼務） 長寿福祉人権課長（食料班と兼務）	子どもあゆみ保健課長（食料班と兼務） 長寿福祉人権課長（食料班と兼務） 子どもあゆみ保健課員（食料班と兼務） 長寿福祉人権課員（食料班と兼務）
衛生医療部	環境衛生班	住民環境課長	住民環境課長	住民環境課長	住民環境課長 住民環境課員
	医療班	海南病院 院長 宍喰診療所 所長		海南病院 院長 宍喰診療所 所長	海南病院 院長 宍喰診療所 所長 海南病院 職員 宍喰診療所 所員
産業部	産業班	観光交流課長 産業振興課長		観光交流課長 産業振興課長	観光交流課長 産業振興課長 観光交流課員 産業振興課員
建設部	建設班	建設防災課長	建設防災課長 建設防災課員	建設防災課長（防災班と兼務） 建設防災課員（防災班と兼務）	建設防災課長（防災班と兼務） 建設防災課員（防災班と兼務）
水道部	水道班	上下水道課長	上下水道課長	上下水道課長	上下水道課長 上下水道課員
教育部	教育班	教育政策課長 地域つながり課長		教育政策課長 地域つながり課長	教育政策課長 地域つながり課長 教育政策課員 地域つながり課員
警防部	警防班	消防署長 消防団長		警防班については、海陽町消防警防規定の事務分掌に従い活動する。	警防班については、海陽町消防警防規定の事務分掌に従い活動する。
支所	支所			海部庁舎 宍喰庁舎	海部庁舎 宍喰庁舎
支部	支部			各住民センター 各公民館	各住民センター 各公民館

※第２配備には、上記の他に配備職員（１班～３班のうち）が配備される。
※消防団は、別途海陽町水防計画の運用規定により、災害対策に従事する。

２．海陽町災害警戒体制・警戒本部、災害対策本部の事務分掌一覧

（1／4）

部	班（責任者）	課	警戒体制	災害警戒本部・支部	災害対策本部・支部		
			第１次配備	第２次配備	第３次配備		
					発災直後（24時間以内）	錯綜期（24時間～3日以内）	安定期（3日以降～　　）
総務部	防災班（建設防災課長）	建設防災課	・災害対策本部等の運営及び連絡調整に関すること。 ・被災状況の把握及び報告に関すること。 ・消防団の出動要請に関すること。 ・気象情報等の統括に関すること。 ・防災資機(器)材の整備調達に関すること。 ・消防活動に関すること。	・防災会議、災害対策本部等の運営及び連絡調整に関すること。 ・気象情報等の統括に関すること。 ・被災状況の把握及び報告に関すること。 ・河川・道路・海岸情報の収集に関すること。 ・被害状況等の集約、整理、記録、情報の統括に関すること。 ・消防活動に関すること。 ・防災資機(器)材の整備調達に関すること。 ・災害発生による災害対策に関すること。	・災害対策本部の運営及び連絡調整に関すること。 ・本部長命令の伝達に関すること。 ・被害状況の把握及び報告に関すること。 ・被害状況等の集約、整理、記録、情報の統括に関すること。 ・知事への自衛隊派遣要請に関すること。 ・知事への応援要請に関すること。 ・気象情報等の統括に関すること。 ・防災行政無線の確保及び統制に関すること。 ・防災機関（自衛隊、警察、海上保安庁等）との連絡調整に関すること。 ・避難指示等に関すること ・災害対策資機(器)材の把握に関すること。 ・緊急輸送に関すること。 ・防災ヘリコプター運航要請に関すること。 ・ヘリコプター離発着場所等の連絡調整に関すること。 ・現地災害対策本部の設置・運営の適否に関すること。 ・被災者救助に関すること。 ・遭難、または行方不明者の捜索に関すること。 ・防災資機(器)材の運用に関すること。	・災害対策本部の運営及び連絡調整に関すること。 ・本部長命令の伝達に関すること。 ・被害状況の把握及び報告に関すること。 ・被害状況等の集約、整理、記録、情報の統括に関すること。 ・知事への自衛隊派遣要請に関すること。 ・知事への応援要請に関すること。 ・気象情報等の統括に関すること。 ・防災行政無線の確保及び統制に関すること。 ・防災機関（自衛隊、警察、海上保安庁等）との連絡調整に関すること。 ・消防団の出動要請に関すること。 ・その他関係機関（電力及び電気通信事業者等）の出動要請、協力要請に関すること。 ・他市町村長等への応援要請及び連絡に関すること。 ・公共交通機関の被害情報に関すること。 ・ライフラインの被害情報による応急復旧に関すること。 ・通信機器の被害状況による応急復旧に関すること。 ・その他災害対策の総括に関すること。	・災害対策本部の運営及び連絡調整に関すること。 ・本部長命令の伝達に関すること。 ・被害状況の把握及び報告に関すること。 ・被害状況等の集約、整理、記録、情報の統括に関すること。 ・知事への自衛隊派遣要請に関すること。 ・知事への応援要請に関すること。 ・気象情報等の統括に関すること。 ・防災行政無線の確保及び統制に関すること。 ・防災機関（自衛隊、警察、海上保安庁等）との連絡調整に関すること。 ・消防団の出動要請に関すること。 ・その他関係機関（電力及び電気通信事業者等）の出動要請、協力要請に関すること。 ・他市町村長等への応援要請及び連絡に関すること。 ・所管施設の復旧に関すること。 ・災害復旧・復興方針の計画立案に関すること。 ・災害対策本部、現地災害対策本部解散に関すること。
	総務班（総務課長）（議会事務局長）	総務課 議会事務局	・職員の非常招集及び配置に関すること。	・職員の非常招集及び配置に関すること。 ・災害の取材（写真含む）に関すること。 ・県・国との連絡調整に関すること。	・総務部内の庶務及び連絡調整に関すること。 ・職員の非常招集及び配置に関すること。 ・応援職員の要請及び連絡調整に関すること。 ・災害救助法関係の統括に関すること。 ・災害の取材（写真含む）に関すること。 ・県・国との連絡調整に関すること。	・総務部内の庶務及び連絡調整に関すること。 ・職員の非常招集及び配置に関すること。 ・応援職員の要請及び連絡調整に関すること。 ・災害救助法に基づく対策計画、連絡調整に関すること。	・総務部内の庶務及び連絡調整に関すること。 ・職員の非常招集及び配置に関すること。 ・応援職員の要請及び連絡調整に関すること。 ・防災関係の予算措置に関すること。 ・災害救助法関係の統括に関すること。 ・町議会開催に関すること。
	出納班（税務出納課長）	税務出納課				・災害関係経費の経理に関すること。	・災害関係経費の経理に関すること。 ・救援金の受領及び保管、配分に関すること。
	管財班（行革政策課長）	行革政策課			・庁舎避難者への整理誘導に関すること。 ・車両（船舶、自動車）の利用方法に関すること。 ・車両の確保（船舶、自動車の借上）及び配車に関すること。	・庁舎、支所、町営住宅及び他課の所管に属さない町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 ・車両の確保（船舶、自動車の借上）及び配車に関すること。	・庁舎、支所、町営住宅及び他課の所管に属さない町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 ・車両の確保（船舶、自動車の借上）及び配車に関すること。
	広報班（行革政策課長）	行革政策課		・災害広報に関すること。 ・報道機関への情報提供並びに協力要請に関すること。 ・避難者の把握（立退先等）に関すること。	・避難者（避難所外避難者含む）の把握、安否情報に関すること。 ・報道機関への情報提供並びに協力要請に関すること。 ・住民に対する広報広聴活動に関すること。 ・災害広報に関すること。	・避難者（避難所外避難者含む）の把握、安否情報に関すること。 ・報道機関への情報提供並びに協力要請に関すること。 ・住民に対する広報広聴活動に関すること。	・避難者（避難所外避難者含む）の把握、安否情報に関すること。 ・報道機関への情報提供並びに協力要請に関すること。 ・住民に対する広報広聴活動に関すること。 ・災害現場等の案内所の設置運営に関すること。

（2／4）

部	班 （責任者）	課	警戒体制 第　1　次　配　備	災害警戒本部・支部 第　2　次　配　備	災害対策本部・支部 第　3　次　配　備 発災直後（24時間以内）	錯綜期（24時間～3日以内）	安定期（3日以降～　　）
総務部	受入班 （税務出納課長）	税務出納課				・住民からの生活相談に関すること。	・住民からの生活相談に関すること。 ・建物、工作物及びその他動産（車両等）の被害状況並びに被害者実態調査に関すること。 ・相談窓口設置・運営に関すること。
福祉部	避難救助班 （子どもあゆみ保健課長） （長寿福祉人権課長）	子どもあゆみ保健課 長寿福祉人権課		・要配慮者の安全確保対策に関すること。 ・社会福祉協議会との連絡調整に関すること。	・福祉部内の庶務及び連絡調整に関すること。 ・被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与に関すること。 ・要配慮者の安全確保対策に関すること。 ・避難所における保健衛生に関すること。 ・医療救護所の設営と救護班の編成に関すること。 ・災害ボランティアセンターとの連絡調整とボランティアの受入に関すること。 ・福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・被害救援物資の受領及び保管並びに配分に関すること。 ・集落の孤立化対策に関すること。 ・帰宅困難者の把握と対処に関すること。 ・社会福祉協議会との連絡調整に関すること。	・福祉部内の庶務及び連絡調整に関すること。 ・被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与に関すること。 ・要配慮者の安全確保対策に関すること。 ・避難所における保健衛生に関すること。 ・医療救護所の設営と救護班の編成に関すること。 ・災害ボランティアセンターとの連絡調整とボランティアの受入に関すること。 ・福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・被害救援物資の受領及び保管並びに配分に関すること。 ・孤立集落の支援に関すること。 ・帰宅可能者トリアージに関すること。 ・帰宅困難者の支援に関すること。 ・避難行動要支援者の福祉避難所転出に関すること。	・福祉部内の庶務及び連絡調整に関すること。 ・被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与に関すること。 ・要配慮者の安全確保対策に関すること。 ・避難所における保健衛生に関すること。 ・医療救護所の設営と救護班の編成に関すること。 ・災害ボランティアセンターとの連絡調整とボランティアの受入に関すること。 ・福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・被害救援物資の受領及び保管並びに配分に関すること。 ・応急保育の実施に関すること。 ・災害見舞、訪問者の対応に関すること。
福祉部	食料班 （子どもあゆみ保健課長） （長寿福祉人権課長）	子どもあゆみ保健課 長寿福祉人権課			・食料の確保及び応急供給に関すること。	・食料の確保及び応急供給に関すること。 ・炊き出しその他食品の供給、機(器)材の確保に関すること。	・食料の確保及び応急供給に関すること。
衛生 医療部	環境衛生班 （住民環境課長）	住民環境課			・衛生医療部内の庶務及び連絡調整に関すること。 ・仮設トイレの設置及び管理、し尿処理に関すること。 ・日本赤十字社との事務連絡に関すること。	・衛生医療部内の庶務及び連絡調整に関すること。 ・遺体の処理（埋火葬を除く）に関すること。 ・避難所における環境衛生に関すること。 ・被災者の死亡、重軽傷者の収容救護に関すること。 ・廃棄物の処理及び清掃に関すること。 ・仮設トイレの設置及び管理、し尿処理に関すること。 ・清掃施設の被害調査に関すること。 ・遺体の一時安置場所確保に関すること。 ・防疫に関すること。 ・ゴミの回収に関すること。 ・避難所の治安、秩序維持に関すること。	・衛生医療部内の庶務及び連絡調整に関すること。 ・遺体の処理（埋火葬を除く）に関すること。 ・避難所における環境衛生に関すること。 ・被災者の死亡、重軽傷者の収容救護に関すること。 ・廃棄物の処理及び清掃に関すること。 ・仮設トイレの設置及び管理、し尿処理に関すること。 ・防疫に関すること。 ・遺体の埋葬に関すること。 ・へい死鳥獣の処理に関すること。 ・清掃施設等、保健衛生維持に関すること。 ・ゴミの回収に関すること。 ・被災住宅の応急対策、被害確定、融資対策に関すること。 ・災害救助法適用後の県担当部局及び日本赤十字社等との事務連絡に関すること。

（3／4）

部	班 （責任者）	課	警戒体制 第　1　次　配　備	災害警戒本部・支部 第　2　次　配　備	災　害　対　策　本　部　・　支　部 第　3　次　配　備 発災直後（24時間以内）	第　3　次　配　備 錯綜期（24時間～3日以内）	第　3　次　配　備 安定期（3日以降～　　）
衛生 医療部	医療班 （海南病院） （宍喰診療所）	海南病院 宍喰診療所			・病院内の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・医療班職員の非常招集及び配置に関すること。 ・傷病者等の医療救護及び看護に関すること。 ・傷病者等の医療救護及び看護に関すること。 ・収容患者の給食の確保に関すること。 ・遺体の検案に関すること。 ・救急用務、医療機関との連絡調整、医療救護班（DMAT）派遣に関すること。 ・職員の健康管理に関すること。	・病院内の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・医療班職員の非常招集及び配置に関すること。 ・医療薬剤及び資材の供給確保に関すること。 ・傷病者等の医療救護及び看護に関すること。 ・収容患者の給食の確保に関すること。 ・遺体の検案に関すること。 ・避難所及び在宅被災者の健康管理に関すること。 ・要配慮者の受入れに関すること。	・病院内の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・医療班職員の非常招集及び配置に関すること。 ・医療薬剤及び資材の供給確保に関すること。 ・傷病者等の医療救護及び看護に関すること。 ・収容患者の給食の確保に関すること。 ・遺体の検案に関すること。 ・避難所及び在宅被災者の心のケアを含む健康管理に関すること。
産業部	産業班 （観光交流課長） （産業振興課長）	観光交流課 産業振興課	・漁港・海岸情報の収集に関すること。	・漁港、海岸の被害状況調査、応急措置に関すること。 ・農業関係の被害調査及び連絡調整に関すること。 ・水産業関係施設及び水産物等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・畜産林業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・耕地、水門、樋門、ため池等施設の被害状況調査、及び応急措置に関すること。	・漁港、海岸の被害状況調査、応急措置に関すること。 ・農業関係の被害調査及び連絡調整に関すること。 ・水産業関係施設及び水産物等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・畜産林業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・耕地、水門、樋門、ため池等施設の被害状況調査、及び応急措置に関すること。	・漁港、海岸の被害状況調査、応急措置に関すること。 ・農業関係の被害調査及び連絡調整に関すること。 ・水産業関係施設及び水産物等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・畜産林業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・家畜伝染病予防対策、発生の有無及び対策に関すること。	・農業関係の被害調査及び連絡調整に関すること。 ・水産業関係施設及び水産物等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・農地及び農業用施設被害調査並びに応急対策に関すること。 ・商工業関係の被害調査並びに復旧対策に関すること。 ・船舶関係の被害調査及び復旧対策に関すること。 ・観光関係の被害調査及び復旧対策に関すること。 ・畜産林業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・畜産林業関係被災者への融資の斡旋に関すること。 ・商工業関係被災者への融資の斡旋に関すること。 ・所管施設の応急復旧工事及び応急復旧対策に関すること。 ・農林、水産関係製品の風評被害に関すること。 ・復旧用木材の斡旋に関すること。
建設部	建設班 （建設防災課長）	建設防災課	・道路、橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・各河川の被害情報の収集及び応急対策に関すること。 ・水防に関すること。	・水防に関すること。 ・道路、橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・各河川の被害情報の収集及び応急対策に関すること。 ・地すべり、急傾斜、土石流等の土砂災害、地震・津波、液状化等の地震災害、地盤災害の被害状況調査に関すること。 ・労務者・技術者の確保に関すること。 ・建設業協会等関係団体との連絡調整に関すること。	・建設部内の庶務及び連絡調整に関すること。 ・倒壊建物生き埋め被災者の救出に関すること。 ・道路、橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・障害物の除去、がれき解体に関すること。 ・建設業協会等関係団体との連絡調整に関すること。 ・被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ・各河川の被害情報の収集及び応急対策に関すること。 ・地すべり、急傾斜、土石流等の土砂災害、地震・津波、液状化等の地震災害、地盤災害の被害状況調査に関すること。 ・緊急輸送路、迂回路の確保に関すること。 ・交通規制への対処に関すること。	・建設部内の庶務及び連絡調整に関すること。 ・倒壊建物生き埋め被災者の救出に関すること。 ・道路、橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・障害物の除去、がれき解体に関すること。 ・建設業協会等関係団体との連絡調整に関すること。 ・応急仮設住宅の建築に関すること。 ・その他土木関係の災害調査及び応急復旧に関すること。 ・被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ・地すべり、急傾斜、土石流等の土砂災害、地震・津波、液状化等の地震災害、地盤災害の被害状況調査に関すること。 ・労務者・技術者の確保に関すること。	・建設部内の庶務及び連絡調整に関すること。 ・倒壊建物生き埋め被災者の救出に関すること。 ・道路、橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・障害物の除去、がれき解体に関すること。 ・建設業協会等関係団体との連絡調整に関すること。 ・応急仮設住宅の建築に関すること。 ・その他土木関係の災害調査及び応急復旧に関すること。 ・各河川の被害情報の収集及び復旧対策に関すること。 ・水防に関すること。 ・危険建物、危険区域等の安全確保に関すること。 ・応急仮設住宅の入居者選定に関すること。 ・障害物の広報、及び処分に関すること。 ・所管施設の応急復旧工事に関すること。

（4／4）

部	班 （責任者）	課	警戒体制 第　1　次　配　備	災害警戒本部・支部 第　2　次　配　備	災　害　対　策　本　部　・　支　部 第　3　次　配　備 発災直後（24時間以内）	災　害　対　策　本　部　・　支　部 第　3　次　配　備 錯綜期（24時間～3日以内）	災　害　対　策　本　部　・　支　部 第　3　次　配　備 安定期（3日以降～　　）
水道部	水道班 （上下水道課長）	上下水道課		・上下水道、簡易水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・給水活動に関すること。	・上下水道部内の庶務及び連絡調整に関すること。 ・給水活動に関すること。 ・上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・上下水道の断減水時の広報に関すること。 ・給水車の借り上げ及び配置に関すること。 ・災害復旧資機(器)材の確保に関すること。 ・水道事業者との連絡調整に関すること。	・上下水道部内の庶務及び連絡調整に関すること。 ・給水活動に関すること。 ・上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・上下水道の断減水時の広報に関すること。 ・給水車の借り上げ及び配置に関すること。 ・災害復旧資機(器)材の確保に関すること。 ・上下水道施設の復旧に関すること。	・上下水道部内の庶務及び連絡調整に関すること。 ・給水活動に関すること。 ・上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・上下水道の断減水時の広報に関すること。 ・給水車の借り上げ及び配置に関すること。 ・災害復旧資機(器)材の確保に関すること。 ・上下水道施設の復旧に関すること。
教育部	教育班 （教育政策課長） （地域つながり課長）	教育政策課 地域つながり課		・避難所の開設・運営及び誘導・収容、それらのとりまとめに関すること。 ・学校施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・児童生徒の保健及び環境衛生に関すること。	・教育部内の庶務及び連絡調整に関すること。 ・避難所の開設・運営及び誘導・収容、それらのとりまとめに関すること。 ・学校施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・児童生徒の保健及び環境衛生に関すること。 ・職員の参集に関すること。 ・被災児童生徒等（幼児を含む）の調査に関すること。	・教育部内の庶務及び連絡調整に関すること。 ・避難所の開設・運営及び誘導・収容、それらのとりまとめに関すること。 ・学校施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・被災児童生徒等（幼児を含む）の調査に関すること。 ・児童生徒の保健及び環境衛生に関すること。 ・社会教育・体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・文化財や文化施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・応急教育に関すること。	・教育部内の庶務及び連絡調整に関すること。 ・避難所の開設・運営及び誘導・収容、それらのとりまとめに関すること。 ・学校施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・被災児童生徒等（幼児を含む）の調査に関すること。 ・児童生徒の保健及び環境衛生に関すること。 ・社会教育・体育施設の被害調査及び復旧対策に関すること。 ・文化財や文化施設の被害調査及び復旧対策に関すること。 ・学校給食の確保に関すること。 ・学用品の調達、給付に関すること。 ・応急教育に関すること。 ・被災児童・生徒の転校・編入等に関すること。
警防部	警防班	消防本部 消防署 消防団	・海陽町消防警防規定の定めた事務分掌を実施する。				
支　所	支　所	海部庁舎 宍喰庁舎		・所管施設の被害調査に関すること。 ・防災行政無線、衛星携帯電話の利用に関すること。 ・本部との連絡調整に関すること。	・所管施設の被害調査に関すること。 ・防災行政無線、衛星携帯電話の利用に関すること。	・本部との連絡調整に関すること。	・所管施設の応急復旧に関すること。
支　部	支　部	各住民センター 各公民館		・所管施設の被害調査に関すること。 ・本部との連絡調整に関すること。	・所管施設の被害調査に関すること。 ・防災行政無線の利用に関すること。	・本部との連絡調整に関すること。	・所管施設の応急復旧に関すること。

第５　職員の服務

１．服務

本町職員は、各課各班の分担任務を再確認・チェックし、災害対策本部設営時のすみやかな運営を図るとともに、下記事項の遵守に努める。

職員の服務（１）

- ◆ 平時から、災害に対する各種情報に留意し、発災時は警戒体制、災害警戒本部、災害対策本部の事務分掌で行動する。
- ◆ 本部立上げが想定される場合は、不急の行事・会議・出張等を中止する。
- ◆ 正規の勤務時間が終了しても、担当課長の指示があるまでは退庁しない。
- ◆ 勤務場所を離れる場合には、担当課長と連絡を取り、所在を明らかにする。
- ◆ 自らの行動で、住民に不安・誤解を与えないように留意する。
- ◆ 家族との安否確認を行い、結果を担当課長に報告の後、退庁の必要があるときは、許可を得る。

２．勤務時間外の参集

勤務時間外の参集にあっては、下記事項の遵守に努める。

職員の服務（２）

- ◆ 平時から、発災時の自主参集基準、配備体制と担当任務内容の習熟を行う。
- ◆ 作業しやすい安全な服装で参集する（腕章の必要）。
- ◆ 家族の負傷や救出・救命活動、津波からの避難等の事由により、勤務地にも、最寄りの緊急参集庁舎等にも参集することが困難な場合には、安否情報を報告したうえで、参集が可能な状態になるまで、原則、自宅待機（避難所への避難含む）とする。
- ◆ 参集途上で災害発生の現場を発見したときは、直ちに本部に連絡する。
- ◆ 参集途上では、周囲の被害状況を可能なかぎり把握し、登庁後にその内容を担当課長に報告する。
- ◆ 本庁参集が困難な場合は、最寄りの拠点避難所へ参集し、担当課長に連絡する。
- ◆ 拠点避難所では、避難所開設の準備を行い、本庁参集可能時はすみやかに各自配備体制部署へ移動する。

３．その他特記事項

動員伝達等は、以下のとおりとする。

動員の伝達等

- ◆ 勤務時間内は、総務課が庁内放送により動員の体制区分を伝達するが、庁内放送が使用できないときは、各課課長に直接伝達する。
- ◆ 勤務時間外は、災害種別の動員体制に基づき、総務課が指示を行うが、通信手段が途絶えた場合、災害対策本部立上げ相当の災害発生と想定した職員は、自主的に参集する。

第６　体制の整備

本町は、平常時から防災関連マニュアルの更新や職員の人材育成等に取り組み、災害発生後の迅速かつ円滑な応急対策を実施できる体制の整備に努めるものとする。

１．マニュアルの作成

本町は、災害時初動マニュアル等の防災関連マニュアルを更新または策定した場合は、職員に通知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

２．人材の確保

本町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化する等、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

第３節　情報通信

【防災班、総務班】

第１　趣旨

本町は、災害による被害の未然防止や軽減措置を講じるため、気象情報及び災害発生のおそれのある異常現象等を、予め定めた経路により、的確かつすみやかに関係機関及び住民に周知する。

第２　災害通信連絡系統

１．連絡系統

災害の発生が予想されるとき、または災害が発生したときの気象・地象及び水象に関する特別警報、警報・注意報及び情報の通信連絡は、次の伝達系統により適切かつすみやかに伝達し、その周知徹底をはかる。

なお、気象業務法により、特別警報については、その内容を確実かつすみやかに伝えるため、徳島県は本町への通知が義務づけられており、本町は住民等へ周知の措置を執る。

また、土砂災害防止法により、土砂災害警戒情報については、その内容を確実かつすみやかに伝えるため、徳島県は本町への通知が義務づけられており、本町は一般への周知の措置に努める。

各種情報区分の伝達種類は、以下のとおりとなる。

伝達系統種別

- ◆　大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統
- ◆　津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統
- ◆　気象に関する特別警報・警報の伝達系統
- ◆　気象に関する注意報・情報の伝達系統

（１）大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統

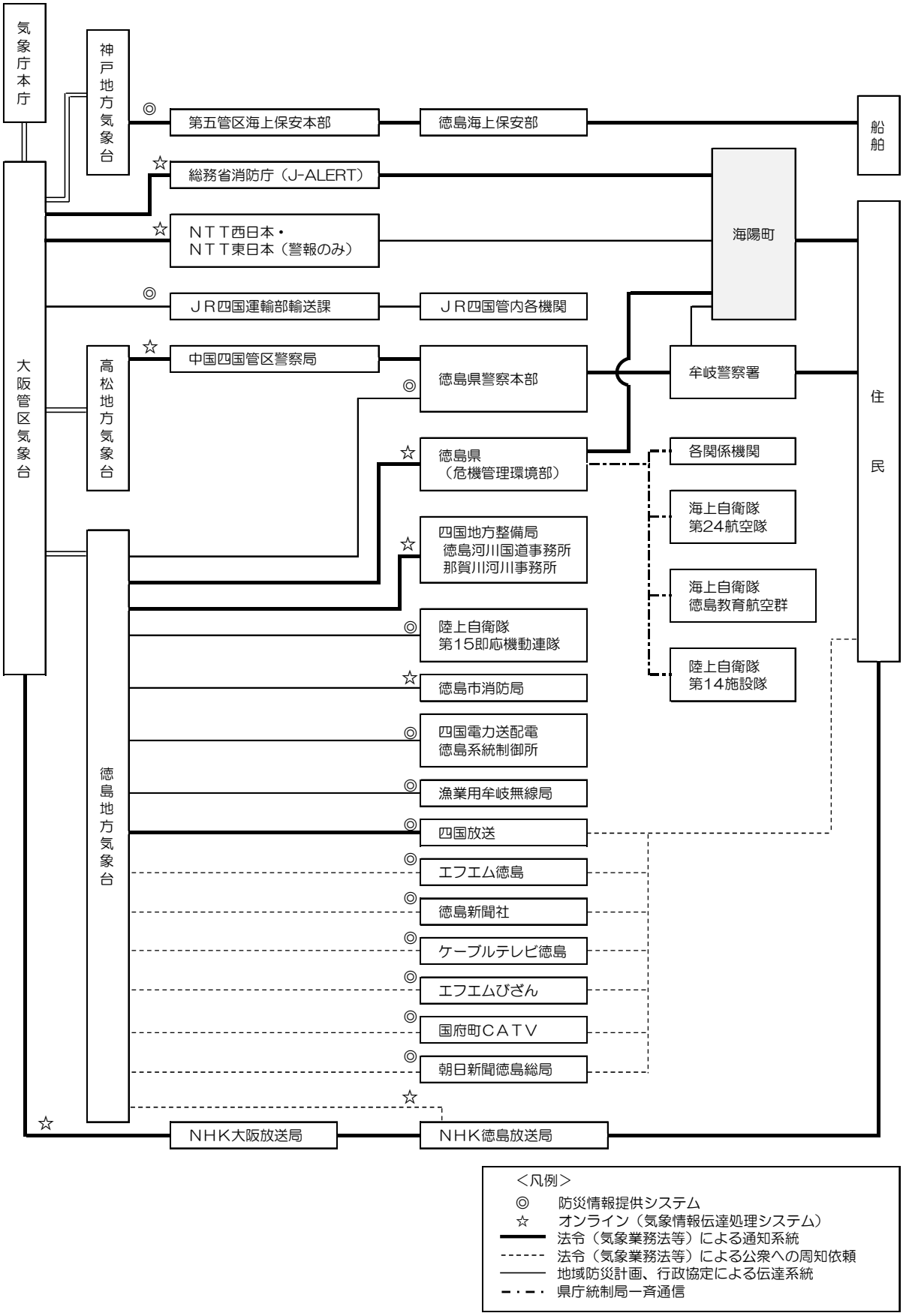

大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統図

（２）津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統

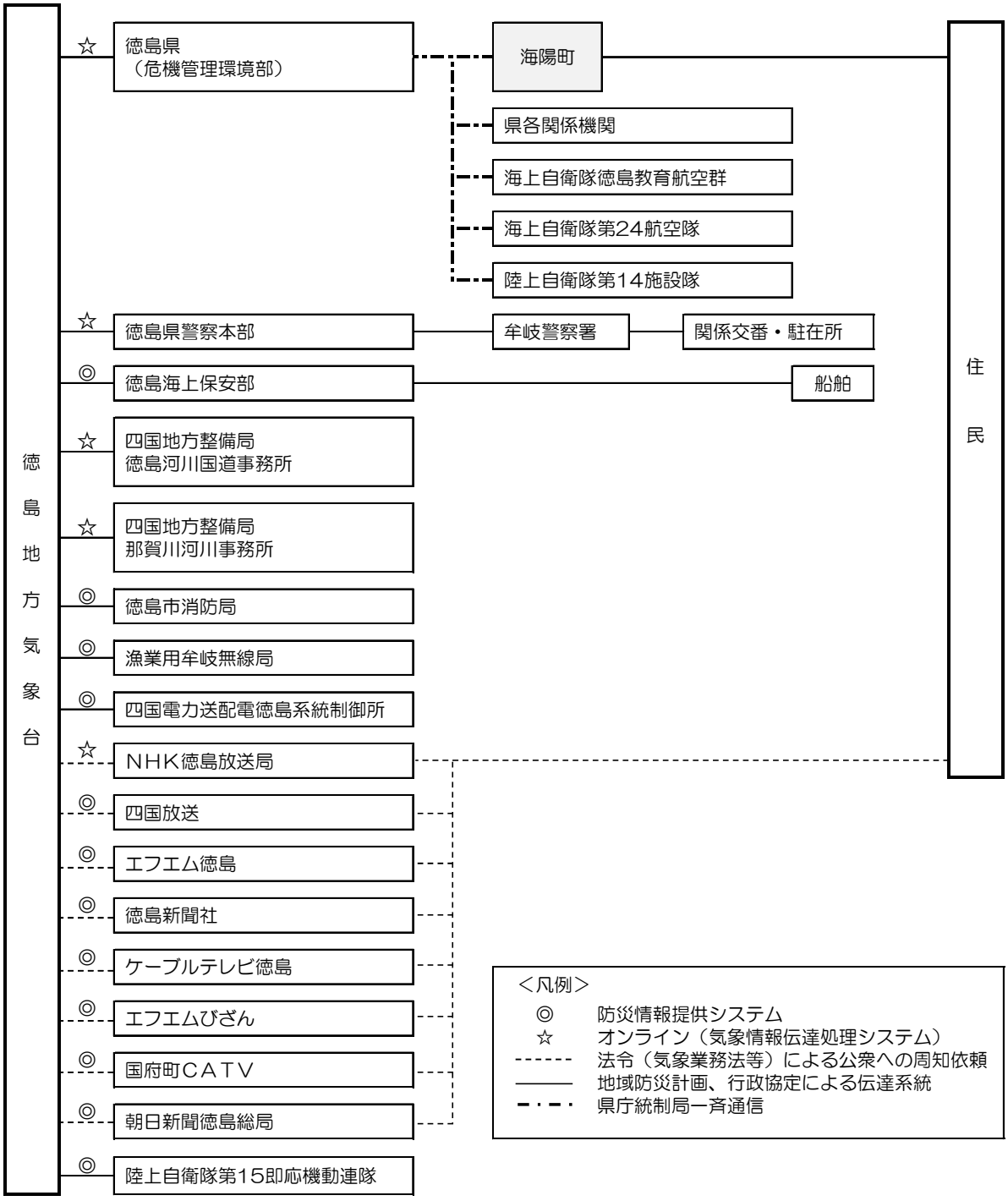

津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統図

（3）気象に関する特別警報・警報の伝達系統

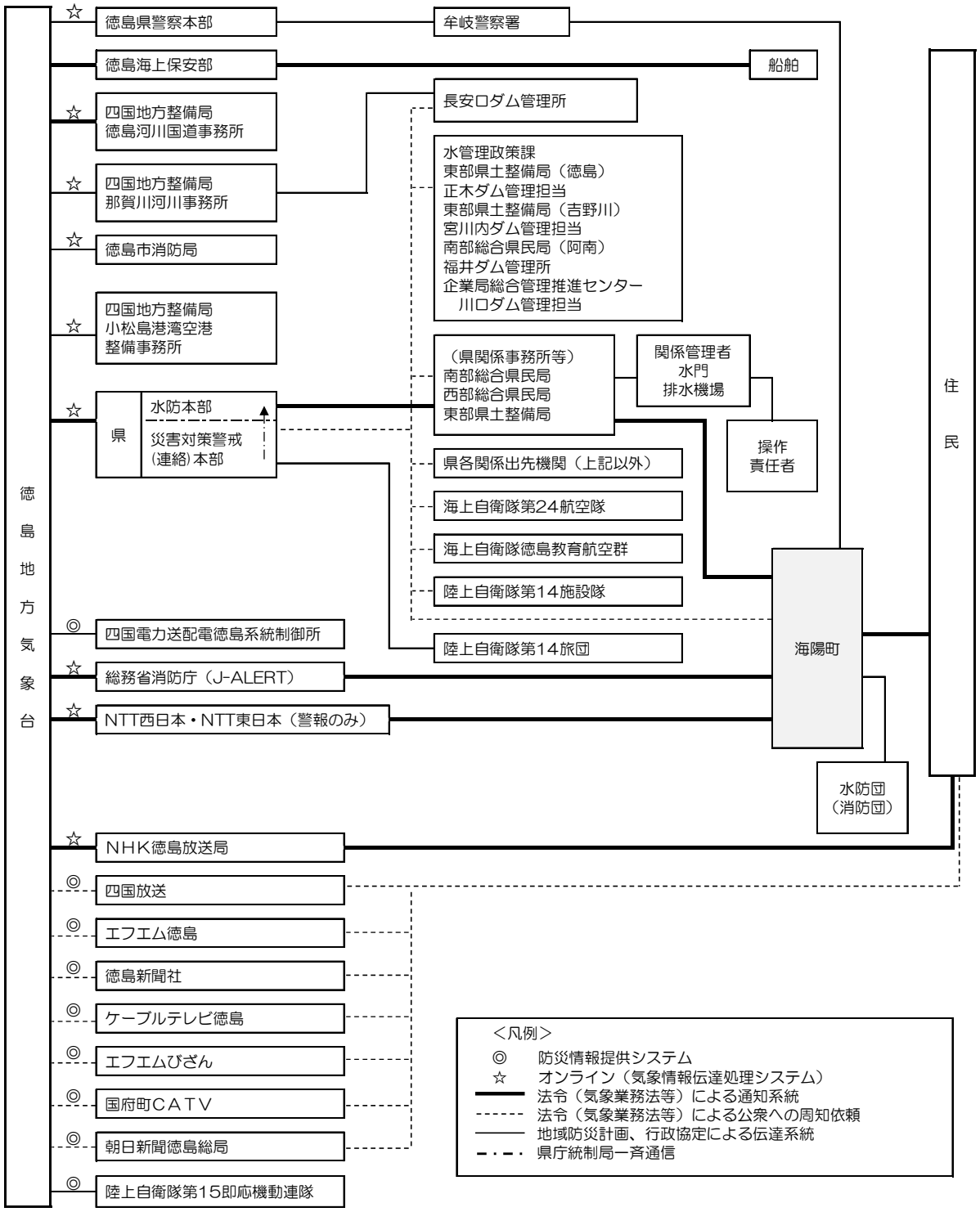

気象に関する特別警報・警報の伝達系統図

（４）気象に関する注意報・情報の伝達系統

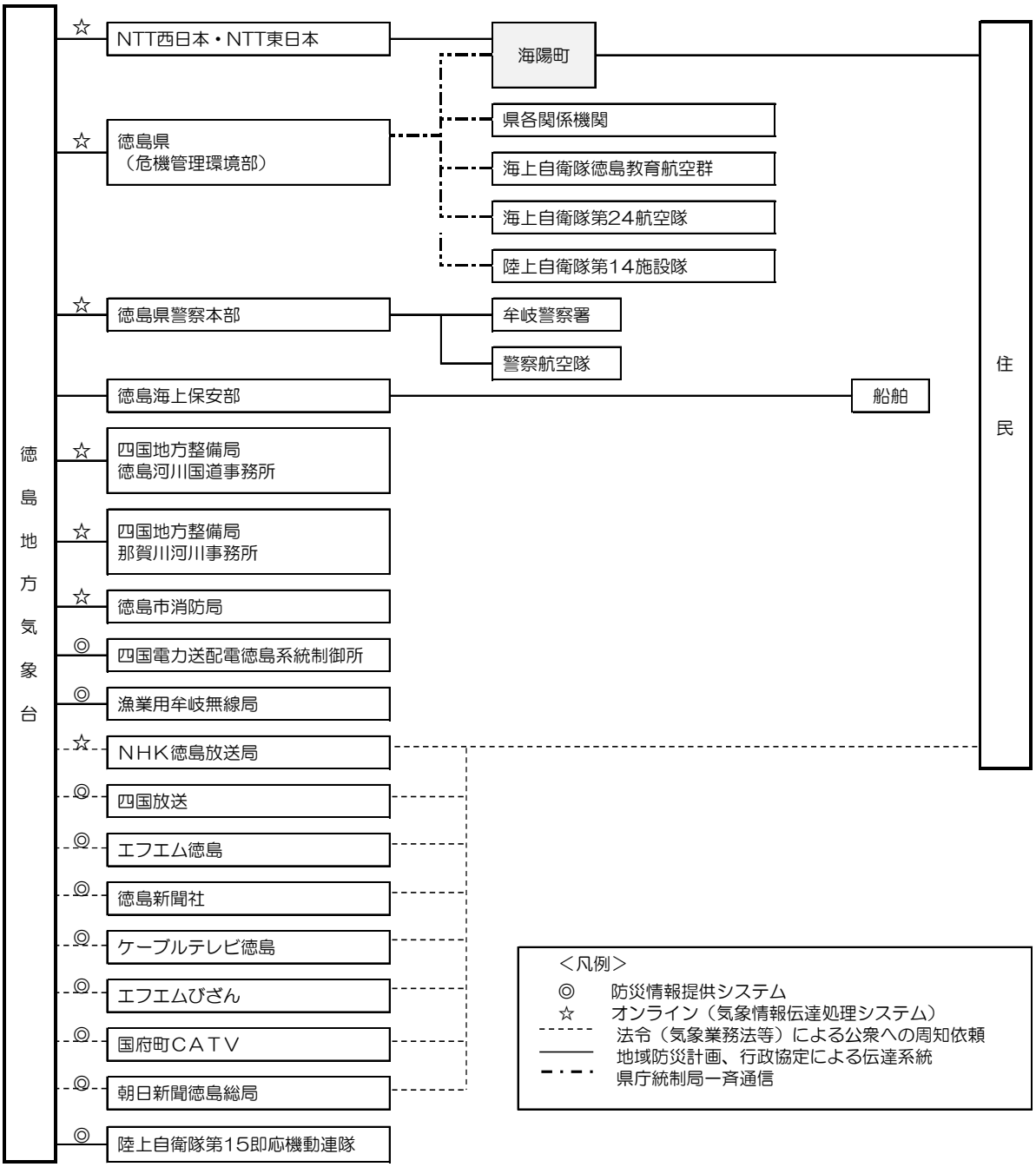

気象に関する注意報・情報の伝達系統図

（５）火災気象通報の伝達系統

ア　火災気象通報の伝達系統

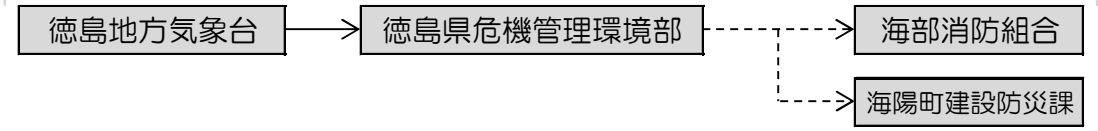

伝達系統（１）

イ　火災警報の伝達系統

火災警報は、上記伝達系統（１）の通報を受けたとき、あるいは気象状況を判断して火災予防上危険と認めたとき、町長が発令する。

伝達系統（２）

２．異常な現象発見時の通報

異常現象の通報系統は、以下のとおりである。

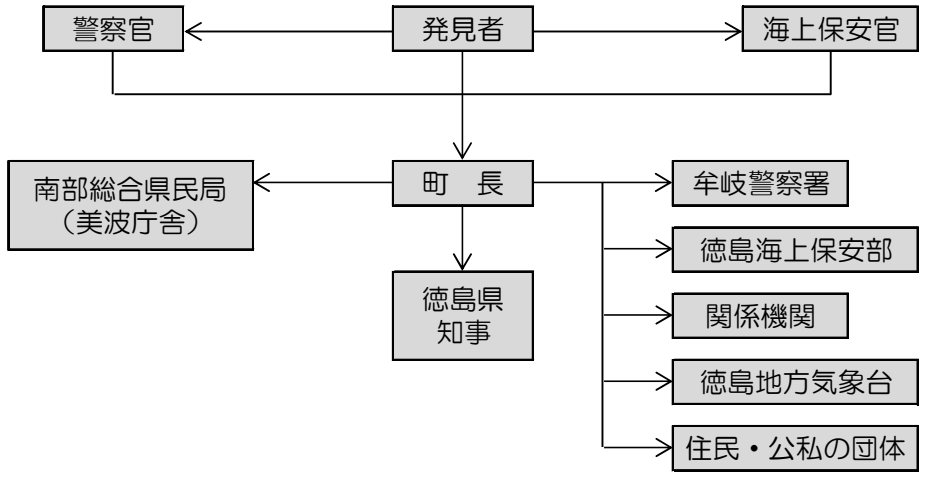

（１）災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長・警察官、もしくは海上保安官に通報しなければならない。
（２）通報を受けた警察官あるいは海上保安官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。
（３）通報を受けた町長は、その旨を上記系統に基づく関係機関に通報しなければならない。
（４）町長は、各機関への通報と同時に、住民その他公私の団体に周知させるとともに、必要とする措置（対策）について、担当職員に指示する。

異常現象通報系統

第３　災害用通信設備等の運用

本町は、災害に関する予警報その他必要な情報の円滑な通信連絡を実施するため、通信施設等の適切な利用を図る。

１．通信連絡系統の整備

各防災関係機関は、災害時における通信連絡が円滑かつすみやかに実施できるよう、平時から有線・無線による複数の通信連絡系統整備に努める。

２．電気通信設備の優先利用

防災関係機関は、災害応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要がある場合は、ＮＴＴ支店、営業所及びＮＴＴドコモに対し非常用通信回線の確保について要請し、電気通信設備を優先利用することができる。

３．総合情報通信ネットワークシステムの運用

徳島県総合情報通信ネットワークシステムは、徳島県・市町村・防災関係機関が一体となって、災害時における円滑かつすみやかな情報の収集・伝達に利用するシステムで、地上系（多重系、単一系、移動系）と衛星系システムから構成されている。

本町及び、海部消防組合は、小谷中継局・明神中継局を通じ、県庁局と繋がっている。

なお、資料編 No.35 及び No.36 に徳島県総合情報通信ネットワークシステムの回線構成図及び回線系統図を示した。

４．防災相互通信無線局

本町は、災害時における円滑かつすみやかな情報の収集・伝達を図るため、相互の情報連絡手段が可能な、防災相互通信無線局の整備に努める。

５．有線通信途絶時における通信施設の優先利用

（１）非常通信

防災機関は、有線通信が途絶し、利用することができないとき、または利用することが著しく困難であるときは、電波法第５２条第４号の規定に基づき、非常通信として徳島県非常通信協議会の加入機関等の無線通信施設を利用することができる。

非常通信の要件としては、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保または秩序の維持のために行われる場合である。

この非常通信を利用して、本町におけるアマチュア無線局の協力体制により、災害情報の収集等通信の確保を図る。

（２）孤立防止用衛星装置

携帯電話の基地局設備や伝送路に甚大な被害がでた場合、ＮＴＴドコモの災害用専用基地局を稼働し、安定的な通信確保を目指すとともに移動基地局車の運用により、被災個所の孤立化防止に努めている。

本町設置場所等（無線局局名録）は、資料編 No.14 とする。

６．放送の要請

町長は、災害対策基本法第５５条または第５６条の規定による必要な通知、または要請等を行う際に緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に放送を要請できる。

第４　南海トラフ地震に関連する情報の通報

気象庁から以下の「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、徳島県から本町へ伝達される。伝達された場合の対応は、第２編 第３章 第１節「南海トラフ地震臨時情報に伴う対応」に示すとおりとする。

１．南海トラフ地震臨時情報

（１）南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフ沿いで異常な現象（※注）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

※注　南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合やひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測した場合などを想定

（２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合

（３）南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合

２．南海トラフ地震関連解説情報

観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合、または「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

※　すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

第５　南海トラフ地震に関連する情報の通報

南海トラフ地震臨時情報に伴う対応は、第２編 第３章 第１節「南海トラフ地震臨時情報に伴う対応」参照とするが、津波警報等の伝達は、以下のとおりとする。

１．本町の措置

徳島県より、大津波警報・津波警報・津波注意報が伝達されたときは、以下の対応を図る。

- ◆ 町内への大津波警報・津波警報・津波注意報の再伝達。
- ◆ 住民、観光客、ドライバー等に、防災行政無線や広報車を利用し、正確かつ確実に広報する。
- ◆ 気象台からの情報や放送媒体の情報に十分注意する。
- ◆ 本計画に基づく、連絡・配備体制にシフトする。
- ◆ 潮位の異常等があるときは、すみやかに徳島県に連絡する。

２．徳島海上保安部が行う措置

- ◆ 被害が予想される地域の周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導の他、拡声器、警告等表示盤等により周知する。
- ◆ 航行船舶に対しては、航行警報または安全通報等により周知する。
- ◆ 被害が予想される沿岸地域の住民や海水浴客等に対しては、船艇・航空機等を巡回させ、拡声器、警告等表示盤等により周知する。

３．津波の自衛措置

- ◆ 津波警報等が発表された場合、状況に応じ、安全を確保の上で、高所等からの海面監視や情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、町長は住民等に対して避難指示を伝達する等、必要な措置をとる。
- ◆ 町長は、避難対策として、強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れである場合においては、津波予報をすみやかに知るために、少なくとも１時間以上、ラジオ・テレビ（ＮＨＫ・四国放送は放送終了後でも臨時に放送する）を聴取する責任者を定める。

情報網-例

NHK徳島放送局のラジオ 第１放送	945KHz
〃　第２放送（大阪）	828KHz
〃　FM放送	83.4MHz
〃　デジタルテレビ総合	34ch （リモコンでは３）
〃　デジタルテレビ教育	40ch （リモコンでは２）
NHK大阪放送局のラジオ第１放送	666KHz
四国放送のラジオ	1269KHz
〃　のFM補完放送	93.0MHz
〃　のデジタルテレビ	31ch （リモコンでは１）
エフエム徳島	80.7MHz
エフエムびざん	79.1MHz

第４節　災害情報の収集・伝達

【各課各班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 災害情報の収集・伝達系統（住民含む）……本節第２
□ 応急対策の指示伝達系統……本節第２
□ 県・国等への災害情報の報告系統（災害時情報共有システム含む）及び応援要請系統……本節第２、第３
□ その他必要な事項……本節

第１　趣旨

災害時において、被害情報及び関係機関の応急対策活動情報は、すみやかな災害対策実施上、不可欠となる。

したがって、災害の発生にともなう被害状況・応急対策状況の情報収集及び報告を以下のとおりとする。

第２　情報の収集及び報告

１．方針

本町は、所掌事務または業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、関係機関の協力を得ながら、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等の収集にあたる。

２．情報の収集・伝達

本町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂（地盤）災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに徳島県へ連絡する。

ただし、通信の途絶等により徳島県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する。

３．情報の内容

収集、伝達すべき情報の主なものは以下のとおりであり、人的被害、避難措置等住民の生命、身体の保護に関連あるものを優先項目とする。

- ◆ 緊急要請事項
- ◆ 災害発生状況（原因、発生日時、発生した場所または地域）
- ◆ 被害状況
- ◆ 災害応急対策実施状況
- ◆ 道路交通状況（道路・橋梁被害、交通規制等）
- ◆ 水道、電気、ガス等生活関連施設の被害状況及び確保対策

◆　避難状況
◆　医療救護活動状況
◆　住民の動静
◆　その他応急対策の実施に必要な事項

その他の防災関係機関から収集・伝達すべき情報事項は、以下のとおりである。

◆　被害状況
◆　災害応急対策実施状況
◆　復旧見込み等

４．情報の収集方法

航空機、ヘリコプター、無人航空機、各種無線通信設備及び衛星通信、衛星画像などの先進防災技術を活用するほか、情報連絡員を被災地等に派遣することにより、的確かつすみやかに災害状況等を把握するよう努める。また、情報通信技術の発達を踏まえ、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳなど、ＩＣＴの被害状況の把握等への積極的な活用に努める。

なお、広報資料の収集は、以下のとおりとする。

◆　状況に応じ、職員の現地派遣によって災害現場写真を撮る
◆　現地災害対策本部開設時は、現地担当者が災害現場写真を撮る

※注　撮影者は、自らの安全性配慮のもとに撮影する

５．情報の収集、伝達系統

本町及び徳島県の情報伝達・共有は、災害時情報共有システムにより行う。防災機関は、おおむね次の系統により相互に情報の収集、伝達を行う。

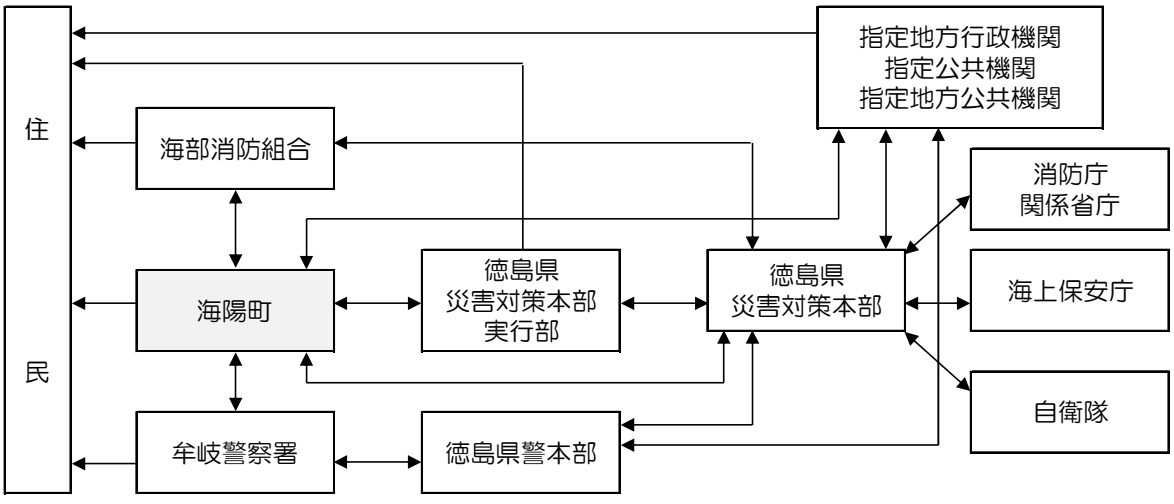

情報の収集・伝達系統図

第３　報告の基準

内閣総理大臣（消防庁経由）に報告すべき災害は以下のとおりであり、報告にあたっては、「火災・災害等即報要領」により行う。

- ◆ 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ◆ 本町が災害対策本部を設置したもの
- ◆ 災害が複数県にまたがるもので、１県での被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ◆ 地震が発生し、徳島県内で震度４以上を記録したもの
- ◆ 津波により、人的被害または住家被害を生じたもの
- ◆ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害または住家被害を生じたもの
- ◆ 河川の溢水、破堤または高潮等により、人的被害または住家被害を生じたもの
- ◆ 雪崩等により、人的被害または住家被害を生じたもの
- ◆ 道路の凍結または雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- ◆ 上記各基準に該当しない災害であっても、報道機関に取りあげられる等、社会的影響度が高いと認められるもの

なお、「火災・災害等即報要領」（昭和５９年１０月１５日付消防災第２６７号）に基づく災害以外の火災等即報及び救急・救助事故即報についても報告する必要があり、その内容は以下のとおりである。

１．火災等即報の基準

（１）一般基準

- ◆ 死者が３人以上生じたもの
- ◆ 死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの
- ◆ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

（２）個別基準

- ◆ 建物火災
  - ・ 特定防火対象物で死者の発生した火災
  - ・ 建物焼損延べ面積 3,000m^2 以上と推定される火災
  - ・ 他の建築物への延焼が１０棟以上または気象状況等から勘案して概ね１０棟以上になる見込みの火災
  - ・ 損害額１億円以上と推定される火災
- ◆ 林野火災
  - ・ 焼損面積１０ｈａ以上と推定されるもの
  - ・ 空中消火を要請または実施したもの
  - ・ 住宅等へ延焼するおそれがある等、社会的に影響度が高いもの

◆ 交通機関の火災
- 航空機火災
- タンカー火災
- 船舶火災であって社会的影響度が高い船舶火災
- トンネル内車両火災
- 列車火災

◆ その他
- 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

◆ 危険物等に係る事故
- 死者（交通事故によるものを除く。）または行方不明者が発生したもの
- 負傷者が５名以上発生したもの
- 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの、または爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- ５００ｋℓ以上のタンクの火災、爆発または漏えい事故
- 海上、河川への危険物等流出事故

（３）社会的影響基準

上記一般基準や個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められる場合には報告が必要である。

２．救急・救助事故即報

◆ 死者５人以上の救急事故
◆ 死者及び負傷者の合計が１５人以上の救急事故
◆ 要救助者が５人以上の救助事故
◆ 覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上を要した救助事故
◆ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
◆ 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
◆ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
◆ その他報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）
- 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- バスの転落による救急・救助事故
- ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 全国的に流通している食品摂取または製品利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

以上の火災等即報（第１号様式及び第２号様式）、救急・救助事故等即報（第３号様式）、災害即報（第４号様式）は資料編 No.69、70、71、72、災害中間報告・災害確定報告は資料編 No.73 に参照した。

第４　調査実施者

被害状況の調査は、住民の生命及び財産に関する事項、及び本町管理施設は本町、徳島県管理施設は徳島県が調査し、以下のライフライン関係機関は、管理施設を調査の上、本町及び徳島県へ連絡協力する。

- ◆ 四国旅客鉄道株式会社徳島保線区
- ◆ 西日本電信電話株式会社徳島支店
- ◆ 株式会社ＮＴＴドコモ四国支社徳島支店
- ◆ ＫＤＤＩ株式会社四国総支社
- ◆ ソフトバンク株式会社
- ◆ 四国電力株式会社徳島支店及び四国電力送配電株式会社徳島支社
- ◆ 一般社団法人徳島県エルピーガス協会
- ◆ 阿佐海岸鉄道株式会社

第５　報告の種類

被害状況の報告種類は、以下のとおりとする。

１．災害即報
　災害が発生したとき、直ちに連絡する報告

２．中間報告
　発生報告の後、被害状況が変化するたびに連絡する報告

３．確定報告
　応急措置が完了し、当被害結果が確定したときの報告

第６　報告の方法

１．手段
　原則として、災害時情報共有システムへの入力による（ただし、システム障害等により入力できない場合は、徳島県総合情報通信ネットワークシステム、電話、FAX 等、あらゆる手段により報告する）。

２．災害即報及び中間報告

原則として資料編 No.69～73 参照様式の内容を電話または徳島県総合情報通信ネットワークシステムによりすみやかに報告し、不通の場合には可能な最短方法にて報告する。

３．確定報告

確定報告は必ず資料編 No.73 参照様式により文書で報告する。

第７　報告責任者

災害にともなう被害状況の調査結果は災害対策の基本でもあり、町長は、あらかじめ被害状況報告責任者を定めておく。

なお、徳島県知事に対する被害状況の報告ができない場合は、内閣総理大臣（消防庁経由）に対し直接報告し、報告後すみやかにその内容について徳島県知事に対し連絡する。

また、発災に伴い、消防機関への１１９番通報が殺到した場合、直ちに徳島県及び国（消防庁）に報告する。

第８　連絡窓口

上記に記した連絡窓口は、以下のとおりである。

連絡窓口

消防庁 平日（9：30～18：15） 応急対策室 ＴＥＬ 03-5253-7527 ＦＡＸ 03-5253-7537 消防防災無線 ＴＥＬ 7-943-90-49013 ＦＡＸ 7-943-90-49033 衛星系 ＴＥＬ 7-90-048-500-90-49013 ＦＡＸ 7-90-048-500-90-49033	平日（9：30～18：15）以外 宿直室 ＴＥＬ 03-5253-7777 ＦＡＸ 03-5253-7553 消防防災無線 ＴＥＬ 7-943-90-49102 ＦＡＸ 7-943-90-49036 衛星系 ＴＥＬ 7-90-048-500-90-49102 ＦＡＸ 7-90-048-500-90-49036
徳島県危機管理環境部 ＴＥＬ 088-621-2716 ＦＡＸ 088-621-2987	県ネットワーク無線 ＴＥＬ 7-088-621-9500 ＦＡＸ 7-088-621-9366

第９　行政機能の確保状況の把握

本町は、大規模災害時において、行政機能の確保状況を徳島県に報告する。

報告の方法は、「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」（平成２９年４月１１日付総行市第２６号総務省自治行政局長・消防災第５１号消防庁次長通知）に基づき、震度６弱以上の地震を観測した際に「市町村行政機能チェックリスト」を記入し、原則としてファクシミリにより徳島県（市町村課）に報告する。

第５節　災害の広報

【広報班、防災班、受入班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 広報資料の収集方法……本節第２
□ 住民に対する広報の方法……本節第３
□ その他必要な事項……本節

第１　趣旨

災害時における住民の人心安定と災害応急対策活動を円滑、かつ効果的に実施するための災害広報は、本計画の定めるところによるものとする。

本町は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、女性、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

第２　被害情報の収集と広報機関

各課各班からの被害情報は、防災班が災害記録として取りまとめ、広報班が本町住民に対する災害広報を行う。

第３　広報の方法

本町は、防災関係機関と緊密な連絡を取り、情勢に適した効果的な広報活動を展開する。

広報班が行う住民への広報は、以下の手段を中心に実施する。

- ◆ 防災行政無線
- ◆ 広報車（資料編 No.27 参照）
- ◆ インターネットのホームページ
- ◆ 報道機関（下表参照）
- ◆ 広報紙、ポスター等の配布、掲示による広報

報道機関一覧

名　称	媒　体	所　在　地	電話番号
ＮＨＫ徳島放送局	テレビ・ラジオ	徳島市寺島本町東1-28	088-626-5970
四国放送株式会社	テレビ・ラジオ	徳島市中徳島町2-5-2	088-655-7560
徳島新聞社	新聞	徳島市中徳島町2-5-2	088-655-7373
株式会社エフエム徳島	コミュニティＦＭ	徳島市幸町1丁目61	088-656-2111

第４　本町実施の広報内容

本町が実施する広報活動で、重点をおくべき事項は、以下のとおりとする。

- ◆ 災害時における本町住民の注意事項
- ◆ 災害に係る情報及び被害の状況の周知
- ◆ 本町等の実施しつつある災害対策の概要
- ◆ 避難時の災害に適した指定緊急避難場所の選択、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等の避難方法についての周知
- ◆ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び避難所での心得
- ◆ 指定避難所の開設状況や混雑状況
- ◆ 災害復旧の見通し
- ◆ 電気ガス水道供給の状況
- ◆ その他必要事項

第５　放送の要請

災害対策本部長は、緊急を要する場合で、全ての通信機能がマヒし、通信手段に困難をきたしたときは、『避難情報の放送に係る申し合わせ、平成１８年７月』で定めた協定により、放送局に避難情報の放送を要請する。

避難情報の放送依頼様式は資料編 No.81 を参照とする。

第６　広聴

災害時には、被災住民、関係者等からの相談・照会・苦情等に対応するため、災害対策本部に相談窓口を設置し、受入班がこれらの対応を図る。

第６節　自衛隊災害派遣要請

【防災班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 派遣要請要綱 ..... **資料編 No.67**
□ 任務分担 **本節第２**
□ その他必要な事項 ..... **本節**

第１　趣旨

発災後、本町のみでは災害応急・復旧対策を実施することが困難であると判断したときは、町長はすみやかに徳島県知事へ自衛隊災害派遣の要請を行い、的確かつすみやかな復旧対策を講じる必要がある。

第２　要請の範囲

自衛隊災害派遣の要請範囲は原則として、人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合で、以下のような活動を必要とする場合とする。

◆ 被害状況の把握
自衛隊の有する車両、船舶、航空機等による偵察が適切な場合

◆ 避難の援助
避難者の誘導、輸送を必要とするとき

◆ 行方不明者、傷病者等の捜索救助
緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合の死者、行方不明者、傷病者等の捜索・救助

◆ 水防活動
堤防・護岸の決壊に対する水防活動としての土のうの作成、積込み・運搬

◆ 道路、水路等交通上の障害物の排除
放置すれば人命、財産の保護に影響する場合の施設の損壊または障害物の除去、道路・鉄道路線上の崩土等排除

◆ 応急医療・救護及び防疫支援
被災者に対する応急医療・救護及び防疫支援で、使用薬剤等は本町が準備

◆ 人員物資の輸送
緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合の救急患者、医師その他救急活動に必要な人員と物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）

◆ 給食、給水及び入浴支援
被災者に対する給食、給水及び入浴支援

◆ 危険物等の保安、除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

◆ 消火活動
消防機関への協力による空中及び地上消火活動

◆ 救援物資の無償貸付または譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づく、被災者への救援物資の無償貸付または譲与（ただし、他の法律によって供与を受けたときの併用はできない）

◆ その他
通信支援、宿泊支援等の要請

第３　要請要領

１．要請の手順

災害対策本部長が、上記記載の要請範囲で自衛隊派遣の必要性があると判断したときは、徳島県知事に下記事項記載のうえ、要請を行う。

派遣要請依頼書記載事項

1）災害の状況及び派遣を要請する理由
2）派遣を希望する期間
　　月　　日　　時から　　月　　日　　災害が終了するまで
3）派遣を希望する区域及び活動内容
4）着陸適地その他参考となるべき事項
　（陸上自衛隊にあっては、宿舎・食料・資材等の情報も参考事項となる）

２．緊急要請

町長は、通信途絶等により徳島県知事に対し前記依頼を行うことができないときは、直接自衛隊に通報し、事後すみやかに依頼文書を提出する。

要請自衛隊

部隊名等	連絡先
陸上自衛隊第１４旅団長 （香川県善通寺市）	第3部　0887-62-2311　内線2235、2236、2237 防災無線TEL：90-037-200-466-502（当直室）
第１４施設隊長 （阿南市）	隊本部　0884-42-0991　内線230 防災無線TEL：425**1
海上自衛隊徳島教育航空群司令 （松茂町）	司令部　088-699-5111　内線3213 防災無線TEL：355（当直室）
海上自衛隊第２４航空隊司令 （小松島市）	幕僚室　0885-37-2111　内線213 防災無線TEL：397**1（当直室）

３．通報系統のフロー

通報系統を図表で記すと、以下のとおりとなる。

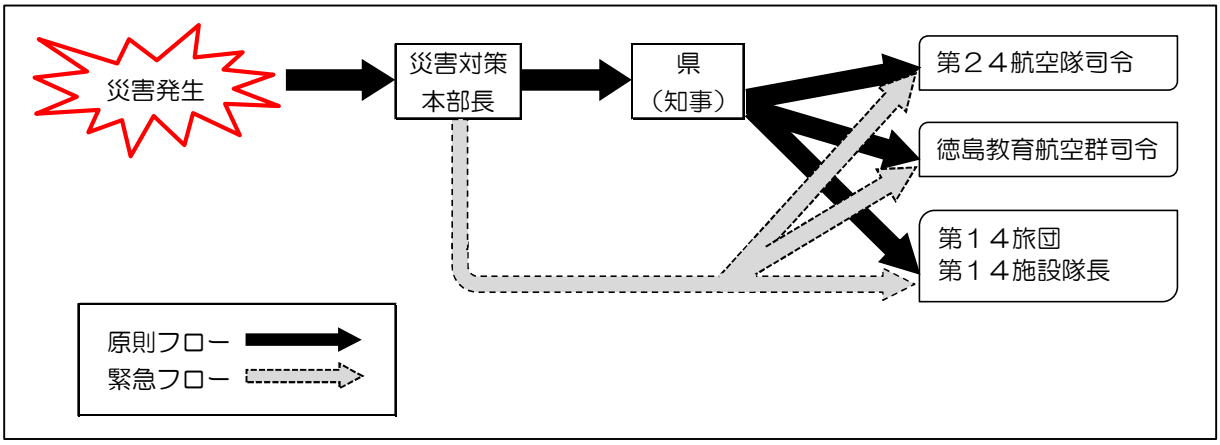

通報系統のフロー

第４　受入れ体制の整備

１．自衛隊活動時の留意点

本町は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう活動依頼に配慮し、自衛隊の任務と権威侵害には十分な対処を払う。

２．活動の円滑化

自衛隊への作業要請時には、以下の点に留意した計画を立て、活動の円滑化を図る。

- ◆　派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な諸施設等の準備
- ◆　派遣部隊の活動に対する協力
- ◆　連絡調整（派遣部隊、徳島県）

第５　派遣部隊等の撤収要請

派遣部隊等が派遣目的を達成したとき、本町は派遣部隊長と協議ののち、徳島県知事に撤収要請を行う。

第６　災害対策用ヘリポートの設置

１．災害対策用ヘリポート

本町が定めた災害対策用ヘリコプターの降着場は、資料編 No.26 参照とする。

２．降（発）着地点付近の基準

降（発）着点付近の基準は、下図及び表のとおりである

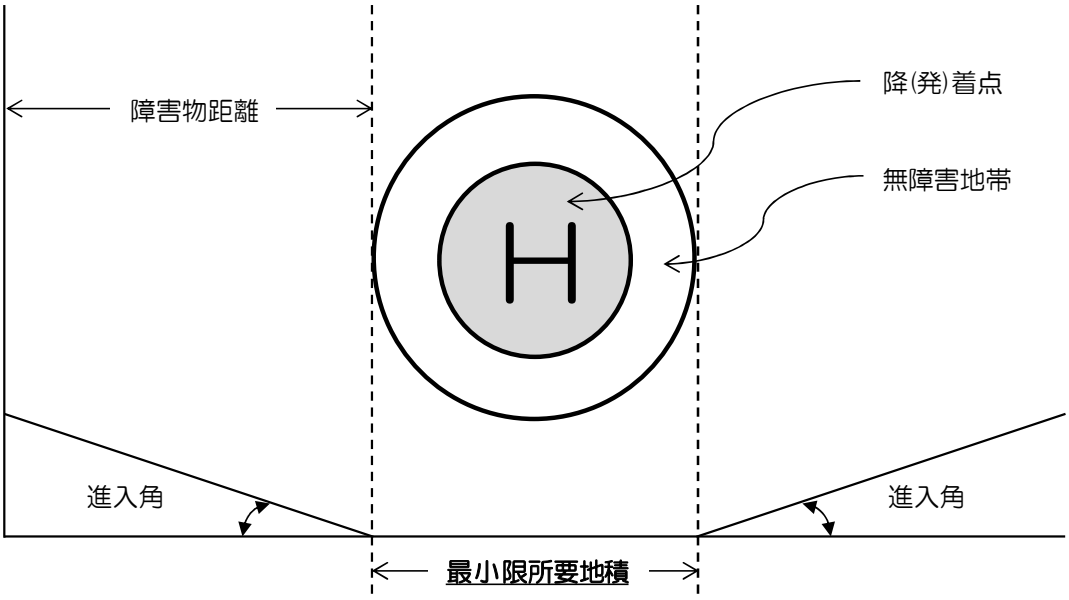

機　　種	着陸帯（直径）		進入角	備考
	無障害地帯	降(発)着点		
小型ヘリコプター（OH－6D）	３０m	１５m	１０°	ヘリポート外縁から５０m以内に１０m以上の障害物がないこと
中型ヘリコプター（UH－１J）	５０m	２５m	８°	ヘリポート外縁から７０m以内に１０m以上の障害物がないこと
大型ヘリコプター（CH－４７J）	１００m	４０m	６°	ヘリポート外縁から１００m以内に１０m以上の障害物がないこと

降（発）着地点付近の基準

３．ヘリコプター降（発）着地点付近の留意点

（１）ヘリポートの標示

- ◆ 上空から確認できる風向標示の旗を立てるか、発煙筒を燃やす
- ◆ 着陸地点に石灰、白布等で「H」または「O」の記号を標示する
- ◆ 夜間に備え、簡易照明施設を用意する

（２）危険防止

- ◆ 降（発）着時は風圧等による危険防止のため、関係者以外を接近させない
- ◆ 降（発）着地点付近に物品等異物を放置しない
- ◆ 現地に自衛隊員が不在の場合、安全確保の監視員を配置する

第７節　防災関係機関応援要請

【防災班、総務班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 知事等に対する応援要請……本節第４、第６
□ 他の市町村長に対する応援要請……本節第４
□ 応援協定に基づく応援要請……本節第４
□ その他必要な事項……本節

第１　趣旨

災害時は、本町各課各班がおのおの所掌事務または業務にしたがって応急対策活動を実施するが、必要に応じ、他市町村、徳島県及び指定行政機関との協定のもと、以下の応援要請を行う。

また、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応等についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

第２　応援協力要請実施者

災害の種別によって必要とされる関係機関等との応援要請は、災害対策本部長が実施し、本部長不在で緊急を要する場合は、本部長指定の代理者が要請を行う。

第３　応援要請の基準

本町が、本町住民の生命及び財産を保護する災害対策活動が困難な状況の場合、応援の要請を行うが、その詳細は、以下のとおりである。

◆　本町の災害対策機能が停止、もしくは停止に近い緊急時
◆　本町の災害対策活動のみでは不十分と判断されるとき
◆　本町の災害対策活動よりも他の防災関係機関活動が素早く、しかも効果的である場合
◆　その他特に必要と思われるとき

第４　応援協力の要請区分等

１．他の市町村への応援要請

災害対策基本法第６７条のもと、町長は、本町の応急対策を実施するため必要があるときは、他の市町村長等に対し、以下の内容を記し、応援要請を行う。なお、本町が締結している他市町村との応援協定は資料編 No.65 参照とする。

- ◆ 災害の状況と応援要請の理由
- ◆ 応援を必要とする活動内容
- ◆ 応援を必要とする人員数
- ◆ 応援要請の物資、資材、機材、器具の内容と数量
- ◆ その他必要な事項

２．徳島県に応急措置の実施または応援を求める場合

（１）災害救助法の適用

- ◆ 災害発生の日時及び場所
- ◆ 災害の原因及び被害の状況
- ◆ 適用を要請する理由
- ◆ 適用を必要とする期間
- ◆ 既にとった救助措置及びとろうとする措置
- ◆ その他必要な事項

（２）被災者の他地区への移送要請

- ◆ 移送要請の理由
- ◆ 移送を必要とする被災者数
- ◆ 希望する移送先
- ◆ 被災者の収容期間

（３）徳島県の応援要請（徳島県職員災害応援隊の出動要請等）または災害応急対策の実施の要請

- ◆ 災害の状況及び災害応急対策の実施を求める理由
- ◆ 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量
- ◆ 災害応急対策の実施を必要とする場所
- ◆ 必要とする災害応急対策内容
- ◆ その他必要な事項

（４）自衛隊災害派遣要請の要求

本章 第６節「自衛隊災害派遣要請」参照とする。

（５）指定地方行政機関、他の市町村、都道府県等の職員派遣の斡旋を求める場合（災害対策基本法第３０条）

- ◆　派遣斡旋を求める理由
- ◆　派遣斡旋を求める職員の職種別人員数
- ◆　派遣を必要とする期間
- ◆　派遣職員の給与他条件
- ◆　その他必要な事項

３．指定地方行政機関の長、他の市町村、都道府県等に対する職員の派遣要請（災害対策基本法第２９条、地方自治法第２５２条の１７）

- ◆　派遣を要請する理由
- ◆　派遣を要請する職員の職種別人員数
- ◆　派遣を必要とする期間
- ◆　派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ◆　その他必要な事項

４．緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等の要請

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、本町は四国地方整備局へ緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ◆　被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること
- ◆　被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること
- ◆　被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること
- ◆　前３号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務

４．消防機関の応援要請

（１）応援の要請

本町は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき、協定締結市町村に応援を要請する。

また、徳島県は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたとき、消防組織法第４４条第１項の規定のもと、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に定める広域航空消防応援等を要請する。

（２）緊急消防援助隊の迅速出動

以下の場合は、前記（１）の徳島県からの要請を待たずに「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱 第７章 大規模地震発生時における迅速出動基準」または「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」に基づき、緊急消防援助隊（※注）が出動する。

- ◆ 徳島県を震央とする最大震度６弱以上の地震が発生または徳島県に大津波警報が発表された場合
- ◆ 発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源断層域の地名のいずれかに該当し、かつ、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれにおいても、震度６強以上が観測された場合、または大津波警報が発表された場合

※注　緊急消防援助隊
平成７年（1995 年）阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合、人命救助活動等を効果的かつすみやかに実施できるよう、平成７年６月に創設された。
消防組織法第４４条第１項、第２項若しくは第４項の規定による求めに応じ、または同条第５項による指示のもと、以下の場合に出動し、消防の応援等を行うことを任務とする。

５．公共的団体等との協力体制の確立

本町は、それぞれの所掌事務または業務に関係する公共的団体及び防災機関に対して、災害時の応急対策等に対する積極的協力が得られるよう協力体制を整備する。

なお、ここでいう公共的団体等は、以下の組織をいう。

公共的団体等

日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、漁業協同組合、徳島県水難救済会、森林組合、商工業協同組合、商工会、青年団、婦人会、アマチュア無線クラブ　等

（１）協力業務の内容と協力体制

本町は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議しておき、災害時における協力業務、協力の方法等を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておくものとする。これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- ◆ 異常現象、危険な場所等を発見したときの関係機関への連絡
- ◆ 災害時における広報等の協力
- ◆ 出火の防止、初期消火の協力
- ◆ 避難誘導、避難場所での救助協力
- ◆ 被災者の救助業務に協力
- ◆ 炊出し、救助物資の調達配分協力
- ◆ 被害状況の調査協力

第５　応援受入れ体制の整備

応援要請受入れ時は、防災班及び総務班で以下の体制整備を図る。

１．派遣部隊の受入れ準備

受入れ関係各班は、下記項目について準備を進める。

- ◆ 派遣部隊の到着場所
- ◆ 宿泊場所の確保
- ◆ 受入れ関係班との調整及び派遣部隊事務室の設置
- ◆ 食料・飲料水等の物資確保
- ◆ その他受入れに必要な準備

２．派遣部隊の受入れ手続

受入れ関係各班は、下記内容を記録し、防災班に報告する。

- ◆ 派遣部隊の団体名称
- ◆ 派遣人員数
- ◆ 要請した活動の業務内容
- ◆ 活動実施場所
- ◆ 派遣部隊の責任者名と連絡先

第６　広域応援部隊・物資受入れ計画

１．救助活動拠点

本町は、徳島県広域防災活動計画において、全国からの県内への広域応援部隊のブロック分けは、徳島県南部Ⅱ地域の指定を受けている。

徳島県南部Ⅱ地域の救助活動拠点は、まぜのおか周辺（南部防災館、蛇王運動公園、海部高等学校第２グラウンド）が指定されている。

２．物資集積拠点等

物資集積拠点は、まぜのおか及び南部防災館（地域内輸送拠点も兼ねる）であり、当地点経由の後、陸路等が寸断されている場合でも、本町の各ヘリポート基地への空輸が可能となる。

したがって、適切な受入れ・配給管理を行うため、救援・救助物資の集積所から配給までのフローを以下のとおりとする。

物資集積から配給まで

３．海岸上陸

本町では、大里松原海岸が海岸上陸適地になっており、当地点からの応援部隊到着が期待される。

大里松原海岸

４．活動拠点の選定及び開設

応援部隊到着場所は、松原町民グラウンドであるが、応援部隊受入れ時の宿泊施設（食事・炊事施設含む）や、活動車両のスペース確保も考慮しなければ、すみやかで的確な応援活動は困難である。

したがって、松原町民グラウンド周辺での活動拠点基地整備を検討する。

第８節　災害救助法の適用

【各課各班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 実施責任……本節第２
□ 実施の方法……本節第５
□ 関係資機（器）材の保有状況及び物資の調達計画……第１６節の第４
□ 応急仮設住宅の建設予定地……第２３節
□ 救助に関して必要な業者等の把握……第１６節の第２
□ 救助に関する報告等の情報伝達計画……第１６節
□ その他必要な事項……本節

第１　趣旨

災害に際し、食料品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等によって悩む被災者に対し、その保護と社会秩序の保全を図るため実施する災害救助法の適用は、本計画の定めによる。

第２　実施責任者

災害救助法による救助は徳島県知事が行い、町長がこれを補助する。

ただし徳島県知事が救助に関する権限の一部を委任した場合は、町長が行う。

第３　救助の種類

災害救助法による救助の種類は、おおむね以下のとおりとなる。

- ◆ 収容施設（避難所、応急仮設住宅）の供与
- ◆ 炊き出しその他による食品の給与
- ◆ 飲料水の供給
- ◆ 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
- ◆ 医療及び助産
- ◆ 被災者の救出
- ◆ 被災した住宅の応急修理（※注）
- ◆ 学用品の給与
- ◆ 埋葬
- ◆ 遺体の捜索及び処置
- ◆ 障害物の除去

※注　住宅の応急修理
　　建物・宅地の安全性判断は、専門家の判断による。

第４　適用基準

災害救助法による救助は、同一原因による災害により、本町の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、災害にかかった者が救助を要する状態にあるとき適用する。

災害救助法施行令第１条の定めにより、下記のいずれかに該当した場合が適用となる。

１．適用基準１

本町内人口は、令和５年３月末現在で、8,578 人ゆえ、住家の滅失世帯が４０世帯以上で適用対象となる。

２．適用基準２

徳島県内の被災世帯が、1,000 世帯以上で、本町内住家の滅失世帯数が２０世帯以上で適用対象となる。

３．適用基準３

徳島県内の被災世帯が 5,000 世帯以上で、本町被災世帯が多数である場合に適用対象となる。

４．適用基準４

災害が隔絶した地域に発生した等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

５．適用基準５

多数の者が生命あるいは身体に危害を受け、または受けるおそれがある場合に適用対象となる。

６．災害状況認定基準

住家被害の認定基準は、以下のとおりである。

災害状況認定基準

滅失（１）	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊・焼失もしくは流出した部分の床面積が、当住家の延床面積の７０％以上に達した程度のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価５０％以上に達した程度のもの。
住家の 半壊・半焼（２）	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば再使用できる程度である場合、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価２０％以上５０％未満のもの。このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の５０％以上７０％未満、またはその住家の損害割合が４０％以上５０％未満のものを大規模半壊という。
住家の床上浸水・ 土砂の堆積（３）	上記（１）、（２）に該当しないものであって、浸水がその床に達した程度である場合、または土砂・竹林等堆積により一時的に居住することができない状態になったもの。
世　帯	生計を一にしている実際の生活単位。
住　家	現実に居住のために使用している建物をいう。ただし耐火構造物の集合住宅等で、各部屋が遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を個々に有しているものについては、それぞれ１住家として扱う。

第５　適用手続

町長は、本町における災害が前記適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合、直ちにその旨を徳島県知事に以下の内容に基づき報告する。

災害救助法が適用された場合は、徳島県知事からの委任のもと、あるいは補助事務として救助を実施する。

なお、災害の事態が急迫し、徳島県知事による災害救助実施を待つことができない場合は、施行令第３条の規定により救助に着手し、その状況を直ちに徳島県知事に報告する。

適用手続内容

- ◆ 災害発生の日時、場所
- ◆ 災害の原因及び被害状況
- ◆ 適用を申請する理由
- ◆ 適用を必要とする期間
- ◆ 既にとった救助措置及び今後とろうとする措置
- ◆ その他必要な事項

※　災害救助法による救助の対象とならない場合の措置》
災害救助法による救助の対象とならない災害の場合は、被災状況により必要に応じて、町長の責任において救助を実施する。

第６　災害救助法による救助の程度・方法・期間、及び実費弁償の基準

資料編 No.13 参照のとおりであるが、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内で、特別基準の設定について国（防災担当大臣）との協議によって、特別基準が設定される場合がある。

第９節　避難対策の実施

【防災班、広報班、避難救助班、環境衛生班、教育班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 危険区域の現状と監視……本節第３、第４
□ 警戒区域設定の実施責任者……本節第４
□ 避難指示の基準、伝達方法、伝達内容及び実施責任者……本節第２、第３
□ 避難予定場所及び避難方法……本節第５、第６、第７
□ 避難所の設備及び開設、運営体制……本節第８、第９、第１０
□ 避難状況等の報告……本節第３、第１２
□ 防災関係機関への連絡……本節第３
□ 各地域との連絡体制……本節第１３
□ 避難所外避難者への食料・物資の供給方法と協力依頼先……本節第１３
□ その他必要な事項……本節

第１　趣旨

大規模な発災時においては、多数の避難者の発生が予想される。

本計画は、このような事態に対処し、住民の生命、身体の安全を確保するため、町長その他関係法令の規定のもとに、避難措置の実施責任者は、必要に応じ避難に関する可能なかぎりの措置をとる。

特に、町長は住民の円滑かつすみやかな避難実施とともに、高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者を含む要配慮者に対し、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難の伝達を行うものとする。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

第２　実施責任者と基準、避難情報等

避難措置に関する実施責任者と実施基準、避難情報・警戒レベルの区分、防災気象情報をもとにとるべき行動と相当する警戒レベル等については、次のとおりである。

実施責任者と実施基準

区　分	実施責任者（関係法令）	措　置	実施の基準
高齢者等避難	町長 （災害対策基本法第56条）	要配慮者等へ避難を求める	避難行動に時間を要する者が避難を開始する段階で、災害発生の可能性が高まった時とする。
避難指示	町長 （災害対策基本法第60条）	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、または発生のおそれがある場合で、特に必要と認められる時とする。
	知事 （災害対策基本法第60条）		本町が災害対策基本法第６０条の事務を実行できない事態の時とする。
	警察官 （災害対策基本法第61条） （警察官職務執行法４条）	立退き及び立退き先の指示	町長が避難のため立退きを指示することができない事態の時、あるいは町長から要求があった時とする。
		警告及び避難の措置	危険な事態となった時、あるいは特に緊急を要する場合で、危害を受けるおそれのある者に、必要な限度で避難の措置を取ることができる。
	海上保安官 （災害対策基本法第61条）	立退き及び立退き先の指示	町長が避難のため立退きを指示することができない事態の時、あるいは町長から要求があった時とする。
	自衛官 （災害対策基本法第63条） （自衛隊法第94条）	警告及び避難の措置	災害派遣等を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合は、警察官がその場にいない時、危険な場所にいる住民に対し、必要な限度で避難の措置を取ることができる。
	知事及びその命を受けた職員 （水防法第29条） （地すべり等防止法第25条）	立退きの指示	洪水・高潮・地すべり等により、著しい危険が切迫していると認められる時とする。
緊急安全確保措置の指示	町長 （災害対策基本法第60条）	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、または発生のおそれがある場合で、特に必要と認められる時とする。
	知事 （災害対策基本法第60条）		本町が災害対策基本法第６０条の事務を実行できない事態の時とする。
	警察官または海上保安官 （災害対策基本法第61条）		町長が緊急安全確保措置を指示することができない事態の時、あるいは町長から要求があった時とする。

避難情報・警戒レベルの区分

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	災害発生 または切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
＜警戒レベル４までに必ず避難！＞			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁）

※１　市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル５は必ず発令されるものではない
※２　警戒レベル３は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

防災気象情報をもとにとるべき行動と相当する警戒レベルについて

情　報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報 氾濫発生情報 キキクル（危険度分布） 「災害切迫」（黒）	地元の自治体が警戒レベル５緊急安全確保を発令する判断材料となる情報で、災害が発生または切迫していることを示す警戒レベル５に相当する。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっており、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する。	警戒レベル５相当
土砂災害警戒情報 キキクル（危険度分布） 「危険」（紫） 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報	地元の自治体が警戒レベル４避難指示を発令する目安となる情報で、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当する。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断する。	警戒レベル４相当
大雨警報（土砂災害）※１ 洪水警報 キキクル（危険度分布） 「警戒」（赤） 氾濫警戒情報 高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの※２）	地元の自治体が警戒レベル３高齢者等避難を発令する目安となる情報で、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当する。災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせ始めたり、キキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断を行う。	警戒レベル３相当
キキクル（危険度分布） 「注意」（黄） 氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当する。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。	警戒レベル２相当
大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの※２）	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。	警戒レベル２
早期注意情報 （警報級の可能性） 注：大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合 早期注意情報 （警報級の可能性） 注：大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めておく。	警戒レベル１

※１　夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当する。
※２　警報に切り替える可能性については、市町村ごとの警報・注意報のページで確認ができる。

第３　高齢者等避難の伝達・避難の指示等

本町は、災害が発生し、または発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の拡大防止等特に必要があると認められるときは、危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、以下の方法により高齢者等避難の伝達、避難の指示を行う。

１．災害一般の避難の指示等

（１）避難

本町は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に情報を伝達する。

また、避難指示等の発令を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

なお、災害が発生するおそれがあると認めるときは、特に避難行動要支援者を含む要配慮者に対し、緊急避難場所への避難を求める。

（２）指示

本町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣の安全な場所への移動または緊急安全確保といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

町長は、災害対策基本法に基づき、避難のための立退きを指示するとともに、必要と認めるときはその立退き先を指示するものとし、状況に応じては、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示するものとする。これらについて措置を行った場合は、すみやかに徳島県知事に報告する。

なお、徳島県知事への報告内容は、以下のとおりである。

- ◆　避難指示または立退き先の指示内容
- ◆　緊急安全確保措置の指示内容
- ◆　避難指示発令の日時と危険対象区域
- ◆　対象世帯数と人員

（３）特例措置

町長が避難のための立退きもしくは緊急安全確保措置を指示することができない状況にあるとき、または町長からの要請で、避難措置を実施する警察官または海上保安官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退きもしくは緊急安全確保措置の指示を行うが、この場合、すみやかにその旨を町長に通知しなければならない。

また、当該災害による被害が甚大で、本町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、本町が実施すべき措置の全部または一部を徳島県が代行する。

２．洪水または高潮についての避難指示

（１）町長

町長は必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難のための立退きの指示をする。

また、状況に応じて屋内退避等の緊急安全確保措置の指示を行う。

（２）徳島県等

洪水または高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、徳島県知事、あるいは徳島県知事の命を受けた徳島県職員または水防管理者が、水防法の規定により、立退きを指示する。

水防管理者が指示する場合は、牟岐警察署長にその旨を通知する。

３．地すべりについての避難指示

（１）町長

町長は必要に応じて、災害対策基本法による避難のための立退きの指示を行う（地すべりについては屋内退避による安全確保は行わない）。

（２）徳島県等

地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、徳島県知事または徳島県知事の命を受けた徳島県職員は、地すべり等防止法のもと、必要と認める区域内の居住者に対し、立退きを指示する。

この場合、牟岐警察署長にその旨を通知する。

４．急傾斜地崩壊危険区域の避難指示

町長は、急傾斜地崩壊危険区域で、崩壊の危険性が切迫している場合は、避難のための立退きの指示を行う。

なお、この場合、協力要請のために牟岐警察署長にその旨を通知する。

５．土砂災害警戒情報の活用

本町は、「土砂災害警戒情報の発表」を避難指示発令の判断基準とする。

６．避難情報の伝達のための放送に係る申し合わせ

徳島県では、市町村が発令する避難情報（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保）を住民へ確実に伝達するため、テレビ・ラジオ放送の申し合わせ協定が締結されている。

放送事業者は、本町から避難情報の放送要請を受けた場合には、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、住民向けに放送する。

第４　警戒区域の設定

町長は、災害発生による住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に危険性が切迫している場合には、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者を除き、当該区域への立入りを制限・禁止し、または退去を命ずる。

町長及びその職務を行う職員が現場にいないとき、または、これらの者から要請を受けた警察官または海上保安官は、町長の職権を代行することができる。

この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長及び町長の職務を行う者が現場にいない場合にかぎり、町長の職権を代行することができる。

この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

警戒区域設定の権限区分

区　分	実施者	設定権	目　的
災害対策基本法 第63条第１項	町長	災害時の一般的な警戒区域設定権	住民等の生命・身体等の保護を目的とする。
災害対策基本法 第73条第１項	知事 （町長がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。）		
災害対策基本法 第63条第２項	警察官または海上保安官 （町長若しくはその委任を受けて職権を行う吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。）		
災害対策基本法 第63条第３項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官 （町長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいない場合に限る。）		
水防法 第21条第1項	水防（消防）団長、水防（消防）団員等、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所での警戒区域の設定	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図ることを主目的とする。
水防法 第21条第２項	警察官 （水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者の要求があったとき。）		
消防法 第28条第１項、 第36条	消防吏員または消防団員	火災の現場及び水災を除く他の災害の現場における警戒区域の設定権	
消防法 第28条第２項、 第36条	警察官 （消防吏員または消防団員が火災の現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。）		

第５　避難誘導について

住民の避難誘導は、本町・警察・消防団員・自主防災組織・避難行動支援者等が連携して実施するが、誘導にあたっては、周囲の状況等を的確に判断して事前に設定済みの避難路（経路）を選定のうえ、避難行動要支援者を含む要配慮者を優先させ、可能なかぎり集団で避難する。

第６　避難場所の開設

本町は、災害により必要に応じて、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に周知徹底を図るものとする。

第７　避難所について

本町は、災害により被災者を収容する必要があるときは、その規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から速やかに開設するものとする。

１．避難所の追加開設

本町は、災害発生の状況に応じ、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するものとする。また、野外テント、仮設物の設置など、指定避難所以外にも多様な避難所の確保に努めるものとする。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外にあるものを含め、旅館、ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

それでも収容人数が不足する場合は、徳島県知事または隣接市町村と協議して所要の措置を講ずるものとする。

２．避難所の安全性

本町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

３．避難所開設の通知等

本町は、避難所開設状況について、速やかに徳島県知事及び関係機関に報告または通知するものとする。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

第８　避難所の運営

１．避難所の運営・管理

住民が避難を開始した場合には、災害対策本部事務分掌で避難所総括を担っている教育班が避難所の開設を指示するとともに、職員を配置させる。

なお、施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡を取り、施設の安全性等に十分に留意する必要がある。

また、以下の事項に配慮して避難所が運営できるよう配慮を行う。

- ◆ スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念を取り入れるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配給方法、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努め、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
- ◆ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- ◆ 夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に　努めるものとする。
- ◆ それぞれの避難所で受け入れている避難者の状況及び避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等（車中泊等の避難所外で生活する避難者（避難所外避難者）を含む。）の状況を、各避難所の運営本部と密に連携し、早期に把握するよう努めるものとする。
- ◆ 避難者の状況を早期に把握し、避難時における生活環境を良好なものとするように努め、避難生活の長期化等に基づくプライバシー確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- ◆ 避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮を行う。特に、女性用トイレの快適な環境、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- ◆ 食料や生活必需品等の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギー者、女性等に配慮するものとする。なお、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- ◆ 性別に関係なく使えるスペースの確保や男女共用のユニバーサルトイレの設置など、当事者の意見も参考に、性的マイノリティに配慮した避難所の運営に努める。

- ◆ 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全性に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体、徳島被害者支援センター等との連携の下、被災者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- ◆ 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。
- ◆ 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとし、地域の実情等について勘案しながら、あらかじめホームレスを受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅のすみやかな提供等で、二次避難所の早期閉鎖も重要である。

したがって、本町は徳島県とともに、災害時における被災者用の住居として、利用可能な公営住宅や生活確保が可能な空家等を把握し、災害時にすみやかに斡旋できるように努める。

２．避難所の状況把握等

避難所の施設管理者は、自主防災組織内の各班長、あるいは避難者代表者等と協力し、本町が令和２年９月に改定した『避難所運営マニュアル』に沿って、避難者の日々の生活状況等、以下に示す状況を把握し、適切な運営管理を行う必要がある。

- ◆ 避難者の住所・氏名・年齢等の個別調査（避難者カード）、避難者総数、家族の安否
- ◆ 避難者の傷病状況、健康状況
- ◆ 不足用品
- ◆ 衛生状況
- ◆ 被災状況、復旧状況等の正確な情報　等

避難所運営班（本町の『避難所運営マニュアル』を参照）の構成を次のとおりとする。

避難所運営班

班名	活動内容	班名	活動内容
総務班	・運営委員会の事務局業務 ・災害対策本部・支部との連絡調整 ・安否確認等問い合わせへの対応	食料・物資班	・備蓄物資等の配布 ・食料・物資の調達、受入れ、管理、配布 ・炊き出しの対応
情報広報班	・被害情報や災害情報等の収集・整理 ・避難者への情報伝達 ・マスコミへの対応	救護班	・救護に関する活動 ・健康管理活動 ・救護所・医療機関との連携
施設管理班	・施設の安全点検と危険箇所への対応 ・避難者名簿の作成、管理 ・避難所の防犯対策、環境整備	衛生班	・生活用水の確保 ・トイレ・ごみに関する対応 ・その他の衛生活動に関する対応

なお、その他の詳細は、上記海陽町避難所運営マニュアルによる。

３．避難所におけるペットの同行避難対策

本町は、ペットが同行避難できる避難所を開設するよう努めるとともに、開設できない場合は、徳島県や関係機関と連携してペットの同行避難ができる体制の整備に努めるものとする。

また、徳島県は、「動物救援本部」を設置し、災害時のペット救援活動が円滑に行われるよう、関係機関との調整を実施する。

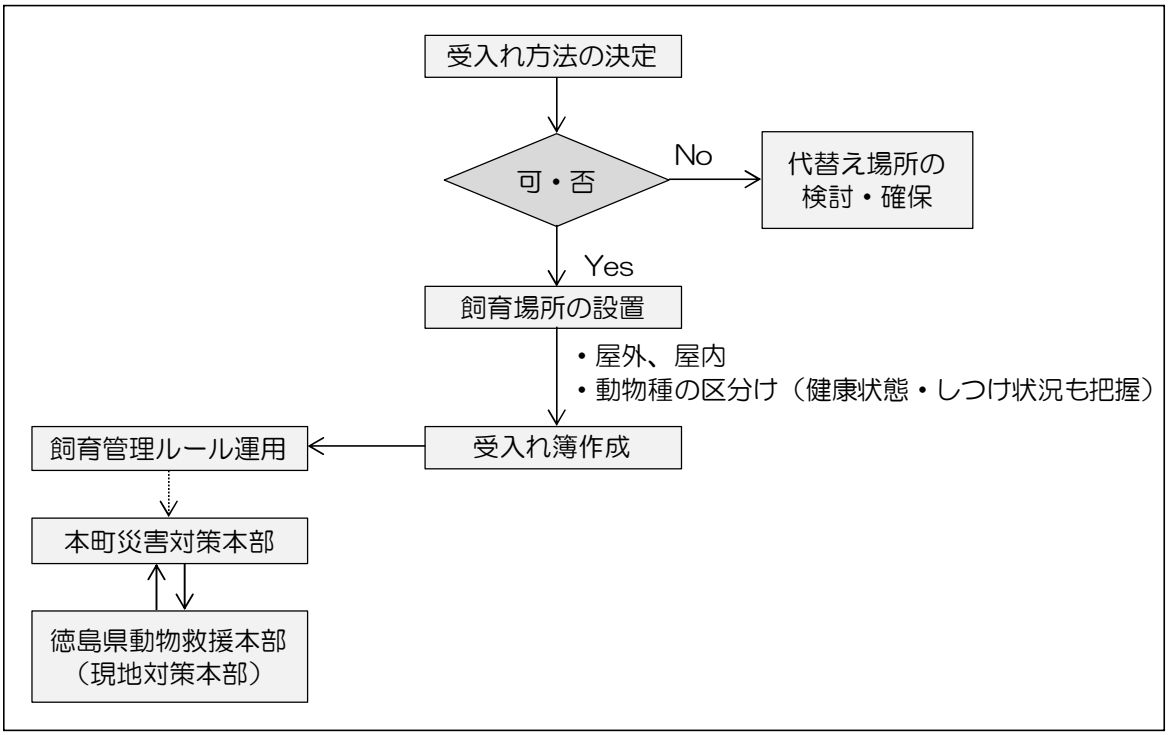

ペット受入れまでの流れ

４．教職員への協力要請

文教施設が指定避難所となっている場合、出勤した教職員には、応急教育に支障のない範囲で協力を要請する。

５．本町住民及びボランティア団体等への支援要請

被災を免れた本町住民には、避難者への支援要請を広報するほか、ボランティア活動については、本章 第２６節「ボランティア団体等支援計画」のもとに、支援の要請を行う。

６．災害時快適トイレ計画の推進

本町は、徳島県の策定した「災害時快適トイレ計画」及びアクションプランについて、避難所整備、避難所運営マニュアルの改善等に活用するものとする。また、発災後は「徳島県避難所快適トイレ・実践マニュアル」を活用し、トイレ環境の悪化を防ぐよう努めるものとする。

７．避難所における感染症対策

- ◆ 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- ◆ 発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人員を勘案し、指定避難所以外の避難所（サブ避難所）の必要性の検討または確保に努めるとともに、テント泊や車中泊等の活用について検討する。
- ◆ テント、パーティション、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材を確保するよう努めるものとする。
- ◆ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第９　要配慮者への配意

指定避難所への収容は、本節 第５「避難誘導について」で記したように、要配慮者を優先させ、要配慮者に配意した施設運営に努める。

また、避難者の健康管理に配慮し、必要に応じて保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の巡回健康相談を実施する。

なお、要配慮者への応急対策計画の詳細は、本章 第２０節「要配慮者への支援対策の実施」に記した。

第１０　広域避難

１．広域避難の要請

本町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合または災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮し、広域避難が必要であると判断した場合は、次のとおり対応することとする。

- ◆ 避難所不足が生じた場合は、「徳島県広域避難ガイドライン」に定めるブロック制及びマッチングに基づき、大規模災害発生当初から円滑かつ迅速に広域避難を実施するものとする。
- ◆ 事前に想定していた各ブロック内での広域避難が実施できない場合等は、予備枠となっているブロックへの広域避難を実施するため、徳島県へ応援要請できる。なお、徳島県は本町からの要請に基づき、被災の状況によって避難先市町村となりうるブロックとのマッチングの再調整を実施するものとする。
- ◆ 本町外への広域避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、必要に応じて国、関西広域連合、あるいは他の都道府県に徳島県を通じ、広域避難支援を要請する。また、災害の発生により徳島県及び本町がその事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の広域一時滞在及び県外広域一時滞在が必要な場合は、国が代施行することとなっている。
- ◆ 指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

２．被災者輸送の要請

円滑かつすみやかな被災者の広域避難輸送は、指定公共機関または指定地方公共機関への要請を持って実施する。

第１１　避難指示の周知徹底

避難の指示が必要と判断した防災班は、その内容につき広報媒体を通じ、または広報車、警鐘、サイレン（※注）による信号等、直接広報により、当該地域の住民に対しすみやかに周知徹底を図る。

なお、避難行動要支援者を含む要配慮者に対しては、自主防災組織や福祉関係者等との連携の下、その特性に応じた手段で伝達を行うよう努める。

また、浸水（津波）や土砂災害等の危険またはその発生の恐れがある場合、「自らの命は自らが守る」という自助の精神により、避難の指示等がなされる以前であっても、自主的な早期避難（事前避難）あるいは直接避難が重要であることを、住民に広報する。

※注　警鐘・サイレンに基づく水防信号（昭和２５年県規則第２号）は第６編 第５章 第３節「水防信号」参照

第１２　災害救助法適用時の避難所について

災害救助法が適用された場合の避難所設置については、徳島県知事（権限を委任された場合は町長）が行うが、費用の対象等は、以下のとおりとする。

１．対象者

災害により現に被害を受けた者、または被害を受けるおそれのある者

２．期間

災害発生の日から７日以内

３．費用

- ◆ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費または購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費
- ◆ 避難所が冬期（１０月１日～３月３１日）に設置された場合は、燃料費として別に定める額を加算
- ◆ 高齢者、障がい者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所である場合は、当該地域の通常の実費を加算

第１３　避難所外避難者の支援対策

避難者の様々な事情や目的、その意思に応じて避難所を選択することや避難所が自然発生する場合があることから、車中泊避難者及び指定避難所以外の施設や屋外に自然発生した避難所等への避難者（以下「避難所外避難者」という。）に対しても、食料・物資等の提供、情報の供給、避難所等への移動など必要な支援を行うものとする。

１．避難所外避難者の把握のための周知

本町は、避難所外避難者に対し、本町または最寄りの公的避難所に現況を連絡するよう周知を行う。

２．避難所外避難者の状況調査

本町は、避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

徳島県は、本町が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また、本町からの要請に基づき、関係機関に支援を要請する。

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難所外の避難行動要支援者の所在や安否の確認に努め、把握した情報について本町に提供する。

避難所外避難者の状況は、発災後３日以内に把握し、必要な支援を開始する。

３．要配慮者に対する配慮

本町は、指定避難所外に避難した要配慮者をできるだけ早く、指定避難所、福祉避難所、福祉施設または医療機関に移送する。

４．新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等に対する配慮

本町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、徳島県と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を共有するものとする。

５．支援の実施

本町は、新たな避難先の提供（避難施設、テントなど）や食料・物資の供給、避難者の健康管理、健康指導を実施する。特に、車中泊等狭い場所で避難生活を送っている方に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的な情報提供に努める。

第１０節　交通確保対策

【防災班、建設班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 本町管理の道路等の被災状況の把握……本節第２、第３
□ 本町管理の道路等の復旧……本節第５
□ その他必要な事項……本節

第１　趣旨

災害時において、災害応急対策に従事する者及び災害応急対策に必要な資機（器）材の緊急輸送等を円滑に行うため不通箇所の通報連絡、交通規制に関する措置等の対策は、以下のとおりとする。

第２　予想される状況

大規模な土石流発生や深層・斜面・法面崩壊、あるいは地すべり・崖崩れ発生等による路面の亀裂・陥没・隆起の発生、沿道では、電柱・街路樹・看板施設等の構造物倒壊・火災が発生、橋梁・トンネル等も大きな被害が予想される。

また、地震・津波発生時は上記被害に加え、路面浸水や津波堆積物による走行阻害等事態も想定される。陸上の緊急輸送道路、避難経路となる主要道路では、車両・通行者の殺到で、交通はマヒ状態となり、またパニックに陥った運転者同士での交通事故も多発する。

第３　実施責任者

上記のような事象発生で、交通上危険性が大きいと考えられる場合、あるいは主要道路確保のための緊急対策道路工事の場合、本町は町道の交通規制を実施し、その他道路は関係管理者と連絡を取り、交通規制を要請する。

この実施責任者は、交通規制、措置命令の区分によって、次のとおりとする。

交通規制の実施責任者

区分	実施責任者	内　　容
交通規制	道路管理者 （国 徳島県 海陽町）	１．道路の破損・決壊等で、交通が危険となった時 ２．道路関連工事で規制の必要がある時
	徳島県警察 公安委員会 警察署長 警察官	１．災害応急対策に従事する者、または災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送を確保するため、必要があると認められる場合 →災害対策基本法第76条 ２．道路上での危険防止、その他交通の安全と円滑を図るため、必要がある場合 →道路交通法第4条第1項、同法第5条第1項 ３．道路の破損や火災の発生その他等により、道路において交通の危険が生じ、またはそのおそれがある場合 →道路交通法第6条第4項
措置命令	道路管理者 （国 徳島県 海陽町）	車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認める場合。
	災害派遣を命じられた自衛官・消防吏員	警察官がその場にいない時で、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合 （ただし、当措置実施後は、所轄の警察署長に報告する）
※道路管理者と徳島県警察は、密接な連絡をとり適切な措置がとられるよう配慮するものとする。		

第４　実施要領

交通確保対策で、必要とされる対処法は、以下のとおりである。

１．災害地での交通処理

- ◆ 混乱時の交差点主要道路では、一般車両は近隣の公園や空地等退避可能な場所へ移動させ、緊急車両を優先させる。
- ◆ ドライバーに対しては、ラジオ等の交通情報の受信に努め、現場の警察官の指示にしたがうよう広報する。
- ◆ 交通障害となる家財道具の持出しを禁止する旨の通報を行う。
- ◆ 避難経路で、避難者と緊急通行車両が交錯したときは、避難者を優先させる。
- ◆ 特別な場合を除き、自動車による避難の自粛を求める。

２．災害地周辺での交通処理

- ◆ 通行止め地点の手前に相当の距離を取り、要所の検問所を設ける。検問所地点では、緊急通行車両以外の車両通行禁止標識の設置とともに、周辺の災害状況、迂回路の有無等明示で、交通秩序の維持を図る。
- ◆ 交通に支障をきたしている状況を把握し、すみやかに仮設道路を計画し、応急対策工事の実施を図る。

◆ 災害応急対策の従事者、及び緊急輸送車両については、徳島県知事または徳島県公安委員会が交付する標章と緊急通行車両確認証明書を携行し、通行する（交付は牟岐警察署長が実施する）。なお、標章及び確認書様式（様式第１、様式第２、様式第３）は、資料編 No.78、79、80 に参照した。

３．交通規制及び道路交通情報の周知

本町住民への道路被害に関する情報は、以下のとおりとする。

◆ 交通規制実施時は、適当な分岐点・迂回路線に標識板を設置し、交通混乱の防止を図るとともに、当該情報が入手しやすいよう、広報車、報道等の多様な広報媒体を通じて、交通規制の日時、迂回経路の情報等を住民に周知する。
◆ 不通箇所や復旧見込み等の道路交通情報は、広報車・チラシ・立看板等による伝達他、報道機関を通じて、住民に周知する。

４．運転者の取るべき措置

本町は、災害発生に関する気象・水象・地象の緊急警報を聞いたとき、運転者がとるべき措置として、以下の事項の周知徹底を図る。

◆ 急ハンドル・急ブレーキを避け、安全な方法により車両を道路の左側に停車させる。
◆ 停車後は、カーラジオ等により気象情報及び交通情報を確認し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
◆ 車両を置いて避難するときは、できるかぎり道路外の空地等に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたまま、窓を閉め、ドアロックはしない。
◆ 津波から避難するため、やむを得ず車を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転する。

５．道路啓開

◆ 路上の障害物の除去について、本町、徳島県、国、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。
◆ 路上放置車両には、災害対策基本法第７６条の規定に基づき、車両の運転者等に対しての移動命令を行い、運転者の不在時等には、道路管理者自ら車両移動の措置をとる。
◆ 車両移動措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物処分が可能である。
◆ 民間団体等との応援協定等にも基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第５　道路の応急復旧

１．応急復旧

本町は、災害応急対策に要する輸送が円滑に実施し得るよう、被害を受けた本町管理道路をすみやかに復旧するよう努め、復旧状況を関係機関に報告または通報する。

２．応援協力等

本町は、本町管理道路が災害により不通となり、応急対策実施上、重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力、あるいは徳島県知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼する。

第１１節　緊急輸送対策

【各課各班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 地域内外で緊急輸送を行う場合の措置……本節第３
□ 県を通じ他機関に緊急輸送を依頼した場合の措置……本節第４
□ その他必要な事項……本節

第１　趣旨

交通ルートに多大な災害が発生し、陸上輸送・海上輸送に大きな支障をきたした場合の輸送を、以下のとおり実施する。

第２　実施責任者

緊急輸送は、下記事項対象の各部各班が実施するが、災害対策本部における活動車両の運用や、不足車両に対する応援要請は、管財班が総括する。

第３　緊急輸送等の対象

緊急輸送の対象は、以下のとおりとする。

緊急輸送対象及び担当班

緊急輸送対象	担当班
医療、助産その他救護のため輸送を必要とする者	医療班
医薬品、医療用資機（器）材	医療班
食料、飲料水等の救護物資	食料班
応急復旧用資機（器）材	水道班
災害対策要員	防災班、総務班、管財班、受入班、避難救助班、食料班、環境衛生班、医療班、産業班、建設班、水道班、教育班、警防班
情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員	防災班、水道班
その他必要と認められるもの	防災班

第４　輸送力の確保

本町所有車両、及び協定締結による輸送業者車両は資料編 No.27、28 参照のとおりであるが、当該車両等で不足する場合は、徳島県に応援を要請する。

この場合、徳島県は必要があると認めたときは、以下の方法で所要の措置を講じる。

１．乗用車、バス及び貨物自動車

本町は、バス事業者、タクシー事業者または貨物運送事業者等に協力を求める。

また、必要に応じ自衛隊に輸送支援を要請する。

２．特殊自動車

運送事業者所有のものは、四国運輸局徳島運輸支局（応神町庁舎）を通じ、また建設事業者所有のものは、県土整備部を通じて事業者の協力を求める。

３．船舶

四国運輸局徳島運輸支局（本庁舎）、漁業協同組合及び関係機関等を通じ、船舶運航事業者の協力を求める。

また、必要に応じ自衛隊または徳島海上保安部、四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所に対し、船舶による輸送支援を要請する。

４．鉄道

人員、物資及び機材等の輸送について必要あるときは、四国旅客鉄道株式会社及び阿佐海岸鉄道株式会社に協力を要請する。

５．航空機

災害応急対策の実施について緊急を要するときは、徳島県消防防災ヘリコプターの活用とともに、必要に応じ、徳島海上保安部あるいは他府県の航空機派遣を要請する。

６．応援要請の手続

上記輸送力確保で徳島県に応援要請を行うときは、以下の輸送条件を明示する。

- ◆ 輸送区間または借上げ期間
- ◆ 輸送目的、輸送内容、輸送量、車両台数（船艇数等）
- ◆ 発着場所及び日時
- ◆ その他

７．広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

本町は、状況に応じて人員等の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

第１２節　消防防災ヘリコプター等の運航

【防災班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 県の消防防災ヘリコプター等の応援要請手続……**本節第３、第４**
□ その他必要な事項……**本節**

第１　趣旨

災害の発生で、災害応急対策の充実強化を図るには、広域的・機動的な徳島県の消防防災ヘリコプター活用は欠かせない。

したがって、徳島県消防防災ヘリコプター出動要請を以下のとおりとし、本町住民の生命・身体・財産保護を図る。

第２　消防防災ヘリコプターの活動内容

発災時の徳島県消防防災ヘリコプターの活動内容は、以下のとおりである。

１．救急・救助活動

傷病者の搬送、医師及び医療資機（器）材等の搬送、孤立者等の捜索・救助を行う。

２．災害応急活動

被災状況の調査及び情報収集、災害情報・警報等の伝達広報、救援物資・人員等の輸送を実施する。

３．火災防御活動

被害状況の調査及び情報収集、避難誘導等の広報、消防隊員及び消火資機（器）材等の搬送、大規模火災等の消火活動を実施する。

４．その他

ヘリコプターによる対応が有効である場合の活動を行う。

第３　運航体制と出動要請手続

消防防災ヘリコプターの運航及び出動に関する必要な事項は、「徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めによる。（要請手続の様式は資料編 No.75 参照）

なお、消防防災ヘリコプターの運航基地は、徳島阿波おどり空港内の徳島県消防防災航空隊事務所である。

第４　飛行場外離着陸場の確保

本町は、災害時に徳島県消防防災ヘリコプターのすみやかな活動が実施できるように、拠点となる飛行場外離着陸場の整備に努めているが、ヘリコプター降（発）着場一覧は、本章第６節「自衛隊災害派遣要請」に記した。

第５　緊急運航の要請及び出動のフロー

徳島県に要請する場合の本町からの要請手順は（フロー）は、以下のとおりである。

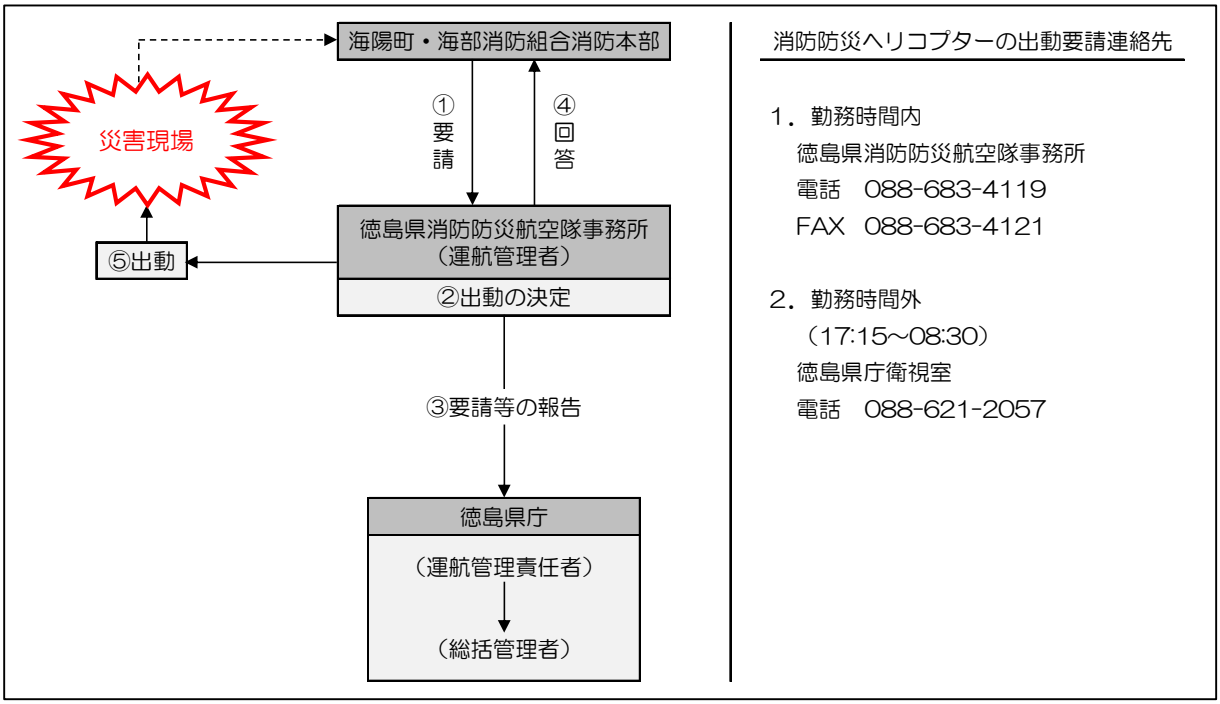

要請手順（フロー）

第１３節　消火活動等の実施

【防災班、警防班】

第１　趣旨

災害の拡大を防止するための消火活動について、本町が実施すべき対策を以下のとおりとする。

なお、活動に従事する者は、災害の今後の正確な情報把握のもとで、自らの安全性を第一に考え、被害拡大防止を図る必要がある。

第２　消火活動の基本方針

消火活動の基本方針は以下のとおりとする。

１．消火活動

本町住民、自主防災組織、及び各事業所の自衛消防隊等は、自らの生命と財産を守るため、出火防止と初期消火活動を実施する。

防災班は、関係防災機関と連携を保ちつつ、同時多発火災も考慮し、明確な部隊指揮・部隊運用の消防活動を実施する。

２．人命救助・救急の優先

大規模災害にあっては、連絡通行不能箇所等の発生で、消防車等の進入阻害等の消火活動障害も想定される。

したがって、このような場合には、消防の人員・資機（器）材活用で、優先的に人命救助・救急活動にあたる。

３．安全避難の確保

大規模火災で、延焼火災の鎮圧が困難と予想される現場では、住民の安全確保を優先させる。

第３　初動体制の確立

１．災害対策本部の初動対応

（１）通信及び情報収集体制の確立

通信施設の機能試験及び非常電源の点検を実施し、情報収集体制を確立させる。

（２）特別配備体制の確立

有線電話・携帯電話、あるいはその他の方法で職員の非常招集を指令し、特別配備体制の確立を図る。

このとき、招集伝達経路が不通の場合は「海陽町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、平成１８年３月、海陽町条例第１９１号」の第８条により、消防団員は自主参集する。

２．警防班の初期対応

警防班は災害の規模により、以下の第１次・第２次行動を実施する。

警防班の初期対応

第１次行動	初動体制の確保	消防車庫参集後、車両に救援用資機（器）材・消火用ホース等を積載し、車両前で待機する。
	出動の安全確保	車両の出動障害を避けるため、当該地の立地条件・施設構造を考慮し、消防用車両を安全な場所に移動させる。
	災害状況の調査	火災発生状況、及び発生現場までの通行障害状況を把握する。
第２次行動	資機（器）材の確保	携帯用非常電源と非常用燃料を確保する。
	災害状況の確認	火災の発生・建物の倒壊、周辺の道路状況及び消防水利等の活用可能状況確認とともに、救急・救護に関する情報収集を行う。

第４　情報の収集

情報の収集は、以下の情報収集系統による。

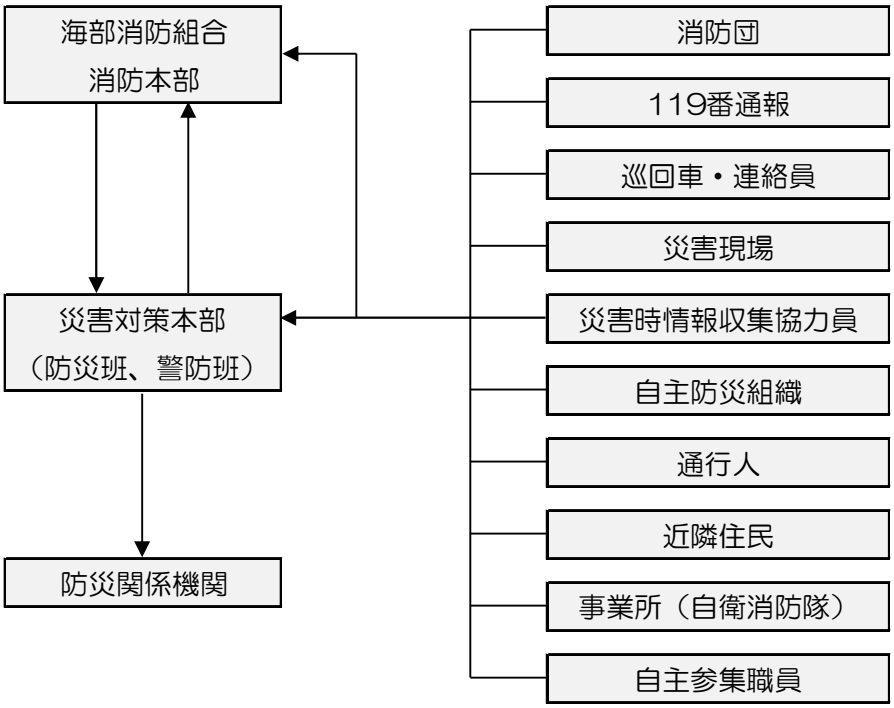

情報収集系統

第５　火災防御活動

１．初動体制確立後の火災防御活動

（１）一般防御活動

初動体制確立（第１次行動～第２次行動）後は、直ちに消防車両を出動させ、本町内の木造家屋密集地等（本編 第１章 第３節「地域特性に配慮した防災対策の推進」記述による市街地防災型当該区域）の警戒活動と火災の発見に努め、火災の早期鎮圧と延焼拡大の防止を図る。

なお、火勢の状況によって、応援隊を要請する。

（２）市街地優先防御

上記市街地の火災防御活動を優先し、事業所火災に対しては、市街地への延焼拡大のおそれがある場合、局部防御実施と事業所内の自衛消防隊活用を図る。

（３）重点防御

現状の消防力で鎮圧が困難と予想される火災においては、延焼拡大の危険性が高い地域、及び人命の保護と本町住民の財産に重大な影響を及ぼすおそれのある施設を重点防御箇所とする。

２．消防団の活動

（１）消火活動

消防団は、原則として分団区域で活動するが、海部消防組合消防本部あるいは災害対策本部からの指示及び隣接区域の火災発生状況（被害発生状況）によっては、応援活動体制での範囲拡大支援を行う。

（２）救助・救急活動

《救助》

- ◆ 正確な情報収集と冷静な分析で、人命の危険性が高いと判断された箇所（住居）からの救助とし、現場では、自力脱出不能者を優先する。
- ◆ 要救助者の安全に留意しながら、場合によっては重機等を活用する。
- ◆ 避難行動要支援者の救助は、要支援者名簿の活用によって実施する。
- ◆ 長時間に渡る救助活動では、交代要員を確保する。

《救急》

- ◆ 傷病者トリアージによって、順次救急搬送を実施する。
- ◆ 搬送は、避難所に設置された医療救護所、または医療機関とするが、負傷者が多数の場合は、必要に応じ、付近住民あるいは自主防災組織等の協力を求める。
- ◆ 医療機関には、傷病者の様態提供を行い、診療・収容可否の確認によって搬送を行う。

第６　応援の要請

１．本町の応援要請

本町は、自らの消防力では災害への対応が困難と判断したとき、広域的な市町村間の消防相互応援協定により、他市町村に応援を要請する。

また、同協定に基づく応援でも対処できない場合は、徳島県に応援を要請する。

２．徳島県の対処

（１）被害状況の把握

徳島県知事は、災害が広域のため、本町において被害状況の把握が困難と認めたときは、消防防災ヘリコプターの偵察を行うとともに、必要に応じ自衛隊に火災発生状況等の上空偵察を要請し、被害状況を把握の後、当状況を本町に連絡する。

（２）他市町村等への指示

徳島県知事は、本町が市町村間の消防相互応援協定要請に困難をきたしている場合、他の市町村長または消防組合管理者・広域連合長に対し、消防相互応援協定の実施、その他災害の防御措置に関し、必要な指示を行う。

（３）応援要請

徳島県知事は、町長から応援要請を求められたとき、または県内市町村の消防力をもっても対処できないと判断されるときは、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動要請、及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱、消防応第９７号、平成２１年３月」に基づく応援要請を行う。

第７　事業所、及び住民の活動

１．事業所の活動

（１）火災予防措置

事業所では、火気の消火及び都市ガス・高圧ガス・石油類等の供給停止、ガス・石油類・毒物・劇物等の流出または漏洩等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

（２）火災発生時の対処

- ◆ 自衛消防隊等による初期消火及び延焼拡大防止活動を行う。
- ◆ 関係機関への通報、従業員・顧客等の避難誘導を行う。

（３）災害拡大防止

- ◆ 周辺地域の居住者等に対し、避難行動実施時に必要な情報を伝達する。
- ◆ 立入禁止等の必要な防災措置を行う。

２．住民の活動

（１）火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ等の火気取扱器具は、直ちに遮断を行い、ＬＰガスはボンベのバルブを閉止する。

（２）初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器・水バケツ等で消火活動を行いながら、大声で隣近所に知らせ、協力を求める。

第１４節　水防活動

【建設班】

第１　趣旨

本町は、水防法（昭和２４年６月、法律第１９３号）の規定により、水防上必要な監視・警戒・通信・連絡・輸送、あるいは水門・樋門等の操作、水防管理機関、水防管理団体等の運用に関し、海陽町水防計画及び徳島県水防計画をもとに実施する。

第２　実施責任者

水防活動の責任は、水防管理団体である本町にあり、水防活動が円滑に行われるように、指導と水防能力の確保に努める。

また、地域住民は町長（水防本部長）より出動協力を命じられた場合は、協力しなければならない。

第３　水防体制

１．水防本部の設置

洪水、雨水出水、津波または高潮に対する危険性が高まったとき、町長は水防活動を積極的かつすみやかに行うため、水防本部を設置する。

２．水防本部の組織

設置される水防本部組織と事務分掌は、本章 第２節「災害対応体制の設置計画」に定める災害対策本部の組織と事務分掌を準用する。

第４　徳島県の水防体制

徳島県の水防体制は、以下のとおりとする。

１．徳島県水防本部

（１）設置

徳島県知事は、洪水、雨水出水、津波または高潮による危険があると認めたときは、徳島県水防計画の定めるところにより徳島県水防本部を設置する。

（２）組織

徳島県水防本部組織は、次のとおりである。

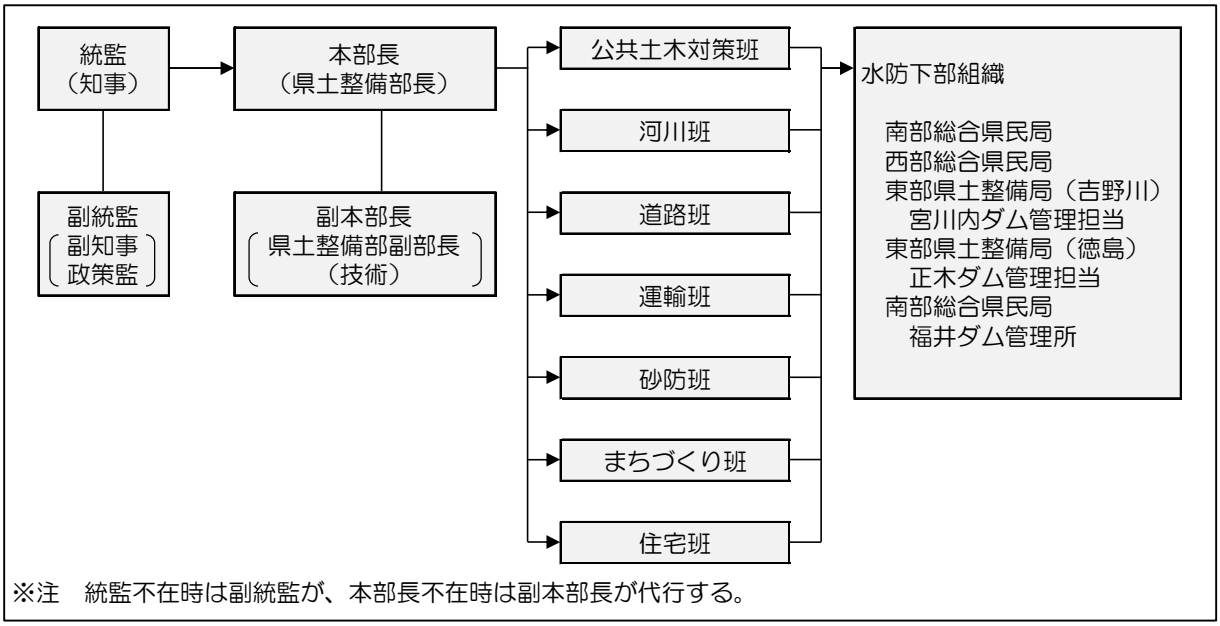

徳島県水防本部組織図

（３）水防非常配備

《第１非常体制（必要最小限の人員)》

- ◆ 大雨注意報等が発表され、相当な災害の発生が予想されるとき、または台風が徳島県に接近する恐れがあるとき。
- ◆ 徳島県に津波注意報が発表されたとき。
- ◆ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。

《第２非常体制（必要な応急対策活動を状況に応じて行いうる人員)》

- ◆ 暴風、大雨、洪水警報、高潮警報等が発表されたとき。
- ◆ 台風が徳島県を通過することが確実とされたとき。
- ◆ 河川が氾濫注意水位に近づいたとき。
- ◆ 徳島県に津波警報が発表されたとき。
- ◆ 「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき。
- ◆ 大雨特別警報が発表されたとき。
- ◆ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
- ◆ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。

《第３非常体制（地域防災計画及び災害対策本部条例及び災害対策本部運営規定等に基づく人員)》

- ◆ 事態が切迫し、危険性が大で第２非常体制では処理しかねると認められたとき。

第５　地震・津波への対応

徳島県及び水防管理団体である本町は、大規模地震が発生し、津波または浸水による被害が発生した場合、またはそのおそれがある場合には、以下の活動を行う。

１．徳島県

- ◆ 水防計画に沿った配備動員体制を取る。
- ◆ 本町が行う水防活動に関する情報の連絡調整と技術的な援助を行う。

２．本町

- ◆ 本町内の監視、警戒及び水防施設管理者への連絡・通報
- ◆ 水防に必要な水防団員の招集と資機（器）材の点検整備
- ◆ 水防管理団体相互の協力と応援

第６　緊急時の措置

１．津波対策

遠地地震において、津波警報等が発表されたときは、本町及び河川・海岸の管理者または水防管理者は、自らの避難時間を確保できる範囲及び水防活動に従事する者の避難時間を確保したうえで、管理施設の門扉（防潮扉、水門、樋門等）操作を行う。

２．浸水対策

本町及び河川・海岸等の管理者、水防管理者は、震度４以上の地震を感じたとき、その管理施設の巡視・点検と、危険箇所の監視・警戒にあたり、被災箇所発見時は、すみやかに当該施設の管理者に連絡し、応急措置を求める。

また、水門・樋門等の管理者は、操作設備の安全点検を行い、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

なお、被災箇所が水防上重要な箇所であるときは、当該施設の管理者は直ちに応急措置を取るとともに、関係機関（水防本部、徳島県警察、報道機関等）に連絡を取り、付近住民の安全を図る。

第７　惨事ストレス対策

水防活動を実施する関係各機関は、活動に携わる職員の惨事ストレス対策を考慮する必要がある。

第８　海陽町水防計画

本町の水防計画の詳細は、徳島県水防計画を参考として、以下のとおりの内容で変更・修正し、第６編「海陽町水防計画」として記述した。

海陽町水防計画書目次

◆ 第１章　総則
◆ 第２章　水防体制
◆ 第３章　水防危険箇所
◆ 第４章　水防施設
◆ 第５章　予報及び警報
◆ 第６章　水防活動
◆ 第７章　通信連絡体制
◆ 第８章　協力及び応援
◆ 第９章　水防費用
◆ 第10章　水防報告及び記録
◆ 第11章　水防訓練

第１５節　被災建築物・被災宅地の安全対策

【建設班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 応急危険度判定実施本部の設置……災害対策本部（建設班）
□ 応急危険度判定活動の実施……本節第２
□ 県への判定支援要請（必要に応じて）……本節第２
□ 判定資機（器）材の準備……本節第２
□ その他必要な事項……本節

第１　趣旨

地震により建築物や住宅が被害を受けた場合、余震等による二次災害を防止し、住民の安全確保を図り、避難所からの帰宅可能性の調査を行う必要がある。

このことを考慮し、本町では被災建築物及び宅地の応急危険度判定を実施し、必要な措置を講じる。

第２　二次災害の防止活動

本町は、住民の生命及び財産保護の観点から、応急危険度判定マニュアルに基づき、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を行うとともに、緊急の安全性を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部または一部の除却等、必要な措置を講ずる。

住民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認する。

本町または事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

判定ステッカーは、カラーレベル緑の調査済、カラーレベル黄の要注意、カラーレベル赤の危険の３区分で、緑の調査済箇所は避難所からの帰宅が可能となる。

また、危険レベル（赤）のステッカー箇所数が応急仮設住宅建築棟数の算出資料となり、早急な応急危険度判定が必要なことから、必要に応じて徳島県への判定支援要請を実施する。

なお、標準とされる判定資機（器）材は次のとおりである。

標準判定資機（器）材一覧

全国被災建築物応急危険度判定協議会

区分	判定資機（器）材	準備者			備品
		依頼側	派遣側	判定士	
A	★登録証		○		判定士が携帯
	★腕章		○		
	★判定調査表	○	△		
	★判定ステッカー	○	△		
	★判定マニュアル（判定士手帳）		○		協議会、建築防災協会で検討
	★ヘルメット用シール		○		
	ヘルメット			○	
	判定街区マップ	○			分散保管
	筆記用具			○	
	下げ降り		○		
	クラックスケール		○		
	ガムテープ	○			
	雨具（ビニール合羽）※			○	
	防寒具（ジャンパー、ミニカイロ）※			○	
	水筒※			○	
	マスク※			○	
B	バインダー（台紙）	○			
	コンベックス			○	
	軍手			○	
	携帯電話	○	○	○	それぞれ協力して用意
	ナップザック			○	
C	ハンマー（打診器）		○		
	双眼鏡			○	
	ペンライト			○	
	ホイッスル			○	
	ポケットカメラ			○	
	コンパス（方位磁石）			○	

注）★印は、全国的に様式等の統一を図るもの。

区分　A：応急危険度判定時に最低必要なもの。

B：判定時にあった方がよいもの。

C：判定時にできればあると便利なもの。

※印は、状況によっては必要ない場合もある。

△印は、従として準備する。

第１６節　救出・救助対策

【防災班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 実施責任……本節第２
□ 必要な資機（器）材の保有・調達……本節第４
□ 自主防災組織等の活動……本節第４
□ その他必要な事項……本節

第１　趣旨

災害のため、生命身体が危険な状態にある者、あるいは行方不明の状態にある者に対する捜索・救助の実施は、以下のとおりとする。

第２　実施責任者

被災者の救出・救助及び捜索は、災害対策本部防災班が主体となり、徳島県警察を含め、関係機関との連携のもとで実施する。

また、海上における遭難者の救助、あるいは行方不明者の捜索は、災害対策本部長の要請により、徳島海上保安部が実施するが、県内漁業協同組合や徳島ライフセービングクラブ（ＬＳＣ）で組織される「徳島県水難救済会」等の協力も要請する。

第３　救助対象者

救助対象者は、おおむね以下のとおりである。

◆　火災時に火中に取り残された者
◆　水害によって、洪水流とともに流されたり、または孤立した場所に取り残された者
◆　倒壊家屋等の下敷きになった者
◆　がけ崩れ・土石流・地すべり等の土砂災害で生き埋めになった者
◆　その他大規模災害で救助を必要とする者

第４　救助体制の確保

救助体制は、以下の要領で実施する。

◆　災害が発生した場合、当該区域住民、及び自主防災組織関係者は、住区周辺の巡回を行い、倒壊家屋・火災発生の有無を調査する。
◆　火災発見後は、直ちに初期消火活動を行うが、自らの安全性確保に留意することが必要である。

- ◆ 災害対策本部各部担当班は、すみやかに本町被害状況を調査し、救助対象の全容を把握する。
- ◆ 防災班は、消防団長指揮のもと、救助必要人員の把握と救助資機（器）材の確認を行い、救助隊を結成する。
- ◆ 救助した負傷者は、応急措置実施後、医療機関に収容する。
- ◆ 特に被害が甚大な場合、災害対策本部長が、徳島県に救助応援要請または自衛隊派遣要請を行う。
- ◆ 徳島県は、日本レスキュー協会と「災害救助犬の出動に関する協定」を締結しており、必要があると判断したときは、災害救助犬の出動を要請する。

第５　救助活動

救助活動は、以下の要領で実施する。

- ◆ 防災班による救助隊結成時は、関係機関との相互協力によって、救助方法を決定し、すみやかな救助を行う。
- ◆ 各関係機関（消防、警察、自衛隊）が同一現場で救助にあたる場合は、防災班で調整を図り、的確かつすみやかな救助活動とする。
- ◆ 各救助隊は、当初目的地での救助活動終了後、２次目的地への救助体制へ移る。

第６　災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、徳島県知事（権限を委任された場合は町長）が行うが、費用の対象等は以下のとおりとする。

１．対象者

- ◆ 災害のため、現に生命もしくは身体が危険な状態にある者
- ◆ 災害のため、生死不明の状態にある者

２．期間

災害発生の日から、３日以内とする。

３．費用

- ◆ 借上費は、舟艇その他救出に要した機械・器具等とする。
- ◆ 修繕費は、救出に要した機械・器具等とする。
- ◆ 燃料費も対象費用に含まれる。

第７　惨事ストレス対策

救出・救助活動を実施する関係各機関は、活動に携わる職員の惨事ストレス対策を考慮する必要がある。

第８　安否不明者等の氏名等の公表

本町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者等について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

徳島県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、本町と連携のうえ、一連の手続きを整理したマニュアルを活用して安否不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努めるものとする。

第１７節　医療救護活動

【防災班、医療班、環境衛生班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 実施責任……本節第２
□ 救護班の編成……本節第３の２
□ 救護所の位置……本節第３の１
□ その他必要な事項……本節

第１　趣旨

災害のため、本町内の医療機関では対応が困難となったり、または混乱した場合の医療救護活動計画は、以下のとおりとする。

第２　実施責任者

被災者に対する医療救護活動は町長が行うが、本町で実施困難なときは隣接市町村、徳島県その他の医療機関の応援を要請する。

ただし、災害救助法が適用されたときは、徳島県知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

第３　医療救護体制

１．医療救護所

本町は、地域性、建物の耐震性、収容能力、機能性を考慮し、以下の医療救護所を開設する。

医療救護所（予定）

NO	施 設 名	対象地区	住　所	連絡先（0884）	指定緊急避難場所との重複	指定避難所との重複	施設全体の想定収容人数（1人/3m^2）
1	浅川漁村センター	浅川	浅川字川ヨリ西26-4	73-1001	無	有	150人
2	浅川町民体育館	浅川	浅川字カミノ41-3	73-1006	無	有	170人
3	海南小学校体育館	大里、四方原、多良	四方原字旭町50	73-0036	有	有	170人
4	海部高等学校体育館	大里、四方原、多良	大里字古畑58-2	73-1371	有	有	380人
5	海部小学校体育館	奥浦、鞆浦、高園	奥浦字堤ノ外44	73-0201	無	有	170人
6	神野町民体育館	小川、相川、神野、若松	神野字高尾５４	-	無	有	160人
7	宍喰小学校体育館	宍喰浦、久保、日比原	久保字松本88	76-2009	無	有	220人
8	宍喰中学校体育館	宍喰浦、久保、日比原	久保字北田5	76-2048	無	有	220人

９	海陽町役場 宍喰庁舎（町民センター）	宍喰浦、久保、日比原	宍喰浦字宍喰362	76-2027	無	有	280人
10	中里農業構造改善センター	芥附、角坂、広岡、尾崎	芥附字芥附22	76-1511	無	有	45人
11	竹ヶ島生活改善センター	竹ヶ島	宍喰浦字竹ヶ島12	76-1511	無	有	45人

※注１　各施設は、医療救護に役立つ保健室他多目的スペースを使用する。
　注２　各施設は、災害区分別（洪水、地震、土砂災害、津波、高潮、大規模な火事、内水氾濫）の被害想定で、利用可能となっている災害時のみ使用する。
　注３　収容人数は、廊下やトイレなど避難者を収容できないスペースがあることを考慮し、延床面積の７０％を有効延床面積として算出した。

２．医療救護班の編成

本町は、海部郡医師会と締結した「災害・事故等時の医療救護に関する協定書」によって、傷病者の治療を実施する。

上記協定書による医療救護班は、医師１名、看護師２名、連絡要員１名で１パーティとなっているが、状況に応じて、海部郡医師会の判断で、パーティ編成を変更することも可能とする。

なお、上記医師会での対応が困難な場合は、徳島県に、必要人員、期間、派遣場所、その他必要事項を伝え、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の医療従事者派遣を要請する。

初期災害医療救護は自律的な活動を行うことが必要とされ、徳島県及び日本赤十字社徳島県支部は、自らの判断で、本町の医療救護所に救護班を派遣することもある。

３．活動内容

（１）医療救護所での活動

- ◆　傷病者の傷病の程度判定（トリアージの実施＜※注＞）
- ◆　後方医療救護機関へ傷病者の転送の要否及び転送順位の決定
- ◆　重傷（症）者の応急処置及び中等症者に対する処置
- ◆　転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- ◆　助産
- ◆　記録及び災害対策本部への状況報告

※注　トリアージの実施
４色のマーカー付きカードで表示される傷病者の判定で、以下のとおりに区分されるが腹膜刺激症状やクラッシュ症候群の疑いのある傷病者もいることから、十分な問診も必要となる。

トリアージの実施基準

カテゴリーＯ	死亡群	死亡または生命徴候がなく救命の見込みがない者
カテゴリーⅠ	最優先治療群	生命に関わる重篤な状態で、一刻も早い処置が必要な者
カテゴリーⅡ	待機的治療群	赤ほどではないが、早期に処置すべき者。場合によっては赤に変化する可能性がある者
カテゴリーⅢ	保留群	今すぐの処置や搬送の必要がない者

（２）応援要請時の留意点

前述のように、本町のみでの対応が困難な場合は、応援要請による医療救護体制を取るが、このとき医療救護所への進入経路、交通状況を支援チームが掌握できる事前協議が必要となる。

４．災害救助法適用時の医療及び助産

災害救助法適用時の医療は、原則として上記医療救護班によって行うが、助産にあっては原則として助産施設機能のある医療機関に搬送する。

（１）医療及び助産の対象

- ◆ 応急的に医療を施す必要がある者で、災害のため医療の途を失った者。
- ◆ 災害の発生日以前または、以後７日以内に分べんした者で助産の途を失った者。

（２）医療及び助産の範囲

- ◆ 診察
- ◆ 薬剤または治療材料の支給
- ◆ 処置、手術その他の治療及び施術と看護
- ◆ 病院または診療所等への収容
- ◆ 分べんの介助
- ◆ 分べん前及び分べん後の処置
- ◆ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

（３）医療及び助産の期間

- ◆ 医療の実施期間は、災害発生の日から１４日以内とする。
- ◆ 助産の実施期間は、分べんした日から７日以内とする。

５．後方医療救護体制

本町の医療救護所で対応できない中等・重症患者は、南部Ⅱ医療圏の２次救急医療機関（救急告示医療機関、３施設＜※注１＞）に原則として収容する。

２次救急医療機関で対応できない重症・重篤患者は、原則として３次救急医療機関（救命救急センター等＜※２＞）に収容する。

※注１　救急告示医療機関
南部Ⅱ圏域に属する本町は、美波町国民健康保険美波病院、徳島県立海部病院、海陽町国民健康保険海南病院の３施設が、２次救急医療機関となる。

※注２　救命救急センター（救命救急センター）
徳島県立中央病院、徳島大学病院、徳島赤十字病院、徳島県立三好病院が３次救急医療機関となる。なお上記医療機関の他、救急病院等一覧は、資料編 No.２３参照とする。

６．非常用通信手段の確保

本町、徳島県及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

第４　応急医療需要の把握

本町地域における応急医療需要の把握は、以下のとおりで実施する。

１．要配慮者への対処

要配慮者にあっては、避難所運営班事務局が避難者名簿をチェックし、避難所到着有無を確認する。

このとき、安否不明の避難行動要支援者については、要支援者名簿により、住居の居所を把握するとともに、支援者自身の健康状況に配慮したうえで、救助・救出に向かう。

２．医療の必要性

環境衛生班は、医療を必要とする状態の住民者数と傷病者数、及び傷病状況を把握する。

３．医療機関の状況

本町内医療機関の被害状況把握と、応急医療が対応可能か否かを確認する。

４．被災地内の傷病者

避難者から、避難時の状況を知り、被災地で取り残された傷病者の有無を把握する。

このとき、残地傷病者が居ると判断された場合は、防災班に救助を要請する。

※注　避難所の運営、あるいは避難者名簿等の詳細は、「避難所運営マニュアル」に参照とする。

第５　傷病者の搬送

傷病者の医療機関への搬送は、原則として本町災害対策本部が実施するが、本町での対応が困難な場合は、徳島県・日本赤十字徳島県支部あるいはその他関係機関、ドクターヘリ等での支援要請を図る。

第６　医薬品等の確保

医薬品及び衛生材料は、本編 第2章 第１３節 第６「医薬品の備蓄」他、資料編 No.３１の（２）参照による他、各病院の備蓄品を使用し、不足時は町内医薬品取扱業者等から調達する。

血液の確保については、徳島県赤十字血液センターとの連携により、調達連絡は災害対策本部長（町長）が実施する。

なお、本町近隣での人工透析機器を備えた診療所、助産可能な病院（ベッド所有数が２０床以上）は以下のとおりである。

人工透析が可能な本町近隣の診療所

名　称	所　在　地	電話番号（0884）	備　考
玉真病院牟岐診療所	牟岐町中村字山田25-1	72-2856	海部郡医師会

助産が可能な本町近隣の病院

名　称	所　在　地	電話番号（0884）	備　考
徳島県立海部病院	牟岐町中村字杉谷２６６	72-1166	災害拠点病院 DMAT指定医療機関、 救急告示医療機関（２次）

第７　難病等に係る対策

難病患者等への医療確保は、徳島県に支援を要請し、徳島県難病医療ネットワーク事業における拠点病院・協力病院への搬送を要請する。

難病医療体制機能を担う病院

拠点病院	独立行政法人　国立病院機構　徳島病院 （吉野川市鴨島町敷地1354、TEL 0883-24-2161）
協力病院	県立海部病院、阿南共栄病院、徳島赤十字病院　他　計13病院

第８　災害時コーディネーター（医療・保健衛生・介護福祉・薬務）による調整

徳島県は、被災地域での医療・保健衛生・介護福祉・薬務分野の各種支援を円滑に実施するため、当該４分野で構成される災害時コーディネーターを配置し、避難所・医療救護所等への的確な配備計画を整備している。

災害時コーディネーターの実施業務は以下のとおりであるが、本町も徳島県との連携により上記４分野の調整を図り、被災者の健康管理向上とこころの健康対策に努める。

災害時コーディネーターの役割

- ◆ 避難所における被災者ニーズ及び医療に関する需要の把握
- ◆ 医療救護所の設置・運営の総合調整
- ◆ 保健師活動の総合調整
- ◆ 医療救護所への医薬品等の供給支援及び薬剤師派遣・要請
- ◆ 介護士等の活動の総合調整
- ◆ 県内・県外からの支援の受入及び配置調整

第１８節　飲料水・食料・物資等の供給

【水道班、食料班、避難救助班、防災班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 実施責任……本節Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ・Ⅴ第２
□ 食料の備蓄・調達……本節Ⅱ第３
□ 炊き出し場……本節Ⅱ第５の３
□ 供給方法……本節Ⅰ第４の４、Ⅱ第５の２、Ⅲ第２の２、Ⅳ第３、Ⅴ第３
□ 輸送方法……本節Ⅳ第６
□ 配分方法……本節Ⅱ第５・２、Ⅳ第３
□ その他必要な事項……本節

Ⅰ．応急給水

第１　趣旨

災害のため、飲料水の供給が困難になり、または水質汚染によって給水が確保できない者に対する応急給水は、以下のとおりとする。

第２　実施責任者

１．供給の実施者

被災者に対する飲料水供給は町長が行うが、災害救助法適用時は、徳島県知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

２．供給要請

本町で、住民への飲料水供給が困難と判断された場合、町長は徳島県知事に下記事項を伝達し、供給要請を行う。

- ◆ 供給人口
- ◆ 供給水量
- ◆ 供給期間
- ◆ 供給場所
- ◆ 必要とする給水用具

（運搬車からの取水用具で、仮設水槽あるいはポリタンク等）

第３　確保水量

本町が実施する被災者への応急給水は、以下のとおりの３段階で必要水量を決定し、発災後４週を目途に被災前の水準回復に努める。

１．第１段階（発災時から３日目まで）
生命維持に必要な最低給水量の３ℓ／１人・１日とする。

２．第２段階（４日目から７日目まで）
飲料水に加え、炊事用水、トイレ用水量を加え、２０ℓ／１人・１日とする。

３．第３段階（８日目から発災後４週）
飲料水・炊事用水・トイレ用水・風呂水・洗濯用水とし、目安は１００～２５０ℓ／１人・１日とする。

第４　安全対策と給水方法

１．供給時の措置
飲料水が汚染していると想定される場合は、浄水滅菌後に供給する。

- ろ水器による場合、確保した水源井戸では、地表面から水面までの距離は約 4.0m以下が望ましい（ポンプのサクションの都合上）。
- 消毒は塩素・さらし粉・次亜塩素酸ソーダを用いて行う。消毒後の給水は、外観等に異常がなく、かつ残留塩素検出の後にろ水作業を行ってからの給水とする。
- 登録済みの災害応急用井戸が、飲料水として使用可能な場合は、積極的な運用を図る。

２．水源地の確保
被災地内での飲料水確保が困難な場合、被災地に近い水源地が存在すれば、当該水源地の施設利用も考慮する。

３．浄水剤の配給
飲料水が防疫その他衛生上で浄水の必要がある場合、在宅避難者への供給に際しては、浄水剤も配給する。

４．運搬給水と拠点給水
応急給水は、以下の方法で実施する。

（１）運搬給水
主に給水車、給水タンクを用いて、避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点等防災上重要な施設へ応急給水を行う。

（２）拠点給水

避難所、あるいは浄水場・消火栓等に設置された給水拠点から応急給水を実施する。

第５　水道施設の応急復旧

医療施設、社会福祉施設等の民生安定と緊急を要する施設から優先的に応急復旧を実施するが、その手順は以下のとおりとする。

応急復旧の手順

被災状況の把握（管路網図とのチェック）
↓
施設・管路被害箇所への職員配備及び町内周辺水道工事事業者による応急仮設
↓
応援を必要とするときは、徳島県を通じ「協同組合徳島県設備協会」に応急復旧を要請する。
（※注　被害が甚大で本町で対応できない場合は、他市町村及び関係機関等に広域的な支援を要請する。）

Ⅱ．食料供給

第１　趣旨

災害時における、被災者及び応急対策従事者等に対する応急食料あるいは副食・調味料の供給・炊出し等は、以下のとおりとする。

第２　実施責任者

食料及び副食・調味料の供給・炊出し等は町長が実施するが、災害救助法適用時は徳島県知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

このとき、災害対策本部（食料班）での直接実施が困難な場合は、徳島県あるいは隣接市町村に応援を要請する。

第３　食料供給需要の把握

下記の応急食料を必要とする対象者をもとに、避難者数、調理不能世帯数、応急対策従事者数を把握する。

このとき、乳児数や調理に配慮を要す避難者、要配慮者の把握にも努め、適切な調理品目を考慮する。

- ◆ 避難所の収容者数（避難者カードによる）
- ◆ 住家被害で調理不能な世帯数（家族構成）
- ◆ 住家被害で縁故避難を実施している世帯数（家族構成）
- ◆ 旅行者あるいは帰宅困難者で、食を得ることができない者
- ◆ 本町職員も含む災害応急対策従事者数

第４　食料供給能力の把握

１．避難所等食料供給施設

避難所あるいは給食センター等の調理設備を要する施設の被害状況を調査し、炊き出し・調理が可能かどうかを把握する。

２．公的備蓄、業者調達可能量

公的備蓄量確認と小売業者・卸売業者保有の食料把握とともに、協定済みの企業での救援物資供給を要請する。

なお、応急食料品目は、本町備蓄の保存食と調達する米穀・副食・調味料であるが、上述のとおり調理に配慮が必要な要配慮者等への品目は、別途考慮しなければならない。

第５　食料供給活動の実施

１．食料の調達

（１）応急食料

炊き出しまでの間は、備蓄品及び救援物資での供給とする。

（２）米穀・副食等

災害救助法適用時の大規模災害では、本町内での調達分では不足すると考えられ、このときは知事に斡旋を依頼する。

２．食料の配給

被災者への食料等の配給は、食料班が担当するが、避難所にあっては、避難所運営委員会の食料・物資班が担当する。

なお、発災後適切な時期を設定し、食料供給対象者を避難所収容者に限定し、食料供給需要量の明確化を図る。

避難所生活においては、個々人の食品アレルギー等は考慮されていない場合も多く、副食品等の提供に対しても十分な配慮が必要となる。

アレルギーの可能性がある食品（及び添加物）

エビ、カニ、小麦、そば、卵、乳、落花生、アワビ、イカ、イクラ、オレンジ、キウィ、牛肉、クルミ、サケ、サバ、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マツタケ、ヤマイモ、リンゴ、ゼラチン他

対処法

- ◆ アレルギーの有無を聞き取り調査し、調理においては医師、栄養士等専門家の意見を聞き対処する。
- ◆ 避難者は食物アレルギーサインプレートをカバン・リュックに着けて避難する。
- ◆ 避難所内で、食物アレルギー用ビブス（ゼッケン）を装着する。

３．炊き出しの実施

炊き出しは、避難所内では運営組織の食料・物資班が共助の精神をもって、在宅避難では、在宅者が自助の精神をもって実施する。

なお、このときの食料応急供給の目安を以下のとおりとする。

供給対象の目安

区　　分	供給量の目安	備　　考
被災者に炊き出しを行う必要がある場合	精米200g／1食・1人	災害救助法の適用を受け、徳島県からの応急供給が実施されている期間中は、当目安を除外する。
被災により、通常の供給が行えない場合の在宅避難者（トリアージ対象者含む）	精米400g／1日・1人	
災害応急対策従事者	精米300g／1食・1人	

また、町長は本町において炊出しを実施することが不可能もしくは困難なときは、日赤奉仕団、徳島県及び自衛隊に依頼するものとする。

４．被災地から避難した町民への対処

町外へ避難した町民に対しては、帰町の支援・援助を検討する。

Ⅲ．物資の調達・供給

第１　趣旨

災害時の物資調達は、以下のとおりとする。

第２　内容

１．物資調達

（１）備蓄量の把握

本町所有の公的物資備蓄量把握と、各協定による調達可能な流通備蓄量等を主な品目別に確認する。

（２）不足物資数量

被災者が必要とする物資品目と数量を求め、上記備蓄量で不足すると判断されるとき、隣接市町村との災害時相互支援協定等により、物資提供を要請する。

（３）徳島県への要請

隣接市町村も同様の被災を被り、斡旋調整が困難なときは、徳島県に不足物資要請を行う。

２．ガソリン等燃料供給

大規模災害時に燃料が不足した場合、緊急通行車両や重要施設、避難所で必要とする燃料は、徳島県が協定済みの徳島県石油商業組合加入業者より、調達の要請を行う。

３．物資等の調達手配

本町で不足する必要物資等は徳島県に報告するが、このとき、徳島県は保有物資等の放出措置や、必要に応じて国への調達供給要請を行う。

４．物資調達・輸送調整等支援システムの活用等

本町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

Ⅳ．生活必需品等の供給

第１　趣旨

被災者に対する生活必需品等の給与または貸与は、以下のとおりとする。

第２　実施責任者

被災者に対する生活必需品等の給与または貸与は、町長が実施し、徳島県知事は町長から調達の要請があったとき、その調達・斡旋を行う。

災害救助法適用時は、徳島県知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

第３　調達計画

避難救助班は、供給・貸与が必要な物資を聞き取り調査し、必要物資の内容・数量・供給地を確認の上、すみやかに調達を行う。

調達された物資は、避難所に持ち込み、避難所運営委員会（食料・物資班）の協力によって、被災者に配分する。

このとき、生活物資等受領簿（管理簿）に食料・物資班が記録し、保管管理する。

生活物資等受領簿（管理簿）の様式は、避難所運営マニュアル参照とする。

なお、避難所内での仕分けにあっては、個人からの小口混載の支援物資も考えられることから、ボランティア等の早期協力を求めて、的確かつすみやかに実施する必要がある。

第４　生活必需品の種類

生活必需品品目の概略は、以下のとおりとし、仕分け時の選別（セレクト）に注意する。

- ◆　寝具（毛布・布団・枕）
- ◆　被服（作業衣・婦人服・子供服・乳児服）
- ◆　肌着（シャツ・ズボン下等）
- ◆　身の回り品（タオル・靴・靴下・サンダル・スリッパ等）
- ◆　炊事用具（鍋・釜・炊飯器・包丁・まな板・コンロ・バケツ等）
- ◆　食器（茶わん・皿・はし・スプーン等）
- ◆　日用品（石けん・歯ブラシ・歯みがき粉・ティッシュペーパー・ラップフィルム）

第５　孤立集落等への対処

交通及び通信の途絶によって、竹ヶ島漁業集落等孤立状態にある被災者に対しては、当状況のすみやかな解消に努めながら、生活必需品物資の円滑な供給に配慮する。

また、在宅避難者（避難トリアージ対象者含む）、あるいは応急仮設住宅として供与した賃貸住宅避難者や、縁故避難により町内に居住地を持つ避難者に対しても、物資提供を図る。

第６　物資輸送の交通手段

陸上・海上・航空輸送は、本章 第１１節「緊急輸送対策」を準用する。

第７　災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合、救助物資は徳島県知事から町長に引渡しをするものとして、この間の輸送は徳島県知事が行う。

町長は、徳島県知事から引渡しを受けた救助物資を避難者名簿によってすみやかに配分するものとする。

なお、支給対象者及び支給物資は、以下のとおりである。

１．支給対象者

災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水し、生活上必要最小限の家財等をそう失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯）に対し行うものとする。

２．支給物資

支給される物資は次の品目の範囲内で現物をもって支給するものとする。

- ◆ 被服
- ◆ 寝具及び身の回り品
- ◆ 日用品
- ◆ 炊事用具及び食器
- ◆ 光熱材料

Ⅴ．ＬＰガスの供給等

第１　趣旨

災害時の被災者及び災害応急対策従事者への生活確保に必要なＬＰガス及び器具の供給・斡旋については、以下のとおりとする。

第２　実施責任者

被災者及び災害応急対策従事者に対するＬＰガス等の供給・斡旋は、町長が実施する。

第３　ＬＰガス等の供給

避難救助班は、炊き出し等に使用するＬＰガス及び器具の必要数量を調査し、協定済みの一般社団法人徳島県エルピーガス協会海部・那賀地区会に調達要請を行う。

このとき、上記地区会での対応が困難な場合には、下記事項を連絡し、徳島県に調達の斡旋要請を行う。

要請記述内容

- ◆ 対象避難者数
- ◆ 必要なＬＰガスの量
- ◆ 必要な器具の種類及び個数
- ◆ 供給期間
- ◆ 供給地（住所等）

第１９節　保健衛生・防疫、遺体の火葬等

【環境衛生班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 実施責任……本節Ⅰ第２、Ⅲ第１、Ⅳ第２、Ⅵ第２
□ 巡回相談の実施……本節Ⅰ第２
□ 食品衛生に関する広報の実施……本節Ⅲ第２の４
□ 感染症対策の実施……本節Ⅳ第３
□ 消毒用薬剤等の備蓄・調達……本節Ⅳ第４
□ 遺体の収容所及び処置……本節Ⅵ第４、第５
□ その他必要な事項……本節

Ⅰ．保健衛生活動

第１　趣旨

本町住民の生命と生活環境の安全確保とともに、被災による二次的健康被害（災害関連疾患・災害関連死）を防ぐことが重要となる。

したがって本町では、災害時の保健衛生活動を「徳島県災害時保健衛生活動マニュアル及び「徳島県災害時栄養・食生活支援マニュアル」を参考とし、被災者の心身状態と生活実態把握により、住民全ての健康と環境改善に努め、本町復興への未来まちづくりの一助とする。

第２　健康相談等

本町環境衛生班は、圏域コーディネーター（保健所）にコーディネート職員（保健衛生チーム）の要請・協力をもって、避難所等を巡回し、被災者の健康状態実態調査を行う他、保健指導や健康教育及び環境整備に努める。

また、在宅避難者にあっては、地域広報を行い、最寄りの拠点避難所等で健康相談を行う。

第３　食事・栄養指導等

避難施設内での食事・栄養指導は徳島県及び栄養士会等関係団体の協力を得て、被災者が健康状態を維持するために必要な栄養を確保できるように、以下のとおりで実施する。

◆ 乳幼児、妊産婦、産褥婦、要配慮者への栄養管理指導と相談
◆ 糖尿病、腎臓病、心臓病、アレルギー疾患患者等の長期にわたる食事管理を必要とする者の栄養管理指導と相談
◆ 避難所生活が長期にわたることの食生活上のケア対策
◆ 男女ニーズの違いによる食生活管理の留意点
◆ その他必要な指導・相談

第４　徳島県災害時保健衛生活動マニュアル

上記マニュアルの概要は、以下のとおりである。

１．災害時保健衛生活動の体系

保健衛生活動の役割体系は以下のとおりで、マニュアル活動範囲は破線内が対象となる。

災害時保健衛生活動の体系図

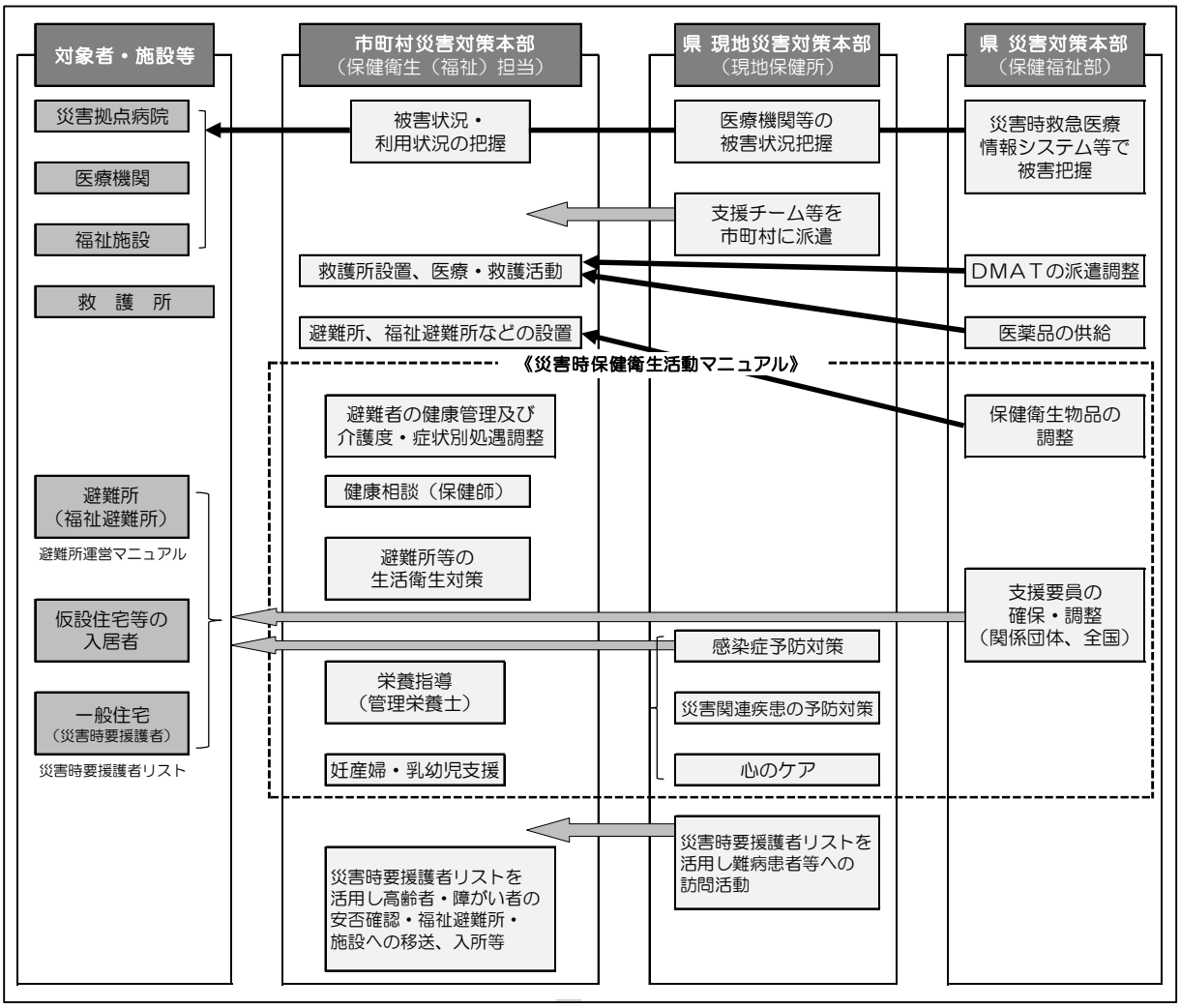

２．災害時コーディネーター

総括コーディネーターと圏域コーディネーターに区分され、各々の役割は以下のとおりとなっている。

（１）総括コーディネーター

- ◆ 各圏域、各分野のコーディネーターからの情報を集約し、保健衛生ニーズのアセスメントと各フェーズに応じた対応の総合調整
- ◆ 災害拠点病院、県医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、栄養士会との連絡調整
- ◆ 圏域間の人材、資機（器）材の調整等による圏域支援

◆　国、他都道府県への人材・資機（器）材等の要請と調整

（２）圏域コーディネーター

◆　避難所等の公衆衛生、避難者の健康管理に係るアセスメントと対応の総合調整
◆　地域における医療・福祉・介護に係る被災者ニーズのアセスメント、関係部門への情報提供と支援要請
◆　震災復興に向けた市町村保健医療復興計画策定の支援

３．対応

発災後、おおむね２年（復興時期）を目途にリアルタイムでの対応が記されている。

Ⅱ．被災者のこころのケア

第１　趣旨

大規模災害は、人々の生命や財産をおびやかすばかりか、「こころ」にも大きな深い爪跡を残す。さまざまな精神症状に陥りやすくなる被災者が、精神的に癒され、明日への生きる希望を見いだし、そして生活再建への前向きの意識を明確に抱ける、「こころのケア対策」を以下のとおりとする。

大規模災害に見舞われた被災者は、時として、一見異常とも思える言動を取ることがあるが、この言動こそ「極端な出来事に会った際の正常な反応」と理解することが重要である。

第２　被災者が陥りやすい精神症状

災害は、被災者に大きなストレスを考え、身体、思考、感情、行動等に以下のような症状をもたらす。

◆　災害のことは考えたくもないし、話したくもない。
◆　こころが動かず、周囲の人との間に壁ができ、コミュニケーションが上手く取れない。
◆　気分が高揚し、異常な高ぶりを覚える。
◆　集中力・記憶力が低下する。
◆　不安や恐怖感が強くなり、怒りと悲しさが増す。

また、精神科医師等の専門家からのアドバイスを受けたり、専門機関と連携を取って対処しなければならない。特にケアを要する人は、以下のとおりである。

◆　身体や精神に障がいがある人
◆　慢性疾患や持病を持っている人
◆　小さな子供を抱えている人
◆　配偶者を亡くした人
◆　社会・経済的に不利な立場にある人

時間経過とともに変化する被災者のストレス反応は以下のとおりである。

時間経過と被災者の反応

日本赤十字社、災害時のこころのケア、平成２０年８月

区分	急性期（発災直後～数日）	反応期（1週間～6週間）	修復期（1ヶ月～半年）
身体	心拍数の増加 呼吸が速くなる 血圧が上昇する 発汗や震えがくる めまい、あるいは失神	頭痛 腰痛 疲労の蓄積 悪夢・睡眠障害	反応期と同じ症状だが 時間経過とともに和らいでくる
思考	合理的思考力が困難 思考が狭くなる 集中力が低下する 記憶力が低下する 判断能力が低下する	自分の置かれた辛い状況に 悩む	徐々に自力的な考え方が できてくる
感情	茫然自失 恐怖感 不安感 悲しみ 怒り	悲しみと辛さ 恐怖がよみがえる（PTSD※注） 抑うつ感、喪失感 罪悪感 気分の高揚	悲しみ 淋しさ 不安
行動	いらいらする 落ち着きがなくなる 硬直的になる コミュニケーション能力が 低下する	被災現場に戻ることを怖れる アルコール摂取量が増加する	被災現場に近づくことを怖れる
主な特徴	闘争・逃走反応	抑えていた感情が湧き出してくる	日常生活や将来を考えられるようになるが、災害の記憶がよみがえり、辛い思いをする

※注　ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス症候群）
ＰＴＳＤの場合、以下のような症状が長期間続くので、特に注意が必要である。
１）災害時の悲惨なイメージ・思考・知覚をともない、著しい苦痛の回想・夢・幻想がよみがえる。
２）外傷に関連する刺激回避のため、一般的な反応（思考・活動・興味・夢）が鈍くなる。
３）覚醒亢進によって、不眠が続き、集中力低下と驚愕反応が異常となる。

第３　こころのケア

上記のような精神症状を抱えた被災者への対応を以下のとおりの配慮で実施する。

- ◆ 正常な生活に戻る時期まで、物心両面にわたる人道的支援を継続する。
- ◆ 希望を持ち、生活再建を目指して、歩み始められる援助を行う。
- ◆ 被災者とのコミュニケーションを取り、不安軽減と安心感回復を心掛けるが、このとき無理に聞き出さず、容易な励ましをせず、自分の考え方を押し付けることは避ける。
- ◆ 不安・苛立ち等の異常な状態の被災者、不安・興奮等が激しい被災者は専門家等の協力でスクリーニングを行う。
- ◆ プライバシーに配慮したカウンセリングを取る。
- ◆ 多職種との連携を図り、支援者の支援要請を行う。
- ◆ 公助として必要な支援を実施する。

以上のような配慮を図るが、本町職員は勿論のこと、支援担当者等の精神的・身体的ケアも忘れてはならない。

第４　アニマルセラピー

生理的・心理的・社会的に考え、動物を使ったアニマルセラピーがある。

避難所生活においては、動物と触れあうことで、多くの人々に内在するストレス低下や健康回復の手段ともなる。

ただ一方で、動物アレルギーを持つ避難者も存在することから、本章 第９節 第８「避難所の運営」をもとに、十分な検討を加え実施する。

第５　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）

本町は、徳島県により編成される精神科医師、看護師等による「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）」（※注）ならびに関係機関等と密接に連携し、被災以前より精神科医療を受けている者への支援を行うとともに、災害時における精神障がい者等に対する保護・医療サービスの確保を行うことにより、停止している地域精神科医療の機能を補完する。

また、災害により新たに精神的不調をきたした者を早期発見し、重症化を防ぐとともに、ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）を含む精神的不調に対する予防を行う。

※注　DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）
自然災害、航空機・列車事故、犯罪事件などの大規模災害等の後に被災者及び支援者に対して、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な研修・訓練を受けた「災害派遣精神医療チーム」。

第６　感染症対策

本町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、環境衛生班を中心に各班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、各班は避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

Ⅲ．食品衛生対策

第１　趣旨

環境衛生班は、食品関係営業者及び炊き出しを含む給食施設の実態を把握し、応急食料の配布状況等を調査し、以下のとおり安全な食品の供給指導を行う。

第２　指導内容

１．食品関係業者

営業施設の監視を強化するとともに、不衛生な食品の製造、流通を防止する。

特に、浸水被害を受けた施設について、清掃消毒の徹底を指導する。

２．給食施設

関係機関と連絡を取り、施設の実態把握と、気温等の環境変化に応じた指導を行い、食中毒等の事故発生を防止する。

３．応急食料

応急食料については、関係機関に対し、可能なかぎり保存性のあるもの、または食中毒発生の危険性の少ないものを確保するよう指導する。

なお、弁当等の消費期限の短い食品供給では、関係機関に対して食品の適正な保管及び配布を指導する。

４．住民への啓発

関係機関と連携し、広報活動を通じて、以下の啓発指導を行う。

- ◆ 手洗い、消毒の励行
- ◆ 食器・器具の消毒
- ◆ 弁当等の消費期限の短い食品の早期喫食
- ◆ 水道水以外の水を飲用とする場合の衛生対策

５．その他

大規模災害発生直後の通信、または交通手段の途絶等混乱期における食品衛生確保のための食品衛生監視員（通称、食監）の対応は、徳島県の「大災害発生時の食品衛生対策実施要領」による。

Ⅳ．防疫

第１　趣旨

本町は、関係機関と密接に連携し、防疫体制の具体的な確立を図り、被災地において、感染症の予防及びまん延を防止するため、以下の計画推進に努める。

第２　実施責任者

町長は、徳島県知事と連携を図りながら、被災地の防疫活動を実施する。

なお、特に徳島県知事が必要と認めたときは、『感染症法』の規定により、予防・まん延防止・廃棄に必要な措置が講じられる。

第３　防疫業務の実施方法

発災時に感染症の流行を未然に防止するための防疫活動は、以下のとおりとする。

１．美波保健所との連携

美波保健所との連携によって、感染症対策が必要な区域への事前通報・伝達を行う。

２．疫学調査班

疫学調査班は、徳島県の保健衛生コーディネーターと美波保健所の連携で組織されるが、本町環境衛生班と自主防災組織連絡協議会本部の衛生班（本編 第２章 第４節 第５「自主防災組織構成への展開」参照）が協力し、避難所や浸水地帯の疫学調査を実施する。

調査の結果必要と認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」第１７条の規定による健康診断を実施する。

３．消毒等

感染症予防のため、被災地や避難所、あるいは井戸等の消毒、ねずみ族・こん虫等の駆除を行う。ここに、浸水家屋での防疫の目安は以下のとおりとする。

（１）床上浸水家屋

減水後に床下消毒を行う。床・壁は逆性石けん（※注１）で拭き、器物は消毒する。便所の消毒は、衛生上の指導を行う。被災住民への支給品は、液体塩素系漂白剤及び逆性石けん等とする。

（２）床下浸水家屋

減水後に汚物を除去し、清掃完了後の住区ごとに、順次消石灰（※注２）を配給し、散布指導を行う。

支給品は、液体塩素系漂白剤と逆性石けん等とする。

（３）感染症予防法の規定

感染症法上の徳島県が実施する指示・制限・命令は以下のとおりである。

- ◆ 感染症法第２７条第２項及び第２９条第２項の規定による消毒実施に関する指示
- ◆ 感染症法第２８条第２項の規定による、ねずみ族・こん虫等の駆除に関する指示
- ◆ 感染症法第３１条第１項の規定による生活の用に供する水の使用または給水についての制限
- ◆ 予防接種法第６条の規定による臨時の予防接種に関する命令
- ◆ 厚生労働省の承認を得た上での予防内服薬の投与

※注１　逆性石けん
例えば、商品名オスバン液等をいい、２０％オスバン液の場合は、本剤１０㎖に水を加えて１ℓ（1000 倍）に薄めて使用する。
また食器類は、次亜塩素酸ナトリウム（商品名ミルトン、ハイター等）によって、濃度が 0.02%になるように水を加える。１０％製品では、本剤２㎖に水を加えて、２ℓ にして使用する。

※注２　消石灰
生石灰（酸化カルシウム）に水を反応させて作った水酸化カルシウムで、土　壌酸性の矯正剤のみならず、消毒効果も高い。消毒用では、１坪（3.3m^2）あたり、１kg 散布を目安とする。

４．生活用水の供給

感染症予防上必要があると認められる者、及び感染症患者には、感染症法第３１条第２項の規定により、生活用水の供給を行う。

５．予防接種

防疫上必要と考えられる場合は、臨時の予防接種を実施するとともに、避難所を含む被災地域の感染症に係る予防教育と広報活動を行う。

第４　防疫用資機（器）材

防疫用資材は、以下を参考に一般販売店から緊急調達し、被災者への配布（給）に努める。
また、噴霧器等の器具類を用いて、本町職員が各世帯に向かい防疫を実施する。

- ◆ 消毒薬品
- ◆ 昆虫駆除薬剤
- ◆ 防疫検便用資材等
- ◆ 防疫用薬品資材

第５　報告

町長は徳島県警察、消防等諸機関、自主防災組織その他関係団体の緊密な協力のもとに、災害防疫実施要綱（厚生労働省規定）により、美波保健所を経由して、徳島県知事に以下の事項を報告する。

- ◆ 被害の状況
- ◆ 防疫活動の状況
- ◆ 災害防疫所要見込経費
- ◆ その他

Ⅴ．家畜防疫

第１　趣旨

被災地の家畜防疫は徳島県が行うものとし、家畜保健衛生所を中心に、獣医師会、農業共済組合、関係市町村等の協力を得て、必要な家畜防疫及び家畜診療体制を構築する。

本町は、町内で家畜防疫が必要となった場合、徳島県等に協力するものとする。

第２　実施責任者

町内における家畜防疫は、徳島県知事が関係機関と連携を図りながら実施する。

第３　家畜の防疫

町内における家畜防疫活動は、必要に応じ、次の方法により行うものとする。

- ◆ 徳島県は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し、消毒方法、清潔方法またはねずみ、昆虫等の駆除方法を実施するよう命じ、家畜の伝染病の発生予防に努める。
- ◆ 徳島県は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し、家畜防疫員の検査、注射、薬浴または投薬を受けさせるよう命じ、伝染性疾病の発生予防に努める。
- ◆ 徳島県は、家畜伝染病が発生したときは、家畜伝染病予防法に基づき、通行の制限または遮断、殺処分等の防疫措置を実施し、伝染病のまん延防止に努める。

第４　家畜の診察

町内のみでの家畜診療体制が不十分である場合、町内においても、十分な家畜診療体制を確保するため、獣医師会や農業共済組合等と連携し、被災地域以外からの人的・物的支援を実施する。

Ⅵ．遺体の捜索及び火葬等

第１　趣旨

災害により死亡した者の遺体の捜索、調査、処置及び火葬等の実施計画は以下のとおりとする。

第２　実施責任者

遺体の捜索、収容及び火葬等は、町長が徳島県警察及び消防機関等の協力を得て行うが、災害救助法適用時は、徳島県知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

第３　遺体の捜索

１．実施方法

（１）届出受理

本町は警察と協力して、行方不明者及び死亡していると推定される者の届出受理を行う。

（２）準備

本町は、救助・救出に必要な舟艇その他の機械器具を借上げて捜索活動を行う。

（３）実施

捜索にあっては、防災班を主体に、警察・自衛隊・海上保安庁、及び漁協・地域住民等の協力のもとに実施する。

２．応援の要請等

災害対策本部主体で捜索が実施できない場合や、遺体の漂流等が疑われ、他の市町村にあると想定されるときは、以下の手順により応援を要請する。

（１）要請

徳島県に遺体捜索の応援を要請するが、緊急を要するときは、隣接市町に応援を求める。

（２）要請時の連絡（伝達）内容

- ◆　遺体が埋没または漂着していると思われる場所
- ◆　行方不明者数と各自の氏名・年齢・性別・容姿・特徴・持物等
- ◆　応援を要する人数、舟艇等の必要とする機器数量
- ◆　その他の必要事項

３．災害救助法適用時の基準

（１）捜索期間

災害発生の日から１０日以内とする。

（２）費用の範囲

捜索のため使用する船艇等の機器借上費、購入費、修繕費、燃料費等は、本町における通常の実費精算として支給される。

第４　遺体の調査処置

（１）本町の措置

町長は、遺体発見時、すみやかに牟岐警察署に連絡し、その調査を待って以下の方法により処置する。

- ◆ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- ◆ 遺体の一時保存（※注）
- ◆ 検案（死因その他についての医学的検査）

※注　遺体の安置場所は、災害対策本部が決定する。また、検案には、海部郡医師会等の協力を得て実施する。

（２）警察官の措置

警察官は、遺体を発見し、または遺体発見の届出を受けたときは、すみやかに以下の措置を取る。

- ◆ 身元が明らかな遺体は検視後に、所持金品とともに、遺体を遺族に引き渡すが、遺族への引き渡しができないときは、死亡地を管轄する市町村に引き渡す。
- ◆ 身元が明らかでない遺体は検視後に、所持金品とともに、遺体の死亡地を管轄する市町村に引き渡す。

（３）災害救助法適用時の基準

- ◆ 遺体の処置期間は、災害発生の日から原則１０日以内とする（別に期間が定められた場合を除く）。
- ◆ 費用は、遺体の検案、洗浄、縫合、消毒等の処置費、及び遺体の一時保存に要する金額が支給される。

第５　遺体の火葬等

町長が必要と認めたときの、応急的な埋・火葬実施にあたっては、以下の点に留意する。

１．事故死等の遺体

事故死等による遺体については、徳島県警察から引き継ぎを受けた後、埋・火葬する。

２．身元不明の遺体

身元不明の遺体については、徳島県警察その他関係機関に連絡し、調査実施後、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行ったうえで、埋・火葬する。

３．行旅死亡人（※注）

被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋・火葬は、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」のもとに実施する。

※注　行旅死亡人
氏名または住所・本籍地等が判明せず、かつ遺体の引き取り手が存在しない死者を差す。

４．火葬場

本町の火葬場は以下のとおりであるが、当施設のみで対応が困難な場合は、隣接市町・徳島県への応援を要請する。

本町火葬場

区分	施設名	所在地
火葬	那佐葬場	海陽町鞆浦字那佐41-7
火葬	宍喰斎場	海陽町久保字板取243-144

５．災害救助法適用時の基準

（１）埋・火葬の期間

災害発生の日から１０日以内とする。

（２）費用の範囲

棺（附属品を含む）、骨つぼ及び骨箱、埋・火葬に要する経費（賃金職員等雇上費を含む）が支給される。

６．海上漂流遺体の捜索等

（１）応援要請

本町は、災害時において徳島県周辺海域に遺体が漂流する事態が発生したとき、徳島海上保安部に応援要請を行う。

（２）徳島海上保安部の活動

徳島海上保安部は、本町から漂流遺体の捜索要請を受けた場合も含め、遺体漂流があるときは、巡視船艇及び航空機による捜索を行う。

また、同保安部は、収容した遺体について、本町及び徳島県警察と連絡を取り、市町村及び徳島県警察の行う措置に協力する。

第２０節　要配慮者への支援対策の実施

【避難救助班、教育班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 実施責任……本節第２、第５・２
□ 情報提供方法……本節第３の１
□ 避難方法……本節第２の１
□ 被災状況の把握……本節第２の３
□ 生活支援方法……本節第２の３、４
□ その他必要な事項……本節

第１　趣旨

発災時での、高齢者・傷病者・障がい者・妊産婦・乳幼児・児童・外国人他、避難行動要支援者を含む要配慮者に配慮した災害応急対策は、以下のとおりとする。

第２　社会福祉施設等に係る対策

社会福祉施設等とは、社会福祉施設・介護老人保健施設及び病院をいうが、各施設管理者は当該施設の災害応急対策を以下のとおりで実施する必要がある。

１．利用者の安全確保

被災した社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、すみやかに利用者の避難を図り、安全確保に努める。

２．受入れ

被災をまぬがれた被災地隣接地域の社会福祉施設等は、支援の必要性の高い被災者を優先し、可能なかぎり、緊急一時入所等、施設への受入れに努める。

３．支援の要請

被災した社会福祉施設等は、当該施設の水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数把握に努め、近隣施設、本町及び徳島県等に支援を要請する。

４．要配慮者に対する支援

社会福祉施設等はその機能に応じ、生活必需品等の提供、職員の派遣や利用者の受入れについて、相互連携を図りながら、福祉避難所との連携を考慮し、要配慮者への支援に努める。

５．本町の支援

本町は、ライフラインの優先復旧や、前述の提供及び支援等に重点を置き、被災した社会福祉施設等の早期復旧や相互応援活動の支援を図る。

第３　障がい者及び高齢者対策

本町は、被災した障がい者、及び高齢者のすみやかな把握に努め、以下の対策を実施する。

１．情報の提供

本町は、掲示板、広報紙、携帯端末、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

２．調達の内容把握

本町は、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、ストーマ用装具（※注）、ポータブルトイレ、おむつ等の物資や移動介護従事者（ガイドヘルパー）、手話通訳者等のニーズを把握し、調達に努める。

※注　ストーマ用装具
人工膀胱や人工肛門を造設したとき、腹部に作られたストーマから排出される「尿」あるいは「便」を貯留する装具で、通常はビニールで作られ、用途別で「人工膀胱用」と「人工肛門用」に分けられる。なお、腹部に貼り付ける部分（フランジ）と貯留部分（バウチ）が一体になったものはワンピースタイプ、それぞれ別になったものはツーピースタイプと分類される。

３．災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）等の派遣

本町は、避難所や在宅における障がい者及び高齢者のニーズを把握し、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の派遣や施設への緊急一時入所等必要な措置を講じる。

第４　児童への対策

１．保護者のいない児童

本町は、徳島県とともに保護者のいない（いなくなった）児童のすみやかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行う。

２．こども女性相談センター

徳島県は、被災児童の精神不安定に対応するため、こども女性相談センターで、メンタルヘルスケアを実施する。

３．情報提供

本町は、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及びこども女性相談センター等に対する通報の協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行う。

第５　外国人等に対する対策

本町は、徳島県とともに外国人被災者数等のすみやかな把握に努めるとともに、以下の対策を図る。

１．情報の提供

本町は、徳島県とともに、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。

２．相談窓口

本町は、徳島県とともに、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努める。

なお、相談窓口の設置・運営は受入班が担当する。

第６　災害時（介護福祉）コーディネーターによる調整

本町は徳島県の協力を得て、被災地域において介護職員等の活動が円滑に実施されるよう、災害時コーディネーターを配置し、関係機関と連携を図り、刻々と変化する要配慮者数や福祉避難所等の状況を的確に把握し、人材及び資材の調達・配置をすみやかに行う。

第２１節　動物救済対策

【防災班、環境衛生班】

第１　趣旨

災害発生時に、すみやかに動物が保護・救護される『人と動物に優しい社会』とするため、本町の動物救済対策を以下のとおりとする。

第２　実施責任者

被災動物に対する保護、収容、支援等の救援対策は、徳島県が動物救援本部を設置し、本町等との連携によって対応を図る。

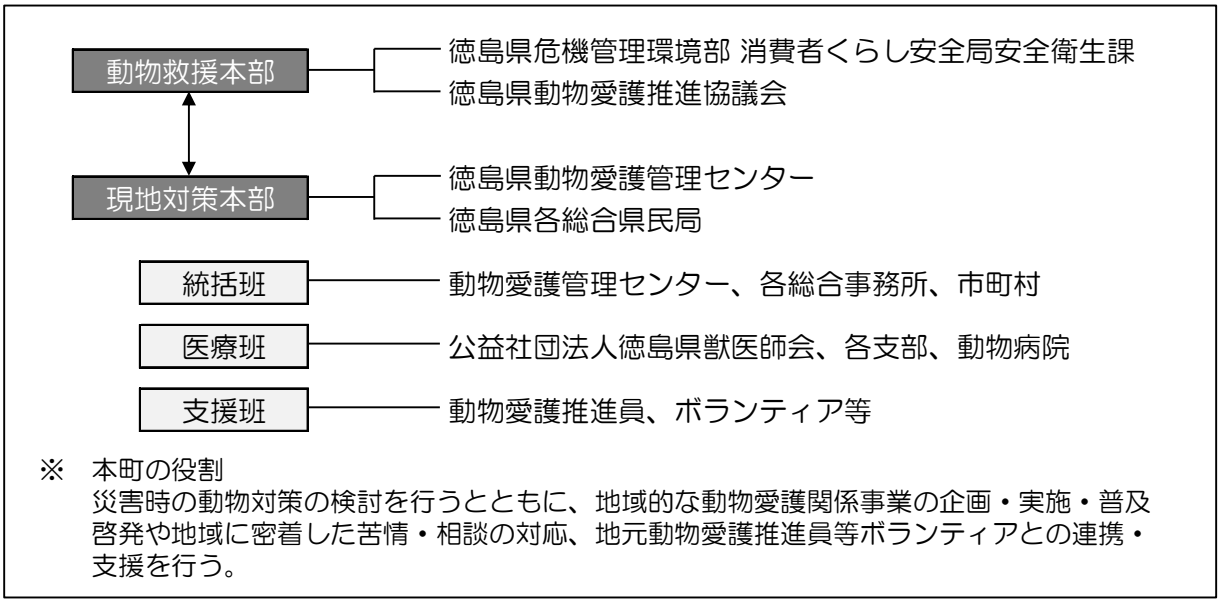

※　本町の役割
災害時の動物対策の検討を行うとともに、地域的な動物愛護関係事業の企画・実施・普及啓発や地域に密着した苦情・相談の対応、地元動物愛護推進員等ボランティアとの連携・支援を行う。

被災動物の救援対策

第３　実施方法

動物救援本部は、「災害時のペット対策ガイドライン」に準拠し、以下の対策を実施する。

１．動物の保護等

飼養動物への餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。

２．調達・調整

動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達・配布の調整を行う。

３．緊急保護施設

緊急保護施設を設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。

４．危険動物対策

危険動物（人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。

５．本町の対応

本町は、飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進するが、受入れの可否は、各避難所運営委員会によって、本章 第９節 第８「避難所の運営」参照のフローにしたがい実施する。

第２２節　災害廃棄物の処理

【環境衛生班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 実施責任……本節第２
□ 各廃棄物の処理方法……本節
□ 必要な資機（器）材等の保有、調達……本節第３の１
□ 処理施設の応急復旧……本節第３の１、第５の１
□ 仮置場の確保……本節第４
□ その他必要な事項……本節

第１　趣旨

災害時における被災地域のごみ処理、し尿処理、廃棄物処理等の環境衛生活動実施は、本計画及び「海陽町災害廃棄物処理計画」のとおりとする。

第２　実施責任者

本町は、被災地域におけるごみ処理、し尿処理、災害廃棄物処理等を実施するが、災害の規模が大きく、災害対策本部（環境衛生班）のみで処理できないときは、隣接市町村及び徳島県の応援を要請し、実施する。

なお、徳島県域で災害廃棄物処理が困難な場合、徳島県が災害廃棄物対策四国ブロック協議会、国及び他の都道府県等に応援を要請する。

第３　ごみ処理等

１．被害状況の把握（海部美化センター）

海部美化センター（牟岐町大字内妻字白木１３９－１）の被害状況を把握後、不足資機（器）材の調達と施設の応急復旧に努め、稼動可能と判断された後に、被災地における生活ごみをすみやかに、かつ適正に処理する収集運搬及び処理体制等を速やかに構築する。

また、住民に対し、その状況・内容を周知し、収集・処理及び処分を実施する。

なお、本町が実施するごみ処理で各種トラブルが発生した場合は、徳島県に必要な技術的な援助、情報提供、各市町村間調整の要請を行う。

ごみ処理場（海部美化センター）

施設名	所在地	電話番号（0884）	施設管理者
海部美化センター	牟岐町大字内妻字白木139-1	72-2614	海部郡衛生処理事務組合

２．発災後の処理

発災後の一般廃棄物は多量となることが想定され、被災状況に応じ、平時と同様の収集作業を制限し、緊急性を要する避難所等からの優先収集も考慮する。

３．一般廃棄物の排出区分、収集・運搬

一般廃棄物の排出区分及び排出場所は以下のとおりとするが、被災状況に応じて変更を行う。

ただし、この場合は広報・掲示板等を通じ、住民に情報提供を行う。

なお、避難所内では、避難所運営委員会の衛生班が担当する。

排出区分と排出先

分別区分	分別内容	排出先
可燃ごみ	厨芥類、紙類、合成品類、合成製品、トレイ類、布類、木くず、その他	ごみステーション 個別収集 直接搬入 等
不燃ごみ 粗大ごみ	家庭用電化製品（特定家庭用機器以外）、ガス器具、金属製品、ガラス製品、陶器類、家具類、危険ごみ、その他	
がれき類	瓦、土壁（土砂は除く）、家屋の基礎コンクリート片　等	直接搬入 等
資源ごみ	スチール缶・アルミ缶・缶詰の空き缶、ガラスビン、紙パック、段ボール、洗剤容器、PETボトル、食品用トレイ	

第４　災害廃棄物処理

１．災害廃棄物の適正処理

本町は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計したうえで、海陽町災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行ない、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

また、最終処分量の削減化に向けて、適切な分別・再利用を図るとともに、環境汚染の未然防止のため、仮置きヤード外周には素掘り水路を設け、仮置場上面のブルーシート保護で、雨水浸透防止とごみ飛散防止を図る。

２．他機関との連携

◆　本町のみで円滑な処理・運営が困難な場合には、徳島県及び関係機関と連携を取り、広域処理体制の構築によって適正処理を図る。

◆　ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、海陽町社会福祉協議会その他の機関と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

◆　損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

３．災害廃棄物対策

本町の災害廃棄物対策は、「海陽町災害廃棄物処理計画」に基づき実施する。

第５　し尿処理

１．被害状況の把握

本町は、し尿処理施設等の被害状況を把握して、その応急復旧に努めるとともに、水洗便所の使用制限等について、住民に対し広報する。

２．仮説トイレ等の提供

本町は、し尿処理施設等が復旧するまでの間、住民に対し仮設トイレの提供等を考慮する。

なお、指定避難所における仮設トイレは、必要人数に対して、７５人／１基（※注）を目安とし、撤去時は消毒を行い更地とする。

※注　災害廃棄物対策指針（環境省）の技術資料「避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計方法」及び「徳島県災害廃棄物処理計画資料編」参照。

３．徳島県への支援要請

仮設トイレの排出処理量も加え、本町内での総排出処理量を想定し、下記施設で処理が困難な場合は、徳島県に必要な技術的な援助、情報提供、各市町村間調整の要請を行う。

本町のし尿処理施設

施設名	所在地	電話番号（0884）	施設管理者
第二し尿処理施設 那佐クリーンセンター	海陽町宍喰浦那佐91番地	76-3014	海部郡衛生処理事務組合

４．収拾不能地域の処理

孤立集落となって、くみ取り車・運搬車による収集ができない区域は、舟艇・車両等の搬入が可能な場所にドラム缶あるいは樽を配置し、上記施設まで運搬する。

第２３節　住宅の確保

【環境衛生班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 実施責任……本節Ⅰ第２、Ⅱ第２、Ⅲ第２
□ 応急仮設住宅建設用地の選定……本節Ⅰ第３の３、Ⅱ第４、Ⅱ第５
□ 建設資材、必要機械器具等の調達……本節Ⅰ第３の５
□ 入居基準……本節Ⅰ第３の１
□ その他必要な事項……本節

Ⅰ．応急仮設住宅の供与

第１　趣旨

本町は、災害のため住宅に被害を受け、自らの資力では住宅の確保あるいは応急修理をすることができない住民等に対する、応急仮設住宅の建設や応急修理については、応急仮設住宅の供与（Ⅰ）、住宅の応急処理（Ⅱ）、被災者向け住宅の確保（Ⅲ）を以下のとおり計画する。

第２　実施責任者

上記計画（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）は町長が実施するが、災害救助法適用時は徳島県知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

第３　応急仮設住宅の建設

１．入居対象者及び入居予定者の選定

（１）選定時の留意点

入居対象者及び入居予定者の選定は、町長が実施するが、この時、長寿福祉人権課等を通じて、民生・児童委員の意見や、被災者の資力生活状況を考慮のうえ、決定する。

また、希望者多数の場合には、世帯状況により、優先順位をつけ、抽選して入居者を決定する。

（２）入居資格

入居資格は、「応急仮設住宅の設置に関するガイドライン、日本赤十字社、平成２０年６月」を参考に、次項のとおりとするが、必要に応じて適宜見直しを図る。

応急仮設住宅の入居資格（案）

応急仮設住宅の入居資格（案）
１．住家が全壊・全焼または流出し、居住する住居がない者（世帯単位） ２．自らの資力では住宅確保が困難な者 ａ．生活保護法の被保護者及び要保護者 ｂ．特定の資産がない失業者 ｃ．特定の資産がない寡婦、母子世帯 ｄ．特定の資産がない高齢者、病弱者、障がい者 ｅ．特定の資産がない零細企業者 ｆ．その他上記に準じる経済弱者
※注　選考にあたっては、要配慮者（世帯）を優先させ、仮設住宅団地内でのコミュニティ形成が可能な配置割りを考慮し、要配慮者を孤立化させない配慮が必要である。

２．応急仮設住宅の種類と規模・規格

（１）応急仮設住宅の種類等

住宅の種類は、一般者向けと高齢者（障がい者含む）に大略区分し、規格は 19.8m^2（６坪）、29.7m^2（９坪）、39.6m^2（１２坪）とする。

このとき、阪神・淡路大震災での悲惨な教訓でもある『高齢者の孤独死』防止を考慮した、自然なコミュニティ形成と住宅団地内で形成された自治会組織での見守り隊形成が必要となる。

（２）応急仮設住宅の規格等

応急仮設住宅の建設にあっては、本町で建設すべき仮設住宅戸数（規格・構造・単価）を定め、すみやかに徳島県と協議する必要がある。

建設規格は上記規格が平均的な建坪であるが、一般社団法人プレハブ建築協会で早期供給（発災日から２０日以内の着工）が見込まれる組立タイプ等は、資料編 No.３３参照とする。

３．建設用地

建設用地は、以下の諸点に配慮する。

- ◆ 本町・徳島県・国等公共機関所有地か、もしくは公業等の民有地
- ◆ 造成地面積が広い場所
- ◆ 上下水道、電気等の生活関連設備整備に困難を強いられない場所
- ◆ 要配慮者にやさしい場所で、日常生活を送るうえで不便を強いられない場所

４．ライフライン整備

応急仮設住宅のためのライフラインの整備は本町が行うが、災害救助法適用時は、徳島県知事からの委任を受けて行う。

５．資機（器）材の調達

応急仮設住宅の建設に必要な資機（器）材が不足し、調達の必要がある場合は、徳島県に調達確保の斡旋を要請する。

第４　運営管理

１．供与の期間

供与期間は、応急仮設住宅完成の日から２年以内とする（建築基準法第８５条第３項または第４項に規定する期限）。

２．運営管理

本町は、町内応急仮設住宅の適切な運営管理を行うため、以下の事項に配慮した管理方法をとる。

- ◆ 安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止する「こころのケア」に努める。
- ◆ 入居者によるコミュニティの形成及び運営を図る。
- ◆ 女性の参画を推進し、女性を始めとした生活者の意見を取り入れる。
- ◆ 入居者の同意を得て、家庭動物の受入れに配慮する。

Ⅱ．住宅の応急修理

第１　趣旨

災害のため住宅に被害を受けた者で、自らの資力では住宅の応急修理をすることができない者等の対策計画は、以下のとおりとする。

第２　実施責任者

被災者に対する住宅の応急修理は町長が行うが、災害救助法適用時は、徳島県知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

第３　内容

１．対象者

災害のため住宅が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をあうることができない者、または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者を対象とする。

２．期間

応急修理期間は、災害発生の日から３ヶ月以内（災害対策基本法に基づく、国の災害対策本部が設置された場合は６か月以内）とする。

３．範囲

居住、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない箇所とする。

第４　住宅修理資材の確保

住宅修理資材は、原則として請負業者が確保するが、災害時における混乱等により確保が困難なときは、徳島県あるいは本町（建設班）が確保の斡旋を行う。

第５　労務及び資材の提供に関する協力体制

本町は、労務及び資材の提供に関し、徳島建設業協会海部支部と「大規模災害発生時における支援活動に関する協定」を締結している。

なお、労務需給計画は、本編 第２５節「労務需給計画」参照とする。

第６　住宅の応急復旧活動

本町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対応をすれば住居を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

Ⅲ．被災者向け住宅の確保

第１　趣旨

阪神・淡路大震災では、応急仮設住宅募集時に、一時提供住宅（公営住宅等の一時使用や民間賃貸住宅の借り上げによるもの）の募集も併用実施された。

このことから、本計画では応急仮設住宅建設のみならず、災害のため住宅を失った者向けの一時提供住宅確保も図る。

第２　実施責任者

被災者向けの住宅の確保は、徳島県及び本町が実施する。

第３　対象者等

１．対象者

災害により住居を失った者とする。

２．公営住宅への優先入居

本町及び徳島県は、町営住宅・県営住宅他公営住宅への優先入居を実施する。

３．民間賃貸住宅の斡旋

徳島県居住支援協議会による民間賃貸住宅の空屋情報により、（公社）徳島県宅地建物取引業協会等に対し、民間賃貸住宅への入居斡旋を依頼する。

第２４節　障害物の除去

【建設班】

第１　趣旨

災害発生後は、倒壊建築物（工作物）や山崩れ、がけ崩れ、土石流あるいは洪水等によって、道路、河川、住居またはその周辺に運ばれた土砂（石）・竹林等が、緊急応急対策の早期着工に困難をきたすことが考えられる。

住民の生命・財産を維持し、日常生活に著しい支障を与えないことに重きを置き、本町は以下の障害物除去計画を定める。

第２　実施責任者

障害物の内容によって、除去実施の責任者は、以下のとおりの区分となる。

除去区分

内　　容	実施責任者
応急対策実施上の障害となる工作物	海陽町
水防上障害となる工作物	水防管理者または消防機関の長
道路、河川等の障害物	道路、河川の維持管理者
山崩れ、がけ崩れ、土石流等によって住家、及び住家付近に運ばれた障害物	海陽町（※注）
その他施設、敷地内の障害物	施設、敷地内の所有者・管理者
※注　本町災害対策本部で除去が困難な場合は、徳島県知事に応援・協力を要請する。	

第３　機械器具の調達及び人員の確保

町長は、障害物の種類・規模によって、道路等の管理者が所有する機械器具では十分な対応ができない場合、協定を交わした建設業者等（※注）の協力により資機（器）材を確保する。

このとき、重機運転等の人員供給は、第２５節「労務需給計画」参照とする。

※注　協定を交わした建設業者
第２３節 Ⅱ 第５「労務及び資材の提供に関する協力体制」参照とする。

第４　災害救助法適用時の費用等

災害救助法適用時の障害物除去は、徳島県知事（権限を委任された場合は町長）が行うが、費用の対象等は以下のとおりとする。

１．対象

居室・炊事場等、生活に欠くことのできない部分、あるいは玄関口等に障害物が運びこまれ、居住が困難な状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去できない者が対象となる。

２．費用

対象となる費用は、ロープ・スコップその他除去に必要な機械・器具等の借上費または購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等となる。

３．期間

災害発生の日から１０日以内とする。

第５　除去した障害物の集積と保管

１．集積場所

持主不明の除去障害物の集積場所は、災害廃棄物の仮置場を使用する。

２．保管場所

上記仮置場での分別時に、所有者にとって貴重・重要と想定される物品は、海部美化センター内保管とし、盗難等の危険性を避けながら、保管日から１４日間、その工作物名簿を公示する。

第２５節　労務需給計画

【各課各班】

第１　趣旨

災害応急対策実施上で、本町で必要となる要員を確保し、円滑に応急対策を実施するための計画を、以下のとおりとする。

第２　実施責任者

労務者等の雇上げは、各々の応急対策機関の要請によって、災害対策本部長が実施する。

第３　給与の支払い

賃金等の給与額は、雇用地域における通常の慣行料金以内によることを原則とするが、法令その他によって別に基準のあるものは、この限りでない。

第４　従事命令または協力命令

災害時応急対策を実施するため、人員が不足し、緊急性を要すると認めた場合、以下の掲げる執行者は、災害対策基本法、災害救助法、警察官職務執行法、消防法、水防法の定めによって、従事命令または協力命令を発することができる。

従事命令・協力命令

対　象　作　業	命令区分	根　拠　法　律	執　　行　　者
災害応急対策事業 （災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法第65条第１項 災害対策基本法第65条第２項	町長、警察官、海上保安官
災害救助作業 （災害救助法に基づく救助）	従事命令 協力命令	災害救助法第24条 災害救助法第25条	知事
災害応急対策事業 （災害救助を除く応急措置）	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条第１項	知事 町長（委任を受けた場合）
災害救助対策作業 （災害応急対策全般）	従事命令	警察官職務執行法第４条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第５項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、消防団長、消防長

第５　労務者の雇用方法等

１．労務供給方法

労務供給方法は、ハローワーク牟岐（TEL 0884-72-1103）及び（社）徳島県建設業協会海部支部（TEL 0884-77-1288）で供給の要請を行う。

２．作業内容

必要とされる労務作業内容は、概略次のとおりとなる。

- ◆ 応急対策工事にともなう土木・建設作業
- ◆ 被災者の救助・救出に必要となる機械機器の操作者
- ◆ 医療・助産対処時の患者・妊婦の移送
- ◆ 飲料水供給のための運搬操作、浄水用医薬品等の配給
- ◆ 救援物資の整理・輸送・配分
- ◆ 遺体の捜索と処置
- ◆ 家畜・へい獣の処分

第６　その他

１．雇い上げ時の留意点

医療、土木・建設作業関係者の雇上げにあっては、従事内容に必要とする資機（器）材持参が望ましい。

２．事業規模の考慮

土木・建設の応急復旧事業は、事業規模に応じ、請負いあるいは委託作業とする。

３．ＢＣＰとの関連性

本労務需給計画は、ＢＣＰにおける非常時優先業務の実施が困難な場合での適用とする。

第２６節　ボランティア活動の支援

【防災班、避難救助班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 災害ボランティアの受入れ体制……本節第３
□ 災害ボランティアの受入れ・紹介窓口の開設……本節第５

第１　趣旨

災害により大きな被害が発生した場合、応急対策を的確かつすみやかに実施するためには、行政や防災関係機関の活動のみならず、民間の団体や個人による各種ボランティア活動が不可欠である。

このため、本町では徳島県や海陽町社会福祉協議会、（福）徳島県共同募金会、徳島県災害ボランティア連絡会、日本赤十字社徳島県支部他関係団体との連携・協力を受けるための支援計画を以下のとおりとする。

第２　ボランティア団体等の協力

本町は、各種ＮＰＯ・ボランティア等からの協力申し出等により、災害応急対策時に労務支援を受ける。

１．ボランティアの受入れ

本町は、円滑なボランティア活動実施を図るため、防災班、避難救助班が海陽町社会福祉協議会及び近隣市町村の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

２．ボランティア団体等の活動

本町がＮＰＯ・ボランティア等に依頼する活動内容は、以下のとおりとなる。

- ◆ 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ◆ 炊き出し、その他災害救助活動
- ◆ 高齢者介護、看護補助、障がい者支援、被災児童保護
- ◆ 清掃及び防疫
- ◆ 災害応急対策物資、必要資機（器）材の輸送及び配分
- ◆ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ◆ 災害応急対策事務の補助
- ◆ その他

県災害ボランティアセンターの設置

社会福祉法人徳島県社会福祉協議会は、発災時に、必要があるときはすみやかに、徳島県立総合福祉センターにおいて、災害ボランティア活動の拠点となる「徳島県災害ボランティアセンター」を設置し、被災市町村に設置される「現地災害ボランティアセンター」と連携を取りながら、効率的なボランティア活動を推進している。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の感染拡大の懸念がある状況においては、「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営等について～全社協ＶＣの考え方」等を参考に、感染症対策を踏まえた災害ボランティアセンターの運営に努める。

第３　被災地におけるボランティア支援体制の確立

本町避難救助班は、海陽町社会福祉協議会と連携を取り、必要があるときはすみやかに現地災害ボランティアセンターを開設し、徳島県災害ボランティアセンター他行政機関との連携を密にしながら、ボランティア支援体制を確立する。

なお、現地災害ボランティアセンターでは、被災者のニーズの状況を絶えず把握し、ボランティアが円滑かつ効率的に支援活動ができるための調整を行う。

第４　ボランティアに係る事務委託

本町は、徳島県からボランティアに係る事務委託を受けた場合において、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、海陽町社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第５　現地災害ボランティアセンターの運営組織（案）

１．組織

現地災害ボランティアセンターの運営組織（案）は、以下のとおりとする。

運営組織（案）

責任者	設置場所	オブザーバー	スタッフ	連絡先等
（社）海陽町社会福祉協議会会長	【第1候補】 社会福祉協議会事務所 （海部庁舎2階） 【第2候補】 まぜのおかオート キャンプ場管理棟周辺	ボランティア コーディネーター	・社協職員 ・民生児童委員 ・ボランティア団体 ・自主防災組織 等	【社会福祉協議会事務所】 海陽町奥浦新町４４ TEL 0884-73-1980 FAX 0884-73-3471

２．災害ボランティアとの協働活動

災害ボランティアとの協働活動においては、以下の配慮が必要となる。

- ◆ ボランティア活動時の安全性確保や被災者との接し方に関する注意事項の徹底を行う。
- ◆ ボランティアと自治会、自主防災組織、避難所運営本部等とのコミュニティ形成に努める。
- ◆ その他「社会福祉協議会における福祉救援活動・ボランティア活動支援マニュアル、平成２０年３月、社会福祉法人徳島県社会福祉協議会」を参考に活動を行う。

第２７節　義援金・義援物資の受入れと配分

【避難救助班、出納班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 義援物資の受入れ及び配分の実施……**本節第３、第４、第５**
□ 受入れ体制の広報……**本節第２**

第１　趣旨

全国から寄せられた義援物品、及び知事あるいは日本赤十字社徳島県支部、（福）徳島県共同募金会から委託された義援金品の受入れ・配分は以下のとおりとする。

第２　義援物品受入れの広報

本町は、徳島県と連携し、円滑な義援物資受入れのため、以下の事項についてホームページや報道機関を通じて広報を行う。

◆　必要としている物資とその数量
◆　義援物資の受付（保管）窓口（海陽中学校体育館を指定）
◆　義援物資の送付先、送付方法
◆　内容物の確認、仕分け等の作業による負担が大きいため、個人からは原則義援金のみを受付け、一方的な義援物資の送り出しも受付けない

第３　義援金品の受付け

１．受付けと保管

義援金品の受付け及び配分決定までの保管は、出納班が担当する。

２．受付け記録

受付時は、寄託者に領収書を交付するとともに、町長が指定する預金口座に預け入れ、寄託者・金額を記入する。

３．義援物品

義援物品は、寄託者に領収書を交付し、上記海陽中学校体育館内で一時保管する。

なお、海陽中学校体育館での保管が困難な場合、代替保管地として海南文化村を利用する。

第４　義援金品の配分

町長は、集められた義援金品を、日本赤十字社徳島県支部、（福）徳島県共同募金会等関係団体の協力を得て配分するが、災害対策本部内で「義援金配分委員会」を設置し、被災者に対し、公平を期した配分を行う。

義援金配分委員会協議事項

- ◆ 義援金配分基準の協議・決定
- ◆ 配分時期の決定
- ◆ 被災者への配分時期広報と配分手段
- ◆ 残金の処理方法
- ◆ その他

第５　義援物資の受入れ及び配分

１．物資受入れの基本方針

- ◆ 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。
- ◆ 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けない。
- ◆ 規格や種類の異なる複数物資の一括梱包は受付けない。

２．少量提供物資（個人提供等）の取扱い

- ◆ 提供者には、極力、単品大量の提供か義援金としての協力を依頼する。
- ◆ 提供者の申し出には、提供物資及び提供者連絡先等を記録し、ニーズのある必要物資の提供依頼を行う。

３．配分

- ◆ 各避難所運営委員会の食料・物資班は、食料・物資受入簿の数量等を確認し、海陽中学校体育館で受入れ後、避難所に搬入する。
- ◆ 上記食料・物資班は、ボランティア班とともに、世帯・家族単位で公平な配分を行う。
- ◆ 食料・物資受入簿、食料・物資管理簿に記録・保管する。
- ◆ 近隣の在宅被災者に公平な配分を行う。

※　食料・物資受入簿、食料・物資管理簿の様式は避難所運営マニュアル参照

第２８節　公共土木施設等の応急対策

【各課各班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 実施責任……本節第１～第１０
□ パトロールの実施体制……本節第２～第１０
□ 住民への広報……本節第４～第１０
□ 避難体制……本節第９、第１０
□ その他必要な事項……本節

第１　趣旨

本町住民の生活・社会経済活動に重要な役割をはたす公共土木施設・ライフライン関連施設・通信施設の管理者は、発災後に所管施設の緊急点検・調査を実施し、被災箇所の早期機能回復を図る必要があり、被害拡大防止（二次災害予防）にも努めなければならない。

本計画は、このことを踏まえ、以下の公共土木施設等応急対策を実施する。

第２　公共土木施設

災害時における公共土木施設管理者の応急対策計画は、以下のとおりである。

１．河川・海岸施設

（１）基本計画

河川・海岸施設が、異常天然現象等で被災した場合、堤内地に浸水被害（二次災害）の危険性が高くなる。

したがって、堤防、護岸等河川・海岸管理施設が破壊・崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努めるとともに内水排除に全力を尽くす。

（２）応急対策

堤防・護岸の破壊等については、施設内部（深部）への雨水浸透防止策として、ビニールシート等で保護の後、すみやかに復旧計画をたてて復旧する。

また、水門、排水機等の破壊については、故障、停電等により運転が不能になることが予測されるが、土のう、矢板等により応急に締切を行い、内水の排除に努める。

（３）復旧計画

災害復旧については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」のもとに、災害のすみやかな復旧を図り、公共の福祉を確保する。

なお、災害査定実施前に着工の必要があるときは、事前の工法協議により、応急復旧を行う。

２．道路施設

（１）基本方針

道路が被災した場合、各道路管理者の連携のもとに、災害種別に応じて緊急度の高い路線を決めて、重点的に復旧工事を行う。

また、道路上の障害物除去を警察・消防機関・自衛隊・占用工作物管理者等の立ち会い・協力のもとで行い、すみやかな交通確保に努める。

特に、避難・救出・緊急物資輸送・警察・消防等の活動に必要な路線を最優先する。

（２）応急対策

応急復旧は、通行の確保を主目的とし、復旧作業の安全に配慮しながら、復旧対策との整合性も考慮し、重量制限や片側通行等の制限を付けて、仮復旧を実施する。

（３）復旧対策

応急復旧に引続き、または並行して、被災した施設の位置・重要度等を考慮し、通行止めを避けながら順次本復旧を進める。

なお、上記基本方針記述の重点路線は、以下のとおりである。

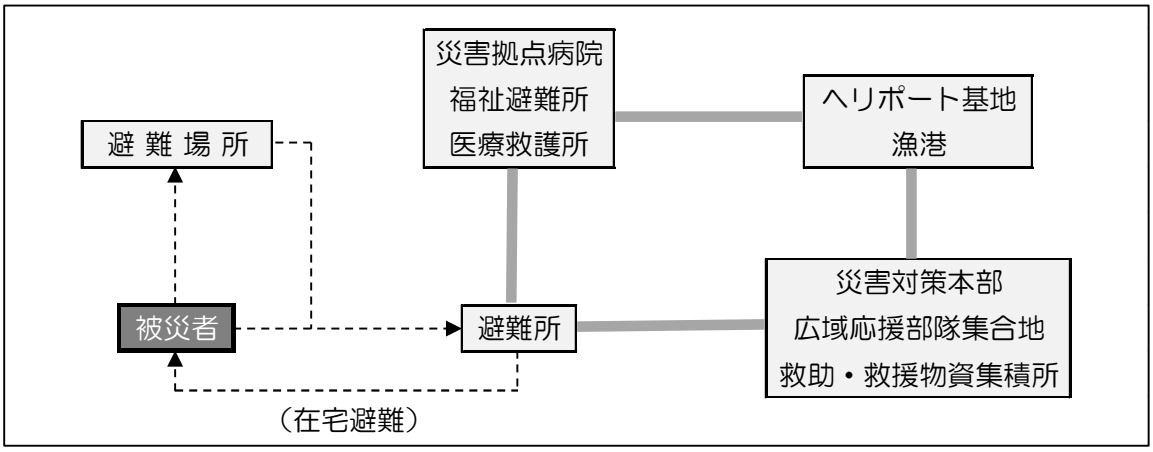

重点路線

３．漁港施設

（１）基本方針

背後地住民（漁業集落）の生命・財産を守り、さらに被害状況の把握とともに、緊急物資の海上輸送確保を行う。

（２）被害状況調査

漁港施設は水際線に近接し、一般的に軟弱な地盤の上に建設されている場合が多く、異常天然現象等で以下の被害（変状）が想定される。

◆　防波堤、護岸、防潮壁、水門等施設構造物の沈下・転倒・活動、クラック破壊

◆　岸壁、物揚げ場等の傾斜、沈下、桟橋の損傷等

- ◆ 臨港道路の損傷、陥没、クラック破壊
- ◆ 岸壁、物揚げ場等の係留施設の破壊または荷物の積み卸しに重大な支障となる損壊
- ◆ 津波堆積物他船舶乗り上げ等による施設破壊
- ◆ 航路標識、けい船浮標等の流出
- ◆ 洪水流出による海岸施設の機能障害

（３）応急対策

上述のように、当該施設地は軟弱地盤上での建設が多く、応急対策・復旧対策とも専門的知識が必要であることから、二次災害予防のためにも、早急な関係機関への協力を求め、施設の機能維持・回復に努める。

（４）復旧計画

前述の「本節　第２の１（３）「復旧計画」に準じる。

第３　鉄道施設

鉄道事業者の応急対策計画は、四国旅客鉄道株式会社及び阿佐海岸鉄道株式会社の応急対策計画を準用する。

１．計画の目的

災害（地震・津波災害含む）によって、列車または構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命・財産を保護するため、全力をあげて救出救護に努めるほか、関係機関の緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図る。

目的の施行にあたっては、運転事故報告手続、災害時運転規則手続の定めによる。

２．対策本部等の設置

被害の実情を敏速に把握し、被災列車の救援、鉄道施設被害の応急措置を講じ、輸送業務を早急に復旧するため、運転事故報告手続に定める対策本部（本社）及び復旧本部（現場）を設置し、本町、徳島県、指定行政機関と密に連絡できる体制を取る。

３．地震発生時の取扱い

≪四国旅客鉄道株式会社≫

（１）地震発生時の警戒体制

地震発生時の運転規制（「特殊運転」という）をする場合の警戒態勢の種別は、次のとおりとする。

特殊運転

計測震度の区分	警報区間	運転規制の方法
3.5以上4.5未満	要注区間以外の区間	２５ｋｍ／時以下の徐行
	要注区間	列車の運転中止
4.5以上	全区間	
※注　gal（ガル） 加速度を表す単位で、１galは、１秒（ｓ）に１センチメートル毎秒（ｃｍ／ｓ）の加速度の大きさ		

（２）警報ブザー鳴動時

警報機を設置した個所のＣＴＣ指令員または駅長は、警報ブザーが鳴動したとき、すみやかに当該規制区間内を運転する全列車に対し、信号機等による停止手配処置後、各駅長・保線区長・電気区長及び関係乗務員に通報し、警報の区分に応じた特殊運転の取り扱いを行う。

（３）保線区長の取扱い

保線区長は、災害が発生し線路の状態により列車の運転に危険があると認めたときは、特殊運転について輸送指令員に要請する。

≪阿佐海岸鉄道株式会社≫

（１）運転規制の取扱い

震度４で徐行運転、震度５弱以上で運転中止とする。

（２）運転指令員の取扱い

運転指令員は、災害が発生し、列車の運転が危険と認められるときは、列車の運転を一時見合わせ、その旨を施設課長及び関係乗務員に連絡する。

運転指令員は、施設課長から運転規制の要請があったときは、関係乗務員に連絡する。また、解除の場合も同様とする。

（３）施設課長の取扱い

施設課長は、災害が発生したとき、または通報を受け、列車の運転が危険と認めたときは、関係箇所に通報するとともに、線路点検を実施する。

４．体制等の解除

≪四国旅客鉄道株式会社≫

（１）保線区長の通報

保線区長は、線路点検その他の状況により、列車の特殊運転の必要がなくなったとき、または警戒種別の変更が必要と認めたときは、その旨を輸送指令員に通報する。

（２）電気区長の通報

電気区長は、第３次体制施行区間の電車線路設備の点検を行い、列車の特殊運転の必要がなくなったと認めたときは、その旨を輸送指令員に通報する。

（３）解除指令

輸送指令員は、前項により保線区長及び電気区長から通報があったときは、関係の駅長及び運転士に対して解除の指令をする。

≪阿佐海岸鉄道株式会社≫

（１）施設課長の通報

施設課長は、線路点検その他の状況により、列車の徐行運転または運転停止の必要がなくなったと認めたときは、その旨を運転指令員に通報する。

（２）規制解除

運転指令員は、施設課長の運転規制解除通告を受領した後でなければ、運転規制を解除してはならない。

第４　電力施設

災害時における電力施設の応急対策計画は、以下のとおりである。

１．災害時における電力供給

災害時に、異常事態が発生し、または発生が予想される場合の電力供給は、以下のとおりとする。

- ◆ 徳島県内の需給バランスが確保できる系統構成を施す。
- ◆ 系統上供給力が不足する場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により、供給力を確保する。

２．災害時における電気の保安

各事業所の責任者は、災害時に送電を継続することが危険と認められる場合は、関係各所と連絡のうえ、事故拡大を防止するため、当該地域の予防停電を行う。

予防停電は、被害状況及び需要家に及ぼす影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後、必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安の必要措置を取る。

また、漏電火災等の２次災害防止に必要な、顧客によるブレーカー開放等の安全措置に関する広報を行う。

３．災害時における応急復旧

災害が発生したときは、災害の規模、被災施設の状況に応じて、電力の早期供給を目指し、関係各所との緊密な連絡のもとに、電力施設の被害状況をすみやかに調査・把握し、人員、資機（器）材、機動力等を最大限に活用し、四国電力（株）及び四国電力送配電（株）の「防災業務計画」に定める復旧順位、復旧方法に基づき、復旧する。

（１）発変電設備

仮設備等で早期の電力供給に努め、被災機器の復旧を図る。

（２）送電設備

被害の状況、線路の重要度等を考慮し、必要に応じ仮設備を設置し、被害線路の復旧を図る。

（３）配電設備

保安上支障のないかぎり、支持物、電線等の手持資材、既設設備の活用によって、仮復旧を行うとともに、他ルートから逆送、あるいは移動用ケーブル、発電機車等の利用により、すみやかな復旧送電を図る。

（４）通信設備

災害によって通信回線が途絶した場合は、迂回ルートへの切り替えや非常用通信設備の活用により、必要回線の確保を図るものとする。

また、通信機械室、電源室等の浸水により、通信機器が使用不能となった場合は、極超短波、超短波帯の移動無線設備等により、これら区間回線の構成に努める。

支持物が倒壊、折損、流出した場合は、健全な建築物、樹木等により応急的処置を講じる。

（５）電源車等

徳島県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

また、徳島県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。

４．燃料電池自動車等の活用

本町は、水素燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリット車などを「走る発電所」として、災害時の電源確保に積極的に活用する。

第５　ＬＰガス供給施設

災害時のＬＰガス施設の応急対策計画は、以下のとおりである。

１．災害時の緊急対応

（１）火災発生時

ＬＰガス販売事業者は、火災発見者から通報があった場合、もしくは自らが発見した場合は、直ちに発火燃焼源を確かめ、周辺ＬＰガス設備のバルブ閉止等で延焼防止に努める。

（２）地震災害の場合

ＬＰガス販売事業者は、地震によりＬＰガス設備が損壊または転倒した場合は、バルブ閉止等の緊急措置を講じる。

２．ＬＰガス販売事業者、一般社団法人徳島県エルピーガス協会の措置

ＬＰガス販売事業者は、事業所内及び供給先の災害発生防止に努め、災害が発生したときは、牟岐警察署及び消防本部等関係機関に協力し、災害の鎮静に努め、災害が鎮静化した後は、全力で復旧に努める。

この時、一般社団法人徳島県エルピーガス協会は、ＬＰガス販売事業者間の調整を行う。

（１）広報活動

消費先に対し、ＬＰガスは安全が確認されるまで閉止し、使用しない旨の広報を行う。

（２）被災状況の把握

一般社団法人徳島県エルピーガス協会の調整により、ＬＰガス販売事業者は、消費先の安全点検及び被害状況調査を実施する。

（３）容器の回収（処分）

災害等によって使用不能・廃棄処分となった不要容器は、二次災害防止のため、すみやかに回収に努め、このことを必要に応じて各種メディアを活用し、消費者に周知徹底させる。

第６　水道施設

災害時における水道施設の応急対策計画は、以下のとおりである。

１．復旧方針

本町は、あらかじめ応急対策について計画を定めたうえで、災害時における飲料水の確保及び応急給水を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。

２．復旧手順

（１）応急対策人員

発災後、直ちに本町で定める応急対策人員を動員し、被害状況の把握に努める。

（２）被害状況調査

水道各施設（取水・導水・浄水・送水・配水・給水施設）ごとに、人員を配置し、管網図に被害状況を早急にかつ的確に記載し、すみやかな復旧計画を立てる。

（３）復旧計画

応急復旧に必要な人員体制、資機（器）材の調達内容を把握し、施設復旧の手順・方法及び完了目標等を定め、計画的な応急復旧対策を実施し、施設の被害状況、復旧見込み等を住民に広報する。

（４）優先順位

復旧にあたっては、緊急度の高い避難所・給水拠点・災害拠点病院・医療救護所・社会福祉施設等防災上重要な施設から優先する。

３．支援機構

応急復旧の実施に必要な人員・資機（器）材等が不足する場合、災害対策本部長は、近隣市町や徳島県を通じ、広域的な支援要請を行う。

第７　下水道施設

災害時における下水道施設の応急対策計画は、本計画の定めるところによる。

１．復旧方針

被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、ます・取付管の復旧を行う。

２．被害状況調査

本町は、地震災害の発生時に、管渠、ポンプ場及び処理場の各施設の被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

３．応急復旧

本町は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、下水の排除に支障のないよう応急措置を講じ、処理場の被害に対しては、処理機能の回復を図るべく応急措置を講じる。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・水道事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

（１）管渠

緊急輸送路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。

（２）処理場・ポンプ場

停電のため機能が停止した場合、ディーゼル発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。

各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

万一機能上重大な被害が発生した場合は、揚水機能の復旧を最優先する。また、並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と回復を図る。

４．支援要請

本町は、応急復旧の実施に必要な人員、資機材等が不足する場合には、近隣市町や徳島県に対して広域的な支援の要請を行うこととする。

徳島県は、本町の被害状況の把握に努め、本町から要請を受けた場合は、連携が図れるよう調整を行うとともに、必要に応じて、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、他府県からの支援について要請を行う。

５．災害広報

本町は、各施設の被害状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、下水道に関する不安解消に努め、必要に応じて、応急復旧工事が完成するまで、水洗便所等の使用を中止するよう周知する。

第８　通信設備

災害時における西日本電信電話株式会社徳島支店及び株式会社ＮＴＴドコモ四国支社徳島支店の応急対策は、以下のとおりである。

１．応急対策

災害時における通信電話サービスの基本的な考え方は、公共機関の通信確保はもとより被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保することにある。

（１）準備

- ◆ 電源の確保
- ◆ 予備電源設備、移動電源車の発動
- ◆ 移動無線機、移動無線措置局等の発動
- ◆ 応急対策用車両、工具の点検
- ◆ 応急対策用資機（器）材の把握
- ◆ 緊急輸送対策
- ◆ 復旧要員の確保
- ◆ 通信設備の巡回点検

（２）体制

災害の規模・状況等により、災害情報連絡室または災害対策本部を設置し、情報の収集・伝達及び応急対策、復旧計画等の総合調整を図り、徳島県・本町・指定行政機関と連絡を密にして、すみやかに応急対策、復旧対策等ができる体制を取る。

（３）電気通信設備の応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合は、災害の規模により以下の応急措置をとる。

- ◆ 重要通信の確保
  - ・ 救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を使用して重要回線の確保に努める。
  - ・ 事業法に基づき災害復旧に関する通信については優先的に取り扱う。そのため必要があるときにはその他の通信の利用規制を行う。
- ◆ 特設公衆電話の設置
  - ・ 通信が孤立化した地域で、住民の連絡手段を確保するため特設公衆電話の設置に努める。
  - ・ 特設公衆電話の設置場所について、徳島県及び行政機関と連携し選定する。
- ◆ 災害用専用基地局の運用
  - ・ ドコモの大ゾーン基地局を稼動し半径約７ｋｍ・３６０度のエリアカバーを目指す。
  - ・ 移動基地局車の運用で被災箇所の孤立防止に努る。

（４）通信途絶時の広報内容

災害のため通信不能となった場合は、トーキー装置（自動音声）による案内、広報車、報道機関、窓口掲示等の方法によって、以下の各項について周知する。

- ◆ 被災区間または場所
- ◆ 回復見込み日時
- ◆ 通信途絶・利用制限の理由、及び内容
- ◆ 通信利用者に協力を要請する内容
- ◆ その他の事項

（5）『１７１』等の開設

大規模災害時に、被災地に向けた電話が輻輳した場合、安否情報等を確認するための災害用伝言ダイヤル「１７１」、インターネットによる災害用伝言板「Ｗｅｂ１７１」、携帯電話の「災害用伝言板」及び「災害用音声お届けサービス」を開設する。

２．回線の復旧順位

復旧順位は、社会的影響等を考慮し、以下のような段階的復旧を実施する。

（１）第１段階の復旧

- ◆ 防災関係機関・報道関係機関等の電話サービス契約約款における復旧順位１位～２位の加入電話を優先復旧する。
- ◆ 特設公衆電話・臨時公衆電話の設置及び街頭公衆電話の復旧
- ◆ データ通信、ラジオ・テレビの中継線、道路通信の復旧

（２）第２段階の復旧

一般住民の加入電話を早期に復旧する。

（３）第３段階の復旧

第１段階、第２段階に該当しないもの。

第９　危険物施設

各種危険物施設の応急対策計画は、以下のとおりである。

１．火薬類

（１）応急措置

火薬庫あるいは火薬類の所有者・占有者は以下の措置を行う。

- ◆ 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、移動先に見張人を配置する。
- ◆ 火薬類の所有場所が危険で、移動に余裕がない場合は、水中に沈める等の安全措置を講じる。
- ◆ 火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木造部は防火措置を取り、必要に応じて付近住民に避難を警告する。
- ◆ 吸湿・変質・不発・半爆等のため、原性能あるいは原形を失った火薬類、または安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。

（２）本町の措置

本町は災害の発生が予測されるときは、火災警戒区域を設定し、区域内の火気使用や立入り制限、関係者以外の退去を命じ、区域内住民には避難・立退きの指示と要配慮者等の避難支援や救出・救護活動を実施する。

２．高圧ガス

高圧ガス製造・使用業者は、以下の対策を実施する。

（１）応急措置

- ◆ 事業所内における火気の取扱を直ちに停止し、製造施設等の異常有無を点検する。
- ◆ 高圧ガスの製造施設、販売施設、貯蔵所、消費施設または充てん容器等が危険な状態になったときは、直ちに適切な災害発生防止の措置を取る。
- ◆ 製造施設等に被害が発生し、または発生が予測される場合には、直ちに関係機関に通知する。
- ◆ 必要な場合は、従業員及び付近住民に退避の警告を行う。

（２）本町の措置

火薬類の措置に準じる。

３．石油類・毒物及び劇物

石油類・毒物及び劇物の応急対策計画は、以下のとおりとする。

（１）応急措置

- ◆ 施設内の使用火は完全に消火させ、状況に応じて、施設内電源は、保安系路を除き切断する。
- ◆ 施設内の消火設備を点検し、その性能を確認あるいは補修する。
- ◆ 施設内における貯蔵・付属施設の補強・保護を実施し、自然発火性物質に対する保安措置を強化する。

（２）本町の措置

- ◆ 被害が広範囲にわたり、引火・爆発が発生、または発生のおそれがある場合は、施設関係者は関係機関に連絡を取り、立入禁止区域の設定と、区域内住民に対する避難・立退きの指示を行う。
- ◆ 火災発生時は、警防班が消火にあたるが、火災規模・危険物の種類によっては、消火用薬剤の収集、化学消防車の派遣等を関係機関に要請する。
- ◆ 流出・転倒及び浮上したタンク等に対しては、使用停止を命じ、タンク内危険物の排除作業を実施させる。
- ◆ 漏油した場所、及びその周辺区域は、ロープ等で明示し、係員を配置させる。

４．放射性物質

放射性物質使用者の応急対策計画は、以下のとおりである。

（１）応急措置

- ◆ 地震・津波あるいは火災等で放射性障害が発生し、または発生するおそれのある場合は、当該施設管理者等は、関係機関と緊密な連絡を取り、危険場所の認知及び、放射線量の測定を行い、汚染区域拡大の防止を図る。
- ◆ 被ばく線量は、作業者は５年間で 100mSv（ミリシーベルト）以下、かつ、１年間で 50mSv以下となる限度の作業量で、妊娠の可能性がある女性では、３ヶ月間で5mSv以下、妊娠中の女性は 1mSv 以下の被ばく線量限度とする。
- ◆ 大量放出またはそのおそれのある場合は、危険区域内所在地の避難誘導に当たるとともに、立入り禁止区域を設定する。
- ◆ 立入り禁止区域内にいた避難者等には、医療機関との連携により、ヨード剤を配給する。
- ◆ 放射線による人体への影響は以下のとおりで、被ばくの影響には十分な配慮が必要である。

＜全身被ばく＞

7,000mSv 以上……１００％の人が死亡
3,000～5,000mSv……５０％の人が死亡
1,000mSv……１０％の人が全身悪心・嘔吐
500mSv……血中リンパ球の減少がある
100mSv……以下がんの増加は確認されない
50mSv……以下職業被ばく限度

＜局所被ばく＞

10,000mSv……急性潰瘍
5,000mSv……紅斑、白内障
2,500～6,000mSv……不妊
3,000mSv……脱毛
500～2,000mSv……水晶体混濁

※注　放射線をあびてから、何年後かに障害が現れることがある。これを晩発効果といい、被ばくを受けた人の子孫に障害が現れることを遺伝的効果という。広島・長崎の被ばく者で、推定線量が３～１５Sv の場合には、白血病の発生には比　例関係が見られた。放射線は、生体に対して、染色体異常や DNA 損傷等を引き起こすことが知られている。なお、放射能とは、放射線を発する能力のことをいい、その能力を表す尺度がベクレル（Bq）、人体が受ける放射線量を表す尺度がシーベルト（Sv）である。

１シーベルト（Sv）=1,000 ミリシーベルト（mSv）=１００万マイクロシーベルト（μSv）

◆ 関連する法令やガイドライン

放射線障害防止に関する法令やガイドラインは、以下のとおりである。

- 除染電離則（東日本大震災により生じた放射性物質で、汚染された土壌等を除染するための事業等に係る電離放射線障害防止規則）
- 除染ガイドライン（除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン）
- 特定線量下ガイドライン（特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン）

放射線障害が発生した現場に立ち入る作業責任者や労働者は、必要な健康診断を受け、事前に特別教育を受ける必要があり、下記テキストでの講習を受けなければならない。

- 除染等業務特別教育テキスト改訂版
  （平成２４年７月、厚生労働省電離放射線労働者健康対策室編）
- 特定線量下業務特別教育テキスト
  （平成２４年７月、厚生労働省電離放射線労働者健康対策室編）

第１０　農業用施設

土地改良区及び水利組合等、農業用施設の管理者は発災後、自らの安全性に配慮しながらパトロールを実施し、施設の破損有無調査によって、付近の住民に被害を与えるおそれがないか確認し、本町産業振興課（災害対策本部開設時は産業班）に報告後、応急修理等適切な措置を行う。

施設に被害があった場合、徳島県に被害報告を行い、災害復旧を検討する。

また、本町は被害報告結果の状況を考慮し、人命最優先の観点から、避難指示の適切な判断を行い、生活機能・経済活動の支障の程度も総合的に考慮し、可能なかぎりの応急措置を取る。

第２９節　教育対策

【各課各班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 実施責任……本節第２
□ 学校の休校措置及び学校施設・職員の確保……本節第６
□ 応急教育の実施……本節第６
□ 教科書調達・支給……本節第７
□ 学校給食対策……本節第９
□ その他必要な事項……本節

第１　趣旨

学校・教育施設の被害で、通常の教育に支障をきたした場合の応急教育は、以下のとおりである。

第２　実施責任者

本町での応急教育計画は、教育班（教育委員会）が実施する。

第３　被害状況の把握

上記担当班は、発災後、すみやかに児童・生徒の安全性確保を図りながら、教育関係施設及びその周辺と通学路（通園路）の被害状況を調査する。

被害状況は、学校長（施設長）を通じ、災害対策本部に報告し、災害対策本部は徳島県に連絡する。

第４　児童・生徒の保護

１．施設内での対応

（１）避難準備

学校長等は、正確な災害情報の把握に努め、児童・生徒の不安解消を図りながら、的確な避難対策検討を行う。

（２）避難経路

教育施設及びその周辺と登下校路の危険箇所の状況把握によって、あらかじめ選定した避難経路を絞り込む。

（３）避難

児童・生徒は、教職員の指導のもとにＰＴＡ等の協力を得て、集団下校等により全員を帰宅させる。ただし、障がいのある児童・生徒については、施設内で保護者（またはその関係者）に引き渡し、交通機関の利用者や留守家庭等で帰宅できない児童・生徒は、施設側が保護する。

（４）施設内事故

施設内での発災にあたっては、初期消火、救出・救護活動の対策実施に努める。

（５）休校（休園）措置

災害が予想され、登校前に休校（休園）と決定した場合は、その旨をすみやかに防災無線等確実な広報媒体で全児童・生徒（家族）に連絡する。

このときの休校措置は、学校長等の判断により実施する。

２．教職員の対処・指導基準

（１）安全な避難行動

発災時は、児童・生徒を教室等に集め、室内で安全な避難行動を取らせる。

（２）氏名の確認等

教職員等は、学級名簿で氏名の確認を行い、身体異常（心理的ストレス等）の有無を聞き取りながら、学校長等の指示によって、所定の避難場所へ誘導・退避させる。

（３）障がいのある児童・生徒への対処

障がいのある児童・生徒にあっては、あらかじめ介助体制を構築し、援助を行う。

（４）安全確保後の対応

児童・生徒の安全確保後は、学校長等の指示により、災害対策活動にあたる。

第５　施設の災害応急対策

１．甚大な施設被害を受けた場合の対応

施設建物が全壊あるいは半壊等の被害を受けた場合、周辺地域社会の住民の協力を得ながら、残存建物あるいは近接した遊休建物の安全性を調査し、臨時的にこれら施設を利用して、応急教育を実施する。

なお、上記施設がない場合は、仮設建物を建設し、応急教育を実施する。

２．軽微な施設被害を受けた場合の対応

本町で直ちに修復可能な施設被害の場合は、国庫負担事業の認定を待たずに応急修理を行い、通常教育を継続させる。

第６　応急教育の実施

１．教育施設の確保

施設被害を受けても、授業が長期間の休校とならないように、教育班は以下の効率的な施設利用に努める。

- ◆ 対処可能な被害箇所・危険箇所は早急に修理を行う。
- ◆ 被災を免れた施設内での共用で、２部制授業等を行う。
- ◆ 被災を免れた本町公共施設を利用する。
- ◆ 施設は指定避難所ともなっており、開設時は避難所運営委員会長もしくは総務班長と十分な協議を行い、応急教育の確保に努める。

２．教職員の確保

災害応急対策時の教職員確保は、以下のとおりである。

- ◆ 教職員は原則として所属校区に参集するが、交通途絶等で所属校区に来られないときは、最寄りの教育施設に参集する。
- ◆ 学校長等は、施設内参集職員の人数を教育班に報告し、教育班は災害対策本部を通じて徳島県に報告する。
- ◆ 所定の教職員が確保できないときは、参集教職員での授業割り振りで応急教育を行うが、学校内で対応できないときは、隣接学校からの応援を要請する。それでも不足する場合は、地域人材から教職員退職者または臨時任用経験者などの応急教育に従事できる人材を確保するものとする。
- ◆ その他県との連絡を密に取り、早期の通常教育復帰に努める。

３．臨時休校等の措置

応急教育実施が困難な場合、臨時休校の措置を取るが、代替手段としては夏休み・冬休み等の振替え授業・補習授業によって、児童・生徒の教育環境悪化防止を図る。

第７　教材・学用品の給与

災害救助法適用時の被災児童・生徒への教材・学用品給与措置は、以下のとおりである。

１．給与の対象

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水で、学用品を失い、就学上支障のある時を対象とする。

２．給与の実施

災害救助法適用時は、徳島県知事（権限を委任された場合は町長）が、各学校長等の協力を得て、調達・支給を行う。

３．給与の内容

給与の内容は、以下のとおりである。

- ◆ 『教科書の発行に関する臨時措置法、第２条』に規定する教科書
- ◆ 教育委員会に届出または承認を受けて使用している教材
- ◆ 通学用品（運動具、雨傘、カバン、雨靴等）
- ◆ 文具類（ノート・鉛筆・消しゴム・クレヨン・絵の具・画筆・画用紙・下敷き・定規等）

４．給与の時期

教科書については災害発生の日から１ヶ月以内、文房具及び通学用品については災害発生の日から１５日以内とする。

第８　就学援助費の支給

災害救助適用時等、あるいは同等の激甚災害により、経済的理由から就学困難となった児童・生徒に対し、町長はすみやかに就学援助費（学用品費等、医療費、給食費）を支給する。

また、既に準要保護に認定されている児童・生徒には、就学援助費の再支給を行う。

第９　学校給食の実施

教育班（給食センター）による対応は、以下のとおりとする。

１．施設・設備の応急対策

文教施設と並行して復旧のための応急対策をたて、学校給食の早期開始に努める。

２．配送ルートの確認

学校給食配送車の通行可能なルートを確認する。

３．物資の確保

徳島県学校給食会の保管物資、あるいは救援救助物資等の利用による食材の確保を図る。

第１０　留意事項

１．こころのケア

精神的または心理的ストレスを受けた児童生徒等に対して、保健師・スクールカウンセラー等の協力を得て、適切なカウンセリング指導を実施する。

２．転入学措置

被災によって児童生徒が転入学を希望した場合は、受け入れ可能な学校において、受入れ手続きを可能な限り、円滑な転入学に努める。

第４章　災害復旧・復興

第１節　復旧・復興の基本方針

【各課各班】

本町は、被災地域の再建を行うために、被災の状況、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、国、徳島県等の関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするか検討し、復旧・復興の基本方針を定めるものとする。あわせて、災害復旧・復興の推進のため、必要に応じ、国、徳島県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

また、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に被災しても、迅速かつ円滑に復旧・復興できるよう、「海陽町事前復興計画」に基づき、平時からの防災・減災の取組、被災後の復興に向けた事前の準備等を実践・推進していくものとする。なお、同計画で定めた復興まちづくりの目標、重点施策の概要は、本編 第２章 第１７節「事前復興計画の取組」を参照とする。

第２節　公共施設災害復旧事業計画

【各課各班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 災害復旧事業の種類……本節第２

第１　趣旨

公共施設の災害復旧事業は、被災施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設または改良を行う事業計画を立てる。

したがって、災害の種類によって以下の計画種別で実施する。

第２　災害復旧事業計画

１．公共土木施設災害復旧事業計画

（１）河川、（２）海岸、（３）砂防設備、（４）林地荒廃防止施設、（５）地すべり防止施設、（６）急傾斜地崩壊防止施設、（７）道路、（８）港湾、（９）漁港、（１０）下水道、（１１）公園の各施設

２．農林水産業施設災害復旧事業計画

（１）農地農業用施設、（２）林業用施設、（３）漁業用施設、（４）共同利用施設の各施設

３．教育施設災害復旧事業計画

４．水道施設災害復旧事業計画

５．内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧事業計画

６．都市施設災害復旧事業計画

７．住宅災害復旧事業計画

８．社会福祉施設災害復旧事業計画

９．官庁建物等災害復旧事業計画

１０．その他の公共施設災害復旧事業計画

第３節　災害復旧事業にともなう財政援助と助成

【各課各班】

第１　行政上の執行区分

災害復旧事業にともなう行政上の執行区分は、以下のとおりの区分となる。

１．徳島県知事及び海陽町長の報告資料等による災害復旧事業
　徳島県知事及び海陽町長の災害報告提出資料及び災害調査結果より、妥当とされ実施する災害復旧事業

２．災害事象に関連した国の法律・予算執行による災害復旧事業
　災害事象関連の法律・予算執行により、国が全部または一部を負担（補助）する災害応急事業

３．激甚災害
　特別の財政援助等により、激甚災害の指定を受け実施する激甚災害事業

第２　法律により一部負担または補助するもの

１．公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
２．公立学校施設災害復旧費国庫負担法
３．公営住宅法
４．土地区画整理法
５．海岸法
６．感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
７．廃棄物の処理及び清掃に関する法律
８．予防接種法
９．都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
１０．農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
１１．天災による被害農林漁業者等に関する暫定措置法
１２．上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
１３．防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置法等に関する法律

第３　激甚災害に係る財政援助措置

１．公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
（１）公共土木施設災害復旧事業
（２）公共土木施設災害関連事業
（３）公立学校施設災害復旧事業

（４）公営住宅等災害復旧事業
（５）生活保護施設災害復旧事業
（６）児童福祉施設災害復旧事業
（７）老人福祉施設災害復旧事業
（８）障害者支援施設等災害復旧事業
（９）婦人保護施設災害復旧事業
（１０）感染症医療機関災害復旧事業
（１１）感染症予防事業
（１２）堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
（１３）湛水排除事業

２．農林水産業に関する特別の助成
（１）農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
（２）農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
（３）開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
（４）天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
（５）森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
（６）土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
（７）共同利用小型漁船の建造費の補助
（８）森林災害復旧事業に対する補助

３．中小企業に対する特別の助成
（１）中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
（２）事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

４．その他の財政援助措置
（１）公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
（２）私立学校施設災害復旧事業に対する補助
（３）市町村が施行する感染症予防事業費に関する負担の特例
（４）母子福祉資金に関する国の貸付けの特例
（５）水防資器材費の補助の特例
（６）罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
（７）産業労働者住宅建設資金融通の特例
（８）公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特例の財政援助
（９）雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第４節　被災者の生活再建等の支援

【各課各班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 被災者生活再建支援資金……本節第３
□ 災害弔慰金……本節第４
□ 町税の猶予及び減免等……本節第６
□ 災害復旧事業に必要な金融に関する事項……本節第７
□ 被災者の生活相談……本節第８
□ 安否情報の提供……本節第９
□ り災証明書の交付……本節第１０
□ 被災者台帳の作成……本節第１１
□ 資金の安定供給体制の構築……本節第１２
□ 被災者台帳の作成……本節

第１　趣旨

災害時には、本町住民の多くが生命または身体に危害を受け、あるいは住居・家財が損壊する等、大きな痛手を被ることが予想される。

本計画では、被災者の自立的生活再建の支援に関する各種措置を講じることで、住民の自立復興を促進し、生活安定の早期回復を図る。

また、被災者が、個々の課題に適した支援制度を活用し、早期の生活再建に取り組むことができるよう、本町は関係機関や民間団体（社会福祉協議会、土業団体、ＮＰＯ等）と連携し、平時から、災害時における民間団体との連携・支援のあり方について検討するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施に向けた被災者の状況・ニーズについての情報集約や、一元的な相談窓口の設置・運営等、迅速な支援ができる体制の構築に努める。

第２　調査等に関する説明

本町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に説明するものとする。

第３　被災者生活再建支援金の支給

徳島県は、「被災者生活再建支援法」に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、次の基準に該当する自然災害の被災者に対して、被災者生活再建支援金の支給を行う。

１．基準

（１）対象となる自然災害

- ◆ 災害救助法施行令第１条第１項第１号または第２号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害で、本町適用災害は住家滅失が４０世帯、もしくは徳島県内住家滅失が 1,000 世帯となる場合……①
- ◆ １０世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村……②
- ◆ １００世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県……③
- ◆ ①または②の市町村を含む都道府県で５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）……④
- ◆ ①～③の区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）……⑤
- ◆ ①もしくは②の市町村を含む都道府県、または③の都道府県が２以上ある場合に、２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）……⑥

（２）支給対象世帯

- ◆ 住宅が「全壊」した世帯
- ◆ 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ◆ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間（おおむね６ヶ月程度以上）継続している世帯
- ◆ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ◆ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

２．支援金支給までの手続き

支援金支給までの手続きフローは、次のとおりである。

① 支援法適用（都道府県）

② 都道府県から国、支援法人、市町村に適用報告、公示（都道府県）

③ 被災証明書（り災証明書）の交付　ー　海陽町

④ 支援金支給申請　ー　被災世帯

⑤ 海陽町で受付、徳島県が取りまとめ、支援法人（※注１）に送付

⑥ 被災世帯に支援金支給（支援法人）

⑦ 支援法人から国に補助金申請

⑧ 国から支援法人に補助金交付

＜申請期間＞
・基礎支援金　：災害発生日から１３月以内
・加算支援金　：災害発生日から３７月以内
＜申請に必要な書面＞
・支援金支給申請書
・住民票等
・被災証明書（り災証明書）等
・預金通帳の写し
・その他関係書類
（住宅の購入・補修、借家の賃貸借等契約書）

※注　支援法人
　　支援法人は財団法人都道府県会館

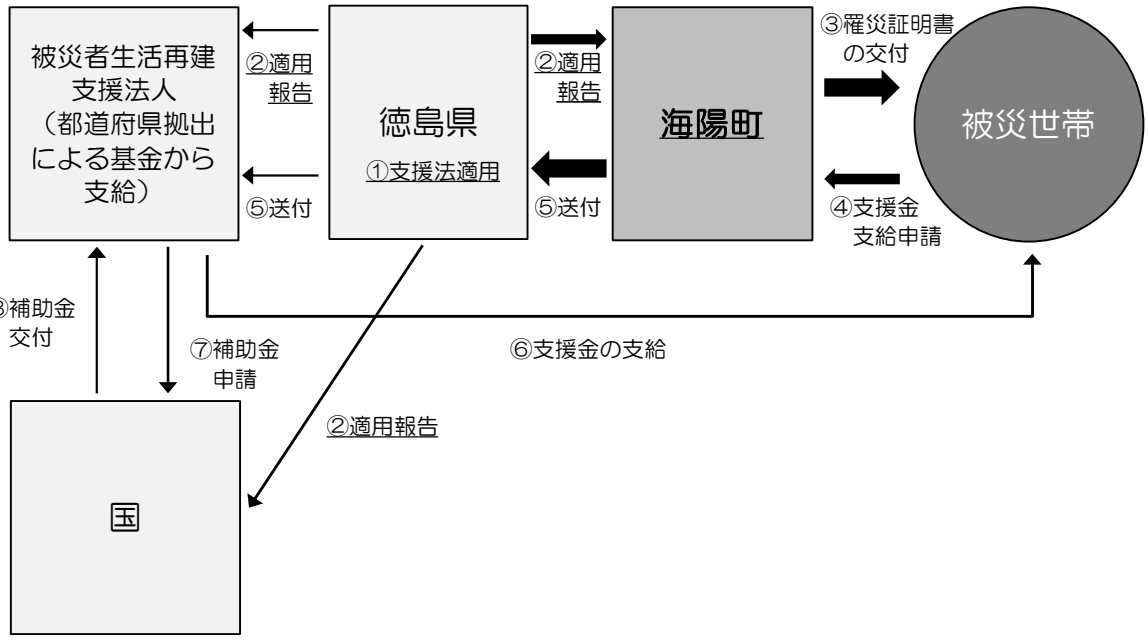

支援金支給までの手続き

３．支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の支援金の合計額となる。

なお、世帯人数が１人の場合は、各該当額の３／４の額となる。

（１）基礎支援金

基礎支援金表

住宅の被害程度	全　　壊（※注）	解　　体（※注）	長期避難（※注）	大規模半壊（※注）
支 給 額	１００万円	１００万円	１００万円	５０万円
※注　住宅の被害程度区分は、１（２）支給対象世帯参照				

（２）加算支援金

加算支援金表

住宅の再建方法	建設・購入	補　　修	賃　　借（公営住宅外）
支　給　額	２００万円	１００万円	５０万円

（３）合計支援金

合計支援金表（上段：複数世帯、下段：単身世帯）

区　分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計額
全壊世帯（解体・長期避難者も同様）	建設・購入	１００万円	２００万円	３００万円
		７５万円	１５０万円	２２５万円
	補修	１００万円	１００万円	２００万円
		７５万円	７５万円	１５０万円
	賃借	１００万円	５０万円	１５０万円
		７５万円	３７.５万円	１１２.５万円
大規模半壊世帯	建設・購入	５０万円	２００万円	２５０万円
		３７.５万円	１５０万円	１８７.５万円
	補修	５０万円	１００万円	１５０万円
		３７.５万円	７５万円	１１２.５万円
	賃借	５０万円	５０万円	１００万円
		３７.５万円	３７.５万円	７５万円
中規模半壊世帯	建設・購入	―	１００万円	１００万円
		―	７５万円	７５万円
	補修	―	５０万円	５０万円
		―	３７.５万円	３７.５万円
	賃借	―	２５万円	２５万円
		―	１８.７５万円	１８.７５万円

第４　災害弔慰金等の支給、貸付け

本町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「海陽町災害弔慰金の支給等に関する条例」の規定のもとに、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給ならびに災害援護資金の貸付けを、以下のとおり実施する。

１．災害弔慰金の支給

（１）支給対象者

政令で定める災害により死亡した町民の遺族

（２）支給額

生計維持者	５００万円以内
その他の者	２５０万円以内

２．災害障害見舞金の支給

（１）支給対象

政令で定める災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む）に、精神または身体に相当程度の障がいがある町民

（２）支給額

生計維持者	２５０万円以内
その他の者	１２５万円以内

３．災害援護資金の貸付け

（１）貸付対象

海陽町内において災害救助法による救助が行われた災害及び、徳島県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害を受けた世帯の町民である世帯主（所得制限有）

（２）貸付限度額

世帯主に１カ月以上の負傷があり、 かつ、家財または住居の被害がある場合	１５０万円～３５０万円
世帯主の負傷がなく、家財または住居の被害がある場合	１５０万円～３５０万円

（３）利率

年３％以内で条例で定める率

（４）据置期間

３年（特別の事情のある場合は５年）

（５）償還期間

１０年（据置期間を含む）

（６）償還方法

年賦、半年賦または月賦

（７）申込先

海陽町

第５　雇用機会及び労働条件の確保

１．計画目標

ハローワーク牟岐（以下「安定所」という）、及びその他の職業安定機関は、被災による離職者等に対し、職業の斡旋により職業の安定を図るほか、安定所は激甚災害における求職者給付の支給の特例措置または災害時における求職者給付の支給に関する特別措置に基づく基本手当の支給により、生活の安定・確保を図る。

また、労働基準監督署（以下「監督署」という。）は、災害復旧工事等における労働災害防止対策を行うほか、被災労働者に対する労災保険給付等を行う。

２．現況

安定所では、求職・求人の申込みを受け、職業紹介のほか、雇用保険法の規定による失業給付を行っている。

３．対策

本町は、被災者の職業斡旋について、徳島労働局に対する要請措置等の必要な要請を行う。

なお、徳島労働局・安定所、監督署が行う措置は、以下のとおりである。

（１）斡旋計画、他特例措置

災害による離職者の把握に努め、その就職について徳島労働局及び安定所とともに斡旋計画を樹立し、すみやかな職業の確保を図り、必要に応じて広域職業紹介を実施する。

さらに、被災地域における労働保険料の納付に関する特例措置を講じる。

（２）被災地域の安定所が行う措置

◆　被災者のための臨時相談窓口の設置

- ◆ 安定所に出向くことの困難な地域での臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施
- ◆ 職業訓練受講の指示、及び職業転換給付金制度の活用等
- ◆ 災害のため来所できない雇用保険受給資格者への、事後証明書による失業認定

（３）被災地域を管轄する監督署が行う措置

- ◆ 災害復旧工事等における労働災害防止対策
- ◆ 事業場の閉鎖等による未払賃金立替払
- ◆ 被災労働者に対する労災保険給付

第６　租税の徴収猶予及び減免等

１．町税の減免等

（１）町税

本町は、被災した納税義務者または特別徴収義務者に対し、「地方税法」または、「海陽町税条例」における、災害による町税の緩和措置により、期限の延長、徴収猶予、減免等、それぞれの事態に応じて、適切な措置を講じる。

（２）国民健康保険税

本町は、被災した保険税の納税義務者に、「海陽町国民健康保険税条例」により、国民健康保険税の減免等の措置を講じる。

（３）介護保険料

本町は、被災した保険税の納税義務者に、「海陽町介護保険条例」により、介護保険料の減免措置を講じる

（４）後期高齢者医療保険料

本町は、被災した保険税の納税義務者に、「海陽町後期高齢者医療に関する条例」により、後期高齢者医療保険料の減免措置を講じる。

（５）その他使用料の減免

本町は、住民生活への影響を考慮し、町所有施設の使用料は、各条例・規則に定める減免規定に基づき、必要に応じて適切な減免等の措置を講じる。

２．県税

（１）期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告・書類提出・県税納付（納入）ができないと認められる場合で、当該災害が徳島県域の広範囲に生じたときは、徳島県知事は職権で地域及び期日を指定し、画一的にその期限を延長する。

上記以外で、個別的事例あるいは範囲が狭い事例では、徳島県知事は納税義務者等の申請をもとに、災害がやんだ日から２月以内の期日を指定して、その期限を延長する。

（２）徴収猶予

被災した納税義務者等が県税を納付（納入）できないと認められるときは、その者の申請があれば、１年以内の期間をもって徴収を猶予する。

なお、徴収猶予期間をもってしても、納入することができないやむを得ない理由が認められたときは、納税義務者等の申請により、先の猶予期間と併せて２年以内の期間を限り、猶予を延長する。

３．滞納処分の停止等

被災した滞納者が無財産になる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講じる。

４．減免等

（１）県民税

個人の町税と同じ取扱いで減免する。

（２）個人事業税

被災の状況に応じ、納税義務者からの申請により、当該被災日の属する年度分を軽減し、または免除する。

（３）不動産取得税

不動産取得日から６ヶ月以内に災害により当該不動産が滅失もしくは損壊した場合、あるいは災害により滅失もしくは損壊した代替不動産（知事が認めたもの）を、３年以内に取得したときは、納税義務者からの申請により、軽減・免除する。

（４）自動車税

災害により相当の修繕費（保険金等で補てんされる金額を除く）を要すると認められる場合は、納税義務者からの申請により、被害の程度に応じて、被害を受けた日以後最初に納期が来る年度分の１／２以内の税額を軽減する。

（５）自動車税の環境性能割

取得した自動車または三輪以上の軽自動車が取得の日から１月以内に天災により滅失し、当該滅失した自動車または三輪以上の軽自動車に代わるものとして自動車を取得した場合は、納税義務者からの申請により免除する。

（６）軽油取引税

特別徴収義務者の申請により、当該軽油引取税額がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。

第７　被災者等への融資

本町は、災害により被害を受けた者に対し、生活の安定及び住宅や事業の復旧のために、必要な資金の融資または斡旋を行う。

１．生活福祉資金（災害援護資金）

（１）貸付対象

低所得世帯で、資金の貸付と必要な援助指導を受けることによって自力更生でき、他からの融資を受けることが困難な世帯を対象とする。

（２）貸付限度額

１５０万円以内

（３）貸付条件

- ◆ 措置期間……６ヶ月以内
- ◆ 償還期間……７年以内
- ◆ 貸付利率……年１.５％（連帯保証人を立てた場合は無利子）

なお、大規模災害時においては、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがある。

（４）申込方法

原則として、本町が発行する被災証明書を添付し、民生（児童）委員、あるいは海陽町社会福祉協議会へ申込む。

２．災害復興住宅融資

自然災害により住宅の被害を受けた者に対し、（独）住宅金融支援機構が指定した災害について、住宅復旧のための補修ならびに住宅の建設・購入に要する資金の貸付けを行う。

（１）融資対象

住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、または「半壊」した旨の罹災証明書が発行された者（「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の場合は、「住宅の被害状況に関する申請書」が必要）が対象となる。「準半壊」、「一部損壊」は対象にならない。

- ◆ 自らが居住または被災住宅に居住している親が住むための住宅を建設・購入もしくは補修する者
- ◆ 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が以下の基準を満たす者
  - ・ 年収４００万円未満で総返済負担率３０％以下
  - ・ 年収４００万円以上で総返済負担率３５％以下
- ◆ 日本国籍、永住許可等を受けている外国人

（２）条件

＜融資額＞

融資限度額

建設（※１）	土地取得あり（※２）	3,700万円
	土地取得なし	2,700万円
購入（※１）		3,700万円
補修		1,200万円

※１：被災親族同居の場合は＋640万円
※２：「土地取得あり」とは、罹災日後に申込者本人が有償で土地の所有権または借地権を取得する場合をいう。

＜返済期間＞

返済期間の上限

建設または購入	耐火・準耐火・木造（耐久性）	35年以内
	木造（一般）	
補　修		20年以内

＜融資可能な住宅＞

住区の区分

種別	条　件
建設	・居住室、台所及びトイレが備えられていること ・床面積の制限なし ・建て方は問われない（ただし、共同建てまたは重ね建ての場合は、耐火構造または準耐火構造（省令準耐火構造を含みます。）の住宅であること） ・原則として転貸借によらないものであること
購入	・居住室、台所及びトイレが備えられていること ・床面積の制限なし（店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約２分の１以上必要） ・建て方は問われない（ただし、共同建てまたは重ね建ての場合は、耐火構造または準耐火構造（省令準耐火構造を含みます。）の住宅であること） ・原則として転貸借によらないものであること ＜新築住宅の場合＞ ・申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から２年以内の住宅で、申込日前に人が住んだことのないものであること ・申込日前に登記上申込人または第三者（その住宅を建設した事業者を除く）の名義になっていないこと ＜中古住宅の場合＞ ・申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から２年を超えている住宅または既に人が住んだことがある住宅であること ・申込日前に登記上申込人の名義になっていないこと ・機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅であること
補修	・居住室、台所及びトイレが備えられていること ・床面積の制限なし（店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約２分の１以上必要） ・原則として転貸借によらないものであること

＜融資金利＞

借入申込時に返済期間の全ての金利が確定する、全期間固定金利型となる。

＜保証人＞

不要であるが、被災者に貸すための住宅では連帯保証人を必要とする。

＜返済方法＞

元利均等毎月払いまたは元金均等毎月払いがある。

（３）申込方法

申込受付期間は、罹災日から２年間で、郵送により住宅金融支援機構に申込み、契約や返済の手続きは取扱金融機関で行う。

３．災害対策資金

（１）融資対象

徳島県内において、原則として１年以上継続して同一事業を営む中小企業または医療法人等で、事業所及び主要な事業用資産が、災害により全壊、半壊、流失、浸水またはこれらに準ずる被害を受けた者を対象とする。

（２）融資条件

- ◆ 資金使途が設備資金または運転資金
- ◆ 融資金額は 5,000 万以内（運転資金は 3,000 万円以内）
- ◆ 融資期間は、設備資金は１０年以内、運転資金は５年以内（１年以内据置）
- ◆ 融資利率は、令和５年４月１日現在で、年 2.15％
- ◆ 保証利率は、年 0.45％～年 0.85％
- ◆ 担保及び保証人は、取扱金融機関及び保証協会の取扱いによる
- ◆ 申込先は、取扱金融機関または徳島県信用保証協会

４．農林漁業関係融資

災害により被害を受けた農林漁業者等に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持と経営の安定を図るため、以下の各種融資を行う。

（１）日本政策金融公庫資金

- ◆ 農業基盤整備資金
- ◆ 林業基盤整備資金
- ◆ 漁業基盤整備資金
- ◆ 農林漁業施設資金
- ◆ 農林漁業セーフティネット資金

（２）農業近代化資金

（３）漁業近代化資金

（４）天災資金

（５）県単林漁業災害対策特別資金

５．勤労者ライフサイクル資金（災害費）

（１）融資対象（次のすべての用件を満たす者）

- ◆ 徳島県内に住所を有し、徳島県内の事業所に勤務している者
- ◆ 労働金庫の借入条件を充たしていること
- ◆ 事故または災害等により、本人または二親等以内の親族の家屋・家財等に損害を受けた者

（２）融資条件

- ◆ 上記要件の者が、家屋・家財等の復旧・購入に必要な資金用途とする。
- ◆ 融資限度額は５００万円以内となる。
- ◆ 返済期間は１０年以内となる。
- ◆ 融資利率は、令和４年年４月１日現在で、年 1.5%となる。
- ◆ 担保及び保証人は、一般社団法人日本労働者信用基金協会の債務保証もしくは連帯保証人による。
- ◆ 県内の四国労働金庫各支店に申込む。

第８　生活相談

本町は災害により被害を受けた住民のための相談窓口（相談所）を設置する。

相談窓口においては、町民の早急な生活再建が図られるための生活相談、弔慰金等の支給及び各種援護資金の相談を受けるとともに、本町の復旧・復興計画の話題提供を行う。

また、徳島官公庁等行政苦情相談連絡協議会（事務局は総務省徳島行政評価事務所）においても、必要に応じ、被災者のための特別総合行政相談所が開設される。

第９　安否情報の提供

本町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、当該被災者の権利を不当に侵害することのないよう配慮し、発災時の応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、海部消防組合や牟岐警察署等と協力し、被災者情報の収集に努める。

なお、個人情報保護の観点から、安否情報データの管理を徹底し、被災者の所在等、プライバシーに深く関わる事項の回答は、特に慎重に行うよう配慮する。特に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第１０　罹災証明書の交付

１．体制の整備

本町は、災害時に罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当者と、応急危険度判定担当者の非常時における情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

さらに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

２．災害時の対応

本町は、災害の状況を的確かつすみやかに把握し、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家等の被害調査を行い、被災者に罹災証明書を交付するよう努める。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

第１１　被災者台帳の作成等

本町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとし、必要に応じて、各種情報を集約した被災者台帳を作成し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

なお、災害救助法による被災者救助が行われたときは、徳島県に被災者情報の提供を要請する。

第１２　資金の安定供給体制の構築

本町は、財務会計システム等が機能しなくなった場合においても、公金の支払事務に支障が生じないよう、あらかじめシステムのクラウド化、金融機関への支払データ送信手段の多重化、手処理での支払事務マニュアルの策定などの対策を行うものとする。

また、前述の被災者生活再建支援金、災害弔慰金等の支給、被災者等への各種融資が円滑に実施されるよう、指定金融機関、関係団体、関係課が連携し、公金を含む資金の安定供給体制を構築するものとする。

第５節　計画的復興

【各課各班】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 復興計画の策定 本節第４
□ 復興計画の内容 本節第４

第１　趣旨

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と、被災地の速やかな復興を総合的に推進するため、震災復興体制を構築するとともに、「大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）」に基づき、本町は、同法に基づく復興計画を迅速に定める。

第２　庁内組織の設置

本町は、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、「海陽町事前復興計画」で定めた海陽町復興本部を設置する。

また、本町復興計画の策定を進める担当部局において、それらに係る庁内（案）の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各課等の調整を行う。

第３　被災状況の把握

都市基盤施策等の復旧、住宅の復興、生活再建支援など多岐にわたる復興対策を迅速・的確に行うために、被災状況に関する正確な情報の収集を行い、それに基づいて各分野の対策を計画・実施する。

１．復興に関する調査

本編 第３章「災害応急対策」において、災害発生時における防災関係機関の情報連絡体制、被災状況及び人的被害の状況を速やかに把握するための体制等について定めているが、さらに詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、住宅の復興対策、生活支援対策など、復興対策及び復興対策に関わる応急対策を迅速・的確に行うため、復興に関する調査を行う。

（１）建築物の被災状況に関する調査

本町は、応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して徳島県に報告する。

徳島県は、本町の行う調査に対し職員の派遣を行うとともに、必要に応じて、国や他の自治体等の協力を得ながら、派遣要請等を行う。

（２）都市基盤復興に係る調査

ア．公園・緑地等の被災状況調査

本町は、広域避難地、広域応援活動拠点、応急仮設住宅用地の候補地となり得る箇所について、被害状況を調査する。

イ．その他の都市基盤復興に係る調査

本町は、港湾・漁港・治山・海岸・下水道・廃棄物処理施設等の被害調査や、災害廃棄物の状況について調査する。

（３）住宅の復興対策に関する調査

本町は、住宅の復興対策を効果的に行うために、応急仮設住宅等の入居状況を仮設住宅の種類別、立地場所別に整理して徳島県に報告する。

徳島県は、本町でとりまとめた結果と被災者の実態をもとにして、災害公営住宅の必要量及びその他必要となる住宅対策について把握する。

（４）生活再建支援に係る調査

ア．住家被害状況調査

本町は、災害見舞金等を支給するために必要な罹災証明を発行するため、「全壊、焼失、半壊建物数及びデータ」等を基に、罹災証明の根拠となる住家の被害状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行う。

イ．被災離職者に係る調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、被災離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握する。

ウ．その他生活再建に係る調査

本町は、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要となる被災状況について調査する。

（５）地域経済復興支援に係る調査

本町は、被災地全体の概要の把握に努め、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関係するため、可能な限り綿密に調査を行う。

ア．事業所等の被害調査

本町は、震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業施設等の被災について調査する。

イ．地域経済影響調査

本町は、災害基盤施設の被害状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握する。

（６）復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたり、その進捗状況は発災から経過した時間や地域によって異なる。このため、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状態等に応じて的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正する。

第４　海陽町復興計画の策定

本町は、大規模災害により地域が崩壊し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、海陽町事前復興計画で定めた内容を踏まえ、徳島県の策定する「復興のための施策に関する方針」（以下「復興方針」という。）に即す形で海陽町復興計画を策定する。

海陽町復興計画の位置づけ

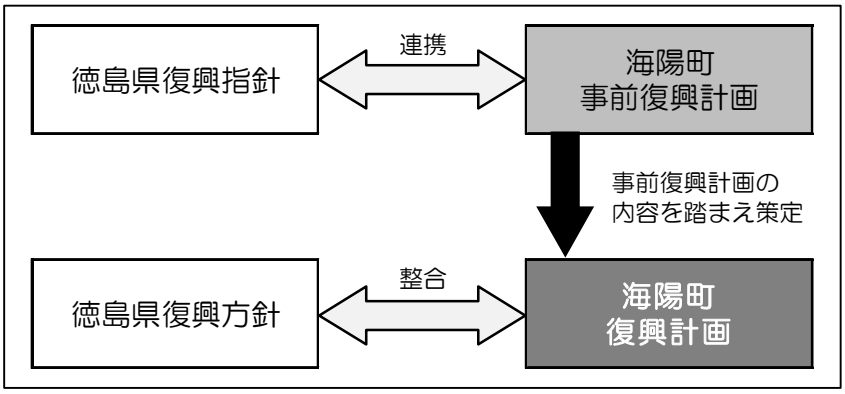

復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶため、多くの復興施策や復興事業の優先順位を明確化するとともに、各分野の計画との整合も図る。

第５　防災のまちづくり

本町は、復興のために市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

また、それぞれの地域の災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するとともに、復旧・復興のあらゆる場に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

本町は、防災・まちづくり・建築等を担当する各課等の連携の下、本計画等、他の本町関連計画を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

第２編

南海トラフ地震対策編

第２編　南海トラフ地震対策編　目次

第１章　総則

第１節　計画の概要 …… 2-1
第２節　被害の履歴 …… 2-2
第３節　被害想定 …… 2-8
第４節　防災・減災対策の推進 …… 2-18
第５節　震災対応のチェックリスト …… 2-19

第２章　災害予防

第１節　建築物等の耐震化 …… 2-33
第２節　都市防災機能の強化 …… 2-40
第３節　地盤災害予防対策 …… 2-42
第４節　津波災害予防対策 …… 2-45
第５節　水道施設の整備 …… 2-53
第６節　危険物等の災害予防対策 …… 2-55
第７節　避難対策の充実 …… 2-58
第８節　火災予防対策 …… 2-71
第９節　海陽町業務継続計画（ＢＣＰ） …… 2-77
第10節　企業の事業継続計画（ＢＣＰ） …… 2-78
第11節　地震防災緊急事業五箇年計画の推進 …… 2-80
第12節　地震災害に関する調査研究 …… 2-82

第３章　災害応急対策

第１節　南海トラフ地震臨時情報に伴う対応 …… 2-84
第２節　東海地震の警戒宣言に伴う対応 …… 2-95

第４章　推進計画

第１節　総則 …… 2-97
第２節　災害対策本部等の設置他 …… 2-99
第３節　地震発生時の応急対策等 …… 2-100
第４節　関係者との連携協力の確保 …… 2-103
第５節　津波からの防護、及び円滑な避難の確保に関する事項 …… 2-104

第６節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画……２-１１４
第７節　防災訓練計画……２-１１５
第８節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画……２-１１６
第９節　津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項……２-１１７

第１章　総則

第１節　計画の概要

【各課】

第１　計画の目的

この計画は、南海トラフを震源とした巨大地震による地震・津波災害から、住民の生命・身体や財産を守るため、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法最終改正（平成２５年法律第８７号）、津波防災地域づくり法（平成２３年法律第１２３号）、その他の地震防災対策に関する法律・政令あるいは条例に基づき、大規模地震と津波防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この計画に定めのない事項については、第１編「共通対策編」に定めるところによる。

第２　南海トラフ地震対策編の構成

南海トラフ地震対策編の構成は、以下のとおりとする。

南海トラフ地震対策編の構成

構成	記　述　内　容
第1章　総則	計画の目的、構成、本町の過去の地震・津波災害によって受けた被害、計画の対象となる被害想定、防災・減災対策の推進について定めるほか、震災対応のチェックリストを掲載している。
第2章　災害予防	南海トラフ地震等の地震・津波災害が発生した場合に、その災害を最小限に止めるため、防災組織の整備や震災に強いまちづくりなど平常時に措置すべき事項についての基本的な計画を定める。
第3章　災害応急対策	南海トラフ地震臨時情報にともなう対応について定める。
第4章　推進計画	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進計画を定めた。

第２節　被害の履歴

第１　昭和南海地震以降の地震災害履歴

本町に被害または影響をもたらした昭和南海地震以降の主な地震・津波は、以下のとおりである。

地震・津波の履歴

年　月　日	規模 M	地　域	被害状況等
1946年12月21日 （昭和21年）	8.0	南海道沖	旧海南町、旧海部町、旧宍喰町併せて死者９４名、負傷者１４０名 家屋全壊４１６戸、家屋半壊３６８戸、家屋浸水６０３戸 、家屋流出４８７戸
1955年7月27日 （昭和30年）	6.4	徳島県南部	県内で死者1名、負傷者8名、山崩れ発生 本町被害記録なし
1960年5月23日 （昭和35年）	8.5	チリ沖	チリ地震津波 旧海南町で床上浸水５戸、床下浸水８０戸 旧宍喰町で床上浸水１戸、床下浸水５戸
1995年1月17日 （平成７年）	7.3	兵庫県南部	兵庫県南部地震、阪神・淡路大震災、徳島でも震度４前後の地震
1999年8月21日 （平成11年）	5.6	和歌山県北部	被害はなし
2000年7月23日 （平成12年）	4.1	徳島県南部	被害はなし
2000年10月6日 （平成12年）	7.3	鳥取県西部	鳥取県西部地震 被害はなし
2001年2月8日 （平成13年）	4.5	徳島県南部	被害はなし
2001年3月24日 （平成14年）	6.7	安芸灘	芸予地震 被害はなし
2004年9月5日 （平成16年）	7.1	紀伊半島南東沖	被害はなし
2005年3月20日 （平成17年）	7.0	福岡県西方沖	福岡県西方沖地震 被害はなし
2010年2月28日 （平成22年）	8.6	チリ沖	チリ中部地震津波 県沿岸に津波警報が発表、本町沿岸の養殖筏が流されるなどの水産被害があった程度で、人的被害はなし
2011年3月11日 （平成23年）	9.0	三陸沖	東北地方太平洋沖地震、東日本大震災 県沿岸に大津波警報発表されるも、人的被害はなし
2013年4月13日 （平成25年）	6.3	淡路島付近	淡路島を震源とした地震 被害はなし
2015年2月6日 （平成27年）	5.1	徳島県南部	本町で震度５弱を記録、津波の観測はなし 海陽中学校校舎、海南小学校体育館で窓ガラスにひびが入る被害 町内平井の町道沿いで落石、海部高校で一時断水

第２　本町の地震・津波碑他

本町には、防災意識高揚を図った津波の脅威を記す震災碑（１３基）と、昭和南海地震等の津波最高潮位標識（４基）が建立されている。

震災碑

1	名称	南海津浪死没者　供養塔	場所	浅川字大田	建立年	昭和42年 （1967年）
	概要	昭和南海地震時の津波による犠牲者の名前を刻んだ供養塔が、弥勒菩薩像のある小高い丘の一角に、地元の「みろく会」によって建てられている。				
2	名称	天神社「折損（せっそん）鳥居	場所	浅川字大田 天神社境内	建立年	不詳
	概要	境内に、旧社地より出土した折損鳥居の一部が置かれている。説明板には「天神社は、もと天神前丸山（古神社）にあったが、慶長南海地震（1605年）時の大津波により流失、御霊代を一時吉祥院の屋敷内に奉還後、寛永１０年（1636年）に現地に社殿を再建した」と書かれている。慶長地震津波の遺物は他にみられない貴重な史料である。				
3	名称	天神社「石碑」	場所	浅川字大田 天神社境内	建立年	慶応３年 （1867年）
	概要	境内には、碑文が読めなくなった安政南海地震の碑と碑文がわかるように再建した２つの碑があり、「安政南海地震（1854年）の前日、安政東海地震が起き、その日の午前１０時ころ、浅川では海水が道路に溢れ、住民は山へ避難した。翌日、午後４時大地震、約９mの津波により、天神・大歳・御崎の３神社、江音・千光・東泉の３寺以外の人家は全て流失した。幸い村内には怪我人は出なかった。」等と刻まれている。				
4	名称	天神社前「南海大地震記念碑」	場所	浅川字大田	建立年	昭和31年 （1956年）
	概要	「昭和２１年（1946年）１２月２１日午前４時１９分に大地震、以後１０分余りで津波が来襲、第１波の高さ約2.7m、第２波約3.6m、第３波約3.3mを記録した。死者８５名、傷者８０名、流家流失１８５戸、全壊１６１戸、半壊１６９戸に及んだ。 その他、船舶漁具家財及び農作物も多数流失した。終戦後の物資不足の時世に、多方面から援助を受けたことに感謝する。」と刻まれている。				
5	名称	観音堂「地蔵尊台石」	場所	浅川字イナ 地蔵堂	建立年	正徳２年 （1712年）
	概要	我が国最大級の東海・東南海・南海地震が同時に起きた宝永地震（1707年）時の津波の様相が刻まれている。それには「午前２時頃、大地震、その後９mの津波がカラウト坂の麓まで上がり、引き潮により千光寺以外は全て流失、１４０余人の犠牲者を出した。」などと刻まれている。今では台石の文字は上半分しか見えず、その銘文を扁額（※注）に書き示している。 ※注：扁額（へんがく）とは、門戸や室内などに掲げる横に長い額のことをいう。				
6	名称	観音堂「宝永ノ津浪碑」	場所	浅川字イナ 観音堂境内	建立年	平成11年 （1999年）
	概要	地蔵尊台石の碑文を、多くの人に知らせるために、境内に新しい石碑が建てられた。				
7	名称	「震災後５０年南海道地震津波史碑」	場所	浅川字川ヨリ東 浅川漁村センター前広場	建立年	平成８年 （1996年）
	概要	昭和南海地震の記念碑が２基（８の「津波十訓」と）並んで建っている。本碑は、当時を回想して85名の犠牲者の冥福を祈念し、碑の背面に繰り返された津波の歴史と先人の教訓が永く語り継がれることを願って建てられた。				

8	名称	「津波十訓」	場所	浅川字川ヨリ東 浅川漁村センター前広場	建立年	平成８年 （1996年）
	概要	昭和南海地震の記念碑が２基（7の「震災後５０年南海道地震津波史碑」と）並んで建っている。本碑は、当時を回想して85名の犠牲者の冥福を祈念し、碑の背面に繰り返された津波の歴史と先人の教訓が永く語り継がれることを願って建てられた。				
9	名称	千光寺「大地震津浪記」扁額	場所	浅川字ヨリ西	建立年	文久元年 （1861年）
	概要	本堂内に、安政南海地震の６年後に奉納された浅川の当時の様子を記した「扁額」がある。そこには「安政南海地震の前日に起きた安政東海地震津波の浅川への影響や住民の行動について、また、当日の津波により浅川では、一部の神社や寺院を除く集落全域が流失した。 その津波は６～９mにも這い上がり、観音堂石段２５段、高台の３ヶ寺（江音寺、千光寺、東泉寺）でも座上1.2mも浸水した。また、大阪などでは、船に乗って逃げたために多くの死者が出た。」などと記されている。				
10	名称	御崎神社「大地震津浪記」	場所	浅川字川西 御崎神社境内	建立年	明治34年 （1901年）
	概要	千光寺の「大地震津浪記」扁額に記された文章に、宝永地震（1707年）時の死者数１８５人などを付け加えた石碑で、風化が激しく碑文が読み取れないため復元した。				
11	名称	旧熟田峠地蔵尊「供養塔」	場所	熟田 熟田峠旧山道	建立年	不詳
	概要	熟田峠旧道道端に、高さ５０ｃｍ程の地蔵尊を刻した石塔がある。もともと、安政南海地震津波による大里村の被災状況を後生に伝えるため、人の目に触れやすい峠に供養塔は建てられていた。 この側面には、「宝永地震より安政南海地震まで１４８年目、安政南海地震の前日の安政東海地震が起きた午前８時頃、潮が町中に溢れ込み、当日の午後４時に大地震とともに、約９mの津波が押し入った。住民は山へ逃げ登り、海辺の人家は流失、一面は荒野となった。」などと刻まれている。				
12	名称	大岩「慶長・宝永地震津波碑」	場所	鞆浦字北町	建立年	下記
	概要	建立年は、慶長碑が寛文４年（1664年）、宝永碑は不詳である。 鞆浦漁港近くの大岩に、慶長南海地震（1605年）（向かって左）と宝永地震（1707年）（同右）の碑文が刻まれている。慶長の碑面には、「南無阿弥陀仏と中央上面に文字が刻まれ、その下に、午後１０時に３０mの津波が来襲、１００余名の犠牲者が出た。」と刻まれている。 一方、宝永の碑面には、「午後２時頃、約３mの津波が３度来襲したが、犠牲者はでなかった。」などと刻まれている。 なお、この慶長の津波碑は、四国で地震・津波の様子が記された最古の碑である。				
13	名称	鞆浦「海嘯（かいしょう）記」	場所	鞆浦字立石 海部川旧河道沿い	建立年	昭和２年 （1927年）
	概要	鞆浦漁港から海部川の旧河道沿いに、安政南海地震時の津波の様子を記した「海嘯記」が建っている。 この碑には「午後４時頃に起きた地震による津波は、多善寺の門前、脇宮まできた。人々はあわてふためき近くの山々へ逃げた。津波は夜半までに４～５回あり、余震は夜明けまでに３０～４０回も続いた。津波の高さは、他の地域では６～９mにもなったが、鞆浦では３～６mであった。建物被害も少なく、けが人もなかった。」などと刻まれている。				

津波最高潮位標識

14	名称	観音堂石段「津波襲来地点石標」	場所	浅川字イナ 観音堂石段	建立年	不詳
	概要	浅川の観音堂に至る石段脇に、安政南海地震時及び昭和南海地震時それぞれの津波の到達地点を示す石標が建てられている。 それぞれの石標から、安政の津波は6.4m、昭和の津波は4.1mの高さになっている。				
15	名称	天神社前 「昭和南海地震津波最高潮位標識」	場所	浅川字大田 天神社境前	建立年	不詳
16	名称	御崎神社前 「昭和南海地震津波最高潮位標識」	場所	浅川字川ヨリ西 御崎神社境前	建立年	不詳
17	名称	浅川漁村センター 「南海地震津波最高潮位標識」	場所	浅川字川ヨリ東 浅川漁村センター敷地	建立年	昭和60年 （1985年）
18	名称	宍喰 「昭和南海地震津波最高潮位標識」	場所	宍喰浦 弁天山登り口	建立年	平成８年 （1996年）

①【南海津浪死没者　供養塔】

天神社

②【天神社境内「折損鳥居」】

③【天神社境内「石碑」】

④【天神社前「南海大地震記念碑」】

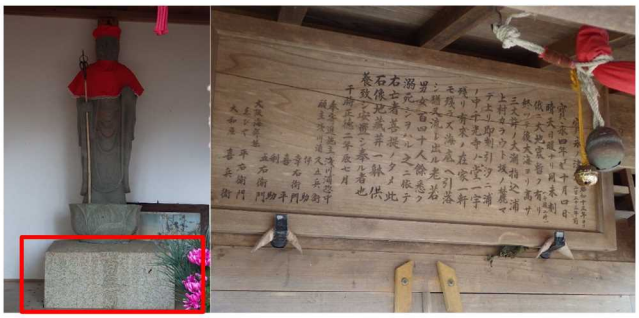

⑤【観音堂「地蔵尊台石」「扁額」】

⑥【観音堂「宝永ノ津浪碑」】

⑦【「震災後50年南海道地震津波史碑」】〈右〉
⑧【「津波十訓」】〈左〉

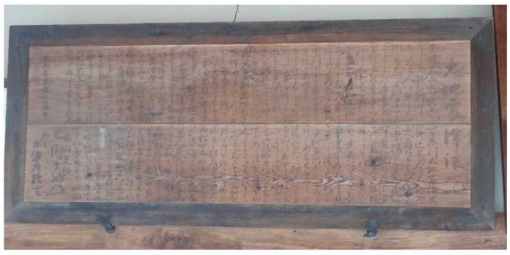

⑨【千光寺「大地震津浪記」扁額】

⑩【御崎神社「大地震津浪記」】

⑪【旧熟田峠地蔵尊「供養塔」】

⑫【大岩「慶長・宝永地震津波碑」】

⑬【鞆浦「海嘯記」】

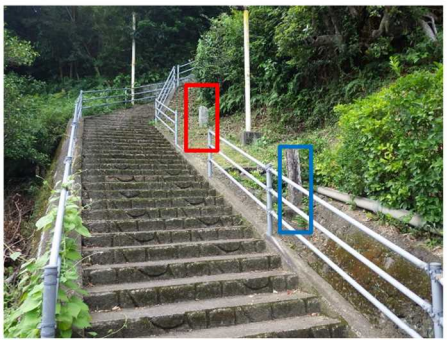

安政

昭和

⑭【観音堂石段「津波襲来地点石標」】

⑮【天神社前「昭和南海地震
津波最高潮位標識」】

⑯【御崎神社前「昭和南海地震津波最高潮位標識」】

⑰【浅川出張所「南海地震津波最高潮位標識」】

⑱【宍喰弁天山登り口「昭和南海地震津波最高潮位標識」】

第３節　被害想定

第１　概要

徳島県では、内閣府の南海トラフ巨大地震モデル検討会資料と、平成２４年１０月公表の浸水想定結果（徳島県）によって、徳島県内に発生が予想される南海トラフ巨大地震の被害想定結果（第一次報告・第二次報告）を発表した。

当報告は、地域住民の生命を守るため、各市町村での効果的な減災対策を検討するための基礎資料でもある。

以下に、本町での被害状況を記した。

第２　設定

１．検討規模

検討を行った地震規模は、マグニチュード（M）9.0 の南海トラフ巨大地震である。

２．想定ケース

地震発生時の想定ケースは、以下の３区分である。

- ◆ 冬深夜……就寝中で、家屋倒壊による被災者の危険性が高く、また津波からの避難も遅れる。
- ◆ 夏１２時…就業時で、自宅外で被災するおそれがあるが、老朽化した木造住宅での被災者は、冬深夜よりも少なくなる。
- ◆ 冬１８時…住宅・飲食店等での火気使用時間帯が多くなるケース。

３．地域海岸の区割

徳島県を７ブロックの地域海岸に区割し、既往地震を参考に、破堤等の条件を加え、最高津波水位と津波影響開始時間を算出している。（参照：徳島県津波浸水想定の解説書）

- ◆ 地域海岸……牟岐町内妻地区海岸　～　金目……地区海岸
- ◆ 朔望平均満潮位……T.P.＋0.917m
- ◆ 最高津波潮位……T.P.＋4.3m　～　T.P.＋18.4m
- ◆ 津波影響開始時間（＋２０ｃｍ）……４分（鞆浦漁港口）

４．本町の震度等

- ◆ 最大震度……７
  （震度７の分布域４％、震度６強の分布域６３％、震度６弱分布域３３％）
- ◆ 浸水面積……５km２（本町面積 327.67km^{2}の約２％）
- ◆ 町内人口……深夜 10,446 人、昼１２時 10,402 人、夕方１８時 10,420 人
  （深夜の内訳は、１５歳未満 1,098 人、１５歳～６４歳 5,444 人、６５歳～７４歳 1,696 人、７５歳以上 2,204 人、不詳４人）

※注　平成２２年度国勢調査結果を運用

５．その他

家具固定率は２５％（徳島県アンケート調査結果、平成２４年）、浸水深別死者率は中央防災会議（平成２４年）を参考に、浸水深 1.0m以上では１００％、浸水深３０ｃｍ以上の区域では、揺れによる建物倒壊での自力脱出困難者も津波による死者として加えている。

なお、死傷者区分は以下のとおりとなっている。

- ◆ 死　者……当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したものの他、遺体を確認することはできないが、死亡したと確実視される者
- ◆ 重傷者……１ヶ月以上の治療を要する見込みの者
- ◆ 軽傷者……１ヶ月未満の治療を要する見込みの者
- ◆ 負傷者……重傷者及び、軽傷者の合計

津波避難の設定は、直接避難１／３、用事後避難１／２、切迫避難１／６（※注）とされている。

※注　直接避難……揺れがおさまった直後にすぐ避難
用事後避難……揺れがおさまった後、すぐには避難せずなんらかの行動を終えて避難
切迫避難……揺れがおさまった後、すぐには避難せずなんらかの行動をしている最中に津波が迫ってきて避難

第３　想定被害

想定される人的・物的被害や、ライフライン等に関する被害を以下に示す。

なお、それぞれの数値は、ある程度幅をもってみる必要があるため、十または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

１．建物全壊・焼失棟数（棟）

被害　１

揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火　災			合計		
				冬深夜	夏１２時	冬１８時	冬深夜	夏１２時	冬１８時
2,200	若干数	若干数	1,500	10	20	10	3,700	3,700	3,700

２．建物半壊棟数（棟）

被害　２

揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災			合計
				冬深夜	夏１２時	冬１８時	
770	120	10	250	―	―	―	1,100

３．死者数一覧（人）

被害　３

揺れ（うち家具転倒）			津波（うち自力脱出困難者）			急傾斜・火災			合計		
冬深夜	夏１２時	冬１８時	冬深夜	夏１２時	冬１８時	冬深夜	夏１２時	冬１８時	冬深夜	夏１２時	冬１８時
１４０（若干数）	９０（若干数）	１１０（若干数）	2,500（１８０）	1,200（１３０）	1,200（１４０）	若干数	若干数	若干数	2,600	1,200	1,300

４．負傷者一覧（人）

被害　４

揺れ（うち家具転倒）			津　　波			ブロック塀・自動販売機転倒等			合計		
冬深夜	夏１２時	冬１８時	冬深夜	夏１２時	冬１８時	冬深夜	夏１２時	冬１８時	冬深夜	夏１２時	冬１８時
５１０ （１３０）	３８０ （８０）	３９０ （９０）	100	10	10	0	10	30	610	400	430

５．重傷者一覧（人）

被害　５

揺れ（うち家具転倒）			津　　波			ブロック塀・自動販売機転倒等			合計		
冬深夜	夏１２時	冬１８時	冬深夜	夏１２時	冬１８時	冬深夜	夏１２時	冬１８時	冬深夜	夏１２時	冬１８時
２２０ （３０）	１４０ （２０）	１５０ （２０）	30	若干数	若干数	0	若干数	若干数	250	150	170

６．ライフライン被害（上水道）

被害　６

給水人口（人）	復旧対象給水人口（人）	直後		1日後		1週間後		１ヶ月後		津波全壊人口（人）
		断水率（%）	断水人口（人）	断水率（%）	断水人口（人）	断水率（%）	断水人口（人）	断水率（%）	断水人口（人）	
9,700	7,200	99	9,600	93	9,000	78	7,500	37	3,600	2,500

７．ライフライン被害（下水道）

被害　７

処理人口（人）	復旧対象処理人口（人）	直後		1日後		1週間後		１ヶ月後		津波全壊人口（人）
		支障率（%）	支障人口（人）	支障率（%）	支障人口（人）	支障率（%）	支障人口（人）	支障率（%）	支障人口（人）	
2,700	2,000	100	2,700	100	2,700	76	2,100	47	1,300	700

８．ライフライン被害（電力）

被害　８

代表震度	電灯軒数	復旧対象電灯軒数	直　後		1日後		津波全壊相当電灯軒数
			停電率（%）	停電軒数	停電率（%）	停電軒数	
6.22	7,400	5,500	100	7,400	73	5,400	1,900

９．ライフライン被害（固定電話）

被害　９

回線数	復旧対象回線数	直　後		1日後		津波全壊相当回線数
		不通率（%）	不通回線数	不通率（%）	不通回線数	
4,100	3,100	100	4,100	100	4,100	1,100

10．ＬＰガス

発災直後は、ガスボンベの安全装置で、ほぼ全世帯が一旦停止するが、以降の点検によって供給開始となる。

ただ、ＬＰガス基地・充填所等の被災、輸送力不足、事業者自身の被災等で、全復旧開始は１ヶ月程度を要す。

11．交通施設被害

◆ 道路施設

津波浸水域のみならず、津波浸水域外も被害が想定される。

◆ 鉄道施設

ＪＲ牟岐線・阿佐海岸鉄道阿佐東線共に津波浸水域のみならず、津波浸水域外でも被害が想定される。

◆ 港湾等施設

岸壁、防波堤、その他係留施設の被害が想定される。

12．避難者数（人）（冬１８時）

被害　１２

人口（人）	警報解除後当日			１週間後			１ヶ月後		
	避難所生活者数	避難所外生活者数	合計	避難所生活者数	避難所外生活者数（在宅避難者）	合計	避難所生活者数	避難所外生活者数（在宅避難者）	合計
10,446	3,600	2,000	5,600	3,800	2,400	6,200	1,800	4,200	6,000

※避難所生活者数の割合は、3600／10466×100≒34.5%で、
避難所外生活者の割合は、2000／10446×100≒19.1%と設定される。
※なお、帰宅困難者は180名～200名とされる。

13．医療機能（冬１８時）

被害　１３

重傷者数（※注１）	死者の一割（※注２）	要転院患者数	合計
170	130	10	310

※注１．被害５参照（冬１８時）
※注２．被害３参照（冬１８時）、1300×0.1=130名が院内で死亡。

14．災害廃棄物（冬１８時）

被害　１４

重量換算（万ton）			体積換算（万m^3）		
災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
30	１４～２９	４４～５９	52	１３～２０	６５～７２

※　1棟あたりの災害廃棄物発生量は、116ton／棟、重量からの体積換算は、木造1.9m^3／ton、
非木造0.64m^3／ton、また津波堆積高は2.5ｃｍ～４ｃｍとし、汚泥の堆積重量換算係数を
1.10～1.46ton／m^3で設定している。

15．住機能（冬１８時）

本町で必要とされる応急仮設住宅数（＝全壊・焼失世帯数×0.5）は、1,500 棟とされる。

また、エレベータでの閉じ込めは最大９時間程度と想定され、若干の被害が考えられている。

16．要配慮者（冬１８時）

被害　１６

避難所生活者数（1週間後）	避難所生活者（1週間後）のうちの要配慮者（計980名）							
	65歳以上の高齢単身者	5歳未満の乳幼児	身体障がい者	知的障がい者	要介護認定者（要支援者除く）	難病患者	妊産婦	外国人
3,800	270	90	250	40	220	30	20	60
※　要配慮者の割合は、980／3,800×100≒25.8%と設定される。								

17．孤立集落

２１集落（農村１６、漁村２、他３）が孤立集落となる。

第４　死者ゼロの実現

上記のような被害想定において、人的被害の低減化を図るには、以下のような対策が有益であるとされている。

- ◆ 住居の耐震化を１００%とすれば、揺れの被害は８９%低減され、自力脱出困難者も２５%に減少する。
- ◆ 津波避難意識の向上によって、直接避難が１００%になれば、７８%の人的被害低減となる。
- ◆ 津波避難場所を５００m以内に構え、避難経路の整備を行えば、９４%が低減される。
- ◆ 一部屋耐震化対策・耐震シェルター構築と家具類の転倒防止対策を実施する。
- ◆ 地盤災害危険箇所（土砂災害危険箇所）の整備促進と土地利用の適正化を図る。
- ◆ 屋外への脱出ルートを確保する。
- ◆ 避難行動要支援者の避難体制構築を図る。
- ◆ 住民の災害対応能力向上を図る。
- ◆ 住居の高層化、あるいは高台移転を行う。
- ◆ 本町地域の消防力強化を図る。

第５　用語の説明

上記の被害想定に関する用語は、以下のとおりとなる。

１．浸水域

海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域をいう。

２．浸水深

陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さをいう。

３．津波水位

津波襲来時の代表地点ごとの海面の高さ（標高で表示し、東京湾平均海面の高さ T.P.算出）をいい、代表地点は、背後の陸上部に人家等が存在し、防災対策上必要となる沖合約３０m地点となる。

４．津波影響開始時間

津波により、初期水位から±２０ｃｍ（海辺にいる人々の生命に影響があるおそれの水位変化）の変化が生じるまでの時間をいう。

５．最大波到達時間

代表地点で津波の最高到達高さが生じるまでの時間をいう。

※　基準水位

津波浸水想定に定める水深に係る水位（津波浸水深）に加えて、建築物等に衝突する津波の水位の上昇（せき上げ）を考慮した水位。

各種高さの模式図

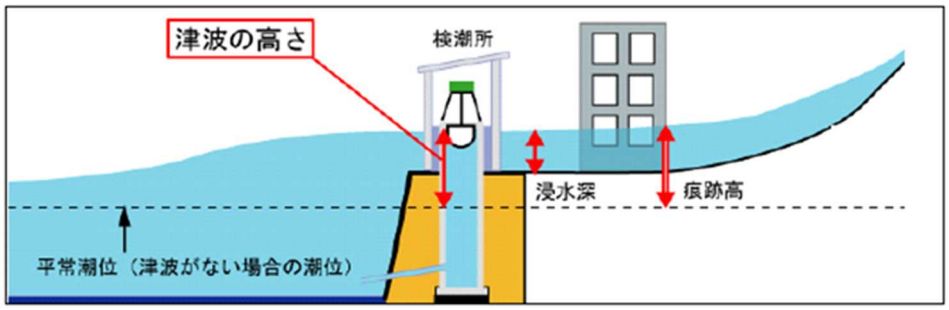

「津波の高さ」の定義（気象庁）※津波の高さは、海岸線での値で津波予報区における平均的な値となる。

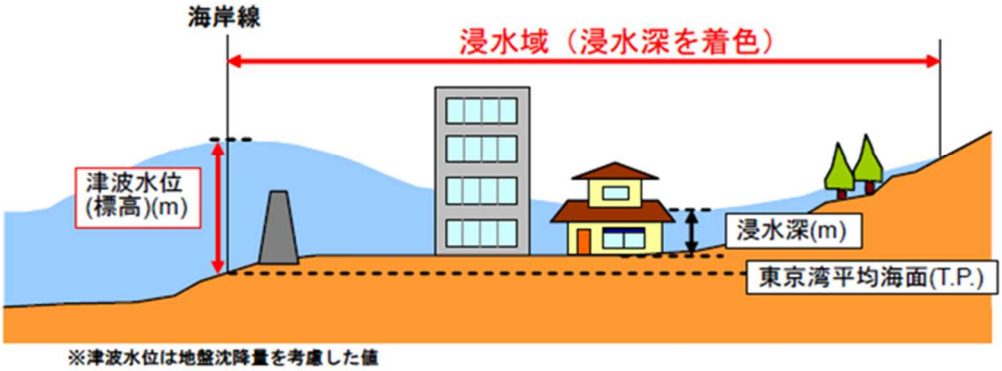

「津波水位」の定義（徳島県）

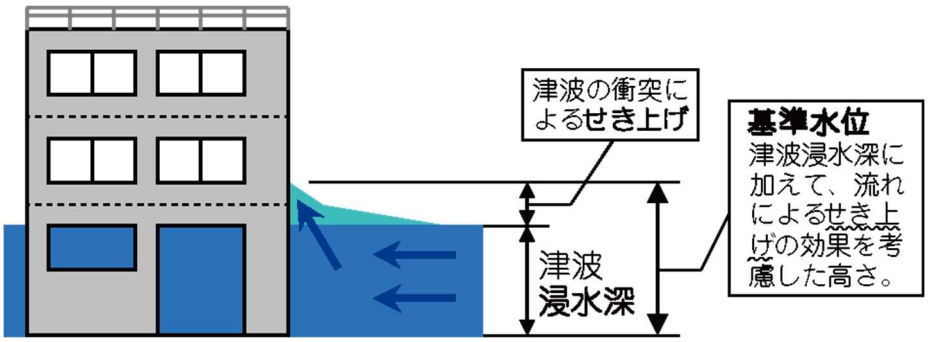

地震の最大規模について（参考）

内閣府「南海トラフ巨大地震モデル検討会」が公表した津波断層モデルによると、強震断層域と津波断層域の面積の違いによって、地震の規模は以下のとおりとなっている。

- ◆　強震断層域の面積　約１１万 km^2　→　マグニチュード（M＝）9.0
- ◆　津波断層域の面積　約１４万 km^2　→　マグニチュード（M＝）9.1

本県では、前者の強震断層域の主部断層を設定し、地震被害想定を行っていることから、本編（本報告書）も、地震の規模をマグニチュード（M＝）9.0 とした。

南海トラフ巨大地震による震度分布図【徳島県想定】

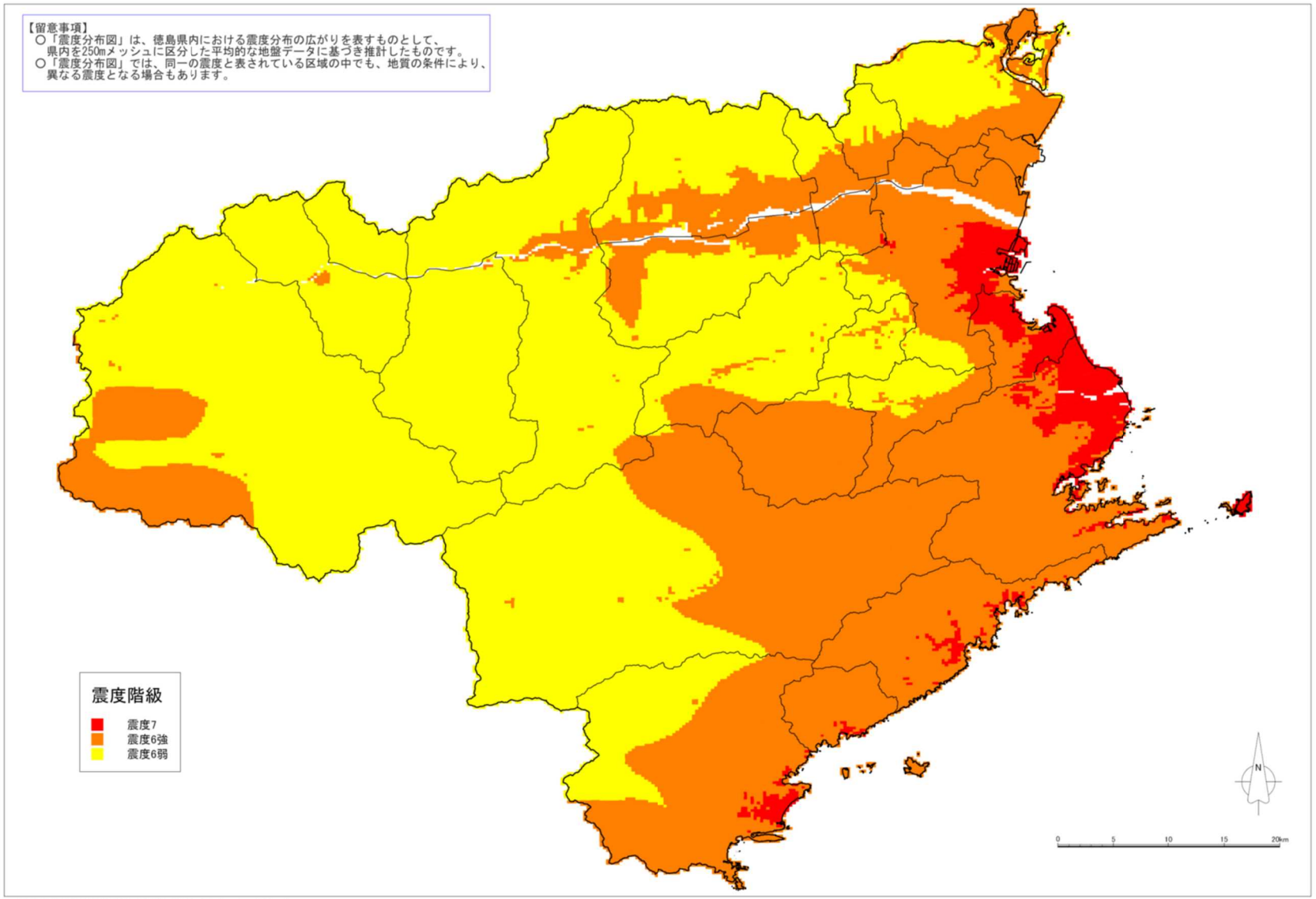

徳島県危機管理部南海地震防災課　平成25年7月作成
この地図は、国土交通省の国土数値情報（行政区域データ）を使用して作成しました。

参照：徳島県防災・危機管理情報　安心とくしま「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）の公表について」
https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013071900016/

南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【徳島県想定】

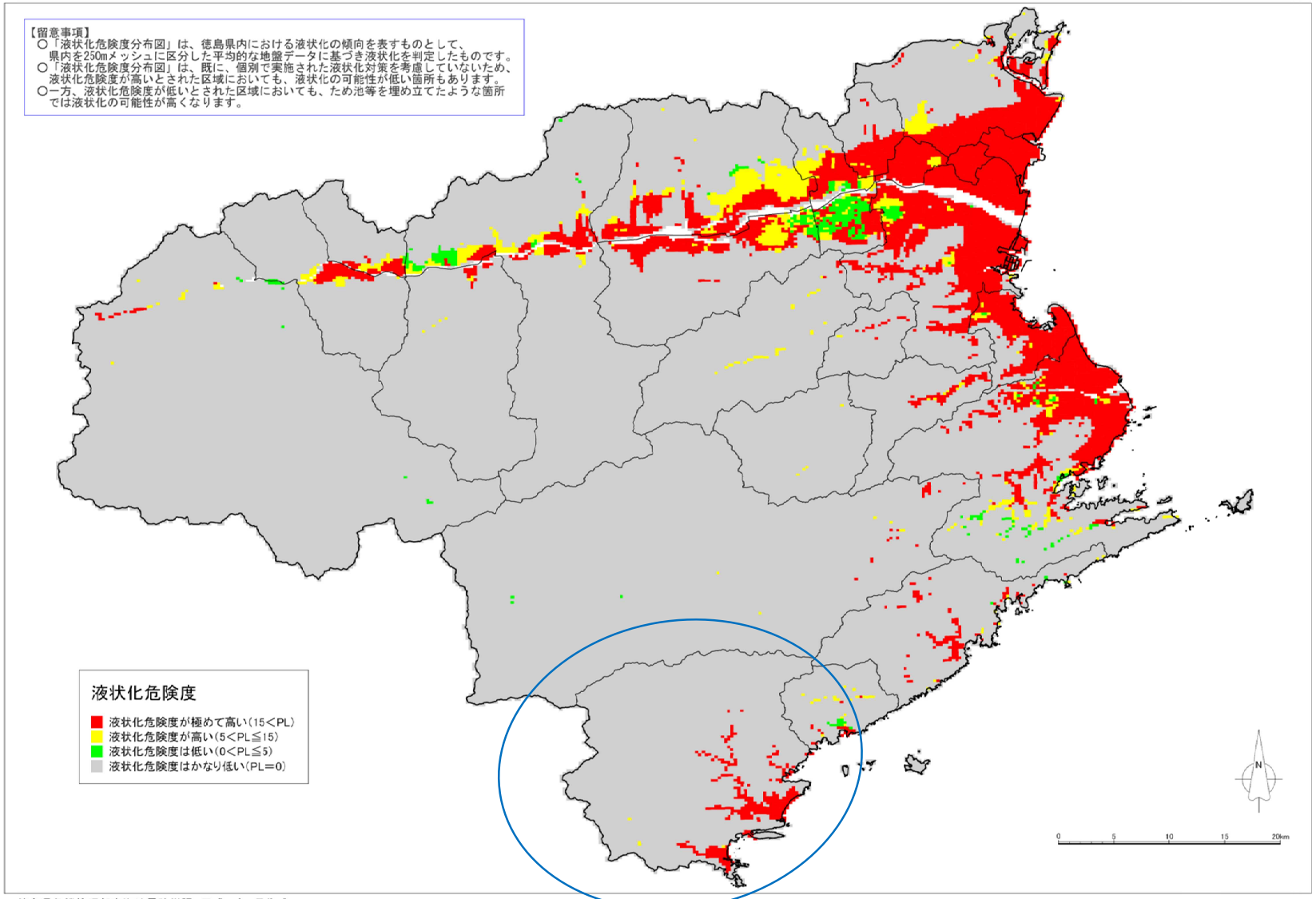

徳島県危機管理部南海地震防災課　平成25年7月作成
この地図は、国土交通省の国土数値情報（行政区域データ）を使用して作成しました。

1:300000

参照：徳島県防災・危機管理情報　安心とくしま「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）の公表について」
https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013112100023/

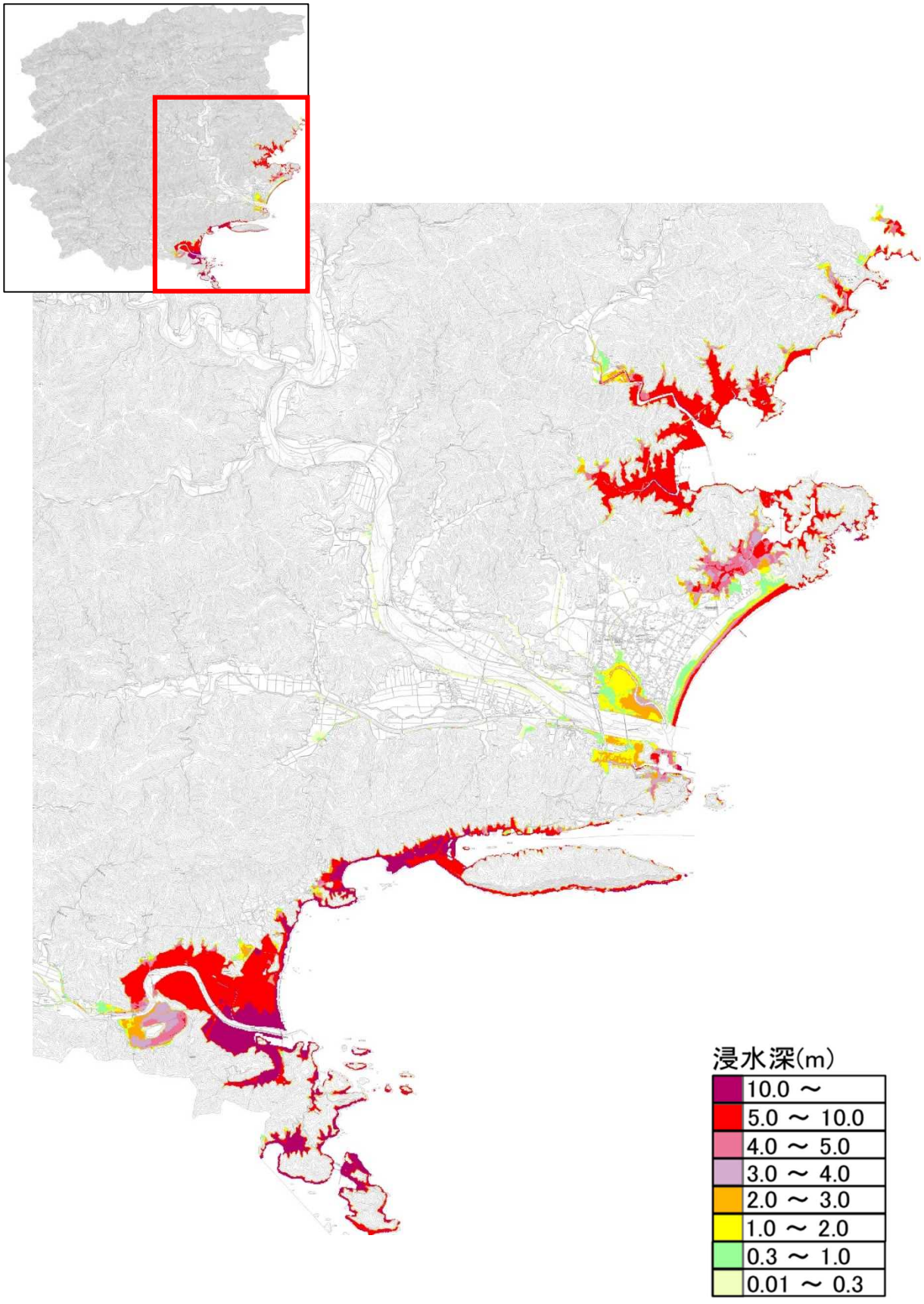

津波浸水想定

第４節　防災・減災対策の推進

第１　行動計画の必要性

東日本大震災における悲惨な教訓を踏まえると、本町においても南海トラフ巨大地震対策は急務といえる。

また、いつ・どこで・どのように発生するかが不明な活断層（直下型）地震への備えも大切である。

したがって、以下のような地震・津波に関する防災・減災対策を計画的に推進し、『災害に強い海陽町』実現に努める。

第２　防災・減災対策

“助かる命を助ける”ための防災・減災対策を以下のとおり推進する。

- ◆ 本町住民への更なる防災意識の啓発
- ◆ 児童・生徒への防災教育の推進
- ◆ 防災に携わる人材の育成
- ◆ 自主防災組織の充実強化
- ◆ ボランティア活動の推進
- ◆ 津波避難意識の向上
- ◆ 津波避難訓練・避難所運営訓練等の充実・強化
- ◆ 津波情報等伝達体制の強化
- ◆ 初動体制のすみやかな構築と災害対応能力の向上
- ◆ 広域的な連携強化
- ◆ 行政上の業務継続計画実施
- ◆ 救助・救急医療体制の充実・強化
- ◆ 要配慮者対策の推進

なお、対策計画の詳細は、本編 第４章「推進計画」によるものとする。

第５節　震災対応のチェックリスト

本計画では、内閣府の『地方都市等における地震対応のガイドライン』（平成２５年８月）における、災害対応の各段階（準備・初動・応急・復旧）のチェックリスト項目を参照している。

当チェック項目は、合計２３７項目となるが、その内訳は以下のとおりである。

チェック項目リスト

準備（震災発生前）……３６項目
初動対応（当日中）……１１４項目
応急対応（１日～３日後）……３８項目
応急～復旧対応（３日～1 週間後）……３１項目
復旧対応（1 週間～１ヶ月後）……１８項目

対策項目

１．災害対策本部の組織・運営
２．通信の確保
３．被害情報の収集
４．災害情報の伝達
５．応援の受入れ
６．広報活動
７．救助・救急活動
８．避難所等、被災者の生活対策
９．特別な配慮が必要な人への対策
10．物資等の輸送、供給対策
11．ボランティアとの協働活動
12．公共インフラ被害の応急処置等
13．建物、宅地等の応急危険度判定
14．被害認定調査、り災証明書の発行
15．仮設住宅
16．生活再建支援
17．廃棄物処理

上記項目の詳細について、本節に参照した。

【第１　準備（震災発生前）】

項目	対策項目	No.	活 動 内 容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
1	災害対策本部の組織・運営	1-1	庁舎の耐震化や家具等の固定、天井の落下防止対策等を実施する。	—	
		1-2	代替施設における初動活動に必要な資機材（情報通信機器）や資料・データ（住民の安否確認用）、燃料等を確保する。	—	
		1-3	災害対策本部の設置・運営訓練を行う。	—	
2	通信の確保	2-1	衛星携帯電話の配備等、地震の発生を前提とした通信設備を確保、運用する。	通信事業者	
		2-2	孤立可能性のある集落の住民等と連携し衛星携帯電話の使用訓練を行う。	住民	
		2-3	地上に文字を書くなどの手段（ヘリコプターから確認できる「救援要請シート」等）を配備し、訓練を行う。	住民	
3	被害情報の収集	3-1	被害情報の管理に必要な多岐にわたる災害対応の項目の事前整理を行う。	—	
		3-2	情報共有システム等による関係機関間の情報共有の仕組みについて事前に確保しておく。	徳島県、防災関係機関	
5	応援の受入れ	5-1	町職員が災害対応に専念できるよう、応援職員が担当すべき業務等を整理した統一的な方針を検討しておく。	徳島県	
		5-2	ヘリコプターの運用に必要な調整等（飛行管制や機関相互のヘリコプターの運用等を調整する連絡場所の設置、救助・救急活動時におけるヘリコプター活動の留意点）について、関係機関と検討しておく。	徳島県、防災関係機関	
		5-3	応援の船舶等が接岸できるよう、岸壁の耐震化を実施する。	徳島県	
		5-4	ヘリポート及びヘリコプター発着陸適地をリストアップしておく。	—	
8	避難所等、被災者の生活対策	8-1	指定避難所及び指定緊急避難場所の耐震化を図る。	住民	
		8-2	自主防災組織の組織化を図る。	住民	
		8-3	住民（自主防災組織等）と連携し、避難所運営訓練を実施する。	住民	
		8-4	指定避難所ごとに適切な避難所の居住環境整備・衛生管理方法等について検討しておく。	施設管理者、住民	
		8-5	災害発生時にただちに被災者台帳が作成できるよう、システムの構築、庁内の情報共有の仕組みについて事前に確保しておく。	—	

【第１　準備（震災発生前）】

項目	対策項目	No.	活 動 内 容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
9	特別な配慮が必要な人への対策	9-1	特別な配慮が必要な人の状態と安否確認や避難支援等の配慮内容の理解及びその啓発に努める。	避難所担当者、住民	
		9-2	避難行動要支援者名簿を作成・更新する。	住民、医療機関、介護サービス機関	
		9-3	避難行動要支援者と個別に相談し、災害発生時の避難方法や避難支援の内容を確認し、個別の具体的な支援方法を作成する。	住民（民生委員） 社会福祉協議会 自主防災組織	
10	物資等の輸送、供給対策	10-1	直後に必要となる最低限の物資（「投光器」「テント」「医薬品」「防水シート」「毛布」等）の備蓄及び調達体制を確保しておく。	住民	
		10-2	避難所等における燃料及び車両やヘリコプターの燃料の確保ルートを確立しておく。	民間（物流、小売）	
11	ボランティアとの協働活動	11-1	平時からの関連組織間の連携によるボランティア対応に関するノウハウの共有等の情報交換を行う。	徳島県、 社会福祉協議会、 NPO／ボランティア	
		11-2	災害ボランティアセンターの設置・受入れ訓練を行う。	社会福祉協議会 NPO／ボランティア	
		11-3	災害ボランティア活動に必要な資機材の備蓄及び確保方法を検討しておく。	社会福祉協議会、 NPO／ボランティア	
		11-4	地元住民のボランティア活動に対する理解を深めるための事前周知を行う。	住民	
12	公共インフラ被害の応急処置等	12-1	土砂災害発生の可能性がある箇所等の下流域での避難の可能性について、ハザードマップ等により、流域の住民に平時から周知する。	徳島県、住民	
		12-2	土砂災害発生の可能性がある箇所等の下流域での避難に備えた訓練等を実施する。	徳島県、住民	
		12-3	道路啓開等の応急体制について検討し、必要な体制を確保しておく。	民間（建設業者）	
14	被害認定調査、り災証明の発行	14-1	被害認定調査を行う職員の育成、他の地方公共団体や民間団体との連携の確保を行う。	徳島県、建築士会	
15	仮設住宅	15-1	仮設住宅の候補地を事前に選定しておく。	―	
		15-2	地域の特性に適した仮設住宅の仕様を検討しておく。	民間（プレハブ協会等）	
		15-3	特別な配慮が必要な人に適した仮設住宅の仕様を検討しておく（移動、玄関段差、浴室、トイレ等）。	民間（プレハブ協会等）	
17	廃棄物処理	17-1	がれき仮置き場の候補地を事前に選定しておく。	―	

【第２　初動対応（当日中）】

項目	対策項目	No.	活 動 内 容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
1	災害対策本部の組織・運営	1-4	災害対策本部を設置する。	徳島県、防災関係機関	
		1-5	第1回本部会議を開催する。	徳島県、防災関係機関	
		1-6	関係機関に災害対策本部会議への出動を要請する。	徳島県、防災関係機関	
		1-7	災害救助法の適用申請を行う。	徳島県、防災関係機関	
		1-8	定期記者会見の実施について、報道機関に周知する。	マスコミ	
		1-9	広報責任者を設置し、取材ルール（本部会議の公開／非公開）について、報道機関に周知する。	マスコミ	
		1-10	代替施設の確保を行う。	民間（プレハブ協会等）	
2	通信の確保	2-4	防災行政無線の疎通状況の確認を行う。	徳島県	
		2-5	被災地との通信インフラの状況を確認する。	住民	
		2-6	情報が途絶している集落等への通信手段の確保策を検討する。	徳島県、防災関係機関、民間（通信事業者）	
		2-7	通信施設に被害が発生した場合は、災害時優先電話や防災行政用無線、衛星通信、アマチュア無線等、代替通信手段を確保する。	徳島県、防災関係機関	
3	被害情報の収集	3-3	人的被害の把握を行う。	防災関係機関、住民	
		3-4	道路等の公共土木施設の被害状況に関する情報を収集する。	防災関係機関、住民	
		3-5	被害状況等を集約し、定期的に県に報告する。	徳島県	
		3-6	気象庁から、余震に関する情報を入手する。	徳島県、消防、警察	
		3-7	ヘリコプターの派遣要請を行う。	徳島県、消防、警察	
		3-8	町有施設（防災拠点・指定避難場所）の状況把握を行う。	施設管理者	
		3-9	社会福祉施設等における被害状況、要介護者の安否確認及び受入れの可否について把握する。	社会福祉施設	
		3-10	危険物施設における被害状況把握を行う。	施設管理者	
		3-11	町管理（道路・河川・砂防）施設の被害状況を確認する。	施設管理者	
		3-12	医療機関の被災状況、診療可能な医療機関や救護所（外来、入院、透析等特別な治療が可能な病院等）について把握する。	医療機関	
		3-13	ライフライン事業者から停電、断水、ガス供給停止に関する情報（影響範囲、影響戸数、復旧見込み等）を入手する。	施設管理者	
		3-14	学校等の被害状況、児童生徒の安否、臨時休業、児童生徒の下校措置等情報を収集する。	教育委員会 幼稚園・小中学校	
		3-15	情報専門家（マスコミ関係者等）の支援や、情報担当者の訓練を通じた情報のトリアージ体制を確保する。	マスコミ	

【第２　初動対応（当日中）】

項目	対策項目	No.	活 動 内 容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
4	災害情報の伝達	4-1	地震の規模・発生場所、地震にともなう津波注意報・警報及び余震等に関する情報を、マスコミ・コミュニティFM等の報道機関を通じて伝達する。	マスコミ	
		4-2	地震の規模・発生場所、地震にともなう津波注意報・警報及び余震等に関する情報を、ホームページにより伝達する。	民間（ホームページ運営委託）	
		4-3	地震の規模・発生場所、地震にともなう津波注意報・警報及び余震等に関する情報を、防災行政無線により伝達する。	防災関係機関	
		4-4	地震の規模・発生場所、地震にともなう津波注意報・警報及び余震等に関する情報を、停電等により情報伝達機器が利用できない場合、半鐘や回覧板等のローテクを用いて伝達する。	防災関係機関、住民	
		4-5	地震の規模・発生場所、地震にともなう津波注意報・警報及び余震等に関する情報を、停電等により情報伝達機器が利用できない場合、オフロードバイク等により孤立集落等へ伝達する。	住民	
		4-6	地震の規模・発生場所、地震にともなう津波注意報・警報及び余震等に関する情報を、学校及び児童生徒に伝達する。	教育委員会、幼稚園・小中学校	
		4-7	地震の規模・発生場所、地震にともなう津波注意報・警報及び余震等に関する情報を、 NPO等を通じて伝達する。	NPO／ボランティア	
		4-8	津波や地盤災害等の危険が予想される範囲に、避難指示等を伝達する。	防災関係機関、住民	
		4-9	避難指示等を発令した場所において、避難誘導を行う。	防災関係機関、住民	
		4-10	警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令を行う。	防災関係機関、住民	
		4-11	避難所運営マニュアルから、安全な避難所生活の運営方法について広報する。	防災関係機関、住民	
		4-12	災害時保健衛生活動マニュアルから、感染予防と健康管理について広報する。	防災関係機関、住民	
5	応援の受入れ	5-5	応援協定に基づき、応援要請を行う。	県等	
		5-6	消防（緊急消防援助隊）の派遣要請を行う。	県（→総務省消防庁）	
		5-7	自衛隊の災害派遣要請を行う。	県（→防衛省・自衛隊）	
		5-8	民間団体等への支援要請を行う。	民間（物流、小売）	
		5-9	連絡窓口を指定する。	防災関係機関	
		5-10	物資等の応援や人員派遣をすみやかに受入れるための施設を指定する。	防災関係機関	
		5-11	応援隊事務室を設置する。	防災関係機関	
		5-12	宿泊場所及び宿営地を確保する。	防災関係機関	
		5-13	車両集結場所を確保する。	防災関係機関	

【第２　初動対応（当日中）】

項目	対策項目	No.	活 動 内 容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
5	応援の受入れ	5-14	燃料を確保する。	防災関係機関	
		5-15	食事及び炊事施設を確保する。	防災関係機関	
		5-16	ヘリコプター離着陸適地を確保し、関係団体に周知する。	防災関係機関	
6	広報活動	6-1	避難所の開設状況について広報する。	マスコミ	
		6-2	住民等の安否確認状況について広報する。	防災関係機関、住民、マスコミ	
		6-3	ライフラインの被害状況、二次災害防止のための措置、復旧見込みについて広報する。	マスコミ	
		6-4	汚水処理施設の被害状況に応じ、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に広報する。	住民	
		6-5	住民問い合わせ対応窓口を設置する。	徳島県	
		6-6	交通規制の実施状況について広報する。	警察、マスコミ	
		6-7	交通機関の復旧見込みについて広報する。	マスコミ	
		6-8	水や食料等の確保について広報する。	民間（物流、小売等）、住民、マスコミ	
		6-9	保育、教育及び社会福祉施設等について広報する。	徳島県、町教育委員会、幼稚園・小中学校、住民、マスコミ	
		6-10	危険物等による災害が発生し、または周辺に被害が拡大する恐れがある場合は、必要な広報活動を行い、必要と認められる場合は、避難の指示を行う。	施設管理者、警察、消防、マスコミ	
		6-11	救援物資の受入れについて、被災地外に広報を行う。	マスコミ	
		6-12	義援金の受入口座について広報する。	マスコミ	
		6-13	災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板等による安否確認について周知する。	民間（通信事業者）、住民	
		6-14	学校等の被害の状況、児童生徒の安否、臨時休校、児童生徒の下校措置などの情報について広報を行う。	徳島県、町教育委員会、幼稚園・小中学校、住民、マスコミ	
7	救助・救急活動	7-1	救護所を設置する。	消防、医師会等	
		7-2	死傷者の救出、搬送を行う。必要に応じて、重傷者をヘリコプター等により被災地外に広域搬送する。	消防、自衛隊、医療機関	
		7-3	行方不明者の捜索を行う。	消防、警察、自衛隊	
		7-4	遺体の安置所（寺院、町有施設等）を確保し、関係機関に周知する。	防災関係機関、住民	
		7-5	遺体の搬送車両、棺、ドライアイス等を確保する。	民間（物流、小売）、葬祭業組合、警察	
		7-6	必要に応じて、医療・保健の専門家の派遣を要請する。	徳島県、医療機関、日赤	

【第２　初動対応（当日中）】

項目	対策項目	No.	活 動 内 容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
7	救助・救急活動	7-7	外部支援医療・保健チームを円滑に受け入れるための体制の整備・周知を行う。	徳島県、日赤	
		7-8	人工透析等の緊急を要する傷病者は、水の供給状態が不十分となったとき、県及び防災関係機関の協力を得て被災地域外の透析可能病院へ搬送する。	徳島県、医療機関、日赤	
		7-9	車中泊の人等のエコノミークラス症候群の注意喚起を行う。	徳島県、医療機関、日赤、住民	
8	避難所等、被災者の生活対策	8-6	避難所となる施設の安全確認を行う。	徳島県、防災関係機関、幼稚園・小中学校、住民	
		8-7	必要に応じて、避難所を開設するための職員を派遣する。住民により開設された場合は、協力して避難所環境の整備にあたる。	幼稚園・小中学校、住民	
		8-8	避難者数と避難者からの生活ニーズの把握を行う。同時に配慮が必要な人の人数と状態把握をできる限り行う。	徳島県、防災関係機関、幼稚園・小中学校、住民	
		8-9	避難者名簿を作成する。	住民	
		8-10	避難所の備蓄物資の提供を行う。	徳島県、防災関係機関、幼稚園・小中学校、住民	
		8-11	日用品等、必要な生活物資の提供依頼を行う。	民間（物流、小売等）	
		8-12	備蓄品の災害用トイレを設置する。不足する場合は仮設トイレの支援を要請する。	防災関係機関、民間（トイレ業者等）	
		8-13	公衆トイレの点検を実施し、利用可能な公衆トイレを周知する。	施設管理者、住民	
		8-14	避難所への安否問い合わせ対応（名簿の情報の公開等）について、共通ルールを避難所担当者等に周知する。	住民	
		8-15	被災者台帳を作成する。	住民	
9	特別な配慮が必要な人への対策	9-4	避難行動要支援者名簿等を用いて、避難の支援、安否の確認等の必要な措置を実施する。	消防機関、県警察、住民（民生委員）、社会福祉協議会、自主防災組織	
		9-5	福祉避難所を開設する。	住民（民生委員）、社会福祉協議会、自主防災組織	
		9-6	避難所等において、配慮が必要な避難者等を把握し、必要に応じ、別室に誘導または医療機関・福祉避難所に移送する。	防災関係機関、医療機関、社会福祉施設	
		9-7	服薬中の人で薬の足りない人がいないか確認する。	住民、自主防災組織	
10	物資等の輸送、供給対策	10-3	避難者数、断水戸数等から必要な水の量、食料数を判断する。	避難所等	
		10-4	協定業者等から食料及び生活必需品を調達し、避難所等に配送する。	民間（物流、小売等）	

【第２　初動対応（当日中）】

項目	対策項目	No.	活 動 内 容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
10	物資等の輸送、供給対策	10-5	物流業者等と連携し、物資の配送拠点の確保や避難所等への配送ルートを含めた物資供給・管理システムを確立し、緊急輸送を実施する機関等に周知する。	徳島県、民間（物流、小売等）	
		10-6	県や応援協定締結都市及びその他の市町村に、食料や生活必需品の調達について応援を要請する。	徳島県等	
		10-7	物資の配送に必要な車両を確保する。	徳島県、民間（物流、小売等）	
		10-8	緊急輸送道路の確保のため、車両乗り入れ規制や交通規制、ドライバーへの周知を行う。	徳島県、警察	
		10-9	外部からの救援物資の受入れの可否について判断する。結果は、多様な情報提供手段で被災地外に周知する。	マスコミ	
11	ボランティアとの協働活動	11-5	被害状況を踏まえ、ボランティアセンターの設置必要性等について、社会福祉協議会等と検討し、決定する。	社会福祉協議会、関連する NPO等	
		11-6	域外からのボランティアの受入れ方針を判断し、被災地外に広報する。	社会福祉協議会、関連する NPO等	
12	公共インフラ被害の応急処置等	12-4	橋梁・トンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間、裏山等の土砂災害・落石等の危険箇所の緊急点検を行う。	道路管理者、防災関係機関、徳島県建設業協会海部支部	
		12-5	徳島県、消防、警察等のヘリコプター等による被害状況の把握を要請する。	徳島県、消防、警察	
		12-6	道路・橋梁・トンネル等の被害について、協定業者及び道路情報モニター等から、被害に係る情報を収集する。	道路管理者、徳島県建設業協会海部支部、住民	
		12-7	路上障害物の除去等の簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。必要に応じて、自衛隊等による支援を要請する。	道路管理者、徳島県建設業協会海部支部、自衛隊	
		12-8	道路啓開の後、重要施設へのアクセスや被災状況等を勘案し、道路の応急復旧を実施する。	道路管理者、徳島県建設業協会海部支部、自衛隊	
		12-9	道路被害、啓開状況及び復旧見込みについて防災関係機関に連絡する。	防災関係機関	
		12-10	公共土木施設（道路、河川、漁港等）の施設被害が発見された場合は、県及び防災関係機関に報告する。危険が及ぶと判断される場合は、住民に情報伝達する。	防災関係機関、住民	
		12-11	公共土木施設（道路、河川、漁港等）の異常が発見された場合は、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。	防災関係機関	
		12-12	治山砂防施設、河川・護岸設備の異常による二次災害の危険性について把握し、必要に応じて住民等に情報提供し、避難指示等を発令する。	住民	
		12-13	港湾管理者及び漁港管理者は関係機関と協力し、港湾区域内及び漁港区域内で流出油の防除及び航路障害物の除去等にあたる。	港湾管理者、漁港管理者	

【第２　初動対応（当日中）】

項目	対策項目	No.	活 動 内 容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
12	公共インフラ被害の応急処置等	12-14	公園施設の異常や被災が確認された場合、被災箇所については、余震、降雨等の影響により施設の被害拡大や二次災害が生じやすいため、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止措置を講じる。	公園管理者（指定管理者含む）	
		12-15	道路等の被害箇所・区間において警察及び関係機関と連携し、交通規制、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、標識・情報案内板等により道路状況の情報を提供する。	道路管理者、警察	
		12-16	農業用ダム・ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策をすみやかに実施する。	農地・農業施設等管理者	
		12-17	農業協同組合、漁業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設、水産物及び水産施設の被害状況を収集する。	農協、漁協	
		12-18	農林水産業施設の被害拡大や二次災害のおそれがある場合は、排水ポンプによる当該地域の排水や、シートで覆うなどの地すべり又は亀裂の拡大防止、倒木の撤去等の応急対策を実施する。	農協、漁協	
13	建物、宅地等の応急危険度判定	13-1	応急危険度判定業務の実施体制を確保する。	県土整備部建築指導室	
		13-2	建物・宅地の被害に関する情報に基づき、建物・宅地応急危険度判定の実施について判断する。	県土整備部建築指導室	
		13-3	建物・宅地応急危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、広報する。	住民	
		13-4	建物・宅地応急危険度判定に必要な支援を他の地方公共団体・応急危険度判定士会・宅地判定士に要請する。	県土整備部建築指導室	
16	生活再建支援	16-1	義援金の受入れについて、日本赤十字社徳島県支部等と連携し、受入口座を設定し、周知する。	金融機関、マスコミ、日本赤十字社徳島県支部	
17	廃棄物処理	17-2	災害規模に応じて災害ごみ及びし尿の発生量の予測等を行い、収集、運搬、処分に関する実施計画を策定する。	那賀町、牟岐町、美波町海部郡衛生処理事務組合	
		17-3	し尿の収集を、近隣町等の応援を得て開始する。	那賀町、牟岐町、美波町海部郡衛生処理事務組合	

【第３ 応急対応（1 日～3 日後）】

項目	対策項目	No.	活 動 内 容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
6	広報活動	6-15	報道内容やインターネット上の情報を確認し、風評被害の発生等を防止するための情報発信等を行う。	マスコミ	
		6-16	災害ごみの処理について広報する。	住民	
		6-17	テレビ・ラジオ等の情報伝達機器を避難所等に設置する。	民間（物流、小売）	
		6-18	屋外避難者や車中避難者等、指定避難所以外にいる避難者向けに、FMラジオ（カーラジオ）を用いた情報提供等を実施する。	マスコミ	
		6-19	建物応急危険度判定、宅地危険度判定の実施について広報する。	県土整備部建設指導室 住民	
		6-20	診療可能な医療機関や救護所（外来、入院、透析等特別な治療が可能な病院等）について広報する。	医療機関、住民	
7	救助・救急活動	7-10	遺体の保護、埋火葬が困難な場合、県及び他市町村に対し応援要請を行う。	徳島県、近隣市町	
		7-11	傷病者等に対する救護班・医療機関の受診の推奨を行う。	医師会、医療機関	
8	避難所等、被災者の生活対策	8-16	多数の避難所が設置された場合、周辺市町村等に応援職員の派遣を要請する。	徳島県	
		8-17	指定避難所以外の避難状況の把握手段（体制、巡回ルート等）の検討を行う。	防災関係機関	
		8-18	指定避難所以外の避難状況（場所、人数、介護を必要とする人数等支援を検討するのに必要な情報）を把握する。	徳島県、近隣市町	
		8-19	避難所の生活空間の整備を行う。	住民、自主防災組織	
		8-20	避難者支援のNPO／ボランティア派遣を依頼する。	NPO／ボランティア（社会福祉協議会）	
		8-21	水やミルク、おむつ、離乳食、ウェットティッシュ等、抵抗力のない乳幼児の衛生状態を確保するための物資を確保する。	民間（物流、小売）	
		8-22	避難所のプライバシー確保対策を実施する（間仕切り、更衣室等の設置）。	住民、自主防災組織	
		8-23	避難所等での衛生管理指導を行う。配布食料（弁当等）、井戸水、炊出しの食材等の衛生に配慮する。また、広報を行う。	保健所、住民、NPO／ボランティア	
		8-24	避難所での保健活動を行う（こころのケア、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防等を含む）。	医師会、医療機関	
		8-25	温かい食事の提供や、アレルギーを持つ人への対応を図るなど、避難所における食事に配慮する。	民間（物流、小売）、住民、NPO／ボランテイア	

【第３ 応急対応（1 日～3 日後）】

項目	対策項目	No.	活 動 内 容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
9	特別な配慮が必要な人への対策	9-8	必要に応じ、常時介護を要する人等を福祉避難所等に移動させる。	社会福祉施設	
		9-9	外国人や視覚聴覚障がい者等の情報伝達上配慮が必要な住民に対し、翻訳、文字・手話、音声等の多様な情報提供手段を用いた広報を行う。	マスコミ、翻訳NPO／ボランティア	
		9-10	チェックリストを使用し、生活不活発病の早期発見・早期対応を行う。また、ポスター・チラシ等による啓発を行う。	医療機関、住民	
		9-11	災害関連死の防止策を検討する。	防災関係機関、医師会、医療機関	
		9-12	高齢者や乳幼児等、配慮が必要な人に対する入浴環境の確保（介護施設の入浴サービスや民間ボランティア入浴車の手配）を行う。	社会福祉施設、NPO／ボランティア	
		9-13	高齢者等、配慮が必要な避難者のためのトイレ（洋式等）を、設置する。	防災関係機関、民間（トイレ業者等）	
10	物資等の輸送、供給対策	10-10	物資の輸送拠点における要員確保応援要請を行う。	徳島県、民間（物流）、ボランティア	
		10-11	給水車、給水タンク、仮設給水栓等により被害者に応急給水を行う。必要に応じ、応援を要請する。また、水質検査及び消毒を行い、衛生対策を徹底する。	徳島県、日本水道協会	
11	ボランティアとの協働活動	11-7	必要に応じ、ボランティアの移動手段、宿泊場所の確保を行う。	社会福祉協議会、ホテル等	
		11-8	ボランティア活動における安全面の確保や、被災者との接し方等に関する注意事項の周知を行う。	社会福祉協議会、NPO／ボランティア	
		11-9	ボランティアセンターと連携し、ボランティアに支援を要請する被災者ニーズについて整理する。	社会福祉協議会、NPO／ボランティア	
		11-10	ボランティアに被災者ニーズに沿った活動（コーディネート）を要請する。	社会福祉協議会、NPO／ボランティア	
12	公共インフラ被害の応急処置等	12-19	地盤災害の専門家との連携により、土砂災害等の危険性について把握する。	防災関係機関	
		12-20	地盤災害の発生箇所において、二次災害の防止のための監視等の検討を行う。	防災関係機関	
		12-21	農地及び農業施設等の被害状況について広報を行う。	マスコミ、住民	
13	建物・宅地等の応急危険度判定	１３-４	建物・宅地危険度判定を実施する。	県土整備部建築指導室	
14	被害認定調査、り災証明の発行	１４-２	被害認定調査応援要員を確保する。	県土整備部建築指導室	
		１４-３	被害認定調査実施時期を周知する。	住民	
16	生活再建支援	16-2	当座の生活資金のない被災者に対し、緊急小口資金（生活福祉資金貸付）等の対応について周知する。	社会福祉協議会	
17	廃棄物処理	17-4	倒壊のおそれがある危険な家屋等について、解体撤去を行う。	徳島県建設業協会海部支部、住民	

【第４ 応急～復旧対応（３日～１週間後）】

項目	対策項目	No.	活 動 内 容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
1	災害対策本部の組織・運営	1-11	行政職員等の支援者等に対し、支援者自身の「こころのケア」を実施する。	防災関係機関、医療機関	
3	被害情報の収集	3-16	商工会・各種組合団体等と協力し、商工業の被災状況を把握する。	商工会	
		3-17	被害金額等の概算を集計し、県に報告。	徳島県	
6	広報活動	6-21	被害認定調査の実施について広報する。	住民	
		6-22	り災証明の発行手続きについて広報。	住民	
		6-23	被災者に中小企業者等の金融相談等の窓口を設置し、広報する。	商工会議所、商工会	
		6-24	災害ごみの分別や排出方法等について広報を行う。	住民	
7	救助・救急活動	7-12	医師・保健師等と連携し、インフルエンザや感染症予防の保健指導、被災者の健康管理相談等を行う。	医療機関	
8	避難所等、被災者の生活対策	8-26	衣類、寝具の清潔指導や清掃の実施等の衛生環境の指導を行う。	住民、NPO／ボランテイア	
		8-27	室温や換気等の室内生活環境を確認し、必要な措置をとる。	住民、NPO／ボランテイア	
8	避難所等、被災者の生活対策	8-28	避難所における炊出し環境を整える。	民間企業（物流、小売）	
		8-29	避難所周辺の入浴施設（銭湯等）や、ホテル・旅館等の入浴設備の利用、自衛隊等による入浴設備の提供等により入浴環境を整える。	自衛隊等、民間（入浴施設、宿泊施設等）	
		8-30	ペット等の受入れに関する相談窓口を設置する。また、ペット等の一時預かり場所を確保する。	徳島県、獣医師会、NPO／ボランティア	
		8-31	臨時公衆電話の設置を依頼する。	民間（通信事業者）	
		8-32	視聴覚室等の使用可能な教室を開放して子供を遊ばせるなど、女性の視点に立った避難所運営に努める。	住民、NPO／ボランテイア	
9	特別な配慮が必要な人への対策	9-14	避難所だけでなく、避難所以外で生活している被災者の「こころのケア」を実施する。	医療機関	
		9-15	避難所だけでなく、避難所以外で生活している人に対し、生活不活発病予防の情報提供を行い、予防のために通常の日常生活を遠慮なくおくるよう広報する。	医療機関、NPO／ボランテイア	
11	ボランティアとの協働活動	11-11	ボランティアと町内会や消防団等の地域コミュニティとの連携等を支援する。	住民、NPO／ボランテイア	
12	公共インフラ被害の応急処置等	12-22	死亡した家畜の円滑な処分について、畜産業者に周知する。	農林水産業団体等	
		12-23	家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒を行う。	農林水産業団体等	
		12-24	家畜飼料及び飼養管理用資機材を円滑に供給する。	農林水産業団体等	

【第４ 応急～復旧対応（３日～１週間後）】

項目	対策項目	No.	活 動 内 容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
12	公共インフラ被害の応急処置等	12-25	就航船舶に対し、漁業無線を利用して被害情報を提供する。	農林水産業団体等	
		12-26	船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕を行う。	農林水産業団体等	
		12-27	必要に応じ、冷凍・冷蔵水産物の受入れ先等について、確保・移送の措置を行う。	農林水産業団体等	
		12-28	必要に応じ、養殖水産物の移動について調整を行い、受入れ先への移動を行う。	農林水産業団体等	
15	仮設住宅	15-4	周辺市町村及び徳島県の公営住宅の空き家情報を確認し、広報を行う。	徳島県等	
		15-5	徳島県と連携し、民間賃貸住宅の空き家状況を確認し、仮設住宅として借上げ、供与を行う。	不動産業者	
		15-6	仮設住宅の建設候補地を選定する。	土地所有者等	
		15-7	被災戸数から供与仮設住宅戸数及び対象者を決定し、広報する。	住民、 NPO／ボランテイア	
17	廃棄物処理	17-5	腐敗の早い可燃ごみについて、早急に収集を行う。	海部郡衛生処理事務組合	
		17-6	がれき類が大量に発生する場合は、集積場を設置するとともに、ごみの飛散防止対策や消臭・防虫対策、土壌調査等集積場周辺の環境対策を適切に実施する。	海部郡衛生処理事務組合	

【第５ 復旧対応（１週間～１か月後）】

項目	対策項目	No.	活 動 内 容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
8	避難所等、被災者の生活対策	8-33	避難所の生活環境について、関係機関で情報共有の上、解決策を検討する。	徳島県、防災関係機関、 住民、 NPO／ボランティア	
		8-34	避難者数の減少に応じて、避難所の統廃合、閉鎖を行う。	徳島県、防災関係機関、 学校	
		8-35	必要に応じ、被災者の要望の調査を行う。類似の要望調査が頻回に行われていないかを把握し、適切に実施されるようにする。	徳島県、 NPO／ボランティア	
		8-36	避難中の自宅周辺等の治安や、震災に便乗した犯罪等に遭わないための相談窓口等を設置する。	警察	
		8-37	被災者台帳を活用し、被災者の擁護に漏れや重複等がないか確認のうえ、必要と思われる被災者支援の情報を被災者に提供する。	住民	
9	特別な配慮が必要な人への対策	9-16	児童、生徒の「こころのケア」のため、カウンセラー派遣等について学校と連携して実施する。	徳島県、 幼稚園・小中学校、 医療機関	

【第５ 復旧対応（1 週間～1 か月後）】

項目	対策項目	No.	活 動 内 容	情報の入手元や伝達先等	参照ページ
14	被害認定調査、り災証明の発行	14-4	被害認定調査を実施する。	住民	
		14-4	り災証明の発行手続きについて広報する。	住民	
15	仮設住宅	15-8	仮設住宅を着工する。	建設業協会、プレハブ協会	
		15-9	仮設住宅に入居を希望する人のうち、配慮が必要な人の配慮内容、人数を確認する。	防災関係機関、住民、NPO／ボランティア	
		15-10	住宅の応急修理について、制度を周知し、受付窓口等を設けて対応する。	住民	
		15-11	住民が自ら確保した「みなし仮設」の対応方針について検討し、条件等を住民及び関係機関に周知する。	住民、不動産業者	
16	生活再建支援	16-3	徳島県において被災者生活再建支援金の適用の公示後、給付条件等について被災者に周知する。	徳島県	
		16-4	被災企業等の借金返済に関する猶予等の特別措置について、近隣の金融機関等に要請する。	金融機関	
		16-5	事業再開のための相談窓口等を設置し、税理士・弁護士等の専門家立ち会いのもと、事業再開のための相談を実施する。	税理士、弁護士等	
		16-6	義援金配分委員会を設置し、徳島県からの配分額及び被災状況等を考慮し、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。	徳島県	
17	廃棄物処理	17-7	不燃ごみ・粗大ごみの収集を行う。	海部郡衛生処理事務組合	
		17-8	がれき類の収集をおおむね 1 か月以内に開始する。	海部郡衛生処理事務組合	

第２章　災害予防

第１節　建築物等の耐震化

【建設防災課、教育委員会】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 耐震促進計画の策定……本節第２
□ 公共施設の耐震化……本節第１、第３、第５
□ 住民の啓発、耐震化に係る補助等による耐震化の促進……本節第４、第７

第１　方針

１９９５年（平成７年）に発生した兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）の建築物被害状況では、１９８１年（昭和５６年）に改正された建築基準法の新耐震基準を満たさない建築物被害が顕著であった。

また、２０１６年（平成２８年）に発生した熊本地震では、震度７の地震が連続して発生したことにより、建築年代の古い建築物は１回目の揺れで、また、比較的新しい木造住宅でも２回目の揺れに耐えきれず倒壊する被害が確認された。

建築物の耐震性確保は、住民の生命・財産を守るのみならず、避難行動や緊急輸送路線確保時の障害予防ともなる。

新築建築物には最新基準に基づく設計・施工手法を取り入れるとともに、既存建築物（特に１９８１年以前の住居）には、耐震診断・耐震改修及び天井材等の非構造部材の脱落防止対策を促進する必要がある。

また、『建築物の耐震改修の促進に関する法律』に定められた特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しないもの）の所有者には、耐震改修についての指導・助言等を行う。さらに一般建築物の所有者に対しても、その必要性について普及・啓発を図るものとする。

とりわけ、多数の者が利用する施設、及び地震・津波発生時に避難・救護・応急対策活動の拠点施設となる「防災上重要な建築物」については、耐震性の確保について、より一層の強化を図る。

第２　耐震改修促進計画の改定

本町は、『建築物の耐震改修の促進に関する法律』の第６条の規定に基づき、「海陽町耐震改修促進計画」を作成しているが、５年程度を目途に現状を把握し、必要に応じて計画を改定する。

第３　防災上重要な建築物

本町は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる施設を「防災上重要建築物」として、耐震診断、耐震補強工事に努め、耐震性の確保を図る。

防災上重要な建築物

建築物の用途分類		施 設 の 名 称
災害応急対策活動に必要な施設	指揮情報伝達施設	本庁舎、各庁舎、支所、消防屯所、無線中継所
	救護施設	病院、診療所
避難所として位置づけられた施設		海陽町地域防災計画により避難所として位置づけされた施設
人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設		避難所に指定されていない社会福祉施設、観光施設等

第４　一般建築物の耐震化計画

地震による一般建築物被害を未然に防ぎ、安全で安心なまちづくりを進めるためには、所有者（建物の管理者）がその重要性・必要性を再確認し、耐震性に取組まなければならない。

本町は、『建築物の耐震改修の促進に関する法律』に規定する特定建築物以外の一般建築物の所有者等についても、耐震診断・耐震改修の必要性について広く啓発を図り、また、耐震相談所を設置するなど耐震改修が行いやすい状況をつくる。

このことから、本町では徳島県と連携し、以下のような住宅・建築物の耐震化促進を実施している。

- ◆ 耐震診断事業
- ◆ 補強計画
- ◆ 耐震改修支援事業
- ◆ 住まいのスマート化支援事業
- ◆ 木造住宅耐震リフォーム
- ◆ 耐震シェルター設置支援事業
- ◆ 住替え支援事業
- ◆ 減災化相談員派遣事業
- ◆ 減災化対策支援事業

昭和５６年以前の旧耐震基準の古い木造住宅の耐震性の向上は重要な課題であるが、平成１２年以前の新耐震基準の木造住宅においても、徳島県や関係団体と連携し、耐震診断、耐震改修等を支援するものとする。

第５　特定既存耐震不適格建築物の耐震対策

本町は、『建築物の耐震改修の促進に関する法律』に規定された特定既存耐震不適格建築物（学校、病院、旅館、共同住宅、事務所等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しない建築物）の所有者に対して、耐震診断・耐震改修に関する普及・啓発を図るとともに、その実施状況の把握に努め、必要な指導、助言等を行うものとする。

第６　その他の耐震化対策

１．文化財

文化財は、歴史上、学術上において貴重な住民の共有財産であり、後世に残す必要がある。

したがって、文化財所有者（管理者）に防災知識の普及・啓発を図り、耐震性確保の指導・助言を行う。

２．工作物

自動販売機・高架水槽・煙突・看板等の工作物による災害事例も多く、これらの耐震性について所有者（管理者）の認識を深めるとともに、耐震性確保の実施を促進する。

３．建築物の窓ガラス・外装タイル等

避難場所・避難所に至る避難道路に面する建築物の窓ガラス・外装タイル等の落下防止については、所有者（管理者）の認識を深め、改修を必要とする場合には、危険性回避の指導・助言を行う。

４．ブロック塀等

道路沿いのブロック塀等の所有者（管理者）には、建築基準法に適合した施工を指導し、点検結果によって危険と判断されれば、補助指導を行う。

５．家具等の転倒防止

阪神淡路大震災での悲惨な教訓を踏まえ、住居・事務所内等での家具・電化製品等の転倒・落下・移動による被害を防止するため、広報紙・パンフレット等の配布で、住民への普及・啓発を図る。

なお、参考例として、東京消防庁の『家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック』（令和５年度版）に掲載されている「家庭内の転倒・落下・移動防止チェックリスト」を次に示した。

家庭内の転倒・落下・移動防止チェックリスト

No.	項　目	チェック
1	テレビを壁またはテレビ台に固定するとともに、テレビ台も固定している。	□
2	テレビが転倒・落下・移動しても、人に当たったり、避難障害にならない所に置いてある。	□
3	冷蔵庫をベルトなどで壁と連結している。	□
4	冷蔵庫が移動しても、避難障害にならないところに設置している。	□
5	冷蔵庫や家具の上に、落下しやすい物はない。	□
6	電子レンジをレンジ台などに固定するとともに、レンジ台も固定している。	□
7	窓ガラスの近くに、大型の家電製品や家具はない。	□
8	家電製品は、付属取扱い説明書にしたがって、転倒・落下・移動防止対策を行っている。	□
9	Ｌ型金具使用場所は、壁の下地材（間柱）や柱など、強度の高い部分に固定している。	□
10	ポール式を使用する場合は、ストッパー式やマット式と併用している。	□
11	ポール式を使用する場合、天井に強度がない場合は、あて板で補強している。	□
12	ポール式は、可能な限り奥に取り付けている。	□
13	ストッパー式は、家具の端から端まで敷いている。	□
14	石膏ボードに接着されているだけの付け鴨居の場合は、補強したうえで、転倒防止器具を取り付けている。	□
15	上下に分かれている家具は、上下を連結している。	□
16	ガラスには、フィルムを張るなど、飛散防止をしている。	□
17	収納物が飛び出さないよう、扉に開放防止器具を付けている。	□
18	重い物を、下に収納している。	□
19	固定器具は、家具類の重さや形状に応じて選んだ。	□
20	家具が転倒しても、避難路を塞がない置き方である。	□

第７　住民への耐震化対策の普及・啓発と本町の対応

１．耐震化対策の普及・啓発

本町では、種々の防災関連の講習会を催すほか、防災のしおりなどの配布を行っているが、さらに住民の耐震化対策に対する普及・啓発を推進する。

なお、耐震診断・耐震改修等に関する講習会開催や広報活動については、社団法人徳島県建築士会、一般社団法人徳島県建築士事務所協会等の関係団体との連携を図る。

２．応急危険度判定体制の整備

被災建築物の危険度を判定する被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士等の確保のため、県内有資格者を把握し、町内での登録制度を取入れる等の基盤づくりに努める。

また、地震発生時の避難所開設にあっては、施設の安全性確認後に避難者の入所を開始することが原則であり、早急な避難所運営を行うためにも、本町職員（あるいは施設関係者）の資格取得・研修が重要となる（拠点施設としての安全性チェック体制も同様である）。

なお、徳島県は、『被災宅地危険度判定実施要綱』（平成２１年８月、被災宅地危険度判定連絡協議会）に基づき、被災宅地の危険度を判定する被災宅地危険度判定士の養成、あるいは都道府県及び市町村間の相互支援体制整備等を実施し、大規模地震等の宅地被害状況調査と危険度判定を迅速かつ的確に行い、二次災害軽減防止を図っている。

◆　被災宅地危険度判定士
　地震等の被害で宅地災害が発生した場合、宅地の被害状況や危険度判定を行い、二次災害を軽減・防止するエキスパート

◆　被災建築物応急危険度判定士
　被災建築物の危険度を求め、居住可能か否かの判定を行うエキスパートで、当判定により、避難所生活者の中での帰宅可能者トリアージがなされる

３．関係団体との連携

本町は、前記各項目を推進するために、耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催や広報活動について、徳島県、公益社団法人徳島県建築士会、一般社団法人徳島県建築士事務所協会等の関係団体と密接な連携を図るものとする。

第８　建築物等の砂地盤液状化対策

１．液状化及び再液状化とは

地下水面下の緩い砂質地盤は、地震動によるせん断応力の繰返し作用で、地盤内の間隙水圧が上昇し、地盤強度がなくなってしまうが、この現象を液状化と称する。

また、過去に液状化した地盤が、再度の地震動で液状化する現象を再液状化という。

２．液状化現象

砂地盤の液状化によって発生する地盤変状は、以下のとおりとなる。

（１）噴砂・噴水

地盤内に発生した過剰間隙水圧は、上向きの浸透流を生じ、ボイリングによって地表に土粒子を含んだまま水を噴き出す。

（２）地盤沈下

液状化した地層は圧縮され、地表は沈下する。緩い地盤ほど沈下量は大きく、時には均等な沈下が発生せず、地表構造物に不等沈下を生じさせる。

（３）地盤流動

地表面が傾斜していると、非常に緩い傾斜勾配でも、斜面下方に向かって地表面が移動する。

（４）埋設物等の浮き上がり

見掛け比重の小さい埋設構造物は、液状化した周辺地盤の浮力によって浮き上がる。

（５）その他

有効応力の低下によって地盤の支持力が低下し、盛土構造物等では亀裂が生じ、天端が陥没する。

３．液状化しやすい微地形

上記のような液状化が発生しやすい微地形は、頻水地形、旧水面上の盛土地・埋立地・旧河道・干拓地等で、特に河川沿いや干拓地の場合、液状化した地盤が再度の地震動で、再液状化する可能性がある。

４．液状化予測

建築基礎構造設計指針（日本建築学会、2001 年）による建築基礎の液状化判定法は、以下のとおりである。

- ◆ 地表面から２０m程度以浅の沖積層で、シルトや粘土などの細粒分含有率（Fc）が３５%以下の土
- ◆ 粘土分含有率が１０%以下、または塑性指数（Ip※注）が１５以下の埋立てあるいは盛土地盤
- ◆ 細粒分を含む礫や透水性の低い土層に囲まれた礫

※注　塑性指数：Ip
細粒分の土を乾かし続けるとボロボロになる状態を塑性限界といい、湿らせ続けるとドロドロになる状態を液性限界という。この液性限界と塑性限界の差を塑性指数と呼ぶ。
なお、小規模建築物における液状化発生の可能性検討は、地表面から５m程度までの地下水で飽和した砂層で、次図より判定する。

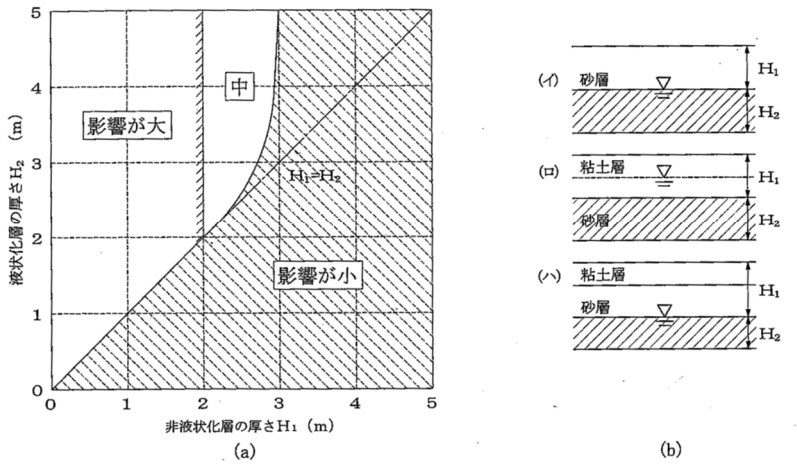

※小規模建築物の液状化判定（小規模建築物基礎設計指針）P.90 より参照

液状化の影響が地表面に及ぶ程度の判定（地表面水平加速度値２００cm／s２相当）

小規模建築物とは、(i) 地上３階以下（ii）建物高さ１３m以下（iii）軒高９m以下（iv）延べ面積５００m２以下を満足する建物をいう。

5．液状化対策

液状化対策は、液状化の発生そのものを防止する「液状化発生抑制対策」と、液状化被害を軽減させる「液状化被害抑制対策」に区分される。

液状化発生抑制対策	液状化被害抑制対策
◆ 密度増大工法	◆ 堅固な地盤による構造物の支持
◆ 固結工法	◆ 基礎の強化
◆ 置換工法	◆ 浮上り量の低減
◆ 地下水位低下工法	◆ 地盤変位への追従
◆ 間隙水圧消散工法	◆ 液状化後の変位の抑制
◆ せん断変形抑制工法	

第２節　都市防災機能の強化

【建設防災課、行革政策課】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 公園・緑地等の防災利用及び整備……本節第２の１、２、３
□ 防火地域・準防火地域の指定……本節第２
□ 土地区画整理事業の推進……本節第２の４
□ 市街地再開発事業の推進……本節第２の４、５

第１　趣旨

社会環境の変貌にともない、発生する災害の態様も、多様化・複雑化の傾向にあり、都市化の進展にともなって新たな災害発生が予想される。

本計画では、このような状況から災害を防除し、被害を最小限にくい止めるため、防災空間の確保、建築物の不燃化の促進、住宅密集地の再開発等を図ることにより、都市の防災化対策を推進する。

第２　防災空間の確保

１．概要

大規模地震災害、同時多発火災あるいは津波発生時の被害等を最小限にとどめるため、避難場所・避難経路の防災空間確保を目的とし、都市（防災）公園・緑地帯の整備を推進する。

なお、この防災空間確保地は、予想される最大津波高に対応可能な位置・地盤高・地盤地質状況に配慮する。

２．海陽町総合計画

住民が豊かさを実感できる生活環境を形成し、自然と共生できる緑豊かな都市計画とするには、都市としての緑地の保全・創造をかもし出す必要がある。

このため本町では、『第２次海陽町総合計画』（平成３０年３月）に基づき、安全で安心できるまちづくりに公園・緑地の整備を取入れている。

３．防災公園の整備

本町は、防災拠点施設となる宍喰地区地域防災公園の整備場所について、「国道５５号海部野根道路」のルートを考慮し、最適な場所を選定している。「国道５５号　海部野根道路」は被災者や傷病人などの拠点病院への搬送や、国道５５号等の主要道路が地震・津波等により断絶した場合の救援物資や生活必需品の輸送など、最も重要な役割を果たす施設となる。

特に宍喰地区は、分断・孤立が懸念される地区であるため、地域防災公園の整備と合わせて自動車専用道路への出入り口の確保について、今後、国及び徳島県と連携して検討を行う。

４．市街地開発事業の推進

木造家屋が密集し、防災上で構造的に問題のある地域では、関係住民との協働による土地利用高度化の再開発（あるいは土地区画形式変更等を図る土地区画整理事業）を進め、耐震建築物の建設、避難機能を持つ施設建設、道路・公園・緑地等の施設整備を図り、住環境機能と防災機能を合わせ持つ開発事業推進に取組む。

なお、本町は南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されている。

５．宅地開発の防災対策

開発行為の指導にあたっては、関係法令の適切な運用により、無秩序な開発の防止に努め、ブロック塀の強化、住宅の難燃化対策等の防災性を高める施策の推進に加え、地域環境の保全、道路、排水、公園緑地、消防施設等の整備に配慮した開発行為が図られるよう指導する。

第３節　地盤災害予防対策

【建設防災課、産業振興課】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ ため池施設の整備……本節第９
□ ため池の管理体制強化……本節第９

第１　趣旨

本町は、徳島県とともに、地震の発生に伴う地すべり・崖崩れ等の土砂災害、あるいは砂地盤の液状化による地盤災害を未然に防止するため、危険箇所の現況を調査し、災害対策を実施することに努める。

また、国が定める「危害のおそれのある土地等に関連する諸法令」を準拠のうえ、工事の規制を行うものとし、ハザードマップ提示による周辺住民への周知に努める。

なお、「危害のおそれのある土地等に関連する諸法令」は、以下のとおりである。

建築・開発等での土地等に関係する諸法令等

法律等		指定等の区域
土砂災害の防止に関する事項	砂防法	砂防指定地
	地すべり等防止法	地すべり防止区域
	急傾斜地の崩壊の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
	森林法	保安林、保安施設地区
	建築基準法	災害危険区域
	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域
土地の現状に関する事項	統計法	人口集中地区
建築や開発の動向に関する事項	都市計画法	市街化区域・市街化調整区域・準都市計画区域
	離島振興法	離島振興対策実施地域
	過疎地域振興特別措置法	過疎地域
	総合保養地域整備法	特定地域
	自然公園法	国立公園・国定公園・都道府県立自然公園
	都市緑地保全法	緑地保全地区
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・特別地区
徳島県条例	土砂等の埋立て等に関する徳島県生活環境保全条例	土壌環境基準・水質基準
		特定事業の埋立て・盛土（土砂の移動）

なお、本編は南海トラフ地震対策編であるため、砂地盤の液状化あるいは軟弱地盤沈下等の低平地災害記述の必要性から地盤災害とし、風水害対策編では山地・山腹等の災害事象を多く取扱うために、土砂災害として記述区分した。

第２　地すべり予防対策

第４編 第１章 第５節「土砂災害等予防対策」を参照とする。

第３　急傾斜地（崖崩れ）予防対策

第４編 第１章 第５節「土砂災害等予防対策」を参照とする。

第４　土石流予防対策

第４編 第１章 第５節「土砂災害等予防対策」を参照とする。

第５　山地災害危険地区予防対策

第４編 第１章 第５節「土砂災害等予防対策」を参照とする。

第６　土砂災害警戒区域等における予防対策

第４編 第１章 第５節「土砂災害等予防対策」を参照とする。

第７　宅地防災対策

第４編 第１章 第５節「土砂災害等予防対策」を参照とする。

第８　液状化対策

本町、徳島県及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図り、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるものとする。

また、施設の耐震性能を調査し、その結果に基づいて、液状化の発生を抑制する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を軽減させる対策等を適切に実施する。

また、大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、本町及び徳島県は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、住民への適切な情報提供等を図る。

第９　ため池対策

１．対策の必要性

ため池は、農業用施設として、土地改良区や水利組合等の地元受益者が運営・管理しているが、平成７年の阪神・淡路大震災（マグニチュード 7.3）では、ため池集中箇所での大地震であったため、多くのため池が被災した。

また、平成２３年の東日本大震災（マグニチュード 9.0）でも多くのため池が被災し、下流域の集落被災事例も見受けられた。

本編で想定する地震規模の場合、同様の被災状況も考えられ、調査・点検・整備を以下のとおり推進する。

２．災害予防目標

貯水した状態で堤体の亀裂、余水吐の破損、樋管の折損等の被害があった場合、数日後の決壊等の二次災害が予想される。これは、破損等の早期発見と応急対策によって避けられるものであり、この二次災害を防止することを目標とする。

３．ため池マップ

本町は、浅川樋谷地区にある「樋谷ため池」について、ため池マップ及び浸水想定区域を作成している。

掲載情報については、ため池マップには位置情報等、浸水想定区域図には大規模地震や集中豪雨等により、ため池が決壊等した場合、ため池の水が到達するまでの時間と浸水する深さを色分けして地図上に表示している。

４．緊急点検体制

地震発生後の緊急点検は管理者が行い、本町は、緊急点検の結果をため池防災支援システムにより速やかに報告するものとするが、これにより難い場合は、徳島県を通じて地方農政局等にメール、ファクシミリ等により速やかに報告するものとする。

異常が発見された場合は、人命優先・二次災害防止を優先し応急対策を実施するとともに、本町や関係機関と連携し被害の拡大を防止する。

第４節　津波災害予防対策

【建設防災課、産業振興課、長寿福祉人権課、教育委員会】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 津波避難ビルの指定……本節第２
□ 津波ハザードマップの作成……本節第２
□ 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項……本編第４章
□ 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報または警報の発令及び伝達に関する事項……本節第２、本章第７節
□ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項……本節第２、本章第７節
□ 津波避難訓練の実施に関する事項……本節第２
□ 警戒区域内に、地下街等または社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地……資料編 No.18
□ 前各号に掲げるもののほか、津波災害警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項……本節第２、本章第７節
□ 避難促進施設の所有者または管理者による避難確保計画の作成……本節第２

第１　対策の基本的な考え方

徳島県が発表した南海トラフ巨大地震被害想定（第一次：平成２５年７月３１日公表、第二次：平成２５年１１月２５日公表）では、徳島県沿岸地域の広いエリアが津波浸水区域となり、これに伴う人的・建物・ライフライン等への甚大な被害も想定されている。

東日本大震災の極めて大きな津波被害の教訓から、津波災害対策の検討にあたっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

Ｌ２・Ｌ１津波

最大クラスの津波（Ｌ２津波）

○津波レベル
・発生頻度は極めて低い。発生すれば甚大な被害をもたらす。

○対策の基本的な考え方（減災）
・住民の生命を守ることを最優先とし、住民避難を軸としたソフト・ハードのとりうる手段を尽くした総合的な対策

○対策内容
・率先避難の啓発（津波防災教育、自主防災組織との連携、津波ハザードマップ作成配布等）
・避難施設（津波避難タワーの整備、津波避難ビルの指定、避難路の整備等
・津波防護施設の指定（道路嵩上げ等）

比較的発生頻度の高い津波（Ｌ１津波）
○津波レベル ・数十年から百数十年の頻度で発生する。最大クラスの津波に比べて、津波高は低いものの大きな被害をもたらす。 ○対策の基本的な考え方（防災） ・人命及び財産の保護、避難時間の確保、地域経済の確保の観点から海岸保全施設や河川堤防等を整備 ○対策内容 ・施設整備（液状化対策、海岸保全施設整備等）

第２　津波災害対策

１．概要

南海トラフ地震による津波により、沿岸部では津波が堤防を乗り越え、内陸部では河川を遡上した津波が広範囲に浸水被害を発生させることが想定される。

ここでは、津波から防護のための河川、海岸、港湾等の施設整備等について記述する。

２．津波防災地域づくりに関する法律

（１）法律の概要

平成２３年3月１１日に発生した東日本大震災の巨大地震・津波に対する考え方を踏まえ、平成２３年１２月に「人の命が第一」、「災害に上限はない」という考えのもと、「減災」の視点に立ち、最大クラスの津波を対象に「逃げる」ことを前提として、ハード・ソフト施策を組み合わせた「多重防御」の発想による津波災害に強い地域づくりを推進するため、『津波防災地域づくりに関する法律（平成２３年１２月７日、法律第１２３号）』（以下「津波防災地域づくり法」という。）が成立した。

（２）津波防災地域づくりの推進

同法に基づく津波防災地域づくりを推進するにあたっては、まず国土交通大臣が定める基本方針に基づき、都道府県知事が、最大クラスの津波が悪条件下において発生することを前提に算出した津波浸水想定を設定する。この津波浸水想定を踏まえて、ハード・ソフトの施策を組み合わせて、市町村が、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定することとされている。

この推進計画においては、「避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波発生時における、円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項」を定めることとされている。

また、市町村長は、津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、津波災害警戒区域内に存する施設で、一定の基準に適合するものを指定避難施設として指定することができるとされている。

津波防災地域づくりに関する法律と関連する諸計画との関係図

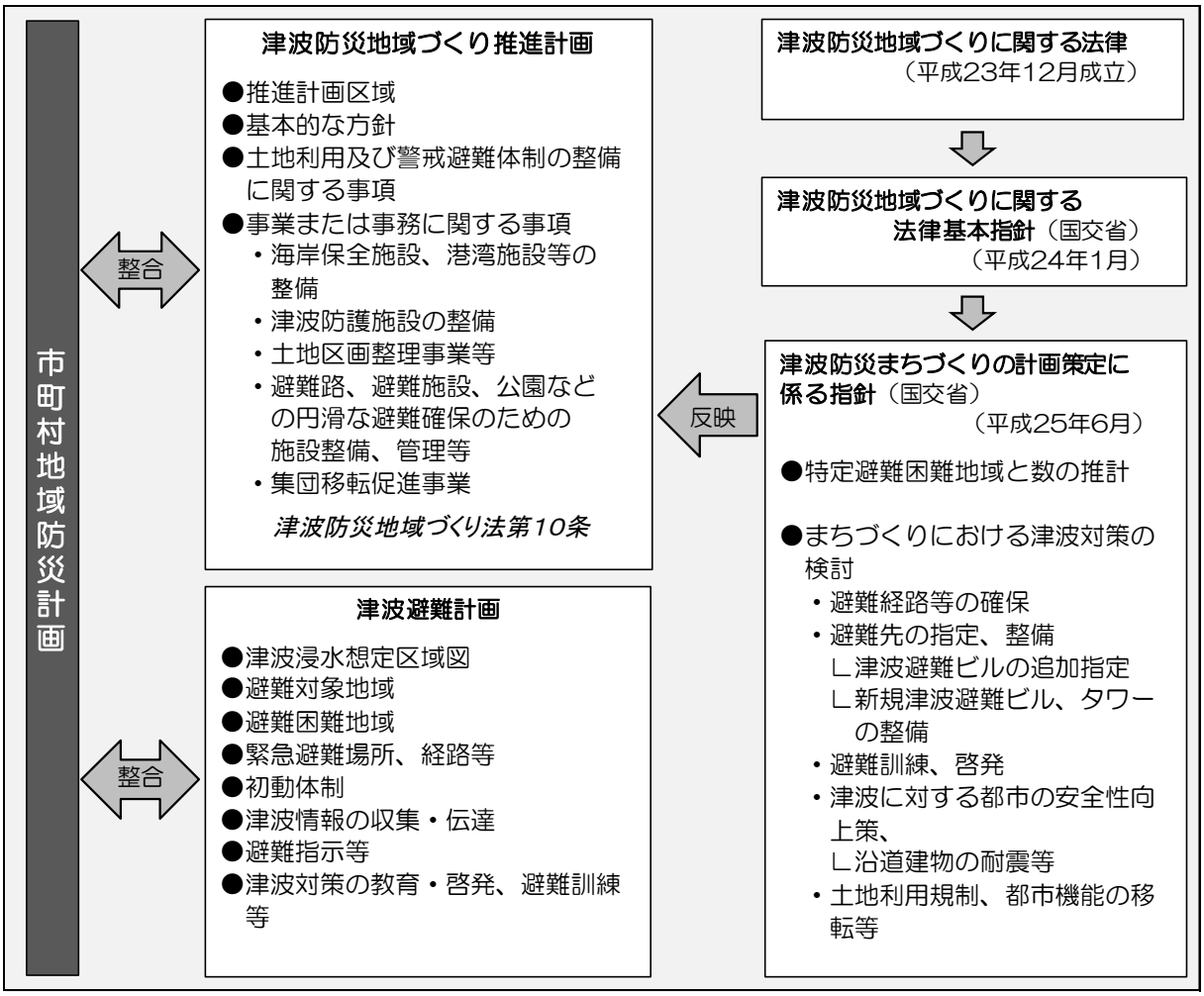

（３）対策の内容

＜ハード対策＞

- ◆ 地域特性を考慮した防災施設の効果的・効率的整備を図る。
- ◆ 耐震補強などの機能更新と適切な維持管理を行う。
- ◆ 多重性（リダンダンシー）に優れた交通・情報通信網の整備を図る。

等

＜ソフト対策＞

- ◆ 予防対策には、ハザードマップの整備、避難経路の確保、防災意識の啓発、防災教育の充実、コミュニティ形成を図る。
- ◆ 発災時には、災害情報の伝達、コミュニティの連携による広域防災、危機管理体制の確立を図る。
- ◆ 発災後には、被災情報や安否情報の提供を的確に広報するとともに、被災者の保護・移送・医療・帰宅体制の早期整備を図る。

等

（４）ゾーン指定

＜イエローゾーン＞

津波が発生したときに、住民の生命や身体に危害が生じるおそれのある区域（津波災害警戒区域）で、当該区域での津波からの人的被害を防止するために警戒避難体制を整備すべき区域をいう。津波防災地域づくり法第５３条に基づき、徳島県が平成２６年３月１１日に指定した区域である。

このイエローゾーンにおける対策は、以下のとおりとされる。

- ◆ 地域防災計画での津波避難体制（避難施設、避難経路、津波避難訓練、情報伝達等）の記述
- ◆ 津波ハザードマップの作成
- ◆ 避難施設の指定・協定の締結
- ◆ 避難促進施設（福祉施設、学校、病院等）の避難確保計画の作成、避難訓練計画の実施

＜オレンジゾーン＞

津波浸水想定状況を踏まえ、津波発生時に住民等の生命あるいは身体に著しい危害が生じるおそれのある区域（津波災害特別警戒区域）で、一定の開発行為や建築制限、あるいは用途変更の制限を行う区域。

例えば、病院にあっては、建築予定盛土等の開発行為に制限がかけられ、病室等の居住床面の高さには想定される津波高さ以上が必要となる。

津波防災地域づくり法第７２条に基づき、発表されたイエローゾーン内から徳島県が指定することとなる。

＜レッドゾーン＞

指定されたオレンジゾーンのうち、町の条例で定める住宅等の規制追加を行う区域で、住宅居室の全てが、想定される津波高さとの相関性により、建築制限がかけられる。

津波防災地域づくり法第７３条に基づき、本町が指定することができる。

３．津波災害対策

南海トラフ地震による津波により、沿岸部では津波が堤防を乗り越え、内陸部では河川を遡上した津波が広範囲に浸水被害を発生させることが想定される。

このため、徳島県が管理している海岸保全施設等について、各施設の現況調査を踏まえ、ハード・ソフトが一体となった防災対策を策定することとしている。

また、本町は、徳島県が作成する浸水予測図等に基づき、避難指示等の具体的な対策をあらかじめ検討しておくとともに、沿岸地域住民及び海岸利用者に対する、津波または浸水時の対応策の周知に努める。

（１）河川・海岸・港湾・漁港管理者の管理者が定める事項

- ◆ 防潮堤・堤防・水門等の点検方針と点検計画
- ◆ 防潮堤・堤防・水門等の自動化・遠隔操作化、及び補強等
- ◆ 水門・陸閘等の操作体制改善と平時の管理手法見直し
- ◆ 内水排除施設等の発災に備えた施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置
- ◆ 孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時離発着場の整備方針と計画
- ◆ 緊急輸送路の拠点基地となる漁港等の整備方針と計画
- ◆ 同報無線の整備方針と計画

（２）津波・浸水予防施設の整備等

＜海岸保全施設＞

防波堤・防潮堤や水門等は、事前に耐震性・耐津波性への照査を行い、補強あるいは嵩上等の整備推進を徳島県に要望する。

水門・樋門等は、津波の来襲に備え、その利用状況等を考慮した上で可能な施設においては、平時降水量が流下できる高さまで降下させた状態とし、津波に備えた平時の維持管理を行うとともに、必要に応じて自動化・遠隔操作化も検討する。

陸閘は、周辺の利用状況を考え、施設の統合化あるいは常時閉鎖を検討する。

その他施設関係者は、平時からの操作訓練、定期点検実施に努め、発災時には、操作者の安全性に配慮した作業体制を図る。

＜河川管理施設＞

施設管理者は、堤防や水門などの必要な施設の補強等整備を推進するとともに、事態に即応した適切な措置が講じられるようあらかじめその体制を整えておくものとする。

水門・樋門等の施設については、津波の来襲に備え、通常の降雨量が流下できる高さまで常時降下させておくものとし、必要に応じて自動化、遠隔操作化も検討する。

陸閘については、利用状況を考慮し、施設の統合化や常時閉鎖の啓発を進める。

また、門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施し、万全の態勢を整える。

地震により被災する恐れがある許可工作物についても、その設置者が必要な措置を講じるよう指導するものとする。

＜港湾・漁港管理施設＞

施設管理者は、平時からの施設点検補修に努め、発災時の適切な初動対応を図る。

＜林野管理施設＞

防潮林は、風害・飛砂等を防止する保安林であるとともに、背後地への津波遡上・流速軽減の効果も大きく、適切な管理と機能強化を推進する。

４．津波に強いまちづくり

本町は、徳島県が指定した津波災害警戒区域に基づき、住民が確実に避難できる体制確保に向け、『海陽町津波避難計画』（令和３年７月）及び津波浸水予想地域内の避難場所等を記した『防災のしおり』（令和２年３月）付録「津波ハザードマップ」により、住民への周知・利用を図り、また各所にこれらの標識設置・整備を継続している。

また、津波到達が予想される時間までに避難が可能な高台がない地域では、地域の実情に応じた津波避難タワーの整備や津波避難ビルの指定推捗に取組んでいる。

今後もこれらの取組みを加速させるとともに、行政関連施設・要配慮者利用施設等の耐浪化、非常用電源設置場所の見直し、情報通信施設整備、物資備蓄等を図り、計画性のある防災拠点化を目指し、津波に強い海陽町まちづくりを推進する。

なお、本町は上記津波災害警戒区域内の社会福祉施設、教育施設、医療施設等を、防災上の配慮を要する者が利用し、かつ津波発生時に円滑で迅速な避難確保の必要性がある施設（避難促進施設）として、名称や所在地等を資料編 No.18 に示した。これらの施設の所有者または管理者は、単独または共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（避難確保計画）を作成し、これを町長に報告するとともに、公表しなければならない。

津波の発生時における避難確保計画には、以下の事項を記載するものとする。

- ◆ 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ◆ 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ◆ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ◆ その他、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

また、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を町長に報告しなければならない。

５．消防機関及び水防団が講じる予防対策

消防機関及び水防団が、津波からの円滑な避難確保のため講じる対策は、以下のとおりで推進する。

- ◆ 正確な津波警報等の情報収集及び伝達
- ◆ 津波からの避難誘導
- ◆ 応急浸水対策
- ◆ 自主防災組織等の津波避難計画作成等の指導
- ◆ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- ◆ 救助・救急活動
- ◆ 緊急消防援助隊（※注）等応援部隊活動拠点の確保

※注　緊急消防援助隊
消防組織法に基づく全国の消防機関での応援部隊。全国６ブロックに振り分けられ、徳島県は、中国・四国ブロックで、支援部隊長は広島市消防局長。
南海トラフ等地震対応では、強化地域緊急消防援助隊出動対象県２以上の県で、震度６弱（政令指定都市は震度５強）以上の地震が発生した場合、応援が実行される。

６．津波・浸水時の被害予防対策

（１）啓発

津波発生時は、一人ひとりの避難行動が重要で、『地震、イコール津波、即避難』という直接避難（揺れがおさまった直後にすぐ避難）の重要性を再認識する必要があり、津波の危険性に対する全住民への共通認識が定着する定期的な啓発活動を実施する。

津波に対する心得

ア．避難行動時の知識

◆ 本町沿岸は津波襲来の可能性が高く、強い揺れを感じた時、あるいは弱い揺れであっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、迷うことなく迅速かつ自主的に、高い場所へ避難する。
◆ 地震・津波発生時には、家屋・家具の倒壊、落下物、道路の損傷・渋滞、あるいは交通事故等が考えられ、避難にあっては徒歩によることを原則とする。
◆ 自ら率先して避難行動を取り、周辺に声を掛けながら避難することが、他の地域住民の避難を促すことにもなる。
◆ 正しい情報を、防災行政無線・ラジオ・テレビ・インターネット・電話・広報車等を通じて入手する。

イ．津波の特性に関する知識

◆ 津波の第一波は引き波の場合もあれば、押し波の場合もある。
◆ 第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性も考えられ、数時間から場合によっては一日以上にわたり、継続する可能性がある。
◆ 強い揺れをともなわず、危険を感じないまま押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震のおそれも考慮しておく。

ウ．津波に関する想定・予測の不確実性

◆ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。
◆ 地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。
◆ 避難場所が孤立、避難場所そのものが被災することも想定される。

エ．船舶向け

◆ 強い揺れを感じた時、あるいは弱い揺れであっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに水深が深く、海域が広い港外に退避する。

◆ 地震を感じなくても、津波警報発令時は、直ちに港外退避する。
◆ 正しい情報を、ラジオ・テレビ・インターネット・電話・無線等を通じて入手する。
◆ 港外退避できない小型船は、直ちに高台に引き上げ固縛するなどの措置を取る。
◆ 津波は繰り返し襲来するので、警報・注意報が解除されるまで、十分な留意が必要となる。

※　港外退避・小型船引き上げ等は、津波警報発令時に時間的余裕がある場合のみの実施とする。

（２）避難訓練

本町は、津波に備えて平常時から地域防災計画等に基づき、地域住民等と連携した防災訓練に努めるとともに高齢者や障がい者などの避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導体制の整備に努める。

第５節　水道施設の整備

【上下水道課】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 実施責任……本節第１
□ 水道施設の整備・保守……本節第２
□ 被害状況の調査・点検……本節第２
□ 災害時用の資機材の整備……本節第２
□ 応急復旧の実施・応援要請……本節第２
□ 教育訓練・広報……本節第２

第１　趣旨

東日本大震災では、津波浸水深が５ｍを超えるところで、浄水場・ポンプ場等に重大な支障が生じているが、本町にも浸水想定区域内に水源地、配水池があり、被害を受けるおそれがある。

津波浸水想定区域内にある水源地・配水池

水源地または配水池名	住　　所	浄水方法	津波浸水深
松本水源地	久保字松本１３０－３	消毒のみ	５m超
鯖瀬配水池	浅川字大砂３－３９	消毒のみ	５m未満

（参照）厚生労働省健康局水道課：東日本大震災水道施設被害状況調査　報告書
平成２３年度災害査定資料整理版

そこで本町は、津波浸水、大規模な地震動による揺れ、砂地盤の液状化発生等による水道施設被害の抑制と低減を図るため、以下の整備を計画する。

第２　整備計画

１．計画

本町は、地震による水道施設の被害を抑制し、また、液状化等による被害の影響を少なくするため、次により水道施設の整備を図るものとする。

◆ 水道水の安定供給を図るため、基幹配水施設（水源地、配水池、基幹水路）の耐震化を図る。

◆ 石綿セメント管布設箇所や老朽管の更新・補修には、耐震性の高い管路への更新を進め、早期に完了させるよう努める。

◆ 耐震化は、重要度の高い次に掲げる水道施設から計画的に進めるよう努める。

- 配水池、主要な管路等の重要度の高い基幹施設
- 避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設への配水施設

- 情報伝達設備、遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の水道施設の機能を十分発揮させるために必要不可欠な施設

◆ 発災時の被害抑制・低減を目指し、管路網図による定期点検を行い、断水被害が広範囲とならないバルブの配置・見直しを図る。

◆ 震災時の水不足を防止し、安定的な供給を確保するため、隣接事業体との広域的な管路システムの連携推進を図る。

また、応急復旧に必要な体制整備を以下のとおりとする。

◆ 水道施設管理図面の整備と分散保管・管理
◆ 水資源の確保・配給体制（予備水源の確保、重要施設への重点配給）
◆ 災害時の応急復旧体制（近隣市町との応援要請、通信手段、水道施工業者との協定締結）
◆ 復旧資機（器）材の確保体制（メーカーからの資機（器）材確保）
◆ 災害時の職員初動訓練と水道施工業者との対応マニュアル作成
◆ 広域的水源対策の活用（配水池の規模拡大、受水槽の増量計画）
◆ 住民への節水意識の啓発（広報活動）
◆ 非常用電源の確保

２．予備水源の確保

本町の貯水槽等は、資料編 No.29 参照のとおりであるが、私設の井戸は登録されていない。

３．二次災害の防止

水道施設の被災によって、貯留水の流出被害や有毒物質漏洩被害等の二次災害が予測される場合を考慮し、以下の防止計画を図る。

◆ 流入・流出管の緊急遮断弁設置によって、配水池貯留水流出による避難経路あるいは住宅密集地の被害防止を図る。
◆ 法面に隣接した配水池では、施設の転倒防止策を図り、斜面配管の管路は十分な安全対策を取る。
◆ 塩素等の漏洩防止を図る（薬品貯蔵槽の防液堤設置、貯留槽の定着強化、伸縮可撓管・耐震継手の採用）。
◆ ボンベの転倒・滑動防止策と塩素除外設備を設置する。

第６節　危険物等の災害予防対策

【建設防災課】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 危険物施設の保安対策の実施 ..... **本節**

第１　趣旨

本町は、地震・津波発生時の危険物等（石油類・高圧ガス・火薬類・毒劇物・放射性物質）の災害発生・拡大を防止するため関係各機関と連携し、法令の定めるところによる保安体制の強化に努め、適正な保安意識の向上、訓練の徹底、自衛消防隊の育成、及び防災思想の啓蒙普及推進を図る。

第２　危険物災害予防対策

１．保安教育

本町及び海部消防組合は、徳島県及び関係機関と連携し、危険物取扱い事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱い者及び、危険物施設保安員等に、法令に定める保安管理に関する研修会を実施し、保安意識の向上を図る。

２．規制の強化

危険物施設においては、以下の事項を重点として、適時に立入検査等を実施する。

立入検査の重点項目

- ◆ 危険物施設の位置・構造及び設備の維持管理に関する検査と指導強化
- ◆ 危険物の貯蔵・取扱い・運搬・積載等の対応への検査と安全管理の指導強化
- ◆ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者の非常時の対応措置と指導強化
- ◆ 発災時の危険物施設に対する安全措置と指導強化

なお、本町での危険物取扱事業所は、資料編 No.25 を参照とする。

３．屋外タンク貯蔵所等からの流出油等事故対策

液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク施設管理者には、施設の不等沈下・漏洩事故等の防止対策指導を行うとともに、流出事故発生を想定した２次災害予防対策措置の指導を図る。

４．自衛消防隊の強化促進

事業者は、自衛消防隊組織整備の強化に努め、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定書締結、あるいは地区内の自主防災組織との協力構築を取る等の効率的な自衛消防力を組織化する必要がある。

５．化学的な消防資機（器）材の整備

各事業所等における危険物災害の拡大防止を図るため、必要となる消防資機（器）材の整備、あるいは備蓄推進を指導する。

第３　高圧ガス、ＬＰガス及び火薬類災害予防対策

本町及び海部消防組合は、徳島県あるいは中国四国産業保安監督部四国支部とともに、高圧ガス、ＬＰガス、及び火薬類による災害の発生や拡大を防止するため、保安意識の高揚、保安強化、自主保安体制の整備等保安体制の強化促進を図る。

１．保安意識の高揚

- ◆ 高圧ガス保安法（昭和２６年６月、法律第２０４号）、液化石油ガス法（昭和４２年１２月、法律第１４９号）、あるいは火薬類取締法（昭和２５年５月、法律第４９号）等関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習等を実施する。
- ◆ 高圧ガス、ＬＰガス、及び火薬類の取扱従事者等に対する技術講習を実施する。
- ◆ 危害予防週間や保安活動促進週間を設け、保安意識の高揚に努める。

２．保安の強化

- ◆ 製造施設、貯蔵所等が関係法令上の技術基準に適合しているかどうか、あるいは適切な維持がなされているかの保安検査と立入検査を実施する。
- ◆ 指導取扱方針の統一、相互協力等により関係機関との連携を密にする。

３．自主保安体制の整備

- ◆ 保安教育及び防災訓練を実施し、業務上の保安確保体制に万全を期す。
- ◆ 定期自主検査の完全実施と責任体制の確立を指導する。
- ◆ 防災体制の整備について指導する。

４．ＬＰガス販売事業者の教育訓練等

ＬＰガス消費先に対するＬＰガス販売事業者の地震防災上必要となる教育訓練内容等は、以下のとおりである。

- ◆ 平時
  - ・ 連絡、情報収集及び緊急点検等の社内組織体制の確認
  - ・ ＬＰガス設備の耐震強化対策実施方法
  - ・ 応急復旧及び容器回収用資機（器）材等の整備

- 消費者リストの確認と巡回表（緊急点検リスト）確認

◆ 警戒宣言発令時の対応
◆ 地震発生後の対応
◆ 臨時的ガス使用者への対応
◆ 共同防災訓練実施

第４　毒物劇物災害予防対策

毒物劇物による保健衛生上の危害防止にあたっては、営業者及び取扱者に対し、以下の監視指導を行い、災害予防対策を講じる。

◆ 営業者及び取扱責任者に対し、常に構造設備基準に適合するよう指導する。
◆ 毒物劇物貯蔵所の定期点検実施を指導するとともに、事故発生時の応急措置体制の確立指導、及び届出義務（保健所、消防署、警察署）の周知徹底を図る。
◆ 学校での保安対策は以下のとおりとする。
- 毒物劇物の管理責任者と使用責任者を定め、薬品類の保管・管理及び使用上の安全管理体制を整備する。
- 保管にあっては、安全な一定場所を保管場所とし、「毒物」「劇物」と記載し、施錠できる収納棚保管とする（鍵は責任者が保管し、盗難・紛失等の事故防止を図る）。
- 収納容器あるいは梱包時の措置においては、毒物劇物が漏れたり、流出することのない安全性の高い対処に努める。

第５　放射線災害予防対策

防災関係機関あるいは放射性同位元素の届出使用者は、地震・津波災害時の放射性物質による事故防止のため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防災資機（器）材の整備等、災害予防対策を推進するとともに、施設倒壊による放射線の漏洩を想定し、震災発生時のすみやかな関係機関との連絡体制構築を図る。

なお、放射線障害が発生した現場に立ち入る作業責任者や従事者は、必要な健康診断を受け、事前に以下の特別教育・講習を受けなければならない。

◆ 特定線量下業務特別教育テキスト
（平成２４年７月、厚生労働省電離放射線労働者健康対策室編）
◆ 除染等業務特別教育テキスト改訂版
（　　〃　　、　　〃　　）

第６　海上特殊災害予防対策

危険物積載船舶にあっては、海上災害防止の観点から、関係者間での保安教育訓練の徹底と防災関係機関との連携強化によって、保安体制の確立を図る。

第７節　避難対策の充実

【各課】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 津波避難計画の整備……本節第２
□ 避難指示等の発表基準……本編 第３章
□ 避難指示の伝達体制の整備……本編 第３章
□ 避難場所及び避難経路の選定……本節第２の４
□ 本町管理施設の避難計画整備……本節第２の４

第１　趣旨

本編 第１章 第３節「被害想定」に記載した各種被害想定は、本町住民の効果的な減災対策検討のデータベースでもある。

したがって、震災時における地震動・火災・津波・地盤災害等から住民の生命や身体の安全を確保するため、あらかじめ避難場所及び避難経路の選定や避難計画を作成し、総合的・計画的な避難対策を推進する。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスが容易かつ確実に伝わる体制整備も図る。

第２　津波からの避難対策

津波災害が予想されるイエローゾーン（津波災害警戒区域）の避難対象地区においては、具体的な災害シミュレーションによる避難訓練を行い、実践的な津波避難計画を策定する。

また、平時からの津波避難に関する留意事項を住民に周知させるのみならず、避難訓練後は住民の参画を得て、以降の訓練高度化を図る。

加えて、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

なお、本町で推進する防災まちづくりは、本章 第４節「津波災害予防対策」に参照した。

１．津波警報等の伝達

津波情報の確実な伝達を図るため、本町では関係事業者との連携によって、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ・ラジオ、携帯電話等を用いた伝達手段構築を図る。

また、津波警報、避難指示等の周知が、住民の迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、本町の津波避難対象地域に対して、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。その際、高齢者や障がい者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

さらに、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

２．地震情報

（１）緊急地震速報

気象庁は、最大震度５弱以上または長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上または長周期地震動階級３以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。このとき、予想される震度が６弱以上または長周期地震動階級が４のものを特別警報に位置付けている。また、最大震度が３以上または長周期地震動階級１以上、マグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

緊急地震速報等で用いる区域名称、緊急地震速報の種類と発表条件及び内容は以下のとおりである。

緊急地震速報や震度情報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
徳島県	徳島県北部	徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、名東郡［佐那河内村］、名西郡［石井町、神山町］、板野郡［松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町］、美馬郡［つるぎ町］、三好郡［東みよし町］
	徳島県南部	阿南市、勝浦郡［勝浦町、上勝町］、那賀郡［那賀町］、海部郡［牟岐町、美波町、**海陽町**］
※　緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。		

緊急地震速報の種類と発表条件及び内容

種類	発表条件及び内容
緊急地震速報（警報）	＜発表基準＞ ・地震波が２点以上の地震観測点で観測され、最大震度が５弱以上または最大長周期地震動階級が３以上と予想された場合に発表する。 ＜内容＞ ・地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名 ・強い揺れ（震度５弱以上または長周期地震動階級３以上）が予想される地域及び震度４が予想される地域名
緊急地震速報（予報）	＜発表基準＞ ・いずれかの地震観測点において、P波またはS波の振幅が100ガル以上となった場合に発表する。地震計で観測された地震波を解析した結果、震源・マグニチュード・各地の予測震度が求まり、そのマグニチュードが3.5以上、または最大予測震度が３以上である場合に発表する。 ＜内容＞ ・地震の発生時刻、地震の発生場所（震源）の推定値 ・地震の規模（マグニチュード）の推定値 ・予測される最大震度が震度３以下のときは、 －予測される揺れの大きさの最大（最大予測震度） ・予測される最大震度が震度４以上または長周期地震動階級１以上のときは、地域名に加えて －震度４以上または長周期地震動階級１以上と予測される地域の揺れの大きさ（震度）の予測値（予測震度、予測長周期地震動階級） －その地域への大きな揺れ（主要動）の到達時刻の予測値（主要動到達予測時刻）

※　緊急地震速報の特別警報について
緊急地震速報（警報）のうち、震度６弱以上が予想される場合を特別警報（地震動特別警報）に位置付ける。ただし、特別警報の対象となる最大震度６弱以上をもたらすような巨大な地震については、震度６弱以上の揺れが予想される地域を予測する技術は、現状では即時性・正確性に改善の余地があること、及び特別警報と通常の警報を一般の皆様に対してごく短時間に区別して伝えることが難しいことなどから、緊急地震速報（警報）においては、特別警報を通常の警報と区別せず発表する。

（２）種類とその内容

地震情報の種類と発表基準及び内容は、以下のとおりである。

地震情報の種類と発表基準及び内容

種類	発表基準及び内容
震度速報	＜発表基準＞ 震度3以上 ＜内容＞ 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	＜発表基準＞ 震度3以上（津波警報または注意報を出した場合は発表しない） ＜内容＞ 「津波の心配がない」または「若干の海面運動があるかも知れないが、被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	＜発表基準＞ 以下のいずれかを満たした場合 ・震度１以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 ＜内容＞ ・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	＜発表基準＞ 震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級１以上を観測した場合 ＜内容＞ 地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	＜発表基準＞ 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で、規模の大きな地震を観測した場合 （国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。） ＜内容＞ ・国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表。（※1） ・日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	＜発表基準＞ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など ＜内容＞ 顕著な地震の震源要素更新の通報や地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	＜発表基準＞ 震度5弱以上 ＜内容＞ 観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
※1　国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から１時間半～２時間程度で発表している。	

（３）地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等を周知するために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している地震活動に関する解説資料は以下のとおりである。

解説資料等の種類と発表基準及び内容

解説資料等の種類	発表基準及び内容
地震解説資料 （速報版）	＜発表基準＞ 以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・（担当地域沿岸で）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・（担当地域で）震度４以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない） ＜内容＞ 地震発生後３０分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 （詳細版）	＜発表基準＞ 以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・（担当地域沿岸で）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・（担当地域で）震度５弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 ＜内容＞ 地震発生後１～２時間を目途に第１号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
徳島県の地震	・定期（毎月初旬） ＜内容＞ 地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の徳島県内及び周辺地域の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
大阪管区気象台 週間地震概況	・定期（毎週金曜） ＜内容＞ 防災に係る活動を支援するために、週ごとの近畿、中国、四国地方の地震活動の状況をとりまとめた資料。

３．津波情報等の通知と伝達

（１）津波予報区

我が国の海岸は、６６の津波予報区に分けられ、徳島県は全域が『徳島県』の予報区となる。

（２）大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報を津波予報区単位で発表する。

これらの警報または注意報とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては、警報または注意報発表の時点で、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される波の高さ等

<table>
<tr><th rowspan="2">種類</th><th rowspan="2">発表基準
（予想される津波の高さ）</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">想定される被害と
取るべき行動</th></tr>
<tr><th>数値での発表
（津波の高さ予想の区分）</th><th>巨大地震
の場合
の発表</th></tr>
<tr><td rowspan="3">大津波
警報※</td><td rowspan="3">予想される津波の最大波の高さが高いところで３ｍを超える場合</td><td>10m超
(10m＜予想される津波の最大波の高さ)</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="3">巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。
沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td></tr>
<tr><td>10m
(5m＜予想される津波の最大波の高さ≦10m)</td></tr>
<tr><td>5m
(3m＜予想される津波の最大波の高さ≦5m)</td></tr>
<tr><td></td><td>予想される津波の最大波の高さが高いところで１ｍを超え、３m以下の場合</td><td>3m
(1m＜予想される津波の最大波の高さ≦3m</td><td>高い</td><td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。
人は津波による流れに巻き込まれる。
沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td></tr>
<tr><td>津波
注意報</td><td>予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、１m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td><td>1m
(0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦1m)</td><td>表記しない</td><td>海の中では人は速い流れに巻き込まれる。また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。
海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。</td></tr>
<tr><td colspan="5">※大津波警報は、特別警報に位置づけられている。</td></tr>
</table>

（３）津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。その種類と内容は以下のとおりである。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※1）や予想される津波の高さが発表される。（※2）
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※3）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※4）

※１　この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
※２　発表内容は表「津波警報等の種類と発表される波の高さ等」を参照。
※３　津波観測に関する情報の発表内容について
- 沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

※４　沖合の津波観測に関する情報の発表内容について
- 沖合で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測地）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	１m超	数値で発表
	１m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表 （津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	３m超	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表
	３m以下	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	１m以上	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表
	１m未満	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で発表
※注　沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。		

（４）津波情報の留意事項等

ア．津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ．各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ．津波観測に関する情報

津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ．沖合の津波観測に関する情報

津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。

津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

（５）津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	内　容
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

４．避難誘導体制

本町はこれまで、南海トラフ地震に備えるため津波避難可能場所の基礎調査等を実施し、死者ゼロを目指した「津波避難計画」の整備を図っている。

「津波避難計画」は住民合意の基で避難場所・避難経路を決定しなければ、避難意識の高揚に至らない場合も多く、目の前に危険が迫るまでその危険性を認めようとはしない「正常化の偏見」が働き、切迫避難にありがちの甚大な人的被害が生じることになる。

したがって、本町の津波避難誘導体制を地震・津波防災上の最重要事項と位置付け、以下の計画を図る。

（１）避難場所と避難経路の選定等

避難場所は、避難対象地域（イエローゾーン）の実情を考慮した対処が必要とされるが、「徒歩による近くの高台避難」が選定基準となり、津波到達予測時間・津波高さを考慮する必要がある。

本町の津波影響開始時間は、鞆浦漁港口で地震発生後約４分であり、高台避難が困難な場合は、近接地の津波避難ビル等利用が適切となる。

（２）避難場所選定上の留意点

- ◆ 安全性が確保されていること。
- ◆ 津波避難マップに記された津波到達予測結果（浸水域、津波影響開始時間、津波水位）を考慮すること。
- ◆ 緊急避難場所までの距離は５００m程度以内（※注）とし、避難対象者や地域特性等も考慮する。避難速度は１m/s を目安とする。
- ◆ 津波避難ビル利用には、所有者・管理者の了解によって設定を行う。

（※ただし、５００m程度以内に避難場所に適した場所がない場合は、この限りではない。）

（３）避難経路の選定上の留意点

- ◆ 安全性が確保されていること
- ◆ 幅員は広ければ広いほどよく、迂回路があるかどうかも確認する。
- ◆ 海岸沿いや河川沿いとはならない避難ルートにする。
- ◆ 津波進行方向と遠ざかる避難ルートを選定する。
- ◆ 気象状況・季節状況（朝・昼・夜、平日・休日、春・夏・秋・冬）も考慮した避難ルートとする。

（４）船舶の避難

- ◆ 「十分な水深があり、かつ広い沖合い」となる港外退避を念頭に置き、あらかじめ当海域までの避難所要時間を定めておく。
- ◆ 港外退避の危険性が高いと予想されるときは、人命の安全確保を最優先として、乗組員等は陸上の高台や避難場所に避難する。
- ◆ 港内に在泊する船舶は、徳島小松島港台風・津波等対策委員会が定めた『徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領』に基づく行動を取る。（資料編 No.64 を参照）

なお、港外退避場所は、『徳島県海上避難ガイドマップ、徳島県、平成２６年３月１８日』を参考に、日頃から安全な避難海域までの移動時間や移動系路を設定しておく等の準備が必要である。（資料編 No.32 を参照）

（５）避難訓練の実施

本町は、住民意識の高揚と円滑な避難実施、及び住民相互のコミュニティ確保を図るため、年１回以上の津波避難訓練を実施する。

実施にあたっては、居住者のみならず、観光客・釣り客・海水浴場客・漁業関係者、及び避難行動要支援者を含む実践的な避難訓練となるように努める。

なお、訓練は、継続性をもたすことが重要で、以下のフローのように是正・改善が行われる避難訓練が望ましい。

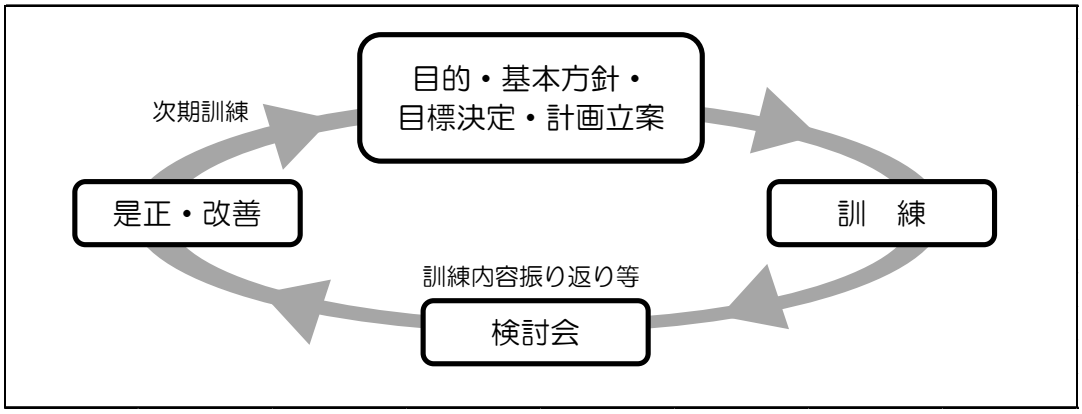

継続的な避難訓練

（６）避難に関する環境整備

本町は、避難計画の整備充実を図るとともに、防災行政無線等の確実な運用で、避難指示等の対処を、住民に迅速に伝達する。また、夜間避難を想定した照明設備・避難誘導標識の設置、本町の地域の特性に応じた避難施設、避難経路等の環境整備を推進する。

（７）交通規制

避難経路確保の必要性がある区間では、警察の協力を得て、周辺の交通規制内容を定め、計画に明示するとともに、事前周知の措置を図る。

（８）平時の住民への周知

津波に関する基礎知識として、以下のような広報を行い、住民に周知する。

- ◆ 津波警報等が発表されたとき、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- ◆ 地震発生後の津波到達時間は震源距離に比例することから、数分で来襲する場合もある。
- ◆ 引き波で始まるとは限らず、第１波よりも第２波・第３波が大きくなることもある。
- ◆ 第１波が最大波でないときでも、第１波が来るまでの直接避難（※注）が大切である。
- ◆ 浸水深が２０ｃｍの津波でも、流速が速ければ危険で、５０ｃｍを越えると足の自由がきかず、漂流物も流れてくる。
- ◆ 津波の来襲間隔は、１５分～２０分の場合もあり、６時間以上の避難待機を守る必要がある。
- ◆ 強い揺れをともなわず、危険を感じることなく押し寄せる、津波地震や遠地地震、火山津波にも配慮する。

また、日頃の準備には、以下のような心得が必要である。

- ◆ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、食料、着替え等）の準備
- ◆ 避難場所・避難経路の確認、安全性チェック
- ◆ 警報・注意報発表時や避難指示発令時に取るべき行動
- ◆ 避難場所での行動（助け合いの精神と集団での治安維持）
- ◆ いざというときの家族での対処法（家族防災会議）
- ◆ 防災訓練への積極的参加、防災関連情報の利用

※注　直接避難について

『直接避難』とは、地震発生後の津波に備え、すぐ（昼間は５分以内、夜間は１０分以内）に避難する場合をいう。また、すぐには避難しないが、以降に避難する場合を『用事後避難』、津波を見てから慌てて避難する場合を『切迫避難』というが、避難ビル等の活用を図り、全員が直接避難した時の津波による死者は、徳島県の発表では２％まで減らすことが可能とされている。

（９）町及び防災上重要な施設管理者の予防措置

町・学校・医療機関（診療所含む）・事業所等、防災上重要な施設管理者は、以下の事項に留意して、地震・津波避難計画を作成し、関係職員等の防災知識習得・高揚を図る。

＜学校等＞

学校等においては、児童・生徒の集団避難に備え、それぞれの地域特性に応じた避難場所・避難経路・避難誘導方法・避難指示伝達方法等を定める。

＜医療機関等＞

傷病者を他の医療機関、あるいは安全な場所への集団避難に備えて、転院先への移送体制計画や集団避難計画を作成し、定期的な実践防災訓練を行う。

＜事業所等＞

工場その他、防災上重要な施設管理者は、各事業所内で定めた災害予防計画で、職員や来客（場）者等を安全に避難させる避難場所・避難経路・避難誘導時の指示・伝達方法を決定しておく必要がある。また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第３　火災からの避難対策

１．避難場所の確保

（１）広域避難場所の選定

地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所を行政上で、「広域避難場所」としている。

震災時には、円滑な消火活動が阻害されることもあり、密集市街地では炎上火災のおそれもあり、本町では、周辺住民を安全に避難させるため、あらかじめ以下の基準により「広域避難場所」を選定しておく。

ただし、「広域避難場所」としての適格性の判断は、各種調査結果や各地区の市街地の状況等判断による。

- ◆ 火災の延焼によって生じる幅射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さ（概略１ha 以上）を有した公園・緑地・広場、その他公共空地であること。
- ◆ 木造密集市街地から３００m以上離れていること。
- ◆ 土砂崩壊、液状化被害の危険性がなく、付近に危険物施設のない箇所。
- ◆ 避難者が安全に到着できる避難経路と連絡されていること。
- ◆ 避難者一人あたりの必要面積は約２ｍ２以上とし、要避難地区全ての住民を収容できる配置とする。
- ◆ コミュニティ単位（あるいは住区別）での避難場所を原則とし、河川等を横断しての区分けは避け、可能な限り津波来襲方向とは遠ざかる場所での選定とする。

（２）広域避難場所の整備

「広域避難場所」の環境整備は、以下の内容に留意する。

- ◆ 広域避難場所及び周辺道路に案内標識・誘導標識等を設置する。
- ◆ 給水活動が可能となるポンプ・浄水器等、必要資機（器）材の整備と水源確保を図る。
- ◆ 備蓄倉庫を設け、医療救護品（軽治療用医薬品）他食料備蓄、情報連絡・消防活動に必要となる備品整備を図る。
- ◆ 備蓄倉庫は関係地域住民の共有利用とし、事前に各自最低限度の非常持出品搬入も可とするが、管理は住民相互で実施する。

２．避難路の確保及び交通規制

（１）避難路の選定

住民が安全に広域避難場所等へ避難するための避難路をおおむね次の基準により選定、確保するものとする。

- ◆ 原則として幅員が１０m以上の道路とし、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- ◆ 避難路は相互に交差しないものとし、一方通行を原則とすること。
- ◆ 津波や浸水等の危険のない道路であること。

（２）避難路及び広域避難場所周辺の交通規制

牟岐警察署は、避難路を確保するため必要がある場合には、避難路に指定された道路及び広域避難場所周辺道路の交通規制を行う。

３．避難に関する広報

本町は、住民が的確な避難行動を取ることができるように、避難場所選定後は、あらゆる機会をとらえ、すみやかな避難行動対処の広報活動を行う。

（１）避難場所等の広報

避難場所の指定を行った場合は、次の事項について地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ◆ 避難場所の名称
- ◆ 避難場所の所在位置
- ◆ 避難場所への経路
- ◆ その他必要な事項

（２）避難のための知識の普及

次の事項について住民への普及徹底に努めるものとする。

- ◆ 平常時における避難の心得
- ◆ 避難時における知識
- ◆ 避難収容後の心得

４．避難計画

本町及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておくものとする。

（１）町の避難計画

本町の避難計画は、次の事項に留意して作成するものとする。

- ◆ 避難指示等を行う基準及び伝達方法
- ◆ 避難場所の名称、所在地等
- ◆ 避難場所への経路及び誘導方法
- ◆ 避難場所内での被災者に対する救援・救護措置
- ◆ 給水
- ◆ 給食
- ◆ 負傷者に対する応急救護
- ◆ 生活必需品の支給
- ◆ その他必要な措置
- ◆ 避難場所における秩序維持
- ◆ 災害広報

（２）防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場その他の防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、関係行政機関との連携を深め訓練等を実施することにより避難の万全を期すものとする。

学校においては、児童や生徒を集団的に避難させる場合に備えて、それぞれの地域特性等を考慮した避難の場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等を定める。

病院においては、患者を他の医療機関または安全な場所へ集団的に避難させる場合に備えて収容施設の把握、移送の方法、保健・衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

第８節　火災予防対策

【各課】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 消防計画の策定 ..... 本節
□ 消防施設・設備の現況 ..... 資料編 No.29
□ 消防施設・設備の整備 本節第３

第１　趣旨

阪神淡路大震災の被害結果からも明らかなように、地震火災はさらに被害を大きくするおそれが強く、また東日本大震災では、津波火災も発生した。

このようなことから、本町は、地震・津波発生時の出火防止、初期消火の徹底を図るため、火災予防に関する住民への指導・広報を行うとともに、町保有の消防力整備強化に努める。

東日本大震災での津波火災

東北地方沿岸部では多数の津波火災が発生した。事例として、津波による石油タンクの破壊で、流出した重油に引火・着火して発生した海面火災のほか、津波で押し流された自動車・住宅が、大型の建物に流出をさえぎられて集積し、燃え始める火災もあった。

国の津波避難ビル指定ガイドラインは「堅固な高層建築物等」とあるが、大型の建物が津波火災では新たなリスクとなり得る矛盾もある。

第２　出火防止・初期消火体制の確立

昨今では、日常生活での利便性追求の観点から、火災の危険性や火災時の被害増幅となる種々の複雑な要因が増加の一途をたどっているが、まちづくりの基本は、住民の生命・財産を守ることでもあり、本町は効果的な火災予防行政を展開し、災害に立ち向かうまちづくりを目指す。

１．火災予防の徹底

出火防止等を重点とし、講演会、講習会、研修会等を開催し、また広報紙による防火啓発、その他火災予防週間中での消防団による火災予防の呼びかけなどの消防広報を行う。

春の全国火災予防運動	３月１日	～	３月７日	（消防庁）
秋の全国火災予防運動	11月９日	～	11月15日	（消〃庁）
全国山火事予防運動	３月１日	～	３月７日	（林野庁）

（１）一般家庭に対する指導

火災や地震のこわさ、あるいは出火防止についての知識普及とともに、適切な火気設備・器具の使用方法、感震ブレーカーなど住宅用防災機器等の普及、住宅防火診断の実施等、出火防止の指導を行う。

また、避難行動要支援者を含む要配慮者在住の家庭には、自宅訪問等で、住宅防火診断の実施等出火防止、あるいは避難時の対処法等の詳細指導を行う。

（２）職場に対する指導

職場指導では、予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会等を通じ、防火思想の普及・高揚に努める。

- ◆ 地震・津波発生時の初期消火・出火防止への応急措置
- ◆ 消防用設備（消防法第１７条）等の維持点検と従業員の行う取扱い方法の徹底
- ◆ 従業員・近隣住民への避難誘導体制の確立
- ◆ 定時・終業後における火気点検の励行
- ◆ 自衛消防隊の育成指導

２．地域ぐるみの防火・防災訓練、民間防火組織の育成

本町は、震災時における消防機関の活動に加え、地域住民が自主的に防火・防災活動が行えるように、防火・防災訓練の実施、あるいは民間防火組織の育成に努め、地域ぐるみの消防活動計画を推進する。

（１）防火・防災訓練

自助・共助の精神に則り、地域住民が自主的に行える防火・防災訓練を提案し、初期消火、出火時の避難対処法等の知識普及に努める。

（２）民間防火組織の普及

- ◆ 婦人防火クラブ

  女性による家庭防火思想の普及徹底と、地域内の自主防火体制確立を目的とした婦人防火クラブの組織化推進と育成に努める。

婦人防火クラブの意義

- 婦人防火クラブの活動は、「地域密着型の非営利組織」として、今後更に進むであろう分権型社会のボランティア活動位置付けが期待される。
- 災害発生時の初動対応者として、被害抑制が図られ、自主防災組織と密な連携を図ることで、地域の災害対応能力が一層高まることになる。
- 研修会・講習会開催等で、応急手当他の資格・技術習得を実施し、発災時の積極的な活動が望まれる。

◆ 少年消防クラブ
日常生活の中で、火災・災害の予防学習活動を行う、１０歳以上～１５歳以下の少年・少女による編成のクラブで、消防庁では、全国少年消防クラブ運営指導協議会を設けている。
将来の消防を支える人材育成にも役立つと期待されている。

◆ 幼年消防クラブ
幼年期において、正しい火の取扱いについて学び、火遊び等による火災の減少を図ろうとするもので、９歳以下の児童・園児等を対象とし、消防機関等の指導の基で、組織化育成を進める必要がある。

３．予防査察の強化

海部消防組合は、防火対象物の予防査察を年間行事計画に取入れ、特に火災発生時において人命に危険があると認められる対象物や公共施設等では、定期査察のほかに特別査察（※）を行う。

※　査察
消防予防に関する消防法第４条第１項または危険物予防に関する消防法第１６条の５第１項による立入検査によって確認、あるいは判明した消防法令違反等を改善させる行為をいう。査察対象物の状況に応じ、以下の位置・構造・設備及び管理状況を検査する。

◆ 建築物及びその他の工作物
◆ 火気使用設備及び器具
◆ 電気関係施設及び器具
◆ 消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動に必要な施設
◆ 危険物
◆ 指定可燃物
◆ ガス関係施設及び器具
◆ 放射性物質関係施設
◆ 防炎処理の状況
◆ 消防計画及び予防規程と消防訓練の実施状況
◆ 防火管理者、危険物取扱者・危険物施設保安員の業務遂行状況
◆ その他火災予防上必要と認められる事項

４．防火対象物の防火体制推進

海部消防組合は、消防法第２条第２項に規定する、多数の者が出入りする防火対象物については、防火管理者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火・避難等の訓練実施、消防用設備等の点検整備、及び火気の使用・取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置徹底を指導し、当該対象物における防火体制の推進を図る。

※　消防法第８条第１項で、防火管理者が義務付けられている、「学校、病院、工場、事業場等多数の者が出入りする防火対象物」は、建築基準法の特殊建築物の適用も受ける。

５．危険物等の保安確保指導

海部消防組合は、石油類の危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じ危険物施設への立入検査を実施し、位置・構造及び設備その他、管理の状況が、法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているか否かの査察指導を実施する。

この査察指導内容は、以下のとおりである。

◆　危険物施設の所有者・管理者に対し、定期点検と点検記録作成・保存を義務化させ、災害発生の防止に努める。
◆　職員への保安教育実施で、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策時の完全遂行がなされるように、自主保安体制の確立を図る。
◆　大火災になる素因を持つ地域や施設は、災害発生に対する防御計画策定の指導を行う。

６．化学薬品からの出火防止

学校や医療機関、あるいは事業所等で保有する化学薬品は、地震動による保管場所からの落下、容器の破損等による出火の危険性が大きく、これらの転落防止等の安全対策と適切な維持管理の指導を行う。

第３　消防力の整備強化

本町は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）に基づき、常備消防として海部消防組合を置き、非常備消防には、２４分団で構成される海陽町消防団を配置している。

◆　海部消防組合消防本部
海部消防組合消防本部は、牟岐町大字川長字新光寺にあり、総務課・警防課・予防課で構成されている。
◆　海南消防署
海南消防署は、海陽町大里字松ノ本にあり、庶務係、予防係、警防係で構成されている。
◆　海陽町消防団
海陽町消防団本部は、本町大里字上中須にあり、海南機動分団、川東第１～３分団、浅川第１～３分団、川上第１～５分団、海部第１～６分団、宍喰第１～６分団の２４分団で構成されている。

上記組織は、各種災害に対応するため、消防力の基準（平成１２年消防庁告示第１号）に応じた施設・設備の強化と消防施設強化促進法（昭和２８年法律第８７号）に基づく消防力の充実に努めている。

１．総合的な消防計画

現有消防力での総合的な消防計画は、以下のとおりとする。

◆ 災害警防計画

災害時で、消防機関が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

◆ 火災警防計画

火災時、あるいは発生するおそれがある場合の消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準・警戒等に努める。

◆ 消防活動困難地域の火災防御計画

木造建築物の密集地域や消防水利不足地域等で火災が発生すれば、大火になると予想される消防活動困難地域を定める。

◆ 特殊建築物の防御計画

建物の構造・業態・規模が、火災の対象事象のいずれから判断しても人命や延焼の危険等が著しく大きい建築物を定める。

◆ 危険物の防御計画

爆発、引火、発火その他火災の防御活動上危険な物品を貯蔵する建物・場所の要領を定める。

◆ ガス事故対策計画

ガス漏洩事故・ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ、関係機関の相互協力の基、被害低減を図る対策を定める。

２．消防活動体制の整備強化

火災発生時の初動体制確立のため、消防機関整備の近代化と人員増強に努め、消防活動体制の整備強化を図る。

なお、高齢化の進む消防団員の対処においては、青年層や女性の参加促進、地方公共団体・農業協同組合職員等の入団促進を図るとともに、消防活動啓発を実施する。

３．消防装備等の整備強化

◆ 消防水利の確保

海水・河川・用水・プール等の水利確保とともに、消火栓・防火水槽・耐震性貯水槽等を計画的に設置し、平時には、これらの消防水利の定期的な点検・補修を行う。

なお消火栓設置は、上水道拡張計画とともに施工されるが、震災時には使用不能となる箇所も考えられ、消火栓の設置増加も計画の対象とする。

◆ 消防通信施設の整備

医療機関や警察等関係機関等との連携をさらに強化するため、消防通信施設の整備充実に努める。

◆　救急隊整備と人員の充実
救急救命率向上のため、高規格救急自動車の導入と救急救命士の養成によって、救急の高度化を促進する。

◆　救助装備の整備と高度化
高度な人命救助資機（器）材の整備、多目的救助工作車の整備、救助隊員の安全装備充実、支援装備の整備、救助隊員の技術向上に努める。

第９節　海陽町業務継続計画（ＢＣＰ）

【各課】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 市町村業務継続計画の策定・運用……本節

第１　計画の目的

南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合、本町も被災し、ヒト・モノ・情報・ライフライン等、必要とする資源に大きな制約を受けることになる。

ただそのような中でも、災害応急対策活動はすみやかに実施する必要があり、また町民生活に密着した行政サービスの提供や継続性の高い業務については、着実に運用を図っていかなければならない。

このため、本町では、町として実施すべき「応急業務」と「継続の必要性の高い通常業務」を「非常時優先業務」とし、発災時から２週（１４日間）の業務継続計画（ＢＣＰ）を、平成２５年３月に策定した。以降、必要に応じて改正を行っている。

第２　非常時優先業務の選定基準

本町が実施する非常時優先業務の選定基準は、以下のとおりとなっている。

選定のフロー

- ◆ 『非常時優先業務』を「応急業務」と「継続の必要性の高い通常業務」に区分する。
- ◆ 地震発生後、２週間以内に着手しなければならない通常業務を対象とする。
- ◆ 時系列区分にしたがって、業務開始目標時間と実施期間を明示する。
- ◆ フェーズ区分を下記のとおりとする。
  - ・ フェーズⅠ（地震発生～１０時間）の目標：〔初動〕災害対策本部の体制確立
  - ・ フェーズⅡ（１０時間～１００時間）の目標：〔応急〕被災者の救助・救助
  - ・ フェーズⅢ（１００時間～１０００時間）の目標：〔復旧〕住民生活の復旧

なお、非常時優先業務については、本町業務継続計画を参照とする。

第３　業務継続力の向上

計画の実効性を確保するためには、計画を策定するだけではなく、全職員が非常時優先業務の重要性を理解し、発災時に非常時優先業務等を遂行できるよう、継続的に教育（研修）や訓練を行い、業務継続力の向上に努める。また、必要に応じて計画の見直しを行い、実効性の高い計画にしていく。

第１０節　企業の事業継続計画（ＢＣＰ）

【各課】

第１　趣旨

企業の事業継続計画（ＢＣＰ）は、発災時に可能な限り重要な業務を継続させ、事業の早期操業を回復させるとともに、中断に伴う顧客取引の喪失やマーケットシェアの低下、あるいは企業評価低下等のリスクから企業を守る計画である。

したがって、本町では町内企業における防災力向上の役割をはたす、企業の事業継続計画（ＢＣＰ）の推進に努める。

第２　策定支援

本町は、町内企業を対象とし、企業の事業継続に関して、ＢＣＰ策定の重要性や必要性、あるいは考え方等についてのパンフレット配布等により、企業の防災意識啓発を推進するとともに、ＢＣＰ策定企業の増加に努める。

第３　ＢＣＰ策定の指針（案）

ＢＣＰ策定作業は、企業内での事務・業務の流れ、業務実施等の一連の行程における見直しと問題点抽出、課題の洗い出し等が基礎データとなることから、自社の現状そのものを診断・分析することにもなり、強い企業・永続性のある企業へと変身できるチャンスともなりうる。

次頁に策定の指針（案）となる項目例を挙げた。

項目例

１．総則
（ａ）適用の範囲（Ｐ）
　　この計画で扱う業務の内容
（ｂ）目的（Ｄ）
　　主な業務での生産時間軸との関連と生産目標
（ｃ）リスクの洗い出し（Ｃ）
　　想定されるリスク分析
（ｄ）行動（Ａ）
　　事業を復旧（再開）させるための復旧計画

２．緊急時対応計画
（ａ）避難方法
（ｂ）連絡方法

３．事業継続計画
（ａ）役割と職務
（ｂ）計画の実施
（ｃ）事業継続上での人員と物資確保
（ｄ）機能復旧（再開）のフロー

４．復旧計画
（ａ）役割と職務
（ｂ）計画のさらなる実施
（ｃ）復旧上での人員と物資確保
（ｄ）安定企業としての復活・変身

５．維持管理計画
（ａ）事業実施上の品質維持
（ｂ）PDCA 体制（※注）
（ｃ）図上訓練の実施

※注　PDCA サイクル
　　PDCA サイクルとは、Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法のこと。

第１１節　地震防災緊急事業五箇年計画の推進

【各課】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく地震防災対策の推進……**本節**

第１　趣旨

地震防災対策特別措置法（平成７年法律第１１号）の施行により、徳島県は、社会条件・自然条件を総合的に勘案して、徳島県下全域（地震により著しい被害が生じるおそれのある地区）で、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、平成８年度を初年度として、以下のように計画している。

- 第一次地震防災緊急事業五箇年計画（平成８～１２年度）
- 第二次地震防災緊急事業五箇年計画（平成１３～１７年度）
- 第三次地震防災緊急事業五箇年計画（平成１８～２２年度）
- 第四次地震防災緊急事業五箇年計画（平成２３～２７年度）
- 第五次地震防災緊急事業五箇年計画（平成２８～令和２年度）
- 第六次地震防災緊急事業五箇年計画（令和３～令和７年度）

第２　計画対象事業

計画対象事業の内容は、以下各号のとおりとなっている。

〈１号〉避難地
〈２号〉避難路
〈３号〉消防用施設
〈４号〉消防活動が困難な地域の解消となる道路
〈５号〉緊急輸送を確保するための道路・交通管制施設、ヘリポート、湾港施設または漁港施設
〈６号〉共同溝・電線共同溝等の電線・水管等の公益物件を収容する施設
〈７号〉公的医療機関等で、地震防災上、改築または補強を要するもの
〈８号〉社会福祉施設のうち、地震防災上、改築または補強を要するもの
〈９号〉公立の小学校、中学校もしくは義務教育学校または中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上、改築または補強を要するもの
〈１０号〉公立特別支援学校のうち、地震防災上、改築または補強を要するもの
〈１１号〉不特定多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上、補強を要するもの
〈１２号〉津波による被害を防止し、避難を確保するための海岸保全施設または河川管理施設

〈１３号〉砂防施設・森林保安施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設または農業用排水施設のため池で、家屋密集地域を控えた地震防災上必要となる施設
〈１４号〉地域防災拠点施設
〈１５号〉防災行政無線設備、及びその他施設または設備
〈１６号〉飲料水、電源等の確保に必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備等
〈１７号〉非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
〈１８号〉負傷者の一時的収容・保護のための救護設備または資機材
〈１９号〉老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第３　海陽町計画対象事業

第六次地震防災緊急事業五箇年計画に該当する本町の対象事業は以下のとおりである。

◆ 宍喰地区地域防災公園の整備

南海トラフ巨大地震発災時の１次避難以後における避難所の確保や仮設住宅用地として防災公園整備を推進する。

南海トラフ巨大地震に備えるため、救援物資や生活必需品の輸送拠点や応急対策や復旧・復興に向けた基地としての機能も担う宍喰地区地域防災公園（仮称）の整備を推進するとともに、造成工事においては、国が行う地域高規格道路、徳島県が行うランプ部及びアクセス道路整備に遅れ等の影響を及ぼさないように各事業との調整を図りながら工事を進める。

第１２節　地震災害に関する調査研究

【教育委員会】

第１　目的

本町は、徳島県が行う地震災害に関する調査研究に協力し、地震対策を総合的・計画的に推進させる基礎資料整備を図る。

- ◆ 被害想定に関する調査研究
- ◆ 地盤に関する調査研究
- ◆ 津波災害に関する調査研究

第２　既往調査概要

徳島県が実施してきた既往調査の概要は、以下のとおりである。

- ◆ 中央構造線活断層調査　　（平成９年度～平成１１年度）
- ◆ 徳島県地震防災アセスメント調査　　（平成９年３月）
- ◆ 徳島県津波浸水予測調査　　（平成１４年度～平成１５年度）
- ◆ 徳島県地震動被害想定調査　（平成１５年度～平成１６年度）

第３　本町で発刊された南海地震・津波に関する出版物

本町は、過去幾度も南海地震による地震・津波による被害にあってきた。それらの災害の経験・教訓等について記録した代表的な出版物を紹介する。

我々、海陽町町民は、これらから得られる教訓等を本編 第１章 第２節 第２「本町の地震・津波碑、ｐ.2-4～9」とともに、先人の教えとして学び、後世に永く伝え残していく義務がある。

そして、繰り返し発生している南海トラフ地震による揺れや津波の被害を最小限に抑えるためには、町民一人ひとりが過去の教訓を学び、それを行動に移すことが何よりも重要である。

- ◆ 【南海地震津波の記録「宿命の浅川港」、旧海南町、1986 年】
  昭和南海地震後４０周年の節目に出版された。
- ◆ 【南海大地震「五十年の記憶と教訓」、旧宍喰町、1996 年】
  昭和南海地震後５０周年の節目に出版された。
- ◆ 【阿波国宍喰地震・津波の記録「震潮記」、田井晴代、2006 年】
  「震潮記」は、宍喰の元組頭庄屋　田井久左右衛門宣辰（1802 年～1874 年）が安政南海地震・津波（1854 年）に遭った当地の状況を記録したもので、この他にも永世（1512 年）、慶長（1605 年）、宝永（1707 年）に起こった津波記録の写しも含まれている。平成１８年、田井家の子孫の妻である田井晴代氏により、現代文に訳された。

田井五一

第３章　災害応急対策

第１編「共通対策編」に定めるところによるほか、『南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画』（令和５年５月２３日改定．中央防災会議幹事会）及び『徳島県広域防災活動計画』の定めるところによる。

このうち道路啓開については、「徳島県道路啓開計画（南海トラフ地震対策編）」に定めるところによる。

第１節　南海トラフ地震臨時情報に伴う対応

【各課】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 臨時情報（調査中）発表時の措置……本節第２の２
□ 臨時情報（巨大地震警戒）発表時の措置……本節第２の３
□ 事前避難対象地域（住民事前避難対象地域）の指定……本節第２の３（６）
□ 臨時情報（巨大地震注意）発表時の措置……本節第２の４

第１　方針

本町は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下「南海トラフ特措法」という。）の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されており、気象庁より「南海トラフ地震臨時情報」（以下「臨時情報」という。）が発表された場合には、速やかに地域住民等へ伝達するとともに、情報内容に応じ警戒態勢を整え、後発地震の発生に備える必要があるため、その対応について定める。

第２　内容

１．基本方針

本町は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域として、南海トラフ特措法の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。

平成２９年１１月１日より、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁から臨時情報が発表されることとなっており、本町においては、突発的に発生する地震への防災・減災対策を基本としつつ、臨時情報が発表された際には当該情報を有効活用することにより、南海トラフ地震発生時における被害軽減に繋げていくことが重要である。

このことから、本町並びに関係機関等は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画や徳島県地域防災計画（南海トラフ地震防災対策推進計画）の内容を踏まえた防災対応を検討し、南海トラフ特措法に基づく推進計画（本編 第４章）、またはその他の計画に定めるものとする。

2. 臨時情報（調査中）発表時の措置

（１）臨時情報（調査中）の伝達等

臨時情報（調査中）が発表された場合、本町は、担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、職員の配備体制及び情報伝達経路・方法については次のとおりとする。

ア. 職員の配備体制

第１編 第３章 第２節 第４「配備動員体制」の定めるところによる。

イ. 情報伝達経路・方法

第１編 第３章 第３節「情報通信」の定めるところによる。

3. 臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の措置

（１）臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合、本町は職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき、地域住民等に対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

ア. 職員配備体制

第１編 第３章 第２節 第４「配備動員体制」の定めるところによる。

イ. 情報伝達経路・方法

第１編 第３章 第３節「情報通信」の定めるところによる。

（２）臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

臨時情報（巨大地震警戒）等の発表後に、臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民等に密接に関係のある事項について、第１編 第３章 第５節「災害の広報」に準じて周知するものとする。

なお、その際には、高齢者や障がい者、外国人等の要配慮者に対して十分配慮するものとする。

（３）地域住民等からの問い合わせ

本町は、地域住民等からの問い合わせ等に対応する相談窓口を設置するとともに、その旨の周知を図るものとする。

（４）臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

本町は、災害応急対策の実施状況、その他臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、また、災害対策本部等からの指示事項等の伝達・共有を行うため、災害時情報共有システムを活用した情報収集・伝達等を実施する。

（５）災害応急対策をとるべき期間等

本町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8．０以上の地震の発生から１週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

（６）避難対策等

ア．住民事前避難対象地域

本町は、国からの指示が発せられた場合において、後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域の住民等が後発地震の発生に備え、１週間避難を継続すべき地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）を定める。住民事前避難対象地域は、次のとおりである。

住民事前避難対象地域一覧

行政区域	地　区
浅川	鯖瀬、粟浦、伊勢田下、大田、イナ、浜、西、東
川東	多良、四方原、前田、飯持、中小路、浜崎、松原、五反田
海部	東町、南町、仲町、北町、高倉、立岩、山下、町内、新町、脇ノ宮、堤ノ外、西分、松木谷、高園、野江、芝、中山、一宇谷、橋ノ本、鹿ケ谷、那佐（海部）
宍喰	宍喰浦、正梶、那佐（宍喰）、久保、金目、日比原、安養寺、大野、馳馬、尾崎、芥附、竹ヶ島

イ．住民事前避難対象地域及び対象地域外の避難行動要支援者に対する平常時の広報

本町は、住民事前避難対象地域の住民及び対象地域外の避難行動要支援者に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全に期するよう努める旨を周知する。

ウ．避難計画

町長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」）は、臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、地域住民や施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう避難の計画を定める。

（ア）基本方針

- ◆ 住民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、本町は必要な情報提供を行うこと等により、その検討を促すものとする。
- ◆ 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震に対する緊急対応を取った後、自らの地域で発生が懸念される大規模地震に対して、明らかにリスクが高い事項については、それを回避する防災対応を取り、社会全体としては地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持していくものとする。
- ◆ 本町は、海陽町地域防災計画で定めた住民事前避難対象地域の住民及び対象地域外の避難行動要支援者に対して、臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際には、大津波警報または津波警報から津波注意報へ切り替わった後、避難情報の発令等により、避難場所等から知人・親類宅、または指定避難所への避難を指示するものとする。
- ◆ 本町は、建物の耐震性が不足する住居に居住している者や事前避難が望ましい者に対して事前避難の呼びかけを行い、不安のある住民に対して避難を促すこととする。また、南海トラフ地震が発生した場合には、町内全域で非常に強い揺れが発生することを踏まえ、土砂災害防止法第７条第１項に規定する土砂災害警戒区域内の住民に対して、同様の呼びかけを行うこととする。
- ◆ 当該計画は、施策・事業の進捗状況や住民の意向等を踏まえ、必要に応じて見直しを適宜行うものとする。

（イ）日頃からの地震への備えの再確認等

臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、本町は全住民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかけるものとする。

（ウ）避難のための指示等

ａ．避難指示等の基準

臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における避難指示等の基準については、第１編 第３章 第９節「避難対策の実施」の定めるところによる。

ｂ．避難指示等の伝達方法

町長は、臨時情報（巨大地震警戒）発表後、住民に対し、防災行政無線、インターネット等により避難の指示等を行うものとする。

ｃ．避難計画の作成

避難実施等措置者は、後発地震に備えて、一定期間避難生活をする避難所（以下「事前避難所」という。）、避難経路、避難実施責任者等、具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

ｄ．地域住民の避難等

臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における地域住民の避難等は、次のとおりとする。

（ａ）住民事前避難対象地域の住民及び対象地域外の避難行動要支援者

- ◆ 住民事前避難対象地域の住民及び対象地域外の避難行動要支援者は、大津波警報または津波警報から津波注意報へ切り替わった後、本町からの避難指示に従い、事前避難に移行するものとする。事前避難を行う際には、安全な移動ができる状況を選んで移動を開始することを基本とする。
- ◆ 事前避難の期間は、最初の地震が発生してから１週間を基本とする。
- ◆ 避難先は、知人・親類宅等への避難を基本とするが、それが難しい住民は、本町が開設する事前避難所とする。
- ◆ 事前避難所への移動は、徒歩による避難を基本とし、難しい場合は、車両等による避難を行うものとする。
- ◆ 移動ルートの検討にあたっては、津波による浸水や揺れによる崖崩れ、沿道のブロック塀等の倒壊等に留意する。
- ◆ 移動時に地震が生じるおそれがあることから、移動中も情報収集を行うこと、アクシデント発生時に対処ができるよう単独では避難しないこと等を住民に呼びかけることとする。

（ｂ）その他地域の住民及び避難行動要支援者以外の住民

- ◆ その他地域の住民及び避難行動要支援者以外の住民は、通常の社会活動をできるだけ維持しつつ、後発地震の発生に備えた防災対応をとることを基本とする。
- ◆ 次の条件に該当する者は南海トラフ地震が発生した場合に被害を受ける危険性が高いことを踏まえ、日頃からの地震への備えの再確認等を呼びかける際、該当する者の避難の検討に必要な情報提供や事前避難の呼びかけを行うことで、事前避難の検討を促すものとする。
  - ⬧ 建物の耐震性が不足する住居に居住している者
  - ⬧ 土砂災害防止法第７条第１項に規定する土砂災害警戒区域に居住している者

（ｃ）滞留旅客等

本町は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等、必要な措置を講じるものとする。

ｅ．避難所の設置及び運営

臨時情報を踏まえた事前避難については、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とし、本町はそれが難しい住民が避難するための場所として事前避難所の確保を行うものとする。なお、事前避難は災害が発生した後の避難とは異なり、電気・ガス・上下水道・通信サービス等のライフラインは通常どおり稼働し、住民事前避難対象地域の外では商業施設等も営業していると想定されることから、必要なものは各自で準備することを基本とする。

（ａ）避難所の受け入れ人数の把握

事前避難対象地域の人口を基礎に、自主避難する住民等を見込むことで、避難所で受け入れが必要な人数を推計するものとし、宿泊者等については、あらかじめ関係者と帰宅方法を検討するものとする。

（ｂ）避難所候補リストの作成

本町は、津波災害時の指定避難所を参考に事前避難所として利用できる施設を整理し、避難所として使用する優先順について、次の項目を参考にあらかじめ検討を行うこととする。

- ◆ 施設名、住所、面積、収容人数
- ◆ 管理者、管理者の連絡先（複数名を推奨）
- ◆ 耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無
- ◆ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所か否か
- ◆ 津波浸水想定区域内か否か
- ◆ 学校の状況（授業継続または休校）
- ◆ 周辺の避難場所からの移動距離
- ◆ 要配慮者の受け入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）
- ◆ 冷暖房、テレビ、パーテーション等の設置状況
- ◆ 食料、日用品の備蓄状況及び近隣の食料、日用品を確保できる商店等の状況

（ｃ）避難所の選定

本町は、避難所での受け入れが必要な人数に基づき、避難所候補リストから実際に利用する施設を選定する。避難所の不足が見込まれる場合は、町内の広域避難や旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村との連携した避難等、避難所として利用できる施設のさらなる検討を行う。

（ｄ）避難所の運営

事前避難時における避難所の運営については、「海陽町避難所運営マニュアル」に準じて行うものとする。このとき、避難所の運営は避難者が自ら行うこと、また、避難に必要なものについては各自で準備し、生活の中で不足するものは各自が購入することを基本とする。

（７）消防機関等の活動

本町は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対象を定めるものとする。

◆ 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
◆ 住民事前避難対象地域の住民及び対象地域外の避難行動要支援者等の避難誘導、避難路の確保

また、本町は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、第６編 第２章「水防体制」に準じた措置をとるものとする。

（８）警備対策

徳島県警察は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として措置をとるものとする。

◆ 正確な情報の収集及び伝達
◆ 不法事案等の予防及び取締
◆ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指揮

（９）水道、電気、ガス、通信、放送関係

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、指定地方公共機関、指定地方公共機関に指定されているライフライン事業者は、それぞれの機関が作成する防災業務計画等に定めるところにより、災害対策本部等の設置及び職員の配備動員を行うものとし、必要な活動体制を整備しておくものとする。

ア．水道

地震発生後における飲料水等を供給する体制を確保するものとし、本町及び住民は次の事項を実施する。

（ア）町

◆ 飲料水の供給を継続するとともに、住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。
◆ 応急給水活動の準備を行う。
◆ 水道施設の安全点検を実施する。

（イ）住民

◆ 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。
◆ 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

イ．電気

電力事業者は、電力の供給を継続するとともに、後発地震発生に備えるための措置及び準備を行い、住民等利用者のとるべき措置を広報する。

ウ．ガス

ガス事業者は、ガスの供給を継続するとともに、後発地震発生に備えるための措置及び準備を行い、また、住民等利用者のとるべき措置を広報する。さらに、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとする。

エ．通信

通信事業者は、平常どおり音声通話及びインターネット接続機能を確保するとともに、後発地震に備えるための措置及び準備を行う。また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置を講ずるものとする。

オ．放送

放送事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、徳島県や本町の要請に応じて、臨時情報（巨大地震警戒）発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。

（10）金融

金融機関は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置をとるものとする。

（11）交通

ア．道路

徳島県警察は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知するものとする。なお、住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものとする。

本町は、道路管理者等と調整のうえで臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等について、また、住民事前避難対象地域内での車両の走行を極力抑制するように情報提供・周知するものとし、情報提供等にあたっては各種広報媒体の活用等により実施する。

◆ テレビ・ラジオ及び新聞・広報誌の利用
◆ 防災行政無線の利用
◆ 講習会等の開催
◆ インターネットの利用

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、道路利用者に対して、道路情報表示装置等により、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知するとともに、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるものとする。

イ．海上及び航空

徳島県や徳島海上保安部は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、在港船舶の避難等対策を行うこととし、この場合においては、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮するものとする。

港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に関する臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合を想定し、港湾利用者の避難や安全確保対策について必要な措置を実施する。

ウ．鉄道

鉄道事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供することとする。

また、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況や今後の計画の案内を行うこととする。

（12）本町自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア．不特定かつ多数の者が出入りする施設

本町が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、病院等については、次の措置を講じておくものとする。

（ア）各施設に共通する事項

◆ 臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
◆ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
◆ 施設の防火点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置
◆ 出火防止措置
◆ 水、食料等の備蓄
◆ 消防用設備の点検、整備
◆ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
◆ 各施設における緊急点検、巡視

（イ）個別事項

- ◆ 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- ◆ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認または閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- ◆ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- ◆ 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項
  - ・ 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
  - ・ 住民事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ．災害応急対策の実施上、重要な建物に対する措置

災害対策本部またはその支部が設置される庁舎等の管理者は、ア（ア）「各施設に共通する事項」に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を本町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ◆ 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ◆ 無線通信機等通信手段の確保
- ◆ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

ウ．工事中の建築物等に対する措置

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物または施設について、安全確保上、実施すべき措置についての方針をあらかじめ定めておくものとする。

４．臨時情報（巨大地震注意）等発表時の措置

（１）臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害に関する会議等の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合、本町は職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき、地域住民等に対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

ア．職員配備体制

第１編 第３章 第２節 第４「配備動員体制」の定めるところによる。

イ．情報伝達経路・方法

第１編 第３章 第３節「情報通信」の定めるところによる。

（２）臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

本町は、臨時情報（巨大地震注意）等の発表後に、臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民に密接に関係のある事項について、第１編 第３章 第５節「災害の広報」に準じて周知するものとする。

（３）災害応急対策をとるべき期間等

本町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてＭ７．０以上Ｍ８．０未満またはプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０ｋｍ程度までの範囲でＭ７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

（４）町のとるべき措置

臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、本町は全住民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかけるものとする。また、本町は、施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置等、日頃からの地震の備えを再確認するものとする。

５．学校等における臨時情報発表時の対応

幼稚園、小・中学校等においては、各学校の防災計画に基づき、対応するものとする。

第２節　東海地震の警戒宣言に伴う対応

【各課】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 東海地震の警戒宣言に伴う対応……本節

第１　方針

徳島県は、「東海地震に係る地震防災対策強化地域」に指定されてはいないが、本町は、「警戒宣言」が発せられたことに伴う社会的混乱防止と直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第２　対応

１．『東海地震注意情報』発表時の措置

（１）伝達

気象庁で観測された現象が、東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報（カラーレベルは黄）で、本町への伝達系統は、以下のとおりとなる。

気象庁 ⇒ 徳島地方気象台 ⇒ 徳島県 ⇒ 海陽町

なお、定時の観測データで、通常とは異なる変化が観測された場合のカラーレベルは青である。

（２）警戒体制の準備

徳島県からの『東海地震注意情報』入手後は、すみやかに、以下の対応を取る。

◆ 動員体制

「警戒宣言」の発令に備え、すみやかな対応ができる準備（第１次配備）を行う。

◆ 具体的内容

「警戒宣言」及び『東海地震予知情報』の収受・伝達と社会的混乱防止の広報等準備を行う。

２．「警戒宣言」発令時の措置

（１）『東海地震予知情報』等の伝達

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報（カラーレベルは赤）で、本町への伝達系統は、『東海地震注意情報』と同系統となる。

（２）警戒体制の確立

◆　動員体制

「警戒宣言」発令とともに、第１次配備から第２次配備体制にシフトする。

◆　具体的内容

- 実施すべき応急対策事項の確認及び必要となる資機（器）材等の準備・点検
- 避難指示等の発令、倒壊の可能性のある建物からの避難の呼びかけ等人的被害軽減の対応

（３）その他

本町、消防機関等防災関係機関は、「警戒宣言」が発せられた時から地震が発生するまで、または警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

第４章　推進計画

第１節　総則

第１　計画の目的

本推進計画は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域である本町において、南海トラフ巨大地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第２　推進計画の位置づけ

１．推進地域と特別強化地域

国は、南海トラフ地震が発生した場合、特に著しい地震災害が生じるおそれがあり、緊急に地震防災対策を推進する必要性のある地域を南海トラフ巨大地震緊急対策区域として、推進地域と特別強化地域を指定した。

推進地域と特別強化地域の区分

≪推進地域≫
- ◆　震度６弱以上の地域
- ◆　津波高３m以上で海岸堤防が低い地域
- ◆　防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

≪特別強化地域≫
- ◆　津波により３０ｃm以上の浸水が地震発生から３０分以内
- ◆　特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
- ◆　同一府県内の津波避難対策の一体性の確保

※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮

本町は、震度６弱の分布域が３３％、震度６強が６３％、震度７が４％と全町に渡り震度６弱以上で津波潮位も T.P.+４.３m～T.P.+１８.４m が想定され、また過去には南海地震によって、悲惨な被害も生じている。

また、津波影響開始時間は４分で、陸地部で３０ｃm以上の浸水面積は５km^2（本町面積 327.67km^2 の約２％）と予測されている。

２．計画の改定

本町は、推進地域のみならず特別強化地域としても指定されている。本計画では、これまでの第３編「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を第２編「南海トラフ地震対策編」に統合し、同編の第４章「推進計画」として改定し、推進地域及び特別強化地域としての具体的な計画として定める。

また、国が定める「防災基本計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、徳島県が定める「徳島県地域防災計画」の地震災害対策（南海トラフ地震対策）編等との整合性を確保するものとし、南海トラフ地震に係る国・県の見直し他、法律・条例等の改定があったときは、すみやかに修正し、実効性を有した計画となるように努める。

なお、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項は、本編 第３章 第１節「南海トラフ地震臨時情報に伴う対応」に定めるところによる。

第３　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱

本町に係る地震防災に関し、海陽町及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等、防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱は、共通対策編 第１章 第４節「防災関係機関及び住民の責務と処理すべき事務あるいは業務の大綱」に定めたとおりとする。

第２節　災害対策本部等の設置他

本町は、災害対策本部の設置基準（自動設置及び判断設置）の要件を満たすとき、町長は海陽町災害対策本部を開設し、非常体制（第３次配備）の職員招集によって、的確かつすみやかに災害応急対策を実施する。

また、災害対策本部の組織・運営は、海陽町災害対策本部条例に基づくものとし、災害対策本部長は町長とする。

なお、災害対策本部の設置基準、組織・運営に関する事項は、第１編 第３章 第２節「災害応急体制の設置計画」に基づく。

第３節　地震発生時の応急対策等

第１　情報の収集・伝達

１．情報の収集・伝達

災害情報の収集・伝達に関する事項は、第１編 第３章 第４節「災害情報の収集・伝達」に基づく。

２．避難指示

本町は、昨今の社会状況変化の現実を踏まえ、要配慮者への避難情報の早期伝達によって、所定の避難場所への避難を推進する。

また、地震発生後に津波情報が発表されたときは、津波避難対象地域の住民を始め、海浜にある者も直ちに安全な場所への避難指示を行わなければならないが、この避難指示に関する事項は、第１編 第３章 第９節「避難対策の実施」に基づく。

第２　施設の緊急点検・巡視

防災活動の拠点となる本町公共施設、及び指定避難所・拠点避難所、あるいは医療救護所となる各施設の管理者は、発災後すみやかに緊急点検・巡視を行い、被災状況の把握と施設の安全性を求め、開設・運営に努める。

防災活動の拠点となる施設

≪災害対策本部等防災上重要な施設≫
海南庁舎、海部庁舎、宍喰庁舎、海南小学校、海陽中学校、海部小学校、宍喰中学校、海南消防署及び分団詰所

≪指定避難所≫
海南小学校、旧川上小学校、まぜのおか体育館等　　計４１箇所
詳細は資料編 No. 17 参照

≪拠点避難所≫
災害種別（洪水、地震、崖崩れ、津波、高潮、大規模火事）重複を含め計７箇所
詳細は資料編 No.17 参照

≪医療救護所≫
海南小学校、海部小学校、宍喰小学校各体育館等　　計１１箇所
詳細は第１編 第３章 第 17 節「医療救護活動」参照

≪福祉避難所≫
介護老人保健施設　ジャンボ緑風会、海部郡特別養護老人ホーム事務組合 海南荘、グループホーム　まぜの里、グループホーム　ぽかぽか　　計４箇所

第３　消火活動

消火活動に関する事項は、第１編 第３章 第１３節「消火活動等の実施」に基づく。

第４　救出・救助対策

救出・救助対策に関する事項は、第１編 第３章 第１６節「救出・救助対策」に基づく。

第５　医療救護活動

医療救護活動に関する事項は、第１編 第３章 第１７節「医療救護活動」に基づく。

第６　飲料水・食料・物資等の供給

飲料水・食料・物資等の供給に関する事項は、第１編 第３章 第１８節「飲料水・食料・物資等の供給」に基づく。

第７　輸送活動

輸送活動に関する事項は、第１編 第３章 第１１節「緊急輸送対策」に基づく。

第８　保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動に関する事項は、第１編 第３章 第１９節 Ⅰ「保健衛生活動」及びⅣ「防疫」に基づく。

第９　帰宅困難者対策

本町は、災害時の帰宅困難者への情報提供体制整備を図るとともに、帰宅可能となる支援協力体制の整備に努める。

詳細は、第１編 第２章 第８節「帰宅困難者対策」に基づく。

第１０　二次災害防止等

二次災害防止等に関する事項は、次の対策によって対処する。

二次災害防止等対策

１．余震による被害拡大の危険性評価、避難所生活者の帰宅可能性判断
　→第１編 第３章 第１５節「被災建築物・被災宅地の安全対策」を参照

２．応急修理による二次災害予防と住まいの確保
　→第１編 第３章 第２３節 Ⅱ「住宅の応急修理」を参照

３．各施設被害の早期応急対策・復旧対策実施での二次災害防止
　→第１編 第３章 第２８節「公共土木施設等の応急対策」を参照

４．水道施設被害での貯留水流出対策、有毒物質漏洩の二次災害防止
　→本編 第２章 第５節 第２　３「二次災害の防止」を参照

第４節　関係者との連携協力の確保

第１　資機材、人員等の配備手配

１．物資等の調達手配

災害応急対策に必要な物資・資機（器）材の配備手配に関する事項は、各部各班で以下のとおりすみやかに実施する。

（１）他市町村・県等への物資・資機（器）材応援手配

各部各班で必要数量把握し、防災班が集約・整理、総務班が応援手配を行う。

（２）救出・救護に必要となる救助用資機（器）の確保

各部各班が応援手配（総務班・防災班に連絡、及び災害対策本部会議報告）を行う。

２．人員の配備手配

災害応急対策実施時に、応援を必要とする人員の配備手配に関する事項は、第１編 第３章 第７節「防災関係機関応援要請」に基づく。

第２　他機関に対する応援要請

本町は、災害応急対策実施に必要あるとき、締結済みの各応援協定により応援要請を行う。

この応援要請に関する事項は、第１編 第３章 第７節「防災関係機関応援要請」の他、第１編 第２章 第９節「広域応援・受援体制の整備」に基づく。

また、自衛隊の派遣要請を行う必要があるときは、第１編 第３章 第６節「自衛隊災害派遣要請」参照の災害派遣要請を行う。

第３　帰宅困難者への対応

本町は、住民や通勤者等に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、安否確認手段、帰宅困難となった場合の避難場所、関西広域連合の共同事業である「災害時帰宅困難者支援ステーション」等の対応策について普及啓発に努めるものとする。

企業等に対しては、事業所の安全を確認したうえで従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄の促進等について、普及啓発に努めるものとする。

また、本町は災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板、web171、すだちくんメール等）について、普及啓発に努めるとともに、帰宅困難者に対して、必要な情報の提供や一時的な避難所の手配を実施する。

第５節　津波からの防護、及び円滑な避難の確保に関する事項

第１　津波からの防護のための施設整備等

１．施設整備の方針

河川・海岸・港湾及び漁港の管理者は、津波災害警戒区域（イエローゾーン）において、津波からの防護を目的として、以下の施設整備の推進を図る。

施設整備の推進内容

- ◆ 防潮堤・堤防・樋門・水門等の点検内容照査と点検計画
- ◆ 防潮堤・堤防の補強・長寿命化、樋門・水門等の操作自動化（遠隔化）
- ◆ 樋門・水門・陸閘等の操作体制改善と平時の管理手段見直し
- ◆ 救助活動を行うための拠点港となる浅川港（地方港湾）の重点整備
- ◆ 係留船舶を津波による危険性から回避させるための実施要領作成と必要な措置

本町の漁港・港湾

名　称	種　別	所在地	管理者	関係漁協名
鞆奥漁港	第２種	海陽町鞆浦	徳島県	鞆浦漁業協同組合
宍喰漁港	〃	海陽町宍喰浦字正梶	〃	宍喰漁業協同組合
竹ヶ島漁港	第１種	海陽町宍喰浦字竹ヶ島	海陽町	〃
浅川港	地方港湾	海陽町浅川	徳島県	―
那佐港	〃	海陽町那佐	〃	―

２．本町の対応

（１）施設

水門・樋門等の施設については、津波の来襲に備え、その施設の利用状況等を考慮した上で可能な施設においては、通常の降雨量が流下できる高さまで常時降下させておくものとする。陸閘については、利用状況を考慮し、施設の統廃合化や常時閉鎖の啓発を進める。

（２）孤立化対策

本町は、孤立化のおそれのある地域において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地を選定・確保する。

（３）情報伝達

本町は、津波情報の住民等への迅速な伝達を行うため、防災行政無線の整備充実に努める。

第２　津波に関する情報の伝達等

防災関係機関相互の情報伝達に関する事項は、第１編 第２章 第１０節「情報通信体制の整備」及び第１編 第３章 第３節「情報通信」に基づく他、次の事項にも配慮する。

- ◆ 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、観光客、釣り客やドライバー等滞在者その他公私の団体（以下「居住者等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達
- ◆ 船舶に対する津波警報等の伝達
- ◆ 船舶、漁船等の固定、港外退避等の措置
- ◆ 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
- ◆ 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性

本町は、被災状況等をできるだけ迅速にまとめ、把握できた範囲からただちに徳島県へ連絡するものとする。ただし、通信の途絶等により徳島県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。

また、大規模災害時に防災行政無線等が使用できない場合は、アマチュア無線局の協力を得て、情報の伝達・収集に努めるものとする。

第３　情報伝達経路の整備

本町は、大津波警報・津波警報・津波注意報発表に伴う避難指示の伝達、あるいは以降の救出・救護情報を指定避難所（拠点避難所含む）・福祉避難所等に一斉送信するため、防災行政無線同報系の整備推進を図るとともに、津波避難困難地域への拡声子局推進を行う。

また、門扉等の閉鎖活動に携わる操作者に対する戸別受信器の設置を検討する。

第４　避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難指示の発令基準は、共通対策編 第３章 第９節「避難対策の実施」に定めるところによる。

第５　避難対策等

１．避難対象地域

地震発生時において津波による避難対象地域は、以下の通りである。

避難対象地域

行政区域	地　区
浅川	鯖瀬、粟浦、伊勢田下、大田、イナ、浜、西、東
川東	多良、四方原、前田、飯持、中小路、浜崎、松原、五反田
海部	東町、南町、仲町、北町、高倉、立岩、山下、町内、新町、脇ノ宮、堤ノ外、西分、松木谷、高園、野江、芝、中山、一宇谷、橋ノ本、鹿ケ谷、那佐（海部）
宍喰	宍喰浦、正梶、那佐（宍喰）、久保、金目、日比原、安養寺、大野、馳馬、尾崎、芥附、竹ヶ島

本町はレベル２の津波にも対応できる避難場所を整備するほか、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

また、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

さらに、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

なお、避難対象地域は、今後の国、徳島県等の被害想定（津波浸水想定区域等）が変更された場合は、必要に応じて変更を加える。

２．円滑な避難の確保

本町では、令和２年３月に作成した「防災のしおり」で、津波十訓を含む津波の備え他、南海トラフ巨大地震発生時の津波浸水想定区域（津波ハザードマップ）を公表しているが、以下の避難実施に係わる具体的内容のさらなる周知等に努める。

- ◆ 地域の範囲
- ◆ 想定される危険の範囲
- ◆ 避難場所（屋内、屋外の種別）
- ◆ 避難場所に至る経路
- ◆ 避難の指示の伝達方法
- ◆ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- ◆ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、非常持出品、服装、自動車使用の禁止等）

３．避難路・避難場所の整備、避難所の安全確保

（１）避難路・避難場所の整備

地域の自主防災会及び施設または事業所の自衛消防組織は、避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び本町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

本町は、津波避難場所の適切な選定支援を図るとともに、避難路・避難場所の整備と避難所での避難生活上の安全性・機能性の確保に努める。

施設整備の推進内容

- ◆ 避難路・避難場所とも、土砂災害・地盤災害の危険性は回避されているか
- ◆ 急坂勾配・階段等が少なく、余裕のある幅員（介助者が介助できる幅）の確保となるか
- ◆ 避難途中に道路閉塞物となる障害物、危険物施設はないか
- ◆ 津波来襲までに避難できる緊急避難目的地（あるいは避難場所）となっているか
- ◆ 避難方向に関する情報提供（サイン設置等）と明るさが確保でき、周囲・路面状況は確認できるか
- ◆ 避難路が交差し、混雑・パニックのおそれはないか
- ◆ 避難場所でのトイレ・バッテリー等の備蓄内容・数量は確保されているか、またバリアフリー化となっているか
- ◆ 避難場所から避難所までの安全性は確保されているか

（２）避難所の開設

本町が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項は、次のとおりとする。

- ◆ 社団法人徳島県建築士会や建築士事務所協会等の関係団体との連携を図るとともに、避難所の危険度を判定する応急危険度判定士の養成を計画的に進め、緊急時に対応できる体制を整備するものとする。
- ◆ 避難所を開設した場合は、職員を配置し、施設管理者と緊密な連絡を取るものとする。
- ◆ 避難者の状況を把握するため、避難所に配置された職員は、自主防災会等の組織との連携のもと、避難者リストの作成を図るものとする。

また、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。

（３）避難所における救護上の留意事項

本町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は、次のとおりとする。

- ◆ 収容施設への収容
- ◆ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
- ◆ その他必要な措置

また、本町は上記に掲げる救護に必要な物資、資機材等の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

- ◆ 流通在庫の引き渡し等の要請
- ◆ 徳島県に対し徳島県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ◆ その他必要な措置

４．要配慮者等への対応

他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

- ◆ 本町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
- ◆ 津波の発生のおそれにより、町長より避難の指示が行われたときは、他人の介護等を要する者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、本町は自主防災会を通じて介護または担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- ◆ 地震が発生した場合、本町は他人の介護等を要する者を収容する施設のうち、自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

５．外国人、出張者等への対応

外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制は次のとおりとする。

- ◆ 本町は、外国人や出張者等、地域に不慣れな人々が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、案内標識等の整備充実に努める。
- ◆ 本町は徳島県とともに、被災した外国人、出張者等の迅速な把握に努めるとともに、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。
- ◆ 本町は徳島県とともに、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努めるものとする。

６．意識啓発

本町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

７．避難計画

本町は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した海陽町津波避難計画を策定している。

今後は、国、徳島県等の被害想定（津波浸水想定区域等）が変更された場合や、本町の津波避難場所の整備等により、必要に応じて変更を加える。

第６　消防機関等の活動

１．必要とされる措置

海陽町消防団（本部及び分団数２４分団）は、津波からの円滑な避難の確保のため、以下の組織で必要とされる対策実施を図る。

組織概要

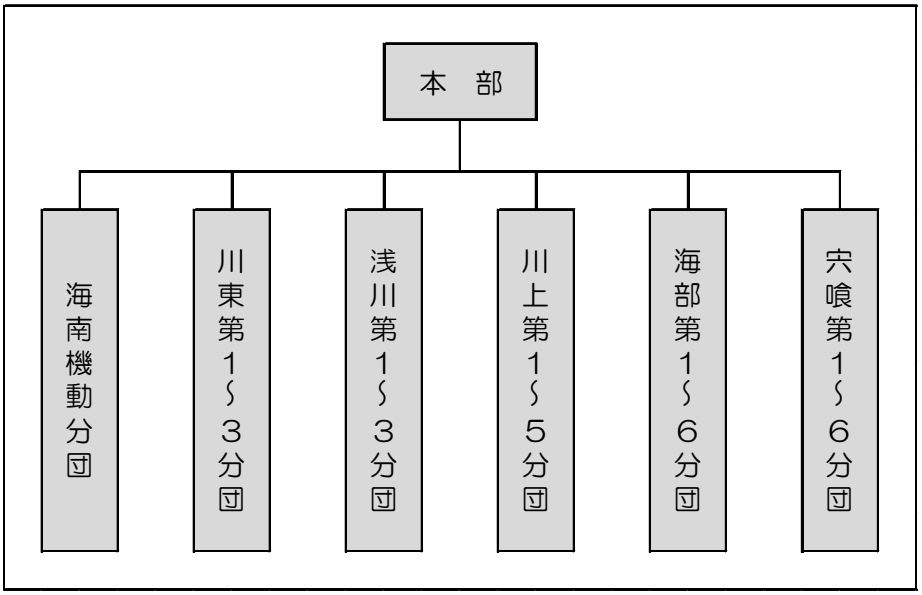

必要とされる対策措置

- ◆ 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- ◆ 津波からの避難誘導
- ◆ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- ◆ 津波到達時間等を考慮した退避ルールの確立

２．配備計画

上記対策措置実施の配備計画（出動体制基準）は、第６編 第２章 第２節「水防本部の組織等」及び第６編 第６章 第４節「水防団の出動体制」に基づく。

第７　水道、電気、ガス、通信、放送関係

１．水道

地震や津波による水道施設の被害を抑制し、また被害の影響を少なくするため、重要度の高い水道施設から計画的な耐震化に努める。

水道施設の被災により、貯留水の流出による被害や、有毒物質漏洩による被害などの二次災害が予想される場合には、流入・流出管への緊急遮断弁の設置や配水池での転倒防止対策等、必要な措置を講ずるものとする。

２．電気

電気事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、漏電火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

指定公共機関四国電力株式会社徳島支店及び四国電力送配電株式会社徳島支社が行う措置は、次のとおりとする。

- ◆　電力施設等の防災管理
- ◆　電力供給
- ◆　被害施設の応急対策及び災害復旧

３．ガス

ガス事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

指定地方公共機関四国ガス株式会社徳島支店及び一般社団法人徳島県エルピーガス協会は、ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策を実施するものとする。

４．通信

指定公共機関西日本電信電話株式会社徳島支店及び株式会社ＮＴＴドコモ四国支社徳島支店が行う措置は、次のとおりとする。

- ◆　電気通信施設の整備
- ◆　警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
- ◆　被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

指定公共機関ＫＤＤＩ株式会社四国総支社、ソフトバンク株式会社が行う措置は、次のとおりとする。

- ◆　電気通信施設の整備
- ◆　警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
- ◆　被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

５．放送

指定公共機関日本放送協会徳島支局が行う措置は、次のとおりとする。

◆　住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底
◆　社会事業団体等による義援金品の募集協力

指定地方公共機関四国放送株式会社、株式会社エフエム徳島が行う措置は、次のとおりとする。

◆　住民に対する重要な情報の周知と防災知識の普及
◆　社会事業団体等による義援金品の募集協力

第８　交通

１．道路

本町及び徳島県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

具体的な交通規制の内容は、共通対策編 第３編 第１０節「交通確保対策」に基づく。

２．海上

徳島海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

港湾管理者は、津波来襲のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなど、安全確保対策をとるものとする。

３．鉄道

鉄道事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供することとする。また、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況や今後の計画の案内を行うこととする。

第９　本町自ら管理または運営する施設に関する対策

１．不特定かつ多数の者が出入りする施設

本町が管理・運営する庁舎、会館、センター、学校等における防災管理・運営上の措置は、以下のとおりとする。

（１）各施設に共通する事項

- ◆ 津波警報等の入場者等への伝達
- ◆ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ◆ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ◆ 出火防止措置
- ◆ 水、食料等の備蓄
- ◆ 消防用設備の点検、整備
- ◆ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

（２）個別事項

- ◆ 病院、診療所等にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能または困難な者の安全確保のための必要な措置
- ◆ 学校等にあっては、当該学校等が本町の定める津波避難対象地域にあるときは、児童・生徒等の避難の安全に関する措置並びに当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する援護の措置
- ◆ 社会福祉施設にあっては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能または困難な者の安全の確保のための必要な措置

（３）具体的な措置

施設ごとの具体的な措置内容は、各施設の管理者において別に定める。

２．災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部及び災害対策本部を構成する各部が設置される庁舎等の管理者は、上記１の（１）「各施設に共通する事項」に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

- ◆ 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- ◆ 無線通信機等通信手段の確保
- ◆ 災害対策本部設置に必要な資機材及び緊急車両等の確保

避難所または応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、上記１の（１）「各施設に共通する事項」または１の（２）「個別事項」に掲げる措置をとるとともに、災害対策本部等が行う避難所または応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

３．工事中の建築等に対する措置

地震発生時、本町の管理する工事中の建築物、その他の工作物または施設については、工事を中断し、他に被害を及ぼさないよう適切な対策を行うものとする。

第１０　迅速な救助

１．消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

本町及び海部消防組合は、消防施設等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

２．緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

本町は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

３．実動部隊の救助活動における連携の推進

本町は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

４．消防団の充実

本町及び海部消防組合は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

第６節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」を中心として、地震防災施設整備事業の一層の推進を図る。整備項目については、本編 第２章 第１１節「地震防災緊急事業五箇年計画の推進」に基づく。

第７節　防災訓練計画

第１　南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

本町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

第２　実施頻度

南海トラフ地震を想定した防災訓練は、少なくとも年１回以上実施するよう努めるものとする。

第３　訓練内容

南海トラフ地震を想定した防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報または南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

第４　訓練に対する助言・指導

本町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、徳島県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

第５　具体的・実践的な訓練内容

本町は、徳島県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

第８節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第１　職員に対する教育

地震・津波災害時の応急対策は、全職員をあげて実施する必要がある。そのため地震・津波が発生した場合における応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各課、各機関で行うものとする。その内容については、第１編 第２章 第１節「防災知識の普及・啓発教育」に基づくものとする。

第２　地域住民等に対する教育

本町は、徳島県及び防災関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する防災教育を実施するものとする。その内容については、第１編 第２章 第１節「防災知識の普及・啓発教育」に基づく他、児童・生徒への教育内容として、以下の項目についても啓発を図る。

児童・生徒への教育内容

- ◆ 過去の地震及び津波災害の実態、語り部等からの災害教訓聞き取り・理解
- ◆ 津波の発生条件（高潮・高波の違い）
- ◆ 地震・津波が発生した場合の様々な場所、季節、時間帯区分による避難行動の対処
- ◆ 保護者・地域住民の協力による発災後の自宅・学校・自宅周辺施設での対処方法

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

第３　相談窓口の設置

本町は、徳島県と連携を図りながら、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第９節　津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第１２条に基づく、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項は以下のとおりである。

１．津波避難対策緊急事業の対象地域

本町では、近隣に高台や高層建物がないため津波避難困難地域となっている地域について、地域住民の避難場所の確保を図る。

２．津波避難対策緊急事業の具体的内容

津波避難の対象地域ごとに実施すべき事業の種類について、その目標と達成期間は以下のとおりである。

津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難対策事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
宍喰浦地区	１号 避難施設その他の避難場所	１箇所	令和６年度から令和10年度

第３編

活断層周辺の地震対策編

第３編　活断層周辺の地震対策編　目次

第１章　総則

第１節　計画の概要 …… 3-1
第２節　被害想定 …… 3-2

第２章　災害予防

第１節　活断層変位による災害予防対策 …… 3-7
第２節　その他予防対策 …… 3-9

第１章　総則

第１節　計画の概要

【各課】

第１　計画の性格

徳島県中央構造線・活断層地震被害想定（平成２９年７月、徳島県公表）は、中央構造線・活断層地震が発生した際の、人的・建物・ライフライン被害等を明らかにすることにより、早期の復旧・復興に向けた具体的な防災・減災対策を検討するために作成されたものである。

本町の活断層周辺の地震対策は、この想定を基本として実施する。

また、本編に定めのない事項については、第１編「共通対策編」または第２編「南海トラフ地震対策編」に定めるところによるものとする。

第２　活断層周辺の地震対策編の構成

活断層周辺の地震対策編の構成は、以下のとおりとする。

活断層周辺の地震対策編の構成

構成	記　述　内　容
第1章　総則	計画の性格、構成、被害想定について定めた。
第2章　災害予防	活断層変位による予防対策について定めた。

第２節　被害想定

第１　徳島県域における主な活断層

徳島県では、讃岐山脈南縁部に「中央構造線断層帯」が縦断しており、讃岐山脈南縁東部または讃岐山脈南縁西部を震源とする地震の発生確率は３０年以内で、それぞれ１％以下またはほぼ0～0.4％で、国の「主な活断層における相対的評価」は「Ａランク（やや高い）」に区分されている。

第２　徳島県中央構造線・活断層地震被害想定

１．目的

中央構造線・活断層地震が発生した際の、人的・建物被害の様相を明らかにし、住民の命を守るため、効果的な防災・減災対策を検討するための基礎資料とする。

あわせて、ライフライン・交通施設・生活支障等の被害を明らかにすることにより、早期の復旧・復興に向けた行政・事業者等が行うべき具体的な防災・減災対策を検討するための基礎資料とする。

さらには、具体的な被害軽減効果を示すことで、防災・減災対策の必要性について、理解を深め、住民一人ひとりをはじめ、地域や事業者、行政等が取組を進めることを目的とする。

２．徳島県に影響を及ぼす活断層地震に関する調査等（主なもの）

徳島県が実施した徳島県に影響を及ぼす活断層地震に関する調査等は、以下のとおりである。

徳島県に影響を及ぼす活断層地震に関する調査等

時　期	内　容
平成２４年９月	「徳島県中央構造線活断層帯（讃岐山脈南縁）活断層図（1/25000）の公表
平成２５年８月	「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」に基づき、「特定活断層調査区域」を指定
平成２９年３月	「徳島県中央構造線・活断層地震による震度分布図及び液状化危険度分布図」並びに「徳島県に影響を及ぼす中央構造線断層帯（讃岐山脈南縁）以外の８活断層震度分布図」の公表
平成２９年７月	「徳島県中央構造線・活断層地震被害想定」の公表

３．想定ケース

徳島県の徳島県中央構造線・活断層地震被害想定結果（震度分布図及び液状化危険度分布図は平成２９年３月公表、人的被害、建物被害、ライフライン被害等は平成２９年７月公表）を以下に示す。

地震発生時の想定ケースは、以下の３区分で設定されている。

◆ 冬深夜……就寝中で、家屋倒壊による被災者の危険性が高く、また津波からの避難も遅れる。

◆ 夏１２時…就業時で、自宅外で被災するおそれがあるが、老朽化した木造住宅での被災者は、冬深夜よりも少なくなる。

◆ 冬１８時…住宅・飲食店等での火気使用時間帯が多くなるケース。

４．被害想定

（１）建物被害

建物の全壊数、半壊数、焼失数はいずれも若干数と想定されている。

（２）人的被害及び影響

また、死者数、負傷者数（重傷者含む）、避難者数、避難所生活となるよう配慮者数、応急仮設住宅必要数、入院が必要となる者の人数は、いずれも若干数と想定されている。

（３）ライフライン被害

ライフライン（上水道、下水道、電力、固定電話）への被害は、次のように想定されている。

ライフライン被害（上水道）冬18時

給水人口（人）	復旧対象給水人口（人）	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
		断水率（%）	断水人口（人）	断水率（%）	断水人口（人）	断水率（%）	断水人口（人）	断水率（%）	断水人口（人）
9,700	9,700	2	180	2	190	0	0	0	0

ライフライン被害（下水道）冬18時

給水人口（人）	復旧対象給水人口（人）	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
		支障率（%）	支障人口（人）	支障率（%）	支障人口（人）	支障率（%）	支障人口（人）	支障率（%）	支障人口（人）
2,700	2,700	1	30	1	30	0	0	0	0

ライフライン被害（電力）冬18時

電灯軒数	復旧対象電灯軒数	直　後		1日後	
		停電率（%）	停電軒数	停電率（%）	停電軒数
7,400	7,400	10	730	2	160

ライフライン被害（固定電話）冬18時

回線数	復旧対象回線数	直　後		1日後	
		不通率（%）	不通回線数	不通率（%）	不通回線数
4,100	4,100	10	410	2	90

（４）帰宅困難者

帰宅困難者（日中）は、180 人～200 人と想定されている。

（５）災害廃棄物

災害廃棄物の発生量は若干数と想定されている。

（６）孤立集落

孤立集落の発生数は２１集落と想定されている。

中央構造線・活断層地震による震度分布図【徳島県想定】

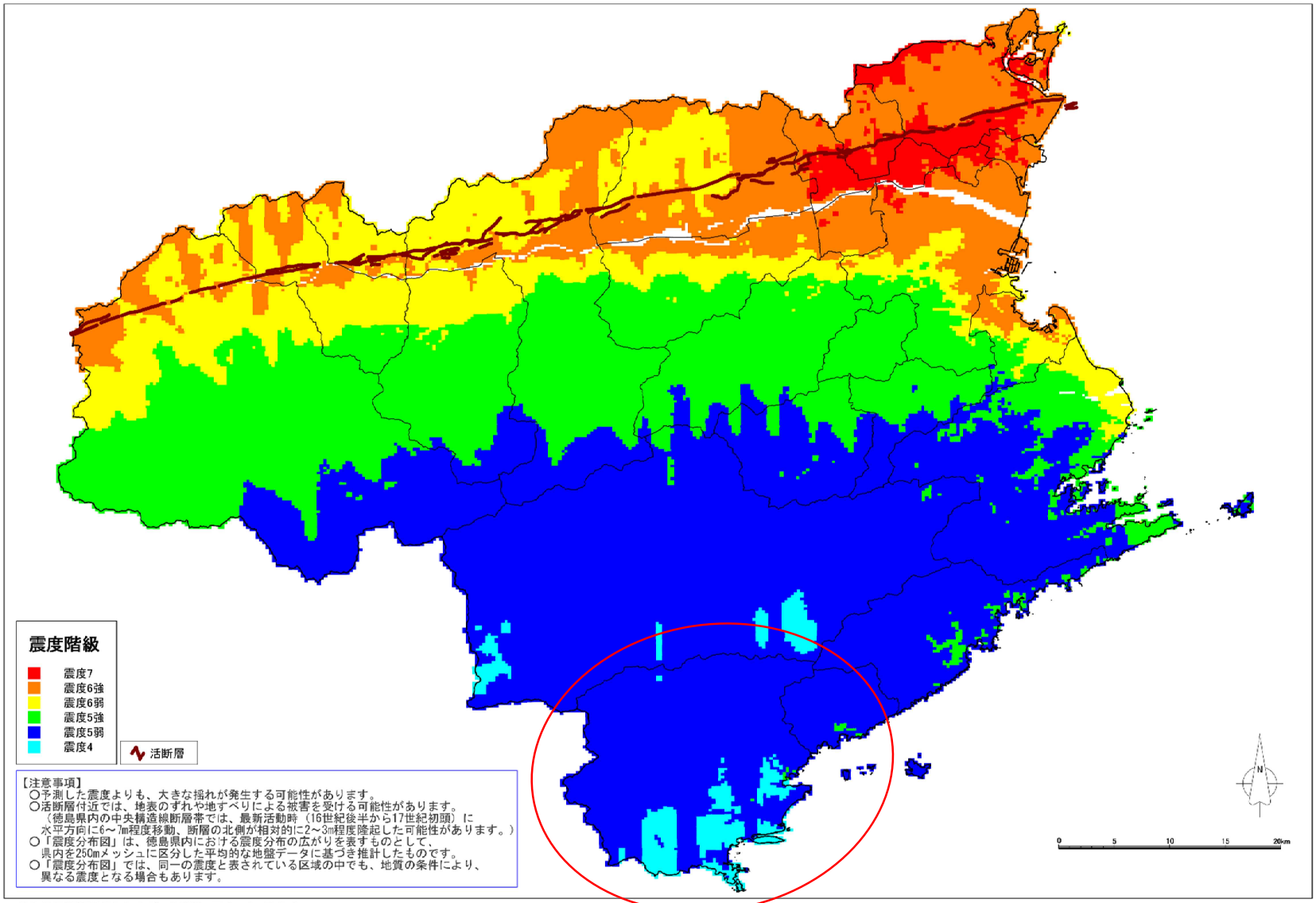

徳島県危機管理部とくしまゼロ作戦課　平成29年3月作成
この地図は、国土交通省の国土数値情報（行政区域データ）を使用して作成しました。

1:300000

参照：徳島県防災・危機管理情報　安心とくしま「中央構造線・活断層地震による震度分布及び液状化危険度分布の公表について」
https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2017032800308/

中央構造線・活断層地震による液状化危険度分布図【徳島県想定】

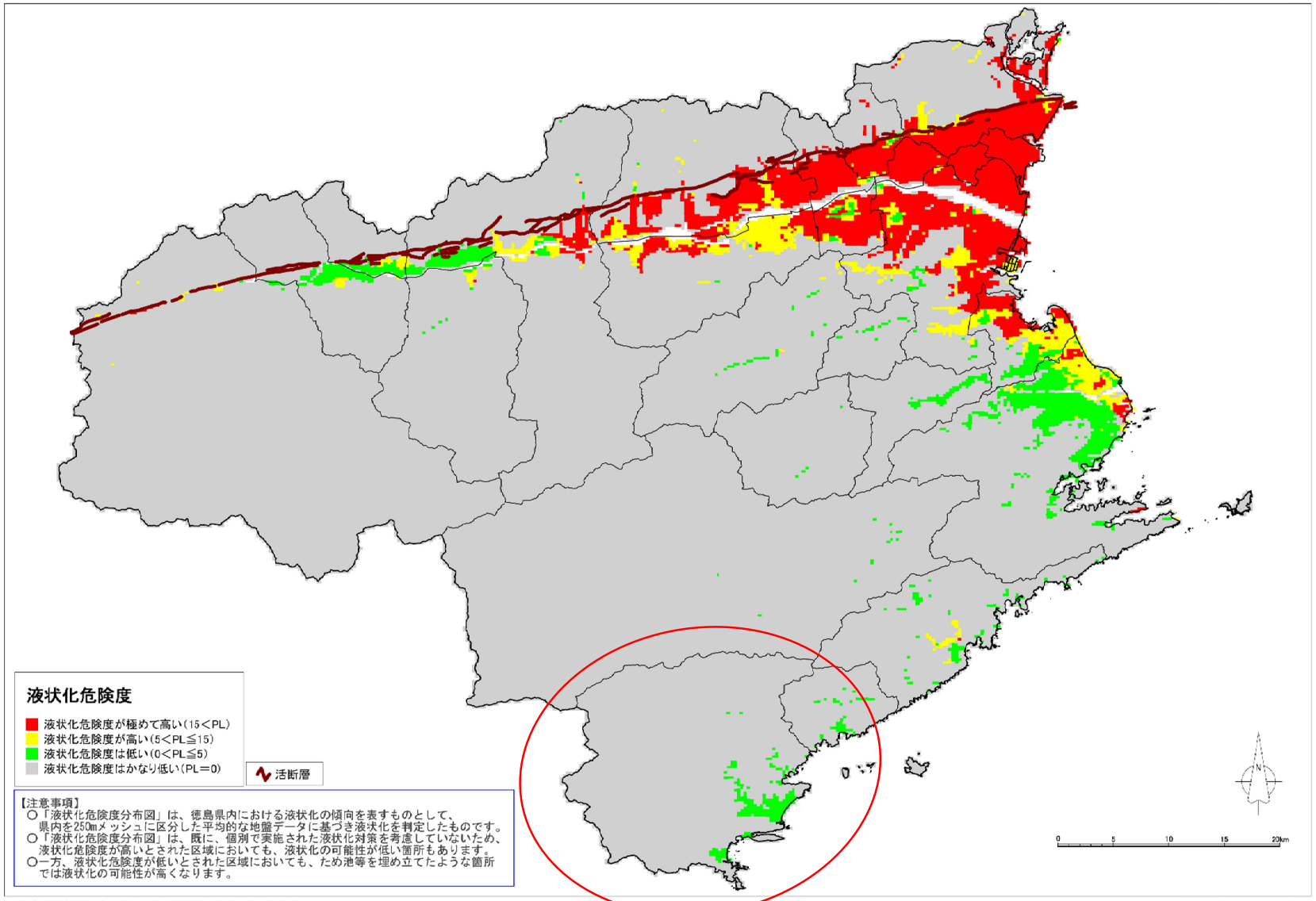

徳島県危機管理部とくしまゼロ作戦課　平成29年3月作成
この地図は、国土交通省の国土数値情報（行政区域データ）を使用して作成しました。

参照：徳島県防災・危機管理情報　安心とくしま「中央構造線・活断層地震による震度分布及び液状化危険度分布の公表について」
https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2017032800308/

第２章　災害予防

第１節　活断層変位による災害予防対策

【建設防災課、産業振興課】

第１　県が実施する災害予防対策

徳島県では、阿讃山地南縁に、活断層である「中央構造線」が分布し、今後３０年の発生確率が、ほぼ0%から0.4%とされているが、発災時には甚大な被害が予測されている。

平成２８年に熊本地震（３０年以内の発生確率がほぼ0%から0.9%）、鳥取県中部地震（未知の断層）が相次ぎ発生したことを踏まえ、従来の考え方にとらわれない震災対策が必要となっており、活断層周辺の地震のリスクに対して、より一層対策を推進する必要がある。

したがって、徳島県は「活断層のずれ」に伴う被害を未然に防ぐため、長期的に緩やかな「土地利用の適正化」を図ることとしし、平成２５年８月３０日に『南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例』第５５条に基づく「特定活断層調査区域」を指定した。

土地利用適正化の内容

- ◆ 活断層の調査が必要な区域を特定活断層区域として指定する。
- ◆ 多数の人が利用する建築物及び危険物を貯蔵する施設の建築等にあっては、事業者が活断層調査を実施し、活断層直上を避けた築造とする。
- ◆ 特定活断層調査区域の建築物所有者が、特定活断層区域外に移転する場合は、土地利用に関する規制緩和を行う。

第２　本町の活断層

『〔新編〕日本の活断層 ― 分布図と資料、活断層研究会編、東京大学出版会』（1991 年１２月１日）によると、本町で活断層の疑いのあるリニアメントは、７条（Lini１～Lini７）存在している。

活断層が凝われるリニアメント

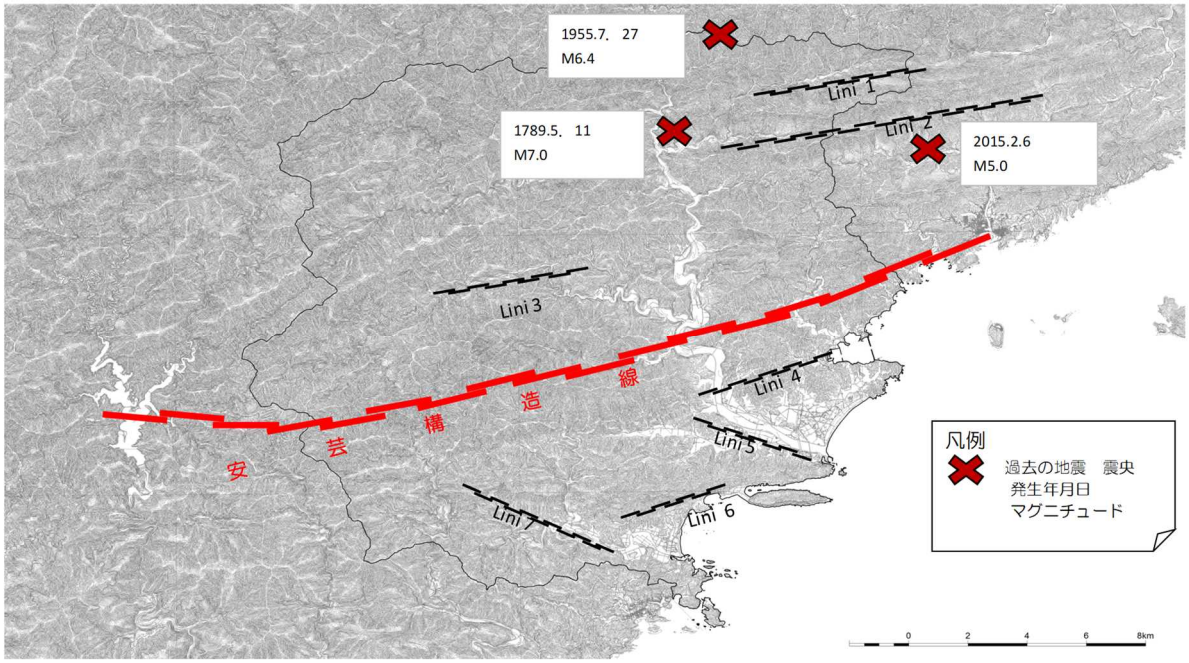

※　上記地図上のリニアメント（Lini）、安芸構造線、地震震央の位置は、概略位置を表示している。

第３　災害予防対策

かつて、Lini１西端で 1789 年５月１１日にマグニチュード 7.0、また Lini２西端で 1955 年７月２７日にマグニチュード 6.4（第２編 第１章 第２節「被害の履歴」に記述）のそれぞれ活断層周辺において地震発生の記録があるが、本町での被害状況は明らかではない。

また、７条のリニアメントとも、徳島県の特定活断層調査区域には該当していない。

ただ、当リニアメント線上での、大規模施設あるいは危険物施設築造等にあっては、震災対策予防措置の指導を推進し、災害予防対策を図ることも考慮の対象とする。

第２節　その他予防対策

活断層周辺の地震に対するその他の災害予防対策については、第２編「南海トラフ地震対策編」の第２章「災害予防」に示した各節の内容に準じる。

- ◆ 建築物等の耐震化
  第２編 第２章 第１節「建築物等の耐震化」参照
- ◆ 都市防災機能の強化
  第２編 第２章 第２節「都市防災機能の強化」参照
- ◆ 地盤災害等予防対策
  第２編 第２章 第３節「地盤災害予防対策」参照
- ◆ 水道施設の整備
  第２編 第２章 第５節「水道施設の整備」参照
- ◆ 危険物等の災害予防対策
  第２編 第２章 第６節「危険物等の災害予防対策」参照
- ◆ 避難対策の充実
  第２編 第２章 第７節「避難対策の充実」参照
- ◆ 火災予防計画
  第２編 第２章 第８節「火災予防対策」参照
- ◆ 海陽町業務継続計画（ＢＣＰ）
  第２編 第２章 第９節「海陽町業務継続計画（ＢＣＰ）」参照
- ◆ 企業の事業継続計画（ＢＣＰ）
  第２編 第２章 第１０節「企業の事業継続計画（ＢＣＰ）」参照
- ◆ 地震防災緊急事業五箇年計画の推進
  第２編 第２章 第１１節「地震防災緊急事業五箇年計画の推進」参照
- ◆ 地震災害に関する調査研究
  第２編 第２章 第１２節「地震災害に関する調査研究」参照

第４編

風水害対策編

第４編　風水害対策編　目次

第１章　総則 4-1

第２章　災害予防

第１節　気象業務の整備 4-2
第２節　水害予防対策 4-15
第３節　風害予防対策 4-20
第４節　高潮・浸水等予防対策 4-24
第５節　土砂災害等予防対策 4-28
第６節　建築物災害予防対策 4-37
第７節　雪害予防対策 4-39

第３章　災害応急対策

第１節　豪雨災害への対応 4-40
第２節　水防活動の実施 4-41
第３節　土地改良区等における災害応急対策 4-42

第１章　総則

本編は、本町地域に係る風水害等に関する計画であり、本編に定めのない事項については、第１編「共通対策編」に定めるところによるものとする。（なお、危険物等の災害予防対策については、第２編「南海トラフ地震対策編」に定めるところによる。）

風水害対策編の構成は、以下のとおりとする。

風水害対策編の構成

構成	記　述　内　容
第1章　総則	計画の性格、構成について記載した。
第2章　災害予防	気象情報の概要、水害、風害、高潮・浸水、土砂災害、建築物、雪害等の予防対策について定めた。
第3章　災害応急対策	水防活動体制について定めたほか、豪雨災害への対応等について記載した。

第２章　災害予防

第１節　気象業務の整備

【各課】

第１　趣旨

本町は、注意報・警報・特別警報及び気象情報等の受領あるいは伝達計画をすみやかに行うため、徳島県及び防災関係機関相互の連絡を密にし、防災対策の適切な実施を図る。

第２　警戒レベルを用いた防災気象情報の提供

１．警戒レベル（５段階）

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動を５段階に分け、居住者等がとるべき行動と当該行動を居住者等に促す情報（避難情報等）とを関連付けるものである。

２．警戒レベル相当情報

四国地方整備局、徳島地方気象台、徳島県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、その提供に当たり、参考となる警戒レベルも併せて提供することで、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

第３　特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、基本的に市町村単位である二次細分区域毎に発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等の注意警戒文と気象情報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称や一次細分区域を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種　類	概　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警　報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

本町は、下表のとおり、一次細分区域は南部、市町村等をまとめた地域は海部、二次細分区域は海陽町となる。

徳島県の予報区分

予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等（二次細分区域）
徳島県	北部	徳島・鳴門	徳島市、鳴門市、小松島市、板野町、藍住町、北島町、松茂町
		美馬北部・阿北	吉野川市、阿波市、美馬市脇・美馬・穴吹、石井町、上板町、つるぎ町半田・貞光
		美馬南部・神山	美馬市木屋平、佐那河内村、神山町、つるぎ町一宇
		三好	三好市、東みよし町
	南部	阿南	阿南市
		那賀・勝浦	那賀町、上勝町、勝浦町
		海部	**海陽町**、美波町、牟岐町

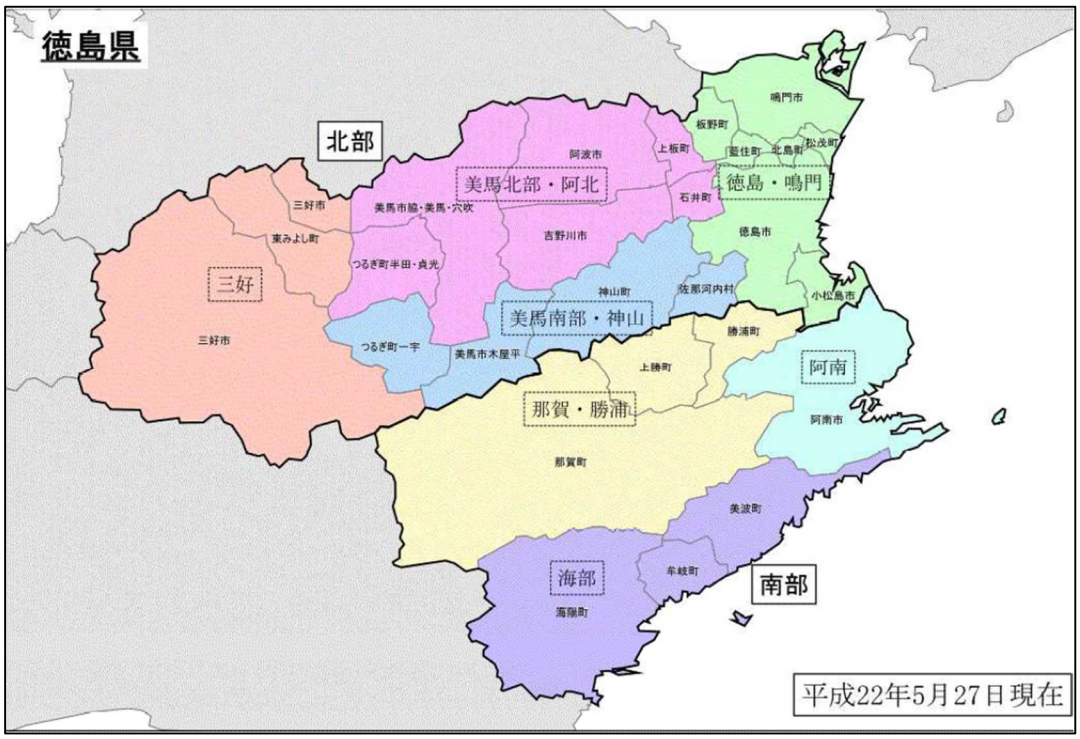

区域細分図

徳島地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報・情報の種類と概要及び発表基準を示す。

また、数値は予想される気象要素値である。

１．特別警報

気象に関する特別警報の種類と概要

種　類	概　要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または圧迫している状況で、命の危険があり、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。

気象等に関する特別警報の発表基準

種　類	概　要
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
波　浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
高　潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
※発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。	

（１）雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）

ア．大雨特別警報（浸水害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①または②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（※1）がさらに降り続くと予想される市町村等に発表する。

① 表面雨量指数（※2）として定める基準値以上となる１km 格子が概ね３０個以上まとまって出現

② 流域雨量指数（※3）として定める基準値以上となる１km 格子が概ね２０個以上まとまって出現

イ．大雨特別警報（土砂災害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数（※4）の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる１ｋｍ格子が概ね１０格子以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（※1）がさらに降り続くと予想される市町村等に発表する。

※1　激しい雨：1 時間におおむね 30mm 以上の雨
※2　表面雨量指数：降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを表す値。
※3　流域雨量指数：降った雨が地表面や地中を通って河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を表す値。
※4　土壌雨量指数：降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値。

この基準値については、「気象庁ホームページ」を参照とする。
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html

（２）台風等を要因とする特別警報の指標（発表条件）

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下または最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

台風については、指標（発表条件）となる中心気圧または最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標（発表条件）となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表する。

＜参考＞特別警報に位置づける現象の種類と発表基準

種　類	概　要
津　波	高いところで３メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
地　震 （地震動）	震度６弱以上または長周期地震動階級４の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度６弱以上または長周期地震動階級４）を特別警報に位置づける）

２．警報

気象に関する警報の種類と概要及び発表基準

種　類	概　要
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。具体的には、本町の表面雨量指数基準が３０、土壌雨量指数基準が201に到達することが予想される場合。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、１２時間降雪の深さが「海部」で１０cm以上が予想される場合。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。台風の勢力によっては、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。具体的には、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。具体的には、降雪をともない平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、有義波高が６.０m以上と予想される場合。
高潮警報（※）	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。具体的には、潮位が2.4mに到達することが予想される場合。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 具体的には、流域雨量指数基準が海部川流域で45.6、相川流域で17.8、王余魚谷川流域で9.6、宍喰川流域で21.7、母川流域で14.1に到達することが予想される場合で、複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値）は宍喰川流域で（16、19.5）に到達することが予想される場合。
※徳島県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合がある。	

３．注意報

気象に関する注意報の種類と概要及び発表基準

種　類	概　要
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。具体的には、本町の表面雨量指数基準が21、土壌雨量指数基準が160に到達することが想される場合。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、12時間降雪の深さが「海部」で５cm以上が予想される場合。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。暴風警報に切り替える可能性が高い旨を言及されている場合は、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。具体的には、降雪をともない平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、有義波高が３m以上と予想される場合。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。具体的には、潮位が１.４mに到達することが想される場合。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、視程が陸上で100m以下、海上で500m以下と予想される場合。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想された場合に発表される。発表基準としては、気象台において最小湿度が40%以下で、実効湿度が60%以下と予想される場合。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪の深さが５０cm以上あり、次のいずれかが予想される場合。 ①降雪の深さが２０㎝以上 ②気象台における最高気温が７℃以上 ③降水量が１０㎜以上

低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。具体的には、気象台における最低気温が-３℃以下と予想される場合。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。具体的には、晩霜期を対象とし最低気温が４℃以下が予想されたとき
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線，船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。発表基準としては、気温が－２℃～２℃の条件下で「24時間の降雪の深さ」が20㎝以上と予想される場合。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。具体的には、流域雨量指数基準が海部川流域で36.4、相川流域で14.2、王余魚谷川流域で7.6、宍喰川流域で17.3、母川流域で11.2、複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値）が海部川流域で（17、29.1）、相川流域で（17、11.4）、王余魚谷川流域で（17、6.1）、宍喰川流域で（16、17.3）、母川流域で（10、11.2）に到達することが予想される場合。

※　土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報または気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

※　発表基準欄に記載した数値は、徳島県における過去の災害と気象条件との関係を調査して決めたものであり、社会環境により変更することがある。

※　警報及び注意報はその種類にかかわらず、新たな警報または注意報が発表されたときに切替えられるものとし解除されるまで継続される。

※　水防活動の利用に適合する予報及び警報のうち水防活動用気象警報・注意報は大雨特別警報・警報・注意報、水防活動用高潮警報・注意報は高潮特別警報・警報・注意報活動用洪水警報・注意報は洪水警報・注意報をもって代えるものとする。

※　大雨、洪水、高潮警報及び大雨、洪水、高潮注意報は、市町村毎に定めた基準により発表する。

※　地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となる場合、必要に応じて警報・注意報の基準を暫定的に下げて運用する。

第４　大雨警報・洪水警報の危険度分布等

キキクル等の種類と概要

種　類	概　要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）、危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

以下の基準値は、地域メッシュコード（1km 四方）毎に基準を設けている。

◆　大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値
◆　洪水警報・注意報の基準値
◆　浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）の基準値
◆　洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）の基準値

この基準値については、「気象庁ホームページ」を参照とする。
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/tokushima.html

＜参考＞雨量指数について

種　類	概　要
土壌雨量指数	降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標である。大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。土壌雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いている。土砂災害発生の危険度を判定した結果は「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で確認できる。
表面雨量指数	短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。表面雨量指数は、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。表面雨量指数は、気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いている。浸水害発生の危険度を判定した結果は「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）」で確認できる。
流域雨量指数	河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標である。地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものである。流域雨量指数は、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いている。浸水害発生の危険度を判定した結果は「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」で確認できる。

第５　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県：北部・南部）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県）で発表される。

大雨、高潮に関して、明日までの期間に[高]または[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

第６　全般気象情報、四国地方気象情報、徳島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する徳島県気象情報」、「記録的な大雨に関する四国地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が徳島県気象情報、四国地方気象情報、全般気象情報として同時に発表される。

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合「顕著な大雪に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が発表される。

第７　土砂災害警戒情報

本町は、徳島県と徳島地方気象台が共同で作成・発表する「土砂災害警戒情報」によって、避難指示等や住民の自主避難を呼びかける。

この土砂災害警戒情報は、大雨特別警報や大雨警報発表中に、大雨での土砂災害発生の危険度が高まった時の警戒喚起の情報となる。

なお、これを補足する情報である土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。

１．土砂災害警戒情報の発表

大雨による土砂災害発生の危険度を気象庁の降雨予測に基づいて判断し、土砂災害に対する警戒（あるいは警戒解除）について分かり易い文章と図を組み合わせた情報で、右図のとおりとなっている。

また、本町は次頁の図「発表対象地域」のとおり、「海南地域」、「海部地域」、「宍喰地域」の３つに発表区分されている。

なお、地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となる場合は、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。

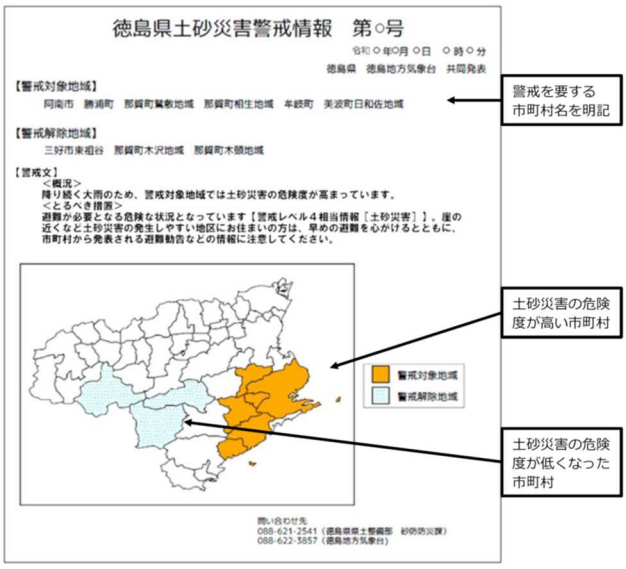

（図の出典：徳島県地域防災計画）

２．土砂災害警戒情報の解除

降雨予測に基づいて算出された降雨指標が警戒基準を下回り、かつ数時間で再び警戒基準を超過しないと予想されるとき、下図「発表対象地域」で示された地域ごとに解除される。

（図の出典：徳島県地域防災計画）

３．土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、災害対策基本法第５５条及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第２７条に基づき徳島県より本町に伝達される。

なお、伝達経路は共通対策編 第３章 第３章「情報通信」に定めるところによる。

４．土砂災害警戒情報利用上の留意点

土砂災害警戒情報は、降雨量から予測が可能な土砂災害の内、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流あるいは急傾斜地崩壊を対象としている。したがって、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊や地すべり等は適用されないので注意が必要である。そのため、土砂災害警戒情報の発表がない場合であっても、土砂災害が発生する可能性があることに留意が必要である。

第８　記録的短時間大雨情報

徳島県内（北部・南部）で大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な１時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を確認する必要がある。

※注　記録的短時間大雨情報発表の雨量基準
徳島県南部では「１時間降水量１２０mm以上」とされており、平成２６年の台風１２号の影響により、１時間あたり約１２０mmの猛烈な雨が降ったとして、同年８月２日１５時２４分に海陽町に発表された。

第９　竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲のもとで発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県：北部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県北部・南部）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含まない場合）

徳島県竜巻注意情報第○号

令和××年×月×日××時××分　気象庁発表
徳島県南部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。この情報は、×日××時××分まで有効です。

竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含む場合）

徳島県竜巻注意情報第○号

令和××年×月×日××時××分　気象庁発表
【目撃情報あり】徳島県南部で、竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。徳島県南部は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。この情報は、×日××時××分まで有効です。

第１０　台風予報等

１．台風に関する予報・情報

気象庁は、北西太平洋（東経１００度～東経１８０度、赤道～北緯６０度）上に存在する台風の進路（中心位置）や強さ等について、実況及び２４時間先までの予報を３時間毎に、７２時間までの予報を６時間毎に発表する。さらに、３日（７２時間）先も引き続き台風であると予想される時には、５日（１２０時間）先までの進路予報を６時間毎に発表する。台風が日本に大きな影響を及ぼすことが見込まれる場合には、台風の位置や強さなどの実況と１時間後の推定位置を１時間毎に発表するとともに、２４時間先までの予報を３時間毎に発表する。

２．台風の大きさ・強さ

台風接近時に的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。そのために台風を「大型で強い台風」のように、大きさ（強風域：平均風速１５m/s 以上の強い風が吹いている範囲）を３段階、強さ（最大風速）を４段階で表現する。

ただし、強風域の半径が５００ｋｍ未満の場合には、大きさは表現せず、最大風速が３３m/s 未満の場合には、強さは表現しない。例えば「強い台風」と発表している場合その台風は、強風域の半径が５００ｋｍ未満で中心付近の最大風速は、３３～４３m/s で暴風域をともなっていることを表す。

台風の大きさ・強さの分類

平均風速15m/s以上の強風域の半径	分　類
500km未満	表現しない
500km以上800km未満	大型（大きい）
800km以上	超大型（非常に大きい）

最大風速	分　類
17m/s以上33m/s未満	表現しない
33m/s以上44m/s未満	強い
44m/s以上54m/s未満	非常に強い
54m/s以上	猛烈な

第１１　火災気象通報

消防法（昭和２３年法律第１８６号）第２２条第１項に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときに徳島地方気象台が徳島県知事に通報し、徳島県を通じて本町及び海部消防組合に伝達される。

町長は、前項の通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発表することができる。

火災気象通報の基準は次のとおりである。

通報基準

「乾燥注意報」基準（実効湿度が６０％以下、最小湿度が４０％以下）と「強風注意報」基準（平均風速１２ｍ／ｓ以上）と同一。

ただし、降雨・降雪中は通報しないこともある。

第２節　水害予防対策

【建設防災課、産業振興課、長寿福祉人権課、上下水道課、教育委員会、海南消防署】

第１　趣旨

水害予防対策は、各水系ごとに一貫したものとし、徳島県治水及び利水等流域における水管理条例及び流域治水の考え方に基づき、関係機関と連携し、河川改良事業等を総合的、計画的に促進するとともに、過去の水害要因を分析し適宜見直すことで、水害の防除軽減を図るものとする。

第２　河川防災対策

本町を流れる河川では、海部川、宍喰川、善蔵川、相川、広岡川、野根川に重要水防区域が設定されており、他にも伊勢田川等多くの河川を擁している。そのため、関係機関と連携し、河川防災対策を推進する。

なお、本町内を流れる河川の概要は資料編 No.1、重要水防区域は資料編 No.10 を参照とする。

１．河川情報施設の活用

徳島県管理河川である海部川及び宍喰川は、徳島県知事より水防警報河川及び水位周知河川に指定されている。本町は、設定水位に達した段階等で、水防団に待機・準備等活動を呼びかけるほか、避難指示等判断の目安として活用する。

海部川及び宍喰川の水位情報

河川名	基準水位観測所	水防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）
		レベル１	レベル２	レベル３	レベル４
海部川	多　良	2.7	3.3	5.1	5.5
宍喰川	日比原	2.1	2.3	2.6	3.1

２．警戒避難体制の整備

本町は、浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

また、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の名称及び所在地並びに洪水予報等の伝達方法を定める。

本町は、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する上で必要な事項を住民及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物を配布等必要な措置を講じる。

なお、本町、徳島県及び他市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会等の既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。

３．河川維持管理の強化

平時から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちにその原因を究明し、洪水被害を最小限に止めるよう、徳島県や施設管理者に堤防の維持、補修及び護岸、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を要請する。

４．水防活動

具体的な水防活動については、第６編「海陽町水防計画」による。

第３　局地的集中豪雨対策

気象庁のアメダス観測データによると、全国における１時間降水量８０mm以上の年間発生回数の最近１０年間（２０１３年からの２０２２年）の平均年間発生回数（約２５回）は、アメダス観測による統計開始期間の最初の１０年間（１９７６年から１９８５年）の平均年間発生回数（約１４回）と比べて、約1.8倍に増加している。本町においても、平成２６年８月の台風１２号の影響により、１時間あたり約１２０mmの猛烈な雨が降ったとして、記録的短時間大雨情報が発表された。また、令和３年９月には、線状降水帯による大雨で、記録的な雨量（１時間あたりの雨量が１２０mm、２４時間雨量が 483.5mm）を本町で観測している。

このような局地的集中豪雨により、全国各地で多くの災害が発生しており、その対策が重要な防災上の課題となっている。

１．気象情報等の収集と活用

局地的集中豪雨は、降る時間や場所を事前に予測することが難しい。そこで大雨・洪水警報の発表時はもちろん、大雨・洪水注意報が発表された段階から、雨量や時間雨量、河川の水位など気象情報等の収集を図り活用することが重要となる。

２．住民への周知

「大雨警報」、「洪水警報」、「土砂災害警戒情報」及び「特別警報」などの気象警報等や「避難指示」などの避難情報の発令については、告知端末装置などにより、住民に対し迅速に周知を図る。

３．消防等による警戒

海南消防署や消防団等においては、局地的集中豪雨による事故の未然防止や事故発生時の救助体制確認のため、以下の事項について警戒し、必要な対応を行う。

- ◆ 高知県東部や県内南部地域の雨量の動きや降水量の把握
- ◆ 局地的集中豪雨が発生した場合における「浸水または水位上昇」などにより事故発生が予想される地域の警戒
- ◆ 崖地などの危険箇所等の警戒

４．河川や下水道工事現場での安全対策

河川や下水道工事などの実施時において、工事発注機関は、短時間に局地的な集中豪雨によって危険が予想される箇所の安全対策について、次の観点から請負業者を指導する。

- ◆ 雨天時の工事中止等の検討
- ◆ 気象情報等の収集体制の強化とその活用
- ◆ 避難行動の事前確認の徹底
- ◆ 作業現場及び周辺の巡視点検

５．施設管理者等の安全対策

本町の各施設管理者は、以下の項目に配慮して、局地的集中豪雨に対する安全対策を講じる。

- ◆ 気象情報の迅速な収集と活用
- ◆ 土石流、地すべり、崖崩れ、道路法面などの危険箇所の警戒や対応
- ◆ 早期の道路通行規制

第４　水害に強いまちづくり

本町及び徳島県は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災を目標設定し、下記の事項を重点として総合的な水害対策を推進することにより、水害に強いまちを形成するものとする。

１．風水害に強い土地利用の推進

溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

２．水害リスクの周知

住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

また、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

３．洪水被害の軽減

河川、下水道、ため池について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除施設等の整備等を推進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。また、河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により、洪水被害の軽減に努めるものとする。

４．浸水被害軽減地区の指定

洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

５．土砂災害対策の推進

土砂災害の恐れのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置、ドローンによる観測及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

６．山地災害の発生防止・減災効果の向上

山地災害危険地、地すべり防止区域等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携として、住民等と連携した山地災害危険地のパトロールや治山施設等の定期点検等の実施などによる減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

７．連携体制の構築

水災については、国及び徳島県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として設置している「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

第５　防災知識の普及

本町は、国及び徳島県、その他の各関係機関と連携し、以下のとおり防災知識の普及に努める。

- ◆ 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るとともに、住民主体の取組を支援・強化することにより、地域の防災意識の向上を図るものとする。
- ◆ 地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- ◆ 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害･土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- ◆ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- ◆ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- ◆ ハザードマップ等の配布または回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第３節　風害予防対策

【建設防災課、産業振興課、教育委員会】

第１　趣旨

強風・竜巻等による風害予防を図るため、強風防護施設の整備推進を図るとともに、耐風性の高い農作物品種の導入と通信施設・電力施設の防災対策の強化に努める。

第２　突風（竜巻、ダウンバースト等）に関する気象知識等

１．意義

竜巻は、発達した積乱雲を伴う強い上昇気流によって発生する渦巻き状の激しい突風で、ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す突風のことである。短時間で、狭い範囲に集中して、甚大な被害をもたらすため、注意が必要である。

２．発生時期・時間帯

台風や寒冷前線、低気圧などに伴って季節を問わず発生しているが、特に、積乱雲が発生しやすい夏から秋にかけて、時間帯では、夜間よりも昼間に多く確認されており、１１時から１８時の間にピークが見られる。

３．情報発表のタイミング

徳島地方気象台では、竜巻やダウンバースト等による激しい突風が予測される場合、住民に注意を呼びかけるため、「竜巻注意情報」を発表している。これは、「雷注意報」を補足する情報として発表され、本町等の各防災機関や、報道機関等へ伝えられている。また、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と１時間先までの予報として、「竜巻発生確度ナウキャスト」も気象庁ホームページで公開されている。

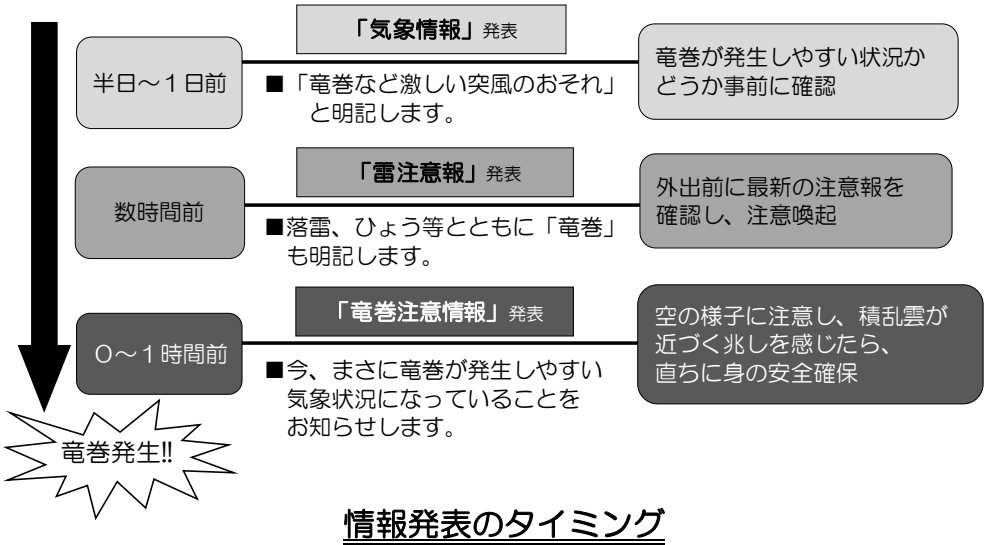

情報発表のタイミング

４．竜巻から身を守るための行動

竜巻の恐ろしさは、巻き上げられた瓦や看板などが、猛スピードで飛んでくることにある。こうした飛散物に当たると、命を落としたり重軽傷を負ったりする。

- ◆ 建設現場、イベント会場、運動会など学校行事で避難に時間がかかると考えられる場所で予め気象情報や雷注意報に注意し、当日の朝礼やミーティングなどで天気情報を確認する。
- ◆ 頑丈な建物の中に早めに避難して、窓ガラスから遠く離れる。（物置やプレハブの中は危険）
- ◆ 一般の住宅では、雨戸、窓やカーテンを閉め、窓のない１階の部屋に移動したり、丈夫な机やテーブルの下に身を隠す。
- ◆ 屋外にいて周辺に身を守る建物がない場合には、水路など窪んだ所に身を伏せて、両腕で頭や首を守る。

５．日本版改良藤田スケール（ＪＥＦ）

気象庁は、竜巻などの突風の強さを評定する際に用いてきた「藤田スケール」（※注）を改良し、日本の建築物等の被害状況から精度良く評定する「日本版改良藤田スケール」を平成２７年１２月策定し、平成２８年４月より突風調査に使用している。

※注　藤田（F）スケール
竜巻やダウンバーストなどの突風（風速）を、発生した被害状況から推定した風速値で、１９７１年にシカゴ大学の藤田哲也博士によって発案された。

日本版改良藤田スケール（ＪＥＦスケール）

階級	風速の範囲（3秒平均）	主な被害の状況（参考）
ＪＥＦ０	２５～３８m/s	・木造の住宅において、目視でわかる程度の被害、飛散物による窓ガラスの損壊が発生する。 比較的狭い範囲の屋根ふき材が浮き上がったり、はく離する。 ・園芸施設において、被覆材（ビニルなど）がはく離する。パイプハウスの鋼管が変形したり、倒壊する。 ・物置が移動したり、横転する。 ・自動販売機が横転する。 ・コンクリートブロック塀（鉄筋なし）の一部が損壊したり、大部分が倒壊する。 ・樹木の枝（直径2cm～8cm）が折れたり、広葉樹（腐朽有り）の幹が折損する。
ＪＥＦ１	３９～５２m/s	・木造の住宅において、比較的広い範囲の屋根ふき材が浮き上がったり、はく離する。屋根の軒先または野地板が破損したり、飛散する。 ・園芸施設において、多くの地域でプラスチックハウスの構造部材が変形したり、倒壊する。 ・軽自動車や普通自動車（コンパクトカー）が横転する。 ・通常走行中の鉄道車両が転覆する。 ・地上広告板の柱が傾斜したり、変形する。 ・道路交通標識の支柱が傾倒したり、倒壊する。 ・コンクリートブロック塀（鉄筋あり）が損壊したり、倒壊する。 ・樹木が根返りしたり、針葉樹の幹が折損する。

ＪＥＦ２	５３～６６m/s	・木造の住宅において、上部構造の変形に伴い壁が損傷（ゆがみ、ひび割れ等）する。また、小屋組の構成部材が損壊したり、飛散する。 ・鉄骨造倉庫において、屋根ふき材が浮き上がったり、飛散する。 ・普通自動車（ワンボックス）や大型自動車が横転する。 ・鉄筋コンクリート製の電柱が折損する。 ・カーポートの骨組が傾斜したり、倒壊する。 ・コンクリートブロック塀（控壁のあるもの）の大部分が倒壊する。 ・広葉樹の幹が折損する。 ・墓石の棹石が転倒したり、ずれたりする。
ＪＥＦ３	６７～８０m/s	・木造の住宅において、上部構造が著しく変形したり、倒壊する。 ・鉄骨系プレハブ住宅において、屋根の軒先又は野地板が破損したり飛散する、もしくは外壁材が変形したり、浮き上がる。 ・鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが比較的広い範囲で変形する。 ・工場や倉庫の大規模な庇において、比較的狭い範囲で屋根ふき材がはく離したり、脱落する。 ・鉄骨造倉庫において、外壁材が浮き上がったり、飛散する。 ・アスファルトがはく離・飛散する。
ＪＥＦ４	８１～９４m/s	・工場や倉庫の大規模な庇において、比較的広い範囲で屋根ふき材がはく離したり、脱落する。
ＪＥＦ５	９５m/s～	・鉄骨系プレハブ住宅や鉄骨造の倉庫において、上部構造が著しく変形したり、倒壊する。 ・鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが著しく変形したり、脱落する。

６．スーパーセル（巨大積乱雲）

幅が数１０ｋｍから１００ｋｍに及ぶ巨大で寿命の長い積乱雲をいう。雲内部に上昇気流域（メソサイクロン）を持ち、平均数時間の荒天が続き、大量の雹（ひょう）、霰（あられ）や強風・突風・竜巻・落雷あるいは集中豪雨・ゲリラ豪雨を発生させる。

発達した積乱雲が近づいているときの兆候

- ◆ 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ◆ 雷鳴が聞こえたり、雷がみえたりする。
- ◆ ひゃっとした冷たい風が吹き出す。
- ◆ 大粒の雨やひょうが降り出す。

第３　保安林の整備と管理

風害・飛砂・潮害等防止のために保安林の適正な管理を行い、背後地の耕作や住宅の災害予防及び被害の軽減を図るものとする。

第４　農作物の被害予防対策

気象情報に留意して、常に予防措置及び対処等を講じるとともに、海岸部においては潮風害にも留意した対策を図る。

また、風害を予防するため、適地適作及び、防風林・防風ネット等の設置を検討する。さらに、耐倒伏性品種の導入、肥培管理や水管理の適正化、枝幹部の誘引等により農作物の倒伏及び風による擦傷の防止を図る。

第５　通信施設の防災対策

電気通信設備は、必要により設備の補強措置を講じるほか、計画的な設備更改を実施するよう指導する。

第６　電力設備の防災対策

電力設備は、必要により設備の補強とともに、強風時の予防巡視を強化するよう指導する。

第７　告知端末装置の防災対策

本町では、平成２６年８月の台風１１・１２号による落雷、風水害で告知端末装置の故障が多数発生した。このため、装置の防護・復旧を遅滞なく適切な処置ができるよう対策を講じる。

第４節　高潮・浸水等予防対策

【建設防災課、産業振興課】

第１　趣旨

高潮等による被害の防止・軽減のため、河川・港湾・漁港の堤防・護岸・防潮堤等の危険区域の実態把握と応急措置を施設管理者に要望し、施設整備等を行うとともに、円滑な避難が行われるための情報伝達や警戒避難体制の整備を図る。

第２　高潮・浸水予防施設の整備

関係機関等と連携し、次の施設について、整備を図る。

１．海岸保全施設

高潮等による被害を防止・軽減するための施設整備を推進するとともに、非常時における水門・樋門・陸閘等の緊急を要する操作では、事態に即応した適切な措置を取るための体制整備を図る。

また、門扉が確実に作動する定期的な点検と訓練実施に努め、必要に応じ、施設の自動操作化・遠隔操作化も検討する。

２．河川管理施設

洪水・高潮等による被害を防止・軽減するための施設整備を推進するとともに、事態に即応した適切な措置を取るための体制整備を図る。

また、内水被害防止のため、定期的な河川パトロールと災害時の応急対応訓練を実施する。

３．港湾管理施設

港湾施設は、陸路と海上路を結ぶため設けられた施設であり、災害時には、孤立した地域の緊急輸送や救助活動を行う拠点となることから、港湾管理者は日頃から施設の点検補修を実施し、災害時に備えるものとする。

また、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、過去に被災した箇所などの港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。

４．漁港管理施設

漁港における水門・樋門・陸閘等の操作は緊急を要することから、事態に即応し、適切な措置が講じられるように、あらかじめその体制を整えておく。

なお、漁港海岸においては、規模が大きく機械操作が必要な水門・樋門について、樋門看守を設置しその操作が確実に行えるよう体制が整備されている。

また、門扉等が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施し、万全の態勢を整えておくものとする。

５．林野管理施設

高潮等による被害を防止または軽減するため、整備した施設とその背後にある防潮林の管理及び機能強化を推進するとともに、設置している陸閘については、常時閉鎖を基本とした体制を整える。

第３　高潮・浸水時の被害予防対策

１．本町及び防災関係機関の対応

本町及び防災関係機関は、高潮の危険や避難方法を、住民等に対し広く啓発する。

また、高潮によって浸水が予想される地域を事前に把握し、浸水予測図等整備の推進によって、避難指示等具体的な対策をあらかじめ検討し、住民への周知に努める。

さらに、避難場所、避難路を指定するとともに、案内板や高潮ハザードマップ等により、緊急時の注意を呼びかけ、住民等に対して、高潮または浸水時の対応の啓発に努める。

２．避難指示等の参考となる発令情報（高潮）

避難指示等の発令情報は、海岸の状況や気象状況等も考慮した総合的な判断でなければならないが、参考となる情報は、以下のとおりである。

高潮に対する避難指示発令判断基準の設定例

警戒レベル	種類	判断基準の設定例
３	高齢者等避難	１～４のいずれかに該当する場合に、警戒レベル３高齢者等避難を発令することが考えられる。 １：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） ２：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合 ３：警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ４：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合

４	避難指示	１～２のいずれかに該当する場合に、警戒レベル４避難指示を発令することが考えられる。 １：高潮警報（警戒レベル４相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル４相当情報[高潮]）が発表された場合 ２：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令） ※高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想される場合に暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して約３～６時間前に発表されるが、避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には、台風情報や強風注意報等を判断材料に、警戒レベル４避難指示に先立ち警戒レベル３高齢者等避難を早めに発令することが考えられる。 ※高潮が予想される状況下においては、台風等の接近に伴い風雨が強まり、立退き避難が困難になる場合が多い。このため、台風等の暴風域に入る前に暴風警報または暴風特別警報が発表された場合は、潮位の上昇が始まるより前に暴風で避難できなくなるおそれがあることから、高齢者等のみならず立退き避難の対象区域の全ての居住者等が避難行動をとる必要があることに留意し、暴風で避難できなくなる前に警戒レベル４避難指示の発令を検討する。 ※高潮特別警報の場合は、広範囲の居住者等の避難が必要で、より多くの時間が必要になることから、警戒レベル４避難指示をより早めに判断・発令することが望ましい。このため、特別警報発表の可能性を言及する府県気象情報や気象庁の記者会見等も特に注視すべきである。 ※潮位に応じて、立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、予想最高潮位が高いほど警戒レベル４避難指示の発令対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意が必要である。
５	緊急安全確保	（災害が切迫） １：水門、陸閘等の異常が確認された場合 ２：潮位が「危険潮位（※注）」を超え、浸水が発生したと推測される場合 ３：水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合 （※注）危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、市町村が避難情報の対象区域毎に設定する潮位 （災害発生を確認） ４：海岸堤防等が倒壊した場合 ５：異常な越波・越流が発生した場合 ６：水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合 ※発令基準例１～３を理由に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例４～６の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル５緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

（参照）「避難情報に関するガイドライン」令和3年5月.内閣府

高潮災害に関する気象警報等発表の時間的流れと避難指示等発令タイミングの一例

３．けい留船舶

けい留船舶は、完全けい留により、移動・漂流・転覆等の防止、あるいは港湾施設・防潮堤・護岸等の損傷防止を図る。

なお、指定場所以外のけい留を禁止する。

第４　情報伝達の強化

徳島県は、高潮被害を軽減するため、沿岸の水位情報を収集するとともに、避難等の措置が行えるよう警戒体制を整備し、これらの情報を本町に提供する。

水位周知海岸（海部灘沿岸）においては、切迫する高潮から住民等が緊急的に屋内の上階や近隣の建物などへ避難する目安となる高潮特別警戒水位に達した場合、高潮氾濫発生情報として本町に通知される。

本町は、これらの情報について住民等への周知を図るとともに、本計画資料編に名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設に対し、ＦＡＸ、電子メール等による水位情報等の伝達体制の確立に努める。

第５　警戒避難体制の整備

◆ 高潮浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、水位情報の伝達方法、避難場所その他浸水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。また、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては当該施設の名称及び所在地、並びに水位情報の伝達方法を定めるものとする。

◆ 浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した海陽町高潮ハザードマップを作成及び全戸配布している他、その他の必要な措置を講じるものとする。

◆ 「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定」に基づき、必要な情報の共有を図り、応援に必要な条件整備に努めるものとする。また、あらかじめ県内外の市町村と広域相互応援協定を締結するよう努めるとともに、「徳島県広域避難ガイドライン」に沿って、必要な措置を検討しておくものとする。

第５節　土砂災害等予防対策

【建設防災課、産業振興課、長寿福祉人権課、教育委員会】

◆◆ 地域防災計画に定める事項 ◆◆

□ 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備……本節第８
□ 土砂災害警戒区域の住民に対する周知……本節第８
□ 危険宅地の所在及び警戒体制、保全対策……本節第１０

第１　趣旨

本町は、地すべり・崖崩れ等の土砂災害を事前に防止するため、危険箇所における災害防止策を以下のとおりとする。

なお、土砂災害のおそれが予想される箇所での宅地造成等については、規制法規に基づく防災措置が講じられるように、十分な指導監督を行う。

第２　土砂災害の種類と前兆現象

１．前兆現象の種類

一般的に言われてきた土砂災害の発生前に発現する前兆現象について、目で見たり、耳で聞いたりといった人間の五感と前兆現象の発現主体を踏まえて整理した。

土砂災害の種類と前兆現象

五感	移動主体	地すべり	がけ崩れ	土石流
視覚	山斜面崖	・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする	・崖に割れ目がみえる ・崖から小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす	・渓流付近の斜面が崩れ出す ・落石が生じる
	水	・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が湧き出す ・池や沼の水かさが急減する	・表面流が生じる ・崖から水が噴出する ・湧水が濁りだす	・川の水が異常に濁る ・雨が降り続いているのに川の水位が下がる ・土砂が流出する
	樹木	・樹木が傾く	・樹木が傾く	・濁水に流木が混じり出す
	その他	・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く		
聴覚		・樹木の根が切れる音がする	・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする	・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音がする
嗅覚				・腐った土の臭いがする

（参照）国交省ＨＰ「土砂災害警戒避難に関する前兆現象情報の活用のあり方について」より

２．前兆現象の活用

本町、消防団、自主防災組織等は、土砂災害危険箇所において、上記のような前兆現象が確認された場合には、土砂災害警戒情報等の発表にかかわらず、すみやかな避難措置をとらなければならない。

第３　地すべり予防対策

１．地すべりの特徴

斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象をいい、土塊の移動量が大きいため、甚大な被害が発生する。

２．予防対策

本町は、徳島県により小川・大井・日比原・船津・那佐・吉田の計６区域と、農林水産省農村振興局により塩深の１区域が地すべり防止区域として指定されている。したがって、当区域においては地すべり災害の発生に備え、警戒避難体制の確立とともに、指定区域内の自主防災組織等と連携し、周辺のパトロールを実施するとともに、必要に応じて徳島県等の支援を要請する。

さらに、地すべり災害を未然に防止するため、対策工事等の事業推進も徳島県に要請する。なお、本町の地すべり防止区域は資料編 No.5 を、地すべり危険箇所は資料編 No.6 を参照とする。

第４　急傾斜地崩壊（崖崩れ）予防対策

１．崖崩れの特徴

斜面の地表面に近い部分が、雨水の浸透や地震等でゆるみ、突然崩れ落ちる現象をいい、崩れ落ちるまでの時間がごく短いため、人家の近くでは逃げ遅れも発生し、人命を奪うことが多い。

２．予防対策

本町は、崖崩れによる災害を防止するため、人的被害軽減を最優先とした以下の対策を推進する。

- ◆ 要配慮者利用施設の保全
- ◆ 安全な避難確保のための避難地の保全
- ◆ 発災時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全、防災拠点の保全
- ◆ 近年に崖崩れ等が発生した緊急度の高い箇所での被害拡大防止
- ◆ 沿岸部での津波避難場所・避難地の確保
- ◆ 急傾斜地崩壊区域における崖崩れを誘発・助長する行為の制限
- ◆ 土砂災害危険箇所図、標識による急傾斜地崩壊危険箇所の公表周知、印刷物の配布
- ◆ 雨量観測機器等による降雨状況の提供・伝達

◆　区域内の自主防災組織の育成・強化とパトロール実施

３．危険箇所の周知

昨今の土地改変に伴う社会条件の変化や地球温暖化による異常気象の増加等で、急傾斜地崩壊被害も多発している。

本町では、急傾斜地崩壊危険区域（※注１）が５３箇所、急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ及びⅡ（※注２））が３９２箇所存在しており、本町職員のみならず関係者、住民も、気象情報には常に注意を払い、日頃からの自主点検も重要となる。

※注１　急傾斜地崩壊危険区域
急傾斜地で、崩壊することにより多数の居住者等に危害が発生することが予測される土地及び隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づいて指定された区域で、本町の対象区域は資料編 No.3 を参照とする。

※注２　急傾斜地崩壊危険箇所
急傾斜地で、被害想定区域内に人家が５戸以上（５戸未満でも官公署・学校・病院・社会福祉施設等がある場合を含む）の箇所を急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰとし、被害想定区域内に人家が１～４戸ある箇所を急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱとしている。また、被害想定区域に人家は無いが、今後新規に住家が立地する可能性のある箇所を急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲとしている。なお、本町の対象箇所は資料編 No.4 を参照とする。

第５　土石流予防対策

１．土石流の特徴

山腹や川底の石あるいは土砂が長雨や集中豪雨などによって、一気に下流へと押し流される現象で、山津波（やまつなみ）ともいう。一般に河床勾配が１５°以上の渓流で発生し、時速２０～４０ｋｍという速度で、一瞬のうちに人家や畑を壊滅させてしまう。

２．予防対策

上述のように、土石流は台風や集中豪雨で発生しやすいが、長雨時は地盤がゆるみ、以降少雨の時でも発生することがある。

また、前兆現象で渓流水位が下がった時に危険であるのは、上流側の山腹崩壊で『天然ダム』が形成された可能性が想定される故である。

本町は、警戒避難体制を確立させ、急傾斜地崩壊予防体制と同様の自主防災組織連絡協議会との連携により、危険箇所のパトロール等を実施する。加えて、被害拡大防止のための砂防工事施工を徳島県に要請する。

３．危険箇所の周知

本町には、土石流危険渓流Ⅰ・Ⅱ（※注１）が５７箇所あり、土砂災害ハザードマップ等により周知を行う。

※注１　土石流危険渓流は、次のとおりに区分される。なお、本町の対象渓流は資料編 No.9 を参照とする。

・土石流危険渓流Ⅰ
土石流発生の危険性があり、５戸以上の人家または人家５戸未満でも官公署・学校・病院・駅・旅館・発電所・社会福祉施設等の要配慮者利用施設等のある場合を含む等に被害を生じるおそれがある渓流
・土石流危険渓流Ⅱ
土石流発生の危険性があり、１戸以上５戸未満の人家に被害を生じるおそれがある渓流
・土石流危険渓流Ⅲ
土石流発生の危険性があり、現在は被害の及ぶ場所に人家は無いが、今後住宅等の新築の可能性があると考えられる場所にある渓流

第６　山地災害危険地予防対策

近年、山地荒廃に起因して、人家や公共施設等被害が多発傾向にある。

本町では、この山地に起因する災害危険地（山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区）が２５６箇所あり、これらの災害を未然に防止するため、警戒避難体制の強化と要配慮者利用施設の保全を重点的に推進していくものとし、関連した避難路・迂回路となる道路の保護についても配慮する必要がある。

また、当危険区域で津波避難時の指定緊急避難場所（緊急地震・津波避難場所）において、常時のパトロールや定期的な安全度評価を実施することが重要である。

なお、本町の対象箇所は資料編 No.８を参照とする。

第７　深層崩壊

１．概要

集中豪雨や地震・融雪等で山地及び丘陵地斜面が、表土層あるいは風化岩層のみならず、硬質な基盤岩まで崩壊に至る現象で、移動土塊・岩塊の動きが突発的ゆえ、移動（崩壊）速度が大きく、また移動土量が 10,000m^3 以上と、ひとたび発生すると大災害になる。

平成２３年９月の紀伊半島大水害は記憶に新しいところであるが、徳島県内でも深層崩壊事例があり、平成１６年８月の台風第１０号による那賀町（旧木沢村）で、大規模崩落があった。

２．予防対策

崩壊を助長させるような、砂防指定地・地すべり防止区域での切土・盛土等の行為制限を行うとともに、施設整備として砂防工事・急傾斜地崩壊防止工事の整備促進を徳島県に要請する。

なお、避難にあっては、急傾斜地崩壊予防対策での警戒雨量基準に基づき、行動する。深層崩壊は総雨量が 600mm～1,000mmを越えるような大雨の後に発生することが多いとされており、早めの避難がなにより重要である。

また、深層崩壊により天然ダムが形成される河道閉塞が起き、被害が広範囲に及ぶことがある。そのため、避難にあたっては、早期の避難と広域的な避難を検討する必要もある。

第８　土砂災害警戒区域等における予防対策

１．概要

国民の生命及び身体を土砂災害から守るために、土砂災害防止法が平成１３年４月に施行された。

同法第２８条、第２９条に基づき、渓流や斜面など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況に関する基礎調査が、徳島県により実施され、令和５年３月３１日現在、徳島県から指定された本町の土砂災害警戒区域等の指定箇所数は、以下のとおりである。

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定箇所数（海陽町）

土砂災害の発生原因となる自然現象	警戒区域（イエローゾーン）	特別警戒区域（レッドゾーン）
地すべり	2	0
急傾斜地の崩壊	390	390
土石流	56	50
計	448	440

本町は、土砂災害警戒区域等の公表・周知に努める。

２．土砂災害警戒区域等の定義

（１）土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当する区域である。

（２）土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

上記土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当する区域である。

３．警戒避難体制の整備

（土砂災害防止法第８条　市町村が行う警戒避難体制整備の責務より抜粋）

【国交省作成「土砂災害警戒避難ガイドライン」（平成２７年４月）参照】

（１）土砂災害から身を守るための基本的事項

◆　行政と住民の役割分担

土砂災害の特徴と各々の役割分担について共通認識をもち、双方で協働して、土砂災害に対する避難体制を構築する必要がある。

- 行政は、土砂災害警戒区域、降雨の状況や土砂災害警戒情報等について、住民への提供等を行う。

- 住民は、土砂災害の危険性が高まった場合に、立ち退き避難することが重要である。また、立ち退き避難が困難な状況下など、やむを得ない場合には自宅の斜面と反対側の２階以上の部屋等へ移動するなど、命を守る行動をとることが重要である。

◆ 地域防災力の向上

- 行政は、土砂災害警戒区域等の指定の際の説明会や防災訓練等の機会を通じ、住民との対話を積極的に行う。
- 住民は、いざという時、的確な避難行動をとれるよう、日頃より、自治会や町内会等の活動において、土砂災害に対する対策を話し合うことなどを通じて、コミュニティとしての繋がりを深める。
- 土砂災害について共通認識にたって、行政側の「知らせる努力」と住民側の「知る努力」により情報共有を図り、地域防災力を向上していく必要がある。

（２）土砂災害の危険性の周知

平常時より、土砂災害警戒区域等、避難場所等を示した土砂災害ハザードマップを全戸配布することで住民に周知している。また、土砂災害からの的確な避難行動をとるための正確な知識の普及を図るため、土砂災害防止月間（６月１日～３０日）中における町広報誌掲載のほか、今後新たに土砂災害警戒区域等指定があった場合は、同区域指定の地元説明会で周知する。

（３）情報の収集

土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令対象区域として事前に設定し、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を用いて情報を収集し、危険性の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、あらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

なお、避難指示等発令の判断のため、前兆現象や牟岐町、那賀町や高知県東洋町等、近隣地域の災害発生情報等も収集する。

（４）情報の伝達

避難指示等は、防災行政無線、町及び海南消防署（消防団）の広報車、エリアメール等多様な情報伝達手段を使用するとともに、ＮＨＫ等報道機関による放送（「避難情報の放送に係る申し合わせ」平成１８年７月１日施行）を活用し、地域住民に確実に伝達し、当該区域住民の安全を確保する。

なお、要配慮者利用施設等に対しては、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう緊急時の避難情報の伝達・周知体制を確立するとともに、避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、避難の確保のための訓練を行わなければならない。

また、在宅の要配慮者に対する避難支援のため、福祉関係部局等にも情報を伝達する必要がある。

（５）避難指示等の発令・解除

- ◆ 土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする。また、夜間であっても、躊躇することなく行うことを基本とする。できる限り、夕方の時点における夜間の降雨予測情報等を活用し、早めの高齢者等避難を発令する。
- ◆ 台風や集中豪雨等により、土砂災害の危険性が高まった場合、土砂災害警戒判定メッシュ情報を基に、町内のエリアを特定し、避難対象地域に的確に避難指示等を発令する。
- ◆ 要配慮者に対しては、その避難行動の困難性を考慮し早めの避難ができるよう、高齢者等避難を発令する。また、被害のおそれが高い区域の居住者等に自主的な避難を促進することなどに留意する。
- ◆ 避難指示等を的確に発令できるよう、必要に応じて専門家はじめ南部総合県民局等の助言を活用する。

（６）安全な避難場所・避難経路の確保

- ◆ 安全な避難場所等を確保し、住民に周知するとともに、警察・消防・自主防災組織等による避難場所等の合同点検を定期的に実施し、その安全性を確認する。
- ◆ 避難場所の開設・運営については、住民や自主防災組織等と連携した体制を確保する。
- ◆ 避難場所・避難経路を保全する土砂災害対策施設の整備を推進する。

（７）要配慮者への支援

- ◆ 要配慮者利用施設等への情報伝達方法を防災関係者と施設管理者が相互に確認する。
- ◆ 在宅の要配慮者について、防災関係部局と福祉関係部局等が連携して避難支援体制を確立する。
- ◆ 要配慮者利用施設等を保全する土砂災害防止施設の整備を推進する。

（８）防災意識の向上

- ◆ 土砂災害防止月間（６月１日～３０日）等における実践的な防災訓練を実施する。
- ◆ 次世代の地域防災の担い手となる児童・生徒への防災教育を推進する。
- ◆ 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

- ◆ 地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響を踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- ◆ 防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- ◆ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- ◆ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- ◆ 居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

第９　土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

１．土砂災害緊急調査

土砂災害防止法第２８条、第２８条に基づき、国土交通省及び徳島県は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための緊急調査を実施している。

２．土砂災害緊急情報

上記情報は、土砂災害防止法第３１条により、関係市町村及び住民に周知される。

したがって、町長は、情報入手後、住民の生命・身体保護のため、災害対策基本法第６０条に基づき、区域住民への避難指示等を発令する。

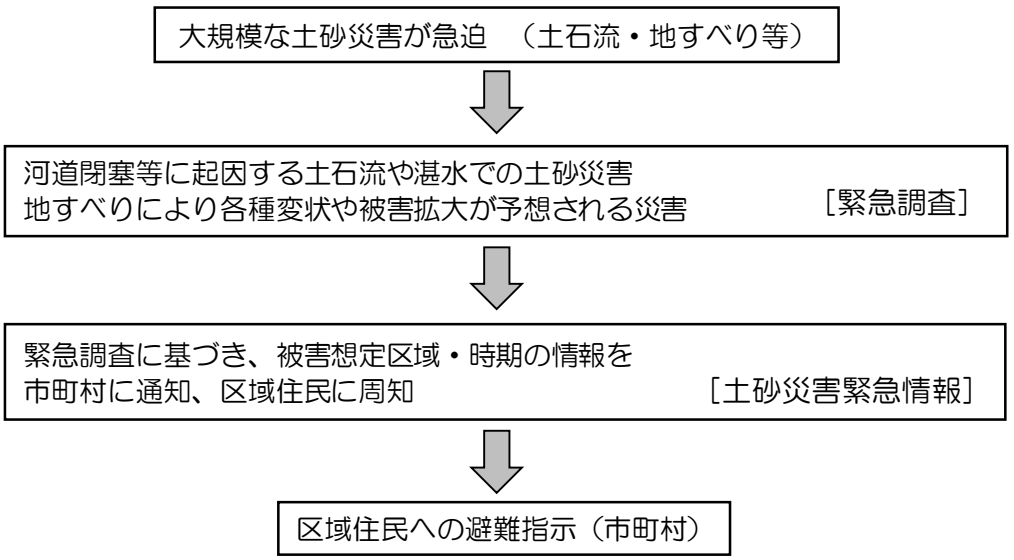

第１０　宅地防災対策

１．概要

本町は、建築基準法に基づき、崖崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため、宅地造成工事について、適切な審査と指導を行う。

２．工作物の耐震性能

擁壁・法面等で地震により崩壊するおそれのある工作物等について、関係法令に定める技術基準に適合するよう県の協力のもとで指導を行う。

３．建築基準法の監督処分

許可に係る行為で是正等を要する場合には、監督権・命令権によって工事停止命令もしくはその他違反是正措置命令等の対処を行う。

４．防災パトロール

上記のとおり、定期パトロールによって、違反宅地造成や危険宅地の発見に努め、是正措置の指導によって、宅地防災対策を行う。

５．被災宅地危険度判定体制の整備

本町は、発災時の宅地被害状況調査及び危険度判定が、すみやかに実施可能となるよう、徳島県との相互支援体制の整備充実に努める。

第６節　建築物災害予防対策

【建設防災課、産業振興課、長寿福祉人権課、教育委員会】

第１　趣旨

建築基準法に基づき、次の計画を積極的に推進することにより、建築物の被害防止または軽減を図る。

第２　災害危険区域整備計画

災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建設に関する制限を行い、被害の未然防止を図る。

第３　災害危険区域指導計画

災害危険区域内等における建築物の建築については、適切な安全確保の行政指導を行う。

第４　建築物等に対する防災上の指導等

１．建築物

（１）建築基準法に基づく特殊建築物の安全確保について

建築基準法第１２条に基づき、学校・体育館・旅館・マーケット・病院・集会場等の特殊建築物及びその設備について、構造上及び防火上の欠陥有無を確認するとともに、必要に応じ指導を行う。

（２）著しく劣化している建築物の安全確保について

防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要性を啓発する。

（３）落下物等による災害防止について

建物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物、並びに断線などによる災害を防止するための安全確保の指導、啓発を行う。

２．敷地

建築基準法等の規定に基づき、危険区域内に建築、または宅地開発を行う者に対して、建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転をすすめる。

第５　公的住宅の不燃化促進

公営住宅等については、不燃化の促進と周辺環境を考慮した住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、地域の防災拠点として利用できるよう、配置及び機能等を考慮した住宅団地造りを推進する。

第６　民間住宅の不燃化促進

不燃化が進んでいる一方で、民間住宅は現在も木造家屋主体の構築で、地震火災の同時多発により、避難を困難にすることが考えられる。特に木造家屋密集地では、建物の不燃構造に対する指導を進めるほか、民間住宅の不燃化を推進する。

第７節　雪害予防対策

【建設防災課、産業振興課】

第１　趣旨

本町は、豪雪時に被害を防止、あるいは軽減させるため、徳島地方気象台から発表される長期及び短期の気象情報等に注意し、雪害予防対策を以下のとおりとする。

第２　除雪対象区間等

徳島県が実施の対象とする、本町の除雪区間は次表のとおりである。

除雪対象区間等

土木事務所名	路　線　名	区　間	延長(km)
南部総合県民局 美波庁舎	国　１９３号	海陽町鷲越～相川	29.9
	主　牟岐海南線	海陽町小川下小谷～終点	5.0
	一　浅川港線	浅川港～国道５５号交差点	1.1
	一　鞆奥港線	鞆奥港～国道５５号交差点	1.5
	一　四方原海部線	海陽町四方原～海陽町奥浦	1.9
	一　金目宍喰浦線	海陽町金目～海陽町宍喰浦	3.9
	一　船津野根線	海陽町船津字船津～中越	2.9
	一　中部山渓轟公園線	海陽町平井～小川	9.6
	一　上皆津奥浦線	海陽町相川～奥浦	16.5
	一　芥附海部線	海陽町芥附～小谷	4.9
	一　芥附海部線	海陽町櫛川～高園	7.1
	一　久尾宍喰浦線	海陽町久尾～久保	18.1

（参照）徳島県雪害防災対策要綱

第３　雪害対策

本町では、豪雪時には、特に交通の確保を図るべき上記道路区間の除雪及び大雪による倒木を防ぐために事前伐採するなど、南部総合県民局美波庁舎と連携を保持しつつ、要員の配備計画を定め、雪害対策を図る。

また、道路で積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、各関係機関と相互に連携のうえ、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

第３章　災害応急対策

第１節　豪雨災害への対応

【建設防災課、産業振興課】

第１　趣旨

豪雨災害時における住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等の方法について定める。

第２　内容

本町は、豪雨災害時における避難指示等の発令の判断や防災情報の強化に関し、「避難情報に関するガイドライン」及び「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」に基づき、マニュアルを作成するとともに、徳島県、各防災関係機関、マスメディア等と連携し、住民の安全な避難行動に結びつけていく。

第２節　水防活動の実施

【建設防災課、産業振興課、上下水道課、海南消防署、海南町消防団】

第１　趣旨

洪水または高潮等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための水防活動は、第６編「海陽町水防計画」により実施する。

第２　実施責任者

本町は、水防管理団体として、管轄区域内の水防をはたすべき責任を有する。

また、住民も町長あるいは消防署長より出動を依頼された場合は、協力しなければならない。

第３　水防体制組織

１．水防本部の設置

水防法第１１条により徳島県知事から洪水予報を通知された時、または大雨、洪水、高潮のおそれがあり警戒の必要があると認められる時から洪水等の危険が解除されるまで、本庁舎内に水防本部を設置する。但し、災害対策本部が設置された時は、同本部の一部として編入される。

また、水防本部設置と同時に水防活動隊（海南消防署及び海陽町消防団）を編成し、町内の水防活動を一元的に実施する。

２．水防本部の組織

共通対策編に定める災害対策本部の組織及び事務分掌を準用する。

３．水防本部の解散

災害対策本部を設置した時、またはその必要がなくなった時に解散する。

第４　水防活動

１．消防団（水防団）の活動

水防法第１０条４の規定による水防警報を受けたとき、消防団（水防団）は、水害の危険性が除去（解除）されるまでの間は、「海陽町水防計画」に基づく水防活動を実施する。

なお、詳細は第６編「海陽町水防計画」参照とする。

２．水防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第３節　土地改良区等における災害応急対策

【建設防災課、産業振興課】

第１　方針

土地改良区、水利組合、ため池管理者は、管理する取水施設・用排水路・農業用ため池等の農業用施設の応急対策を定め、以下の内容事項を実施するものとする。

第２　内容

風水害の被害が予測されるときは、気象・水象情報に留意し、以下の応急対策を実施する。

１．余水吐を有する施設

ため池や用水路等で、余水吐を有している施設は、流下時の障害物の有無を確認し、障害物除去及び、余水吐に浮遊物が留まらないような対処を行う。

２．樋門等の施設

開閉時の異常有無を点検し、不具合発見時は早急に補修整備を行う。

３．施設破損時の対処

施設破損によって、地域住民に被害を及ぼすおそれが生じたり、ため池が決壊するおそれが生じたときは、すみやかに本町及び水防管理者に報告するとともに、可能な応急対策であれば、即対策を実践する。

第５編

大規模事故等災害対策編

第５編　大規模事故等災害対策編　目次

総則 …… 5-1

第１部　海上災害対策 …… 5-2

第１章　災害予防

第１節　本町の概況 …… 5-3
第２節　情報の充実 …… 5-4
第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策と災害復旧への備え …… 5-5

第２章　災害応急対策

第１節　発災直後の情報収集・連絡と通信の確保 …… 5-8
第２節　活動体制の確立 …… 5-10
第３節　捜索、救助・救急、消火活動 …… 5-10
第４節　緊急輸送のための交通確保、緊急輸送活動 …… 5-11
第５節　関係者等への的確な情報伝達 …… 5-11

第３章　災害復旧計画 …… 5-12

第２部　鉄道災害対策 …… 5-13

第１章　災害予防

第１節　本町の概況 …… 5-14
第２節　災害復旧への備え …… 5-15

第２章　災害応急対策

第１節　発災直後の情報収集・連絡 …… 5-17
第２節　活動体制の確立 …… 5-18

第３節　救助・救急、医療、消火活動 5-１８
第４節　避難指示等 5-１９
第５節　緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 5-１９
第６節　関係者等への的確な情報伝達 5-１９
第７節　防疫と遺体の処理 5-２０

第３章　災害復旧計画

第１節　応急工事資材の確保 5-２１
第２節　災害復旧計画及び実施 5-２１

第３部　道路災害対策

5-２２

第１章　災害予防

第１節　本町の概況 5-２３
第２節　道路交通安全確保のための情報 5-２４
第３節　道路施設等の管理と整備 5-２５
第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策と災害復旧への備え 5-２５
第５節　防災知識の普及 5-２７
第６節　再発防止対策 5-２７

第２章　災害応急対策

第１節　発災直後の情報収集・連絡 5-２８
第２節　活動体制の確立 5-２８
第３節　救助・救急、医療、消火活動 5-２９
第４節　緊急輸送のための交通確保、緊急輸送活動 5-３０
第５節　危険物等の流出に対する応急対策 5-３０
第６節　道路施設・交通安全施設の応急復旧 5-３０
第７節　関係者等への的確な情報伝達 5-３０
第８節　防疫と遺体の処理 5-３１

第３章　災害復旧計画

第１節　応急工事資材の確保 5-３２
第２節　災害復旧計画及び実施 5-３２

第４部　危険物等災害対策 5-33

第１章　災害予防

第１節　本町の概況 5-34
第２節　危険物等関係施設の安全性確保 5-35
第３節　災害応急対策、災害復旧への備え 5-36
第４節　石油類等危険物施設 5-38
第５節　一般高圧ガス 5-38
第６節　毒劇物取扱施設等 5-38
第７節　放射線使用施設等 5-39
第８節　複合災害予防対策 5-39

第２章　災害応急対策

第１節　発災直後の情報収集・連絡と通信の確保 5-40
第２節　活動体制の確立 5-41
第３節　石油類等危険物施設の事故応急対策 5-41
第４節　一般高圧ガス等の事故応急対策 5-42
第５節　毒劇物取扱施設等の事故応急対策 5-42
第６節　放射線使用施設等の事故応急対策 5-43
第７節　救助・救急、医療、消火活動 5-44
第８節　緊急輸送のための交通確保 5-44
第９節　危険物等の大量流出に対する応急対策 5-44
第10節　施設、設備の応急復旧活動 5-44
第11節　関係者等への的確な情報伝達 5-45
第12節　防疫と遺体の処理 5-45

第３章　災害復旧計画 5-46

第５部　大規模な火事災害対策 5-47

第１章　災害予防

第１節　本町の概況 5-48

第２節　災害に強いまちづくり……5-48
第３節　大規模火災防止の情報充実……5-49
第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策と災害復旧への備え……5-49

第２章　災害応急対策

第１節　発災直後の情報収集・連絡……5-51
第２節　活動体制の確立……5-51
第３節　消火活動……5-52
第４節　緊急輸送のための交通確保……5-52
第５節　施設・設備の応急復旧活動……5-52
第６節　関係者等への的確な情報伝達……5-52
第７節　防疫と遺体の処理……5-53

第３章　災害復旧計画

……5-54

第６部　林野火災対策

……5-55

第１章　災害予防

第１節　本町の概況……5-56
第２節　林野火災に強い地域づくり……5-56
第３節　情報の充実……5-57
第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策と災害復旧への備え……5-57
第５節　防災知識の普及等……5-58

第２章　災害応急対策

第１節　発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保……5-59
第２節　活動体制の確立……5-59
第３節　消火活動……5-60
第４節　緊急輸送のための交通確保、緊急輸送活動……5-61
第５節　施設・設備の応急復旧活動……5-61
第６節　関係者等への的確な情報伝達……5-61
第７節　二次災害の防止活動……5-62
第８節　防疫と遺体の処理……5-62

第３章　災害復旧計画

第１節　復旧対策……5-63
第２節　実施計画……5-63

第７部　原子力災害対策……5-64

第１章　総則

第１節　計画の目的……5-65
第２節　計画の性格……5-65
第３節　災害の想定……5-66

第２章　事前対策

第１節　情報の収集と連絡体制の整備……5-67
第２節　事前対策の整備……5-67
第３節　広域避難対策……5-68
第４節　住民等への的確な情報伝達体制の整備……5-69
第５節　原子力防災に関する住民等への知識の普及と啓発……5-69

第３章　緊急事態応急対策

第１節　基本方針……5-70
第２節　情報の収集・連絡体制の整備等……5-70
第３節　緊急事態応急体制の確立……5-71
第４節　住民等への的確な情報伝達活動……5-72
第５節　広域避難対策……5-72

第４章　中長期対策

第１節　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表……5-73
第２節　各種制限措置の解除……5-73
第３節　住民等への的確な情報伝達活動……5-73
第４節　風評被害等の影響の軽減……5-73
第５節　避難者の生活支援継続と長期化への対応……5-74

総　則

本編は、本町地域に係る大規模事故等災害のうち、特に発生の可能性が高い災害への対策に関して定めるものとする。この計画に定めのない事項については「共通対策編」に定めるところによるものとする。

また、大規模事故等災害という広域的・専門的な災害であることから、適宜、県等の関係機関の指導を仰ぎながら適切な措置を講ずるものとする。

大規模事故等災害対策編の構成

構成	記　述　内　容
第1部　海上災害対策	各災害における災害予防を第1章、災害応急対策を第2章、災害復旧を第3章にそれぞれ定めた。
第2部　鉄道災害対策	
第3章　道路災害対策	
第4章　危険物等災害対策	
第5章　大規模な火事災害対策	
第6章　林野火災対策	
第7章　原子力災害対策	災害予防を第1章、災害応急対策を第2章、災害復旧を第3章、中長期対策を第4章に定めた。

第１部　海上災害対策

海上災害対策

船舶の衝突・転覆・火災・爆発・浸水・機関故障等の海難事故は、多くの遭難者や行方不明者、あるいは死傷者が発生し、場合によっては船舶からの危険物等の大量流出による海洋汚染等不測の事態が生じる。

当計画は、これらの海上災害対策として、災害予防・災害応急対策・災害復旧計画の観点から、本町が取るべき対策を定めたものである。

第１章　災害予防

第１節　本町の概況

第１　概況

本町の海域は、黒潮が流れ込む太平洋に面しており、平成名水百選にも選ばれた海部川河口に面する豊かな漁場を持っており、漁業の盛んな地域である。一方で、沖合はタンカーやフェリー等の大型船も航行する航路でもあり、悪天候により視界が悪条件となれば事故の危険性が高まる。

また、事故で被害を受けた船舶から流出する危険物（重油等の流出）により、室戸阿南海岸国定公園や竹ヶ島海域公園等の、自然豊かな本町の沿岸域が甚大な被害を受けることも想定される。

第２　過去の災害

本町では、これまで多数の死傷者をともなうような大規模な海上事故は発生していないが、海上に発生した濃霧による衝突事故で、漁船の乗員が負傷する事故（※注）も発生している。

※注　昭和６２年（1987）５月２３日午後から２４日にかけて、前線の影響により濃霧が発生した。この濃霧のため、２４日４時１５分頃、宍喰町竹ヶ島の南南東約2km の海上でフェリー6、130t と漁船 2.5t が衝突し、漁船が沈没して１人が重傷を負った。
（資料引用）四国災害アーカイブス

第３　予想される事故

海上災害で予想される事故の形態や、予想される流出危険物の種類は、以下のとおりである。

海難事故の主な形態

主な形態	内　　容
衝突	船舶が他の船舶または物件（岸壁、防波堤、桟橋、流氷等）に接触したことをいう。
乗揚	船舶が、陸岸、岩礁、浅瀬、捨石、沈船等水面下にあって大地に直接または間接的に固定しているものに乗揚げ、乗切りまたは底触して船舶の航行に支障が生じたことをいう。
転覆	船舶が、外力、過載、荷崩れ、浸水、転覆等のため、ほぼ９０° 以上傾斜して復原しないことをいう。
浸水	船外から海水等が侵入し、船舶の航行に支障が生じたものをいう。
推進器障害	推進器及び推進軸が、脱落もしくは破損し、または漁網、ロープ等を巻いたため、船舶の航行に支障が生じたことをいう。

舵障害	舵取機及びその付属装置の故障、舵の脱落または破損により、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
火災・爆発	船舶あるいは積荷に火災が発生したことをいう。また、燃料その他の爆発性を有するものが引火、化学反応等によって爆発したことをいう。
機関故障	主機関等推進の目的に使用する機械が故障し、船舶の航行に支障が生じたことをいう。

（参照）国土交通省：海難審判所　海難の定義

流出危険物（主な種類）

Ａ重油、Ｃ重油、原油、ガソリン、軽油、灯油、潤滑油、ケミカル油、液化ガス等

第２節　情報の充実

第１　気象に関する情報等の伝達

海上予報・海上警報の伝達系統は次のとおりとする。

高松地方気象台 ⇒ 徳島地方気象台 ⇒ 漁業用牟岐無線局 ⇒ 各漁船

※　海上予報・海上警報
気象庁では、日本近海の船舶向けに、低気圧などに関する情報とともに、強風・濃霧・着氷などの海上警報、天気・風向・風速などの海上予報を発表しており（津波に関する警報・予報を含む）、本町沿岸部には四国沖北部、四国沖南部の海域を担当する高松地方気象台から情報が伝達される。

なお、海上警報の種類等は、以下のとおりとなっている。

警報の種類等

海上警報の種類	説　　明	
海上台風警報	台風による風が最大風速64ノット以上	気象庁風力階級表の風力12に相当
海上暴風警報	最大風速48ノット以上	〃　　の風力10以上に相当
海上強風警報	最大風速34ノット以上48ノット未満	〃　　の風力８または９に相当
海上風警報	最大風速28ノット以上34ノット未満	〃　　の風力７に相当
海上濃霧警報	視程（水平方向に見通せる距離）0.3海里（約500m）以下、瀬戸内海は0.5海里（約1km）以下となる。	
その他の海上警報	風、霧以外の現象について「海上（現象名）警報」として警報を行うことがある。（例：風上着氷警報、海上うねり警報等）	
※注　１海里は1,852m（緯度1分の距離）で、ノットはこの海里時間の速さを表す。したがって、１ノット＝1.852km／時		

（参照）気象庁　海上警報の種類

第２　船舶の航行に関する情報等

徳島海上保安部は、海上交通情報の提供に関する体制整備を図っており、「沿岸域情報提供システム（ＭＩＣＳ―ミックス）（※注）」も実施している。

したがって、プレジャーボート・漁船などの船舶運航者やマリンレジャー愛好者は、この海の安全に関する情報をリアルタイムで利用できるが、航海目的には、潮汐表を使用しなければならない。

※注　沿岸域情報提供システム（ＭＩＣＳ―ミックス）
海上保安庁が収集した灯台などにおける気象状況や海象状況、海上訓練、航路標識、水深変更、海洋調査など広汎な海の安全情報を一般向けにインターネット、携帯電話、ファクシミリ等で提供するシステムである。

第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策と災害復旧への備え

第１　情報の収集・連絡体制の整備

本町は、海上災害に対する情報交換の連絡体制整備構築に努め、収集した情報は必要に応じ、専門家の意見を取入れて、災害応急対策に対処する。

第２　災害応急体制の整備と訓練

本町は、海上災害発生時の職員非常参集体制整備構築に努め、活動手順や応急対策時の活動内容、あるいは各関係機関との伝達・連絡方法、作業手順等の定期的な訓練実施で、災害時のすみやかな対策整備を図る。

第３　捜索、救助・救急、医療及び消火活動

１．捜索、救助・救急活動

本町は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機（器）材の整備構築に努め、捜索活動を行う徳島海上保安部・警察本部の支援を実施する。

２．医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策は、共通対策編 第３章 第１７節「医療救護活動」に準拠した推進を図る。

３．消火活動

本町は、海水・河川水等を消防水利として活用するための施設整備を推進するとともに、ボランティア募集による災害応急井戸等の予備水源確保を計画する。

第４　緊急輸送活動

発災時の緊急輸送活動実施の事前対策としては、共通対策編 第３章 第１１節「緊急輸送対策」の推進を図るとともに、信号機・情報版等の道路交通関連施設については、災害時の道路管理体制の整備に努め、通行規制等のすみやかな実施を図る。

第５　危険物等の大量流出時における防除活動

１．防除活動体制の整備

本町は、徳島県及び徳島海上保安部と連携し、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制整備に努めるとともに、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

なお、油等を輸送する船舶の船舶所有者は、油等が大量流出した場合に備えて、防除のための必要な資機材等を船舶内等に確保するとともに、石油事業者団体は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図る。

２．排出油等災害への対応

（１）徳島県排出油等防除協議会

徳島県沿岸海域において大量の油または有害液体物質が排出した場合の防除活動に必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油または有害液体物質による被害の局限化を図るため、「徳島県排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）を設立している。

海部消防組合消防本部は、５地区協議会（鳴門、徳島、小松島、阿南、海部）の海部地区に属している。

徳島県排出油等防除協議会が行う業務

- ◆ 排出油等の防除計画
  - ・ 情報の共有化
  - ・ 人員、船艇及び防除資機材等の動員に関する調整
  - ・ 出動船艇相互間の通信連絡
  - ・ その他必要事項
- ◆ 排出油等の防除に必要な設備及び防除資機材整備等の推進
- ◆ 排出油等の防除活動連携の推進
- ◆ 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- ◆ 排出油等の防除に関する研修及び訓練の実施
- ◆ その他排出油等の防除に関する重要事項の協議
- ◆ その他排出油等の防除に必要な事項

（２）情報提供

会長（徳島海上保安部長）は、大量の油または有害液体物質の排出があったとき、もしくはそのおそれがあるときは、情報伝達図（資料編 No.52 参照）により会員に対し、すみやかに事故に関する情報を提供する。

（３）防除活動等

会員は、それぞれの立場に応じて、事前に調整された排出油等の防除活動、二次災害防止等の対策を実施する。

- ◆ 徳島県排出油等防除協議会会則
- ◆ 徳島県排出油等防除協議会運営要領
- ◆ 徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則
- ◆ 徳島県排出油等防除協議会各地区排出油防除計画

なお詳細は、資料編 No.48～No.51 に参照した。

第６　関係者等への的確な情報伝達活動

本町は、海上事故等発生後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理し、家族等からの問い合わせ等に対応する体制の整備に努める。

第７　防災機関等の防災訓練

本町は、徳島海上保安部・消防機関・警察機関が実施する大規模海難事故や危険物等の大量流出を想定した実践訓練には、積極的に参加し、発災時のすみやかな対応に備える。

なお、石油事業者団体は、流出事故に備え、積極的な油防除訓練を実施する。

第２章　災害応急対策

第１節　発災直後の情報収集・連絡と通信の確保

第１　災害情報の収集・連絡

１．海上事故情報等の連絡

関係事業者等は、大規模な海上事故が発生した場合、または発生するおそれがある場合、すみやかに徳島海上保安部へ連絡する。

また、海上事故認知の発見者も同様の対処を図る必要がある。

２．大規模な海上事故発生直後での被害に関する第１次情報

関係事業者は、被害状況を徳島海上保安部に連絡するが、本町も人的被害状況等の情報を収集し、被害規模等の概括的情報を把握後、すみやかに徳島県へ報告する。

３．応急対策活動情報

関係事業者等は、応急対策活動状況、対策本部設置状況等を徳島海上保安部に連絡する。

また、本町は第１次情報と同様に徳島県に応急対策活動状況、対策本部設置状況等を報告し、必要があるときは、応援の要請を行う。

第２　流出油災害発生時の情報収集・連絡

流出油災害が発生し、または発生するおそれがある場合の情報収集・連絡の伝達系統は、次項のとおりである。

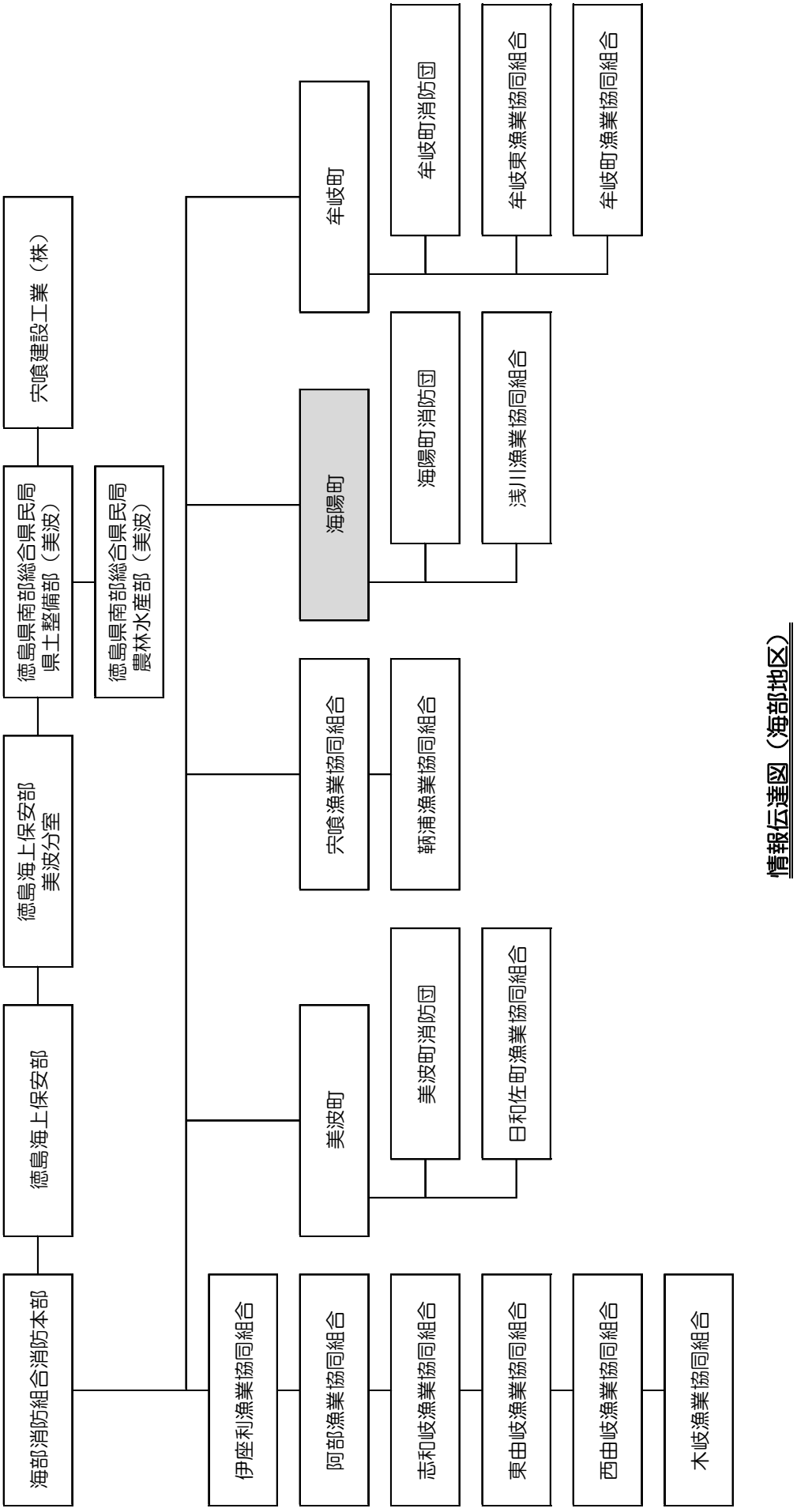
海部消防組合消防本部
徳島海上保安部
徳島海上保安部
美波分室
徳島県南部総合県民局
県土整備部（美波）
徳島県南部総合県民局
農林水産部（美波）
穴喰建設工業（株）
伊座利漁業協同組合
阿部漁業協同組合
志和岐漁業協同組合
東由岐漁業協同組合
西由岐漁業協同組合
木岐漁業協同組合
美波町
美波町消防団
日和佐町漁業協同組合
海陽町
穴喰漁業協同組合
鞆浦漁業協同組合
海陽町消防団
浅川漁業協同組合
牟岐町
牟岐町消防団
牟岐東漁業協同組合
牟岐町漁業協同組合

情報伝達図（海部地区）

第２節　活動体制の確立

第１　本町の活動体制

発災直後には、本町はすみやかに職員の非常参集を図り、情報収集連絡体制の確立や災害対策本部設置等の必要な体制構築に努める。

第２　広域的な応援体制

本町は、被害の規模に応じて、広域応援協定等に基づく他の地方公共団体に応援を要請し、的確な災害対策を図る。

第３節　捜索、救助・救急、消火活動

第１　捜索、救助・救急

本町での捜索、救助・救急活動は、徳島海上保安部あるいは民間団体等との連携により、迅速な活動計画に努めるものとし、また大規模な救難対策にあっては、共通対策編 第３章 第１１節「緊急輸送対策」を準用する。

第２　医療活動関係

迅速な医療活動実施の備えには、共通対策編　第３章　第１７節「医療救護活動」を準用する。

また、医療活動について、徳島海上保安部、徳島県等との連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

第３　消火活動

船舶等の火災を発見、または通報を受けたとき、本町は消防本部とともに火災発生状況を確認し、徳島海上保安部あるいは関係機関に連絡するとともに、岸壁部等に係留された船舶等にあっては直ちに消火活動を実施するほか、必要あるときは、広域応援協定等に基づく消防機関の応援要請で対処する。

第４節　緊急輸送のための交通確保、緊急輸送活動

本町は、被害の状況、緊急度・重要度を考慮し、陸上部においては警察機関・道路管理者と、海上部においては徳島海上保安部と連携し、交通規制、あるいは通行制限・禁止を行い、すみやかな緊急輸送活動に努める。

なお、ここにいう緊急輸送とは、海上事故における傷病者、避難者の輸送、あるいは救助・救急に必要な医師・看護師、救援物資、防除資機材の輸送等をいう。

第５節　関係者等への的確な情報伝達

第１　海上災害情報の伝達

徳島海上保安部は、危険物等流出現場周辺海域における船舶の航行制限・禁止等の危険防止措置や海上災害に関する情報を、関係者に周知・指導する。

第２　住民等への的確な情報の伝達

本町は、被災者の家族等のニーズを把握し、海上災害の状況や二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、各関係機関と相互に連絡をとりあうものとする。

第３　関係者等からの問い合わせに対する対応

本町は必要に応じ、災害発生後に関係者等からの問い合わせに対応できる相談窓口を設置する。

第３章　災害復旧計画

徳島海上保安部は、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去、その他船舶交通の危険防止の措置を命じ、または勧告する。

また、港湾管理者等は、復旧にあたり、環境に配慮した被災施設の復旧を行うが、可能な限り、復旧予定工期を明示する。

第２部　鉄道災害対策

海上災害対策

列車の脱線・転覆・衝突・火災等では、多数の死傷者が発生し、地域住民にも被害が及ぶといった大規模な鉄道災害が予測される。

当計画は、これらの鉄道災害対策として、災害予防・災害応急対策・災害復旧計画の観点から本町が取るべき対策を定めたものである。

第１章　災害予防

第１節　本町の概況

第１　概況

本町は、牟岐線（ＪＲ四国）と阿佐東線（阿佐海岸鉄道）が運行しており、牟岐線の停車駅として鯖瀬駅、浅川駅、阿波海南駅の３駅が、阿佐東線の停車駅として海部駅、宍喰駅の２駅及び信号場として阿波海南信号場（阿波海南駅）がある。

海陽町内鉄道駅の１日平均乗降者数

路線名	年度／駅名	平成29年度（人）	平成30年度（人）	令和元年度（人）
牟岐線	鯖瀬駅	2	4	4
	浅川駅	8	8	4
	阿波海南駅	186	176	180
※	海部駅	52	98	70
阿佐東線	宍喰駅	31	26	21

※　海部駅は令和2年10月までJR牟岐線及び阿佐東線の両路線の共同使用駅であり、上記の乗降者数は両路線の乗降者数を合計した数字となる。
（令和2年11月から阿佐東線に編入された）

（データ参照）国土交通省　国土数値情報　駅別乗降客数データより

宍喰駅

第２　過去の災害

本町では、これまで多数の死傷者を伴うような大規模な鉄道事故は発生していないが、国内では　多数の死傷者を出す事故が発生しており、本町でも起こらないとは限らない。予想される事故の形態と発生要因は以下のものがある。

事故の形態及び発生要因

事故の形態	内　　容	発　生　要　因
列車事故	列車衝突事故 列車脱線事故 列車火災事故	（１）信号の故障等により列車が追突または正面衝突 （２）速度超過でカーブに進入し転覆脱線 （３）地震により列車が持ち上げられて脱線 （４）局地的な突風により列車が持ち上げられて脱線 （５）線路上の置き石により脱線 （６）電気系統の故障や車内に持ち込まれた可燃物等が燃焼
踏切傷害事故	踏切道において列車または車両が通行人や通行車両などと衝突・接触したもの	（１）自動車等が踏切内で立ち往生して列車と衝突 （２）自転車や歩行者が遮断機の降りている踏切に進入して列車と衝突
鉄道人身事故	列車または車両の運転により人が死傷したもの	（１）プラットホームにおいて進入する列車に乗客が接触 （２）プラットホームから線路に乗客が転落して列車と衝突
鉄道物損事故	列車または車両の運転により500万円以上の物損が生じたもの	―

（参照）国土交通省　鉄道事故等報告規則

第２節　災害復旧への備え

第１　情報の収集・連絡体制の整備

１．情報の収集・連絡

本町は、大規模な鉄道災害が発生した場合、休日・夜間時も対応できる非常時の情報収集・連絡体制の整備を図るとともに、町内パトロール等の実施中に、鉄道と隣接する施設構造物において異常が発見され、鉄道の災害が発生するおそれがある場合には、鉄道事業者にその情報を迅速に提供し、災害予防に努める。

２．通信手段の確保

非常通信体制を含めた鉄道災害時の通信手段の確保については、共通対策編 第３章 第３節「情報通信」に準拠した事前対策を図る。

第２　災害応急体制の整備

１．本町職員

本町は、本町職員の非常参集体制整備を図るため、定期的に「海陽町職員防災初動マニュアル」に基づく実践訓練によって、災害時の活動内容等を習熟する。

２．防災関係機関相互の連携

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要である。

したがって、本町は応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平時からの関係機関連携強化の更なる推進に努める。

第３　救助・救急、医療及び消火活動

１．救助・救急活動

本町及び消防機関は、災害時の迅速な応急活動実施のため、救助工作車・救急車・照明車、あるいは応急措置の実施に必要な救急救助用資機（器）材の整備推進に努める。

２．医療活動

迅速な医療活動実施の備えには、共通対策編 第３章 第１７節「医療救護活動」を準用する。

３．消火活動

本町及び消防機関は、鉄道事業者と平時から機関相互の連携を図り、消火活動への備えに努める。

第４　緊急輸送活動

鉄道事業者は、徳島県公安委員会その他関係機関の協力の基で、災害時の応急活動に必要となる人員または応急資機（器）材輸送の緊急整備に努める。

また、令和３年１２月から阿佐海岸鉄道で運行が開始された「ＤＭＶ（デュアル・モード・ビークル）」（※注）により、災害時のリスク分担が可能となる。

※注　ＤＭＶ（デュアル・モード・ビークル）
道路から鉄道への乗入れを可能とする特殊な構造の車輪を備え、走行モード変換装置（モードインターチェンジ）を介して、道路と線路の双方を自由に走行できる車両。

第５　関係者等への的確な情報伝達

本町は、鉄道災害発生後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理し、家族等からの問い合わせに対応する体制の整備に努める。

第６　防災訓練

本町は、徳島県及び鉄道事業者と連携し、鉄道災害事故の実践的な訓練を実施し、すみやかな災害応急対策推進に努める。

第２章　災害応急対策

第１節　発災直後の情報収集・連絡

第１　災害情報の収集・連絡

大規模な鉄道事故発生の連絡を受けた場合、本町は徳島県に事故情報等の連絡を行うとともに、人的被害状況等の情報収集・被害状況等も伝達する。

また、「火災・災害等即報要領」（資料編 No.69～72 参照）に基づき、直接即報基準に該当する災害発生時は、消防庁に対しても、原則として覚知後３０分以内に徳島県経由で報告する。

第２　鉄道災害情報の収集・連絡系統

１．鉄道事故情報等の連絡

鉄道事業者は、事故災害発生時は、社員に出動を指示するとともに、事故災害等の状況把握に努め、四国運輸局等関係機関に通報する。

四国運輸局は、関係機関等に事故情報の連絡を行う。

徳島県は、四国運輸局から受けた情報を関係市町村・防災関係機関等へ連絡する。

２．鉄道事故発生直後の被害第１次情報

鉄道事業者は、必要に応じ、被害情報を四国運輸局に連絡する。

徳島県は、市町村から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を把握し、消防庁に告するとともに、関係省庁に連絡する。

また、警察本部は、被害に関する情報を警察庁に報告する。

３．一般災害情報等の収集・連絡

鉄道事業者は、必要に応じ、被害情報を四国運輸局に連絡する。

徳島県は、被害情報を収集し、必要に応じ、消防庁及び関係省庁に連絡する。

４．応急対策活動情報の連絡

鉄道事業者は、四国運輸局に応急対策活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

本町は、徳島県に応急対策活動状況、対策本部設置状況他応援の必要性有無等を連絡するが、徳島県も実施する応急対策活動状況を本町に伝達する。

５．通信手段

鉄道事業者は、必要に応じ、列車無線の有効活用、移動無線機の運用、臨時回線の構成等の運用措置を図る。

第２節　活動体制の確立

第１　職員の動員配備体制と設置基準

鉄道事故による本町職員の動員配備基準は、警戒配備体制（第２次配備）及び災害対策本部体制（第３次配備）の２区分とし、詳細は、共通対策編 第３章 第２節「災害対応体制の設置計画」を準用する。

◆ 警戒配備体制（第２次配備）の設置基準
鉄道事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合、またはその他の状況により町長が必要と認めたとき

◆ 災害対策本部体制（第３次配備）の設置基準
鉄道事故により、多数の死傷者が発生した場合、またはその他の状況により町長が必要と認めたとき

第２　広域的な応援体制

鉄道事故による災害で、本町のみによる応急対策等が困難な場合、共通対策編 第２章 第９節「広域応援・受援体制の整備」に準じ、迅速な応援要請の手続きを行い、受援体制の確保を図る。

第３　自衛隊の災害派遣

本町は、鉄道災害の規模や収集した被害情報から、自衛隊の災害派遣を必要と判断したとき、共通対策編 第３章 第６節「自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第３節　救助・救急、医療、消火活動

第１　救助・救急活動等

大規模な鉄道災害が発生した場合での消防機関は、消火活動に加え、乗客・乗務員等の救助・救急活動を迅速に行うとともに、早急な人的被害状況の把握に努め、必要に応じ、徳島県に応援を要請する。

第２　資機（器）材の調達等

消防機関は、原則として救助・救急及び消火活動に必要な資機（器）材を携行し、また本町では、必要に応じ、民間からの協力等で、救助・救急活動の資機（器）材調達を行い、効率的な復旧活動に努める。

第３　医療活動

医療活動は、共通対策編 第３章 第１７節「医療救護活動」を準用する。

第４　消火活動

消防機関は、すみやかに火災発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実践し、火災拡大等で、必要あるときは、広域応援協定等に基づく相互応援の要請を図り、二次災害予防の措置を取る。

第４節　避難指示等

災害が発生、または発生するおそれがあるとき、本町は、共通対策編 第３章 第９節「避難対策の実施」を準用し、周辺住民への避難指示等を実施する。

第５節　緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

本町は、緊急輸送確保の必要性があるとき、直ちに一般車両の通行を禁止・制限するなどの交通規制を行う。

なお、当規制にあっては、交通関係者、地域住民に広報し、理解を求める。

第６節　関係者等への的確な情報伝達

第１　情報伝達活動

本町は、鉄道災害の状況、安否情報のみならず、関係各機関が実施している応急対策内容等の情報を放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得て、公表する。

このとき、要配慮者等に配慮した伝達媒体を用いる。

情報伝達内容

- ◆ 鉄道災害の状況
- ◆ 乗客・乗務員等の安否情報
- ◆ 本町及び関係各機関が実施している応急対策内容
- ◆ 施設等の復旧状況
- ◆ 避難の必要性等、地域に与える影響（通行規制等）
- ◆ その他必要な事項

第２　住民等への的確な情報の伝達

本町は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、各関係機関と相互に通知し情報交換を行うものとする。

第３　関係者からの問い合わせに対する対応

本町は、必要に応じ、災害発生後に関係者からの問い合わせに対応できる相談窓口を設置する。

第７節　防疫と遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理等は、共通対策編 第３章 第１９節「保健衛生・防疫、遺体の火葬等」を準用する。

第３章　災害復旧計画

第１節　応急工事資材の確保

鉄道事業者は、応急工事資材の適正な保有及び配置等により、資材の迅速な供給の確保を図るとともに、所要の手続きを行ったうえで、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努め、すみやかな災害復旧にあたる。

第２節　災害復旧計画及び実施

鉄道事業者は、応急工事の終了後、すみやかに本復旧計画を立て、工事に携わるが、このとき、あらかじめ定めた物資・資材の調達計画及び人材の広域的応援等に関する計画を活用しながら、迅速かつ円滑な被災施設の復旧事業を行う。

なお、復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化させる必要がある。

第３部　道路災害対策

道路災害対策

道路輸送途中での危険物等の大量流出事故や、道路構造物被災での道路災害では、多数の死傷者が発生するなど、大規模災害に発展する危険性が高い。

当計画は、これらの道路災害対策として、災害予防・災害応急対策・災害復旧計画の観点から、本町が取るべき対策を定めたものである。

第１章　災害予防

第１節　本町の概況

第１　本町の交通体系

本町を走行する国道、県道は以下のとおりである。

海陽町内を走行する国道・県道

国道	一般国道	55号
		193号
県道	主要地方道	37号（牟岐海南線）
	一般県道	101号（船津野根線）
		148号（中部山渓轟公園線）
		196号（浅川港線）
		197号（鞆奥港線）
		298号（上皆津奥浦線）
		299号（四方原海部線）
		300号（芥附海部線）
		301号（久尾宍喰浦線）
		309号（金目宍喰浦線）

町道は１級町道１１路線、２級町道２７路線等、計５３３路線で形成されている。

また、国が整備する自動車専用道路「海部野根道路」（区間：本町多良～高知県東洋町）が事業化されている。

第２　緊急輸送道路の指定

本町の緊急輸送道路は、徳島県により８路線が指定されている。詳細は、共通対策編第２章第３節「緊急輸送路等の確保」参照とする。

第３　過去の災害

本町では、これまで多数の死傷者をともなうような大規模な道路災害は発生していないが、平成２６年には台風１２号の大雨での風水害等により、複数箇所で道路被害を受けている。

道路陥没
宍喰橋南詰（宍喰浦宍喰）

冠水被害
阿佐東線高架トンネル内（久保字板取）

平成２６年・台風１２号での道路被害

第４　想定される被害

上記のような風水害等による自然災害だけでなく、交通事故等の人的要因による大規模な道路災害も想定される。

災害の形態及び発生要因

要　　因	想定される災害
自然災害等に起因するもの	（１）落石・土砂崩れ等による道路法面の崩壊 （２）土砂崩れ等による道路への土砂の流出 （３）河川の増水等による橋梁・道路の流失
大規模な交通事故等に起因するもの	（１）トンネル内での車両火災 （２）道路上での危険物等の漏えい （３）バスの転落等事故
その他	（１）沿道での大規模火災等

第２節　道路交通安全確保のための情報

第１　気象情報の伝達

本町は、徳島地方気象台が発表する気象情報を有効活用するための体制整備を図るが、詳細は風水害対策編 第１章 第１節「気象業務の整備」を準用する。

第２　道路の異常に関する情報の収集・伝達

本町は、道路パトロール等の実施によって、道路施設等の異常（変状）を迅速に見定める体制整備を図り、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に提供できる伝達体制整備を推進する。

第３節　道路施設等の管理と整備

第１　施設の巡回及び点検

本町は、道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に道路パトロールを実施し、特に地震・台風・豪雨等、異常気象発生後は、施設状況を確認するため巡回及び点検を強化する。

第２　安全性向上のための対策

本町は、住民に安全・安心を与える地震・津波災害も考慮した計画的・総合的な道路整備を推進する。

第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策と災害復旧への備え

第１　情報の収集・連絡体制

１．情報の分析整理

本町は、必要に応じ、専門家の意見を活用し、収集した道路施設情報の現況と問題点を分析整理するための体制整備を推進する。

２．通信手段の確保

非常時の通信体制を含めた道路災害時の通信手段は、共通対策編 第２章 第１０節「情報通信体制の整備」を準用する。

第２　災害応急体制の整備

１．職員

本町職員は、非常時の参集体制整備を図るため、「海陽町職員防災初動マニュアル」に基づく災害時の活動内容習熟に努める。

２．防災機関相互の連携体制

災害発生時には、防災機関相互の連携体制が重要である。

したがって、本町は、応急活動及び復旧活動時の相互応援協定を締結するなど、平時からの関係機関連携強化の更なる推進に努める。

第３　救助・救急、医療及び消火活動

１．救助・救急活動

本町は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

２．医療活動

本町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に備えるものとし、共通対策編 第３章 第１７節「医療救護活動」を準用する。

３．消火活動

本町及び消防機関は、道路管理者と平時から機関相互の連携を図り、消火活動への備えに努める。

第４　緊急輸送活動

本町は、道路管理者との連携の基、信号機・情報板等道路関連施設の災害時管理体制整備を図るとともに、交通規制実施時の自動車運転者が取るべき義務等の周知に努める。

第５　危険物等の流出時における防除活動

本町及び消防機関は、危険物等の流出時に的確な防除活動が実施できる資機（器）材の整備推進に努める。

第６　関係者等への的確な情報伝達活動

本町は、道路災害発生後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理し、家族等からの問い合わせ等に対応する体制の整備に努める。

第７　防災訓練の実施

本町は、道路管理者が実施する大規模道路災害事故や危険物等の大量流出を想定した実践訓練には積極的に参加し、発災時のすみやかな対応・対処に努める。

第８　施設・設備の応急復旧

道路管理者は、被害情報の把握、及び応急復旧に向けた体制整備構築と資機（器）材整備を図る。

第９　災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等資料を整備しておくとともに、複製を別途保存する。

第５節　防災知識の普及

本町は、道路利用者に対し、災害時の交通ルールに関する防災知識普及に努める。

第６節　再発防止対策

道路管理者は、災害発生時の原因究明の調査を行い、同様事故の再発防止対策を検討する必要がある。

第２章　災害応急対策

第１節　発災直後の情報収集・連絡

第１　道路情報の収集・連絡

１．事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合は、すみやかに国・徳島県他関係機関に報告し、徳島県は関係市町村に連絡する。

２．災害発生直後の第１次被害情報等の収集・連絡

道路管理者は、被害情報の収集に努めるとともに、国に被害状況を報告する。

本町は、人的被害状況等の情報を収集し、把握できた被害内容を、すみやかに徳島県に報告する。

徳島県は、市町村等からの情報入手等で、被害規模に関する概括的な情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡する。

また、警察本部は被害情報を警察庁に報告する。

３．一般被害情報等の収集・連絡

道路災害の発生するおそれのある異常な現象（変状）を発見した者は、直ちに町長・警察官・消防吏員あるいは道路管理者に通報しなければならない。

道路管理者は、この通報に基づき、被害状況を把握し、上位機関に連絡する。

第２　応急対策活動情報の連絡

道路管理者は、上位機関に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

本町は、徳島県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、必要に応じ、応援を要請する。

徳島県は、実施する応急対策の活動状況等を市町村に伝達する。

なお、防災機関は応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第２節　活動体制の確立

第１　職員の動員配備体制及び設置基準

道路災害による本町職員の動員配備基準は、警戒配備体制（第２次配備）及び災害対策本部体制（第３次配備）の２区分とし、詳細は共通対策編 第３章 第２節「災害対応体制の設置計画」を準用する。

◆　警戒配備体制（第２次配備）の設置基準
道路災害により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合、道路上での重大事故が発生した場合、またはその他の状況により、町長が必要と認めたとき

◆　災害対策本部体制（第３次配備）の設置基準
道路災害により、多数の死傷者が発生した場合、またはその他の状況により町長が必要と認めたとき

第２　広域的な応援体制

道路事故による災害が発生し、複合災害等で、本町のみでの応急対策等が困難なとき、共通対策編 第２章 第９節「広域応援・受援体制の整備」に準じ、迅速な応援要請の手続を行い、受援体制の確保を図る。

第３　自衛隊の派遣要請

本町は、道路災害の規模や収集した被害情報から、自衛隊の災害派遣を必要と判断したとき、共通対策編 第３章 第６節「自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第３節　救助・救急、医療、消火活動

第１　救助・救急活動

本町及び消防機関は、すみやかに救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、他の関係機関に応援を要請する。

第２　医療活動

医療活動は、共通対策編 第３章 第１７節「医療救護活動」を準用する。

第３　消火活動

１．道路管理者
道路管理者は、迅速かつ的確な初期消火活動が行えるように、消防機関に協力する。

２．消防機関
消防機関は、すみやかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。
また、本町以外で災害が発生した場合は、発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第４節　緊急輸送のための交通確保、緊急輸送活動

被害の規模・緊急度・重要度に応じ、警察は一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行うが、このとき道路管理者は警察と緊密な連絡を取る必要がある。

なお、当規制にあっては、交通関係者、地域住民に広報し、理解を求める。

第５節　危険物等の流出に対する応急対策

道路管理者は、危険物等の流出が認められたとき、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

消防機関及び警察は、危険物等の流出が認められた時、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

第６節　道路施設・交通安全施設の応急復旧

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設道路等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

また、類似した周辺での災害の再発防止を図るため、被災箇所以外の道路施設緊急点検を行う。

第７節　関係者等への的確な情報伝達

第１　情報伝達活動

本町は、道路災害の状況、安否情報のみならず、関係機関が実施している応急対策内容等の情報を、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得て、公表する。

このとき、災害時要配慮者等に配慮した伝達媒体とする。

情報伝達内容

- ◆ 道路災害の状況
- ◆ 乗客・運転手等の安否情報
- ◆ 本町及び関係各機関が実施している応急対策内容
- ◆ 道路施設の復旧状況
- ◆ 避難の必要性等、地域に与える影響（通行規制等）
- ◆ その他必要な事項

第２　住民等への的確な情報の伝達

本町は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、各関係機関と相互に通知し情報交換を行うものとする。

第３　関係者からの問い合わせに対する対応

本町は必要に応じ、災害発生後に関係者からの問い合わせに対応できる相談窓口を設置する。

第８節　防疫と遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理等は、共通対策編 第３章 第１９節「保健衛生・防疫、遺体の火葬等」を準用する。

第３章　災害復旧計画

第１節　応急工事資材の確保

道路管理者は、応急工事資材の適正な保有及び配置等により、資材の迅速な供給の確保に努め、災害復旧にあたる。

第２節　災害復旧計画及び実施

道路管理者は、応急工事の終了後、すみやかに本復旧計画を立て、工事に携わるが、このときあらかじめ定められた物資・資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しながら、迅速かつ円滑な被災施設の復旧事業を行う。

なお、復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化させる必要がある。

第４部　危険物等災害対策

危険物等災害対策

危険物等（石油類、高圧ガス、毒劇物及び放射性物質（※注））の漏洩・流出、飛散、火災、爆発等では、多数の死傷者が発生するなど、大規模災害に発展する危険性が高い。

当計画は、これらの危険物等災害対策として、災害予防・災害応急対策・災害復旧計画の観点から、本町が取るべき対策を定めたものである。

※注　放射性物質
　　放射性物質とは、放射線を出す能力を持った物質をいう。

第１章　災害予防

第１節　本町の概況

第１　概況

危険物等の施設には以下の種類がある。

危険物等施設の種類

区　分		内　容
製造所		危険物を製造する施設（例：化学プラント、製油所）
貯蔵所	屋内貯蔵所	危険物を建築物内で貯蔵
	屋外タンク貯蔵所	屋外にあるタンクで危険物を貯蔵（例：石油タンク）
	屋内タンク貯蔵所	屋内にあるタンクで危険物を貯蔵
	地下タンク貯蔵所	地盤面下にあるタンクで危険物を貯蔵
	簡易タンク貯蔵所	600L以下の小規模なタンクで危険物を貯蔵
	移動タンク貯蔵所	車両に固定されたタンクで危険物を貯蔵（例：タンクローリー）
	屋外貯蔵所	屋外の場所で一定の危険物を容器等で貯蔵
取扱所	給油取扱所	自動車等に給油する取扱所（例：ガソリンスタンド）
	販売取扱所	容器に入ったまま危険物を売る販売店
	移送取扱所	配管で危険物を移送する取扱所（例：パイプライン）
	一般取扱所	上記３つの取扱所以外の取扱所（例：ボイラー、自家発電施設）

（参照）令和４年度版　消防庁消防白書

なお、本町における危険物等取扱い事業者（危険物等の貯蔵・取扱いを行う者、「以下「事業者」という。）の現況は、資料編 No.25 のとおりである。

第２　過去の災害

本町では、これまで多数の死傷者をともなうような、危険物等による大規模な事故は発生していないが、全国では過去に多数の死傷者を出す事故が発生しており、本町でも同様の事故が起こらないとは限らない。よって、本町でも予防対策を図る。

第２節　危険物等関係施設の安全性確保

第１　保安体制の確立

事業者は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規定等の作成、自衛消防隊等の設置、及び貯蔵・取扱い施設等の定期点検実施等、自主保安体制整備を図る。

本町及び消防機関は、危険物等関係施設の立入検査を行い、施設の安全性確保確認に努めるとともに、危険物等災害が生じたときは、その原因究明に努め、必要と認められる場合には、法令で定める技術基準の見直し等を要請する。

第２　保安教育の実施

本町は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会・研修会の実施により、保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化に努める。

また、事業者は従業員等に対する保安教育あるいは防災訓練によって、自主防災体制の確立に努める。

第３　規制の強化

本町は、危険物施設に対し、消防法第１６条の５、あるいは同法第４条等に基づき、以下の事項を重点に立入検査等を実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

- ◆ 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- ◆ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導強化
- ◆ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導強化
- ◆ 地震動及び津波等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導強化

第４　屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

本町は、液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等について、不等沈下の防止及び漏洩事故等の防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出油事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

第５　自衛消防組織の強化促進

事業者は、自衛消防組織の強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

第６　災害リスクの確認

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第３節　災害応急対策、災害復旧への備え

第１　情報の収集・連絡体制

本町及び事業者は、危険物等災害が発生したとき、夜間・休日等の非常時も含め、迅速かつ的確な応急対策が図られる情報収集・連絡体制整備に努める。

また、災害時の情報通信手段においては、通信ネットワークの整備・拡充、ネットワーク間の連携等、平時からその確保と管理・運用体制の構築に努める。

第２　職員の活動体制

本町は、非常時の参集体制整備を図るため、「海陽町職員防災初動マニュアル」に基づく、災害時の活動内容習熟に努める。

第３　防災関係機関相互の連携

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、本町及び事業者は、応急・復旧活動時の相互応援協定を締結する等、平時からの更なる連携強化に取組む。

第４　救助・救急、医療及び消火活動

１．救助・救急活動

本町及び消防機関は、災害時の迅速な応急活動実施のため、救助工作車・救急車・照明車、あるいは応急措置の実施に必要な救急救助用資機（器）材の整備推進に努める。

２．医療活動

迅速な医療活動実施の備えには、共通対策編 第３章 第１７節「医療救護活動」を準用する。

３．消火活動

本町及び消防機関は、事業者と平時から機関相互の連携を図り、消火活動への備えに努める。

また、本町は海水、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図る。

４．事業者

事業者は、災害時に備え、救助・救急用資機（器）材、医療用資機（器）材、消火用資機（器）材の備蓄・整備に努める。

第５　緊急輸送活動

本町は、徳島県及び警察と連携を取り、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

なお、交通規制実施時には、交通利用者、地域住民に広報し、理解を求める。

第６　危険物等の大量流出時における防除活動

本町及び事業者は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着材の流出油防除資機（器）材、化学消火薬剤等の消火用資機（器）材、中和剤等防災薬剤、及び避難誘導に必要な資機（器）材の整備に努める。

また、緊急時における防災関係機関の協力体制確立も図る。

第７　避難収容活動体制

本町は、避難場所・避難経路を指定し、本町住民への周知を図り、発災時の避難誘導計画に基づいた定期的な避難訓練を実施する。

第８　被災者等への的確な情報伝達

本町は、危険物等災害発生後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理し、家族等からの問い合わせ等に対応する体制の整備に努める。

第９　防災関係機関等の防災訓練

消防機関等は、様々な危険物等災害を想定し、関係機関等との相互連携で、より実践的な消火、救助・救急訓練を実施する。

また、訓練にあたっては、危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに、様々な状況設定での訓練とし、訓練後は、問題（課題）点を抽出し、防除体制の改善に努める。

第１０　災害復旧への備え

本町は、徳島県及び事業者と連携し、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等資料を整備し、資料の消失を回避するため、複製を別途保存する。

第４節　石油類等危険物施設

第１　施設の保全

事業者は、消防法第１２条（施設の基準維持義務）及び同法第１４条、３・２（定期点検義務）の規定を遵守し、危険物施設の保存に努める。

第２　石油貯蔵タンクの安全対策

１．地盤対策

消防機関は、石油貯蔵タンクの不等沈下、移動、配管の切断・亀裂等の事故防止のため、タンク設置箇所の地盤調査や施工法等の技術基準準拠を指導する。

また、既設タンクは、事業者に沈下測定等の自主検査実施を指導する。

２．防災設備の強化

事業者は、耐震・防火上の配慮他、敷地周辺の防護措置強化を図る。

３．防災管理システムの強化

事業者は、漏洩・流出の感知と警報装置の整備推進や、配管部の切替等による被害防止のための緊急遮断装置導入等に加え、非常時の通報体制確立や教育訓練実施の徹底を図る。

第３　保安体制の確立

事業者は、消防法第１４条の２の規定に基づく予防規定を守り、従業員に対する保安教育や防災訓練を行い、自衛消防隊の確立と事業者間での相互協力体制の強化を図る。

また、消防機関は危険物施設の位置・構造・設備の状況あるいは貯蔵・取扱方法が法令に適合しているか否かの立入検査を実施し、必要があるとき、必要な助言・指導を行う。

第５節　一般高圧ガス

事業者は、高圧ガス施設の災害防止のため、施設点検・保安教育・防災訓練等の自主的保安活動を行う。

本町は、災害時緊急措置の円滑化を図るため、事業者との協力体制確保に努める。

第６節　毒劇物取扱施設等

毒劇物による災害を防止するため、施設管理の適正化、応急措置体制の確立、立入検査の強化、搬送その他の自主保安体制の整備等指導体制及び保安体制の確立を図る。

第７節　放射線使用施設等

放射線使用者（放射性物質を取扱う者）は、漏洩による環境汚染等の被害を予防するため、事業者と連携した保安体制を強化し、法令（※注）に定める適正な障害防止の予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

※注　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
（最終改正、平成２６年６月、法律第６９号）

第８節　複合災害予防対策

本町、各関係機関及び事業者は、複合災害を防止するため、施設管理の適正化、保安教育の徹底、規制の強化、化学消防機材の整備、応急措置体制の確立等保安体制の強化促進を図るものとする。

第２章　災害応急対策

第１節　発災直後の情報収集・連絡と通信の確保

第１　災害情報の収集・連絡

事業者は、被災状況を徳島県及び本町等関係機関に連絡するとともに、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等の情報を関係省庁に連絡する。

本町は、この危険物等災害の連絡を受けたとき、人的被害状況の情報収集、及び被害規模に関する概括的情報をすみやかに収集し、徳島県に連絡する。

なお、防災関係機関は応急対策活動情報に関し、相互に密接な情報交換を行う。

第２　被害状況の収集・把握

本町及び消防機関は、本町内で危険物等災害が発生したとき、あるいは発生するおそれのある場合、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、徳島県へ連絡するが、可能な限り覚知後３０分以内で、徳島県経由による「火災・災害等即報要領」（資料編 No.69～72 参照）に基づく報告を行う。

第３　災害情報の通報

危険物等災害が発生したとき、あるいは発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに町長または警察官に通報する。

なお、通報を受けた警察官は、すみやかに町長に、町長は徳島県、その他関係機関に連絡する。

第４　住民等への情報提供

本町は、防災関係機関相互の連絡を密にし、危険物等災害の状況、人的被害状況、各機関が実施している施策、二次災害の危険性等の情報を、本町住民に放送事業者、新聞社等の報道機関協力で公表する。

このとき、要配慮者等に配慮した伝達媒体とする。

第２節　活動体制の確立

第１　職員の動員配備体制及び設置基準

危険物等災害による本町職員の動員配備基準は、警戒配備体制（第２次配備）及び災害対策本部体制（第３次配備）の２区分とし、詳細は共通対策編 第３章 第２節「災害対応体制の設置計画」を準用する。

◆ 警戒配備体制（第２次配備）の設置基準
危険物等災害により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合、施設周辺での重大事故が発生した場合、またはその他の状況により、町長が必要と認めたとき

◆ 災害対策本部体制（第３次配備）の設置基準
危険物等災害により、多数の死傷者が発生した場合、またはその他の状況により町長が必要と認めたとき

第２　広域的な応援体制

危険物等災害事故による災害が発生し、複合災害等で、本町のみでの応急対策等が困難なとき、共通対策編 第２章 第９節「広域応援・受援体制の整備」に準じ、迅速な応援要請の手続を行い、受援体制の確保を図る。

第３　自衛隊の派遣要請

本町は、危険物等災害の規模や収集した被害情報から、自衛隊の災害派遣を必要と判断したとき、共通対策編 第３章 第６節「自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第４　防災業務関係者の安全確保

本町は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るとともに、相互に密接な情報交換を行うものとする。

第３節　石油類等危険物施設の事故応急対策

第１　危険物火災

火災発生時は直ちに１１９番通報し、自衛消防隊の動員によって、初期消火に努める。

また、消防機関と連携し、土のう等での危険物流出防止・火災拡大防止を図るとともに、燃焼物の種類・特性、有害ガス発生の有無を把握した消火活動とする。

なお、大量の泡放射等で、消火薬剤等が海域・河川等に流出しない措置も考慮する。

第２　危険物の漏洩

危険物が漏洩した場合、排出の原因者は、直ちに土のう装置や排水溝封鎖、オイルフェンス展張等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に１１９番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を伝達し、火気使用の中止、泡による液面被覆措置、ガス検知の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は、防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行う。

回収作業に使用するタンクローリー、ドラム、ポンプ等の資機（器）材は早期に手配し、回収にあたっては、消防機関等の指示にしたがう。

本町及び消防機関は、危険物等の海域・河川等への流出防止のため、土のう設置等の漏洩範囲の拡大防止措置をとるとともに、危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置をとる。

また、排出の原因者は、吸着マット等回収資機（器）材等で回収を行い、地域の安全維持上必要な場合は、回収作業等を実施する。

油の流出防止について、河川管理者等の協力要請があった場合、本町はこれに協力する。

第３　浄水の安全性確保

本町及び消防機関は、取水浄水場上流域で危険物等の漏洩事故発生を確認したとき、浄水場管理者にその旨を通報する。

浄水場管理者は、直ちに浄水の安全確保と設備の機能保全に努める。

第４節　一般高圧ガス等の事故応急対策

事業者は、直ちに応急点検を実施し、応急措置によりガス漏洩防止措置をとるとともに、消防機関に１１９番通報し、事故発生状況及び高圧ガス等の性状を伝え、回収容器等による回収、注水冷却等の応急措置後、直ちに徳島県あるいは警察に届け出る。

なお、自らの防御措置実施が不可能なときは、一般社団法人エルピーガス協会等に協力を要請する。

第５節　毒劇物取扱施設等の事故応急対策

第１　漏洩事故

１．発災事業所

直ちに応急点検を行い、シャットダウン等応急措置を実施して漏洩防止措置をとるとともに、１１９番通報し、事故発生状況、毒性や化学的物理的性状を伝える。

また、防護服着用等の安全確保後、回収容器等による回収措置、注水冷却措置、薬剤による中和措置、被覆措置等の応急対策を行う。

２．本町及び消防機関

毒劇物の性状を把握し、すみやかに避難区域（あるいは警戒区域）設定の必要性を判断し、住民等に迅速に広報する。

また、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全保持上必要があるときは、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏洩毒劇物の回収や除外措置等の応急対策を行う。

３．措置

河川等への流入を防止するために、土のう等による流入防止措置を行うものとし、必要に応じ、防災関係機関に協力を要請する。

第２　浄水の安全性確保

本章 第3節 第3「浄水の安全性確保」を準用する。

第６節　放射線使用施設等の事故応急対策

第１　放射線使用施設の事業者

放射線使用施設等の破損で、放射性物質による災害が発生するおそれがあるとき、直ちに徳島県、警察、本町に通報する。

放射線使用施設等で火災が発生したときは、初期消火・延焼防止に努め、直ちに１１９番通報するとともに、放射線障害防止の必要が生じた場合は、施設内部者に避難の指示を行い、放射線障がいを受けた者（あるいは受けたおそれのある者）の救出避難を行う。

また、消防機関等の消火活動実施時は、放射性物質の種類・性状・放射線強度等の情報を伝え、放射線測定器・線量計等を用い、応急対策活動に協力する。

第２　消防機関

消防活動は、必要な情報を事業者から聴取し、事業者の放射線監視の基で実施する。

消火にあたっては、水噴霧法や土のう設置等で、消火活動時の放射性物質流出拡散に留意する必要があるが、放射線に関する専門家派遣時は、その助言を受けて的確に対応する。

第３　本町の対応

事故に関する情報を収集し、住民等に対し、適時・適切な方法で広報をするとともに、人命最優先を第一とし、必要に応じ、周辺住民の避難誘導を図る。

第７節　救助・救急、医療、消火活動

第１　救助・救急

被災者に対し、徳島県・警察・消防組合等との連携により、救助・救急を行う。

第２　医療活動

迅速な医療活動実施のため、共通対策編 第３章 第１７節「医療救護活動」を準用する。

第３　消火活動

本町及び消防機関は、発災後すみやかに火災状況を把握し、迅速な消火活動を行うとともに、必要あるときは、相互応援協定等に基づき、応援要請を行う。

第８節　緊急輸送のための交通確保

各危険物災害に共通する緊急輸送の確保については、本町は道路管理者との連携の基で、直ちに一般車両の交通規制を行う。

交通規制にあっては、被災地周辺道路の一時的な通行禁止または制限を行うが、このとき交通関係者、及び地域住民に広報し、理解を求める。

第９節　危険物等の大量流出に対する応急対策

本町は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。その際、水質汚濁防止協議会など関係行政機関等からなる既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

第１０節　施設、設備の応急復旧活動

本町は、専門技術を持つ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第１１節　関係者等への的確な情報伝達

第１　情報伝達活動

本町は、危険物等災害の状況、安否情報のみならず、関係機関が実施している応急対策内容等の情報を、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得て、公表する。

このとき、要配慮者等に配慮した伝達媒体とする。

情報伝達内容

- ◆ 危険物等災害の状況
- ◆ 関係者等の安否情報
- ◆ 本町及び関係各機関が実施している応急対策内容
- ◆ 施設の復旧状況
- ◆ 避難の必要性等、地域に与える影響（通行規制等）
- ◆ その他必要な事項

第２　住民等への的確な情報の伝達

本町は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、各関係機関と相互に通知し情報交換を行うものとする。

第３　関係者からの問い合わせに対する対応

本町は必要に応じ、災害発生後に関係者からの問い合わせに対応できる相談窓口を設置する。

第１２節　防疫と遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理等は、共通対策編 第３章 第１９節「保健衛生・防疫、遺体の火葬等」を準用する。

第３章　災害復旧計画

本町は、あらかじめ定めた物資・資材の調達計画、及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災公共施設の復旧事業を行う。

第５部　大規模な火事災害対策

大規模な火事災害対策

大規模な火事災害では、多数の死傷者が発生し、貴重な財産を失うなど、大規模災害に発展する危険性が高い。

当計画は、これらの火事災害対策として、災害予防・災害応急対策・災害復旧計画の観点から、本町が取るべき対策を定めたものである。

第１章　災害予防

第１節　本町の概況

第１　概況

住宅密集地では、火災が発生すれば延焼が広がり、火災が大規模化する恐れがある。

本町では浅川・鞆浦の両地区や宍喰庁舎周辺等、住宅密集地が町内の各所に点在している。

第２　過去の災害

本町では、近年は死傷者を伴うような、大規模な火災は発生していないが、山林での火災は数件発生（詳細は、本編 第６部「林野火災対策」を参照）しており、住宅地への延焼の危険性も十分考えられる。

第２節　災害に強いまちづくり

第１　災害に強いまちの形成

本町は、防災に配慮した土地利用の誘導等で、以下に記す火災に強いまちづくりの推進に努める。

火災に強いまちづくり

- ◆ 延焼遮断帯形成と防災活動拠点となる幹線道路整備
- ◆ 防災安全街区の整備、市街地の面的整備
- ◆ 老朽木造住宅密集地解消の土地区画整理事業
- ◆ 建築物や公共施設の耐震化・不燃化
- ◆ 水面・緑地帯の計画的確保
- ◆ 耐震性貯水槽、及び消防備蓄倉庫の整備
- ◆ 海水・河川水等を消防水利とする施設の整備
- ◆ 応援要請時のヘリコプター緊急離発着場の整備
- ◆ 住民の防火意識の高揚

第２　火災に対する建築物の安全化

１．消防用設備等の整備・維持管理

本町で多数の者が出入りする事業所等の建築物については、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等設置を促進するとともに、当該建築物に設置された既設設備の定期点検等、適正な維持管理を指導する。

２．建築物の防火管理体制

多数の者が出入りする事業者（管理者）は、防火管理者を適正に選任するとともに、選任された防火管理者は、当該建築物の消防計画作成等、防火管理上の体制充実を図る。

３．建築物の安全対策の推進

本町及び事業者等は、大規模建築物（※注）等について、火災に強い施設構造形成とともに、施設の火災安全対策充実を推進する。

※注　大規模建築物
建築基準法第６条第１項２号・３号に定める建築物をいい、以下の２種類がある。

（１）木造建築物で下記要件のどれか一つを満たすもの

- ◆ 高さが１３ｍを越える
- ◆ 軒高が９ｍを越える
- ◆ 階数が３階以上
- ◆ 延べ面積が６００m^2を越える

（２）木造以外の建築物で下記要件のどれかを満たすもの

- ◆ 階数が２階以上
- ◆ 延べ面積が２００m^2を越える

第３節　大規模火災防止の情報充実

町長は、火災気象通報の連絡を徳島県知事より受領したとき、あるいは火災予防の必要性があるときは、火災に対する警報を発し、消防機関の動員体制整備と町民への周知を図る。

第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策と災害復旧への備え

第１　災害応急体制の整備

本町は、本町職員の非常参集体制整備を図るため、「海陽町職員防災初動マニュアル」に基づく実線訓練によって、災害時の活動内容等を習熟する。

第２　救助・救急、医療及び消火活動

１．救助・救急、医療

本編 第４部 第１章 第３節 第４「救助・救急、医療及び消火活動」を準用する。

２．消火活動

防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。また、平常時から各関係機関相互の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

第３　緊急輸送活動

本編 第４部 第１章 第３節 第５「緊急輸送活動」を準用する。

第４　施設・設備の応急復旧活動

本町は、所管施設・設備の被害状況把握とすみやかな応急復旧活動を実施するため、動員配備体制と復旧資機（器）材の整備に努める。

第５　関係者等への的確な情報伝達

本町は、大規模火事発生後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理し、家族等からの問い合わせ等に対応する体制の整備に努める。

第６　防災機関等の防災訓練

消防機関等は、大規模な火事災害を想定し、関係機関等との相互連携で、より実践的な消火、救助・救急訓練を実施する。

また、訓練にあっては、大規模な火事及び被害の想定内容を明らかにし、様々な状況設定での訓練を実施するが、訓練後は問題（課題）点を抽出し、防除体制の改善確保に努める。

第７　災害復旧への備え

本町は、徳島県及び事業者と連携し、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等資料を整備し、また資料消失を回避するため、複製を別途保存する。

第２章　災害応急対策

第１節　発災直後の情報収集・連絡

第１　災害情報の収集・連絡

本編 第４部 第２章 第１節 第１「災害情報の収集・連絡と通信の確保」を準用する。

第２　被害情報の収集・把握

本町及び消防機関は、本町内で大規模火災が発生したとき、あるいは発生するおそれのある場合、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、徳島県へ連絡するが、可能な限り覚知後３０分以内で、徳島県経由による「火災・災害等即報要領」（資料編 No. 69～72 参照）に基づく報告を行う。

第３　災害情報の通報

大規模火災が発生したとき、あるいは発生するおそれのある現象を発見した者は、直ちに町長または消防機関・警察に通報する。

なお、通報を受けた警察官は、すみやかに町長に、町長は徳島県、その他関係機関に連絡する。

第２節　活動体制の確立

第１　防災機関の活動体制

本町は、大規模火災の被害状況に応じ、すみやかに職員の非常参集を図り、情報収集連絡体制の確立、及び災害対策本部の設置等の的確な体制整備を図る。

第２　広域的な応援体制

消防相互応援協定等の応援消防力でも対処できない大規模火災時は、徳島県に応援要請を行う。

このとき、徳島県知事は、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」（資料編 No.61 参照）に基づく応援要請等を行う。

第３　自衛隊の派遣要請

本町は、大規模火事が発生し、必要があると認められる場合には、共通対策編 第３章 第６節「自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第３節　消火活動

消防機関等は、すみやかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

第４節　緊急輸送のための交通確保

本編 第４部 第２章 第８節「緊急輸送のための交通確保」を準用する。

第５節　施設・設備の応急復旧活動

本町及び防災関係機関は、所管施設・設備の緊急点検について、専門技術を持つ人材活用により実施し、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を行う。

第６節　関係者等への的確な情報伝達

第１　情報伝達活動

本町は、大規模火事の状況、安否情報のみならず、関係機関が実施している応急対策内容等の情報を、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得て、公表する。

このとき、要配慮者等に配慮した伝達媒体とする。

情報伝達内容

- ◆ 大規模火事の状況
- ◆ 関係者等の安否情報
- ◆ 本町及び関係各機関が実施している応急対策内容
- ◆ 施設の復旧状況
- ◆ 避難の必要性等、地域に与える影響（通行規制等）
- ◆ その他必要な事項

第２　住民等への的確な情報の伝達

本町は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、各関係機関と相互に通知し情報交換を行うものとする。

第３　関係者からの問い合わせに対する対応

本町は必要に応じ、災害発生後に関係者からの問い合わせに対応できる相談窓口を設置する。

第７節　防疫と遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理等は、共通対策編 第３章 第１９節「保健衛生・防疫、遺体の火葬等」を準用する。

第３章　災害復旧計画

本町は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧にあたっては、原状復旧が基本ではあるが、再発防止を図る観点からの改良復旧も考慮する。

ライフライン、交通輸送等の緊急性を要す復旧対象物施設は、可能な限り、復旧予定時期を明示する。

第６部　林野火災対策

林野火災対策

林野火災は、水利の不便さや初期消火が困難になるなど、一般火災の消防活動とは異なり、大規模災害に発展する可能性が高い。

当計画は、この災害対策として、災害予防、災害応急対策、災害復旧計画の観点から、本町が取るべき対策を定めたものである。

第１章　災害予防

第１節　本町の概況

第１　概況

共通対策編 第１章 第２節「海陽町の地勢・地質と気候・気象」でも述べたように、本町は総面積 327.67km^2 のうち９割が山地によって占められており、その山地のほとんどが山林に覆われている

第２　過去の災害

昭和４５年以降に１０ヘクタール以上の面積を焼損した大規模な林野火災が、海部郡内で９件発生しており、そのうち４件が本町で発生している。

過去の大規模な林野火災（海部郡）

昭和45年以降の大規模林野火災（焼損面積10ha以上）	発生年月日	焼損面積	被害額（千円）
宍喰町林野火災	**S46.2.5～6**	**16.00 ha**	**400**
海南町林野火災	**S49.1.12**	**45.00 ha**	**50,000**
日和佐町林野火災	S52.8.22～24	92.00 ha	119,660
海南町林野火災	**S55.2.13～14**	**58.40 ha**	**48,942**
牟岐町林野火災	S57.1.19～20	22.00 ha	540
日和佐町林野火災	S59.4.13～14	41.00 ha	37,343
日和佐町林野火災	S61.2.8～9	17.00 ha	15,810
宍喰町林野火災	**S63.12.15～16**	**60.00 ha**	**35,000**
由岐町林野火災	H14.8.19～26	10.00 ha	8,686

第２節　林野火災に強い地域づくり

林野火災の発生または拡大の危険性が高い地域については、本町は徳島県と協議のうえ、その地域の特性に配慮した林野火災特別地域対策事業計画（※注）を作成する等、総合的な林野火災対策の推進を図る。

林野火災予防にあっては、保護樹帯の設置、標識等の整備、注意警報の適切な伝言、防火宣伝の強化等必要な措置整備が必要である。

また、本町は森林所有者、地域の林業関係団体の協力の基で、防火管理施設の整備等、森林保全管理活動を推進する。

なお、警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れ時の対処、消防機関の警戒体制強化を図る。

※注　林野火災特別地域対策事業計画
昭和４５年度から、林野庁と共同で推進している消防庁事業で、林野占有面積が広く林野火災の危険度が高い地域において、関係市町村が共同で事業計画を樹立する方針となっている。計画の内容は以下のとおり。

- ◆ 防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防
- ◆ 火災予防のための林野管理
- ◆ 消防施設等の整備
- ◆ 火災防御訓練等

第３節　情報の充実

本町は、火災気象通報について徳島県知事から通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災に対する警報を発し、及び消防団員等の動員体制を整えるとともに住民への周知を行う。

火災警報信号

打 鐘 信 号	余いん防止付サイレン信号	そ の 他 信 号
火災警報発令信号 1点と４点のまだら打ち	約30秒　約６秒	掲示板は火災警報発令中の表示 吹き流しは、形状大きさが適宜の赤と白

第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策と災害復旧への備え

第１　情報の収集・連絡

本町は、必要に応じ、収集した情報で専門家の意見等を活用し、災害応急・復旧対策を図る。

第２　災害応急体制の整備

本町は、応援協定に基づき迅速な対応を取ることができるように、あらかじめ要請時の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整え、防災訓練等の実施により、非常参集体制及び防災資機（器）材や装備の使用方法等習熟を図る。

第３　救助・救急、医療及び消火活動

本編 第５部 第１章 第４節 第２「救助・救急、医療及び消火活動」を準用する。

第４　緊急輸送活動

本編 第４部 第１章 第３節 第５「緊急輸送活動」を準用する。

第５　施設、設備の応急復旧活動

本町は、所管施設・設備の被害状況の把握と応急復旧活動をすみやかに実施するための組織体制と資機（器）材の整備に努める。

第６　関係者等への的確な情報伝達活動

本町は、林野火災発生後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理し、家族等からの問い合わせに等に対応する体制の整備に努める。

第７　防災訓練の実施

本町は、様々な状況や広域応援も想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火等訓練等を実施する。

また、訓練にあっては、林野火災及び被害の想定を明らかにした実践訓練とし、訓練後は評価・分析を行い、必要に応じ、防火体制の改善を図る。

第５節　防災知識の普及等

林野火災は、入山者のたき火やタバコ等の不用意な火の取扱が大半であることから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護と防火思想の徹底を図る。

なお山火事予防意識の啓発を図るため、消防庁では林野庁と共同し、３月１日～３月７日を「全国山火事予防運動」週間とし、以下の活動を実施している。

全国山火事予防運動期間中の活動

- ◆ 全国の消防関係機関での林野火災の予防対策と警戒の強化
- ◆ 入山者、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象とした森林愛護と防火思想の啓発
- ◆ 警報旗やポスターの掲示
- ◆ 報道機関を通じた山火事予防思想の普及啓発

第２章　災害応急対策

第１節　発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

第１　被害第１次情報等の収集・連絡

本町は、火災の発生状況、人的被害状況、林野被害状況等を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに徳島県へ連絡する。

徳島県は、自らも必要な被害規模の概括情報を把握し、情報を消防庁及び林野庁他関係省庁に連絡する。

また、警察本部は被害に関する情報を把握し、警察庁に報告する。

第２　一般被害情報等の収集・連絡

徳島県は、一般被害情報を収集し、必要に応じ、被害第１次情報と同様に、消防庁及び関係省庁に連絡する。

第３　応急対策活動情報の連絡

本町は、徳島県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を検討要請する。

また、徳島県は自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

防災機関は、応急対策活動状況に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

第２節　活動体制の確立

第１　活動体制

１．町の活動体制

本町は災害の状況に応じて、すみやかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

２．四国森林管理局（徳島森林管理局）の活動体制

四国森林管理局（徳島森林管理局）は、災害対策の早急な実施を図るため、必要があると認められるときは森林管理局（森林管理署）に災害対策本部を設置し、情報の収集・伝達及び応急対策の実施について万全の措置を講じるとともに、災害の状況に応じて、現地派遣班を編成し、被災地に職員を派遣する。

３．林業関係事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関・警察本部等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。

第２　広域的な応援体制

本町は、林野火災の規模が甚大で、十分な応急措置の実施が困難なとき、相互応援協力の定めにより、徳島県または他の市町村の応援または応援のあっせんを求める。

徳島県知事は、県内市町村の消防力をもって対処できないと判断したとき、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」（資料編 No.61 参照）に基づく応援要請等を行う。

第３　自衛隊の派遣要請

本町は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認められる場合には、共通対策編 第３章 第６節「自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第３節　消火活動

第１　活動体制

林野火災は、その発生場所、風向き、現地の地形状況等から、火災の状況変化に応じた措置を取る必要があるため、本町は消防機関等と連携し、以下の事項に留意した事前計画作成を図る。

- ◆ 出動部隊の出動区域は、発災地の地形状況等に精通した消防団分団の各区域を原則エリアとする。
- ◆ 出動順路・地況精通者の確保・指示は、当該地区分団とする。
- ◆ 携行する消防資機（器）材等の指示・調達を行う。
- ◆ 指揮命令及び連絡要領、通信確保の確認を行う。
- ◆ 応援部隊の集結場所及び誘導方法は事前に確認する。
- ◆ 応急防火線の設定を考慮する。
- ◆ 食料・飲料水、消防資機（器）材及び救急資材の確保を行う。
- ◆ 吏員の安全性確保と交代要員の補充を考慮する。
- ◆ 救急・救護対策を考慮する。
- ◆ 住民等の避難対策有無を考慮する。
- ◆ 空中消火要請を考慮する。

第２　共助体制

住民及び自主防災組織等は、発災後の初期段階で、自発的に初期消火活動を行うとともに、自らの安全性に配慮し、消防機関に協力するよう努める。

第３　ヘリコプターの活用

徳島県は、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りながら、消防防災ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火を早期に実施するように努める。

第４節　緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

第１　基本方針

災害の拡大防止または緊急輸送活動のため、被害の状況・緊急度・重要度等を考慮した、交通規制・応急復旧・輸送活動を行う。

第２　交通の確保

一般車両通行禁止等の交通規制は警察が行うが、規制にあたっては、道路管理者等と密接な連絡をとり対応する。

第５節　施設・設備の応急復旧活動

本町は、関係機関と連携して施設・設備の被害状況等を把握して、ライフライン・公共施設等のすみやかな応急復旧を行う。

第６節　関係者等への的確な情報伝達

第１　被災者等への情報伝達活動

本町は、林野火災の状況、安否情報のみならず、関係機関が実施している応急対策内容等の情報を、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得て、公表する。

このとき、要配慮者等に配慮した伝達媒体とする。

情報伝達内容

- ◆ 林野火災の状況
- ◆ 関係者等の安否情報
- ◆ 本町及び関係各機関が実施している応急対策内容
- ◆ 施設の復旧状況
- ◆ 避難の必要性等、地域に与える影響（通行規制等）
- ◆ その他必要な事項

第２　住民等への的確な情報の伝達

本町は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、各関係機関と相互に通知し情報交換を行うものとする。

第３　関係者等からの問い合わせに対する対応

本町は必要に応じ、災害発生後に関係者からの問合わせに対応できる相談窓口を設置する。

第７節　二次災害の防止活動

第１　残火処理

林野火災を防御鎮圧の後は、焼失地域の残火を完全に処理し、火災の再発を防止する。

このときの残火処理範囲は、防御した焼失線端部から発火点付近までとし、覆土消火地点は掘り返し確認を行う。

第２　荒廃地の留意

林野火災により流域が荒廃した地域下流部は、土石流等の二次災害が発生するおそれもあり、この事にも留意した事後調査実施を推進する。

第８節 防疫と遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理等は、共通対策編 第３章 第１９節「保健衛生・防疫、遺体の火葬等」を準用する。

第３章　災害復旧計画

第１節　復旧対策

復旧対策は、原則として事故の原因者が実施するものであるが、対応が困難な場合には、共通対策編 第４章「災害復旧・復興」の定めによるものとする。

第２節　実施計画

本町は、徳島県・国と連携し、造林補助事業を進め、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努め、再発防止策を推進する。

第7部　原子力災害対策

原子力災害対策

原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、保安規定を定めた施設使用）、及び事業所外運搬により、放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害は、想定を越える異常事態が危ぶまれる。

本計画は、この観点から、県の地域防災計画を参考とし、本町が取るべき措置を定めたものである。

第１章　総則

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づき、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行によって、本町が取るべき原子力災害対策を定めたものである。

第２節　計画の性格

第１　原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、本町地域に係る原子力災害対策の基本となるもので、国の防災基本計画・原子力災害対策編及び徳島県地域防災計画・原子力災害対策編に基づいて作成したもので、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように連携を図る。

なお、関係機関は想定される事態に対応できる対策を講じるとともに、不測の事態にも対処し得る柔軟な体制整備が必要となる。

第２　本町における他の災害対策との関係

この計画は、『海陽町地域防災計画』の第６編 第７部「原子力災害対策」として定めるものであり、この計画に定めのない事項は、第１編「共通対策編」によるものとする。

第３　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第４０条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画あるいは本町行政組織等の変更等により、修正の必要があるときは、すみやかに変更する。

第３節　災害の想定

第１　放射性物質または放射線の放出形態

原子力災害対策指針（令和５年１１月．原子力規制委員会）による原子炉施設での放射線物質または放射線の放出形態は、以下のように想定されている（核燃料施設は除く）。

放射性物質または放射線の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。

これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成２３年３月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

原子力災害対策指針　原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態より抜粋

第２　対象とする原子力災害

この計画は、上記の放射性物質または放射線の放出形態及び大規模な放射性物質の放出で、広範囲に災害を及ぼした福島第一原子力発電所事故を考慮し、特定の原子力発電所における原子力災害は想定せず、全国の原子力発電所事故を想定する。

第２章　事前対策

第１節　情報の収集と連絡体制の整備

本町は、原子力災害に対して、国・徳島県・原子力事業者・関西広域連合、その他防災関係機関との間で、確実な情報の収集・連絡体制を図る。

第２節　事前対策の整備

第１　警戒体制を取るための体制整備

本町は、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生の通報を受けたとき、すみやかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の整備促進に努める。

第２　モニタリング体制の整備

徳島県は、平時または緊急時における周辺環境への放射性物質または放射線による影響を把握する環境放射線モニタリングを実施する。

本町は、このモニタリング結果を住民に的確に通報する。

第３　飲食物の出荷制限、摂取制限

徳島県は、国の示す基準（運用上の介入レベル（以下「ＯＩＬ（※注）」という。））に基づき、あらかじめ飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制を定めておくものとする。

※注　ＯＩＬ（Operation Intervention Level　：　運用上の介入レベル）
環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。放射線線量率や環境試料中の放射性物質濃度等の環境において計測可能な値で評価するもの。

なお、原子力災害対策指針での飲食物摂取制限は、次のとおりである。

ＯＩＬと防護措置（抜粋：飲食物摂取制限）

<table>
<tr><th rowspan="2">飲食物摂取制限</th><th>基準の種類</th><th>基準の概要</th><th colspan="3">初期設定値</th><th>防護措置</th></tr>
<tr><td>飲食物に係るスクリーニング基準（ＯＩＬ３）</td><td>ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する基準として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td><td colspan="3">0.5μSv/h
（地上１ｍで計測した場合の空間放射線線量率）</td><td>数日内を目途に飲食物中の放射性核濃度の測定すべき区域を特定</td></tr>
<tr><td>ＯＩＬ６</td><td>経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td><td>核種</td><td>飲料水・牛乳・乳製品</td><td>野菜類・穀類・肉・卵・魚・その他</td><td rowspan="5">１週間以内を目途に飲食物中の放射性核濃度の測定と分析を行い基準値を越えるものにつき、摂取制限を実施</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>放射性ヨウ素</td><td>300Bq/kg</td><td>2,000Bq/kg</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>放射性セシウム</td><td>200Bq/kg</td><td>500Bq/kg</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td><td>1Bq/kg</td><td>10Bq/kg</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ウラン</td><td>20Bq/kg</td><td>100Bq/kg</td></tr>
</table>

※注１　μSv/h（マイクロシーベルト／時）
１時間あたりの放射線被ばく量で、
１シーベルト（Sv）＝1,000 ミリシーベルト（mSv）＝100 万マイクロシーベルト（μSv）

※注２　Bq/kg（ベクレル／kg）
主に食料品や水・土壌中に含まれる放射能の総量で、１ベクレルとは、１秒間に１つの原子核が崩壊して放射線を放つ放射能の量。
放射能とは、放射線を発する能力のことをいうが、その能力を表すのがベクレル、人体が受ける放射線量を表す尺度がシーベルトである。

第４　緊急時の保健医療体制の整備

本町は、徳島県が行う緊急時での住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力する。

第３節　広域避難対策

本町は、災害時相互応援協定締結市町村または徳島県より、県境を越える広域避難の受入れ要請を受けたときに、受入れ協力が可能な体制の整備に努める。

第４節　住民等への的確な情報伝達体制の整備

第１　住民等への伝達体制

本町は、警戒事態または施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報や防御手段について、情報を受取る媒体や受取り方に留意し、災害対応のレベルや場所等に応じた情報伝達体制の整備に努める。

第２　複合災害時の伝達体制

本町は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制確保に努めるとともに、常に的確な情報が伝達される体制と通信の整備を推進する。

第３　相談窓口の設置

本町は、住民等からの問合わせに対応する相談窓口設置の方法・体制整備を検討する。

第４　要配慮者等への伝達体制

本町は、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、自主防災組織やボランティア組織等の協力を得るための情報伝達整備に努める。

第５節　原子力防災に関する住民等への知識の普及と啓発

本町は、国、徳島県、及び原子力事業者等と協力し、住民等に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、以下の広報活動実施を検討する。

- ◆ 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ◆ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈及び放射線防護に関すること
- ◆ 緊急時に、本町、国、徳島県等が講じる対策の内容に関すること
- ◆ 要配慮者等への支援に関すること
- ◆ 緊急時に取るべき行動
- ◆ その他原子力防災に関する知識

第３章　緊急事態応急対策

第１節　基本方針

原子力事業者から警戒事態または施設敷地緊急事態発生の通報があった場合の対応、あるいは原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策は以下のとおりであるが、原子力防災上必要と認められるときも、当対策を適用する。

※注　原子力緊急事態宣言
原子力災害対策特別措置法第１５条に定める原子力緊急事態に至ったときの、内閣総理大臣による緊急事態宣言で、以下の事態で発出される。

- ◆ 原子力事業所または関係都道府県の放射線測定設備により、事業所境界付近で、５００μSv/h を検出した。
- ◆ 排気筒等通常放出場所、管理区域以外の場所、あるいは輸送容器から１m離れた地点で、通常事象の１００倍の数値を検出した。
- ◆ 臨界事故の発生となった。
- ◆ 原子炉の運転中に、非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置の作動に失敗した。

第２節　情報の収集・連絡体制の整備等

第１　情報の収集・連絡体制の整備

１．四国電力株式会社からの連絡

四国電力株式会社徳島支店は、伊方発電所（愛媛県）において事故及び異常が発生した場合には、徳島県にただちに連絡する。

２．関西電力株式会社等との情報伝達体制

関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び独立行政法人日本原子力研究開発機構は、高浜、大飯、美浜、敦賀各原子力発電所（福井県）、高速増殖炉研究開発センター・もんじゅ（福井県）、及び原子炉廃止措置研究開発センター・ふげん（福井県）において事故及び異常が発生した場合には、関係機関に連絡する。

３．その他の原子力発電所等の事故及び異常発生時の情報収集体制

上記以外の原子力発電所・原子力関係施設に関する事故及び異常発生時には、必要に応じ、立地府県等から情報収集を行う。

第２　災害情報等の伝達

徳島県は、国、原子力事業者及び立地府県等から受けた通報・連絡事項を、必要に応じ本町を含む市町村等関係機関へ連絡する。

第３節　緊急事態応急体制の確立

第１　事故対策のための警戒体制

１．警戒体制

本町は、警戒事態または施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、すみやかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、徳島県、及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のため、あらかじめ定められた警戒体制をとる。

２．情報の収集

本町は、警戒事態または施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国、徳島県との連携を図りつつ、事故の状況把握に努める。

第２　緊急時モニタリングの実施

本町が実施すべき緊急時モニタリングは、徳島県の緊急時モニタリングセンターへの参画・協力で対処する。

第３　飲食物の出荷制限、摂取制限等

１．スクリーニング検査

本町は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び徳島県の放射性物質による汚染状況の調査（飲料水、食品）に協力する。

２．飲食物の出荷制限、摂取制限等

本町は、原子力災害対策指針に基づいたＯＩＬの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び徳島県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限及びこれらの解除を実施する。

第４　緊急時の保健医療体制の確立

本町は、徳島県が行う緊急時での住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力する。

第４節　住民等への的確な情報伝達活動

本町は、同報無線や広報車、自主防災組織との連携等により、周辺住民等に対し、県に準じた以下の広報活動を行う。

- ◆ 原子力災害の状況
- ◆ 安否情報
- ◆ 医療機関などの情報
- ◆ 農畜水産物の安全性の確認
- ◆ 他

第５節　広域避難対策

第１　広域避難の調整・受入れ

本町は、徳島県から広域避難受入れ要請があったとき、受入れ可能人数・施設構造等の必要情報を伝達し、避難所開設に協力する。

第２　避難者の生活支援及び情報提供

広域避難者受入れ時は、避難者の多様なニーズ把握に努め、徳島県の協力を受けながら、生活・医療・雇用情報等の提供で生活支援を行う。

また、避難元都道府県や避難元市町村からの情報提供を行う。

第３　感染症対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難または一時移転を行う場合には、その過程または避難先における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

第４章　中長期対策

第１節　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

徳島県は、原子力緊急事態解除宣言後も、継続的に環境放射線モニタリングを行い、すみやかに結果公表を行う。

その後、平時における環境放射線モニタリング体制に移行する。

第２節　各種制限措置の解除

原子力災害応急対策として実施した、立入り制限、あるいは飲食物の出荷制限・摂取制限の解除にあっては、本町は徳島県との連携の基で、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言により実施し、関係機関に伝達する。

第３節　住民等への的確な情報伝達活動

徳島県は、本県内の空間放射線量率が平時よりも高い場合は、相談窓口の運用を継続する。

したがって、本町も引き続き、住民のニーズを把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関情報、農畜水産物の安全性等の情報を、利用可能な様々な手段で、迅速かつ適切に提供する。

第４節　風評被害等の影響の軽減

本町は、国及び徳島県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通確保に向けた広報活動を行う。

特に農林水産物については、放射性物質のモニタリング検査の方法及び検査結果、出荷制限、摂取制限等の情報発信に努める。

第５節　避難者の生活支援継続と長期化への対応

本町は、国及び徳島県と連携し、避難者等の生活支援に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給や、その迅速な処理のための仕組み構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたって、きめ細かな支援に努める。

補足説明（用語）

１．ＰＡＺ及びＵＰＺ

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域で、予防的防護措置を準備する区域をＰＡＺ（Precautionary Action Zone）、緊急防護措置を準備する区域をＵＰＺ（Urgent Protective action Planning Zone）とし、原子力災害対策指針によって、区域の目安となる距離（半径）が規定されている。

２．緊急時モニタリング

放射性物質あるいは放射線の異常な放出、またはそのおそれのある場合に、周辺環境の放射性物質または放射線に関する情報を得るために、特別に計画された環境モニタリングをいう。

３．安定ヨウ素剤

原子力発電所等の事故で、放射性ヨウ素が呼吸や飲食によって吸収されると、甲状腺に濃集し、甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。

その結果、甲状腺障害が起こるが、この障害を防ぐために服用する医療薬をいう。

４．原子力被災者生活支援チーム

原子力災害で、原子力施設の応急措置あるいは避難区域の住民避難終了後に、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とした被災者の生活支援を行うチームをいう。

第６編

海陽町水防計画

第６編　海陽町水防計画　目次

第１章　総則

第１節　目的 …… 6-1
第２節　内容 …… 6-1
第３節　用語の定義 …… 6-2
第４節　水防の責任と義務 …… 6-4
第５節　水防計画の策定及び変更 …… 6-5
第６節　津波における留意事項 …… 6-5
第７節　安全配慮 …… 6-6

第２章　水防体制

第１節　水防本部の設置 …… 6-7
第２節　水防本部の組織等 …… 6-7

第３章　水防危険箇所

第１節　重要水防区域等 …… 6-8
第２節　重要水防区域設定の基準 …… 6-9
第３節　重要水防区域一覧 …… 6-11

第４章　水防施設

第１節　水防倉庫及び備蓄資材の状況 …… 6-12
第２節　水防資材の調達 …… 6-12
第３節　重要な水門・樋門、排水機場 …… 6-13

第５章　予報及び警報

第１節　気象庁が行う予報及び警報 …… 6-14
第２節　水位情報・水防警報等 …… 6-15
第３節　水防信号 …… 6-20

第６章　水防活動

第１節　観測及び通報……6-21
第２節　樋門・排水機場等の操作……6-22
第３節　監視及び警戒……6-23
第４節　水防団の出動体制……6-24
第５節　水防作業……6-25
第６節　決壊・漏水等の通報及びその後の措置並びに避難のための立ち退き……6-33

第７章　通信連絡体制

第１節　徳島県総合情報通信ネットワークシステム……6-35
第２節　非常通話及び電報……6-35
第３節　水防に関する予報及び警報の通信連絡……6-35

第８章　協力及び応援

第１節　高知県東洋町との応援協定……6-36
第２節　応援及び相互協力……6-36
第３節　水防連絡会議……6-37

第９章　水防費用

第１節　費用負担……6-38
第２節　損失補償……6-38
第３節　災害補償……6-38

第１０章　水防報告及び記録

第１節　てん末書……6-39
第２節　水防記録……6-40

第１１章　水防訓練

第１節　水防訓練……6-41
第２節　災害通信連絡及び情報伝達訓練……6-41

第１章　総則

第１節　目的

この計画は、水防法（昭和２４年６月法律第１９３号。以下「法」という。）第４条の規定により徳島県知事から指定された水防管理団体たる本町が、同法第３３条第１項に基づき、町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、町内の地域にかかる河川、湖沼または海岸の洪水、内水、津波または高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第２節　内容

上記目的のため、海陽町内の各河川、海岸及び港湾等に対する水防上必要とする予報・監視・警戒、あるいは水門・樋門等の操作、水防機関等の活動、水防管理団体相互間の協力、及び水防活動に必要な資機（器）材、施設の整備・運用、避難立退に関する事項等を定めた。

なお、海陽町水防計画の構成は、以下のとおりとする。

海陽町水防計画の構成

構成	記　述　内　容
第1章　総則	海陽町水防計画の目的、構成、本編で使用する用語の定義等について記載した。
第2章　水防体制	水防本部の設置、組織、体制等について定めた。
第3章　水防危険箇所	需要水防区域の意義、設定の基準等について記載した。
第4章　水防施設	水防倉庫一覧、資材の調達方法、重要な水門・樋門、排水機場一覧等について記載した。
第5章　予報及び警報	気象庁が行う予報及び警報の他、水防警報の種類・内容・連絡系統等について記載した。
第6章　水防活動	水防活動として、観測及び通報、樋門・排水機場等の操作、監視及び警戒、水防団の出動体制、水防作業、避難のための立ち退きの指示等について定めた。
第7章　通信連絡体制	水防上必要な通信連絡体制について記載した。
第8章　協力及び応援	他機関等との協力及び応援に関する事項について記載した。
第9章　水防費用	水防管理団体としての費用負担、損失補償、災害補償等について定めた。
第10章　水防報告及び記録	水防活動実績を報告する様式の記載例、水防活動記録として記す必要がある事項について記載した。
第11章　水防訓練	水防訓練実施要領について定めた。

第３節　用語の定義

この計画で使用・引用する用語の定義は、以下のとおりである。

用語の定義

用　語	定　義
徳島県水防本部	徳島県内における水防を統括するために、県土整備部内に設置される機関（以下、「県水防本部」という。）をいう。
水防管理団体	法第３条の規定により、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する市町村をいう。
指定水防管理団体	法第４条の規定により、水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるものについて、知事が指定したものをいう（昭和６１年１２月１２日県告示第８７６号）。本町は指定水防管理団体である。
水防管理者	水防管理団体である市町村の長等をいう。
量水標管理者	量水標その他の水位観測施設の管理者をいう（法第１０条第３項）。
水防団	消防組織法第９条に規定する消防機関及び法第５条、法第６条に規定する水防団をいう。
水防団長	水防機関のそれぞれの長（消防本部をおく市町村にあっては消防長、その他の市町村にあっては消防団の長、水防団にあっては水防団長）をいう。本町にあっては消防団長となる。
水防協力団体	法第３７条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人または特定非営利活動法人であって、水防管理者が指定したものをいう。
水防警報	国土交通大臣または都道府県知事が、水防警報河川において、洪水、津波または高潮によって経済上重大または相当な損害を生ずるおそれがあると認められるとき、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に対し、水防活動を行う必要がある旨を警告して行う発表（待機・準備・出動・解除）をいう。本町では海部川、宍喰川を対象に発表される。
水防警報河川	法第１６条第１項の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水、津波または高潮により経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定の上公示した河川で、水防警報を行う河川をいう。本町では海部川、宍喰川が指定されている。
水位周知河川	国土交通大臣または都道府県知事が、洪水により経済上重大または相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川で、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定めて、当該河川の水位がこれに達したときにその旨を通知及び周知する河川をいう（法第１３条）。本町では海部川、宍喰川が指定されている。
水位周知海岸	都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおるものとして指定した海岸をいう。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第１３条の３）。
水位到達情報	水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

水防団待機水位 （通報水位）	洪水または高潮のおそれがある場合において、当該水位を超えるときに水防管理者または量水標管理者がその水位の状況を関係者に通報するものとして知事が定める水位であり、水防警報河川において水防警報（水防団の準備）を発令する基準となる水位をいう。
氾濫注意水位 （警戒水位）	水防団待機水位を超える水位であって洪水または高潮による災害の発生を警戒すべき水位をいう。当該水位を超えるときに量水標管理者がその水位の状況を公表するものとして知事が定める水位であり、水位周知河川において氾濫注意情報を発表し、水防警報河川において水防警報（水防団の出動）を発令する基準となる水位をいう（法第１２条）。
避難判断水位	市町村長の高齢者等避難の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。洪水予報河川及び水位周知河川において氾濫警戒情報を発表する基準となる。
氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位で、市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位をいう（法第１３条）。なお、水位周知河川においては、法第１３条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
高潮氾濫危険水位 （高潮特別警戒水位）	法第１３条の３に規定される高潮特別警戒水位のことであり、高潮により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の緊急安全確保等発令判断の目安となる水位をいう。
洪水特別警戒水位	法第１３条に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土交通大臣または都道府県知事が洪水予報河川及び水位周知河川について指定する当該河川が、想定し得る最大規模の降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域をいう。
高潮浸水想定区域	高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第１４条の３）。
水防体制	水防団の活動について、次の４段階の体制をいう。 １．待機　水防団の足留めを行う体制 ２．準備　水防資器材の点検、水門等の開閉の準備、水防団の幹部等の出動を行いうる体制 ３．出動　水防団が出動する体制 ４．解除　水防活動の終了

第４節　水防の責任と義務

水防に関する各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

水防管理団体（町）の責任

1	水防団の設置（法第５条）
2	水防団員等の公務災害補償（法第６条の２）
3	平常時における河川等の巡視（法第９条）
4	水位の通報（法第１２条第１項）
5	水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第１３条の２第２項）
6	内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第１４条の２）
7	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置（法第１５条）
8	避難確保計画または浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者または管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第１５条の２）
9	避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者または管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者または管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第１５条の３）
10	浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言または勧告（法第１５条の６、法第１５条の７、法第１５条の８）
11	予想される水災の危険の周知（法第１５条の１１）
12	水防団及び消防機関の出動準備または出動（法第１７条）
13	緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第１９条第２項）
14	警戒区域の設定（法第２１条）
15	警察官の援助の要求（法第２２条）
16	他の水防管理者または市町村長もしくは消防長への応援要請（法第２３条）
17	堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第２５条、２６条）
18	公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第２８条第３項）
19	避難のための立退きの指示（法第２９条）
20	水防訓練の実施（法第３２条の２）
21	水防計画の策定及び要旨の公表（法第３３条）
22	水防協議会の設置（法第３４条）
23	水防協力団体の指定・公示（法第３６条）
24	水防協力団体に対する監督等（法第３９条）
25	水防協力団体に対する情報提供または指導もしくは助言（法第４０条）
26	水防従事者に対する災害補償（法第４５条）
27	消防事務との調整（法第５０条）

居住者等（住民）の義務

1	水防への従事（法第２４条）
2	水防通信への協力（法第２７条）

第５節　水防計画の策定及び変更

第１　水防計画の策定及び変更

本町は、毎年、徳島県水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。

水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、徳島県知事に届け出るものとする。

また、本町は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする（法第３３条）。

第２　水防協議会の設置

本町は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。

水防協議会に関し必要な事項は、法第３４条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。（資料編 No.57「海陽町水防協議会設置条例（平成１８年3月３１日）」参照）

海陽町水防協議会の構成員

［会長］町長
［委員］徳島県南部総合県民局長、牟岐警察署長、海部消防組合消防長、
海陽町消防団（団長、副団長）、副町長、総務課長、
産業振興課長、建設防災課長

第６節　津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。

「遠地津波」の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が来襲するが、「近地津波」の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が来襲する。

したがって、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

「遠地津波」で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能であるが、「近地津波」で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動がとれないことが多い。

したがって、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第７節　安全配慮

法第７条２項において、「水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。」とされており、洪水、内水、津波または高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

- ◆ 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ◆ 水防活動時の安否確認を可能にするため、利用可能な通信機器を携行する。
- ◆ 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ◆ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ◆ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ◆ 指揮者または監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ◆ 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ◆ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ◆ 原則として、隊（２名以上）として活動することとし、指揮者は、安全管理に配慮する。
- ◆ 津波浸水想定の区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ◆ 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

第２章　水防体制

第１節　水防本部の設置

第１　海陽町水防本部

法第１１条の規定により徳島県知事より洪水予報を受けたとき、あるいは暴風雨、大雨、洪水、高潮、津波等のおそれがあり、警戒の必要があると認められたときから水防の危険性が解消するまで、または本町に災害対策本部が設置されるまでの間、町長は海陽町水防本部を設置する。

第２　上部組織

本町水防本部の上部組織は、徳島県南部総合県民局（美波庁舎）である。

第２節　水防本部の組織等

第１　水防本部組織及び事務分掌

海陽町地域防災計画に定める災害対策本部の組織及び事務分掌を準用する。（共通対策編 第３章 第２節「災害対応体制の設置計画」参照）

第２　水防団の体制

１．水防団の組織

海陽町水防団員は、海陽町消防団員が兼務する。

２．水防団の活動指揮

消防（水防）団長は、災害対策本部等において、団員の水防活動を指揮する。

３．水防団担任区域

本町の各水防団の担当区域は、資料編 No.45 の別表第２を参照とする。

第３　水防本部の解散

災害対策本部を設置したとき、またはその必要がなくなったときに解散する。

第３章　水防危険箇所

第１節　重要水防区域等

第１　重要水防区域等の意義

国土交通省管理河川において定められる重要水防箇所、及び徳島県管理河川において定められる重要水防区域（以下「重要水防区域等」という。）は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国及び徳島県は、各管理河川における重要水防区域等を定め、これを水防管理団体（本町）に周知徹底することにより、水防活動に対し一定の指針を与えることとしている。

第２　重要水防区域等の活用

水防管理団体（本町）は、各重要水防区域等に係る関係区域（地区名［戸数、住民数］等）を把握し、また危険な場合における措置（担当水防団［人数］、避難場所［収容能力］等）を適正に定めることにより、洪水時における水防活動、住民の避難等対応方法を明確にし、もって被害発生時の抑制に努める必要がある。

また、随時重要水防区域等の巡視を行うとともに、特に出水期前において徳島県南部総合県民局（美波庁舎）と合同で巡視を行い、重要水防区域等の実態の把握に努め、洪水時における水防活動の迅速かつ円滑な実施に資する必要がある。

第３　重要水防区域等の管理

町内の県管理河川における重要水防区域等については、徳島県南部総合県民局（美波庁舎）が、台帳を作成し、管理している。

特に、出水期を経過した後は、当該年度における河川改修の進捗状況や被災状況等を調査し、この結果に基づき、最新の内容に更新している。

第２節　重要水防区域設定の基準

徳島県における県管理河川重要水防区域評価基準は、次表のとおりである。

重要水防区域評価基準

令和３年４月１日　河第４１号　河川整備課長通知

種　別	重　要　度		要注意区間
	Ａ　水防上最も重要な区間	Ｂ　水防上重要な区間	
越水（溢水）	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６m以上の区間の内、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６m以上の区間の内、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６m以上の区間の内、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所にあっては、既住最高水位が現況の堤防高を超えた履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６m以上の区間の内、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所にあっては、既住最高水位が現況の堤防高を超えた履歴はないが、その差が０．６m未満の箇所。	
堤体漏水	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６m以上の区間の内、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６m以上の区間の内、堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じると考えられる箇所。水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６m以上の区間の内、堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６m以上の区間の内、堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

種　別	重　要　度		要注意区間
	Ａ　水防上最も重要な区間	Ｂ　水防上重要な区間	
洪水痕跡	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６m未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間にあっては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６m未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤 区間にあっては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床下浸水が発生した履歴がある箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。		
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所にあっては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所にあっては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）を上まわるが、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所にあっては、既住最高水位が現況橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所にあっては、既住最高水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等に達した履歴はないが、その差が０．６未満の箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６m以上の区間の内、その設置に起因する堰上げ等により河川管理施設等に損傷を及ぼし又は背後地の人家等に床上浸水を発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が０．６m以上の区間の内、その設置に起因する堰上げ等により背後地の人家等に床下浸水を発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により、本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡	破堤跡で、河川改修工事が未施工の箇所。		新堤防で、築造後３年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇

第３節　重要水防区域一覧

本町内の重要水防区域（２９区域）を以下の項目で、資料編 No.10 に掲載した。

重要水防区域一覧表の内容

- ◆ 付図番号
- ◆ 河川名（左右岸別）
- ◆ 重要水防区域（場所、延長、Ａ・Ｂ・要〈※注〉、種別）
- ◆ 対策
- ◆ 関係区域（地区名、戸数、住民数）
- ◆ 危険な場合の措置（担当水防団及び人数、避難場所、収容能力）
- ◆ 備考

※注　Ａ：水防上最も重要な区域
　　Ｂ：水防上重要な区域
　　要：要注意区間

第４章　水防施設

第１節　水防倉庫及び備蓄資材の状況

第１　水防倉庫の設置

水防管理団体（本町）は、その重要水防区域内堤防延長１ｋｍ～２ｋｍ毎に１棟の割合で水防倉庫を設置し、必要資機（器）材を備えておく必要がある。

この水防倉庫は、国土交通省建設基準で、間口 9.1m、奥行 3.6m、面積 33m^2 となっており、設置場所は水防活動に便利な場所を選定し、適当な場所がない場合は、堤防法肩か、その他支障のない場所に設置することになっている。

本町管理の水防倉庫は、以下のとおりである。

水防倉庫一覧

管理	設置場所	河川名
海陽町	神野字神野前	海部川
	四方原字杉谷	―
	宍喰浦字三反田	海部川
	旧浅川小	―
	旧山下津波避難所	―

第２　水防倉庫の備蓄資材

備蓄資材一覧は、資料編 No.29 を参照とする。

第２節　水防資材の調達

第１　調達

水防資材は、原則として水防本部が調達するが、急を要する場合は、現地調達するほか、徳島県から供給可能な場合がある。

第２　町内における資機材購入先及び能力

資料編 No.29 に参照した。

第３節　重要な水門・樋門、排水機場

本町内での重要な水門・樋門は３６箇所（基）、排水機場は３箇所（台）設置されている。
門扉形状・機能の詳細は、資料編 No.10 に掲載したが、その概要は下表のとおりである。

重要な水門・樋門、排水機場一覧（概要）

区分	河川・海岸名	名称	所在地	管理者
水門	伊勢田川	柳ノ内	浅川	県河川整備課
	浦上川	浦上第1	〃	〃
	〃	浦上第2	〃	〃
	〃	浦上第2	〃	〃
	〃	浦上第11	〃	〃
	〃	稲	〃	〃
	長泉寺川	長泉寺川	多良	〃
	善蔵川	大里	大里	県河川整備課※
	〃	大里	〃	〃
	浅川港	港浅－36	浅川	県運輸政策課
	〃	港浅－33	〃	〃
	〃	港浅－32	〃	〃
	金目海岸	金目	〃	〃
樋門	浅川港	港浅－29	浅川	県運輸政策課
	〃	港浅－01	〃	〃
	母川	母川第1	高園	県河川整備課
	〃	母川第2	〃	〃
	〃	母川第3	〃	〃
	〃	母川第4	〃	〃
	〃	母川第5	〃	〃
樋門	母川	母川第6	馬路	県河川整備課
	〃	母川第７	野江	〃
	〃	母川第８	〃	〃
	〃	母川第11	〃	〃
	〃	母川第１３	高園	〃
	〃	母川第１４	中山	〃
	〃	母川第１５	〃	〃
	〃	母川第１６	高園	〃
	居敷川	居敷	中山	〃
	海部川	富田	富田	〃
	〃	大井	〃	〃
	〃	姫	大井	〃
	宍喰川	中角	宍喰浦	〃
	宍喰海岸	宍喰	〃	〃
	那佐港	港那－04	〃	県運輸政策課
	〃	港那－01	〃	〃
排水機場	善蔵川	善蔵川	大里	県河川整備課※
	中角川	宍喰川	中角	〃
	海部川	海部川	奥浦	〃

※本町に管理委託

第５章　予報及び警報

第１節　気象庁が行う予報及び警報

第１　気象台が発表もしくは伝達する注意報、警報等

徳島地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波または高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を徳島河川国道事務所長及び知事などに通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

なお、水防活動用に特別警報は設けられていない。

水防活動用注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

気象台が発表もしくは伝達する注意報等の種類及びそれらの発表基準

水防の利用に適合する注意報、警報	一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報	発　表　基　準
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	津波特別警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。（大津波警報の名称で発表）
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに注意を喚起するため発表される。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

【備考】
※注１　詳細は、風水害対策編 第1章 第1節「気象業務の整備」を参照
※注２　一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない

第２　津波に関する予報及び警報等

津波に関する予報及び警報等の各情報について、以下の各情報の詳細は、南海トラフ地震対策編 第２章 第７節 第２の３「津波情報等の通知と伝達」を参照とする。

- ◆ 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等
- ◆ 津波情報の種類と発表内容
- ◆ 津波予報の発表基準と発表内容

第３　警報等の伝達経路及び手段

１．洪水等の場合

共通対策編 第３章 第３節「情報通信」の図「気象に関する特別警報・警報の伝達系統」及び図「気象に関する注意報・情報の伝達系統」を参照とする。

２．津波警報・注意報の場合

共通対策編 第３章 第３節「情報通信」の図「大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統」を参照とする。

３．津波予報・津波情報の場合

共通対策編 第３章 第３節「情報通信」の図「津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統」を参照とする。

第２節　水位情報・水防警報等

町内を流れる海部川及び宍喰川の両河川は、徳島県知事が指定した水防警報河川・水位周知河川であり、徳島県は、以下の計画に基づき水位情報並びに水防警報の通知及び周知を実施する。

第１　実施区域及び担当官署

両河川の実施区域及び担当官署は、以下のとおりである。

実施区域及び担当官署

河川名	実施区域	担当官署
海部川	吉野字十王堂（吉野橋）から河口まで	南部総合県民局
宍喰川	尾崎（坂瀬川合流点）から河口まで	美波庁舎

第２　水位情報

両河川の水位情報は、以下のとおりである。

水位情報一覧（単位m）

河川名	基準水位観測所	水防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）	管理（指定河川）
		レベル１	レベル２	レベル３	レベル４	
海部川	多　良	2.7	3.3	5.1	5.5	徳島県 水位周知河川 水防警報河川
宍喰川	日比原	2.1	2.3	2.6	3.1	

【多良基準水位観測所】

【日比原基準水位観測所】

第３　水防警報

１．安全確保の原則

水防警報は、洪水・高潮あるいは津波によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動やその他危険を伴う水防活動時は、水防団員の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防団員の安全確保を念頭において通知するものとする。

なお、本町の場合、南海トラフ巨大地震における津波影響開始時間（＋２０ｃｍ）は、鞆浦漁港口で約４分と短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防団員の安全確保を図るものとする。

２．洪水・高潮時の水防警報

水防警報の種類、内容と発表の基準は、以下のとおりである。

水防警報の種類及び内容（洪水・高潮）

種　類	内　　容
待　機	状況に応じて直ちに水防団（消防団）が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの
準　備	水防に関する情報連絡、水防資器材の準備、水門機能等の点検等に努めるとともに、水防団（消防団）に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出　動	水防団（消防団）が出動する必要がある旨を警告するもの
解　除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの
水位警報（適宜）	水位の上昇下降、最高水位、水位見込み等水防活動上必要な情報の通知（「出動」を発表してから「解除」するまでの間、適宜通知する。）

水防警報発表の基準（洪水・高潮）

河川名	基準水位観測所	第１段階	第２段階	第３段階	第４段階
		待　機	準　備	出　動	解　除
海部川	多　良	氾濫注意水位3.3m以上に到達すると予想されるとき	水位が水防団待機水位2.7mに到達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位3.3mに到達し、なお上昇のおそれがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき
宍喰川	日比原	氾濫注意水位2.3m以上に到達すると予想されるとき	水位が水防団待機水位2.1mに到達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位2.3mに到達し、なお上昇のおそれがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき

３．津波時の水防警報

水防警報の種類等は以下のとおりである。

水防警報の種類・内容・発表基準（津波）

種　類	内　　容	発　表　基　準
待　機	水防団（消防団）員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表され、かつ必要と認めるとき
出　動	水防団（消防団）が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が解除されたとき、または津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える時間的な猶予がある）状態のとき
解　除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したときに、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき
※気象庁から発表される津波警報等が活動中の水防団員に必ず届くことを確認しておくこと。 ※水防活動が必要となるのが、気象庁からどのような警報等が発表されたときとなるのか、あらかじめ整理しておくこと。		

※避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認することが望ましい。
※次の内容について、事前に定めておくこと。
・安全時間も考慮した水防団自身の退避に必要な時間と退避開始時刻
（津波到達予想時刻の〇〇分前など）
・水防団員の安否確認方法（連絡体制）
・水防活動内容の精査・重点化
・水防団員の避難手段や退避経路の確認

4．発表様式

徳島県水防計画における水防警報発表様式は、資料編 No.82、83、84 に参照した。

5．連絡系統

（1）水防警報

水防警報の連絡系統は次のとおりである。

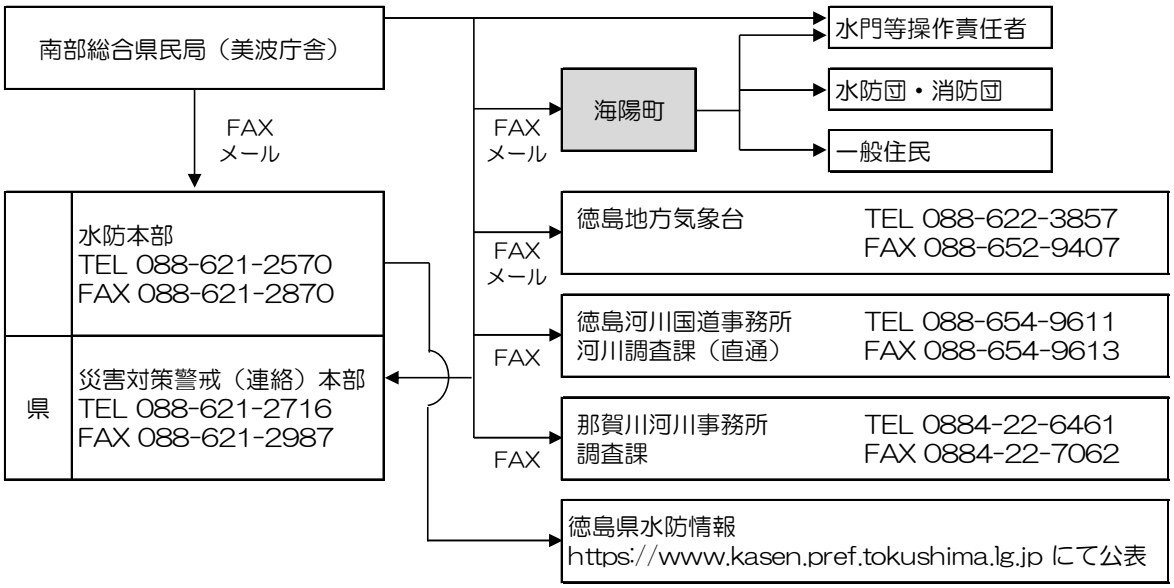

連絡系統

（2）氾濫警戒情報、氾濫危険情報及び高潮氾濫発生情報

氾濫警戒情報、氾濫危険情報及び高潮氾濫発生情報の基準

氾濫警戒情報 （水位周知河川）	対象水位観測所の水位が、避難判断水位を超えたとき及び下回ったとき、その旨を関係市町に通知するとともに、必要に応じ一般住民に周知する。
氾濫危険情報及び高潮氾濫発生情報 （水位周知河川、水位周知海岸）	対象水位観測所の水位が、氾濫危険水位、高潮特別警戒水位を超えたとき及び下回ったとき、その旨を関係市町に通知するとともに、必要に応じ一般住民に周知する。

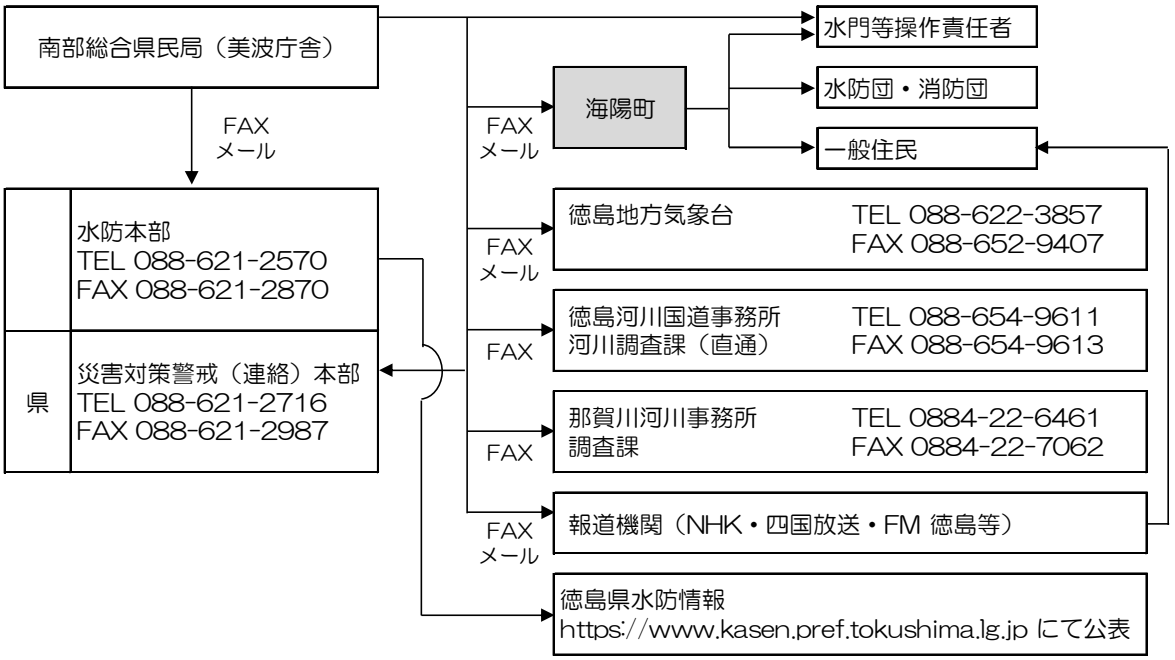

連絡系統（水防警報河川、水位周知河川）

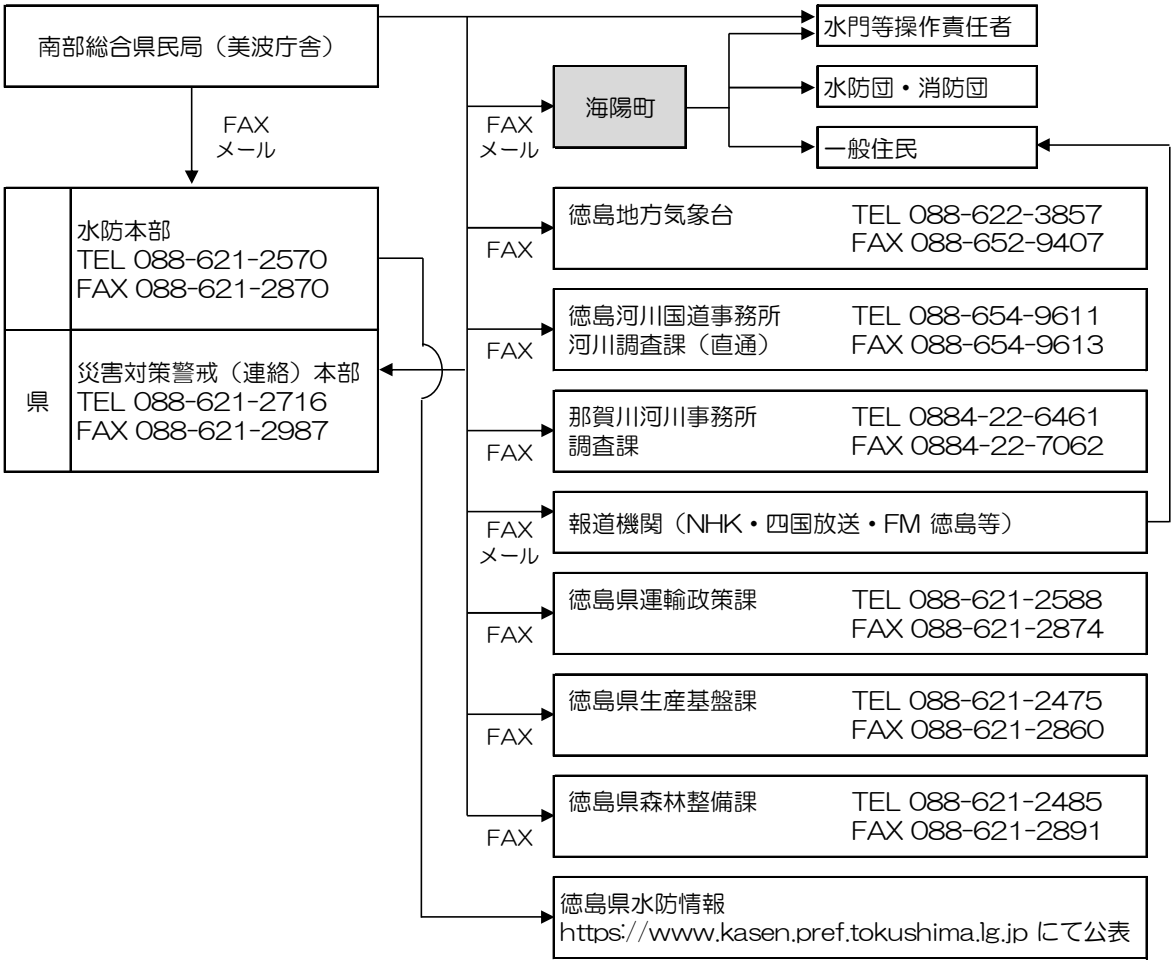

連絡系統（水位周知海岸）

第３節　水防信号

法第２０条第１項に基づく水防信号（昭和２５年徳島県規則第２号）は、以下のとおりである。

警鐘信号・サイレン信号

区　分	警鐘信号	サイレン信号
第１信号	○休止　○休止　○休止	約５秒　約１５秒　約５秒　約１５秒　約５秒　約１５秒 ○　－休止－　○　－休止－　○　－休止－
第２信号	○-○-○　○-○-○　○-○-○	約５秒　約６秒　約５秒　約６秒　約５秒　約６秒 ○　－休止－　○　－休止－　○　－休止－
第３信号	○-○-○-○　○-○-○-○　○-○-○-○	約10秒　約５秒　約10秒　約５秒　約10秒　約５秒　約10秒　約５秒 ○　－休止－　○　－休止－　○　－休止－　○　－休止－
第４信号	乱打	約１分　約５秒　約１分　約５秒 ○　－休止－　○　－休止－

第１信号　　警戒水位（氾濫注意水位）に達したことを知らせる。
第２信号　　水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる。
第３信号　　当該水防管理団体（町）の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせる。
第４信号　　必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる。
（備考）
① 信号は適宜の時間継続すること。
② 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することができる。
③ 危険が去った時は口頭伝達または町内放送施設等を利用し、周知させるものとする。

地震による堤防漏水、沈下等が発生した場合、及び津波の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

第６章　水防活動

第１節　観測及び通報

第１　雨量の観測通報

１．雨量の観測

徳島県南部総合県民局（美波庁舎）等は、気象状況により相当の降雨があると認めたときは、その所管する雨量観測所について監視を強化させるとともに、水防情報伝達システムの雨量・水位テレメータ施設（以下「水防情報施設」という。）等により、次のとおり雨量観測を実施する。

- ◆　時間雨量が２０mm以上のときは、１０分毎の雨量
- ◆　降り始めから雨量が７０mmに達したときには、１０分毎の雨量
- ◆　雨がやんだときは、その時刻と雨量

２．雨量の通報

本町は、必要に応じて徳島県南部総合県民局（美波庁舎）より雨量の通報を受けるとともに、「徳島県水防情報」により、町内８箇所の雨量観測所について、１時間または１０分毎の雨量情報を収集する。

３．雨量観測所

町内に設置された徳島地方気象台及び県土整備部所有の雨量観測所は、以下のとおりである。

雨量観測所一覧（徳島地方気象台及び県土整備部所管）

観測所名	所有者	観測所名	所有者
海　陽	徳島地方気象台	寒　ヶ　瀬	県土整備部
久　尾	県土整備部	神　野	〃
大　井	〃	奥　浦	〃
浅　川	〃	宍　喰	〃

なお、国土交通省、阿佐海岸鉄道、町所有の雨量計については、資料編 No.２を参照とする。

第２　水位の観測通報

１．水位の観測

徳島県南部総合県民局（美波庁舎）等は、洪水のおそれがあると認めたときは、その所管する水位観測所について監視を強化させるとともに、水位情報施設等により次のとおり水位観測を実施する。

- ◆ 水防団待機水位に達したときから、減水後同水位に復するまでの１０分毎の水位
- ◆ 水防団待機水位に達した時刻及び減水後同水位に復した時刻
- ◆ 氾濫注意水位に達した時刻及び減水後同水位に復した時刻
- ◆ 最高水位に達し減水に向かうときは、その水位と時刻

２．水位の通報及び水位観測所

本町は、本編 第５章 第２節「連絡系統」による他、前項雨量情報と同様、「徳島県水防情報」により、海部川（多良）及び宍喰川（日比原）の２箇所の水位観測所について、１時間または１０分毎の水位情報を収集する

第３　潮位の観測通報

徳島県南部総合県民局（美波庁舎）等は、異常高潮のおそれがあると予想されるときは、次のとおり潮位等を観測する。

- ◆ 風向及び風速の概要
- ◆ 潮位
- ◆ 波高（推定）及び波頭より防潮堤天端までの余裕

第２節　樋門・排水機場等の操作

第１　管理者

樋門・排水機場等の管理者は、水防上必要な気象等状況の通知を受けたときは、直ちに樋門・排水機場等の操作責任者に連絡しなければならない。

第２　操作責任者

樋門・排水機場等の操作責任者は、気象等の状況通知を受けた後は、安全を確保したうえで、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、樋門・排水機場等及び付近に異常を認めたとき、操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。

第３　点検整備

樋門・排水機場等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

第４　排水ポンプ車の保管場所及びその要請連絡系統

水防上危険な状況となり排水ポンプ車出動が必要なときは、以下の連絡系統により要請を実施する。

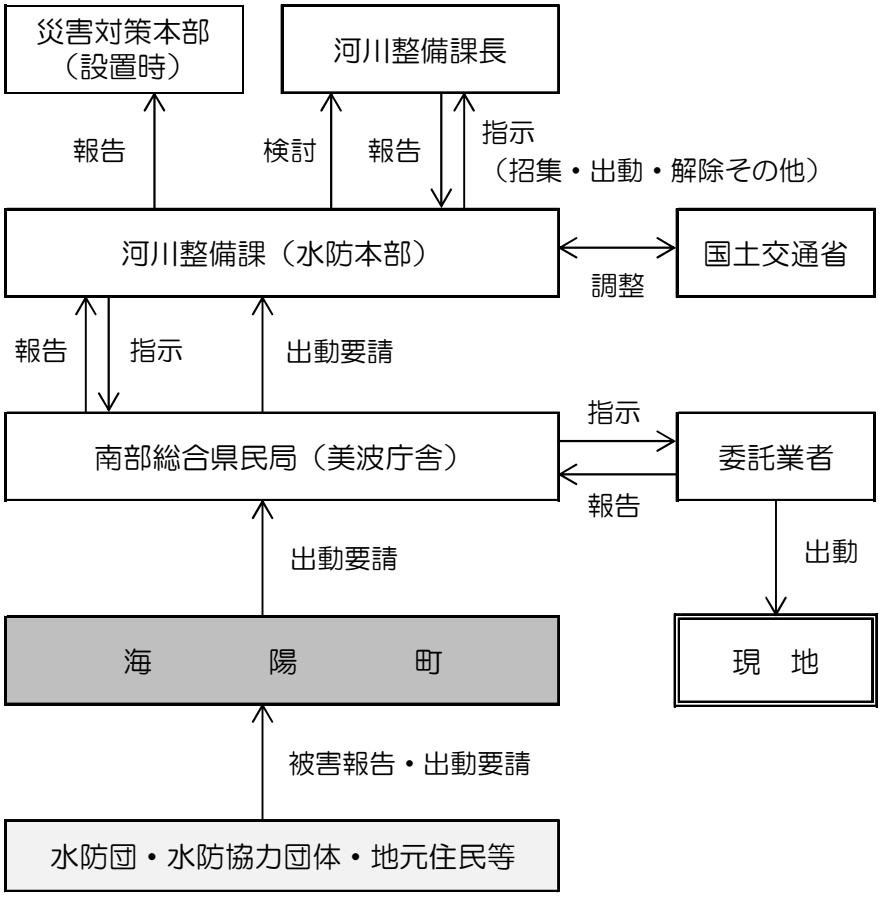

排水ポンプ車の出動要請連絡系統

第３節　監視及び警戒

第１　常時監視

町長、または水防（消防）団長は、関係河川・海岸堤防について常時監視員を設け、本町内分担区域内を巡視させるとともに、水防上危険であると認めるときは、徳島県南部総合県民局（美波庁舎）へ通報する。

第２　非常警戒

１．洪水

町長、または水防団長は、水防体制が発令されたときから、水防区域の監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心に、複数の水防団員による監視警戒を指示する。

異常発見時の水防団員チームは、団員各々の安全配慮と避難準備を優先し、直ちに水防作業を開始するとともに、その現況と危険状況を町及び徳島県南部総合県民局（美波庁舎）に報告する。

監視警戒時に注意する内容は、以下のとおりである。

- ◆ 裏法（居住地側堤防斜面）の漏水、または飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ◆ 表法（川側堤防斜面）で水あたりの強い場所の亀裂及び欠け崩れ
- ◆ 堤防の上端の亀裂または沈下
- ◆ 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ◆ 排水門・取水門の両軸または底部からの漏水と扉の閉まり具合
- ◆ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常等

２．高潮

町長、または水防団長は、水防体制が発令されたときから、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、徳島県南部総合県民局（美波庁舎）に報告する。

- ◆ 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- ◆ 堤防の上端の亀裂または沈下
- ◆ 表法（海側または川側堤防斜面）で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- ◆ 裏法（居住地側堤防斜面）の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ◆ 排水門・取水門・閘門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ◆ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状等

第４節　水防団の出動体制

町長は、次に示す基準により、水防団にあらかじめ定められた計画にしたがって、待機・準備・出動または解除の指令を出し、水防団の水防活動を適切に行わなければならない。

その際、団員は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

なお、水防団が出動したとき、または水防活動を解除したときには、南部総合県民局（美波庁舎）及び地元住民に知らせなければならない。

また、地震による堤防の漏水、沈下または津波の場合もこれに準じる。

指令の区分及び基準

区分	指令の基準
待機	１．水防警報河川にあっては、「待機」の発表を受けたとき。 ２．水位周知河川にあっては、水位が水防団待機水位に達し、なお、上昇のおそれがあるとき。 ３．水防管理において必要と認めたとき。 ４．津波警報が発表され、水防団員の安全を確保した上で、待機する必要があると認めるとき。
準備	１．水防警報河川にあっては、「準備」の発表を受けたとき。 ２．水位周知河川にあっては、水位が氾濫注意水位に達するおそれがあるとき。 ３．潮位通報、気象通報等により高潮の危険が予想されるとき。 ４．豪雨により、堤防の決壊、漏水、がけ崩れ等の恐れがあるとき。 ５．その他水防上必要と認められるとき。
出動	１．水防警報河川にあっては、「出動」の発表を受けたとき。 ２．水位周知河川にあっては、水位が氾濫注意水位に達し、なお、上昇のおそれがあるとき。 ３．潮位通報、気象通報等により高潮、波浪等による災害が予想されるとき。 ４．豪雨により、堤防の決壊、漏水、がけ崩れ等の危険が迫ってきたとき。 ５．その他水防上必要と認められるとき。 ６．津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	１．水防警報河川にあっては、「解除」の発表を受けたとき。 ２．水位周知河川にあっては、水位が氾濫注意水位以下になり、かつ、危険がなくなったとき ３．潮位通報、気象通報等により高潮、波浪等による災害の危険がなくなったとき。 ４．堤防の決壊、漏水、がけ崩れ等の危険がなくなったとき。 ５．津波等による被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したときに、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。

第５節　水防作業

第１　水防工法

工法は、その選定を誤らなければ、１種類の工法を施工するだけで成果をあげ得る場合が多いが、時には数種の工法を併用し、はじめてその目的を達成することもあり、当初施工の工法で効果が認められないときには、これに代わるべき工法を順次行い、極力水防に努めなければならない。

工法を選ぶにあたっては、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工することが重要である。

また、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第２　水防作業の心得

- ◆ 水防作業時の自身の安全確保に留意し、安全が確保できないと判断される場合は、避難を優先しなければならない。
- ◆ 命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。
- ◆ 作業中は、私語を慎み、終始敢闘精神をもって護りぬくこと。

- ◆ 夜間などは特に言動に注意し、みだりに「越水」とか「破堤」等の想像による言動をしてはならない。
- ◆ 命令及び情報の伝達は、特に迅速・正確・慎重を期し、みだりに水防員等を動揺せしめたり、緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心がけること。
- ◆ 洪水時において堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが概ね水位が最大の時またはその前後であるが、法崩れ陥没等は、通常減水時に生じる場合が多い（水位が最大洪水位の 3／4 位に減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで、警戒を解いてはならない。

第３　水防資機（器）材の補充

水防倉庫内等の資機材を使用してもなお不足したとき、または不測が予測される場合は、近くの購入先に手配して所要量を確保するものとし、緊急時には南部総合県民局（美波庁舎）等の応援を要請する。

第４　警戒区域の設定及び住民等の水防義務

１．警戒区域の指定

水防団長、水防団員または消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、もしくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができる（法第２１条）。

２．居住者等の水防義務

町長、水防団長または消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町に居住する者、または水防の現場にある者をして水防に従事させることができる（法第２４条、河川法第２２条）。

第５　公用負担

１．緊急時における公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、町長、水防団長または河川管理者は次の権限を行使することができる（法第２８条、河川法第２２条）。

- ◆ 必要な土地の一時使用
- ◆ 土石、竹林、その他資材の使用・収用
- ◆ 車両、その他の運搬具または器具の使用
- ◆ 排水用機器の使用
- ◆ 工作物、その他の障害物の処分

２．公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、町長、水防団長または消防署長にあっては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者（水防団員等）にあっては、次のような証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。

公用負担権限証明書（例）

海陽町消防団第〇分団長
氏　名
上記の者に〇〇区域における水防法第２８条第１項の権限行使を委任したことを証明します。

年　　月　　日

海陽町長　　〇〇　〇〇　印

３．公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を２通作成して、その１通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずる者に手渡さなければならない。

公用負担証（例）

目 的 物　　種　類
負担内容　　使用、収用、処分等
年　　月　　日

海陽町長　　〇〇　〇〇　印
事務取扱者　　職氏名　　印

〇〇　〇〇　　殿

第６　水防工法説明

１．水防工法の分類

水防工法には種々なものがあり、その目的と資材人員等に応じて最も適切なものを選ばなければならない。

なお、河川堤防の破堤原因は大略以下のとおりである。

（１）越水（溢水）による場合　：堤防から水が溢れ出て堤防の裏のり面から決壊
（２）漏水（浸透）による場合　：河川の水位が高い場合、水圧により裏のり面や裏のり先に河水が湧水して堤防が決壊
（３）洗掘（深掘れ）による場合：河川の流勢や波浪により表のり面が洗掘されて決壊

上記変状の場合、古くから行われてきた水防工法及び最近研究されている工法を分類すると次表のとおりである。

水防工法一覧表

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材 現在
越水（溢水）		積み土のう工	堤防天端に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
		せき板工	堤防天端に杭を打ちせき板をあてる	都市周辺河川 （土のうの入手困難）	鋼製支柱、軽量鋼板
		蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、 防水シート
		水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 （土のう、板など入手困難）	既製水のう、ポンプ、 鉄パイプ
		裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない 堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
		裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 （むしろ、竹の入手困難）	防水シート、鉄筋ピン、 軽量鉄パイプ、土のう
漏水（浸透）	川裏（居住側）対策	釜段工（釜築き、釜止め）	裏小段、裏のり先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、 鉄筋棒、ビニール、パイプ
		水マット式 釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 （土砂、土のうの入手困難）	既製水のうポンプ、 鉄パイプ
		鉄板式釜段工 （簡易窯断行）	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 （土砂、土のう入手困難）	鉄板、土のう、パイプ、 鉄パイプ杭
		月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、 パイプ、鉄筋棒
		水マット 月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 （土砂、土のう入手困難）	既製水のう、杭、 土のう、ビニロンパイプ
		樽伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜き樽または桶を置く	一般河川	樽、防水シート、土のう
		導水むしろ 張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷き並べる	一般河川 （漏水の少ない箇所）	防水シート、丸太、竹
	川表（川側）対策	詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川（構造物のあるところ、水深の浅い部分）	土のう、木杭、竹杭
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川 （水深の浅い所）	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 （漏水面の広い所）	むしろ、縄、杭、 ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 （むしろが入手困難）	防水シート、鉄パイプ、 杭、ロープ、土のう
		畳張り工	川表の漏水面に畳を張る	一般河川（水深の浅い所）	古畳、杭、縄、土のう、鉄線

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材 現在
洗掘（深掘れ）		むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、畳張り工	漏水川表対策と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水川表対策と同じ
		木流し工（竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、杭
		立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、杭、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土のう、石、異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、のり面を被覆する	急流河川	竹、杭、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	枠組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補うため杭を打ち中詰めの土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	杭、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしで、びょうぶを作りのり面を覆う	比較的緩流河川	竹、縄、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	天端	折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
	天端～裏のり	杭打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりに杭を用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	杭、鉄線
		控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、縄、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	杭、金網、鉄線、土のう
裏のり（居住側堤防斜面）崩壊	き裂	五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、縄、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工（杭打ち）	裏のり面のき裂をはさんで杭を打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	杭、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、のり面がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力杭打ち工	裏のり先付近に杭を打ちこむ	粘土質堤防	杭、土のう
		かご止め工	裏のり面にひし形状に杭を打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、杭、そだ
		杭打ち積み 土のう工	裏のり面に杭を打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	杭、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹杭、土砂、土のう
		つなぎ杭打ち工	裏のり面に杭を数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	杭、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め 土のう工	つなぎ杭打ちとほぼ同じで柵を作る。	一般堤防	杭、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	裏のり面に杭打ち柵を作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	杭、さく材、布木、土のう
その他		流下物除去作業	橋脚などに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

２．代表的な水防工法

（１）積み土のう工

堤防が欠けることを考慮して、堤防天端の表のり肩から、0.5～1.mくらい引き下げて所要の高さに土のうを積み上げる。段積みは、長手または小口積みとし、２段積みは下段を長手方向２列に並べ、その上に小口１段並べとするか、長手並べにする。３段積みは、前面長手３段積みにいも継ぎを避けて積み、裏手に控えとして、小口２段積みとし、木杭または竹等を串刺しとする。また、土のうの継ぎ目には土を詰めて、十分に踏み固める。

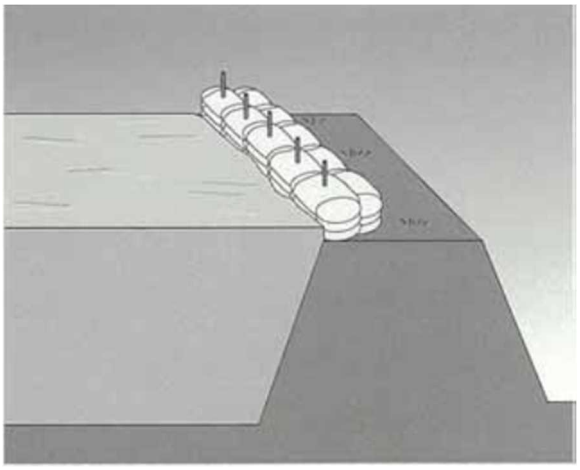

（２）表むしろ張り工（防水シート使用）

表むしろ張り工（防水シート使用）は、堤防のり面が欠け込んだ場合や、数箇所より浸透し、吸い込み口が判然としない場合に行うもので、力竹をシートでくるみ、重し土のうを数個結束し、留め杭に繋ぐものである。

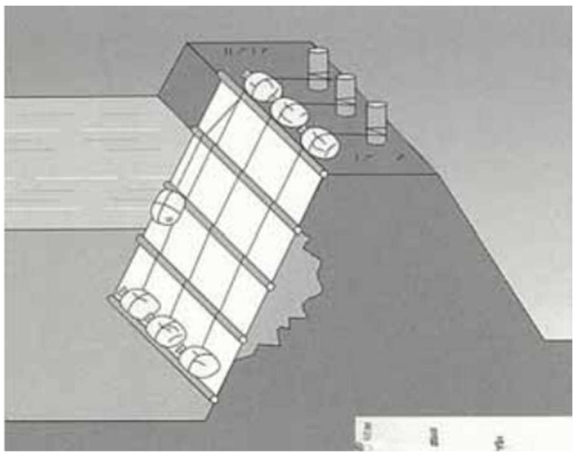

（３）表むしろ張り工（水防マット使用）

表むしろ張り工で水防マットを使用する場合は、防水シート使用時と同様で、既製のマット（パイプ通し、ハトメ、縦重し土のう固定ひも付き）を留め杭に繋ぐものである。

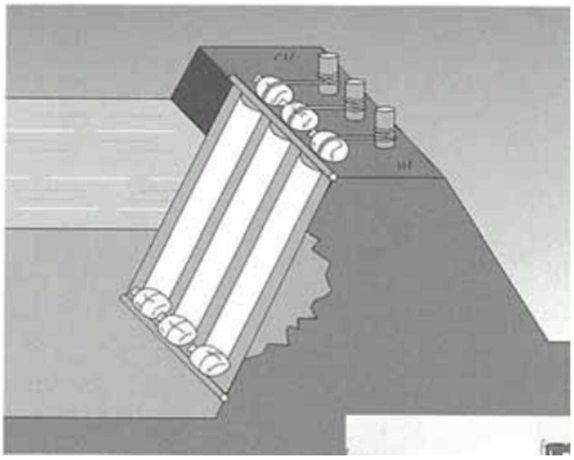

（４）釜段工

洪水時に堤防裏小段や堤内地に噴出する漏水の噴出口を中心に土のうを積み、水を貯え、川とその水圧との均衡を保つことにより水の噴出を防ぐ。

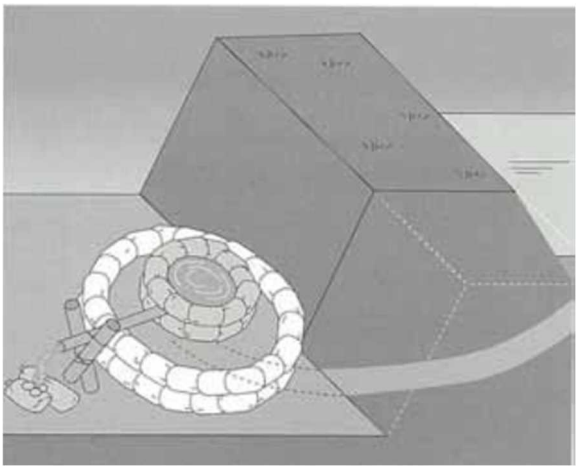

（５）月の輪工

土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮めて水の圧力を弱め、漏水口が拡大するのを防ぎ、堤防の決壊を未然に防ぐ。

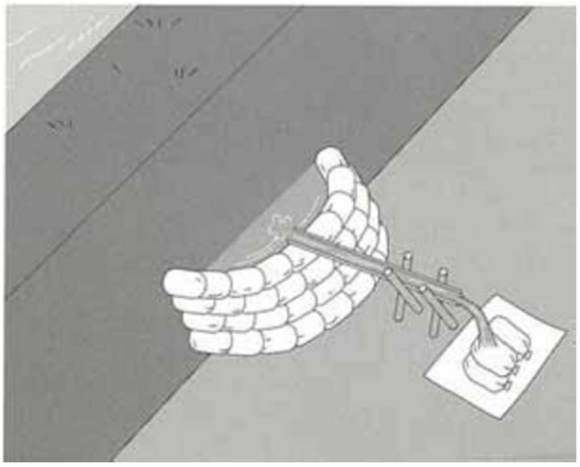

（６）木流し工

枝葉の繁茂した樹木または竹を根元から切り、枝に重り土のう（または石俵）を付ける。鉄線根元を縛り、もう一端を留め杭に結束したものを上流から流しかけて崩壊面に固定させる。流木を緩やかにする、川表の淀欠けを防ぐ（緩流部）、川表が崩れるのを防ぐなどの効果がある。

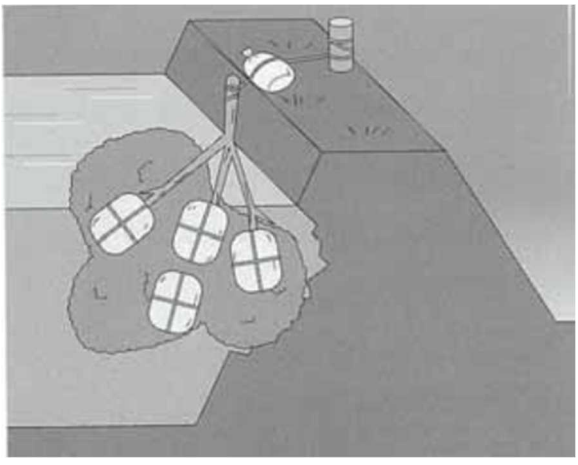

（7）折り返し工

天端の表のりと裏のりに竹を突き刺し、その根元に置いた土のうを枕にして竹を折り曲げ、中央で双方の竹を折り返して引きかけて縄で結束する。竹の折り返し部分は折損しやすいため、麻袋などを丸めて芯にする。また、竹の締まり具合を良くするため、天端に重し土のうを載せる。竹の代わりに、杭と鉄線を用いる工法（打ち継ぎ工）もある。

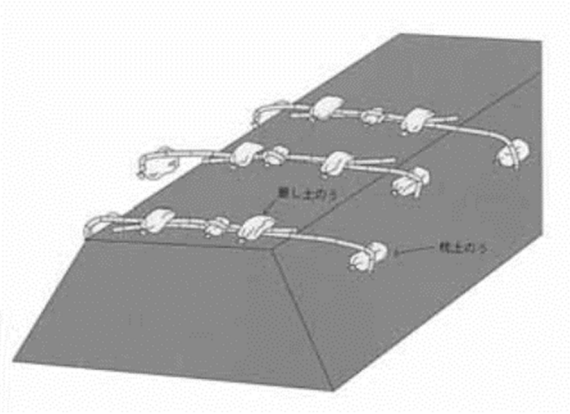

（8）繋ぎ逢い工

洪水時の浸透などにより、天端あるいは天端からの裏のり面にかけて、き裂が発生した場合、その拡大を防止する工法である。長さ 1～1.5m、末口６～９ｃｍの木を 1～2mの間隔に打ち込み、その杭に周り 10～15ｃｍの竹を縛り付ける。また、天端にも同様に杭を縛り付け、この双方の竹串を約 2mの継ぎ手を残して折り曲げ、引きかけて縄で結び、重し土のうを取り付ける。竹が入手困難な場合は鉄線を用いる。

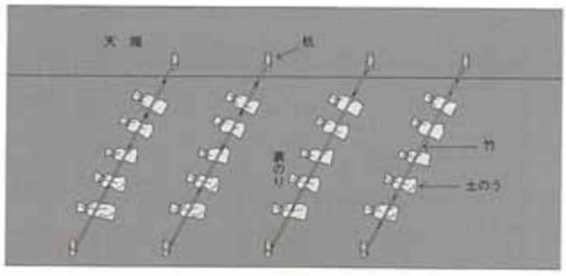

（9）五徳縫い工

き裂をはさみ、３～４本の竹で各辺１ｍ位の三脚形または四脚形に深く突き刺し、地上 1.2～1.5m位のところで一つに縄で結び、その上の重し土のうを載せる。もし、き裂の部分に張り芝がないときや堤体が軟弱な場合、沓土のうを用いるこの工法は、のり面に行うよりも、のり先に行う法が効果的である。なお、のり先に力杭を打つと、より安全である。

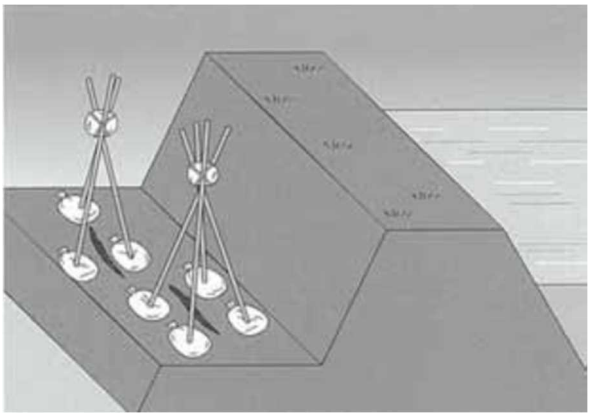

第６節　決壊・漏水等の通報及びその後の措置並びに避難のための立ち退き

第１　決壊の通報

堤防その他の施設が決壊、または越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときは、町長、水防団長、消防署長は、直ちにその旨を南部総合県民局（美波庁舎）等に通報しなければならない（法第２５条）。

第２　決壊通報の連絡系統

決壊・漏水等の通報の連絡系統は、以下のとおりである。

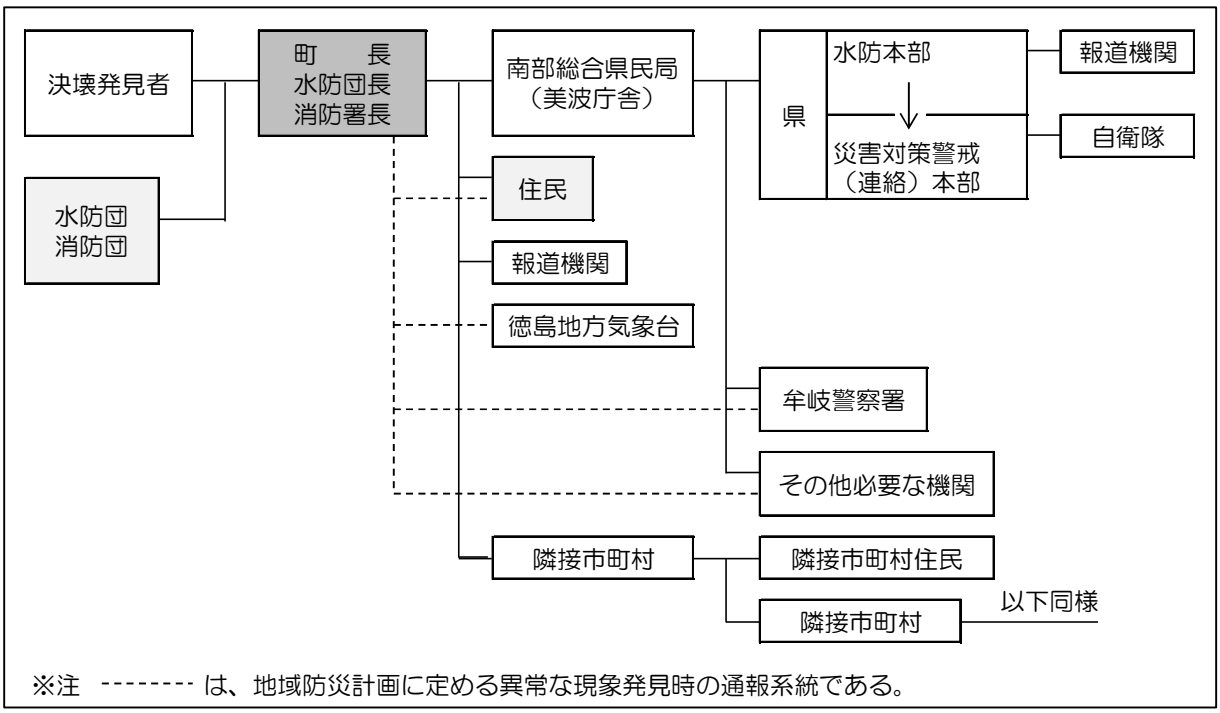

連絡系統

第３　決壊後の措置

堤防その他施設が決壊、または越水・溢水もしくは異常な漏水が発生したときにおいても、町長、水防団長、消防署長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように務めなければならない（法第 26 条）。

第４　避難

１．水防管理者（町長）が行う場合

（１）町長は、自ら防御する堤防等が破堤した場合、または破堤の危機にひんした場合には、直ちに必要と認める区域の居住者に対し、立ち退きを指示するものとする。

（２）町長は、（１）の立ち退きを指示した場合は、牟岐警察署長にその旨を通知するものとする。

（３）町長は、（１）の立ち退きを指示した場合は、その状況を徳島県河川整備課へ速やかに報告するものとする。

（４）町長は、牟岐警察署長と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先連絡等に必要な措置を講じておくものとする。

２．徳島県知事またはその命を受けた徳島県職員が行う場合

洪水、津波または高潮の氾濫により著しい危険が切迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため特にその必要が認められたときは、危険区域の居住者に対し、徳島県知事またはその命を受けた徳島県職員は、立ち退きを指示することができる（法第２９条）。
この場合、徳島県職員は、すみやかに海陽町長に連絡をとる。

３．避難場所

重要水防区域における避難場所（指定避難所）は、資料編 No.10、17 に参照した。

第７章　通信連絡体制

第１節　徳島県総合情報通信ネットワークシステム

総合情報通信ネットワークシステムは、徳島県庁内に設置された統制局を中心として、総合県民局等主要県出先機関、市町村並びに防災関係機関等を総合的に結んだ無線回線である。

災害時においては、一斉通信指令、緊急回線統制等の機能によって、災害情報の収集・伝達体制の確保、迅速な応急処理ができる。

第２節　非常通話及び電報

第１　電話の非常通話

徳島県知事、町長、水防団長またはこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のため一般加入電話を優先的に利用することができる（法第 27 条）。

第２　電報の特別取扱

洪水予報その他水防上緊急を要する事項を内容とするものについては、申し込みの際、非常電報緊急電報として申し込めば、至急取り扱われる。

第３　その他通信施設の使用

その他一般加入電話による通信不能、または特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話無線等の通信施設を使用することができる。

- ◆ 地方整備局無線施設
- ◆ 警察通信施設
- ◆ 気象台通信施設
- ◆ 四国旅客鉄道株式会社通信施設
- ◆ 電気通信施設
- ◆ 四国電力株式会社通信施設
- ◆ 徳島海上保安部通信施設
- ◆ 海上自衛隊通信施設
- ◆ ＮＨＫ・四国放送通信施設

第３節　水防に関する予報及び警報の通信連絡

水防に関する予報及び警報その他必要な情報の円滑な通信連絡を実施するため、町は、上記機関の通信施設等の適切な利用を図るものとする。

第８章　協力及び応援

第１節　高知県東洋町との応援協定

東洋町と本町を流れる野根川の水害をはじめ、消防組織法第１条に規定する水火災または地震等の災害で、応援を必要とするものは、両町の消防力を活用して、消防の相互応援を行う協定が締結されている。（他の協定については資料編 No.65 を参照）

第２節　応援及び相互協力

第１　警察官の応援

町長は、水防のため必要があると認められるときは、牟岐警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする（法第２２条）。
また、町長及び徳島県南部総合県民局長は、あらかじめ次の事項について協定しておく。

- ◆ 水防用電話、無線が不通になったときの警察電話、無線使用事項
- ◆ 法第２２条に規定する警察官、警察吏員の援助要求事項
- ◆ 法第２９条に規定する退避事項
- ◆ 一般災害、土砂災害の情報交換事項
- ◆ 災害時における資機材協力要請事項
- ◆ その他水防について必要な事項

第２　隣接水防管理団体の応援及び相互協定

町長は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長、消防長に対して応援を求めることができる（法第２３条）。

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し応援を求めた町長の所管の下に行動する。

また、隣接する水防管理団体は、協力応援等水防事務に関して相互協定し、水防計画に定めるものとする。

第３　自衛隊の応援

自衛隊に対する応援要請については、海陽町地域防災計画に規定する災害派遣要請手順による。

第４　河川管理者の協力

河川管理者として、町長は管理する河川において、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ◆ 河川に関する情報の提供
- ◆ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ◆ 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
- ◆ 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防または復旧に必要な資材の提供

第３節　水防連絡会議

第１　目的

水防連絡会議は、水防体制の強化拡充を図り水防実施が円滑に行われることを目的とする。

第２　組織

南部総合県民局美波庁舎管内の関係諸団体で組織される。

事務局は、徳島県南部総合県民局美波庁舎内におき、必要に応じ招集される。

第３　連絡会議における協議事項

- ◆ 気象状況の予報連絡事項
- ◆ 水位、雨量の通報事項
- ◆ 水防器具資材の調達事項
- ◆ 相互協力応援事項
- ◆ 水防訓練事項
- ◆ 水防啓発宣伝事項
- ◆ その他水防に必要な事項

第９章　水防費用

第１節　費用負担

第１　水防管理団体の費用負担

本町の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする（法第４１条）。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との協議によって決める（法第２３条）。

第２　利益を受ける市町村の費用負担

本町の水防によって、隣接する市町村が著しく利益を受けるときは、上記の第１「水防管理団体の費用負担」にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

ただし、負担する費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって定める（法第４２条）。

第２節　損失補償

公用負担権限（本編 第６章 第５節 第５「公用負担」参照）行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は、時価によりその損失を補償するものとする（法第２８条、河川法第２２条）。

第３節　災害補償

住民等を水防に従事させた（本編 第１章 第４節「水防の責任と義務」及び第６章 第５節 第４「警戒区域の設定及び住民等の水防義務」参照）ことによって、死亡、傷病にかかる等の状態となったときは、その損害を補償しなければならない（法第４５条、河川法第２２条）。

第１０章　水防報告及び記録

第１節　てん末書

水防を解除したときは、町長は活動実績を遅滞なく次の様式により３部作成し、徳島県南部総合県民局長に提出する。

水防活動実績表（様式）

管理団体及び府県名	指定非指定別	水防活動延人数			水防活動費		
		水防団及び消防団	その他	計	出動手当	その他※注１	小計（A）
		人	人	人	円	円	円

使用（消費）資材費※注２			合計（A+B）	水防活動を行った主な河川・海岸湖沼名	水防活動を行った時間※注３	備考
主要資材	その他資器材	小計（B）				
円	円	円	円			

※注１　水防活動費その他については、内容を備考に記入すること。
※注２　使用（消費）資機材費については、下記の内訳による区分により転記すること。
※注３　水防活動を行った時間（期間）は、○月○日から○月△日までと記入すること。

水防活動による使用(消費)資材費内訳（様式）

管理団体及び府県名	主要資材内訳					
	空俵		なわ		○　○	小計（A）
	数	金額	数	金額		
					以下※注４に該当する資材があれば記入	※注６

その他資器材						合計	備考
発煙筒		カーバイト		○　○	小計（B）		
数	金額	数	金額				
				以下※注５に該当する資器材があれば左に準じて記入	※注６		

※注４　主要資材内訳の欄には、次に掲げる資材の内該当するものを記入する。俵、かます、布袋類、畳、むしろ、縄、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠及び置石。
※注５　その他資器材の欄には、上記※注４以外のものを記入すること。
※注６　主要資材及びその他資器材のうち、転用等または災害復旧事業費の対象となるものは、それぞれに応じ価格を減じて記入すること。

第２節　水防記録

町長は、水防てん末書による水防活動実績の記録を作るとともに、下記事項について、水防記録を作成して保管するものとする。

- ◆ 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ◆ 水防活動をした河川名・海岸名及びその個所
- ◆ 警戒出動及び解散命令の時刻
- ◆ 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ◆ 水防作業の状況
- ◆ 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ◆ 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ◆ 法第２８条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ◆ 応援の状況
- ◆ 居住者出勤の状況
- ◆ 警察関係の援助の状況
- ◆ 現場指導の官公署氏名
- ◆ 立ち退きの状況及びそれを指示した理由
- ◆ 水防関係者の死傷
- ◆ 殊勲者及びその功績
- ◆ 殊勲水防団とその功績
- ◆ 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第１１章　水防訓練

第１節　水防訓練

第１　水防訓練実施要領

本町は、次の項目について水防訓練を行うよう努めなければならない。この際、可能な限り住民の参加により、広く水防思想の高揚を図るものとする。

なお、水防訓練の実施にあたっては、徳島県の指導を受けることとする。

１）観測（水位、潮位、雨量、風速）
２）通報（水防団の動員、居住者の応援）
３）輸送（資材、器材、人員）
４）各種水防工法
５）樋門等の操作
６）避難、立ち退き（危険区域居住者の避難）等

第２　水防訓練実施時期

水防訓練の実施は、最も効果ある時期を選び、毎年１回以上、単独もしくは関係機関と合同で、実施するものとする。

第２節　災害通信連絡及び情報伝達訓練

徳島県南部総合県民局等企画の訓練に参加し、情報伝達において、関係機関との連携を図るよう努めなければならない。

海陽町地域防災計画

平成１９年３月 作成
平成２２年３月 修正
平成２５年３月 修正
平成２８年３月 改定
令和　３年３月 改定
令和　６年３月 改定

発行 海陽町防災会議
（海陽町大里字上中須１２８）

編集　海陽町 建設防災課